令和７年２月定例会

熊本県議会会議録

令和７年２月19日　開会
令和７年３月19日　閉会

熊本県議会

議　　席　　表

令和７年２月

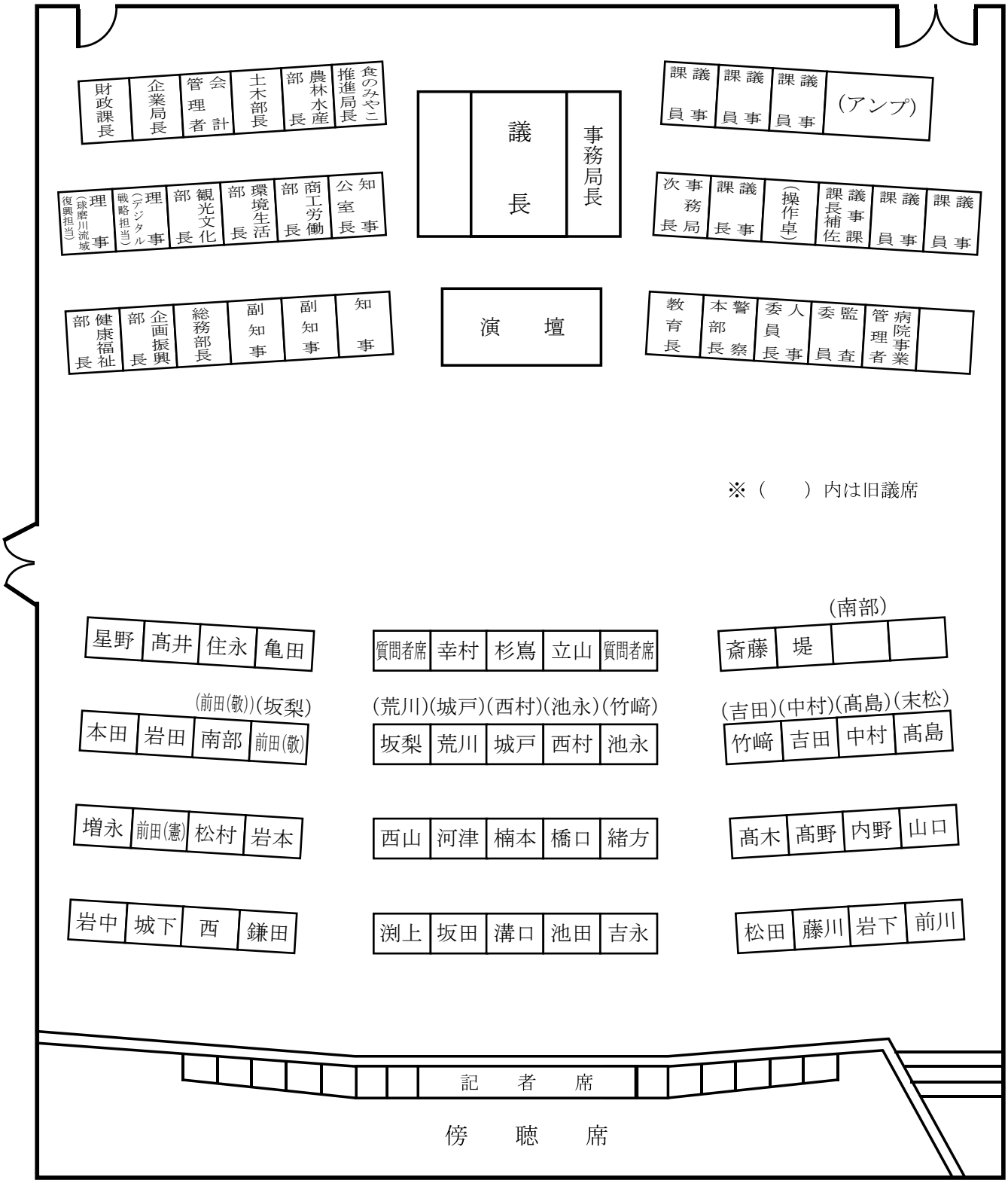
食のみやこ推進局長
農林水産部長
土木部長
会計管理者
企業局長
財政課長
事務局長
議長
課議員事
課議員事
課議員事
（アンプ）
知事公室長
商工労働部長
環境生活部長
観光文化部長
理事（デジタル戦略担当）
理事（球磨川流域復興担当）
次長事務局長
課議長事
（操作卓）
課長補佐議事課
課議員事
課議員事
知事
副知事
副知事
総務部長
企画振興部長
健康福祉部長
演　壇
教育長
本部長警察
委員長人事
委員監査
管理者病院事業
※（　　）内は旧議席
星野
髙井
住永
亀田
質問者席
幸村
杉嶌
立山
質問者席
(南部)
斎藤
堤
本田
岩田
南部
前田(敬)
(前田(敬))(坂梨)
坂梨
荒川
城戸
西村
池永
(荒川)(城戸)(西村)(池永)(竹﨑)
竹﨑
吉田
中村
髙島
(吉田)(中村)(髙島)(末松)
増永
前田(憲)
松村
岩本
西山
河津
楠本
橋口
緒方
髙木
髙野
内野
山口
岩中
城下
西
鎌田
渕上
坂田
溝口
池田
吉永
松田
藤川
岩下
前川
記　者　席
傍　聴　席

令和７年２月定例会会期日程表

月　日	曜	区　分	日　　程	備　　考
２・19	水	**本　会　議**	開会宣告　会期決定　議案上程　知事説明 議案等に対する質疑　委員会付託	
20	木	休　　会	議案調査	
21	金			
22	土		（県の休日）	
23	日		（県の休日）（天皇誕生日）	
24	月		（県の休日）（振替休日）	
25	火		常任委員会	総務・厚生・教警
26	水			経環・農水・建設
27	木		議事整理	
28	金	**本　会　議**	委員長報告　質疑　討論　議決	
３・１	土	休　　会	（県の休日）	
２	日			
３	月		議案調査	
４	火			
５	水	**本　会　議**	代表質問　自民（渕上）　立民連（岩田）	
６	木		代表質問　公明（城下） 一般質問　自民（岩下）	請願締切　17:00 意見書等締切　17:00
７	金		一般質問　新社会（岩中）　維新（星野）　自民（前田敬）	
８	土	休　　会	（県の休日）	
９	日			
10	月	**本　会　議**	一般質問　自民（立山）　無所属（増永）　自民（杉嶌）	
11	火		一般質問　自民（池永）　自民（河津）　自民（楠本） 議案等に対する質疑　委員会付託	
12	水	休　　会	特別委員会	
13	木		常任委員会	総務・厚生・教警
14	金			経環・農水・建設
15	土		（県の休日）	
16	日			
17	月		常任委員会	
18	火		議事整理	
19	水	**本　会　議**	委員長報告　質疑　討論　議決　閉会宣告	

会期　29日間

目　　次

第１号（２月19日）

議事日程　第１号 …… 1
本日の会議に付した事件 …… 1
出席議員氏名 …… 1
欠席議員氏名 …… 2
説明のため出席した者の職氏名 …… 2
事務局職員出席者 …… 2
開会　開議 …… 2
諸般の報告 …… 2
就任挨拶 …… 2
永年勤続議員に対する熊本県議会の表彰並びに知事の感謝状贈呈 …… 3
日程第１　議席の一部変更の件 …… 4
日程第２　会議録署名議員の指名 …… 4
日程第３　会期決定の件 …… 4
日程第４　知事提出議案の上程（第１号から第91号まで） …… 4
日程第５　知事の提案理由説明 …… 7
日程第６　人事委員会の意見（第57号、第58号及び第80号） …… 11
日程第７　議案等に対する質疑（第１号から第35号まで） …… 12
日程第８　知事提出議案の委員会付託（第１号から第35号まで） …… 12
日程第９　休会の件 …… 12
日程通告　散会 …… 13

第２号（２月28日）

議事日程　第２号 …… 15
本日の会議に付した事件 …… 15
出席議員氏名 …… 15
欠席議員氏名 …… 15
説明のため出席した者の職氏名 …… 15
事務局職員出席者 …… 16
開　議 …… 16
日程第１　各常任委員長報告 …… 16
厚生常任委員長報告 …… 16
経済環境常任委員長報告 …… 17
農林水産常任委員長報告 …… 19
建設常任委員長報告 …… 20
教育警察常任委員長報告 …… 21
総務常任委員長報告 …… 23
採　決 …… 24
日程第２　休会の件 …… 24
日程通告　散会 …… 24

第３号（３月５日）

議事日程　第３号 …… 25
本日の会議に付した事件 …… 25
出席議員氏名 …… 25
欠席議員氏名 …… 25
説明のため出席した者の職氏名 …… 25
事務局職員出席者 …… 26
開　議 …… 26
日程第１　代表質問 …… 26
渕上陽一君質問 …… 26
・木村県政１年の振り返りと総括について
知事木村敬君答弁 …… 27
渕上陽一君質問 …… 29
・各推進本部の総括と今後の取組について
・地下水保全推進本部
環境生活部長小原雅之君答弁 …… 30
渕上陽一君質問 …… 31
・渋滞解消推進本部

副知事亀崎直隆君答弁 …… 32
渕上陽一君質問 …… 33
・「こどもまんなか熊本」推進本部
健康福祉部長下山薫さん答弁 …… 34
渕上陽一君質問 …… 35
・「くまもとで働こう」推進本部
商工労働部長上田哲也君答弁 …… 36
渕上陽一君質問 …… 37
・外国人材との共生推進本部
知事公室長内田清之君答弁 …… 38
渕上陽一君質問 …… 39
・半導体関連産業の集積に向けた取組と熊本版サイエンスパークについて
知事木村敬君答弁 …… 40
渕上陽一君質問 …… 41
・食料・農業・農村基本法の改正等を踏まえた本県農畜産業の振興について
知事木村敬君答弁 …… 42
渕上陽一君質問 …… 43
・インバウンド観光客の地域間格差について
観光文化部長倉光麻里子さん答弁 …… 45
渕上陽一君質問 …… 45
・学校における働き方改革の促進について
教育長白石伸一君答弁 …… 46
渕上陽一君質問――終了 …… 47
・緑の流域治水について(要望)
休　憩 …… 48
開　議 …… 48
岩田智子君質問 …… 48
・水俣病問題の解決について
知事木村敬君答弁 …… 49
岩田智子君質問 …… 50
・インクルーシブ教育の推進について
知事木村敬君答弁 …… 52
岩田智子君質問 …… 53
・長期欠席やその他の理由で学校での健康診断を受けられない児童生徒への支援について
教育長白石伸一君答弁 …… 55
岩田智子君質問 …… 56
・児童養護施設の子供の安心安全を守るための県の取組について
健康福祉部長下山薫さん答弁 …… 57
岩田智子君質問 …… 58
・「熊本の宝」である水、熊本ブランドの水を守る県の取組について
知事木村敬君答弁 …… 60
環境生活部長小原雅之君答弁 …… 61
岩田智子君質問 …… 62
・公益通報制度における通報者の保護について
知事木村敬君答弁 …… 63
総務部長小金丸健君答弁 …… 64
岩田智子君質問 …… 65
・核兵器廃絶・世界の恒久平和を希求する熊本県宣言について
知事木村敬君答弁 …… 66
岩田智子君質問 …… 66
・熊本とオランダとの交流促進について
知事木村敬君答弁 …… 68
岩田智子君質問――終了 …… 68
日程通告　散会 …… 69

第４号（３月６日）

議事日程　第４号 …… 71
本日の会議に付した事件 …… 71
出席議員氏名 …… 71

欠席議員氏名 …… 71
説明のため出席した者の職氏名 …… 72
事務局職員出席者 …… 72
開　議 …… 72
日程第１　代表質問 …… 72
城下広作君質問 …… 72
・知事就任１年目に当たり知事の重みについて
知事木村敬君答弁 …… 73
城下広作君質問 …… 74
・県職員の中途退職状況について
知事木村敬君答弁 …… 75
教育長白石伸一君答弁 …… 76
警察本部長宮内彰久君答弁 …… 76
城下広作君質問 …… 77
・県職員の専門職確保について
知事木村敬君答弁 …… 78
城下広作君質問 …… 79
・ＴＳＭＣに関わる今後の対応について
・「台湾貿易投資センター」開設に対する受け止めと第３工場誘致に向けての本気度
・熊本版サイエンスパークの実現や展開に当たっての考え方
・地場企業の算入
・下水処理施設への住民理解の取組
知事木村敬君答弁 …… 81
城下広作君質問 …… 82
・菊陽町の都市計画と県の関わりについて
・知の集積に県立技術短大の誘致
・ＪＲ新駅設置に伴う豊肥線の複線化
知事木村敬君答弁 …… 84
城下広作君質問 …… 84
・外国人の受入れと共生について
知事木村敬君答弁 …… 86
城下広作君質問 …… 87
・熊本都市圏道路渋滞対策について
・道路整備
・時差出勤
知事木村敬君答弁 …… 88
城下広作君質問 …… 89
・失われる農地の新たな確保の進捗状況について
農林水産部長千田真寿君答弁 …… 90
城下広作君質問 …… 90
・スフィア基準の対応について
知事木村敬君答弁 …… 91
城下広作君質問 …… 91
・県立高校の在り方検討と不登校児童生徒の対応について
教育長白石伸一君答弁 …… 93
城下広作君質問 …… 94
・闇バイト対策について
警察本部長宮内彰久君答弁 …… 94
城下広作君質問 …… 95
・太陽光パネルの今後の対応について
知事木村敬君答弁 …… 96
城下広作君質問――終了 …… 96
休　憩 …… 97
開　議 …… 97
日程第２　一般質問 …… 97
岩下栄一君質問 …… 97
・くまもと新時代に向けた予算と今後の財政運営について
知事木村敬君答弁 …… 98
岩下栄一君質問 …… 99
・改めて地球温暖化対策について

・ゼロカーボン社会の推進について
環境生活部長小原雅之君答弁 ……100
岩下栄一君質問 ……101
・再生可能エネルギーの導入推進について
商工労働部長上田哲也君答弁 ……101
岩下栄一君質問 ……102
・高齢化社会への対応について
・介護人材の確保について
・認知症施策について
健康福祉部長下山薫さん答弁 ……103
岩下栄一君質問 ……104
・就職氷河期世代に対する支援策について
商工労働部長上田哲也君答弁 ……105
岩下栄一君質問 ……106
・観光誘客プロモーションについて
観光文化部長倉光麻里子さん答弁 ……106
岩下栄一君質問――終了 ……107
日程通告　散会 ……107
第５号（３月７日）
議事日程　第５号 ……109
本日の会議に付した事件 ……109
出席議員氏名 ……109
欠席議員氏名 ……109
説明のため出席した者の職氏名 ……109
事務局職員出席者 ……110
開　議 ……110
日程第１　一般質問 ……110
岩中伸司君質問 ……110
・有機農業の推進について
農林水産部長千田真寿君答弁 ……112
岩中伸司君質問 ……112
・熊本県民体育祭の開催について
教育長白石伸一君答弁 ……113
岩中伸司君質問 ……114
・下水道管の現状と安全・安心のための対策について
土木部長宮島哲哉君答弁 ……114
岩中伸司君質問 ……115
・阿蘇ソフトの村用地の利活用について
商工労働部長上田哲也君答弁 ……116
岩中伸司君質問 ……117
・教育現場の実態と教員の長時間労働の改善について
教育長白石伸一君答弁 ……118
岩中伸司君質問――終了 ……119
・高齢者に係る施策について（要望）
休　憩 ……120
開　議 ……120
星野愛斗君質問 ……120
・熊本の観光振興について
観光文化部長倉光麻里子さん答弁 ……121
星野愛斗君質問 ……122
・県営住宅について
・空室対策について
・ペットとの同居について
土木部長宮島哲哉君答弁 ……124
星野愛斗君質問 ……125
・県民に開かれた県政について
・情報公開制度について
・パブリックコメントについて
・県への提案について
総務部長小金丸健君答弁 ……127
企画振興部長富永隼行君答弁 ……128
知事公室長内田清之君答弁 ……128
星野愛斗君質問 ……129
・県有地管理の考え方について
総務部長小金丸健君答弁 ……131

星野愛斗君質問――終了 ……131
・ＳＮＳを利用した犯罪から子供たちを守るために(要望)
休　憩 ……133
開　議 ……133
前田敬介君質問 ……133
・防災機能強化に向けた取組について
知事公室長内田清之君答弁 ……135
健康福祉部長下山薫さん答弁 ……136
前田敬介君質問 ……136
・県の競技力向上を図る強化支援策について
教育長白石伸一君答弁 ……138
前田敬介君質問 ……138
・岱志高校の魅力化に向けた教職員荒尾第二住宅の利活用について
教育長白石伸一君答弁 ……140
前田敬介君質問 ……140
・特別支援教育支援員に係る市町村への支援について
教育長白石伸一君答弁 ……142
前田敬介君質問 ……142
・有明海沿岸道路の建設促進について
土木部長宮島哲哉君答弁 ……143
前田敬介君質問――終了 ……144
日程通告　散会 ……144
第６号（３月10日）
議事日程　第６号 ……145
本日の会議に付した事件 ……145
出席議員氏名 ……145
欠席議員氏名 ……145
説明のため出席した者の職氏名 ……145
事務局職員出席者 ……146
開　議 ……146
日程第１　一般質問 ……146
立山大二朗君質問 ……146
・県の文化と観光の振興について
・知事の観光文化への思いについて
知事木村敬君答弁 ……147
立山大二朗君質問 ……147
・文化の発信拠点としての熊本県立劇場の在り方について
観光文化部長倉光麻里子さん答弁 ……148
立山大二朗君質問 ……149
・県立装飾古墳館、鞠智城温故創生館の現状と活用について
教育長白石伸一君答弁 ……151
立山大二朗君質問 ……152
・ユネスコ「伝統的酒造り」無形文化遺産登録と県産酒の今後の展開について
知事木村敬君答弁 ……153
立山大二朗君質問 ……154
・フィルムコミッションの推進について
観光文化部長倉光麻里子さん答弁 ……155
立山大二朗君質問 ……156
・自衛官の募集と協力連携体制について
総務部長小金丸健君答弁 ……157
立山大二朗君質問 ……157
・保護司の活動支援について
環境生活部長小原雅之君答弁 ……159
立山大二朗君質問――終了 ……160
休　憩 ……160
開　議 ……161
増永慎一郎君質問 ……161
・上益城地域の県における位置づけと今後の振興への取組について
知事木村敬君答弁 ……162

増永慎一郎君質問 ……163
・消防広域化による消防力強化について
総務部長小金丸健君答弁 ……164
増永慎一郎君質問 ……165
・熊本都市圏南部地域の渋滞解消に向けた道路整備について
土木部長宮島哲哉君答弁 ……167
増永慎一郎君質問 ……168
・県立矢部高校の魅力化の取組について
教育長白石伸一君答弁 ……170
増永慎一郎君質問 ……170
・献血の現状と取組について
健康福祉部長下山薫さん答弁 ……173
増永慎一郎君質問――終了 ……173
休　憩 ……174
開　議 ……174
杉嶌ミカさん質問 ……174
・熊本県伝統工芸館の改修について
観光文化部長倉光麻里子さん答弁 ……176
杉嶌ミカさん質問 ……176
・県立高校の在り方について
教育長白石伸一君答弁 ……178
杉嶌ミカさん質問 ……179
・こどもまんなか政策について
・部局横断的施策に係る知事の考えについて
知事木村敬君答弁 ……180
杉嶌ミカさん質問 ……182
・熊本県社会的養育推進計画の改定について
健康福祉部長下山薫さん答弁 ……183
杉嶌ミカさん質問 ……184
・アニマルフレンズ熊本開所後の成果と課題について
健康福祉部長下山薫さん答弁 ……186
杉嶌ミカさん質問――終了 ……186
日程通告　散会 ……188
第７号（３月11日）
議事日程　第７号 ……189
本日の会議に付した事件 ……189
出席議員氏名 ……189
欠席議員氏名 ……190
説明のため出席した者の職氏名 ……190
事務局職員出席者 ……190
東日本大震災による犠牲者に対する黙禱 …190
開　議 ……190
日程第１　一般質問 ……190
池永幸生君質問 ……190
・「食のみやこ熊本県」を支える担い手の確保、育成について
農林水産部長千田真寿君答弁 ……192
池永幸生君質問 ……193
・中小企業省力化投資補助金の活用推進について
商工労働部長上田哲也君答弁 ……194
池永幸生君質問 ……195
・物流拠点の整備について
企画振興部長富永隼行君答弁 ……196
池永幸生君質問 ……197
・運転免許をめぐる県民の利便性向上について
警察本部長宮内彰久君答弁 ……197
池永幸生君質問――終了 ……198
・働き方改革の見直しについて（要望）
休　憩 ……200
開　議 ……200
河津修司君質問 ……200
・知事の阿蘇に対する思いと阿蘇の草

原維持について
知事木村敬君答弁 ……201
河津修司君質問 ……203
・阿蘇地域の農業における高温対策について
農林水産部長千田真寿君答弁 ……204
河津修司君質問 ……204
・畜産の振興について
農林水産部長千田真寿君答弁 ……205
河津修司君質問 ……206
・産山村の大蘇ダムについて
知事木村敬君答弁 ……207
河津修司君質問 ……208
・台湾との教育交流について
教育長白石伸一君答弁 ……208
河津修司君質問 ……209
・建設産業と連携した地域課題への対応について
土木部長宮島哲哉君答弁 ……210
河津修司君質問――終了 ……210
・阿蘇地域の道路整備について(要望)
休　憩 ……211
開　議 ……211
楠本千秋君質問 ……212
・天草地域の振興について
知事木村敬君答弁 ……213
楠本千秋君質問 ……213
・クルーズ船の対応について
観光文化部長倉光麻里子さん答弁 ……214
楠本千秋君質問 ……215
・国道389号下田南工区について
土木部長宮島哲哉君答弁 ……216
楠本千秋君質問 ……217
・御所浦の振興について
企画振興部長富永隼行君答弁 ……218
楠本千秋君質問 ……218
・八代・天草シーライン構想について
知事木村敬君答弁 ……220
楠本千秋君質問 ……220
・本渡港港湾計画の改定について
土木部長宮島哲哉君答弁 ……222
楠本千秋君質問――終了 ……222
日程第２　議案等に対する質疑(第36号から第91号まで)……223
日程第３　知事提出議案の委員会付託(第36号から第91号まで)……223
日程第４　請願の委員会付託 ……223
知事提出議案の上程(第92号から第118号まで)……223
日程第５　休会の件 ……224
日程通告　散会 ……225
第８号(３月19日)
議事日程　第８号 ……227
本日の会議に付した事件 ……227
出席議員氏名 ……227
欠席議員氏名 ……228
説明のため出席した者の職氏名 ……228
事務局職員出席者 ……228
開　議 ……228
日程第１　各特別委員長報告 ……228
高速交通ネットワーク整備推進特別委員長報告 ……229
海の再生及び環境対策特別委員長報告 …231
地域活力創生特別委員長報告 ……232
特別委員会の付託調査事件の変更の件 ……234
日程第２　各常任委員長報告 ……235
厚生常任委員長報告 ……235
経済環境常任委員長報告 ……236
農林水産常任委員長報告 ……238
建設常任委員長報告 ……239

教育警察常任委員長報告 ……240
総務常任委員長報告 ……241
反対討論（鎌田聡君） ……243
採　決 ……244
日程第３　閉会中の継続審査の件 ……245
知事提出議案（第92号から第118号まで）……245
採　決 ……246
知事提出議案の上程（第119号）……246
採　決 ……247
知事提出議案の上程（第120号）……247
採　決 ……247
議員提出議案の上程（第１号から第４号まで）……248
提出者の説明（坂田孝志君） ……253
反対討論（西聖一君） ……255
賛成討論（髙井千歳さん） ……256
採　決 ……258
委員会提出議案の上程（第１号及び第２号）……258
採　決 ……260
休　憩 ……260
開　議 ……260
議長辞職の件 ……260
退任挨拶（山口裕君） ……261
議長選挙の件 ……262
議長選挙投票者の氏名 ……262
就任挨拶（髙野洋介君） ……263
副議長辞職の件 ……263
退任挨拶（髙木健次君） ……264
副議長選挙の件 ……264
副議長選挙投票者の氏名 ……265
就任挨拶（緒方勇二君） ……266
日程第４　常任委員の改選 ……266
日程第５　議会運営委員の改選 ……266
特別委員辞任の件 ……266
常任委員辞任の件 ……267
日程第６　特別委員の所属変更及び選任の件 ……267
日程第７　有明海自動車航送船組合議会議員の選挙 ……267
指定都市都道府県調整会議の構成員の選挙の件 ……267
休　憩 ……268
開　議 ……268
閉　会 ……268
議長の閉会挨拶 ……268

付　録

各委員会委員選任一覧表……付 1
特別委員会委員所属変更及び選任一覧表…付 3
各委員会構成一覧表……付 4
令和７年２月定例会議案議決件名一覧表…付 6
諸般の報告……付12
議案各委員会別一覧表……付13
請願文書表……付30
委員会審査報告書……付33
特別委員会付託調査事件変更一覧表……付49
閉会中の継続審査申出一覧表……付50
請願委員会審査報告一覧表　閉会中の継続審査申出一覧表……付51

第　１　号

（２月19日）

令和７年　熊本県議会２月定例会会議録　第１号

令和７年２月19日（水曜日）

議事日程　第１号

令和７年２月19日（水曜日）午前10時開会

第１　議席の一部変更の件

第２　会議録署名議員の指名

第３　会期決定の件

第４　知事提出議案の上程（第１号から第91号まで）

第５　知事の提案理由説明

第６　人事委員会の意見（第57号、第58号及び第80号）

第７　議案等に対する質疑（第１号から第35号まで）

第８　知事提出議案の委員会付託（第１号から第35号まで）

第９　休会の件

本日の会議に付した事件

日程第１　議席の一部変更の件

日程第２　会議録署名議員の指名

日程第３　会期決定の件

日程第４　知事提出議案の上程（第１号から第91号まで）

日程第５　知事の提案理由説明

日程第６　人事委員会の意見（第57号、第58号及び第80号）

日程第７　議案等に対する質疑（第１号から第35号まで）

日程第８　知事提出議案の委員会付託（第１号から第35号まで）

日程第９　休会の件

出席議員氏名（48人）

星　野　愛　斗　君
髙　井　千　歳　さん
住　永　栄一郎　君
亀　田　英　雄　君
幸　村　香代子　君
杉　嶌　ミ　カ　さん
立　山　大二朗　君
斎　藤　陽　子　さん
堤　　泰　之　君
本　田　雄　三　君
岩　田　智　子　君
南　部　隼　平　君
前　田　敬　介　君
坂　梨　剛　昭　君
荒　川　知　章　君
城　戸　　淳　君
西　村　尚　武　君
池　永　幸　生　君
竹　﨑　和　虎　君
吉　田　孝　平　君
中　村　亮　彦　君
髙　島　和　男　君
増　永　慎一郎　君
前　田　憲　秀　君
松　村　秀　逸　君
岩　本　浩　治　君
西　山　宗　孝　君
河　津　修　司　君
楠　本　千　秋　君
橋　口　海　平　君

緒方勇二君
髙木健次君
髙野洋介君
内野幸喜君
山口　裕君
岩中伸司君
城下広作君
西　聖一君
鎌田　聡君
渕上陽一君
坂田孝志君
溝口幸治君
池田和貴君
吉永和世君
松田三郎君
藤川隆夫君
岩下栄一君
前川　收君

欠席議員氏名（なし）

説明のため出席した者の職氏名

知事	木村　敬君
副知事	竹内信義君
副知事	亀崎直隆君
知事公室長	内田清之君
総務部長	小金丸　健君
企画振興部長	富永隼行君
理事	阪本清貴君
理事	府高　隆君
健康福祉部長	下山　薫さん
環境生活部長	小原雅之君
商工労働部長	上田哲也君
観光文化部長	倉光麻里子さん
農林水産部長	千田真寿君
食のみやこ推進局長	辻井翔太君
土木部長	宮島哲哉君
会計管理者	川元敦司君
企業局長	深川元樹君
病院事業管理者	平井宏英君
教育長	白石伸一君
警察本部長	宮内彰久君
人事委員会委員長	出田孝一君
監査委員	藤井一恵君

事務局職員出席者

事務局長	波村多門
議事課長	富田博英
議事課長補佐	岡部康夫

午前10時開会　開議

○議長（山口裕君）　ただいまから令和７年２月熊本県議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

諸般の報告

○議長（山口裕君）　まず、閉会中における諸般の報告をいたします。

内容については、議席に配付のとおりであります。

第１は、末松直洋君の退職の報告について、第２は、会派所属構成人員変更の報告についてであります。

〔諸般の報告は付録に掲載〕

就任挨拶

○議長（山口裕君）　次に、去る11月定例会において任命同意になりました教育委員会委員及び議会の選挙で当選されました選挙管理委員から、それぞれ挨拶の申出があっておりますので、この際、これを許します。

教育委員会委員西山忠彦君。

〔教育委員会委員西山忠彦君登壇〕

○教育委員会委員（西山忠彦君）　去る12月、県議会の御同意をいただき、熊本県教育委員を拝命いたしました西山忠彦でございます。２期目ということで、これまでにも増して、さらなる責任の重さを痛感いたしております。微力ではございますが、本県教育の推進に引き続き全力で取り組んでまいる所存でございますので、今後とも御指導、御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。（拍手）

○議長（山口裕君）　選挙管理委員髙島剛一君。

〔選挙管理委員髙島剛一君登壇〕

○選挙管理委員（髙島剛一君）　昨年12月、選挙管理委員に選任されました髙島でございます。選管の委員長を務めさせていただいております。昨今、選挙制度をめぐるいろいろな問題が生じております。そのような問題にどのように対応するか、それを踏まえて、選挙管理委員の一員として、公正かつ適切な選挙の管理執行に一生懸命務めさせていただきます。今後ともよろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（山口裕君）　選挙管理委員坂口眞理さん。

〔選挙管理委員坂口眞理さん登壇〕

○選挙管理委員（坂口眞理さん）　おはようございます。このたび熊本県選挙管理委員に選任いただきました坂口眞理と申します。よろしくお願いいたします。再任となります。今までの経験を生かし、３人の委員の方々と協力しながら、責任を持って職務を全うしてまいりたいと存じます。今後とも皆様の御指導のほどよろしくお願い申し上げます。（拍手）

○議長（山口裕君）　選挙管理委員竹下文則君。

〔選挙管理委員竹下文則君登壇〕

○選挙管理委員（竹下文則君）　おはようございます。このたび県選挙管理委員に選任をいただきました竹下文則でございます。よろしくお願いいたします。微力ではございますが、職責が全うできるように精いっぱい努めてまいりたいと思っております。御指導のほど、どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（山口裕君）　選挙管理委員福田充君。

〔選挙管理委員福田充君登壇〕

○選挙管理委員（福田充君）　おはようございます。このたび熊本県選挙管理委員に選任いただきました福田充でございます。もとより微力ではございますけれども、職責が果たせるように誠心誠意取り組んでいく所存でございます。今後とも御指導のほどをよろしくお願いいたします。（拍手）

永年勤続議員に対する熊本県議会の表彰並びに知事の感謝状贈呈

○議長（山口裕君）　次に、熊本県議会永年勤続議員に対する県議会の表彰を行います。

なお、知事木村敬君から、被表彰議員に対し感謝状を贈呈したい旨の申出があっておりますので、併せてこれを行います。

被表彰者は、

20年勤続議員

坂　田　孝　志　君

であります。

坂田孝志君は演壇の前に出ていただきます。

〔坂田孝志君演壇前に出る〕

○議長（山口裕君）

表　　彰　　状

坂　田　孝　志　様

あなたは本県議会議員として20年以上にわたり県民の負託に応え地方自治発展のため多大の貢献をされました　ここにその功績をたたえ表彰します

令和７年２月19日

熊　本　県　議　会

〔表彰状及び記念品贈呈〕

〔拍手〕

○知事（木村敬君）

感　　謝　　状

坂　田　孝　志　様

あなたは20年以上にわたり熊本県議会議員として県民の負託に応えよく県勢の発展に寄与されました　その功績はまことに大でありますのでここに深く感謝の意を表します

令和７年２月19日

熊本県知事　木　村　　敬

〔感謝状贈呈〕

〔拍手〕

日程第１　議席の一部変更の件

○議長（山口裕君）　次に、日程に従いまして、日程第１、議席の一部変更の件を議題といたします。

お諮りいたします。

末松直洋君の議員退職に伴い、会議規則第４条第３項の規定により、議席の一部を議席に配付の議席表のとおり変更いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口裕君）　御異議なしと認めます。よって、議席の一部を議席表のとおり変更することに決定いたしました。

〔議席表は巻頭に掲載〕

日程第２　会議録署名議員の指名

○議長（山口裕君）　次に、日程第２、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第121条の規定により、河津修司君、西山宗孝君、岩中伸司君、以上３人を指名いたします。

日程第３　会期決定の件

○議長（山口裕君）　次に、日程第３、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から３月19日までの29日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口裕君）　御異議なしと認めます。よって、会期は本日から３月19日までの29日間とすることに決定いたしました。

日程第４　知事提出議案の上程（第１号から第91号まで）

○議長（山口裕君）　次に、日程第４、知事提出議案第１号から第91号までが提出されましたので、これを一括して議題といたします。

第１号　令和６年度熊本県一般会計補正予算（第８号）

第２号　令和６年度熊本県中小企業振興資金特別会計補正予算（第１号）

第３号　令和６年度熊本県収入証紙特別会計補正予算（第１号）

第４号　令和６年度熊本県立高等学校実習資金特別会計補正予算（第１号）

第５号　令和６年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算（第４号）

第６号　令和６年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計補正予算（第３号）

第７号　令和６年度熊本県用地先行取得事業特

別会計補正予算（第１号）
第８号　令和６年度熊本県育英資金等貸与特別会計補正予算（第２号）
第９号　令和６年度熊本県林業改善資金特別会計補正予算（第１号）
第10号　令和６年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第１号）
第11号　令和６年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計補正予算（第２号）
第12号　令和６年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計補正予算（第１号）
第13号　令和６年度熊本県公債管理特別会計補正予算（第１号）
第14号　令和６年度熊本県国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）
第15号　令和６年度熊本県下水道事業会計補正予算（第３号）
第16号　令和６年度熊本県電気事業会計補正予算（第４号）
第17号　令和６年度熊本県工業用水道事業会計補正予算（第２号）
第18号　令和６年度熊本県有料駐車場事業会計補正予算（第２号）
第19号　令和６年度熊本県病院事業会計補正予算（第４号）
第20号　専決処分の報告及び承認について
第21号　熊本県手数料条例等の一部を改正する条例の制定について
第22号　工事請負契約の締結について
第23号　工事請負契約の締結について
第24号　工事請負契約の変更について
第25号　工事請負契約の変更について
第26号　工事請負契約の変更について
第27号　工事請負契約の締結について
第28号　工事請負契約の変更について
第29号　工事請負契約の変更について
第30号　工事請負契約の変更について
第31号　工事請負契約の締結について
第32号　専決処分の報告及び承認について
第33号　専決処分の報告及び承認について
第34号　専決処分の報告及び承認について
第35号　専決処分の報告及び承認について
第36号　令和７年度熊本県一般会計予算
第37号　令和７年度熊本県中小企業振興資金特別会計予算
第38号　令和７年度熊本県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
第39号　令和７年度熊本県収入証紙特別会計予算
第40号　令和７年度熊本県立高等学校実習資金特別会計予算
第41号　令和７年度熊本県港湾整備事業特別会計予算
第42号　令和７年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計予算
第43号　令和７年度熊本県用地先行取得事業特別会計予算
第44号　令和７年度熊本県育英資金等貸与特別会計予算
第45号　令和７年度熊本県林業改善資金特別会計予算
第46号　令和７年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計予算
第47号　令和７年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計予算
第48号　令和７年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計予算
第49号　令和７年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計予算
第50号　令和７年度熊本県公債管理特別会計予

算
第51号　令和７年度熊本県国民健康保険事業特別会計予算
第52号　令和７年度熊本県下水道事業会計予算
第53号　令和７年度熊本県電気事業会計予算
第54号　令和７年度熊本県工業用水道事業会計予算
第55号　令和７年度熊本県有料駐車場事業会計予算
第56号　令和７年度熊本県病院事業会計予算
第57号　熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
第58号　熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び熊本県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第59号　熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第60号　熊本県情報公開・個人情報保護審議会条例の一部を改正する条例の制定について
第61号　熊本県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例の制定について
第62号　熊本県税条例の一部を改正する条例の制定について
第63号　熊本県税災害減免条例の一部を改正する条例の制定について
第64号　熊本県税条例及び熊本県税災害減免条例の一部を改正する条例の制定について
第65号　熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第66号　熊本県民生委員定数条例の一部を改正する条例の制定について
第67号　熊本県一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の制定について
第68号　熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第69号　熊本県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
第70号　熊本県環境影響評価条例の一部を改正する条例の制定について
第71号　熊本県少年保護育成条例の一部を改正する条例の制定について
第72号　熊本県産業技術センター条例の一部を改正する条例の制定について
第73号　熊本産業展示場条例の一部を改正する条例の制定について
第74号　熊本県立劇場条例の一部を改正する条例の制定について
第75号　熊本県林業研究・研修センター条例の一部を改正する条例の制定について
第76号　熊本県阿蘇みんなの森条例の一部を改正する条例の制定について
第77号　熊本県特定都市河川浸水被害対策法施行条例の制定について
第78号　熊本県立高等学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第79号　熊本県警察職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
第80号　熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第81号　財産の無償貸付けについて
第82号　財産の無償貸付けについて
第83号　財産の無償貸付けについて
第84号　財産の処分について

第85号　財産の減額貸付けについて
第86号　熊本県産業成長ビジョンの改定について
第87号　包括外部監査契約の締結について
第88号　権利の放棄について
第89号　権利の放棄について
第90号　訴えの提起について
第91号　権利の放棄について
報告第１号　専決処分の報告について
報告第２号　専決処分の報告について
報告第３号　専決処分の報告について
報告第４号　専決処分の報告について
報告第５号　専決処分の報告について
報告第６号　専決処分の報告について
報告第７号　専決処分の報告について
報告第８号　専決処分の報告について
報告第９号　一般社団法人熊本県果実生産出荷安定基金協会の経営状況を説明する書類の提出について

日程第５　知事の提案理由説明

○議長（山口裕君）　次に、日程第５、ただいま議題といたしました議案に対する知事の説明を求めます。

知事木村敬君。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事（木村敬君）　今回の定例会に提出しております議案の説明に先立ち、県政運営に対する私の所信の一端を申し述べます。

私は、地方創生を自らの使命として、全国各地の自治体をお支えしてまいりましたが、縁あって着任したこの熊本に、日本一の伸び代があると感じ、熊本の力を最大限引き出し、熊本を日本一のふるさとにする、このことに私の今後の人生をかけるという覚悟を持って、昨年４月16日に熊本県知事に就任し、10か月が経過いたしました。

就任からこれまで、なるべく多くの県民の方々、特に、なかなか声を上げられない方、弱き声、小さき声、そうした声にもしっかりと耳を傾け、スポットライトを当てることができるよう、可能な限り現場を訪れる現場主義を実践してまいりました。

具体的には、お出かけ知事室を開催し、私自ら県内の市町村を訪ねまして、県民の皆様と直接意見交換を行い、県政に対する様々な思いや御提案をいただきました。

また、地域未来創造会議においては、きめ細かな住民サービスの提供を担う各市町村長や地元県議の皆様と、地域の課題や発展の方向性について、私と直接意見交換をさせていただいております。

県として県民のニーズに沿った取組を進めていくために、今後も様々な機会を活用し、まずもって議員各位の皆様方から地域の実情を丁寧にお聞かせいただくとともに、できる限り多くの県民の皆様の声も直接お聞きし、政策に生かしてまいりたいと考えております。

昨年12月には、これからの県政運営のよりどころとなるくまもと新時代共創基本方針を策定し、目標を「県民みんなが安心して笑顔になり、持続的で活力あふれる熊本の未来を共に創る」としました。

さらに、重要な３つのキーワードとして「世界に広がる」「人を育てる」「共に創る」を掲げました。

まず、１つ目のキーワード「世界に広がる」についてです。

日本地図で見れば首都東京から遠い熊本も、世界地図で見れば東アジアの中心になります。アジアに広がることで、熊本の優位性が生きてきま

す。

世界最大手の半導体企業ＴＳＭＣが、日本の中でもこの熊本に立地したのは、約60年前から続く熊本の半導体産業の長い歴史に加え、台湾との地理的な近さがポイントとなったことは、皆様もお分かりになると思います。

昨年末にＴＳＭＣの日本法人ＪＡＳＭの第１工場が量産開始となり、第２工場の建設も予定されています。また、阿蘇くまもと空港の国際線の便数が過去最高の週43便となるなど、熊本は世界に広がる存在となりつつあります。

半導体関連産業の集積とともに、県全体における発展を実現していくためには、県民の皆様の間に存在する渋滞問題などの見える不満、地下水保全などの見えない不安に対して、着実に対応することが必要です。

このため、これらの解消に向けて、私をトップとする渋滞解消推進本部と地下水保全推進本部を設置し、課題解消に向けた対策を検討してまいりました。

渋滞解消については、特に渋滞問題が深刻である熊本都市圏に関して、市内の補助国道や県道を含めた道路管理の権限を有する熊本市と連携することが重要でございます。熊本市長とのトップ会談を重ね、３年間で30か所の交差点改良等に着手することなど、具体的に渋滞解消に取り組む個別の路線や交差点など、県と熊本市で決定し、昨年末公表いたしました。

また、地下水の保全については、速やかに実施可能な具体的な取組から着手しており、水位と水質に関するモニタリング体制を昨年中に整備いたしました。

今後、50年先、100年先の未来の熊本のさらなる発展に向け、引き続き不退転の決意で取り組んでまいります。

２つ目のキーワードは「人を育てる」です。

今、経済や国際交流の面では追い風が吹く状況にあるものの、本県は、我が国が抱える共通の課題である少子高齢化と人口減少に直面しております。

このため、今後、あらゆる分野において、人材の育成、確保、すなわち人を育てることが重要です。そのためには、教育と福祉の取組を充実させていく必要があります。

このような課題認識の下、「こどもまんなか熊本」推進本部、「くまもとで働こう」推進本部、外国人材との共生推進本部を設け、全庁一丸となって取組を推進することとしました。

引き続き、子供たちがきらきら輝けるような教育環境の充実、改善や外国から熊本への人材の呼び込みなど、様々なケースに対応する取組をしっかり検討、実施してまいります。

これらの推進本部の取組以外にも、熊本の基幹産業である農林畜水産物のさらなる高付加価値化や各地域の文化と連携した観光振興の推進等を目的として、昨年10月に、食のみやこ推進局、観光文化部の設置といった組織改編も行うなど、時期を逸することなく取り組んでまいりました。

それぞれの課題や対応の方向性の整理が進んだことを受け、取組をさらに加速してまいります。

知事就任時、私は、県政の最優先事項として、令和２年７月豪雨からの復旧、復興と緑の流域治水の推進を掲げました。

本年７月に、発災から５年を迎える球磨川流域をはじめとする被災地の再生、発展に向け、改定した新時代共創復興プランの下、被災された最後のお一人まで寄り添いながら、未来に夢を持てる地域を共につくってまいります。

また、その前提となる命と清流をともに守る緑の流域治水の取組を、国や流域市町村等と連携し

ながら、目に見える形で着実に推進し、流域全体の総合力で安全、安心を実現してまいります。

取組の一つである新たな流水型ダムについては、昨年末、環境影響の最小化に向けた取組、流域の森の現状、土砂・流木対策について、流域住民の皆様と確認し、広く周知いたしました。引き続き、県民の皆様の理解がさらに深まるよう丁寧に説明を続けながら、国や流域市町村と一体となって取り組んでまいります。

長年ダム問題に翻弄されてきた五木村については、“ひかり輝く”新たな五木村振興計画に基づき、また、新たな流水型ダムの建設地となる相良村については、村が掲げる「未来につなげるむらづくり」、この実現に向けて、早期に振興策が目に見える形になるよう支援するとともに、関連する県事業も着実に推進してまいります。

また、水俣病問題については、歴史的な経緯も含め、県政の最重要課題と認識しております。

公健法に基づく認定審査については、申請者個別の事情に丁寧に対応しながら、着実に進めてまいります。

胎児性・小児性患者の方々には、お一人お一人の気持ちに寄り添い、御本人や御家族の希望を丁寧に酌み取りながら、日常生活の支援に取り組んでまいります。また、水俣病犠牲者慰霊式後の関係団体との懇談においては、十分な意見交換の時間を確保し、皆様の御意見をしっかりと伺ってまいります。

あわせて、水俣・芦北地域の振興についても、第七次水俣・芦北地域振興計画に基づき、地元市町と一体となって、着実に取組を進めます。また、昨年６月に策定を表明した次期計画についても、地元市町の意見を丁寧に伺いながら策定してまいります。

本県が持つ日本一の伸び代を最大限に引き出すためには、政策を考え、実行する県職員が現場に出向き、県民の皆様の声に耳を傾け、県議会とともに、市町村や関係団体等と連携しながら、それぞれの強みを生かした政策、そして、地域を共に創ることが重要です。これが３つ目のキーワードでございます。

そして、このような取組の積み重ねが、最終的に私が目指します「県民みんなが安心して笑顔になり、持続的で活力あふれる熊本」へとつながるものと確信しております。

共に創る県民が主人公の県政に向けて、県議会及び県民の皆様の御理解、御協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

続いて、今定例会に提案しております議案の概要について御説明申し上げます。

まず、令和６年度２月補正予算についてです。

国の経済対策に合わせた本県独自の物価高騰対策として、医療、介護、保育施設等への支援、国の支援対象とならないＬＰガス利用世帯や事業者への支援、生活困窮者や独り親家庭への支援など、82億円を計上しております。

また、賃上げ環境の整備や渋滞・交通アクセス対策の推進など611億円を計上し、国の経済対策に呼応した事業の総額は、693億円となります。

あわせて、今後執行見込みの精査による減額など、必要な補正を行っております。

これらによりまして、一般会計は563億円の増額補正となり、補正後の現計予算額は、9,304億円となります。

次に、令和７年度当初予算について御説明申し上げます。

今回の予算は、昨年12月に策定したくまもと新時代共創基本方針を踏まえ、全庁一丸となり熊本県の飛躍に向け挑戦し、県民の皆様とともにくまもと新時代をつくっていくことを目指し、各分野

の施策を力強く推進、あるいは加速するよう編成いたしました。

この結果、一般会計予算の総額は、8,448億円となります。

続いて、歳出予算の主な内容について、くまもと新時代共創基本方針の柱に沿って御説明申し上げます。

第１に「こどもたちが笑顔で育つ熊本」についてです。

子供を持ちたいという方々が不妊治療を受けやすい環境を整備するため、保険適用外の先進医療に対して新たに支援を実施します。

また、保育士養成施設を核とした保育士の魅力発信、保育士、保育所の支援センターによる潜在保育士の就業促進などにより、保育士の確保を図ります。

さらに、子育て世代の女性が自らのライフスタイルに合った就労、起業、キャリアアップができるよう、生活圏にある企業とのマッチングや専門アドバイザーによる起業に向けた伴走支援などを実施いたします。

加えて、地域社会に貢献し、世界に羽ばたく志ある人材を育成するため、地域と力を合わせた県立高校の魅力化を進めるコーディネーターの配置や地元企業等と連携した特色ある学びの実現に向けた学習環境を整備いたします。

あわせて、教員業務支援員を公立の小中学校、県立学校全校に配置し、教員の負担軽減を図り、先生が児童生徒と向き合うことに注力できるようサポートを行ってまいります。

第２に「世界に開かれた活力あふれる熊本」についてです。

まず、国際交流の進展や地域経済の活性化につなげるため、海外向けの広報を強化するとともに、県内在住外国人への情報発信を充実させます。

また、海外の大規模イベントでのくまモンの露出や来場者と触れ合う機会を増やし、改めて、海外におけるくまモンの認知度向上や関連商品の市場拡大、熊本への誘客を促進いたします。

本県における在留外国人数が過去最多となる中、多文化共生社会の実現に向けて、市町村が課題を抱える防災、教育、子育て支援などの分野で、コーディネーターによる伴走支援を行います。

また、地場の中小企業が半導体サプライチェーンに参入できるよう、専門家による技術指導やビジネスマッチング支援を行うとともに、中小企業におけるデジタル技術を活用した業務プロセスの改善、新規ビジネスモデルの創出など、生産性向上に向けた取組や脱炭素化の取組を総合的に支援してまいります。

県南地域における、市町村が主体となり立地企業が連携して行う人材確保に向けた取組支援や県内学生の職場体験研修の実施により、地域内就職率の向上や離職率の低減を図ってまいります。また、農業分野においては、市町村、企業等との交流会の開催など、県南地域への企業参入を加速し、県土の均衡ある発展を目指してまいります。

食のみやこ熊本県の創造に向け、親元就農を含む農業の担い手確保、育成に取り組んでまいります。また、農林畜水産業者や食品加工業者、観光業者など複数の関係者が一体となったコンソーシアムを組織化するとともに、六次産業化による高付加価値化、魅力発信などを支援してまいります。

観光と文化の振興については、本県独自の文化を観光資源として磨き上げ、地域に根差す民俗、歴史などを活用したエコツアーや伝統的工芸品の販路拡大などを実施いたします。

さきに述べた渋滞解消に向けては、短期的な取組として、信号制御の最適化を行うエリアの拡充や交差点改良、右折レーンの延伸、バスベイ整備などを実施いたします。また、中期的な取組として、道路の拡幅、バイパスの整備など、道路ネットワークの整備を着実に推進いたします。さらに、長期的な取組として、熊本都市圏３連絡道路の早期実現に向けた調査等を実施いたします。

第３に「いつまでも続く豊かな熊本」についてです。

豊かな地下水は熊本県の宝です。地下水位をリアルタイムで確認できる体制を拡充するとともに、水質汚濁防止法に基づく河川、地下水の水質調査結果を迅速に分かりやすく情報発信いたします。あわせて、有機フッ素化合物ＰＦＯＳ、ＰＦＯＡへの対応として、飲用井戸所有者などが行う水質検査への支援や県の分析体制の強化などを実施し、県民の不安払拭につなげてまいります。

また、阿蘇地域における地下水涵養の取組を持続可能なものとするため、草原などグリーンインフラの維持保全活動を支援する仕組みを構築いたします。

さらに、人吉・球磨地域に、県による地域おこし協力隊を配置し、人材確保、産業・観光振興など広域的な課題解決に取り組みながら、地域の核となる人材となり、新たな移住者を呼び込めるような仕組みづくりにも取り組んでまいります。

加えて、県民誰もが活躍できる社会づくりに向けて、障害者の意思疎通を総合的に支援するための拠点を設置し、情報通信技術を利用する機会の拡大やその活用能力の向上を図り、障害者の自立支援と社会参加を促進する取組などを進めてまいります。

第４に「県民の命、健康、安全・安心を守る」についてでございます。

まず、熊本地震、そして、令和２年７月豪雨で甚大な被害を受けた被災市街地の一日も早い創造的復興に向け、益城町における土地区画整理、また、来年度中の全線供用に向けた県道熊本高森線の４車線化、そして、人吉市青井地区における土地区画整理や国道445号の道路拡幅などを着実に推進してまいります。

また、急なけがや病気をした際に電話相談できる救急安心センターについて、24時間対応できるよう体制を拡充し、県民の安全、安心、適切な医療の提供につなげてまいります。

さらに、ストーカーやＤＶ等の被害者への保護対策カメラの設置、人口増加が進む地域への防犯カメラの設置などにより、人身安全対策、犯罪抑止対策を強化してまいります。

あわせて、サイバー空間を悪用した犯罪や、いわゆる闇バイトなどの犯罪に対する捜査活動の高度化、電話で「お金」詐欺などの被害防止対策にも取り組んでまいります。

予算の概要については以上でございます。

このほか、今定例会には、各種条例案件、工事関係、専決処分の報告・承認案件なども併せて提出させていただいております。

また、今会期中には、人事案件についても追加提案する予定でございます。

これらの議案につきまして、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

以上でございます。

日程第６　人事委員会の意見（第57号、第58号及び第80号）

○議長（山口裕君）　次に、日程第６、ただいま議題といたしました議案のうち、第57号、第58号及び第80号につきましては、職員に関する条例案であり、地方公務員法第５条第２項の規定により人

事委員会の意見を聴く必要がありますので、ただいまから人事委員会の意見を求めます。

人事委員会委員長出田孝一君。

〔人事委員会委員長出田孝一君登壇〕

○人事委員会委員長（出田孝一君）　本議会に提案されました議案第57号、議案第58号及び議案第80号について、地方公務員法第５条第２項の規定に基づき、人事委員会の意見を申し述べます。

議案第57号につきましては、給料表などを改定する部分は、本委員会が昨年10月に議会及び知事に対して行いました職員の給与等に関する報告及び勧告に沿って、社会と公務の変化に応じた給与制度の整備を行うため、令和７年、本年４月から給料表や通勤手当などを改定するものであり、適当であると考えます。

また、獣医師の初任給調整手当を改定する部分は、獣医師の安定的な確保を図るため、同手当の支給上限年数及び支給上限額を引き上げるものであり、これも適当であると考えます。

次に、議案第58号につきましては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、育児を行う職員に対する時間外勤務の制限について、対象となる子の年齢を拡大するなど、関係規定を整備するものであり、適当であると考えます。

さらに、議案第80号につきましては、他県との均衡を図るため、警察職員の被留置者護送作業に係る特殊勤務手当を改定するなど、関係規定を整備するものであり、適当であると考えます。

以上です。

日程第７　議案等に対する質疑（第１号から第35号まで）

○議長（山口裕君）　次に、日程第７、議案第１号から第35号まで等につきましては、いずれも先議の必要がありますので、まずこれを一括して議題とし、これに対する質疑を行いますが、ただいままで通告はありません。よって、質疑なしと認めます。

日程第８　知事提出議案の委員会付託（第１号から第35号まで）

○議長（山口裕君）　次に、日程第８、ただいま議題といたしました議案第１号から第35号までにつきましては、これを各常任委員会に付託して審査いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口裕君）　御異議なしと認めます。よって、議案第１号から第35号までにつきましては、各常任委員会に付託して審査することに決定いたしました。

各付託議案は、さきに配付の令和７年２月熊本県議会定例会議案各委員会別一覧表（令和６年度２月補正関係）のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託して審査することといたします。

日程第９　休会の件

○議長（山口裕君）　次に、日程第９、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。

明20日及び21日は、議案調査のため、25日及び26日は、各常任委員会開会のため、27日は、議事整理のため、それぞれ休会いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口裕君）　御異議なしと認めます。よって、明20日、21日及び25日から27日までは休会することに決定いたしました。

なお、22日から24日までは、県の休日のため、

休会であります。

○議長（山口裕君）　以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の会議は、来る28日午前10時から開きます。

日程は、議席に配付の議事日程第２号のとおりといたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午前10時33分散会

第　２　号

（２月28日）

令和７年　熊本県議会２月定例会会議録　第２号

令和７年２月28日（金曜日）

議事日程　第２号

令和７年２月28日（金曜日）午前10時開議

第１　各常任委員長報告　質疑　討論　議決

第２　休会の件

本日の会議に付した事件

日程第１　各常任委員長報告　質疑　討論　議決

日程第２　休会の件

出席議員氏名（48人）

星野愛斗君
髙井千歳さん
住永栄一郎君
亀田英雄君
幸村香代子君
杉嶌ミカさん
立山大二朗君
斎藤陽子さん
堤　泰之君
本田雄三君
岩田智子君
南部隼平君
前田敬介君
坂梨剛昭君
荒川知章君
城戸　淳君
西村尚武君
池永幸生君
竹﨑和虎君
吉田孝平君
中村亮彦君
髙島和男君
増永慎一郎君
前田憲秀君
松村秀逸君
岩本浩治君
西山宗孝君
河津修司君
楠本千秋君
橋口海平君
緒方勇二君
髙木健次君
髙野洋介君
内野幸喜君
山口　裕君
岩中伸司君
城下広作君
西　聖一君
鎌田　聡君
渕上陽一君
坂田孝志君
溝口幸治君
池田和貴君
吉永和世君
松田三郎君
藤川隆夫君
岩下栄一君
前川　收君

欠席議員氏名（なし）

説明のため出席した者の職氏名

知事	木村　敬　君
副知事	竹内信義　君
副知事	亀崎直隆　君
知事公室長	内田清之　君
総務部長	小金丸　健　君
企画振興部長	富永隼行　君
理事	阪本清貴　君
理事	府高　隆　君
健康福祉部長	下山　薫　さん
環境生活部長	小原雅之　君
商工労働部長	上田哲也　君
観光文化部長	倉光麻里子　さん
農林水産部長	千田真寿　君
食のみやこ推進局長	辻井翔太　君
土木部長	宮島哲哉　君
会計管理者	川元敦司　君
企業局長	深川元樹　君
病院事業管理者	平井宏英　君
教育長	白石伸一　君
警察本部長	宮内彰久　君
人事委員会事務局長	城内智昭　君
監査委員	藤井一恵　君

事務局職員出席者

事務局長	波村多門
事務局次長兼総務課長	本田敦美
議事課長	富田博英
議事課長補佐	岡部康夫

午前10時開議

○議長（山口裕君）　これより本日の会議を開きます。

日程第１　各常任委員長報告

○議長（山口裕君）　日程に従いまして、日程第１、去る19日の会議において審査を付託いたしました議案第１号から第35号までについて、各常任委員長から審査結果の報告があっておりますので、これを一括して議題といたします。

ただいまから、各常任委員会における審査の経過並びに結果について、各常任委員長の報告を求めます。

まず、厚生常任委員長の報告を求めます。

堤泰之君。

〔堤泰之君登壇〕

○堤泰之君　厚生常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係３議案及び報告１件であります。

まず、予算関係議案の概要について申し上げます。

今回提出された健康福祉部の２月補正予算は、国の経済対策への対応として、介護・福祉現場で働く職員の収入の引上げに要する経費等の増額、事業の執行見込みの精査等による減額で、総額102億8,100万円余の増額補正であり、補正後の予算総額は、一般会計、特別会計合わせて3,737億6,400万円余であります。

病院局の２月補正予算は、職員給与費の執行見込み減等による減額で、１億1,500万円余の減額補正であり、補正後の収益的収支の予算総額は、15億7,300万円余であります。

あわせまして、健康福祉部、病院局関係の繰越明許費の追加等及び債務負担行為の設定等であります。

議案等の審査の過程において論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、避難所生活環境改善緊急整備事業について、避難所に必要な資機材の備蓄は、

現在本県ではどのような状況にあり、今後どのように整備していくのか、また、整備した資機材を実際に使ってみておくことが必要ではないかとの質疑があり、執行部から、避難所における資機材は、県地域防災計画において想定している重大な建物被害で避難生活を余儀なくされる約５万人分を目安に考えている、水、食料等については、一定量を確保している状況であるが、トイレ、簡易ベッド、炊き出しセット等は充足していない状況であるため、この事業により、このような資機材を購入することにより市町村備蓄を補完し、市町村の取組と合わせて、目安となる数の半分をめどに整備する、今後も経済対策に関係なく充足させていきたい、また、平時の訓練等での活用により、資機材が実際に使えるかどうかの検証についても、併せて取り組んでいきたいとの答弁がありました。

次に、委員から、認知症基本法理解促進事業について、この事業の内容はどのようなものかとの質疑があり、執行部から、昨年１月に施行された認知症基本法の理念に基づき、認知症の御本人の意見や御家族の考えなどをしっかり聴きながら、施策を一つ一つ進めていくことが必要と考えており、地域の中でこのような理念や考え方に対する理解を深めていくための取組に対して、国が補助を行うというものである、県としては、御本人の意見を聴く場の設置や市町村がその場を設置する場合に支援していくことを考えている、また、早い段階から医療、介護につなぐ初期集中支援の取組も行っている、今後、県の認知症に係る施策の推進のための計画を策定予定であり、それに伴う準備も進めていきたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、認知症の御本人の意見をどのようにして聴いていくのか、また、どうやって市町村の取組を進めていくのかとの質疑があり、執行部から、まずは、認知症の御本人で、いわゆる本人大使など県で認定している方、また、認知症疾患医療センターを利用している方などを端緒に、職員が出向いて話を聴くなど、御本人の意見を丁寧に、いろいろな形でお聴きするというところからスタートしていきたいと考えている、市町村においても、御家族への支援は実施しているが、御本人の意見を聴く取組まではこれまでほとんどなされていないため、市町村とともに取組を進め、認知症の早期発見の向上に努めていきたいとの答弁がありました。

以上が論議されました主な内容でありますが、本委員会に付託されました議案については、全員賛成をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げまして、厚生常任委員長の報告を終わります。

○議長（山口裕君）　次に、経済環境常任委員長の報告を求めます。

城戸淳君。

〔城戸淳君登壇〕

○城戸淳君　経済環境常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係６議案であります。

議案の概要について申し上げます。

今回提出されました環境生活部の２月補正予算は、国の補正予算に対応した国立公園満喫プロジェクト推進事業等に係る増額、今後の執行見込みの精査等による減額で、総額３億7,000万円余の減額補正であり、補正後の予算総額は、一般会計、特別会計合わせて172億4,600万円余であります。

商工労働部の２月補正予算は、国の補正予算に対応したＬＰガス及び特別高圧電力利用事業者への支援に要する経費等の増額、今後の執行見込みの精査等による減額で、総額11億9,000万円余の減額補正であり、補正後の予算総額は、一般会計、特別会計合わせて737億6,700万円余であります。

観光文化部の２月補正予算は、国の補正予算に対応したインバウンド向けに、歴史、文化資源等を活用した高付加価値の旅行商品の造成に要する経費等の増額、今後の執行見込みの精査等による減額で、総額500万円余の減額補正であり、補正後の予算総額は、31億1,600円万円余であります。

企業局の２月補正予算は、国の補正予算に対応した新規工業用水道事業に要する経費等の増額、緑川発電所関係工事費等の減額で、総額６億8,500万円余の増額補正であり、補正後の電気、工業用水道、有料駐車場の３事業の支出予算総額は、収益的収支及び資本的収支合わせて79億6,000万円余であります。

労働委員会の２月補正予算は、委員報酬の執行見込みの精査による減額、職員給与費の確定に伴う増額で、総額500万円余の増額補正であり、補正後の予算総額は、１億2,000万円余であります。

あわせまして、各部局等関係の繰越明許費の追加等及び債務負担行為の追加等であります。

議案の審査の過程において論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、環境影響評価審査費に関して、ＪＡＳＭの第１工場、第２工場のそれぞれについては、面積上環境影響評価の対象とならないが、両方の面積を合わせて１つの開発とみなすべきと思うが、どのように考えているのかと質疑があり、執行部から、環境影響評価法の解釈上、開発事業の一連性は、事業の目的が同一で、かつ構想及び決定の時期が同一か否か等により総合的に判断するとされており、ＪＡＳＭの場合は、事業の目的は同一だが、構想及び決定の時期は第１工場と第２工場は異なり、一連性はないと判断しているとの答弁がありました。

次に、委員から、トラック物流人材確保支援事業について、事業の内容等はどのようなものかとの質疑があり、執行部から、県としては、熊本県トラック協会が実施する合同企業説明会開催など、人材確保の取組を支援することが重要であると考えており、この事業は、その説明会開催及びＳＮＳ、テレビＣＭ等を通じた周知に対する補助を行うものであるとの答弁がありました。

次に、委員から、商店街等売上回復支援事業については、商店街を持たない小規模な町村の商工会は対象にならないのかとの質疑があり、執行部からは、本事業は、商店街の売上げ回復のため、商店街単位で行う取組を支援するものであり、商工会が実施する事業に対しては、ほかにも様々な支援を行っているとの答弁がありました。

関連して、委員から、こどもキラキラ商店街支援事業について、商店街から支援を望む声はあるのかとの質疑があり、執行部から、商店街への実態調査を行っており、当該事業に対するニーズはあると考えている、空き店舗の活用のほか、商店街に子供たちを呼び込むイベント開催など、トータルな形で商店街と子供をつなげることで商店街を盛り上げていきたいと考えているとの答弁がありました。

次に、委員から、台湾経済交流促進事業について、ＴＳＭＣの進出波及効果として先駆的に取り組んでほしいと考えているが、今後どのような流れで進めていくのかとの質疑があり、執行部から、これまで商工団体が行う台湾のバイヤーを招いた商談会、現地のテストマーケティング及び大

学生のインターンシップ等への支援を実施してきたが、今回の補正予算により、さらに台湾と経済交流を進めるための取組を支援していきたいと答弁がありました。

次に、委員から、くまもと産業復興エキスポについて、企業等のマッチングの場として非常によい機会であるので、市町村に対してさらなる出展を働きかけるべきと思うが、どのように考えているかとの質疑があり、執行部から、イベントの趣旨、性質上、民間企業を中心に出展を募集しており、市町村については、令和２年７月豪雨からの復旧・復興状況の発信等を目的に、県南地域を中心に出展を呼びかけたところである、なお、来年度以降の開催については、このようなイベントは民間主導で行うことが一般的でもあるため、議員からの御意見などを踏まえ、民間主導での開催を含め、今後検討していきたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、県下各市町村にも啓発して、地場企業の出展も促進してほしいとの要望がありました。

以上、論議されました主な内容でありますが、本委員会に付託されました議案については、全員賛成をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げまして、経済環境常任委員長の報告を終わります。

○議長（山口裕君）　次に、農林水産常任委員長の報告を求めます。

前田敬介君。

〔前田敬介君登壇〕

○前田敬介君　農林水産常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係３議案、条例等関係５議案及び報告５件であります。

まず、予算関係議案の概要について申し上げます。

今回提出された農林水産部の２月補正予算は、国の総合経済対策に基づく施策のほか、物価高騰の影響により経営が圧迫されている農林畜水産業者に対する支援に要する経費等の増額、事業費の確定等に伴う減額で、総額101億9,100万円余の増額補正であり、補正後の予算総額は、一般会計、特別会計合わせて888億1,200万円余であります。

あわせまして、繰越明許費の追加等及び債務負担行為の追加等であります。

次に、条例等関係議案についてでありますが、工事請負契約の締結について外４議案であります。

議案等の審査の過程において論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、県産いぐさ畳表流通緊急推進事業について、県産畳表の購入に対する助成という内容だが、どの程度の助成を想定しているのかとの質疑があり、執行部から、県内で新築着工や改築する住宅に対し、１戸当たり１枚4,000円相当の熊本県産畳表６枚を上限とし、県内の年間住宅着工見込み数の１割程度となる約300戸への助成を想定しているとの答弁がありました。

関連して、委員から、イグサ生産は危機的状況であるが、そもそも消費者は国産畳か外国産畳か判別は難しいので、イグサ生産県である本県としては、ほぼ熊本県産である国産畳を消費者にどうＰＲしていこうと考えているのか、また、林業のほうで実施している木材提供事業との併用は可能かとの質疑があり、執行部から、この事業とは別

に、ＱＲコードタグを使い、熊本県産畳表かどうか分かるようにする取組やイグサ関係団体が親子向けに実施する畳にじかに触れてもらうイベント等への支援を進めている、また、木材提供事業との併用は問題なく、担当部局と情報共有しながら、イグサや畳表をＰＲしていくとの答弁がありました。

次に、委員から、工事請負契約の締結及び変更について、排水機場のポンプ設備工事の契約相手方は県外大手企業であるが、緊急的な対応が必要な場合は、迅速に対応できる県内の企業のほうが適切ではないか、また、ＪＶで施工することで県内企業への技術の継承につながると思うが、県外大手企業に発注している理由を教えてほしいとの質疑があり、執行部から、排水機場の工事のうち、ポンプ設備工事については、県内に受注できる業者がいないことから、県外ポンプメーカーに発注している、現在は、総合評価の加点要件として、緊急時の対応を考慮し、技術者は県内に常設２名以上とする基準を設けている、今後は可能な限り県内地場産業の育成にも取り組んでいきたいとの答弁がありました。

次に、委員から、林業生産性向上物価高騰対策事業について、この事業は生産コストの低減が目的であるが、一方で、災害に強い森林づくりには、生産性の低い架線集材も林地保全の観点からは必要と思うので、今後も架線集材の普及について工夫してほしいとの要望がありました。

以上、論議されました主な内容でありますが、本委員会に付託されました議案については、全員賛成をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げまして、農林水産常任委員長の報告を終わります。

○議長（山口裕君）　次に、建設常任委員長の報告を求めます。

池永幸生君。

〔池永幸生君登壇〕

○池永幸生君　建設常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係５議案、条例等関係９議案及び報告２件であります。

まず、予算関係議案の概要について申し上げます。

今回提出された土木部の２月補正予算は、防災・減災、国土強靱化や半導体関連産業の集積に伴うインフラ整備等、国の補正予算への対応に要する経費等の増額、事業費の確定等に伴う減額で、総額265億1,500万円余の増額補正であり、補正後の予算総額は、一般会計、特別会計合わせて1,499億8,400万円余であります。

あわせまして、繰越明許費の設定等及び債務負担行為の追加等であります。

次に、条例等関係議案についてでありますが、工事請負契約の締結について外８件であります。

議案等の審査の過程において論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、国の補正予算に関連して、国土強靱化や半導体関連産業の集積に伴うインフラ整備については、十分な予算を確保できたということだが、次の国土強靱化実施中期計画に向けても、遅れを取らないよう取り組んでほしいと思っている、今後の事業の進捗についてはどのように考えているのかとの質疑があり、執行部から、本県のこれまでの度重なる災害からの復旧、復興などにおいては、国の国土強靱化等の予算によりか

なり後押ししてもらっているが、河川や山地においては、いまだ整備が必要なところがあるため、次の国土強靱化実施中期計画においても、しっかりと本県の実情を国に伝え、予算を確保していきたい、また、災害からの復旧、復興と半導体産業の集積に伴うインフラ整備は待ったなしの状況であるため、予算をしっかり確保して事業を推進するとともに、現場の意見を聴いて、できるだけ事業が進めやすい環境をつくりながら、一丸となって取り組んでいきたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、半導体関連のインフラ整備は、全国が注目しているので、職員が少ない中で苦難も多いと思うが、出先機関と連携しながら、しっかり頑張ってほしいとの要望がありました。

次に、委員から、特定公共下水道事業について、半導体関連産業の集積に伴う排水を処理するため、今後、新たな下水処理場を整備する予定となっているが、昨年12月に稼働を始めたＪＡＳＭ第１工場の排水は、現在どのように処理しているのか、また、特定公共下水道は、どの企業の排水処理を想定し、その建設スケジュールはどのようになっているのか、さらに、１月末に開催した住民説明会では、どのような意見が出されたのかとの質疑があり、執行部から、ＪＡＳＭ第１工場の排水については、現在熊本北部浄化センターで処理を行っている、また、新たに建設する下水処理場は、現在セミコンテクノパーク周辺で建設が進められているＪＡＳＭ第２工場及びソニーの新工場の排水処理を想定しており、その建設スケジュールは、これから詳細設計や用地買収等に取り組むことにしており、できる限り早く進めていく、住民説明会では、処理場建設予定地の選定理由についての質問が多くあったとの答弁がありました。

次に、委員から、２月４日からの県内山間部での積雪により立ち往生した車両に対して、県ではドライバー等の安全確保や食料の提供などを行ったとのことだが、その中にはレンタカーを借りたインバウンドの方もおられたと聞いている、増加傾向にあるインバウンドの方々への対応といった新たなことにもしっかり対応していってほしいとの要望がありました。

以上が論議されました主な内容でありますが、本委員会に付託されました議案については、全員賛成をもって原案のとおり可決または承認することに決定しました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げまして、建設常任委員長の報告を終わります。

○議長（山口裕君）　次に、教育警察常任委員長の報告を求めます。

荒川知章君。

〔荒川知章君登壇〕

○荒川知章君　教育警察常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係４議案及び報告１件であります。

予算関係議案の概要について申し上げます。

今回提出された教育委員会の２月補正予算は、国の経済対策による補正予算を活用した特別支援学校の体育館の空調整備工事に要する経費等の増額、人件費や今後の執行見込みの精査等による減額で、総額５億2,500万円余の減額補正であり、補正後の予算総額は、一般会計、特別会計合わせて1,364億5,100万円余であります。

あわせまして、繰越明許費の追加等及び債務負担行為の追加等であります。

警察本部の２月補正予算は、職員給与費や退職手当に要する経費等の増額、今後の執行見込みの

精査等による減額で、総額１億8,900万円余の減額補正であり、補正後の予算総額は、440億6,300万円余であります。

あわせまして、繰越明許費の変更及び債務負担行為の追加等であります。

また、損害賠償請求事件の判決確定に伴う賠償金等の支払いに要する経費で、令和６年度12月補正予算として行った8,400万円余の増額補正に係る専決処分の報告及び承認であります。

議案等の審査の過程において論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、企業版ふるさと納税充当に伴う財源更正に関連して、ふるさと納税を行った企業が寄附を行ってよかったと思うために、寄附を受けた側は、寄附をした企業やその金額について、積極的に情報発信をすることが必要ではないかとの質疑があり、執行部から、企業版ふるさと納税について、いろいろな企業から寄附を受けており、感謝状の贈呈等により対応しているところであるが、さらに広くお知らせすることも今後検討していきたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、ここ５、６年、企業版ふるさと納税やクラウドファンディングの制度等により、民間の方々が自分の意思で希望するところに寄附することによって社会的な貢献ができるというような流れができており、この活動を広げていくためにも、寄附を受けた側は、寄附された方に対する感謝の意をしっかりと伝えて、説明していってほしいとの要望がありました。

次に、委員から、特別支援学校施設整備事業について、比較的新しい熊本はばたき高等支援学校の体育館に空調設備を設置するということであるが、新しく学校の体育館を建てる際には、空調設備は設置していないのかとの質疑があり、執行部から、新しく県立学校の体育館を建てるときに空調を設置して整備した事例は１件あるが、それ以外は、ここ数年で体育館を新設した事例がない、今回の熊本はばたき高等支援学校は、比較的築年数が新しく、断熱性を担保できるという点を踏まえて、今回国の経済対策に計上するものとの答弁がありました。

次に、委員から、警察本部長総括説明の中で、職員の懲戒免職等の処分を行ったとの報告があったが、今回の事案を公表するに当たり、記者会見をしなかった理由は何かとの質疑があり、執行部から、記者会見を行うかどうかは、事案の内容に応じて個別に判断しており、今回は記者レクの実施が適切であると判断したとの答弁がありました。

関連して、委員から、公表の仕方については改めて考える必要があると思う、記者レクの内容を記者がかみ砕いて報道し、県民に理解してもらうことが必要であり、正しい報道が行われるよう、マスコミと連携を図ってほしいとの要望がありました。

関連して、委員から、今回の事案では、被害者の意向やプライバシーに配慮することが最優先と考えている、被害者に対する配慮をしっかりとしながら、公表の仕方を考えてほしいとの要望がありました。

次に、委員から、警察本部職員の退職手当が増額補正となっていることに関連して、最近の退職の傾向についてはどうかとの質疑があり、執行部から、定年延長で残る職員の割合が、昨年度は４割程度であったが、本年度は３割と減少している、自己都合による退職が数字を押し上げている印象であるとの答弁がありました。

さらに、委員から、定年延長で残る職員の減少により、結果的に人手不足となるため、若い職員の離職防止にも取り組んでほしいとの要望があり

ました。

以上が論議されました主な内容でありますが、本委員会に付託されました議案については、全員賛成をもって原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げまして、教育警察常任委員長の報告を終わります。

○議長（山口裕君）　最後に、総務常任委員長の報告を求めます。

西村尚武君。

〔西村尚武君登壇〕

○西村尚武君　総務常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係５議案及び条例等関係１議案であります。

まず、予算関係議案の概要について申し上げます。

今回提出された令和６年度一般会計２月補正予算は、国の補正予算に対応した防災・減災、国土強靱化関係の事業及び同補正予算に合わせた独自の地域活性化策に係る事業に要する経費等の増額、今後の事業執行見込みの精査等による減額で、総額562億6,700万円余の増額補正であり、補正後の令和６年度の一般会計の予算総額は、9,304億4,700万円余であります。

あわせまして、繰越明許費の追加等及び債務負担行為の設定等であります。

また、警察職員の過労自死損害賠償請求事件の判決確定に伴う損害賠償金等の支払いに要する経費で、令和６年度12月補正予算として行った8,400万円余の増額補正に係る専決処分の報告及び承認であります。

次に、条例等関係議案についてでありますが、熊本県手数料条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。

議案の審査の過程において論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、消防体制強化推進事業について、火災や災害が頻発し、救急も含めて消防の仕事が大変忙しくなってきている中、消防本部は組織的には統合していく流れだと思うが、今後の国や県の方針はどうかとの質疑があり、執行部から、国の市町村の消防の広域化に関する基本方針及び県の消防力強化の方針では、その期限を令和６年４月から令和11年４月まで５年間延長し、引き続き、県では、地域単位での連携協力、広域化を支援しているところであり、広域化の規模で言うと、将来的には熊本市を含めた県全域１つというところを目指しているとの答弁がありました。

次に、委員から、知事選挙執行経費について、今回の補正で減額になった分は国に返還しなければならないのか、また、減額の内訳は何かとの質疑があり、執行部から、県知事選挙費は地方交付税で措置されているが、地方交付税は一般財源であるため、国への返還の必要はない、また、減額の内訳は、候補者のポスター、ビラ等の選挙公営費、病院等の不在者投票経費等の減によるものであるとの答弁がありました。

さらに、委員から、経費の節減等のために投票所の数が減ってきているが、投票所までの距離は投票率を左右する非常に大きな要素である、これ以上投票所の数が減らないよう、何らかの対応をしてほしいとの要望がありました。

以上が論議されました主な内容でありますが、本委員会に付託されました議案については、全員賛成をもって原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げまして、総務常任委員長の報告を終わります。

○議長（山口裕君）　以上で各常任委員長の報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口裕君）　質疑なしと認めます。

次に、討論に入りますが、ただいままで通告はありません。よって、討論なしと認めます。

これよりまず、議案第１号から第23号まで及び第25号から第35号までを一括して採決いたします。

ただいまの各常任委員長の報告は、各議案とも原案可決または承認であります。各常任委員長の報告のとおり原案を可決または承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口裕君）　御異議なしと認めます。よって、議案第１号外33件は、原案のとおり可決または承認いたしました。

次に、議案第24号を採決いたします。

この際、議案第24号は、議員に直接の利害関係のある事件であり、地方自治法第117条の規定に基づき、除斥が必要でありますので、しばらく吉田孝平君の退場を求めます。

〔吉田孝平君退場〕

○議長（山口裕君）　ただいまの農林水産常任委員長の報告は、原案可決であります。農林水産常任委員長の報告のとおり原案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口裕君）　御異議なしと認めます。よって、議案第24号は、原案のとおり可決いたしました。

吉田孝平君の入場を求めます。

〔吉田孝平君入場〕

〔委員会審査報告書は付録に掲載〕

日程第２　休会の件

○議長（山口裕君）　次に、日程第２、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。

３月３日及び４日は、議案調査のため、休会いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口裕君）　御異議なしと認めます。よって、３月３日及び４日は休会することに決定いたしました。

なお、明３月１日及び２日は、県の休日のため、休会であります。

○議長（山口裕君）　以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の会議は、来る３月５日午前10時から開きます。

日程は、議席に配付の議事日程第３号のとおりといたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午前10時39分散会

第　３　号

（３月５日）

令和７年　熊本県議会２月定例会会議録　第３号

令和７年３月５日(水曜日)

議事日程　第３号

令和７年３月５日(水曜日)午前10時開議

第１　代表質問(議案に対する質疑並びに県の一般事務について)

本日の会議に付した事件

日程第１　代表質問(議案に対する質疑並びに県の一般事務について)

出席議員氏名(47人)

星野愛斗君
髙井千歳さん
住永栄一郎君
亀田英雄君
幸村香代子君
杉嶌ミカさん
立山大二朗君
斎藤陽子さん
堤　泰之君
本田雄三君
岩田智子君
南部隼平君
前田敬介君
坂梨剛昭君
荒川知章君
城戸　淳君
池永幸生君
竹﨑和虎君
吉田孝平君
中村亮彦君
髙島和男君
増永慎一郎君
前田憲秀君
松村秀逸君
岩本浩治君
西山宗孝君
河津修司君
楠本千秋君
橋口海平君
緒方勇二君
髙木健次君
髙野洋介君
内野幸喜君
山口　裕君
岩中伸司君
城下広作君
西　聖一君
鎌田　聡君
渕上陽一君
坂田孝志君
溝口幸治君
池田和貴君
吉永和世君
松田三郎君
藤川隆夫君
岩下栄一君
前川　收君

欠席議員氏名(１人)

西村尚武君

説明のため出席した者の職氏名

知事　木村　敬君

副知事	竹内信義君
副知事	亀崎直隆君
知事公室長	内田清之君
総務部長	小金丸健君
企画振興部長	富永隼行君
理事	阪本清貴君
理事	府高隆君
健康福祉部長	下山薫さん
環境生活部長	小原雅之君
商工労働部長	上田哲也君
観光文化部長	倉光麻里子さん
農林水産部長	千田真寿君
食のみやこ推進局長	辻井翔太君
土木部長	宮島哲哉君
会計管理者	川元敦司君
企業局長	深川元樹君
病院事業管理者	平井宏英君
教育長	白石伸一君
警察本部長	宮内彰久君
人事委員会事務局長	城内智昭君
監査委員	藤井一恵君

事務局職員出席者

事務局長	波村多門
事務局次長兼総務課長	本田敦美
議事課長	富田博英
議事課長補佐	岡部康夫

午前10時開議

○議長（山口裕君）　これより本日の会議を開きます。

日程第１　代表質問

○議長（山口裕君）　日程に従いまして、日程第１、代表質問を行います。

発言の通告があっておりますので、これより順次質問を許します。

なお、質問時間は１人100分以内の質疑応答でありますので、さよう御承知願います。

自由民主党渕上陽一君。

〔渕上陽一君登壇〕（拍手）

○渕上陽一君　皆さん、おはようございます。山鹿市選出・自由民主党の渕上陽一です。

本日は、５期18年の議員生活で初めて党を代表して質問に立つ機会をいただきました。誠に光栄でありますが、責任の重さに身の震える思いでもございます。甚だ役不足ではありますが、精いっぱい努めさせていただきますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、発言通告に従いまして質問に入らせていただきます。

最初にお尋ねいたしますのは、木村県政１年の振り返りと総括についてであります。

木村知事とは、2012年７月、知事が総務省から出向してこられて以来、共に仕事をさせていただいてきましたが、その中で最も印象に残っておりますのは、一昨年11月、ペルーとブラジルを訪問し、熊本県人ペルー移住120周年記念式典並びにブラジル熊本県文化交流協会創立65周年記念式典に、当時の木村副知事と県議会議長であった私が熊本県を代表して参列した出張であります。

広大な南米大陸を飛び歩く２週間の旅は、大変ハードな毎日でありましたが、１日の予定を終えると、ほぼ毎晩杯を交わしながら、副知事の熊本に対する熱い思いを聞かせていただき、議論を交わしました。それから１年半、このような形で木村知事への質問に立つことになろうとは思いもしませんでしたが、大変ありがたい機会でありますので、本日は、木村県政１年の振り返りと総括についてお尋ねいたします。

１年前、木村副知事は、蒲島知事が生み出されたよき流れを継承し、さらに発展させることを目指して、知事選挙への出馬を決断されました。

木村候補が目指そうとしている熊本県の将来像に共感した我々自民党は、推薦という形で支援させていただいた結果、木村候補は、県民の信任を得て見事当選、昨年４月、熊本県知事に就任し、熊本県のかじ取りを託されました。

かつては総務省職員として様々な経験を積まれてきた木村知事ですが、この１年は、恐らくこれまでの人生の中で大変ドラマチックな１年であったことでしょう。

知事は、２度の熊本県出向を通じて、蒲島知事の下で約７年、商工政策課長、総務部政策審議監、総務部長、そして副知事と様々な役職を務めてこられたことから、知事就任の時点で、既に県全体の状況はもとより、県庁の組織や風土、知事の業務について、必要かつ十分な理解と見識をお持ちであったことと存じます。

しかし、そうして就任された木村知事であっても、実際に知事として10か月間を過ごしてみられて、熊本県知事の任務に関し、思っていたとおりのことがあれば、違っていたこともあり、さらには、知事になって新たに見えてきたことなど、様々な御感想がおありのことでしょう。

熊本県では、今、ＴＳＭＣ社の菊陽町進出を契機として、産学官一体となっての半導体産業集積が進展することで、巨大な経済効果が生まれることが期待されている一方、それから派生する様々な課題が指摘されており、県民の懸念解消のための対応が求められております。

一方で、全国共通の課題である地方創生の推進や物価高騰への対策に加え、令和２年７月豪雨からの創造的復興、緑の流域治水、水俣病問題など、熊本の固有の課題にも引き続きしっかりと対処していかなければなりません。

知事の熊本を思う情熱を形にしていくためには、県庁全体が一丸となって効果的な政策を着実に実行していく必要があり、そのためには、県職員の存在や役割に対する客観的かつ正当な評価と職員が積極的に仕事に取り組むためのよき動機づけが大変重要であることを、釈迦に説法ながら、あえて申し添えます。

その上で、知事にお尋ねいたします。

知事御就任から今日までの10か月間に感じてこられたこと、職員への思い、そして、これからの熊本県政をどのような哲学と気構えを持って運営、推進していこうと考えておられるのか、お尋ねいたします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事（木村敬君）　自由民主党の代表質問、渕上議員からの御質問にお答え申し上げます。

昨年４月に知事に就任し、様々な政策に対して判断を下し、その責任を負うという知事の業務の重責を、改めて痛感しております。

具体的には、災害対応において、今年度は、幸いなことにこれまで人命が失われるような大きな災害は発生していないものの、梅雨時期には本県にも線状降水帯の発生予測が複数回発表されるなど、県民の生命を脅かす災害発生のおそれがございました。

特に、昨年８月の台風10号でございますが、この台風10号は、進路が平成11年の甚大な高潮被害をもたらした台風と大変進路が似ておりましたので、非常に強い危機感を持ちまして、万全な対応に努めました。

災害対策本部の設置といった対応方針について、副知事や危機管理監と昼夜を問わず連絡を取り、知事として県民の生命を守る最善の対策ができているだろうかと、常に自問自答を繰り返しな

がら災害対応に挑みました。

今後とも、県民の命と暮らしを守ることを第一に、引き続き緊張感を持って災害対応に取り組んでまいります。

また、就任時から、職員に対しても、現場に出向き、県民や市町村、関係団体の方々の声を聞き、政策に反映する現場主義の徹底を呼びかけてまいりました。

まず、私自らが市町村に出向き、直接県民の皆さんのお声を聞きますお出かけ知事室を開催し、これまで23の市町村を訪問し、361名の方と直接意見交換をさせていただきました。

このほかにも、市町村長、各種関係団体、さらには子供たちや子育て世代の方々など、政策に関する幅広い方々とも、直接対話、意見交換をさせていただきました。

現場の当事者ならではの御意見をいただいたことで、私自身の政策形成の視野が大きく広がったと感じております。

職員には、やってみなっせの精神で、リスクを恐れず、挑戦し続けることもお願いしてまいりました。

これまで、各推進本部における取組ですとか、現在、この議会に御提案させていただいております来年度予算の編成など、スピード感を持ってしっかりと業務に取り組んでもらったことに感謝しております。

今後の県政運営に当たって、これまで様々な現場や関係者の方々と接して感じていることは、あらゆる分野において労働人材や地域の担い手などの人手不足が問題となっていることでございます。

このため、今後は、人づくり、人を育てるということを特に意識して、政策の練り込みをしっかりやっていきたいと考えております。

また、これまで、災害からの創造的復興から始まり、ＴＳＭＣの進出など、経済面の対応に注力する状況が続いていますが、私は、行政が果たすべき根幹的な役割は、教育と福祉にあると思っております。

今後は、熊本の将来を担う子供たちや子育て世代、さらには高齢者や障害者、皆様がきらきらと輝き、学びや生活ができる環境、社会づくりを進めてまいります。

私が目指す熊本を実現するためには、職員に、失敗を恐れることなく、伸び伸びと何事にも挑戦しながら、日々の業務に取り組んでもらうことが重要であると考えております。

そのためには、ワーク・ライフ・バランスの実現やハラスメントの防止など、職員が働きやすい職場環境をつくっていくことが不可欠です。

多様な職員が活躍できて、働きやすい、そして自分の考えやアイデアを気軽に上司に相談できる風通しのよい職場をつくっていきます。

現在、人事、人材育成に関する基本方針の改定作業を進めております。既存の枠から飛び出す精神で、積極果敢に挑戦していく職員の育成にも努めてまいります。

私自身、コミュニケーションの活性化や職員が相談しやすい環境づくりのため、例えば、知事執務室のドアをオープンにしたりですとか、県職員組合のユース部とか市町村からの研修生など、若手職員と意見交換をする機会を積極的に設けております。

また、政策の推進に際しては、当然、地域住民から選ばれた議員各位からいただく様々な御意見、御提案、それらに加えまして、これらを補完する形で現場を訪れて県民の皆様から直接意見を伺うことが大変重要と考えており、これからも現場主義を大事にしてまいります。

職員が働きやすい環境の下で、現場の声も踏まえ、県民と一緒に人づくりにつながる創意工夫に富んだ政策を立案、実行していくことで、子供や若者が笑顔になり、ひいては県民みんなが笑顔になり、持続的で活力あふれる熊本の実現に努めてまいります。

以上でございます。

〔渕上陽一君登壇〕

○渕上陽一君　知事より、就任後１年を振り返っての感想と今後の県政運営の目標について、大変明快な御答弁をいただきました。

質問の中でも申しましたが、知事の情熱と目標を形あるものにしていくためには、何と申しましても県庁が一丸となって効果的な政策を着実に実行していくことが必要であります。そのためには、知事がおっしゃったように、職員の皆さんが伸び伸びと働ける環境を整えることが大変重要であります。

以前、蒲島知事がこんな話をされたことがあります。

私は、東大教授時代、学生に教えない教授ということで有名でしたが、教えないことで学生たちが自主的に勉強する、その環境を整えるのが私の役割でした。県庁においては、全職員に、１、スローガンを立てろ、２、皿を割れ、３、全ての職員が知事となれと言っているんです。皿を割れというのは、リスクを恐れず、仕事をどんどんやれということ、そうすることで県庁全体がうまくいくのです。

木村知事は、学生時代は教えない蒲島教授の下で学ばれ、官僚となられた後も、蒲島前知事の下、熊本県政の最前線でたくさんの皿を割りながら働く経験をしてこられたからこそ、県職員の皆さんに対して、やってみなっせ精神で挑戦をと呼びかけておられるのでありましょう。

熊本県が、木村知事のリーダーシップの下、様々な困難を克服し、新たな繁栄と発展に向かって大きく飛躍し続けることを心より期待いたします。

昨年４月の臨時議会において、知事は、蒲島前知事が築かれてきたよき流れを、より強く、より大きくし、くまもと新時代を切り開いていくとして、地下水保全や渋滞対策など、待ったなしの課題に時間的緊迫性を持って取り組んでいくと宣言され、その後、知事は、喫緊の重要課題解決に向け、６つの推進本部を設置されました。

本日は、各推進本部の総括と今後の取組についてお尋ねをいたします。

まずは、地下水保全推進本部についてであります。

本県の豊富な地下水は、古来、住民の生活を支えるかけがえのない宝であり、知事は、就任早々、地下水保全推進本部を立ち上げ、積極的に地下水保全に取り組まれています。

今年度策定された県政運営の最上位方針であるくまもと新時代共創基本方針、そして、その基本方針を具体化するくまもと新時代共創総合戦略においても、地下水の保全は「いつまでも続く豊かな熊本」における第一の施策に位置づけられており、知事の地下水に対する強い思いが伝わってきます。

地下水保全推進本部では、現在、知事のリーダーシップの下、熊本の地下水の量及び質を確実に保存していくための様々な取組が進められています。

そうした中、昨年12月、ＪＡＳＭ第１工場が本格稼働を開始し、続いて今年は第２工場の着工も予定されておりますが、半導体工場では大量の水を使用することから、県民の間には、依然として地下水の減少や排水の質について不安視する声が

上がっており、県では、そうした不安や懸念を解消するための対応を強化していくことが必要であります。

つきましては、地下水保全推進本部のこれまでの歩みと今後実施を予定している取組について、環境生活部長にお尋ねいたします。

〔環境生活部長小原雅之君登壇〕

○環境生活部長（小原雅之君）　地下水保全推進本部のこれまでの総括と今後の取組についてお答えいたします。

県では、昨年５月に設置した知事を本部長とする地下水保全推進本部において、関係部局が連携し、関係市町村等と協力しながら、地下水の量と質の課題解決に向け、取組を進めております。

まず、地下水量の保全については、地元農業者の方々の御協力もあって、涵養期間の延長や水稲作付面積の拡大などの地下水涵養の取組が順調に広がっており、令和４年度から９年度の５年間にかけて、地下水涵養の増加量が1,000万トンを超えるめどが立ったところでございます。来年度もこの取組が継続されるよう、地元関係機関としっかり連携してまいります。

さらに、このような涵養を維持していくためには、阿蘇地域を源とする白川の豊富な水量が必要不可欠です。

県では、阿蘇地域の草原が水源涵養に果たす役割に着目し、企業や自治体、住民等の流域の受益者が阿蘇の草原等を維持する活動を支援するための仕組みを構築することとしており、その関連予算を本定例会に提案しています。

また、新規工業用水道の整備や水再生処理システムの本県での導入可能性の検討を進めるなど、企業による地下水取水量の削減につながる取組を進めます。

さらに、セミコンテクノパーク周辺の道路や下水処理場の整備について、浸透井戸や雨庭など、雨水を可能な限り地下に浸透させる排水計画の検討を進め、地下水への影響の最小化を図ってまいります。

次に、地下水質の保全については、まず、法令等規制物質について、河川や地下水、熊本北部浄化センターの放流水で水質汚濁防止法等に基づく水質調査を行うとともに、迅速な結果公表に努めています。

また、半導体関連企業の集積地域周辺では、法令等規制外物質の環境モニタリングも実施しており、ＰＦＡＳを含む化学物質１万種以上や金属類18種を対象に、新たな工場の稼働前後で変化がないかを確認しています。

この調査結果は、今月末開催予定の専門家委員会で検証していただき、専門家の意見を添えて公表するとともに、適切な対応につなげてまいります。

なお、この環境モニタリングは、全国的にも例のない先進的な取組であり、来年度以降も継続する予定です。

また、半導体関連産業の集積に伴い増加する工場排水を処理するため、新たな特定公共下水道の整備も進めてまいります。

次に、全国的に注目を集めている有機フッ素化合物ＰＦＯＳ、ＰＦＯＡについてお答えいたします。

県では、地下水や河川の常時監視対象の定点156か所で環境調査を実施しており、ＰＦＯＳ及びＰＦＯＡについては、令和７年度に全ての定点で調査を完了する予定です。

なお、これまで県が実施した83か所では、指針値超過の事例はありませんでした。

国からの要請を受け、水道事業者等において実施された水道の調査では、２か所で目標値の超過

が確認されました。また、本県が市町村と連携し独自に実施した廃棄物最終処分場の調査では、４か所で指針値の超過が確認されました。

指針値等超過した６か所については、国の対応の手引を参考に、関係市町村等と連携して、水道利用者や周辺の地下水利用者に飲用を控えるよう注意喚起を行いました。あわせて、指針値等の超過範囲を把握するための追加調査に迅速に着手し、結果が判明次第速やかに公表するとともに、原因調査を進めております。

引き続き、関係市町村等と連携し、指針値等超過事案に迅速に対応してまいります。

県では、このように様々な取組を実施していますが、県民の皆様の地下水に対する不安解消のためには、地下水保全に関する正しい情報を分かりやすく発信していくことが重要と考えています。

そのため、地下水のリアルタイム配信や半導体関連企業の集積に伴う地下水への影響シミュレーション、水質調査結果等の公表に加えて、地下水保全の取組を分かりやすくまとめたショート動画等を作成し、ＳＮＳで発信しております。

地下水保全推進本部では、今後とも、市町村や関係団体、県民の皆様とも協力し、地下水の量と質の保全に全力で取り組んでまいります。あわせて、地下水に関する正しい情報を積極的かつ効果的に発信し、県民の皆様の地下水に対する不安の解消に努めてまいります。

〔渕上陽一君登壇〕

○渕上陽一君　答弁をいただきました。

地下水保全に対する県民の懸念が解消され、ＴＳＭＣ進出による様々なプラス効果を県全体で存分に享受できるよう、しっかりと監視と情報公開を徹底するとともに、水資源の保全と涵養を鋭意推進していただきますよう、よろしくお願いいたします。

次に、渋滞解消推進本部についてお尋ねします。

熊本都市圏では、朝夕の通勤時間帯のみならず、路線によっては日中や週末も渋滞が顕著であり、県民最大の関心事となっております。

また、令和３年に熊本都市圏連絡道路経済効果等検討会が公表した渋滞による経済的損失額は、県民１人当たり年間17万円、熊本市民では約24万円に上るなど、交通渋滞が県民の日常生活や経済活動に深刻な悪影響を及ぼしていることは明らかです。

昨年６月定例会における前川議員の代表質問に対し、知事は、熊本都市圏を取り巻く交通環境は極めて厳しく、これにしっかりと向き合わなければ熊本の成長はない、熊本の未来のさらなる発展に向けて、渋滞解消に時間的緊迫性を持って取り組むとの決意を表明された上で、年内を目途に渋滞解消の取組を取りまとめることや熊本市長や各市町村長との対話を広げていくと答弁されました。

その後、昨年７月の大西熊本市長とのトップ会談において、車１割削減、渋滞半減、公共交通２倍というキーワードが示されました。

また、８月には、県と市の議長も出席しての熊本県・熊本市調整会議が開かれ、まずは、従来からの渋滞に加えて、企業の集積などに伴い、特に大きく交通状況が変化している熊本市東部とセミコン周辺を含む熊本都市圏の北東部エリアをターゲットとして、年内を目途に渋滞対策の方向性を示すとともに、短期対策として、具体的な箇所を公表することとされました。

昨年度実施されたパーソントリップ調査では、熊本市東部の地域内を移動する交通が朝ピーク時で２割から３割増加していることや、12月の熊本県交通渋滞対策協議会で、熊本都市圏北東部の主

要渋滞箇所が12か所追加されたことも公表されております。

まずは、このエリアをターゲットにどのような対策が示されるのか、私も非常に期待を寄せていたところであります。

こうした中、昨年12月の第２回熊本県・熊本市調整会議において、車の流れをよくする施策とピーク時の交通を分散する施策や車から公共交通への転換を促す施策を連携させて取り組むことが示されました。

このうち、車の流れをよくする施策では、１、既存の道路改良計画の着実な進捗に加え、県、熊本市で３年以内に30か所の交差点改良等を行うことにより、10年以内に主要渋滞箇所約80か所を改善すること、２、ピーク時の交通を分散する施策では、企業を含むオール熊本で、１年以内に１万人のオフピーク通勤等に取り組むこと、３、そして、車から公共交通への転換を促す施策では、公共交通の利用を促進させるソフト対策や輸送力を強化する基盤整備などにより、全ての移動手段のうち、公共交通が占める割合を10年以内に２倍とすることが県民に約束されました。

私は、県議になって以来、我が国の国道の中で最悪とまで言われる国道３号線山鹿―熊本間の渋滞解消を目指して、国道３号植木バイパス早期実現期成会を立ち上げ、期成会の皆さんと国土交通省をはじめ関係各所に対し陳情を繰り返してきましたが、その私からしますと、この３つの約束が本当に達成されれば、一定の渋滞解消が実感できるのではないかと頼もしく感じる反面、過去の経緯と現状を振り返りますと、今回の取組が画期的なブレークスルーとなり得るのか、不安を感じているのは私だけではないと思います。

そこで、亀崎副知事に２点お尋ねします。

まずは、県・市調整会議で合意し公表された対策については、直ちに具体策に着手し、できるだけ早く県民に変化を実感していただくことが重要であるため、現在の取組状況についてお尋ねいたします。

次に、交差点改良など短期的な対策だけでなく、将来の熊本都市圏の交通の姿を見据えた抜本的な対策が極めて重要であることから、中長期的取組の方向性についてお尋ねいたします。

〔副知事亀崎直隆君登壇〕

○副知事（亀崎直隆君）　熊本都市圏の渋滞問題は、本県にとりまして喫緊の課題であり、道路施策と公共交通施策を車の両輪として推進することが不可欠です。

議員御指摘のとおり、県民の皆様に早期にその効果を実感していただくことが重要であり、中長期的な対策を進めながら、即効性のある短期対策を効率的に、かつ重点的に実施してまいります。

まず、１点目の昨年末に公表しました対策の取組状況についてお答えいたします。

車の流れを円滑にする取組といたしまして、信号制御と連携した交差点改良を進めており、県と熊本市で計30か所の交差点改良を計画しております。

そのうち、県が実施します19か所につきましては、阿蘇くまもと空港と都市圏中心部を結ぶ第二空港線や合志市御代志周辺からセミコンテクノパーク間の県道大津西合志線、大津植木線の主要渋滞箇所など、右折レーンの追加を含む改良計画の具体化に向け、用地調査などに着手いたしました。

また、バス停車時の後続交通の流れをスムーズにするため、旧国道57号、すなわち県道熊本菊陽線の自動車学校阿蘇製薬前バス停や国道387号の再春医療センター前バス停など、10か所を対象にバスベイの整備を進めております。

ピーク時の交通を分散する取組といたしましては、昨年９月に、県と熊本市の職員4,000人が時差出勤等を実施しました。その結果、県庁付近の交差点におきまして、朝のピーク時間帯の交通量が約１割減少し、２キロメートル以上の渋滞発生回数も前年と比べ半減するなど、定量的な渋滞緩和効果が確認されました。この取組は、近隣自治体や経済界からも賛同を得ており、今後は県民運動としてさらなる展開を図ってまいります。

さらに、車から公共交通への転換を促す取組として、公共交通の重要性やその社会的便益について県民の皆様に周知を図るとともに、公共交通を利用しやすい環境整備にも取り組んでおります。特に、パーク・アンド・ライド駐車場の設置箇所や駐車台数の拡充に努め、公共交通の利用促進を図ってまいります。

これらの短期対策については、県民の皆様にその効果を実感していただけるよう、引き続き迅速に取り組んでまいります。

次に、２点目の中長期的な取組の方向性についてお答えいたします。

道路施策では、熊本都市圏３連絡道路の計画の具体化や熊本西環状道路、中九州横断道路などの高規格道路の整備促進を図るとともに、国道や県道の主要な幹線道路についても、計画的、重点的に整備を進めてまいります。

具体的には、セミコンテクノパーク周辺の基幹的な幹線道路について、昨年度創設されました国の新たな交付金を活用いたしまして、地元自治体と連携しながら集中的な整備を推進します。また、交通量の増加が著しい熊本都市圏東部エリアでは、道路ネットワークの強化が必要と考えており、県と熊本市が連携して検討を進めてまいります。

さらに、熊本市周辺部の幹線道路につきましては、広域的な整備を進める方針で合意しており、現在、熊本市と菊陽町を結ぶ県道辛川鹿本線などの整備着手に向けた協議を進めております。

公共交通施策につきましては、バスやＪＲ、電鉄電車の活用を促進し、公共交通へのさらなる転換を進めます。特に、ＪＲ豊肥本線の輸送力強化や新たな交通モードの導入につきましても、検討を深めてまいります。

熊本都市圏の渋滞対策については、熊本市に加え、合志市、大津町、菊陽町、嘉島町、益城町など周辺自治体とも連携し取組を行うとともに、今月14日に開催する第２回渋滞解消推進本部におきまして、都市圏全体の渋滞解消に向けた方針をお示しいたします。

今後も、国や警察本部、交通事業者など関係機関と緊密に連携し、一丸となって渋滞対策に全力を尽くしてまいります。

〔渕上陽一君登壇〕

○渕上陽一君　詳しく答弁をいただきました。

渋滞解消は、その根幹をなす道路事業の性格上、長い時間と多額の予算を要するものと承知しておりますが、県民の間に早急かつ抜本的な改善を願う機運がかつてないほど高まっている今こそ、県がリーダーシップを発揮し、国、そして関係市町村と十分な連携を取りながら、着実かつ迅速に対策を取り進めていただきますよう、お願いを申し上げます。

次に、「こどもまんなか熊本」推進本部についてお尋ねいたします。

私が初当選した平成19年４月当時、県議会自民党では、こども輝き条例の制定に向けて、専門の先生方を招いて御講演をいただいたり、県関係者の皆さんと条例制定のための準備が進められておりました。私も、地元の保育園や学校を回り、いろいろと子供たちの状況などを伺い、条例の必要

性を感じました。

これは議員として初めて条例制定に触れる機会でもありましたが、条例の精神をもっと早く知っていれば、３人の子を持つ親として、子育ての仕方が違っていたのではと気づかされました。

当時、日本の子供の精神的幸福度は、先進国38か国中37位でしたが、それは今も変わっておりません。その後、家庭教育支援を行うためのくまもと家庭教育支援条例も制定されました。

国は、子育てや少子化、児童虐待、いじめなど、子供を取り巻く社会問題に対して、本質的な対策を進め、解決するため、令和５年４月、子ども家庭庁を設置し、令和６年５月には、こども家庭審議会によってこどもまんなか実行計画2024策定の意見取りまとめが行われました。

この実行計画には、少子化対策加速化プランのほか、子供の貧困対策、子供、若者自殺対策など幅広い方策が盛り込まれ、それをどの省庁が担当するかも明記されており、子供、若者、家族への支援に関わる施策など、387の項目を初めて一元化してまとめた上で、毎年評価と検証を行いながら、一つ一つ見直しを行っていくとされています。

一方で、各市町村においても、これまでも子育て支援を実施していることは、皆様も御承知のとおりであります。

昨年、ある首長選挙立候補者の出陣式に出席した際、私が胸を突かれた候補者の言葉を御紹介します。

私は、これまで３期12年間、箱物などにできるだけ予算を使わず、子育て支援のために、18歳以下の医療費無償化、学校給食費半額補助、不妊治療費補助など、町でできることは全てやってきました。しかしながら、なかなか効果が上がらず、町民から、今の町長は何をしとるか分からぬなどといった批判の声をいただくことが少なからずあります。人口減少や子育て支援の問題は、各市町村で競わせるのではなく、国や県でしっかりと取り組んでほしい。

皆さん、この言葉をどう聞かれたでしょうか。

この自治体は、平成26年日本創生会議が初めて発表した消滅可能都市に含まれたことで、危機感を覚えた若き首長が、必死になって打てる手を全て打ってこられた結果がこの悲痛な叫びなのです。

木村知事は、県政の最重要課題の一つに、こどもまんなか熊本の実現を掲げられておられます。知事就任後間もない５月に、早速、知事自らをトップとする全庁横断的な組織として「こどもまんなか熊本」推進本部を立ち上げ、こどもまんなか熊本実現計画の策定や関連施策の推進に当たってこられました。

私ももちろん、熊本の将来を担う子供、若者がきらきらと輝き、県民が家庭や子育てに夢を持てるこどもまんなか熊本を実現して、本県の人口減少、少子化に歯止めがかかることを願ってやみませんが、先ほどの例が示すとおり、容易なことではありません。

そこで、県は「こどもまんなか熊本」推進本部を中心に、今後５年間の計画期間において、こどもまんなか熊本の実現にどのような方向性で取り組んでいくのか、それに向けて、来年度は、どのような分野に重点を置き、いかなる施策を展開し、どのような成果を上げようとされているのか、健康福祉部長にお尋ねいたします。

〔健康福祉部長下山薫さん登壇〕

○健康福祉部長（下山薫さん）　「こどもまんなか熊本」推進本部については、知事就任直後の昨年５月、こどもまんなか熊本・実現計画の策定や関係部局による施策の推進等を目的に立ち上げ、こ

れまで検討を重ねてまいりました。

その過程において、有識者からは、子供、若者が幸せに暮らし、成長できるようにすることをはじめ、子育て当事者はもちろん、その方々を支援する人を笑顔にすることが重要との意見が示されました。

また、こども未来創造会議等を通じて、県民の皆様から数多くの御意見をいただきました。その中で、保育人材不足の問題、いじめ、不登校など学校生活に関する悩み、妊娠、出産への支援を求める声が多いことなど、ライフステージに応じた様々な課題が見えてきました。

計画策定後は、計画期間である来年度からの５年間で、これらの課題に着実に対応していくことが重要だと考えています。

そのため、幼児教育、保育の質の向上や子供たちの学びを支える環境づくり、結婚、妊娠、出産、子育てを望む方々の希望の実現などに向けた各種施策について、各部局が連携して進めてまいります。

具体的には、令和７年度の新規・拡充施策として、離職した保育士等の再就職支援や中高生に対する保育体験講座の実施を支援し、保育人材の確保、育成を進めます。

また、教育委員会において、教員業務支援員を公立小中学校、県立学校の全校に配置し、教員の負担軽減を図り、先生が児童生徒に向き合うことに注力できるよう、サポートする予定です。

さらに、保険適用外となる不妊治療の先進医療に対する補助やＩＣＴを活用した総合的な周産期医療体制の充実により、妊娠、出産の希望をかなえる取組を実施するなど、推進本部で議論した各部局の事業について、今定例会に予算を提案しています。

こうした施策以外にも、来年度中には県内全ての市町村でこども計画が策定されるよう、県として引き続きしっかりと市町村と連携し、試行錯誤の取組の中から生まれてくる成果を、県内自治体間で横展開し、広げていけるよき流れが生まれるよう、取り組んでまいります。

５年間で成果を上げていくに当たっては、今後とも、計画策定時と同様、引き続き当事者、関係者の御意見を伺いながら、施策を検討、推進していくことが重要だと考えています。

また、知事のリーダーシップの下、県内企業や各種団体等との連携に向けて、庁内の各部局が関係機関との強力なネットワークを構築し、取組を進めていくことが肝要です。

こうした認識の下、子供、若者がきらきら輝き、県民の皆様が家庭や子育てに夢を持てるこどもまんなか熊本が実現され、その結果、少子化、人口減少の流れを変えることにつなげられるよう、全庁挙げて全力で取り組んでまいります。

〔渕上陽一君登壇〕

○渕上陽一君　御答弁をいただきました。

この問題については、先ほど申し上げましたとおり、容易なことではありませんが、県庁一丸となって、毎年評価と検証を行いながら、こどもまんなか熊本の実現に向かって取り組んでいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

次に、「くまもとで働こう」推進本部についてお尋ねします。

先日、山鹿市議会議員選挙が行われ、新人候補が８名、うち女性候補が３名出馬されたことで、久しぶりに注目が集まる選挙となりました。その一方で、大変残念だったのは、まだ若く、今後を大変期待されていた現職議員の１人が出馬を断念されたことです。

話を聞きますと、飲食店を経営する彼は、議員の仕事で自分が店を休むと人手が足りなくなっ

て、職場の環境が悪化したり、人材育成や新メニュー開発の機会も減少するため、次第に収益の減少につながっていき、従業員に迷惑をかけることになるので、立候補を断念したとのことでありました。

令和６年９月末に、熊本県内の商工会会員事業所485者を対象に行われた人手不足を含む経営への影響についての調査結果によると、人手が不足していると回答した割合が44％と、調査開始以来最も高くなり、従前の事業規模を縮小したので何とか足りていると回答した６％と合わせると、全体の50％が実質的な人手不足という結果になっていました。

また、業種別の人手不足の割合は、運輸業69％、建設業58％と、この２業種の割合が高くなっており、地域別では、熊本市は29％と最も低い一方で、天草と八代、芦北では実に６割を超えております。

現在の社会状況を鑑みますと、このままでは、今後ますます人手不足や人材不足の影響が大きくなることが懸念されます。

昨年12月、県が策定したくまもと新時代共創基本方針では、「熊本で育った「人材」が個性と力を発揮できる、世界に開かれた「活躍の場」を創出することにより、熊本の地域としての魅力を向上させ、その魅力に吸い寄せられるように、更なる「人材」の流入につながる熊本を目指」すとされています。

人材の確保は地域の活力の源でありますが、一方で、少子高齢化による生産年齢人口の継続的減少は、受け止めなければならない厳しい現実でもあります。

熊本日日新聞社などが毎年実施している経営者意識調査では、 今年の県内の景気見通しについて、回復基調が続くとの見方が優勢でしたが、一方で、景気が悪くなる要因として、６割の経営者が人手不足を上げています。

県民生活の安定や県経済の成長のためには、特に人手不足が深刻とされる建設、運輸、医療、福祉をはじめ、各分野における人手不足の解消が不可欠です。

こうした中、県は、昨年８月、知事をトップとする「くまもとで働こう」推進本部を設置されましたが、これまでの経過と今後人材の確保、育成にどのように取り組んでいかれるのか、商工労働部長にお尋ねいたします。

〔商工労働部長上田哲也君登壇〕

○商工労働部長（上田哲也君）　本県が将来にわたり発展していくためには、各産業を支える人材の確保、育成が重要であると認識しています。

県では、知事を本部長とする「くまもとで働こう」推進本部を昨年８月に立ち上げ、全庁的に人材の確保、育成に取り組んでいるところでございます。

これまでの本部会議では、議員にも御指摘いただきましたが、本県が置かれている深刻な人手不足の現状の共有や課題の整理を行い、今後の施策の方向性について議論してまいりました。

また、人材確保に成果を上げている県内の事業者の取組を好事例として取りまとめており、関係団体や事業者などへの周知など、これを活用して横展開を図っているところでございます。

県内事業者の好事例からは、女性や若者、子育て世帯など、多様な人材の視点に立って待遇や職場環境の改善を図ることが労働力の確保につながることなど、改めて気づきを得るとともに、その必要性等を再認識いたしました。

このような課題認識を踏まえ、今定例会に新規事業を含む関連予算を提案しております。

まず、来年度、新たに、企業が女性を採用する

ために必要な職場環境の整備について学ぶセミナーや女性向けの地域別合同企業説明会など、子育て等で現在就労していない女性が働くきっかけづくりに取り組みたいと考えています。

また、県では、働く人が生き生きと輝き、安心して働き続けられる企業をブライト企業として現在511企業認定しておりますが、さらにこの普及拡大を図ってまいります。これらに加え、職業訓練やリスキリング等を通じて、潜在的な労働力の掘り起こしも進めます。

昨年12月に策定をしましたくまもと新時代共創総合戦略では、熊本で育った人材に熊本で活躍してもらうことを目指し、高校新卒者の県内就職率の目標値を71％と、前戦略から６ポイント引き上げました。

この県内就職率の向上に向け、教育委員会と連携をして、県内高校生等に対し、県内の企業や建設業、運輸業、観光業など、各産業で働くことの魅力を伝えるとともに、出会い、マッチングする機会の創出に取り組んでまいります。

また、エッセンシャルワーカーの確保を図るため、保育士養成施設による中高生等に対する保育体験講座等への支援やバス運転士の免許取得の支援、高校生の１日看護体験等にも取り組んでまいります。

一方で、労働力確保だけでなく、様々な技術を生かした業務改善や生産性向上も必要です。そのため、今般の国の経済対策予算も活用して、製造業の生産現場等のＤＸ推進に必要な機器整備による省力化や介護の現場におけるロボット、ＩＣＴといった介護テクノロジーの導入による勤務環境改善など、事業者への支援を強化してまいります。

また、県南の人吉・球磨や天草、水俣・芦北地域は、県内でも高校新卒者の県内就職率は低い状況にあります。その県南地域を対象に、市町村が主体的に関わり、企業が連携して行う企業ＰＲ、職場環境の改善等の取組への支援や高校生等の職場体験研修を実施するなど、企業の人材確保や若者の地元定着を強力に後押しいたします。

引き続き、関係団体や事業者等とも幅広く連携しながら、県内各産業における人材確保と育成に向けて、あらゆる手段を尽くし、全庁挙げて取り組んでまいります。

〔渕上陽一君登壇〕

○渕上陽一君　答弁をいただきました。

我が国全体で人手不足がいよいよ深刻な問題になる中、本県においては、ＴＳＭＣの進出を契機として、一部では若年層の奪い合いや条件引上げ競争が起きる一方で、労働集約型の零細中小企業においては、労働力が確保できず、黒字、赤字を問わず、廃業、倒産を余儀なくされる例が散見されるようになっております。この傾向は、今後ますます深刻化していくと危惧されています。

こういった現状を打開するためには、今後とも、人材の確保、育成に向けて、あらゆる手段を尽くしながら、全庁挙げて取り組んでいただきますよう、お願いを申し上げます。

次に、外国人材との共生推進本部についてお尋ねします。

菊陽町へのＪＡＳＭ進出や人材不足等を背景として、県内在住の外国人数は増え続けており、法務省の最新統計によれば、県内の在留外国人数は、令和６年６月末で２万7,407人と、過去最高を更新しました。

また、熊本労働局が１月31日に公表した外国人雇用状況によると、令和６年10月時点の県内の外国人労働者数は２万1,437人で、こちらも過去最高となっています。

県内の介護、製造、建設、土木など、各産業で

ふだんから人材確保に苦労されている事業者にとって、今や外国人材は必要不可欠な労働力となっています。

外国人の方々は、県内各地で働き、暮らしておられ、私の地元山鹿でも見かける機会が増えてきました。

そのような中、県内あちこちで住民の方々が、地域に入ってこられた外国人との距離を縮めようと努力しておられ、例えば、山鹿市でも、地域の祭りや催しに外国人住民の方々を誘って一緒に参加されたりしています。その一方で、地域によっては、外国人住民とどう付き合ったらよいか分からず、交流に消極的なところがあるという話を耳にしたこともあります。

私は、外国人住民に最も近い存在である市町村が、地域に住む外国人の方々に寄り添い、しっかりと支えていくことが最も大切だと感じていますし、同時に、外国人を働き手として受け入れている事業者の協力も大変重要でありますので、今後より一層市町村や受入れ事業者と一緒に議論をしていくことが必要であると考えています。

我が国の国際化が進んでいく中で、せっかく熊本を選ばれた外国人の方々に長く熊本で活躍していただくためには、外国人の方々が働きやすく、暮らしやすい環境を実現していくことが必要です。

しかしながら、外国人住民が多い市町村や外国人材の受入れに慣れている事業者とそうでないところでは、ばらつきが見られるのも事実です。

こうした状況を踏まえ、県は、昨年９月、知事を本部長とする熊本県外国人材との共生推進本部を設置されましたが、同本部のこれまでの経過と、今後、市町村や受入れ事業者が必要とする支援策をどのように強化していこうと考えておられるのか、知事公室長にお尋ねいたします。

〔知事公室長内田清之君登壇〕

○知事公室長（内田清之君）　議員御紹介のとおり、県内にお住まいの外国人の数は、昨年６月末時点で２万7,407人と、過去最高となりました。地域社会や各産業において人手不足が深刻化する中、今後もその数は増加していくと考えております。

県では、これまで２回、外国人材との共生推進本部会議を開催し、まずは地域や各産業における課題や優良事例の共有と取組の方向性を示したところです。

その会議の中で、言葉や文化、制度の違いから生じるトラブル、地域社会や職場での外国人の孤立など、防災、教育、子育て支援等の分野での各課題を把握することができました。

そこで、県では、新年度から、市町村や事業者が抱える課題を解決することを目指し、多文化共生の推進に意欲のある市町村に寄り添った伴走型支援の実施を考えております。

具体的には、多文化共生のモデル地域を選定し、経験豊かなアドバイザーが、モデル地域に寄り添い、課題の掘り起こしや人材の育成など、地域の特性に応じた課題解決を支援いたします。こうしたモデル地域の取組を、県内全域へ波及させる仕組みづくりを推進してまいります。

また、外国人材を受け入れている県内の事業者や技能実習生を支援する監理団体等が行います地域の文化・伝統行事体験、地域住民との交流事業などに助成を行い、外国人材が地域社会へと溶け込んでいけるよう支援してまいります。そのほか、外国人材と地域が触れ合う交流イベントを開催し、日本人の友達づくりや地域への定着促進を図ってまいります。

県としては、今後、推進本部の参加者同士のネットワークをさらに強化することで、こうした新

しい取組の成功事例や優良事例を県全域に波及させていきたいと考えております。外国人が、職場でも地域社会でも孤立せず、働きやすく、暮らしやすい熊本を目指してまいります。

〔渕上陽一君登壇〕

○渕上陽一君　御答弁いただきました。

先日、地元の学校に見学に行ってまいりました。その学校では、海外からの子供たちの教育をしっかり、丁寧に行うために、算数を除く全ての教科について個別の対応を実施したり、保護者との連携に十分に気を配っているとのことでありました。これは、市町村による学校へのサポートが行き渡っている一つの例ではないかと思います。外国人住民と最も近い存在である市町村の役割が、いかに重要であるかを実感させられた次第です。

外国人の方々にとって、熊本が、職場や地域社会で孤立することなく、働きやすく、暮らしやすい場所になれるよう、引き続き取り組んでいただきますようよろしくお願いいたします。

続きまして、半導体関連産業の集積に向けた取組と熊本版サイエンスパークについてお尋ねいたします。

ＴＳＭＣの本県進出決定から３年が経過し、ＪＡＳＭ第１工場は昨年末に操業が開始され、第２工場も着工に向けて準備が進んでいます。

この３年、熊本は、国内外から大きな注目を集める存在となり、県議会においても、多くの議員が県内への波及効果や様々な課題に対する県の対応について質問され、執行部から答弁されたところです。

昨年末、九州経済調査協会は、九州全体の経済波及効果が約23兆円、熊本県だけでも約13兆円と、それぞれ過去の発表から上方修正した見通しを発表されました。

先般策定されたくまもと新時代共創総合戦略においても、世界に伍する産業拠点熊本の創出に向けて、半導体を中心とした新たな産業基盤を構築すると掲げられていますが、ＴＳＭＣのサプライヤー企業をはじめとした新たな半導体関連企業の進出なども相次ぎ、さらなる半導体関連企業の集積により、半導体を中心とした強固な産業基盤が構築されることが期待されています。

その一方で、国外、県外の大手企業を誘致するだけではなく、地場の中小企業が、ＪＡＳＭをはじめとした進出企業と取引を開始することで事業を拡大していくことが、熊本の産業をさらに骨太にしていくために必要なことと考えます。

さらに、同じく総合戦略に掲げている熊本版サイエンスパークにも注目をしています。

本件については、昨年９月議会で我が党の坂田議員が質問された際、知事から、実現に向けて検討を進めているという前向きな答弁があり、大きな期待を抱いたところです。

世界を見渡しますと、台湾のサイエンスパークが半導体産業の成功事例として広く知られていますが、同サイエンスパークは、企業、研究機関、大学が密接に連携し、産学官連携の拠点として機能していることで、グローバル市場において競争力のある技術や製品が次々に生まれ、地域経済の成長を強力に牽引していることは、大いに参考となる事例だと考えます。

熊本県では、冒頭述べたとおり、ＪＡＳＭ第１工場が稼働した後、半導体関連企業のさらなる集積が進んでいますが、ここで一番重要なことは、この勢いをいかに持続させ、発展させるかであります。

これを一過性に終わらせず、半導体を中心とした持続可能な産業地域として発展させるため、その次なる展開として、熊本版サイエンスパークの

創設は、極めて大きなインパクトを与えるものと考えます。

現在、サイエンスパークに関する検討が行われているとのことでありますが、本県における企業集積はもちろんのこと、有能な人材が多数集まることにより、競争力を持つ産業の基盤構築を目指すビジョンの作成及びそれを実現するための迅速で的確な行動が必要と考えますので、執行部による積極的な取組を期待し、知事に２点お尋ねいたします。

１点目は、今後、半導体産業を県経済の成長と活性化の起爆剤にしていくために必要不可欠な関連企業の集積や地場企業の活性化にいかにして取り組んでいくのか、お尋ねします。

２点目は、現在検討されている熊本版サイエンスパークについて、どのようなものになると考えておられるのか、お尋ねします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事（木村敬君）　まず、１点目の半導体関連企業の集積に向けた取組についてお答え申し上げます。

令和３年11月のＴＳＭＣ進出決定以降、これまで新設や増設された半導体関連企業の立地協定の締結件数は63件に上ります。その立地地域につきましても、北は荒尾から南は芦北町や錦町まで、県内各地に広がり、本県は国内最大級の、また、東アジアにも開かれた半導体製造拠点となりつつあります。

引き続き、半導体一貫生産工場の存在や半導体製造装置産業の集積といった本県の強みを生かし、設計、材料、検査などがフルセットで立地する、国際競争力のあるサプラチェーンの構築に取り組んでまいります。

また、議員御指摘のように、国内外からの大手半導体関連企業の進出は、地場産業のさらなる活性化につながる最大のチャンスと認識しております。

ＴＳＭＣの進出決定以降、国内外からの企業進出に伴い、地場企業においても活発な投資活動が行われております。

半導体関連の投資に限っても、県地場企業立地促進補助金、この認定件数は13件、投資額にして約263億円の工場の増設などが行われております。

これらの投資活動が続いていくためには、単に地場企業が進出企業のサプライチェーンに参入するだけでなく、自社の技術の特徴を踏まえた参入戦略の検討、そしてまた、参入に必要な確かな技術力を地場企業が獲得していく必要があると考えております。

県は、これまで、半導体の３次元積層実装技術の確立に向けた熊本大学と地場企業の産学連携、また、大手半導体企業との技術マッチングなどに取り組んでまいりました。それらの中から、国内外の企業が注目するような技術を開発する地場企業も実際現れてきております。

こうした支援に加えまして、令和７年度からは、専門家の技術指導などにより半導体産業への新規参入を支援するほか、セミコン台湾など国内外の展示会で地場企業と協同して技術力をＰＲし、地場企業の取引拡大を後押ししてまいりたいと考えております。

２点目の熊本版サイエンスパークについてお答え申し上げます。

現在、県、関係市町、企業、有識者と協議をしながら、熊本版サイエンスパークの実現に向けたビジョンの策定を進めているところでございます。

ビジョンの方向性としては、台湾の事例を踏まえつつ、熊本独自のサイエンスパークの構想を目

指します。

熊本版サイエンスパークが目指す姿は、単なる企業の集積ではなくて、大学や研究機関も立地することで、産学金官の連携によるイノベーションの創出や、一番今ニーズになっています人材の育成、供給が持続的に行われる場でございます。

具体的には、特定の場所へ機能を集約するのではなく、複数の拠点において、必要な機能を分担し、相互に連携する分散型サイエンスパークを想定しています。

また、生活環境や交通ネットワークの拡充のほか、国家戦略特区をフルに活用して規制緩和を図り、世界一ビジネス展開のしやすい環境を整えていくことが必要です。

このような環境を整えることで、これから伸びていくＡＩですとか、自動運転、ロボット、遠隔診療など、近い将来に必要となる新たな産業の創出拠点になるものと期待しております。

まずは、セミコンテクノパーク周辺から熊本版サイエンスパークを展開し、テクノ・リサーチパークでの取組を進めているＵＸプロジェクトとの連携も見据えております。

また、交通ネットワークにおいても、中九州横断道路や西環状道路などの整備の進捗によって、県の南北を結ぶ交通アクセスの改善が、今八代市に計画しております県営工業団地にも波及するものと考えております。

加えて、九州各県において、サイエンスパークの整備が進むことが十分想定されておりますので、まず私たち熊本が先陣を切って、新生シリコンアイランド九州の実現をリードしてまいりたいと考えます。

こうした考え方を、くまもとサイエンスパーク推進ビジョンとして取りまとめ、今月末までに公表させていただきたいと思っております。

将来に必要とされる新しい産業が、ここ熊本から生み出され、お子さんやお孫さんが喜んで熊本に残り続け、また、全国、全世界から熊本が選ばれるような、世界に伍する産業拠点となるよう、全力で取り組んでまいります。

〔渕上陽一君登壇〕

○渕上陽一君　御答弁をいただきました。

本県へのＴＳＭＣ進出は、九州のみならず、全国、そして世界からも熱い注目を集めております。

一昨年、知事と御一緒にブラジルとペルーを訪問した際、お会いした熊本県人会の皆様が、熊本のニュースというといつも災害のことばかりだったが、最近はＴＳＭＣの進出で熊本が世界の半導体産業拠点になると知って大変うれしいと、涙を流しながら喜んでおられた姿は、今も忘れることができません。

半導体関連産業の集積と熊本版サイエンスパークの実現に向けて、着実に歩みを進めていただきますよう、よろしくお願いいたします。

次に、本県農畜産業の振興についてお尋ねします。

国は、昨年６月、近年の世界の食料需要の変動、地球温暖化の進行、我が国における人口の減少、その他の食料、農業及び農村をめぐる諸情勢の変化に対応し、農政の憲法とされる食料・農業・農村基本法を、同法制定後初めて改正しました。

改正においては、食料安全保障の抜本的な強化、環境と調和の取れた産業への転換、人口減少下における農業生産の維持、発展と農村コミュニティーの維持の実現を目指して、基本理念の見直しと関連する基本的施策等が定められています。

現在、この改正基本法に定められた基本的な施策の具体的な方向性を示す食料・農業・農村基本

法の議論が進められており、３月中の閣議決定を目指すとしていると聞いています。

一方で、本県においては、担い手の減少、高齢化の進展、生産資機材価格の高止まりや気象災害の頻発など、農業を取り巻く厳しい状況が続く中、昨年４月に木村知事が就任され、12月には、県政運営の基本的な考え方を示すくまもと新時代共創基本方針及び総合戦略が策定されました。

その中で、新たに「「食のみやこ熊本県」の創造」を提唱され、熊本の豊かな食文化を生かした担い手の確保、育成や農畜産物の高付加価値化による稼げる農畜産業の実現に取り組むことも掲げられています。

私も、知事が真っ先に掲げられている人、すなわち担い手の確保、育成こそが最も重要だと考えています。

県内の基幹的農業従事者は、令和２年では５万1,800人でありましたが、令和６年には推定４万1,300人と、１万5,000人も減少しています。

年齢別構成割合を見ますと、49歳以下の割合は、令和２年が7.6％だったものが、令和６年推定では5.5％へと減少しており、基幹的農業従事者の減少に加え、若手農業者の割合も減少していることが見て取れます。

農業産出額全国５位の農業県である本県においても、農業従事者の減少は顕著であり、今後の食料の安全保障を確保していく上でも、大変憂慮すべきことだと感じています。

そのような中、私は、担い手の生産性向上の手段として、スマート技術導入による農作業の負担軽減や省力化は大変有意義だと感じていますし、農業を営む人の確保とセットで考えることが、持続的農業を営むための場所と環境の保全だとも考えています。

未来永劫なくてはならない農業を持続的に発展、継続させていくためには、環境に優しく、環境への負荷を軽減した取組も不可欠だと考えますし、加えて、農業をもうかる産業、魅力ある産業にし、農業者の意欲向上と地域活力の創出による農業のさらなる活性化が必要だと考えます。

それは、まさに知事が基本方針や総合戦略で示されているとおり、食のみやこ熊本の実現こそが、活性化に必要な好循環を生み出し、本県農畜産業の飛躍につながるものだと考えます。

そこで質問です。

さきに述べました国の基本法改正や基本計画の策定等の動きを踏まえ、県として今後具体的にどのような農畜産業の施策に取り組んでいかれるのか、知事にお尋ねいたします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事（木村敬君）　熊本県の農畜産業は、令和５年の農業産出額が全国５位、生産農業所得は過去最高の全国２位となるなど、全国的にトップクラスにあります。これは、安定した生産量のみならず、生産のバランスや品質の良さ、そして何よりも長年にわたる生産者の皆様のたゆまぬ御努力をもって成し遂げられてきたものでございます。

昨今の担い手の減少、高齢化の進展や生産資材価格の高騰など、農畜産業を取り巻く環境は大変厳しい情勢にあります。そのような中にあっても、本県の農畜産業を稼げる産業としてさらに発展させていくために、私は、食のみやこ熊本県の創造を県政の重要目標に掲げました。

その実現には、今般の食料・農業・農村基本法改正の主眼であります食料安全保障の確保にもつながる次の３つの取組が欠かせないと考えております。

１つ目が、議員も御指摘いただきました担い手の確保、育成でございます。

担い手の確保、育成は、熊本県の農業施策の最

重要課題であり、特に、先人の知識や技術を引き継ぎ、産地の維持、発展の中心として期待されるのが親元就農者です。

そのため、知事就任直後に、産地として活気がある地域に親元就農が多いこの要因について調査、分析をするとともに、施策を検討するよう担当に指示をいたしました。

今定例会には、その検討を踏まえて、若年層への農業の魅力発信や先輩農家による相談体制の強化、親元就農者向けの研修の新設や経営継承に係る支援の拡充など、担い手の確保、育成をさらに推進するための予算を提案しております。

また、親元就農者への給付要件が厳しい国の支援制度について、県議会の皆様方とともに、チーム熊本として強く国に改善を訴えてきた結果、今般、親と別作物への取組要件が緩和されるに至りました。

こうした偉大な成果を最大限に活用して、親元就農を含め、農畜産業を志す全ての人が、安心して就農し、経営発展できるよう支援してまいります。

さらに、担い手農家のさらなる生産性向上に向けて、議員の御指摘もいただきましたスマート農業機器の導入支援ですとか、技術にたけた人材の確保、育成などにより、現場でのスマート技術の普及、定着も積極的に図ってまいります。

２つ目が、環境に優しい農業の推進です。

県では、国に先駆けて、熊本県地下水と土を育む農業推進条例を制定し、取り組んできたところですが、持続可能な社会の実現を目指した世界的な動きを受け、より一層環境負荷の低減が求められております。

そこで、令和７年度からの次期計画では、環境負荷を低減しながら稼げる農林畜水産業を実現するため、くまもとグリーン農業の推進、地下水を育む農業の推進、CO_2ゼロエミッション化の推進、消費者の理解醸成を４つの柱としております。特に、有機栽培での取組事例が多い水稲を重点品目といたしまして、化学肥料、化学農薬の削減と有機農業の拡大に努めてまいります。

３つ目は、農畜産物の高付加価値化です。

熊本の魅力ある農畜産物の価値をさらに高め、今より５円でも10円でも高く売ることができれば、生産者の所得は向上いたします。

県では、スイカやトマトなどの農畜産物のくまもとの赤としてのブランド化やくまもとあか牛などの地理的表示保護制度への登録などによる高付加価値を図り、これを強みとして認知度向上と販路拡大につなげてきました。

また、地域資源を活用して、生産、加工、販売を一体的に取り組み、新たな付加価値を生み出す六次産業化の支援を行っています。令和４年度ですが、六次産業化等の農業生産関連事業の販売金額は、全国４位の861億円に上りました。

現在、熊本県の農畜産物の高付加価値化や販路拡大を進めていくための「食のみやこ熊本県」創造推進ビジョンの策定を進めております。２月には、農畜産団体や若手農業者の代表を含めまして、食に関わる各分野の方々に御参画いただき、第１回有識者会議を開催いたしました。

会議では、農業者の所得向上に向けた経営の学びやブランド戦略の重要性などについての御意見がありまして、稼げる農畜産業につながる議論が展開されていると思っております。

今後とも、こうした取組を軸に、県民の命と健康、そして環境を守る農畜産業が、まさに本県の基幹産業、最大の産業としてさらに飛躍するよう、しっかりと取り組んでまいります。

〔渕上陽一君登壇〕

○渕上陽一君　答弁をいただきました。

食料・農業・農村基本法が四半世紀ぶりに改正されました。今まさに米の不足と米価の高騰が続く中、食料安全保障の観点から、我が国の食料は我が国の農業で賄うとなればよかったのですが、なかなかそういうわけにはいきませんでした。

先日、農業新聞に、農業者確保目標見送りへと食料安全強化に懸念という見出しが載っておりましたとおり、私は、担い手の確保と農地の維持こそが我が国の農業を守る車の両輪だと思っております。そうした中、本県においては、担い手の確保の方策として、親元就農への道を広げていただいたことに、大変ありがたく思っております。

また、魅力ある農業にするためには、何といいましても稼げる農業にしていかなければならず、それには農産物の価格転嫁や改善が必要不可欠だと思っております。その点も含め、食のみやこ熊本県の創造に大変期待をしておりますので、しっかりと取り組んでいただきますよう、よろしくお願いいたします。

次に、インバウンド観光客の地域間格差についてお尋ねします。

今年１月、日本政府観光局が、2024年の年間訪日外客数は約3,690万人となり、2019年の3,190万人を約500万人も上回る、過去最高を記録したと発表しました。また、観光庁の発表では、これらの訪日外国人の宿泊や買物などの消費額が８兆円を超えており、観光が日本経済を支える柱の一つになっていると実感したところでもあります。

一方、熊本県の状況を見てみますと、円安、国際線定期便の就航数増加、ＴＳＭＣ進出などの追い風を受けて、昨年１年間の外国人宿泊客数は約144万人と、本県も、全国と同様、過去最高を記録しております。

確かに、熊本市内では、アジアからと思われる数多くの観光客が繁華街を歩く姿を見かけますし、熊本城や城彩苑もインバウンド観光客で連日にぎわい、阿蘇駅から阿蘇山頂に向かう路線バスも外国人客であふれかえっていて、まさにインバウンド絶好調と言ってもよいのではないでしょうか。

しかし、これは、県全体を見た場合あるいは地域を限定した場合という注釈がつくのではということも感じるわけであります。

といいますのも、例えば私の地元山鹿市を見るとき、熊本市、阿蘇地域のにぎわいに比べますと、相当寂しい感じが否めません。

申すまでもなく、観光は、宿泊、飲食、運輸など、関連する裾野の広い産業であり、地域経済の活性化においても、大きな役割を担っています。

現在、一部地域に限られているインバウンド観光客を県内全域に誘客することは、ＴＳＭＣの経済効果を県内全域に波及させることと同様、大変重要でありますが、郡部の関係者にとっては、その効果的な手段が見えないのも現実です。

とはいえ、嘆いているだけでは何も動きませんので、最近、私が大変驚かされた実例を御紹介します。

訪日ラボという観光メディアが発表する都道府県別インバウンド人気観光スポットランキングトップテンというデータがあります。その中で、熊本県は、誰もが知っている熊本城、水前寺公園や阿蘇山など有名観光地に混じって、熊本県民でもあまり行ったことのない高森町の上色見熊野座神社が何と５位にランクインしているのです。さらに、最近、ユーチューブなどのＳＮＳでは、山都町の幣立神宮にも注目が集まっています。

この現象は、熊本に限らず、全国各地で見られており、インバウンド客のうち、リピート客の旅行マインドが成熟度を増していることで、外国人が興味を抱く日本観光の幅が、都会から地方へと

広がりつつあるからではないかと見て取れます。

こうしたインバウンド観光の広がりを考えると、熊本県においても、数多い観光資源を新たな外国人観光客獲得に向けたツールとして大いにアピールすべく、県が市町村や観光事業者と一緒になって知恵を絞っていただくよう期待します。

そこで、県として今後どのように取り組んでいかれるのか、観光文化部長にお尋ねいたします。

〔観光文化部長倉光麻里子さん登壇〕

○観光文化部長（倉光麻里子さん）　新型コロナウイルス感染症に対する水際対策の緩和や近年の円安傾向等にも後押しされ、多くのインバウンド観光客が熊本にも訪れています。

本県の昨年１年間の外国人延べ宿泊者数は、台湾、韓国を中心に、平成30年の101万人を大きく上回る144万人と、過去最高を記録しました。

その一方で、議員御指摘のとおり、インバウンド観光客は、国内では東京、大阪、京都、県内では熊本市内や阿蘇など、一部地域に集中して訪問する傾向があります。いかにインバウンド観光客に県内各地の魅力をアピールし、県内周遊や観光消費拡大につなげていくかが重要な課題であると認識しています。

また、団体客から個人客中心へとシフトする中で、旅行会社はもとより、個人客に熊本の魅力を直接訴求する情報発信も必要であると考えています。

そこで、本県では、熊本でしか体験できない、熊本でしか味わえないという熊本ならではの素材を発掘し、訪日旅行に関心を示す個人客に熊本を認知してもらうための施策を展開しています。

具体的には、令和５年５月、再重点市場と位置づける台湾に、観光レップ、いわゆる現地代理人を置き、現地の嗜好、ニーズに合わせた効果的な情報発信や商品づくりを実施しています。

今年度は、観光レップの意見も踏まえ、台湾において、熊本観光をＰＲするラッピングバスの運行やＳＮＳを活用した魅力発信、台湾の大手旅行社を対象とした県北・県南地域への視察ツアー等を実施しました。その結果、県北エリアを中心としたゴルフツアーや人吉や天草地域を巡る旅行商品の販売、催行が実現するなど、県内周遊の動きも見え始めています。

また、来年度は、韓国にも観光レップを設置する予定で、その関連予算を本定例会に提案しています。

引き続き、観光レップのマーケティング力、営業力を生かしながら、個人客への情報発信、県内周遊の取組を進めてまいります。

また、熊本地震から10年の節目となる令和８年夏には、ＪＲグループとの連携により、熊本デスティネーションキャンペーンを実施します。

このキャンペーンに合わせ、県内各地の多様な歴史、文化、食等の資源の掘り起こしや磨き上げを行うとともに、これら資源を生かしたインバウンド観光客向けの商品開発も進めてまいります。

今後も、インバウンド観光客の周遊、滞在促進への取組を積極的に進め、インバウンドのもたらす経済効果を県内全域に波及させ、地域経済の活性化につなげてまいります。

〔渕上陽一君登壇〕

○渕上陽一君　御答弁いただきました。

質問の中でも申し上げたとおり、外国人観光客の旅行マインドが成熟度を増し、日本の魅力を多角的に見てくれるようになってきた何よりの証左であり、我々受入れ側も、これまでとは違った角度からの発想とアプローチが求められてくるというふうに思いますので、ぜひとも、海外からのインバウンドに対しては、しっかりと取り組んでいただきますよう、よろしくお願い申し上げたいと

いうふうに思います。

次に、学校における働き方改革の促進についてお尋ねいたします。

私は、これまでも、幾度となく教育をめぐる様々な問題について質問を行ってまいりました。いじめ、不登校等の諸課題をはじめ、学校における様々な課題が日々論議される中、昨今とりわけ議題に上がるのが、忙し過ぎる先生の問題であります。

文部科学省は、あまりの忙しさのために、鬱病など精神疾患を患って休職する先生や疲れ果てて定年前に退職する先生が増加していることから、学校における負担軽減、教師の時間外業務の削減を目指す取組を始めました。

本県においても、令和２年に熊本県の公立学校における働き方改革推進プランを策定し、教育庁内に学校現場の負担軽減に対応するための特命プロジェクトチームが立ち上げられ、業務削減や人材確保等の取組が行われてきました。

しかしながら、県教育委員会が実施した現在の業務や教育活動に関する調査に対して、６割から８割の教職員が負担感があると回答されていることからしますと、上からの掛け声とは裏腹に、現場の先生方の負担軽減が、実際は遅々として進んでいないのが現状ではなかろうかと感じざるを得ません。

少子化や人口減少、急速な技術革新など、将来予測が困難な時代にあって、子供たちの抱える課題が複雑化、困難化する中で、グローバル人材育成やＧＩＧＡスクール構想の実現など、学校を取り巻く環境は大きく変化しています。

学校現場では、これらに加え、全国的にも不登校児童生徒数の急増やいじめ重大事態の発生件数の増加、保護者や地域等からの期待への対応等により、教職員の負担はもはや極限に近づいており、学校の働き方改革の促進は喫緊の課題であると考えております。

そのような中、昨年８月、中央教育審議会が、質の高い教師の確保特別部会の審議を経て、文部科学大臣に対して、学校の指導・運営体制の充実や教師の処遇改善と併せて、学校における働き方改革のさらなる加速化についての答申を行いましたが、その中でも、学校、教師が担う業務の適正化の一層の推進やＰＤＣＡサイクル等に基づく学校の働き方改革の実効性の向上、教師の健康、福祉の確保、柔軟な働き方の推進などが求められています。

熊本県の将来を担う子供たちによりよい教育を提供していくためには、学校の働き方改革を十二分に推進することを通じて、教職員一人一人が、持てる意欲と能力を最大限に発揮し、子供たちと生き生きと向き合って、その学びと育ちをしっかりと支えることのできる環境整備が必要ではないでしょうか。

そこで、今後、学校の働き方改革の促進についてどのように取り組まれるのか、教育長にお尋ねいたします。

〔教育長白石伸一君登壇〕

○教育長（白石伸一君）　学校における働き方改革促進の取組についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、子供たちが抱える複雑、困難な課題や様々なニーズへの対応など、学校や教職員を取り巻く状況は依然として厳しく、昨年度実施いたしました負担感等に関する教職員アンケートの結果を重く受け止めております。

県教育委員会では、そのような学校現場等の声を踏まえ、昨年11月に第２期公立学校における働き方改革推進プランを策定し、子供たちを最前線で支える教職員のウェルビーイングの向上を図るため、学校の働き方改革を促進することとしてお

ります。

具体的には、採点業務のデジタル化などＩＣＴを活用した業務効率化をはじめ、学校問題解決コーディネーター等による学校だけでは解決が難しい事案対応への支援、中学校部活動の地域移行等を進めています。

また、今定例会には、教員の負担軽減を目的に、これまで一部の学校のみに配置していた教員業務支援員の公立小中学校及び県立学校への全校配置や大規模校への教頭マネジメント支援員の配置など、教員を支援する人材を拡充する予算を提案しております。

さらに、学校の校務ＤＸを促進し、業務を効率化するため、県立学校の新たな校務支援システムの構築や県立高校、中学校入試へのウェブ出願システム導入に係る予算も提案しております。

県教育委員会といたしましては、教職員が生き生きと働き、子供たちの学びと育ちをしっかりと支えることができる環境整備に向け、引き続き、学校における働き方改革に全力で取り組んでまいります。

〔渕上陽一君登壇〕

○渕上陽一君　答弁いただきました。

昨今よく報道されるようになった学校現場における授業時間数の増加や教科指導外の生徒指導への対応が、これまで以上に必要となってきていることは、地元教育関係者の皆さんと日頃の意見交換を通じて、十分理解をしております。

しかしながら、私は、こうした状況にあっても、教職員の方々が子供たちと向き合う時間を最大限に確保することこそが、あらゆる問題を未然防止するための１丁目１番地であると信じております。また、保護者の方々からしても、これこそが学校に最も望んでおられることであろうと思います。そうした教職員の皆様の使命達成に、無用の制約をかけるようなことなく、しっかりと働き方改革に取り組んでいただきますよう、お願いを申し上げます。

最後に、１点要望いたします。

本日は、木村県政への重点取組事項についてお尋ねいたしましたが、就任からやがて１年、今後一層くまもと新時代に向けた歩みが進んでいく期待が高まりました。

今回は質問事項に含めませんでしたが、県土の均衡な発展の観点から、県南地域振興の強化が必要であることは論をまちません。

その中でも、令和６年11月定例会で我が党の松田議員が一般質問でお尋ねしたとおり、今年７月で発災から５年を迎える球磨川流域の創造的復興は、引き続き喫緊の課題と認識しております。

木村知事は、常々、球磨川流域の復興なくして熊本の未来はないと述べられており、12月には、豪雨で被災した地域の再生、発展の方向性を示す新時代共創復興プランを策定されたところであります。

地域全体に寄り添いつつ、最後のお一人まで住まいとなりわいの再建を支援するとともに、地域の特色を生かした取組を、スピード感を持って具体的に進めていっていただくよう、改めてお願いします。

また、その前提となる安全、安心な地域の実現に向けて、川辺川における新たな流水型ダムを含む緑の流域治水を早急に進めていただくとともに、ダム建設により影響を受ける五木村、相良村の振興を目に見える形で着実に進めていただきますよう御要望いたします。

以上をもちまして私の代表質問を終わらせていただきます。

長時間御清聴いただき、誠にありがとうございました。（拍手）

○議長（山口裕君）　昼食のため、午後１時まで休憩いたします。

午前11時40分休憩

午後０時58分開議

○副議長（髙木健次君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

立憲民主連合岩田智子君。

〔岩田智子君登壇〕（拍手）

○岩田智子君　こんにちは。立憲民主連合の岩田智子です。会派を代表いたしまして代表質問をします。これで代表質問２回目となります。何かすごい出世ですけれども、はい。登壇は15回目となります。

大船渡での山火事がとても心配ですけれども、今日雨が降っているということで、鎮火するように祈っております。

木村知事のくまもと新時代共創基本方針及び総合戦略の内容や開会日の知事の県政運営に対する所信に対して、そのとおりと思う、うなずくものがたくさんありました。でも、うん？と思うところもありました。

知事自ら、特に、教育と福祉について思いを持っていらっしゃるということなので、知事の施策にのっとって、教育と福祉、こどもまんなか、人材確保、いつまでも続く豊かな熊本などについて、質問をさせていただきます。

それでは、通告に従って質問を始めます。

まず最初は、知事の最重要課題に認識されている課題です。水俣病問題の解決について質問します。

1956年５月１日に水俣病が公式発表されてから69年がたちます。新潟の被害者を含め約７万人の被害者が救済されました。しかし、特措法の情報が行き届かず申請できなかった方や地域と年代の線引きにより検診さえ受けることもできず救済されなかった被害者など、いまだに救済されず取り残された水俣病被害者の方がおられます。

その方々の中で、約1,700名が熊本、新潟、東京、大阪の裁判所で裁判を闘っておられます。2023年９月に大阪地裁判決、2024年３月に熊本地裁、４月に新潟地裁で判決が出されました。319名の判決対象原告のうち、179名が水俣病と認められました。

その原告の方々は、特措法による救済を地域外や年代外を理由に認定されなかったか、救済制度を知らずに締切りまでに申請できなかった方々です。また、その方々は、公健法による審査で棄却された方々でもあります。現行の公健法でも、また、特措法を経ても、いまだに救済をされていない方々が存在していることを司法が明らかにしたということであります。

国会では、昨年６月に、立憲民主党より、水俣病問題の解決に向けて講ずべき措置に関する法律案が提出されましたが、解散、総選挙により廃案となりました。その後、超党派による水俣病被害者と歩む国会議員連絡会を軸に、法案づくりがされています。

また、環境省は、昨年12月27日に、メチル水銀による健康影響に係る疫学調査の在り方に関する第１回目の検討会を開きました。２回目は今年の１月24日、３回目は２月21日に開かれました。基本脳磁計とＭＲＩによる調査をすることを了承されているようです。令和８年度を目途に健康調査が開始できるよう、準備、検討を進めるとのことです。２年後ということです。

詳しい方にお話を聞くと、１人に約90分ぐらい、２時間ぐらいの時間がかかる検査で、熊本県内では水俣市にしかその機械はないとのことです。水俣まで行く時間とお金を考えると、並大抵

のことではないと感じています。しかし、このように国では法整備や健康調査の準備、検討が行われていることは事実で、水俣病問題の解決に向けて進めなければなりません。

この地図を見てください。（資料を示す）

これは、特措法対象地域内と対象地域外における救済対象者の分布図になっています。青が特措法対象地域です。緑色が対象地域外における救済対象者がおられた地域です。数字は、一時金対象該当者の人数で、米印は、１～２名を示しています。これを見ますと、水俣病の健康被害は、特措法の想定を超えて広がっていることは明らかではないでしょうか。水俣病被害者の救済は、いまだ解決をしていない課題であるという証拠ではないでしょうか。

知事は、昨年12月25日に浅尾環境大臣と面会し、早期の水俣市訪問と十分な時間を確保した上での水俣病関係団体との意見交換を要望されました。大臣のほうからの時期の明言はなかったとのことでしたが、知事本人は水俣に行き、関係団体との意見交換や思いの共有はされているのでしょうか。熊本県知事が大臣より先に動くべきではないかと思います。

被害者たちは、この熊本に存在し、いまだに苦しみ続けているのです。熊本県知事こそが、水俣病被害者と水俣市など被害地域と正面から向き合い、水俣病問題の解決への道筋をつけるべきではないでしょうか。

知事のくまもと新時代共創基本方針に挙げられている水俣病問題への対応と照らし合わせて、４点を質問します。

１点目、国の進める健康調査の準備、検討に対する県の見解を伺います。

２点目、知事は、昨年７月と８月に水俣に行かれておられますが、今後も、時間を確保した上で、水俣病関係団体との意見交換の予定はあるのかを伺います。

３点目、昨年12月に策定された水俣市文化財保存活用地域計画の中には「自然と共に生き、再生するまち」としての歴史文化の特性を持つ水俣市があります。発展への光と影、再生への取組として水俣病関係の遺構群を水俣市活性化に生かす取組への援助の考え方や、百間排水口樋門の老朽化した扉の新設がそろそろ完成ですが、そのことの具現化に関してのお考えをお聞きします。

４点目、水俣病の教訓を国内外、次世代にしっかりと発信、継承していくとのことですが、知事の考える水俣病の教訓は何なのか、具体的に教えていただきたいと思います。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事（木村敬君）　会派立憲民主連合の代表質問、岩田議員からの御質問にお答え申し上げます。

水俣病問題について、４点質問いただきました。

まず、健康調査についてです。

健康調査については、平成21年の特措法で国が実施し、県はそれに協力すると明記されました。

現在は、国が、令和８年度からの実施に向け、健康調査の在り方を検討しているところです。県としては、実施される健康調査が地域住民に受け入れられるような客観性、納得性の高い調査となるよう、その検討内容を注視しながら、国に対して必要な協力を行ってまいります。

次に、関係団体との意見交換についてお答えいたします。

昨年は、７月の環境大臣、そして８月の県単独の開催と、合わせて私自身延べ５日間懇談を実施いたしました。その中で、私自身が直接関係団体の皆様から御要望や御意見をお聴きし、しっかり

と受け止めさせていただきました。

その後も、水俣・芦北地域に直接出向き、地域住民の皆様と、水俣病問題を含め様々な地域の課題について、意見交換をさせていただいております。

今後の慰霊式後の関係団体との懇談についてもですが、これまで国主催で実施されていたものを国、県の共催として、大臣とともに、私も皆様としっかりと意見交換を行いたいと考えております。

なお、関係団体の皆様とは、実務者レベルでも、毎月意見交換や協議を実施しておりまして、その内容については、私も担当課から随時報告を受けています。引き続き、関係団体をはじめ、様々な方の御意見を伺ってまいります。

次に、百間排水口も含めた水俣病関連遺産の活用についてお答え申し上げます。

昨年12月策定の水俣市文化財保存活用地域計画の中で、水俣病の発生と地域再生に関連する遺産を調査する必要性が示されたところであり、県としては、まずその調査の進展状況を注視してまいります。

一方、県では、水俣病の原点である百間排水口の老朽化した扉の新調に取り組んでおります。製作に当たっては、関係団体の皆様と何度も意見交換を重ね、プラスチックをできる限り使わない木製の扉にしてほしいという御要望を尊重して、環境に配慮した材料での施工を進めています。扉の設置後は、デジタル技術を活用し、工場排水が流されていた当時の様子を再現するなど、百間排水口を活用した情報発信にも取り組んでまいります。

最後に、水俣病の教訓についてお答え申し上げます。

教訓の１点目は、我々も含めた命の源である自然環境が一旦破壊されると、その復元には多大な時間と費用を要するということです。

また、教訓の２点目は、様々な行政課題について迅速な初期対応が肝要であるということです。

加えて、私のモットーである現場主義も水俣病の大切な教訓の一つだと考えております。

今後も、現場に赴き、患者や被害者の皆様をはじめ、様々な立場にある方々のお声にも真摯に耳を傾け、県民の皆様に安心していただけるような県政運営に取り組んでまいります。

水俣病問題は、県政の最重要課題であると考えております。引き続き、丁寧、着実な認定審査の実施、患者、被害者と御家族の方々の安心、安全な暮らしの確保、そして、差別や偏見の解消、水俣・芦北地域の振興などについて、地元自治体としっかり連携しながら、県庁一丸となって、全力で取り組んでまいります。

以上でございます。

〔岩田智子君登壇〕

○岩田智子君　答弁をいただきました。

それぞれの質問に答えていただいてよかったなと思いますが、健康調査の方法なんですけれども、先日、３回目の検討会で、脳磁波とＭＲＩで調査する方針を了承したと大きく出ておりました。取り残される人がいるのではないかなと感じています。

患者団体は、会議の在り方などについて、環境大臣に抗議文を提出しました。水俣病被害者・支援者の連絡会からの抗議文は、12月27日に開かれた専門家会議の初会合の４日前に、突然団体側に開催の案内が届いたということで、それ以前何の説明がなかったと言って、極めて不誠実だとしています。

また、専門家会議の委員についても、団体が推薦する委員を加えるように、また、被害者との協

議が尽くされるように要望されてきました。県民を取り残すことのないように、県としても、調査を受けやすくするように環境を整えていただきたいなと思っています。

裁判については、いずれも控訴審に移っており、和解という道筋には遠いという印象です。知事が現地に足を運ばれて、じっくり話を聞かれるということが和解や解決への一歩だと思います。道筋だと思っています。

また、水俣病の遺構群を水俣市活性化に生かす取組として、百間排水口樋門の完成の折には、ぜひあの場所で当時をしのび、再びここから公害というものが始まることがないように、多くの人と約束ができるような場の設定をお願いしたいなと思っております。

いつもお話をしますが、私は、胎児性患者さんたちと同じ世代です。そして、熊本の学校で、教員でしたので、義務として水俣病問題に取り組んでまいりました。水俣病問題を繰り返してはならないという気持ちです。教材をみんなでつくったり、どう子供たちと学び合うかを研究してきました。熊本では、小学校５年生が全員水俣を訪れます。人権、環境の視点で水俣の学習をします。その中で、水俣病の教訓というのをずっと学んで、残していってほしいなというふうに思います。

知事が言われた現場主義、私もそのとおりだと思っております。早速２月の21日から、ユーチューブを見ましたら、県が、ＧＯ！くまモン☆ナビというところで、水俣病の教訓という番組を制作されて流しておられます。人権と環境、そして失敗の歴史だったということから偏見と差別をなくしていこうということで、子供たちだけではなく、大人の方への学びも啓発をされていました。水俣病問題で声を上げられている方々の音量は大きいかもしれませんが、県や国や大企業を相手にして、そういう組織に対峙をするその方々の声は、力もなく小さな声だと思います。しっかりと受け止めていただきたいと思っています。

超党派での法案はまだ明らかになっていませんが、公式確認から69年、置き去りにされている被害者救済に向けた内容であることに期待をしたいと思っています。

それでは、次の質問に移ります。

インクルーシブ教育の推進についてお尋ねします。

国連の障害者権利条約を日本は2014年に批准し、国内法である障害者基本法の改正、総合支援法の制定、雇用促進法の改正、差別解消法の制定と法整備を進めてきました。

文科省のインクルーシブ教育システムでは、教育で必要なニーズは生徒によって異なり、的確に指導を提供するためには、学びの場を分けたほうがいいとされています。このため、障害のある子供は、どこで学ぶかを教育委員会と相談することになっています。本人と保護者の意見は最大限尊重されることになっていますが、そのとおりにいかない現実があります。

また、文科省は、障害者権利条約に基づき、同じ場所で共に学ぶということも追求するため、それぞれの学級、学校の交流も取り入れている現状です。しかし、これは障害の有無や能力の高低で学びの場を分ける分離教育の考え方に基づいています。これは医学モデルと言われます。

障害者権利条約は、原則的に障害を理由とするあらゆる区別は差別として禁止されています。分離教育は差別であり、排除、制限に当たります。教育制度は個人のニーズに合わせるべきであり、個人を制度に合わせることではないとも規定されています。

このため、障害者権利委員会では、総括所見

で、日本政府に対し、分離特別教育の廃止、特別支援学級の生徒が半分以上の時間を普通学級で過ごすべきではないとする文科省通知の撤回などを喫緊の課題として勧告しました。

私自身は、特別支援教育の必要性は重々承知しており、今後も必要であると思っています。

これまで、熊本県では、医療的ケアの必要な子供たちの学びの支援のために、看護師の配置や支援員の配置を行い、地域の中の子供たちと同じ場所で一緒に関わりながら暮らしていくことを保障してきました。そして、このような声が国に上がり、医療的ケア児支援法も制定されました。進んできていると実感していますし、県は先んじていると感じていました。

県では、インクルーシブ教育検討委員会が開かれ、今協議がなされているところですが、そこで出た意見の中には、インクルーシブ教育の目的は、それぞれの生徒に応じた学びの場を得られるようにすること、高校は義務教育ではないからなど、立ち止まるような意見が出ました。

インクルーシブ先進国のイタリアでは、障害のある子供たちのほとんどが、健常と言われる子供たちと同じ教室で過ごしています。中学校では１クラスの人数は15人から26人とされていて、学校や学年の主任やコーディネーターは、日本で言う特別支援教育の免許を持つ人などとされているそうです。

ある特別支援学校の先生が、高等部の３年時、卒業後の進路を提案できたのは僅かな職種、選択肢はほとんどなく、どの生徒にも様々な可能性があると信じていたのに、無力で情けないと感じたと言われていました。それは、就労先がほとんど就労移行支援、就労継続支援と、障害のある人だけが集められた職場であったことなどから、社会から分離されていくように、そう感じたそうです。地域社会の一員となることを考えていないと強く感じられたと言われました。

そこで、知事に質問します。

知事は、インクルーシブ教育についてどう考えられておられるのか、また、特別支援学級や特別支援学校の在籍児童生徒数が急増している現状を踏まえ、特別支援学級や学校ではない地域の公立学校に行って、地域の仲間たちとともに学び合いたいという子供たちが笑顔で学校に通えるようにするために、どのような配慮をすべきとお考えなのかをお尋ねします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事（木村敬君）　まず、私のインクルーシブ教育についての考えについてお答えいたします。

御承知のとおり、私は生まれつき左手に障害があります。また、私と暮らした妹は、現在重複障害の小児科医になっておりまして、妹がそのような選択をしたことは、少なからず私の影響もあろうかと思います。

このような経験からも、私は、障害がある人と障害がない人が共に生きることで、様々な学びがあると理解しております。私自身、そういう存在になりたいと思ってこれまで生きてきました。

インクルーシブ教育とは、障害の有無にかかわらず、全ての子供が学びたいと自ら望む場で豊かに学ぶことができ、自分の可能性や持てる力を最大限に発揮できる、そして伸ばせる教育であると考えています。それは、多文化共生社会の実現にも不可欠な理念であると考えております。

今月１日、私は熊本聾学校の卒業式に参加いたしました。県立高校の卒業式は、知事は１校選べるということでしたので、どの学校を選ぼうかと大分悩んだんですけれども、全国高校生手話パフォーマンス甲子園で優勝した手話落語部の部長を務めた茶屋道麻琳さんが今年卒業することもあり

まして、私は熊本聾学校を選びました。岩田議員は、はばたき高等支援学校に行っていただいたと聞いておりまして、そのお隣の聾学校に私は行かせていただきました。議会からは、杉嶌議員にお越しいただきまして、見事な手話での御挨拶をされて、ありがとうございました。

私は、特別支援教育があり、かつ聾学校というシステムがあったからこそ手話を取得して耳の不自由な方がコミュニケーションを取ることができて、社会人となる教育を受けていくというこのことが、この熊本聾学校の卒業式に出席して、改めてこのような学びの場があってよかったと感銘を受けたところでございます。

インクルーシブ教育を進めるに当たっては、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り同じ場で学ぶことを目指すとともに、将来の自立と社会参加のために、子供たち一人一人が、授業内容が分かり、主体的に学習に参加し、生きる力を身につけられる学びが展開されることが重要だと考えています。

ですので、私は、その熊本流の特別支援教育の充実を図って、インクルーシブ教育を推進していきたいと考えております。

次に、地域の学校で学び合いたいという子供たちへの配慮についてお答え申し上げます。

県教育委員会では、特別な支援が必要な子供が地域の学校や希望する学校で安心して学べるよう、県立高校に特別支援教育支援員や介護福祉士、看護師を配置し、加えて、小中学校で実施されている通級による指導を平成30年度から県立高校にも導入しております。

また、県立特別支援学校６校の高等部を近隣の県立高校に配置してきておりまして、体育大会などの学校行事に加え、日常的な授業などでも交流を深められるようにしております。

さらに今後、本県のインクルーシブ教育をより一層推進していくために、外部専門家などによる検討委員会の設置を私から県教育委員会に依頼し、昨年12月からこれまで２回開催したところでございます。

本委員会の議論の中では、インクルーシブ教育は、障害の有無にかかわらず、同じ場で学ぶだけではなく、教育的なニーズに応じて学べることが重要であることや、合理的な配慮については、障害によって不利益を被らないようにするとともに、合意形成を丁寧に図ることも必要であるなどの意見が出されました。

引き続き、現状や課題を整理し検証を行うとともに、それぞれの子供に応じた合理的配慮の在り方などについて、さらに議論を深める必要があると私も考えております。

今後も、障害の有無にかかわらず、全ての子供たちが自分の可能性や持てる力を最大限発揮でき、将来の夢の実現に向けて、共に学び合えるインクルーシブ教育の充実に取り組んでまいります。

以上でございます。

〔岩田智子君登壇〕

○岩田智子君　インクルーシブ教育について、知事に答弁いただきました。

今から60年前のことなんですけれども、小児麻痺で障害のある、今熊本市議の方がいらっしゃいますけれども、16歳のときに県立高校の普通科の受験を希望されたそうです。その学校に、どういう状況なのか学校を訪問した際に、学校長から、この２階の階段のところで、この階段の上から誰かがぶつかって下に落ちたとしても責任はあなたにある、それでもいいなら受験しなさいと言われたそうなんです。60年前です。大変悔しく悲しい思いをされた、こんな思いを誰にもさせたくない

という気持ちがあって、今一緒に活動させていただいているんですけれども、熊本県内には、地域の学校で共に学ぶ障害のある児童生徒がたくさんいます。昔は、保護者の送迎や宿泊への保護者同伴が当たり前のように行われていたんですが、介護者や看護師を予算をつけて支援が始まりました。

知事、可能な限りとおっしゃいましたけれども、そういう限定は、私は必要ないんじゃないかなというふうに思います。

それは、ある知人が、医療的ケアのある娘さんだったんですけれども、親もその子とのコミュニケーションが分からなかったんですけれども、学校に通い始めて、クラスの子供たちからその意思伝達方法を教えてもらったと言うんですよね。言葉が出なくても、まばたきを見てれば、その子が、うんなのか嫌なのか分かるんだよと、クラスの子供たちが教えてくれたと聞きました。

どんな力がついたのかといつも言われますが、それまで親の介助でだけしか食べることができなかった彼女が、親以外のお友達とか、ほかの先生方の手から給食を食べることができるようになった、生きる力じゃないでしょうかと。

彼女が中学校に入学をするときに、学校からまた、この中学校に来て何をするんですか、何をしに来るんですかと言われたそうです。でも、地域の子なんだから当たり前なんですよというふうに言って、入れていただいたというか、入ったんです。当たり前です。

中学校でも同じように活動を一緒にして、そのことでお互いに理解が深まって成長しました。そこで関わった子供たちが、今介護士になったり保育士になったり人と関わる仕事、いろんなところに就いているという話をそのお母さんされましたけれども、本当にそういうことを聞くと、インクルーシブ教育の大切さが分かります。

子供を信じて、認めて、任せるということが、なかなか大人にはできませんよね。信、認、任と、私、保育の世界で聞いたんですけれども、信じて、認めて、任せる、こういうことをやっぱり大人の私たち、それこそが、こどもまんなかなんじゃないかなと思いながら、特別支援というのが、全ての子供一人一人に特別な支援だということに捉えるべきじゃないかなというふうに考えています。進んできた共生の教育を止めることなく進めていただきたいと思います。

知事が、今知事であることを先ほどもおっしゃいましたけれども、多くの障害のある方たちにとっては、もう本当に希望の光なんです。障害は個人が克服するものではなくて、周りの社会が変わるべきもの、そして、障害も個人の一部としてあるがままの存在を受け入れることだということを共有していただければなというふうに思います。

それでは、次の質問に移ります。

長期欠席やその他の理由で、学校での健康診断を受けられない児童生徒への支援について伺います。

熊本県の不登校児の数は、昨年の10月の数字ですが、6,700人に上っていることが分かりました。過去最多の数となっています。

熊本県教委は、不登校対策重点取組事項として、未然防止、初期対応、自立支援と、一人一人の状況に応じて学校内外の専門機関と連携した対応を行い、児童生徒自らの進路を主体的に捉え、社会的自立を目指していけるような支援をされています。

今回、私は、健康診断を受けられない長期欠席やその他の理由で学校に来ることができない児童生徒への健康リスクなどについてお尋ねをしたいと思います。

長期欠席等の児童生徒ですが、ほとんど学校での健康診断を受けていません。そもそも学校の健康診断は子供たちの成長を見守るものです。これは、学校保健安全法に基づいて、施行規則には、検査項目や方法、技術的な基準が載っています。体重、身長、栄養状態、視力、聴力、結核、心臓、尿などについて健診をします。

しかし、様々な理由で不登校になった児童生徒にとって、健康診断のために学校に行って、集団で受診をするというのは非常に困難だと思います。後日、診断に行くとなると自己負担となります。

2024年５月９日のＮＨＫで、小３から中３まで不登校だった、現在北九州市の大学院生の方の話がありました。虫歯や背骨の湾曲などが15歳ぐらいのときにひどくなり、今は大学院で不登校と子供の健康を研究テーマとして取り組んでいる方です。学習は後から取り戻せるけれども、健康は取り戻せない深刻な問題だと訴えられています。

先生方にお聞きすると、しばらく会えない状態が続くと、体重の急増が顕著で心配になる例が多いと聞きます。先進的な取組としては、大阪府吹田市で学校外の健康診断の際の費用を補助しています。

国会では、昨年、本会議で立憲民主党の吉田はるみ議員、委員会でれいわ新選組の舩後議員が質問されました。その質問は、様々な理由で不登校となった児童生徒の体の異常や疾患の早期発見のための健康診断について、国として指針を出す予定があるかというものでした。本会議の岸田首相、その当時岸田さん、岸田首相の答弁は次のようなものでした。各学校において適切に対応すべきもの、保護者への周知など、各都道府県教育委員会に対して適切に対応するように促してきたところであり、いつでも診療所で受診できるように各自治体で統一した指針を示すことは考えていないとのことでした。

そこで、教育長に質問です。

健康診断の果たす役割についてどのように認識をしておられるのかを踏まえ、熊本県としての適切な対応の現状をお聞きします。

また、この問題は多くの自治体で共通しているので、より広域的な解決策として、県全体で健診のための予算の確保や県医師会との連携などが必要ではないかと考えますが、この点に関してお聞きします。

〔教育長白石伸一君登壇〕

○教育長（白石伸一君）　まず、健康診断の果たす役割と学校での健康診断を受けられない児童生徒への対応状況についてお答えいたします。

学校での健康診断は、学校保健安全法に基づき、児童生徒の健康の保持増進を図る目的で行われるものでありまして、全ての児童生徒が健康診断を受ける機会を確保することは大変重要と考えております。

そのため、各学校においては、定期健康診断の実施日に受診できない児童生徒に対応するための予備日を設定するとともに、必要に応じて、近隣校での実施日も紹介しております。

また、児童生徒の登校状況に応じて、学校での受診ではなく、学校医や学校歯科医の診療所等でも随時健康診断を受けることができるようにするなど、児童生徒に寄り添った、できる限りの対応を行っているところでございます。

次に、健康診断を受けていない児童生徒のための広域的な対応策等についてでございますが、現在、児童生徒の健康診断は、各学校の設置者において予算を確保し、実施することとなっております。

県教育委員会といたしましては、まずは長期欠

席等の児童生徒の健康診断の受診状況や課題等を把握するとともに、引き続き、学校設置者であります各市町村教育委員会等をはじめ、県医師会や県歯科医師会等とも連携を図りながら、児童生徒が安心して健康診断を受けることができる環境づくりに向けて取り組んでまいります。

〔岩田智子君登壇〕

○岩田智子君　教育長に御答弁いただきました。

状況や課題を把握されて環境を整えるということでした。

健康診断、本当に大切だと思います。身体的な疾患の早期発見、特に、弱視や糖尿病、側湾症などの早期発見は早期治療につながるということになっています。健康診断の結果として、そういうことが報告をされています。

歯科健診から、虐待とかネグレクトなどに近い生活環境にあることが発見されることも多いそうです。学校保健法及び施行規則では、学校における健康の保持に限定されかねないので、子供のためにという目的で進めていただきたいなと思います。

学校に来ていない子のほとんどが家で過ごしています。また、受診を促しても、なかなか行かない、行けない家庭もあるかと思います。今後、オンライン診断などの可能性も出てくるのではないかなということも期待をしています。

しかし、学校、担任、養護教諭任せでは、なかなか動きが取れない今の学校です。行政とか医師会、そういうところと学校が連携をしながら、子供たちの健やかな成長を支えていってほしいなと思います。よろしくお願いします。

それでは、次の質問に移ります。

児童養護施設の子供の安心、安全を守るための県の取組について伺います。

熊本市の児童養護施設で、ある男性職員が性虐待を行っているという告発がなされたのは2022年の暮れでした。

被害女性たちの証言によると、就寝中下着の上から触られた、パジャマの中に手を入れられた、性的暴言、浴室ののぞき見など、数多くの不適切な行為があったようです。目撃した数人の職員が、この男性職員の父親である施設の理事長に直訴したそうですが、改善されませんでした。

このことに抗議の退職をした元職員が、熊本市に虐待通告を行いました。そのほかにも虐待通告は複数行われていました。熊本市は、過去に複数回の行政指導や口頭指導、文書指導を行ってきたとのことですが、被害者への謝罪も何も行われていないのが事実です。このことは、2023年12月の全国版の「文藝春秋」電子版にも載りました。

2024年１月に加害をした男性職員は退職をしたとのことですが、何も罰せられてはいません。少なく見積もっても、８年間、継続的に性虐待が行われていたと言われています。

この取材をされた三宅玲子氏は、こども家庭庁にも取材をされており、こども家庭庁は、地方自治法により施設運営は地方自治体に任されている、自分たちには指導する権限はないと突き放されたとのことです。問題が放置されているということです。これは、月刊「世界」の２月号にも掲載されました。

熊本市内の施設で発生した事案についてお話をしましたが、親の虐待などで一時保護され、身の安心、安全を保障するために入所する児童養護施設で、再び子供の安全、安心が脅かされるということは、熊本市だけの問題ではありません。県内のどこの施設でも起こり得る問題として、県として、問題意識を持ち、しっかりと対処をしていく必要があると考えます。

被害を受けた子供たちは、日々成長していきま

す。以前もお話をしましたが、性被害が心の成長に非常に影響を与え、苦しみ続ける場合が多いことを考えると、このようなことは起こしてはならないのです。

熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第62条「養護」の条文には「児童養護施設における養護は、児童に対する安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健やかな成長及びその自立の支援を目的として行われなければならない」と書いてあります。

そこで、健康福祉部長に質問です。

熊本県で児童養護施設などに措置される子供たちの安心、安全を守るため、また、健やかな成長を保障するために、熊本県は、施設内での虐待が疑われる事案が発生した場合、子供たちからの声を聞いておられるのでしょうか。また、社会福祉審議会などへの報告は行われているのでしょうか。報告をされているのであれば、審議会などからの意見も踏まえ、県として、再発防止などにどのように取り組まれているのでしょうか。

施設での虐待が繰り返されないように、徹底して子供の側に立つべきだと考えますが、この件に関する県の姿勢についてお尋ねします。

〔健康福祉部長下山薫さん登壇〕

○健康福祉部長（下山薫さん）　児童養護施設等では、保護者からの虐待など様々な理由により、家庭での生活が困難な子供たちが生活をしています。そのような子供たちの健やかな成長のためには、安全で安心できる生活環境の確保が何よりも重要であると認識しています。

しかしながら、議員御指摘の熊本市の所管施設だけでなく、県が所管する施設においても、入所児童に対する虐待が疑われる事案が発生しています。

そのような事案が発生した場合には、第一に被害児童の安全を確保した上で、令和４年９月に本県で策定した虐待対応ガイドラインに沿って、次のような対応を行っています。

まず、被害、加害の関係にある児童、職員だけでなく、関係する全ての児童や職員から聞き取り調査を行い、事実関係の確認を行います。調査に当たっては、被害児童に精神的な苦痛を感じさせないよう細心の注意を払い、必要に応じて心理担当職員が対応するなど、心のケアを念頭に寄り添った対応を行います。

この調査により虐待の事実が確認された場合には、施設に対して、関係者の処分、職員への研修、施設や運営法人における組織体制の見直しなど、再発防止のための取組を求めます。また、その後、その取組が確実に実施され、改善が図られているか確認を行います。

さらに、虐待の疑いがあるとして県に通告があった全ての事案について、県社会福祉審議会児童福祉専門分科会審査部会に報告し、専門的な見地から再発防止に向けた対応に関する御意見をいただきます。

審査部会での御意見を踏まえ、児童養護施設等で組織されている熊本県養護協議会とも協議の上、県と熊本市で共同して、虐待の未然防止を目的とする研修を開催しています。この研修は、施設職員の資質向上と子供にも大人にも風通しのよい環境をつくることを狙いとし、施設の運営責任者だけでなく、子供たちと直接関わる全ての職員を対象に実施しています。

加えて、虐待など不適切な養育を未然に防ぐためには、施設で生活する子供たちが、日々の様々な思いや意見を大人に伝えられる仕組みを整えることも必要であると考えています。

そこで、本県では、一定のスキルを有する外部支援員を施設に定期的に派遣し、直接子供たちの声に耳を傾け、子供が大人に意見を伝えることをサポートする事業を全国に先駆けて、令和４年度から実施しています。

県としましては、今後も、このような取組を通して、児童養護施設等で生活する子供たちが、安全に安心して健やかに成長できる環境の確保に努めてまいります。

〔岩田智子君登壇〕

○岩田智子君　答弁をいただきました。

本当に丁寧に取り組んでくださいと言うしかないんですけれども、実はこの問題は、昨日熊本市議会でも質問をされました。大西市長は、子供の権利擁護に全力で取り組むと答弁をされました。

中央児相や八代児相からも、熊本市内の施設に子供たち行くんですよね。熊本県の子供たちなわけです。虐待やそのほかのいろんな理由で、児童相談所を経て施設に入所をする子供たちには愛着障害があると言われています。過度に人を恐れたり、逆に誰に対してもなれなれし過ぎたりと。しっかり見守ることが大切です。

しかし、そのことを理解した上での性的虐待は本当に許せないことです。魂の殺人とも言われるゆえんです。何年たっても不安にさいなまれます。

そんな中、被害者は勇気を振り絞って、本当に警察にも相談に行ったそうです。親にも頼れない、これまで関わってきた大人にもなかなか頼れない、そんな思いだったのだと思います。このままであれば、その思い、その苦しみはずっと続くのではないでしょうか。

安心、安全な施設の中で、あってはならないことはどんなことだったのかをきちんと整理をして、子供たちの苦しみを解放していただきたいなというふうに思っています。そして、これからも健やかな成長を保障する環境を本当に注視して見ていっていただきたいなと、そういうふうに思いますので、お願いします。

それでは、次の質問に入ります。

５番目の質問です。熊本の宝である水、熊本ブランドの水を守る県の取組について伺います。

いつまでも続く豊かな熊本をつくっていく、守っていく、これは、熊本県行政の大切な大切な使命です。

熊本といえばと、県外の方にお聞きしますと、熊本城とか阿蘇山とか馬刺などが出てきますけれども、県内の方々に聞けば、今は特に水だと答えられる方が多いのではないかと思います。豊富な地下水、県内のほとんどの地域でこの地下水が水道水として使われるこの熊本、知事も、庁内横断的に地下水保全推進本部もつくられ、意気込みを感じています。

その水を守る取組は、これまでも重要視されてきましたが、ここ最近は、熊本市北部の井戸や宇土市による廃棄物最終処分場、井戸などから有機フッ素化合物ＰＦＡＳの中の２種、ＰＦＯＳとＰＦＯＡが指針値を超えて検出されています。熊本の水はどうなるのだろうと心配の声が届きます。このＰＦＡＳによる健康被害が心配です。

岡山県吉備中央町では、血液検査の結果、２歳から12歳の65人のうち約８割で、アメリカの学術機関が健康影響のリスクが高まるとしているＰＦＡＳ７種の合計20ナノグラム・パー・ミリ・リットル以上であったとの報道もありました。ここの原因は、ＰＦＯＡを含む使用済み活性炭でした。使用済み活性炭を資材置場に置いたままであったため、そこからＰＦＯＡが主水源のダムに流れ込んだことが原因です。

ＰＦＯＡは、2019年に国際条約で廃絶が定めら

れ、日本でも2021年に経産省が製造、輸入を法律で禁止しました。また、WHO傘下の一機関である国際がん研究機関では、2023年に、ＰＦＯＡを発がん性の可能性があるから発がん性があるに分類して、ＰＦＯＳも発がん性の可能性があるの分類に追加されました。しかし、これらの後始末についての関与はありません。

2022年、環境省は、ＰＦＯＡを1,100度以上の高温で処理することを技術的留意事項で決めました。一般廃棄物の焼却炉の代表的なストーカ炉の焼却温度は800度から1,000度なので、一般的な焼却施設では処理できないということです。

また、半導体関連企業の集積が進んでいますが、半導体工場では、有機フッ素化合物が必要です。昨年末には、以前委員会視察をした三重県のキオクシア社の工場排水から河川の指針値である50ナノグラム・パー・リットルを超えるＰＦＯＳ、ＰＦＯＡが検出されました。

ＴＳＭＣの子会社であるＪＡＳＭが使用するＰＦＯＳとして、ＰＦＯＳ、ＰＦＯＡではない３種類は、県が実施しているモニタリングの項目に入っているとのことで、今後、調査結果が示されることだと思います。

なお、ＰＦＯＳ、ＰＦＯＡ以外の有機フッ素化合物の基準値等、日本では示されては今いないようです。ＰＦＯＡ、ＰＦＯＳの暫定指針値は、ＰＦＯＳ、ＰＦＯＡの合計で１リットル中50ナノグラム、アメリカでは、2024年に飲料水の基準として、１リットル中、それぞれ４ナノグラムに設定されました。

暫定指針値を超えるＰＦＯＳ、ＰＦＯＡが検出された場合、行政は超過範囲を把握するために追加調査を行いますが、その間、行政は飲用を控えるようにと呼びかけたり、地元自治体によるペットボトル水の配布や給水車による給水が行われたりしていると聞いています。

また、知事は、調査結果を迅速に県民に知らせることと原因究明に取り組むことについて、記者会見等で明言をされています。

このような状態で、半導体関連企業の集積に伴い、県は下水処理場の新設をされます。新たな処理場の計画では、処理水は白川に流されます。既存の熊本北部浄化センターは坪井川です。しかし、浄化される水は、水質汚濁防止法の下、排水されますが、そこにＰＦＯＳの基準はありません。

北海道では、ラピダスの工場排水中のＰＦＡＳ測定と道への報告などを義務づける協定を結んだと報道されました。また、ＰＦＯＳ、ＰＦＯＡの合算値が50ナノグラム・パー・リットルを超えた場合は原因調査を義務づけました。住民の健康や農作物に被害を与えた場合は、同社が損害を補償することまで定めています。熊本県とＪＡＳＭでもそういう協定が結べないのかとも思います。

水質ばかりでなく、地下水量については、県内34か所に地下水観測井を設置し、常時観測されています。

現在、県は、住民、事業者、行政が一体となって取り組む共通の地下水保全目標を設定し、それぞれの役割の中で、地下水保全の取組を通じて、水量と水質の両面にわたって地域全体で地下水を管理する目的で、熊本地域地下水総合管理計画の次期計画も策定中です。

知事は、就任後直ちに地下水保全推進本部を立ち上げ、取組を推進されているんですけれども、私のところには、県民の皆様から、熊本の水についての見えない不安から様々な声が届いています。

具体的には、ＰＦＯＳ、ＰＦＯＡが暫定指針値を超えて検出された場合の住民への説明や対策、

半導体工場の排水基準や県の浄化センターの水質基準にＰＦＡＳは対象外、継続的なモニタリング調査の必要性、ＰＦＡＳなどの化学物質に対する対応、建設予定も含めた水源近くにある廃棄物最終処分場のＰＦＡＳの確認の必要性、誘致企業に対して、県は対等な関係での情報交換はできているのかなどなどです。

そこで、このようなＰＦＡＳなど化学物質や地下水の量に対する県民の皆様の様々な熊本の水についての見えない不安の解消に向けどのように対応されていくのか、また、そのことを県民の皆様にどのように伝えていくのか、知事にお尋ねをします。

そして、最後に１点、環境生活部長にお尋ねします。

熊本地域地下水総合保全管理計画の次期計画の策定を１年延期された理由と目標値算定の基礎となる水収支算定などの進捗状況や今後のスケジュール、地下水量の現況、また、行政、企業、団体、住民等の協議をどのように進めていくかについてお尋ねをします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事（木村敬君）　本県の地下水は、熊本都市圏100万人の生活と産業を支えるかけがえのない県民の宝でございます。

この地下水について、半導体関連企業の集積に伴い、県民の皆様の間に見えない不安があることから、私をトップとする地下水保全推進本部を設置し、県内全域の地下水量と水質の課題解決に向け取り組んでおります。

特に、半導体関連企業の集積地であるセミコンテクノパーク周辺における地下水の量と質の見える化に向けて、まずは水量について、地下水位をリアルタイムで確認できる体制を昨年12月、まず２か所整備しました。今後、この体制をさらに拡充してまいります。

また、水質については、法令等に基づき、規制物質を対象に、関係機関が連携して監視を徹底するとともに、迅速な結果公表に努めております。

さらに、規制外物質についても、令和５年８月から、セミコンテクノパーク周辺の河川や地下水の環境モニタリングを実施しております。

この取組では、ＪＡＳＭが使用するＰＦＡＳ類３物質を含む化学物質１万種類以上や金属類18種を対象に、新たな工場の稼働前後で変化がないか確認しております。調査結果については、今月末開催予定の専門家委員会の意見を添えて公表することとしております。行政によるこのような取組は、全国でも例のない先進的なものと考えております。

また、御指摘いただいたＰＦＯＳ、ＰＦＯＡにつきましては、国の依頼に基づき、市町村等と連携し、地下水、河川及び水道の水質調査を実施しております。今年度は、さらに本県独自に廃棄物最終処分場の調査も実施いたしました。

これらの結果、計６か所において指針値超過が確認されたため、国の対応手引を参考に、まずは、周辺の地下水利用者に飲用を控えるよう注意喚起を行いました。あわせて、指針値の超過範囲を把握するための追加調査に迅速に着手し、飲用可能と確認できた段階で、その旨を利用者に連絡した上で、速やかに公表しております。現在は、原因究明に向けた取組を継続しているところでございます。

指針値を超えた場合、市町村と連携した迅速な対応が重要でございます。私は、これまでの対応を踏まえたノウハウを県内全ての市町村と共有するように指示をさせていただきまして、明後日、市町村向けの説明会を開催すると報告を受けております。市町村が円滑に住民への対応ができるよ

う、県としてもしっかりと支援してまいります。

次に、県民への情報発信についてお答え申し上げます。

昨年末に策定したくまもと新時代共創基本方針の基本理念に「県民みんなが安心して笑顔になり、持続的で活力あふれる熊本の未来を共に創る」を掲げています。その基本方針の中で、地下水については、確実な保全に取り組むことを明示しております。

今後とも、地下水の量と質の両面を保全し、見える化する取組を推進していくとともに、パンフレットや動画、新聞、テレビなど様々な県政情報番組を活用し、正確かつ分かりやすい情報発信に努めてまいります。

なお、議員から特に御指摘のありました誘致企業との情報交換、これについては、様々な事柄について、折々の機会に、私を含めた各レベルで立場を超えて率直に意見交換を重ねておりますし、これからもしっかりと続けてまいります。

県では、これらの取組を通して、県民の皆様の安心につなげ、熊本の豊かな自然環境、生活環境を守り、経済発展と環境保全が両立する社会を実現することで、地域社会を持続可能なものとして将来に引き継いでまいります。

〔環境生活部長小原雅之君登壇〕

○環境生活部長（小原雅之君）　熊本地域地下水総合保全管理計画は、行政、企業、住民等が一体となって取り組む共通の地下水保全目標を設定し、地域全体で地下水を管理していくための指針として、熊本地域11市町村と県が共同で策定しているものでございます。

まず、次期計画策定を１年延期した理由についてお答えいたします。

現行計画の期間は今年度末までとなっていますが、策定に当たり考慮しなければならない地下水の将来予測に関しては、半導体関連企業の進出や周辺開発の状況をできる限り正確に捉える必要があり、その作業に要する時間を確保するため、関係市町村と協議の上、次期計画の策定を１年延期したものであります。

次に、地下水量の現況を把握するための水収支の算定、進捗状況及び今後のスケジュールについてお答えいたします。

現在、熊本大学等との連携により構築したシミュレーションモデルを活用し、地下水の保全目標を定めるために必要な地下水の将来予測を行っています。

今月末には熊本地域全体の水収支の取りまとめを終え、その後、学識経験者等の意見も伺った上で、結果を公表できるよう作業を進めているところでございます。

策定までのスケジュールとしては、将来予測を踏まえながら、関係市町村とともに、来年度の前半を目途に計画素案を策定し、その後、学識経験者や企業等との意見交換、パブリックコメントを経て、来年度末に策定、公表することを目指しています。最後に、計画の策定に当たり、行政、企業、団体、住民等との協議をどのように進めていくかについてお答えいたします。

この計画を実行する上では、行政のみならず、企業、住民など、それぞれが当事者意識を持ちながら、一体となって、地下水を大切にする機運を醸成することが何よりも重要です。

そのため、次期計画策定に当たっては、企業や住民など皆様の声をより身近で把握している市町村としっかりと協議し、様々な意見に耳を傾けてまいります。

本県の地下水は、熊本都市圏100万人の生活と産業を支える熊本の宝であります。様々な主体による地下水を大切にする取組がより一層広がるよ

う、今後とも関係市町村と連携しながら取組を推進してまいります。

〔岩田智子君登壇〕

○岩田智子君　御答弁いただきました。

水の問題は、昔も今も県民にとっては命の問題です。熊本県民が水にこだわる理由には、先ほども質問しましたが、水俣病問題が根っこにあると思います。国策での企業誘致から経済発展、原因が分かっても見て見ぬふりを続けた国、そして、議員からの偽患者発言など、パワーの大きなところが小さな声を押し潰してきた歴史を知っているからだと思います。

知事も、お出かけ知事室などで、たくさんの声を聞いてこられたと思います。モニタリング調査と水位のリアル、その公表は、熊本ならではということで本当に先進的な取組で、北海道でもやっていないということで、この前新聞にも取り上げられていました。とても大きく、いい評価をしています。

見えない不安というのは、全てをやっぱり明らかにするというか、目に見える、見える化とおっしゃいましたけれども、明らかにすることで払拭されることがたくさんあるのではないでしょうか。

対等な関係で企業とお話されていますかという質問をしましたけれども、対等な関係で熊本の環境を守るために、企業が使う化学物質の公開、どんなものを使っている、企業秘密と言われるかもしれないけれども、住民にとっては、それがいいのか悪いのか基準値もないわけですから、どんなものを使っているのか、本当に公表していただきたいなというふうに感じています。

新たな浄水場は、半導体企業からの排水を集めるというふうに言われています。ぜひＰＦＡＳなどの化学物質を予防原則に基づいて対処をしていただきたいなと思っています。

経産省の産業技術総合研究所ってのがあるんですけれども、フッ素化合物を処理する何か方法を確立しているということも聞いています。それも使えないのかなというふうにも感じています。

いろんな話をすると、こんなふうに言われる方がいます。まあ、それは微々たる数値ですよ、ＰＦＯＳ、ＰＦＯＡなんかのその３種類以外は、国の基準には何もないから大丈夫と言われる方がおられます。そうではないと思うんですよね。１日の摂取許容量、日本の数値は、アメリカとか欧州に比べてすごく低いです、基準が。日本は、平成22年、2010年度から、実は胎児から小児のそういう期間にかけての化学物質への曝露が子供の健康に与える影響を明らかにするための、全国で約10万組の親子を対象としたエコチル調査というのをやられたそうです。臍帯血や血液、尿、母乳、乳歯などの生体試料を採取して、保存、分析して結果が出ています。

子供の健康と化学物質、妊娠中の母親の血中ＰＦＯＳ濃度が高いと、子供の染色体異常の発生が多い傾向を認めたというふうにも発表をされています。本当に昔から日本もいろいろ研究をされていたんですね。次世代にやっぱり遺恨を残さないように最大限の汚染予防と、やはり次世代のための、次世代を見据える、今日も何個か出てきましたウェルビーイングという考え方でやっていただきたいなと思っています。

次期計画について、部長に答弁いただいたんですけれども、特に、住民の意見を聞くときに市町村を通じてというふうにおっしゃったんですが、市町村に本当に聞きたいというその気持ちがあられるかどうかもちょっと私は分からないので、タウンミーティング、せっかく知事がお出かけ知事室でいろんな意見を聞いて、今度は、その水をテ

ーマに何かお話ができるような、そういう機会も持っていただいたらいいのではないかなと思っています。

この宝である水を私たちみんなが守る正念場だと思っていますので、ぜひよろしくお願いいたしたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

６番目です。公益通報制度による通報者の保護について伺います。

2004年に公益通報者保護法が成立する前、企業による品質検査不正、データ改ざんなど、国民の生活の安全、安心を損なうような不祥事は、事業者内部の労働者等による内部告発をきっかけに発覚し、社内調査が行われ、再発防止への対策が取られてきました。

しかし、一方で、安全、安心な社会の構築のために動いた告発者は、裏切り者扱いされる事例が多かったことから、告発者を不利益な取扱いから守り、このような企業の行為を是正させる目的で法律ができました。

2022年に改正され、通報者保護はより強化されましたが、勇気を出して声を上げた通報者を守る仕組みをさらに強化したいと、消費者庁での検討委員会は、今年の通常国会で法改正を目指し、報告書をまとめました。

御存じのとおり、兵庫県では、県側がマスコミへ内部告発をした元県幹部を特定し、告発を理由に、停職３か月の懲戒処分としました。これは、全くの保護法無視で違反すると指摘が出ました。

また、鹿児島県では、事件の隠蔽を訴えるために、記者に内部文書を提供した前生活安全部長が、国家公務員法の守秘義務違反で逮捕されるという事案も生じています。

本県においても、一昨年９月、旅行助成金の不適切受給があったとして、職員がマスコミ等に通報した事案がありました。この職員は、昨年４月にパワハラを理由に懲戒処分を受けていますが、職員は懲戒処分は報復であると人事委員会に訴えています。

この処分が外部通報を理由とするものか否かについては、現在、同委員会において審査が行われているところですが、職員の中には、何かあっても通報はしないで我慢するか、辞職するかのほうが楽かも、何があっても黙っていたほうがよいような気がしますなどの声が私に届いています。県庁という職場が、風通しがよいとは言えないという声があることは事実です。

このように、最近は、公務員による公益通報案件が見られるようになりました。公務員が住民に奉仕をして、地方公共団体に貢献する高い使命感を持っているということではないかと思います。このような勇気のある行動を阻止しないためにも、通報者の保護は大変重要な社会的問題であると、改めて認識しています。

そこで、知事は、公益通報制度における通報者の保護について、どのようにお考えなのかを伺います。

次に、熊本県における職員の通報の実態と相談体制、通報を受けた場合の処理体制をどのように整備しているのかについて、総務部長に伺います。

また、県には外部の相談窓口として外部調査員がおられるようですが、その選任について、どのように第三者性を担保しているのか、併せて総務部長に伺います。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事（木村敬君）　公益通報制度における通報者の保護についてお答え申し上げます。

公益通報制度は、地方公共団体においても、内部通報に対応する仕組みを整備することで内部監

視機能強化、そして自浄作用の向上など、組織内の法令遵守の確保につながるものと考えております。

この制度を実効あるものとしていくためには、議員御指摘のとおり、通報者の保護が最も重要であると考えております。本県の内部通報に関する要綱の中でも、内部通報をした職員は、通報したことを理由に不利益な取扱いを受けないこと及び内部通報した職員を特定するための調査を行ってはならないこと、これを定めております。

引き続き、通報者の保護が図られるよう、公益通報制度の趣旨に沿って適正に運用してまいります。

私は、これまで、企業などにおける不祥事、あるいは自治体職員が内部通報等に至る背景には、声を出しにくい職場環境や職場風土があったのではないかと考えております。

このため、昨年３月の知事選挙のマニフェストの中でも、私は、人事制度、人材育成、人材戦略の見直しを掲げ、職場における各種ハラスメントの防止を徹底するとともに、職員が働きやすい職場をつくることをお示ししております。

知事就任後も、速やかによかボス宣言を行い、職員の悩みには私が直接向き合い、開かれた創造的な県庁をつくることを宣言しております。

昨年９月には、各職場の実情などについて、県職員組合の若手の職員から直接話を聞く機会を設けました。そして、これを踏まえて、自ら定時退庁を呼びかけたり、育児や介護などを行っている職員への対応として、テレワークによる在宅勤務の日数の拡充などを行いました。

また、カスタマーハラスメント対策としてのマニュアルを１月に策定するなど、改善できる部分から速やかに対応しているところでございます。

県庁がこれまで以上に県民から信頼される組織となるよう、私自身が先頭に立って、職員が自由闊達に意見を述べ合い、指摘し合える風通しのよい職場をつくってまいります。

〔総務部長小金丸健君登壇〕

○総務部長（小金丸健君）　公益通報制度について、本県における通報の実態と相談体制、通報を受けた場合の処理体制についてお答えします。

まず、公益通報の実態ですが、知事部局では、平成18年度に内部通報に関する要綱を策定して以来、現在まで29件の通報を受け付けています。

通報の内容は、許認可事務等で不適切な取扱いを指摘するものや職員の服務に関わるものなど、多岐にわたるものとなっています。

個々の通報の概要やその調査結果等については、県ホームページに掲載しています。

次に、公益通報の相談体制についてですが、本県では、各部の政策調整審議員等が公益通報委員として組織内部の相談窓口となっており、このほか、弁護士に外部の相談窓口を担っていただいています。

なお、職員は、内部と外部のどちらの窓口にも相談できます。

通報を受けた場合の処理については、通報者と利益相反関係のない公益通報委員または弁護士が調査を進めることになりますが、要綱に基づき、通報した職員の個人情報や秘密が守られるよう、慎重に対応しているところです。

なお、本年１月には、要綱の見直しを行い、外部の相談窓口である弁護士を２名から３名に増員することとしており、今後さらに、調査の公平性、公正性の強化を図ってまいります。

最後に、外部の相談窓口である弁護士の選任についてお答えします。

外部相談窓口の選任については、要綱に基づき、行政に関する見識を有し、人格に優れ、公平

な立場で職務を遂行できる方を選任しています。

現在、３人目の弁護士の選任について弁護士会と協議しているところであり、引き続き選任に当たっての透明性の確保に努めてまいります。

県としては、今後とも、公益通報制度の実効性を高めるための要綱の見直しなどを適宜行い、職員がこの制度を信頼し活用できるよう、研修等の機会を捉え、広く周知してまいります。

〔岩田智子君登壇〕

○岩田智子君　御答弁いただきました。

消費者庁が令和５年に実施した調査では、内部通報経験のある人のうち、約３割が後悔をしたと回答しているそうです。その理由を尋ねたところ、人事異動、評価、待遇で不利益を受けたとの回答が約４割に上っているという結果が出ています。

どうしても熊本県のことが気になって今日お尋ねをしました。相談員の第三者性というのはとっても重要だと思っています。この前の熊本の件で、第三者委員会が設置をされました。弁護士の３名の方でしたが、第三者委員の選定の理由は、県の審議会や委員会などを選任されている方々で、信頼がおけるということだったようです。

フジテレビの事件とか第三者委員会というときに、やっぱり本当に第三者なのかどうかをきっちり見極めるというか、弁護士会のガイドラインにのっとるべきじゃないかなというふうに私は思っています。

通報後、通報者、熊本県の場合、いろいろ処分があったということで記者会見をされました。本当にきつかっただろうなというふうに見てて思いました。大きな力に立ち向かうというのは並大抵のことではありません。職場の風通しがよければ、通報そのものはなくなります。

法が禁止しているのは、公益通報を理由に処分をすることだけで、ほかの理由での処分を行うことは禁じていないので、制度の実効性向上による国民生活の安心、安全の確保に向け、法改正に期待をしたいところです。

告発した側がひどい目に遭う世の中は変えねばならないと思います。外部相談窓口、本当に今選任中ということで、弁護士会に任せてあるということなので、本当に相談しやすい風通しのよい県庁にしていただきたいなと思います。

それでは、次の質問に移ります。

７番目になります。核兵器廃絶・世界の恒久平和を希求する熊本県宣言について伺います。

昨年、ノーベル平和賞を受賞した被団協(日本原水爆被害者団体協議会)は、被爆当事者による核兵器のない世界を目指して尽力をされ、核兵器が二度と使われないように証言を通じて示されてこられました。

高校生平和大使と活動を共にしている九州学院２年の島津さんは、長崎、広島の高校生とともにノーベル平和賞授賞式に参加し、被団協の皆さんとともに核兵器廃絶を訴える活動をしてきたようです。

ここ熊本県議会では、2001年、平成13年３月22日に「核兵器廃絶・世界の恒久平和を希求する熊本県宣言」に関する決議文が採択され、今に続いています。

「二十一世紀という平和、環境、人権をキーワードにした人間尊重の新世紀を迎えた今日、地球上には、今なお多くの核兵器が蓄えられ、人類の生存を脅かしている」と始まる決議文を読むと、さすが先輩議員の皆さんと思います。

議会棟の南側には、核兵器廃絶を記念して、キョウチクトウが植えられています。熊本県では、毎年、ロビーで「原爆と人間」のパネル展示が行われていますし、８月６日広島原爆の日には庁内

放送も流れます。高校生平和大使の皆さんも、ここで被爆証言を基に作った紙芝居や活動を発表しています。

戦後80年、この戦後がずっと続くようにと、私自身も様々な活動をしております。

さて、お出かけ知事室などで、知事も大変多忙な毎日を過ごされておられますが、そのお出かけ知事室での平和に関する質問と知事のお答えについてお尋ねをします。

核兵器禁止条約についての質問では、国の政策でもあるので答えられない、軍事や武力がないと平和は維持できないという立場に立っている、核兵器のない地球、戦争のない世の中をつくっていきたいとお答えになられました。

うん？どういうことだろう、どういうふうにそんな世の中をつくっていこうとされるのか、知事としての平和に対するお考えを詳しく教えていただきたく質問をいたします。また、この宣言についての知事のお考えをお聞かせください。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事（木村敬君）　私の平和に対する思いについてお答えさせていただきます。

原子爆弾が広島そして長崎に投下され、多くの貴い命が一瞬にして奪われたあの日から80年がたとうとしています。現在、私たちが享受しているこの平和と繁栄は、さきの大戦における貴い犠牲の上に築かれたものであり、私たちは決してそのことを忘れてはなりません。そして、戦争の悲惨さ、平和や命の貴さを未来を担う次の世代に語り継いでいくことは、今を生きる私たちの使命であると私は考えております。

昨年、日本原水爆被害者団体協議会がノーベル平和賞を受賞されました。これは、これまでの活動に深く敬意を表するとともに、改めて核兵器廃絶への思いを教訓として引き継いでいくことの大切さを認識したところでございます。

議員が御紹介された高校生平和大使ノルウェー派遣メンバーの島津陽奈さんから、ノーベル平和賞授賞式同行後の昨年12月に、私も帰国報告を受けることができました。また、先月には、熊本県原水爆被害者団体協議会の表敬もお受けいたしまして、私が直接活動を伺い、意見交換をさせてもらいました。

一方で、世界は、いまだに各地で紛争が続いています。また、北朝鮮による核開発や度重なる弾道ミサイル発射による挑発行為、さらに台湾をめぐる問題など、我が国の安全保障環境は厳しさを増していると認識しています。こうした状況を踏まえると、核廃絶に向けた道のりはまだ遠いと考えざるを得ません。

また、お出かけ知事室での私の発言は、国民の安全確保と平和の維持のために自衛力の保持は必要であるという観点に基づいたものでございます。

しかしながら、核兵器や戦争のない世界をつくりたいという思いは、平成13年３月に、この熊本県議会で決議された核兵器廃絶・世界の恒久平和を希求する熊本県宣言と私も同じ思いでございます。

日本は世界で唯一の被爆国です。戦後80年に当たり、改めて私たちは核問題に真摯に向き合い、世界中に核兵器の惨禍を訴えながら、核兵器のない平和な世界の実現に向けて努力していく必要があるという思いを私も強くしているところでございます。

以上でございます。

〔岩田智子君登壇〕

○岩田智子君　御答弁いただきました。

次世代へこの平和をつなぐ私たちの使命、そのとおりだと思います。厳しい状況があるとおっし

ゃいました。核抑止論や核の傘に頼ることが本当に次世代の平和につながるのかどうか、私は疑問に思っています。

戦後80年、政府は、核兵器禁止条約締約国会議へのオブザーバーの参加見送りを決めました。被団協の田中さんは、衆議院予算委員会の中央公聴会に出席して意見を述べられましたが、その決定に情けなく残念と述べられました。

そして、まさに今、３日から７日まで会議が開かれているんですよね、今。残念ながら日本政府不参加のままです。

広島の先ほどキョウチクトウがこの裏に植えられているという話をしましたが、キョウチクトウは広島市の花になっています。原爆で被災をして、広島でいち早く咲いたのがキョウチクトウだったそうです。市民に復興への希望と勇気を与えたということで、そういう広島市の花にもなっていますが、二世、三世の方々、熊本にもたくさんおられます。

本当に、昨日、その会議の中でお話をされた、胎内被爆をされた方が出席をされたんですが、核兵器のことを悪魔の兵器だということで、廃絶をしっかり訴えられております。

本当に次世代に、私たちが過ごしてきたこの平和な日本を続けていかなければならないということで、今答弁いただいて、私も気持ちをまた新たにいたしました。みんなで平和をつくっていきたいと思います。

それでは、最後の質問に移ります。

８番目です。熊本とオランダとの交流促進について伺います。

日本とオランダとの交流は、今年425年になります。大分県臼杵の海岸にリーフデ号が漂着し、高級船員ヤン・ヨーステン、三浦按針らが徳川家に重用されてからとなります。教科書で勉強したと思います。

実は、熊本県とオランダも強いつながりがあります。世界遺産登録となった三角西港を設計したのはオランダ人の水理工師ローウェンホルスト・ムルドルさんです。

また、千円札の北里柴三郎、西洋医学校でオランダ人軍医コンスタント・ゲオルグ・ファン・マンスフェルトに師事し、ここで医学の道に目覚めることになったと言われています。

昨年、１月11日に、北里柴三郎とマンスフェルトのレリーフが熊大病院の外来診療棟の正面玄関に設置をされました。マンスフェルトは、1871年から３年間、熊本で過ごしました。このとき北里柴三郎が通訳をしていたそうです。このマンスフェルトに師事し、医学を志した人たちの子孫の方々が、今でも医療に携わっておられます。

北里柴三郎の千円札が発行されたのは昨年の７月３日です。これまで、故郷である小国町でイベントが開催されたり、医師会主催のシンポジウムが開催されたり、北里柴三郎記念館が紹介をされたりしていますが、盛り上がりがいま一つと感じております。

最近になりますが、昨年、オランダ人画家ジョン・ニランド氏が来熊され、不知火美術館で、展示会や子供たちとのワークショップが開かれました。

また、山鹿が舞台の映画、早田市長をはじめとして多くの山鹿の方々が出演をした「骨なし灯籠」という映画がオランダの映画祭で入賞をしました。熊本をはじめに各地でロングラン上映となりましたし、海外の航空路線で機内上映もされていたそうです。熊本での祝賀会にはオランダ大使館の大使代理もいらっしゃって、蒲島知事にも会われました。

また、一昨年には、オランダ半導体イノベーシ

ョン使節団が来られ、当時副知事でしたが、木村知事を表敬訪問されました。

このように、オランダと熊本は、文化や産業、教育などの分野で深いつながりが続いています。

そこで、知事に質問です。

私がお話をした数々の人や出来事を生かして、熊本とオランダのつながり、交流を深められないかと思っていますが、何かお考えはありますでしょうか。

半導体関係では経済交流もこれから強まると思いますが、特に、観光と文化の視点でお尋ねをします。

また、学生交流などの取組による深まりも考えられるのではと思いますので、前向きな答弁をよろしくお願いいたします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事（木村敬君）　お答えいたします。

本県とオランダのつながりについては、議員御紹介の事例のほかに、平成25年３月に策定したくまもと県南フードバレー構想があります。これは、オランダのワーヘニンゲン市周辺に位置するフードバレーと呼ばれる食品関連産業の集積地やイノベーションクラスターの考え方を参考に構想を練り、事業を展開したものでございます。

また、大豆由来の植物肉を開発、生産する熊本市のスタートアップ企業、御存じの方も多いと思いますが、この企業は、オランダのフードバレーに研究開発拠点を開設するなど、民間レベルでの経済交流も始まっていると認識しています。

さらに、一昨年６月には、先ほど御指摘いただきましたが、オランダの半導体イノベーション使節団が表敬訪問されまして、半導体等の各分野での協力関係の強化について意見を交わしたところでございます。

また、観光・文化面においても、議員、また御紹介いただきましたが、本県を舞台とした映画「骨なし灯籠」がオランダの映画祭で観客賞３位を受賞されまして、オランダにおける本県の認知度向上につなげていただきました。

また、昨年９月には、県立美術館で、ミッフィーの生みの親であるオランダ人のディック・ブルーナさんの特別展が開催されるなど、交流が進んでいると思っております。

私は、そうした交流を支える存在として、くまもと日蘭協会、こちらなど関係する団体が非常に熱心に活動されています。

県としても、オランダとの交流がさらに深まりますように、くまもと日蘭協会をはじめとする民間の活動を応援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔岩田智子君登壇〕

○岩田智子君　御答弁いただきました。

なぜ急にオランダと思われたと思います。ヒアリングに応じる担当課の方も混乱をされていたような感じだったんですが、思い出してください。女子ハンドボールのワールドカップ優勝したのはオランダでした。425年にわたる交流と知れば知るほど、いろんなところにオランダとのつながりがありまして、在オランダ、オランダの日本大使館は、交流425年ということで、ロゴマークも作成をされて、公式シンボルとして使用されています。

熊本の観光振興で、最初は、私、観光振興で考えたんです、いろいろ。何かそういうキーワードがあると、そういうところを訪れてみたいなというようなことにもつながると思いますし、オランダといえば、いつも長崎とかがやっぱり一番頭に浮かびますが、長崎から熊本に来るには、有明フェリーを使わなければいけなかったり、いろんな

そういう観光にもつながるのではないかなというふうに、これを使えないかなというふうなことで質問をさせていただきました。

実は、天草の﨑津教会なんかは、クルーズ船の観光客がボートに乗って上陸するような、そういう観光ももう今広がっていますので、何かに使えればなというふうに感じています。

台湾の南部のほうも、400年前は、このオランダとかヨーロッパが、東インド会社が盛んだった頃、台湾も領地としてやっていたということで、そういうことで交流も深まるのではないかなというふうに思っています。

民間交流を応援していくということでしたので、しっかりと後押ししていただければなと思います。

これで質問を終わりますが、知事が日本一伸び代があると感じておられる熊本、日本一のふるさととする熊本がもともと持っているものとか、熊本に住む人々の暮らしをしっかりと守って、伸び代と表現をされる熊本の成長や発展が全ての県民のものになりますように、県議の役目として県行政をこれからもしっかりと監視をしてまいります。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

○副議長（髙木健次君）　以上で本日の代表質問は終了いたしました。

明６日は、午前10時から会議を開きます。

日程は、議席に配付の議事日程第４号のとおりといたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後２時30分散会

第　４　号

（３月６日）

令和７年　熊本県議会２月定例会会議録　第４号

令和７年３月６日(木曜日)

議事日程　第４号

令和７年３月６日(木曜日)午前10時開議

第１　代表質問(議案に対する質疑並びに県の一般事務について)

第２　一般質問(議案に対する質疑並びに県の一般事務について)

本日の会議に付した事件

日程第１　代表質問(議案に対する質疑並びに県の一般事務について)

日程第２　一般質問(議案に対する質疑並びに県の一般事務について)

出席議員氏名(47人)

星野愛斗君
髙井千歳さん
住永栄一郎君
亀田英雄君
幸村香代子君
杉嶌ミカさん
立山大二朗君
斎藤陽子さん
堤　泰之君
本田雄三君
岩田智子君
南部隼平君
前田敬介君
坂梨剛昭君
荒川知章君
城戸　淳君
西村尚武君
池永幸生君
竹﨑和虎君
吉田孝平君
中村亮彦君
髙島和男君
増永慎一郎君
前田憲秀君
松村秀逸君
岩本浩治君
河津修司君
楠本千秋君
橋口海平君
緒方勇二君
髙木健次君
髙野洋介君
内野幸喜君
山口　裕君
岩中伸司君
城下広作君
西　聖一君
鎌田　聡君
渕上陽一君
坂田孝志君
溝口幸治君
池田和貴君
吉永和世君
松田三郎君
藤川隆夫君
岩下栄一君
前川　收君

欠席議員氏名(１人)

西　山　宗　孝　君

説明のため出席した者の職氏名

知事	木村　敬　君
副知事	竹内信義　君
副知事	亀崎直隆　君
知事公室長	内田清之　君
総務部長	小金丸　健　君
企画振興部長	富永隼行　君
理事	阪本清貴　君
理事	府高　隆　君
健康福祉部長	下山　薫　さん
環境生活部長	小原雅之　君
商工労働部長	上田哲也　君
観光文化部長	倉光麻里子　さん
農林水産部長	千田真寿　君
食のみやこ推進局長	辻井翔太　君
土木部長	宮島哲哉　君
会計管理者	川元敦司　君
企業局長	深川元樹　君
病院事業管理者	平井宏英　君
教育長	白石伸一　君
警察本部長	宮内彰久　君
人事委員会事務局長	城内智昭　君
監査委員	藤井一恵　君

事務局職員出席者

事務局長	波村多門
事務局次長兼総務課長	本田敦美
議事課長	富田博英
議事課長補佐	岡部康夫

午前10時開議

○議長（山口裕君）　これより本日の会議を開きます。

○議長（山口裕君）　日程に従いまして、日程第１、昨日に引き続き代表質問を行います。

公明党城下広作君。

〔城下広作君登壇〕（拍手）

○城下広作君　改めまして、皆さん、おはようございます。公明党の城下広作でございます。党を代表して質問をさせていただきます。

私は、今回12項目、発言通告書は２枚にまたがっておりますけれども、これでも１つ項目を減らしたんですけれども、これでも時間が足りないと言われて、私は結構早口なんですけれども、さらに早口で今日は原稿を読みたいと思っております。できれば知事も、私に合わせて、口をとがらせて答弁していただければ大変ありがたいなというふうに思います。

もう早速でございます。質問に入らせていただきます。

知事就任１年目に当たり、知事の重みについてでございます。

今年は１月初頭から、政治の動きに関心が集まっています。まず国外を見てみますと、米国の大統領に共和党のトランプ氏が返り咲き、これまで民主党のバイデン前大統領が掲げてきた政策をいとも簡単に変更し、大幅な政策転換を打ち出し、実行されています。

一方、国内に目を向けますと、昨年の衆議院総選挙の結果、自公連立政権の過半数割れに伴い、国民生活に大きな影響を与える来年度予算案の年度内成立が心配されています。

また、私たちに最も身近な政治の動きとして、県内の首長、議会議員選挙も今年は集中しており、結果によっては住民生活に大きく関わってくるため、既に実施された選挙を見てみますと、激戦の首長選挙や候補乱立の議会議員選挙などがあ

り、今後予定される各選挙も似たような状況になるのではと私は思います。

ちょうど１年前、木村知事は、これまでの人生の中で最も大きな転換期の一つとして、知事選挙に挑まれました。結果は、木村知事の政治手腕に多くの県民が期待を寄せ、大勝利されました。そして、木村知事は、その期待に応えようと、当選された直後から今日まで県下全域を走り回り、行政、民間問わず、あらゆる分野の方々と積極的に対話し、熊本県によき流れをつくろうと、獅子奮迅の戦いをされてきたと私は理解していますし、多くの県民も同様な評価をされているのではないかと私は思います。

そうした戦いの中で、木村知事は、昨年末、就任直後に掲げられた、これまでのよき流れをさらに強く大きく、くまもと新時代、共に未来への取組から、２年目に当たり、新しい県政運営の基本指針、くまもと新時代共創基本方針及び総合戦略を打ち出されました。これが知事の１丁目１番地の政策、木村知事の目指す政治と理解しています。

木村知事は、１月６日、今年初頭の職員を前にした挨拶の中で、現場に出て当事者の言葉に耳を傾け、アイデアを導いてほしいと述べられ、また、先ほど紹介した県政運営の新指針に触れ「世界に広がる」「人を育てる」「共に創る」の３つがキーワードだ、アジア、九州に向かって開けることが熊本県の未来にとっての勝ちパターンになると展望され、今年の一字には「歩」を選ばれ、今年７月で５年目を迎える熊本豪雨からの復興に向け、歩みを止めてはいけないと力を込められました。

そこで、木村知事にお尋ねします。

やはり政治は、リーダーシップが大きな鍵を握ると言われています。熊本県は、ＴＳＭＣの進出で、100年に１度のビックチャンスとも言われています。一方で、アメリカの政変やロシアのウクライナ侵攻による経済的影響、また、いつ襲ってくるか分からない大型災害等、その都度県政運営に大きな障壁となることもあり得ますし、現在も県政に関わる課題は山積しています。

そこで、知事の県政運営の手腕に期待が高まる中ですが、知事就任２年目のスタートとしての県政運営に対する思いと知事職という重みについて、木村知事の考えをお尋ねいたします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事（木村敬君）　公明党の代表質問、城下議員から盛りだくさんの御質問いただきました。やや早口になりますが、ただ、しっかりとお答えさせていただきたいと思います。

昨年４月に、県民からの負託を受け、熊本県知事に就任し、もうすぐ１年がたとうとしております。その間、現場主義を重ね、私自身が先頭に立って、全力で県政運営に当たってまいりました。

スピード感を持った対応が必要な渋滞解消や地下水問題など、県民の不満、懸念に対しては、地元市町村などとの協議を重ねて、具体的な解決策を導き出すとともに、引き続き対応を進めております。

昨年12月には、今後の県政運営のよりどころとなるくまもと新時代共創基本方針を策定し、目指す将来像を「県民みんなが安心して笑顔になり、持続的で活力あふれる熊本」といたしました。

取組の方向性としては、ＴＳＭＣの進出や東アジア地域との地理的優位性を生かして、世界に広がる熊本の存在をより確固たるものとします。また、様々な分野での人材不足の解消に向けて、私が行政の基本と考える教育と福祉の取組を充実して、人を育てる人づくりを推進してまいります。

最後に、県議会や市町村、関係団体と連携し、

それぞれの強みを生かした政策、地域を共につくることを進めてまいります。

知事就任２年目となる来年度は、この基本方針に基づき、共につくる県民が主人公の県政の実現に向けて、関連する事業や取組を加速化してまいります。

知事職の重みについては、副知事とは全く違う責任の重さと県民からの期待の大きさを改めて痛感しております。

議員御指摘の複雑さを増す県内外の情勢や多くの課題が山積する中、変化を求められる局面だからこそ、知事として、自ら決断し、リーダーシップを発揮して、県民とともにしっかりと歩みを進めていくことが重要であると考えております。

同時に、決断に当たっては、県議会の皆様方をはじめ、市町村、県民の皆さんなどの声に耳を傾けるなど、しっかりと政策をつくり込んでいき、その過程で、県民の皆さんが私たちとともに県政をつくっているんだと感じてもらうことが重要であると認識しております。

今後も、県が直面する様々な方に対して、県議会や関係団体の皆様方と連携しながら、適時適切に政策を実現していくことで、かけがえのない熊本県民の命と暮らしを守れるよう、引き続き緊張感を持って、知事としての職責を全うしてまいります。

以上です。

〔城下広作君登壇〕

○城下広作君　知事の就任直後からの活躍といいますか、動きは、大変私は、若々しく、元気があり、すばらしいものだと評価をしております。今後とも、しっかりと、その流れで頑張っていただければ、県民は安心をするというふうに思います。

知事は、今年の目標を１字で「歩」というふうにされ、知事の場合は注目されるんです。私も一応１字を考えておりまして、ここに別に書いているわけじゃありませんけれども、誰も注目しないものだから、勝手に言いたいと思っています。今年は、私は「勝」という、勝負の「勝」でございます。揚げ物の「カツ」でなくて、「勝」ということをしっかり考えていきたいというふうに、自分の１字にしておきたいと思っております。

それでは、２問目の質問でございます。

知事のその思いを実現するために大事な部分として、職員の問題がございますけれども、県職員の中途退職状況について、今回取り上げをさせていただきました。

やはり、知事のその思いを実現するためには、全ての県職員の協力が欠かせません。歴史の中でも「人は城、人は石垣」と家臣を重んじた武将もいました。これは、今も昔も不変の原理かもしれません。人材ありて万事を成す。蒲島前知事も、自身の施策の実現について、すばらしい県職員に恵まれている、日本一の県職員とたたえられていました。

そこで、私は、木村県政を支える県職員の職場環境の状況を、知事部局、教育庁、警察本部別に調べましたところ、定員割れや中途退職者の多いことにびっくりしました。

例えば、令和５年度のデータで見てみますと、１年間で、知事部局では、自己都合で退職された方が54名、勧奨退職者、いわゆる定年前の勧奨退職者で18名、合計72名に上ります。

次に、教育庁では、自己都合等での退職者が142名、懲戒免職１人、失職１名を含むということです。

警察本部では、自己都合で退職された方が54名、勧奨退職者５名、懲戒免職を含め60名の方が退職されています。

これを多いと思われるか、少ないと見るかは人それぞれかもしれませんが、私は、１年間で合計274名の県職員の方が自己都合を筆頭に退職されている現状は、決して楽観視できないと考えます。

知事部局での退職者の数は、木村知事の今後の施策の遂行に影響を及ぼすでしょうし、教育庁の退職者の数は、ただでさえ教員不足が問題になっていることや教員採用試験の大変厳しい現状と合わせて、深刻な問題ではないでしょうか。また、警察本部での退職者の数は、県民の安心、安全にそのまま直結する問題と不安視する県民も少なくないと思われます。

特に、本県の警察職員の県民に対する負担率は全国的に見ても非常に高く、それに加え、本県では、ＴＳＭＣの進出により、交通問題、外国の方とのトラブル、人流の増加による諸問題等、警察職員の増員を望む声は、今後ますます高まることが予想されています。

そこでお尋ねします。

先ほど述べてきました、各部署の県職員の中途退職者の現状について、どのような認識をお持ちなのか、また、それに対して厳しい認識を持たれているとすれば、これまでどのような対策を取られてきたのか、また、今後の対応について、木村知事、白石教育長、宮内警察本部長にそれぞれお尋ねをいたします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事（木村敬君）　県職員の中途退職者の状況とその対策についてお答え申し上げます。

知事部局において、定年前に退職した職員数は、この10年間増加傾向にありまして、中でも、10代から30代までの若手職員の増加が顕著です。

退職の理由は様々ですが、特に転職によるものが多くを占めています。

転職が増加する背景には、社会状況の変化によって、若い世代を中心に、自分らしく生きたいという価値観や自分に合った環境でキャリアアップを目指すという職業観が浸透してきたことなどが考えられますし、民間企業の採用活動も活発化しておりまして、官民含めた人材獲得の競争が激化しています。

こうした中、最近私自身が一緒に仕事をしたことのある優秀な若手職員の中途退職に関わる決裁が回ってきて、あなたもかと愕然とすることがありました。

今朝も、実は県ではないんですけれども、親しい市町村の職員が転職しますというメールが来まして、本当にショックを受けました。

しかし、私は、自分のやりたいことを見つけて転職する職員に対して、やはり県での経験を生かして、しっかりと社会貢献をしてもらいたいと考えております。

県の中途退職の現状には大きな危機感を持ってはおりますが、雇用の流動化を無理に止めることはできません。

私は、今の時代に合わせた対応をすることが重要と考えており、自分に合った環境でキャリアアップを目指す方々に県庁を選んでもらえるように、県庁をより魅力ある職場とするとともに、常に採用方法を見直していく必要があると考えております。

平成23年度から行っています民間経験者の採用では、これまで多様な人材が数多く入庁いたしまして、幅広い分野で活躍してくれています。また、様々な知識、経験を有する人材の確保は、組織の活性化にもつながっています。

次年度からは、中途採用をさらに拡充するための取組として、新たに、係長級で採用する中堅キャリア特別選考試験を創設いたします。即戦力と

して活躍が期待される人材を積極的に活用してまいります。

また、人事委員会では、民間企業の採用試験で広く採用されているＳＰＩ試験を大卒程度の行政職まで拡大します。行政職については、専門試験が不要となることから、様々な受験者層に門戸が開かれることとなり、民間企業の志望者などがより受験しやすくなります。

このような様々な取組を重ねていくことで、熱意や意欲を持った有為な人材の確保を図ってまいります。

あわせて、勤務間インターバルの確保といった長時間労働の縮減、職場を挙げたカスタマーハラスメントの対応強化、パワハラなどへの厳格な対応など、働きやすく風通しのよい職場づくりにも全力で取り組んでまいります。

昨日の代表質問で、渕上議員、岩田議員からの御質問でも回答しましたが、私自身、若手職員と意見交換をする機会を積極的に設けております。こうした取組を通じて、若手職員が県庁で働き続けたいと思われるよう、職員の活躍や頑張りを後押ししてまいります。

〔教育長白石伸一君登壇〕

○教育長（白石伸一君）　教員の中途退職者の状況とその対策についてお答え申し上げます。

県教育委員会におきましても、中途退職者数は増加傾向であり、主な退職の理由は、介護や結婚による転居など家庭の事情に加え、転職や心身の病気によるものとなっています。

議員御指摘のとおり、教員不足が課題となっている中、現場の教員が中途退職する状況は、学校運営に少なからず支障を来すものであり、その影響を最小化できるよう改善していく必要があると認識しております。

そのため、県教育委員会としましては、現場の教員がやりがいを持って生き生きと働ける職場づくりに努めているところでございます。

具体的には、ＩＣＴを活用した業務効率化や部活動の地域移行など、学校現場の働き方改革を積極的に進めるとともに、気軽に悩みを相談できる職場づくりのための管理職研修などを行っています。

また、教員に対するストレスチェックや様々な相談に対応するための心の相談事業など、メンタルヘルス対応も実施しています。

さらに、採用選考に当たっては、教員免許を持たない社会人も対象とした特別選考の実施や大学推薦制度の導入による一次考査免除制度の拡大のほか、教員免許保持者で教職に就いていない方々を対象としたペーパーティーチャー講習会を開催するなど、人材を確保する取組も行っております。

今後もこれらの取組を継続して行うとともに、教員不足解消の取組やさらなる働き方改革を進め、現場の教員が働きやすい職場環境づくりにしっかり取り組んでまいります。

〔警察本部長宮内彰久君登壇〕

○警察本部長（宮内彰久君）　県警察の職員の中途退職者の状況とその対策についてお答えします。

令和５年度中に自己都合退職をした県警察の職員は54人になりますが、このうち27人は、60歳に達した後、定年延長により61歳まで勤務を継続することが可能でしたが、勤務の継続を希望しなかった職員になります。残りの27人が自身の病気や転職などを理由として退職した職員となりますが、近年、県警察におきましては、こうした中途退職者の数が増加傾向にあります。

今後、少子化の進展により、採用環境がより一層厳しくなることが見込まれますので、県警察としましては、こうした中途退職者はできるだけ少

なくしていく必要があると認識しているところでございます。

そのため、県警察におきましては、各種休暇の取得促進や長時間勤務の抑制、デジタル化、ＤＸによる業務の効率化などを進めることによりまして、全ての職員がやりがいを持って働き続けることができる職場環境の構築に努めているところでございます。

また、新規採用者の獲得に向けまして、各種業務説明会やＳＮＳなどを通じまして、警察の仕事の魅力ややりがいのほか、働きやすい職場環境の構築に向けた取組を発信することによりまして、様々な受験者層の関心が高まるよう努めますとともに、採用募集の上限年齢を35歳まで引き上げるなど、一定の職歴を有する方の採用にも力を入れているところでございます。

県警察としましては、引き続き、働きやすい職場環境の構築と採用募集活動の強化の両面から、必要な人材の確保に努めてまいります。

〔城下広作君登壇〕

○城下広作君　知事部局では、10代から30代の若い職員の方が増加傾向にあるという、大変、ある意味ではなぜだろうかなというふうに思います。公務員と言えば、基本的には、一回合格したら、そのまま定年までというのが我々世代ではそういう印象が大きかったんです。最近は決してそうではない。

また、教員の退職者も140台、もう140何名ですか、これも大変多いなと。その分誰かが穴埋めをしなきゃいけない。恐らく現場でも相当混乱が生じているのかな、また生じるのかなと思いがいたします。

また、警察は特に、警察の場合はあんまり辞める方はいないのかというイメージがあったんですけれども、結構な数で、やはり辞められる、もしくは、ベテランになって、もう60を超えて、もう少し働けるんですけれど、もうそれからは完全に終わるというような選択をされるという、生き方はいろいろ考えがありますけれども、いずれにしろ、公務員として非常に県民のある意味では大事な相談といいますか、対応する職員が欠けてくるというのは、知事にとっても、片や教育長にとっても、警察本部長にとっても痛手だと思いますので、しっかり今後対応していただければというふうに思います。

３番目でございます。

この県職員の流れで、関連する質問ですけれども、専門職の確保についてということで、これもちょっと厳しい状況がありますから質問させていただきます。

先ほどの質問に関連として、貴重な人材である県職員の中途退職は、本県の行政執行上、多大な影響を及ぼすことは、誰の目に見ても明らかであります。

とりわけ、欠員があっては、行政執行上、または県民の安心、安全な暮らしを守ることに重大な影響を与えるおそれのある職種、職場もあると思います。

例えば、私が最初に思いつくのが、あのコロナ禍においてＰＣＲ検査などの迅速な対応が求められていたとき、検査を行う職員の不足により過重労働を強いられた保健所職員を思い浮かべました。また、災害や鳥インフルエンザなどの感染症の発生時には、とりわけ専門職や技術職の方は、特に重要な存在となります。

そこで、令和５年度時点でのいわゆる専門職と言われる方々の必要人数に対する不足人数を調べましたら、意外ではありましたが、保健師の不足はあまりないようですが、その代わりに、獣医師が、健康福祉部、農政部双方合わせて16名程度定

員割れをしています。

本県は、農業県であり、畜産・酪農県でもあります。最近では、本県の和牛が海外に輸出されるようになり、販路拡大に期待が高まっていますし、また、本県での農業生産高に大きく貢献している分野でもあります。

獣医師不足の問題は、これまで数多くの議員が取り上げられるなど、本県にとっては大変深刻な問題の一つです。早急な手だてが必要です。

次に、土木や農業土木の技術者も定員割れを起こしているようです。令和５年度の状況を具体的に見てみますと、土木で８名、農業土木で11名と、合わせて19名になりますが、これは、一見影響がない数字に見られがちですが、技術者総数からしますと、業務の内容も含め、決して影響がない数字とは私は言えないと思います。特に私が心配するのは、いざ災害に見舞われたときに、技術者の存在がその後の復旧に大きな差が生じてしまうおそれがあることです。

かつての平成28年の熊本地震、令和２年の熊本豪雨災害では、まさに土木技術者の存在が重要な役割を担い、災害復旧に尽力されてきたことは誰もが認めるところであります。

しかしながら、その復旧に際して、莫大な業務量から、県の技術職員だけでは到底対応できず、その陰で大きな力を発揮したのが、任期付職員だけでなく、測量コンサルタント業への発注者支援業務委託があったわけですが、一般にはあまり知られていないと思います。

ただ、この業務委託について、これまでの経緯を調べてみましたら、古くは平成５年からの現場技術業務委託から始まり、当初は人員も僅かで、平成28年の熊本地震のときは89名が県に常駐され、令和５年度では121名まで増えてきました。これまで度重なる災害復旧を中心として相当な貢献をされてきましたが、一方で、私は、発注者支援業務委託がこのまま続くことが好ましいかといえば、少々気になる点があります。

それは、昨今、民間の企業でも技術者の人材難は大きな問題となっています。県に常駐した分、民間企業では、その分人材が不足します。また、県の人件費に当たる負担も同等数以上の職員を雇用できる予算になります。そして、何よりも、本来県職員が担う仕事を手助けしてもらうことから、県職員が技術の習得に携わる機会が薄れ、技術の継承にも影響が出てくるおそれがあるとなると心配します。

そこで、私は、任期付職員や発注者支援業務委託の依存度を下げ、本来携わるべき県職員の土木技術者を増やすことが最善の取組と考えますが、実現に向けての考えをお尋ねします。

以上２点、専門職の確保について、木村知事の認識と対応についてお尋ねをいたします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事（木村敬君）　まず、獣医師の確保についてお答え申し上げます。

本県の獣医師は、家畜伝染病の蔓延防止や食の安全、安心の確保に貢献していますが、議員御指摘のとおり、その必要数の確保は依然として厳しい状況であり、喫緊の課題と認識しております。

獣医師の確保対策として、これまで、大学へのリクルート活動や県外における試験場の拡大など取組を加え、今年度から、受験機会を増やすことを目的に、通年募集に見直しをいたしました。

また、本県では、平成28年度に、県職員等で働くことを要件に、返還が免除される獣医師修学資金給付制度を創設いたしまして、累計で12名採用しております。

さらに、今定例会には、獣医師の処遇改善のため、初任給調整手当の支給月額の限度を４万

6,800円から６万円に引き上げる条例を提案しております。

こうした様々な対策を講じることで、一人でも多くの獣医師が確保できるよう、しっかりと取り組んでまいります。

次に、土木技術職員の確保についてお答えいたします。

土木や農業土木の業務を担う総合土木職については、昨今の半導体関連産業の集積に伴う取組や渋滞問題の解消に向けた幹線道路の整備などに的確に対応していくため、増員を図っているところでございます。

昨年度から、民間企業の採用試験で採用されているＳＰＩ試験を導入し、採用試験の一部を前倒しもいたしました。その結果、受験者数の増加など一定の成果は表れております。

また、高校へのリクルート活動を強化したことで、高卒程度の受験者の増や辞退者の減につながっております。

さらに、任期付職員数の一部を正職員に振り替えることについても、今後想定される恒常的な業務を念頭に検討してまいりたいと考えております。

議員御指摘の発注者支援業務委託については、大変ありがたい有効な制度であると私も認識しておりますが、緊急かつ大規模な工事など、委託したほうが効率的な工事に限定しております。近年、大規模災害の発生により件数が増えておりましたが、災害復旧の進捗に応じ、所要の水準に収束していくものと考えております。

県職員における技術の継承については、技術職員の時間的余裕をつくり出すことが重要です。そのため、広域本部などで発注できる工事金額を引き上げ、本庁と出先機関のやり取りを簡素化するなど、業務の効率化を進めてまいります。

今後も、県に求められる行政需要をしっかりと見極め、創意工夫を凝らしながら、獣医師や総合土木職など専門職の確保に積極的に取り組んでまいります。

〔城下広作君登壇〕

○城下広作君　いずれにしましても、専門職の方は、本当に１年１年で、その技術が習得できるわけではございません。育成も時間がかかるし、また、技術のレベルをアップするということになれば時間もかかります。

確かに、民間の力を借りることも、ある意味では必要になるんですけれども、本来は、しっかりと県職員の方が技術をしっかり習得し、そして民間の方に指導していくという形のレベルを持っていく、このことも一方では大事なことだというふうに思います。

また、獣医師に関しても、私もいろんなところで聞きますけれども、高齢の方が長く獣医師をされて、辞めるに辞められないというようなこと、若い人は、どちらかというと、小動物のほうに行って、せっかくそういう専門学校に行っても獣医師は選ばないというような形、これは、我々は、ある意味では食肉といいますか、そういう大型動物の食肉を食するんですけれども、そこの土台となる獣医師がいないと、そのこと自体も危機になってくるということは、しっかりと我々も認識しなければいけないのかなというふうに思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、ＴＳＭＣに関わる今後の対応について、４点ほど上げます。

ＴＳＭＣに関わる質問を４点ほど取り上げました。短い内容で端的にお聞きしますので、県民が聞いても分かりやすい答弁をお願いいたします。

まず、第１点目ですが、昨年12月末、ＴＳＭＣの第１工場が本格的な稼働を開始しました。そし

て、今年は第２工場の建設が本格的に開始することとなっています。まず、第１工場の円滑な稼働で量産できると確信をしています。

そこで、木村知事は、昨年８月25日から３日間、知事就任以来初の台湾を訪問され、ＴＳＭＣの本社や新竹のサイエンスパークなど視察されました。

特に本社では、経営幹部と面会し、第３工場の誘致について、直接意欲を伝えたと聞いています。しかし、ＴＳＭＣ側からは、第１工場、第２工場の円滑な推進があれば検討するとの発言にとどまったと聞いています。また、ＴＳＭＣの魏哲家会長は、昨年６月、地元住民の賛同が得られたならば検討するという趣旨の発言をされています。

こうした発言がある中、気になるのが、郭智輝経済部長は、昨年９月、県庁を訪問された際、木村知事に、台湾企業支援拠点は９割くらい熊本だろうと語られたと聞いていましたが、先月２月11日、郭氏は、台湾貿易投資センターを福岡市に開設すると九州戦略会議メンバーに伝えられました。このメンバーには、当然木村知事も入っておられます。これには大変びっくりしました。これについて、木村知事はどのように受け止められているのか、また、第３工場についての本県誘致への本気度をお尋ねします。

第２点目ですが、木村知事は、新竹のサイエンスパークやその周辺も視察されました。ここには、ハイテク企業だけでなく、大学や研究所などが集約されています。私も昨年の経済常任委員会で視察しましたが、広さと企業や研究所などの集約規模に驚きました。

木村知事は、今回、熊本版サイエンスパーク実現への一歩として視察を計画したと言われましたが、今後の具体的な取組が気になります。

そこで、熊本版サイエンスパークの実現、展開に当たっての考え方について木村知事にお尋ねします。

第３点目ですが、ＴＳＭＣの進出が決まってから、本県では、あらゆる分野の企業から取引を希望する声が上がりました。ただ、相手として、外国企業、国内の大手企業の取引の話は聞こえてくるものの、地元の中小企業にはなかなかお呼びがかからないのが現状でした。

そうした中、昨年11月27日、くまもと産業支援財団主催で、半導体ビジネスの発展を目指した地元企業との協業についてと題して、熊本城ホールで、メンテナンス、部品、洗浄、セキュリティーサービス、人材派遣、廃棄物関連などの説明会が招待制で行われました。

説明会は、ＪＡＳＭの意向で、プレスリリースを行わず非公開で実施されました。招待企業の選定については、ＪＡＳＭが指定した対象業種を基に、くまもと産業支援財団が県内関連企業100社程度のリストを作成、県と財団、ＪＡＳＭの意見交換を経て、企業規模や雇用者数とを勘案し、ＪＡＳＭが当該リスト40社程度を選定されたそうですが、私は、この話を伺ったとき、とても残念な気持ちになりました。100年に１度のビッグチャンスと期待した地元企業が多くいる中、知らないところで決まってしまう、努力のしようがないと嘆き、不満を持つ企業は多いと思います。

そこで、今回の対応について、木村知事はどのような感想を持たれているのか、また、今後追加企業を求める情報はあるのか、あるとすれば、地元企業に対する配慮について、木村知事の考えをお尋ねいたします。

第４点目に、ＴＳＭＣの進出で、交通渋滞や地下水の問題は大きな関心を集めています。また、それに劣らず、ＴＳＭＣからの排水問題もとても

注目され、使用された化学物質の処理方法や排水先はとても関心を集めています。

そこで、県は、ＴＳＭＣを含むセミコンテクノパーク周辺の排水を、新たに下水処理施設の整備を進める検討を開始し、その説明会を関係する自治体、菊陽町、合志市、熊本市の３か所で１月26日から28日の３日間で実施しました。

私は、これまでの関心の高さから、相当数の地域住民が説明会に参加されると想像していましたが、私の想像とは大きくかけ離れ、菊陽町では43人、合志市では37名、これには地権者も含まれています。そして、放流先の白川流域の熊本市では17名ということでした。処理水の処理方法や排水先をよく理解しての不参加であれば心配することはないのですが、知らなかった、説明会に意味がないなどの理由によって参加を控えた住民が多ければ、今後が気になります。

そこで、今後下水処理施設の計画を進めるに当たって、住民の理解を求める取組について、今後の対応についてお尋ねします。

以上４点、木村知事にお尋ねをいたします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事（木村敬君）　まず、１点目の台湾貿易投資センター開設に対する受け止めと第３工場誘致に向けての本気度についてお答えいたします。

議員御紹介のとおり、先月の九州地域戦略会議で台湾を訪問した際に、台湾の経産大臣に当たる経済部郭部長から、台湾企業の九州進出を支援する台湾貿易投資センターを福岡市に開設すると発言されました。

台湾企業の進出窓口となる機関が福岡市に設置されますが、このことで企業の集積が福岡一極で進むことにはならないと私は思っております。このセンターが開設されることで、企業進出がよりスムーズに進み、熊本にもメリットがあるものと前向きに捉えており、しっかりと連携していきたいと思っております。

また、ＪＡＳＭ第３工場の誘致についてですが、私は、第３工場に熊本の将来を感じておりますので、これまで答弁してきた姿勢に変わりはございません。議場でも何度か述べておりますが、今後、第３工場などにおいて、さらに最先端の半導体が作られるようになれば、これから伸びていくＡＩや自動運転、ロボットなどの新しい産業に使われるものと想定されます。将来世界的に必要とされる新しい産業づくりの舞台がここ熊本で展開されるとすれば、新しい時代の産業基盤の構築に本県が大きく寄与できるものと考えております。

引き続き、まずもって地元の理解を得られるよう、解決すべき課題に迅速かつ丁寧に対応し、台湾企業をはじめ、新たな投資に向けた受入れ環境の整備にも全力で取り組んでまいります。

次に、２点目の熊本版サイエンスパーク構想の実現や展開に当たっての考え方についてお答えいたします。

昨日、渕上議員の質問でもお答えしましたが、熊本版サイエンスパークは、単なる企業集積ではなく、大学や研究機関が立地して、産学金官の連携によるイノベーションの創出、人材の育成とか供給が持続的に行われる場を目指します。複数の拠点において、まちづくりの観点も含め、必要な機能を分担し、相互に連携する分散型サイエンスパークを考えております。

そして、産業集積と産業インフラの整備はもちろん、農林畜水産業をはじめとする他産業や環境にも配慮して、セミコンテクノパーク周辺から、県内ひいては九州全体へ広げていきたいと考えております。

次に、３点目の地場企業の参入についてお答え

申し上げます。

議員御紹介のＪＡＳＭの調達に関する説明会は、くまもと産業支援財団と県が共催する形で、県内企業とＪＡＳＭの取引を拡大するために実施したものでございます。

本来であれば、一企業の調達に関することは民間企業同士でなされるべきことではありますが、ＪＡＳＭに対する期待も高いことから、県が働きかける形で実現いたしました。

当日は37社の参加があり、そのうち約30社が具体的な商談を希望されて、現在ＪＡＳＭと個別商談に移行しており、一定の成果はあったと感じております。

今後も、第２工場の建設など、状況の変化を追いながら、継続的な開催に向けて協議を続けてまいります。

議員御指摘の課題、これはもう非常に理解できますが、回を重ねることで、徐々に取引機会の拡大につながればと思っております。

また、まずもって、この半導体サプライチェーンの参入については、世界水準の技術力やサービスが要求されます。ですので、地場企業の技術開発支援や参入支援セミナーの開催などにも積極的に取り組んで、県内企業が参入できるよう、県としてしっかりと努めてまいります。

最後に、４点目の下水処理施設への住民の理解の取組についてお答え申し上げます。

特定公共下水道の整備については、ＴＳＭＣの進出をはじめとする半導体産業の集積に対応して、工場排水を適切かつ確実に処理して、水環境を保全できるよう、スピード感を持って取り組んでいるところでございます。

現在、その前提となる都市計画決定の手続を進めており、都市計画決定案の作成過程では、地元自治体をはじめ環境の専門家など、様々な関係者と丁寧に意見交換、説明会を重ねてまいりました。

議員御指摘の説明会の開催に当たっては、周辺住民へのチラシ配布に加えて新聞広告、県のホームページを用いて広く周知を行っており、参加者からは、処理方法ですとか、放流先に関する意見をいただいております。また、説明会後の都市計画案の公告、縦覧においても、様々な意見書を提出していただいております。

そして、先般公開で開催いたしました都市計画審議会において、いただいた意見とそれに関する県の考え方を説明して、下水処理施設の計画について了承いただきました。

この計画を進めるに当たっては、説明会、都市計画審議会の議事内容をホームページに掲載するとともに、今後行う事業計画案の縦覧や事業認可後の説明会など、様々な機会をしっかりと捉えて、引き続き、正確な情報発信と丁寧な説明を尽くしてまいります。

以上４点について御答弁させていただきましたが、県民の産業振興への期待とともに、見える不満と見えない不安を真摯に受け止めて、引き続き、諸問題に迅速かつ丁寧に対応してまいります。

〔城下広作君登壇〕

○城下広作君　いずれにしましても、ＴＳＭＣが熊本に来たことによって、地場企業は、ありとあらゆる形で、何かしら関係ができればと期待する企業は多いわけでございますので、本当に、ある意味では、世界水準の技術を求められるのは、当然これはできませんので、ただ、地場の企業でもできるような仕事だけをある意味では選んで、そういう方にはなるべく直接やり取りができるような、契約ができるような形で配慮することは大事かなというふうに思います。

それと、この下水処理施設の問題は、よく、住民は、最初のときには関心を持たずに、知らないということもあるんでしょうけれども、後になって、いよいよ本決まりになったときに、それは大変だと言って反対運動を起こされると、もっと前にそういう意見が出なかったかということが多々ありますので、しっかり、最初のうちから、皆さんに、こういう問題がありますから、しっかり興味を持ってください、そして、そこでいろんな意見を述べてくださいという機会がないと、結果的に、最初でエネルギーをかけて、最後にまたそこでひっくり返される内容になるとこれは困るということを心配しますので、特にこの下水処理に関しては、住民の理解を求めるための、早め早めの対応が大事かというふうに思います。

次に、５点目でございます。菊陽町の都市計画と県の関わりについて質問をさせていただきます。

菊陽町は、１月27日、今後の町の土地利用方針を定める都市計画マスタープランを発表しました。それによると、ＪＲ豊肥線の三里木駅から原水駅間に計画される新駅から原水駅北側の土地区画整理事業と整備中の都市型スポーツ施設も盛り込む原案で、先月27日までに意見公募し、今月下旬頃に都市計画審議会に諮問する予定と聞いています。

このプランが通りますと、菊陽町のありようが随分変わり、都市型の町に大きく変貌するのでないかと、町民はもとより町民外の方からも注目されるのではないかと思います。

ここで、スクリーンを御覧いただきたいと思います。（資料を示す）

これは、菊陽町における駅を中心とした市街地整備のイメージパースです。

計画の具体的な中身を見てみますと、今はイメージパースでありますが、３つ見てください。「賑わいエリア」、そして「知の集積エリア」「職住近接エリア」――住まいのところですね。と３つに分かれ、ＴＳＭＣの隣接地という地の利を生かしたプランだと思います。

そこで、私は、このプランの中で気になることがありますので、県に関わることについてお尋ねをします。

まず１点目は、このプランの中に「知の集積エリア」が示されています。大変魅力的な発想だと私は思います。そこで、町の考えでは、大学のキャンパスや専門学校や研究機関や企業などが共同で利用するマルチテナントをイメージされているようですが、ぜひこのエリアに、６月の議会でも取り上げました県立技術短大を誘致してはと考えています。その際は、ぜひ４年制大学の移行も視野に入れていただきたいと思います。

移行した技術短大の跡地利用は、ＴＳＭＣをはじめ半導体関連の企業に売却も考えられます。実現できれば、学生を中心とした若者でにぎわう街になりますが、この提案について、県の考えをお尋ねします。

この２つ目でございます。

この都市計画区間では、ＪＲの新駅が設置されます。県は、ＪＲ豊肥線の複線化を度々要望されてきました。新駅を造るには、現軌道の改良を伴ってまいります。言い換えれば、複線化を目指すとすれば、新駅建設と区画整理事業は絶好のタイミングとも捉えられます。幸い、三里木駅から原水駅先の入道水踏切区間は、比較的住宅も少なく、農地エリアが広がり、軌道の複線化を実行するには、大変条件のよい区間でもあります。

ただ、ＪＲの複線化を実行するに当たっては、区画整理事業の区域にも影響することが予想されますので、実行の可否を早く決める必要がありま

す。県としては、複線化を強く求めるのであれば、他の区間では住宅密集地など課題も多いことから、なかなか難しいと私は考えます。

今こそ今回の区画整理事業は複線化の実現に向けた絶好のチャンスと捉え、菊陽町と早急な協議を行い、三里木駅から入道水踏切区間の複線化に向け協議を進め、ＪＲに強く要望したらよいと考えますが、以上２点、木村知事にお尋ねをいたします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事（木村敬君）　まず、県立技術短期大学についてお答え申し上げます。

県立技術短期大学校の移転については、現在、半導体関連企業が集積する恵まれた立地環境や移転する場合の新たな建設費用などを考慮した場合、慎重な検討が必要であり、引き続き、技大のあるべき姿については検討を重ねてまいります。

次に、豊肥線の複線化についてお答えいたします。

ＪＲ豊肥本線の熊本駅から肥後大津駅間は、その乗車人数は増加の一途をたどっています。特に通勤通学時間帯の平均混雑率は、令和４年度は135％、令和５年度が121％と、３大都市圏に匹敵する状況となっております。

一方、鉄道施設は全区間において単線であり、例えば、東海学園前駅では、車両の行き違いができずに、待ち時間が発生するなど、速達性や運行本数等の輸送力に大きな課題があると考えています。

ＪＲ九州は、この春のダイヤ改正により、一部増便、車両増などに取り組まれる予定ですが、今後の半導体企業のさらなる集積、阿蘇くまもと空港の国際路線の就航拡大に伴う空港旅客数の増加を考えれば、抜本的な輸送力強化が必要であり、既存の設備で対応するには限界があると私も考えております。

本県といたしましては、議員御提案の複線化構想も、輸送力強化には有力な手段の一つと考えております。菊陽町新駅の整備や原水駅周辺土地区画整理事業、さらに、本県が整備を進める空港アクセス鉄道事業が進み出したこのタイミングで、豊肥本線の運行主体であるＪＲ九州と県及び沿線市町村とが、ＪＲ豊肥本線全体の輸送力強化について、どのような具体的な手法が取り得るのか、検討を深めていく必要があります。

本県のさらなる発展のため、そして、熊本都市圏の基幹交通軸であるＪＲ豊肥本線の輸送力強化について、菊陽町など関係市町と連携しながら、ＪＲ九州との協議を加速してまいります。

〔城下広作君登壇〕

○城下広作君　私は、技術短期大学を菊陽町の土地区画整理に移転したらどうかなと考えていますと５人の方に聞いてみましたら、それはたいぎゃよか考えといういうふうに評価をしていただきました。県ではなかなか厳しい結果でございました。残念でございます。

ただ、複線化に関しては、ぜひやらないと、どこかで、単線だけでは、速達性とか大量輸送とかという形が結果的に難しくなる。そうした場合に、いろいろとずっと熊本駅から空港まで考えましたところ、やはりここが一番条件的にはいい。大津駅から空港までだったら、新しく今からするから比較できやすいんです、条件的に。ただお金がかかると、この区間は。高い橋になったり、またトンネルがあったりとか、いろんな形で。そうすると、現実的には区画整理をされるこの区間というのは、非常に、複線化して、そしてここで離合させるダイヤを考えれば、これは可能性が高いなということで、答弁でも、有力な手段の一つと言われましたので、ぜひそこは町と協議しなが

ら、またＪＲともぜひ協議していただいて進めていただければと思います。よろしくお願いをいたします。

次に、外国人の受入れと共生についてでございます。

私は、２月４日、群馬県邑楽郡大泉町役場を訪問しました。目的は、昨年、ＳＮＳの情報で「住民の２割以上が外国人の町」という大きな見出しが目に留まり、本県でも増えつつある外国人の対応について参考になるのではと思い、視察を決めました。

事前に大泉町役場に連絡を取りましたら、やはり国会議員や地方議員の視察はよくあるとのことで、その際は、町長自ら説明されることが多いと聞きました。あいにく私の視察の日は町長が不在でしたが、町長の御配慮で丁寧な対応をしていただきました。

説明は、企画部多文化協働課の女性の課長を中心に、具体的な内容を伺いました。その説明から、昨年12月末現在で、町の総人口４万1,653人、外国人人口、55か国8,871人、外国人比率21.3％という具体的な数字を聞き、５人に１人が外国人であることに改めてびっくりしました。

国別人口で見てみますと、ブラジル4,686人、外国人人口割合は52.8％が一番で、次にペルー1,106人、12.5％、３番目にインドネシア550人、6.2％となり、合計で55か国の外国人が住んでいます。最近では、アジア系の人口が増えてきているということでした。

また、外国人の在留資格及び比率で見てみますと、永住者3,210人、36.2％、定住者2,648人、29.9％で、合計66.1％を占めていました。このように、外国人が増えてきた背景には、平成２年６月の出入国管理及び難民認定法、入管法の改正が行われ、それにより、合法的に雇用ができることで日系人が増えてきた要素だと言われていました。

こうした動きもあり、今から約39年前の昭和61年、大泉町の総人口は、外国人222名を含め３万7,222人でした。その後、平成７年以降の日本人の人口は右肩下がりに減るのですが、一方で、外国人の人口は増加し、町の人口が平成12年には４万2,628人とピークを迎えました。それ以降、今日まで約30年間、日本人は減る一方、外国人の増加で町の人口はおおむねピーク時を維持しており、その分外国人の割合が高くなっています。

そこで、今回の視察の目的は、今日全国的に人口減少に苦しむ自治体が多い中、外国人の増加による人口増とはいえ、人口減少に歯止めをかけている成功事例ではないかと感じたからであります。

では、なぜこれだけ外国人が増えたのかと確認しましたら、町内にあるパナソニックやスバルまたは味の素等の就労者を求める大手企業の存在でした。そこで私の脳裏に浮かんだのが、ＴＳＭＣと関係が深い菊陽町や大津町で、人口規模も近い大泉町の取組を知ることは大変参考になるのではと考えました。

そこで、これだけ外国人が多いことによる日本人の住民との関係や行政サービスの在り方について及び子供の教育環境や社会保障の状況などをお尋ねしてみました。答えとして、住民との関係は、最初の頃は、当然文化の違いがあり、一部でささいなトラブルもありましたが、今では相互理解が進んでいる、行政サービスについては、多言語対応で日本人と同じサービスを提供し、子供の教育環境は、地元の小中学校に通い、授業も日本語で対応、苦手な児童生徒には支援学級等で対応し、社会保障については、就労し納税の義務を果たしていれば日本人と何ら変わりはない保障をし

ているとのことでした。

あわせて、いじめなどの問題にも触れましたが、日本人だから外国人だからと特別な差はない、むしろ子供たちは仲よしで、クラスの半分近くが外国人のところもあるが、非常に溶け込んでいるとのことで、子供たちが学校で教わった教育や文化を親に伝える役目を果たし、地域との共生に貢献していると知り、感動しました。

町のスローガンに、秩序ある共生、日本の制度、ルールやマナーを理解して生活してもらう、外国人は、労働者ではなく、共に地域で暮らす住民である、公平、公正な行政サービスを提供、国籍を問わず、お互いを尊重し、協力し合いながら、多様性を認め、誰もが活躍できる町をつくるの最後のパワーポイントの文字がとても印象に残りました。

そこで、木村知事にお尋ねします。

大泉町は、基本的には町の努力で、今日まで外国人との共生について尽力されてきました。そこで、私は、町として県に望むことは何ですかと尋ねましたら、大人も子供も含め、日本語教育の人材派遣に要する交付金と答えが返ってきました。言葉の壁の克服が共生社会の扉を開く鍵と理解しました。

本県の在留外国人の数は、昨年６月末で２万7,407人と過去最高だそうです。そこで、来年度の新規事業として、熊本県多文化共生支援事業を予算化されていますが、少々足りないような気がします。

ＴＳＭＣの進出で外国人の増加が見込まれる本県としまして、外国人への共生意識はどのように見ておられるのか、また、多文化共生の在り方について、そして、今後の具体的な支援の在り方について、木村知事の考え方をお尋ねいたします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事（木村敬君）　議員御指摘のとおり、県内の在留外国人の数は、現在も急激な増加傾向が続いております。昨年11月に県も協力して開催したＫＵＭＡＭＯＴＯ　ＫＵＲＡＳＵというシンポジウムでは、熱心な質疑などが行われ、県民の皆さんの中でも、多文化共生の関心が高まっていることを実感しております。

多文化共生の在り方については、県の総合戦略の中で、その社会の実現に向けて、外国人材との相互理解を深め、共存するために必要な考え方やノウハウを県民や地元企業に伝えることとしております。

また、熊本県外国人材との共生推進本部において、部局横断的に課題を共有し、優良事例の掘り起こしを図りながら、多様性に富んだ選ばれる熊本、開かれた熊本を目指してまいります。

多文化共生に対する私の考え方の根幹には、令和２年に県内で発生した技能実習生の方の出産をめぐる不幸な事件がございます。外国人を地域の一員として受け入れ、孤立しない環境を整えることが非常に大切です。

県内でも既に、市町村の保健師が外国人住民の出身国の文化を尊重しつつ、日本の乳幼児健診の優れた点を紹介する子育て支援の取組や、ハザードマップを用いて、外国人とともに危険箇所を確認する取組など、外国人向けの住民サービスの提供に熱心に取り組む市町村が現れております。

このように、外国人向けの住民サービスの充実や住民同士の相互理解を促進するためには、直接サービスを提供する市町村の役割が極めて重要だと考えております。

議員御紹介の熊本県多文化共生支援事業では、外国人の相談に対応するサポートセンターの運営、市町村における外国人受入れ連絡協議会の設置支援、地域日本語教室の開催支援を実施してお

ります。

さらに、新しい取組として、多文化共生に対する関心は高いものの、具体的な解決策に悩む市町村に対して、アドバイザーを派遣し、伴走する事業を開始いたします。

このように、市町村や民間団体としっかり連携しながら、多文化共生を推進し、外国人材に選ばれ続ける熊本を目指して取組を強化してまいります。これにより、外国人だけでなく、日本人を含めた全ての住民が働きやすく、暮らしやすい環境づくりを進めてまいります。

〔城下広作君登壇〕

○城下広作君　大泉町のバイパスのほうには、日本の、例えば吉野屋とか、うどんとか何とかあるけれども、そういうのがなくて、ほとんど、ブラジルとかスペインとか、そういう分の店が結構多くありまして、大変、やっぱり全然雰囲気が違うなという感じでありました。

最後に役場を離れるときに、グラシアス、オブリガードと言いたかったのですが、相手が日本人でしたので、それを言う必要がありませんでした。日本語でありがとうございましたと言って終わりました。

次に、７番目でございます。

熊本都市圏道路渋滞対策についてということでございます。熊本都市圏道路の渋滞対策についてお尋ねをいたます。

ＴＳＭＣ第１工場の本格的な稼働や今年からの第２工場の建設工事開始により、周辺の交通渋滞は今後ますます激しくなることが予想され、周辺住民の生活に不便を強いられることに大変心配せざるを得ません。

こうした中、昨年12月、国土交通省や県、熊本市、県警などでつくる県交通渋滞対策協議会は、半導体関連工場周辺の合志市や大津町、菊陽町にある交差点12か所を新たに渋滞が深刻な主要渋滞箇所に選定し、これまでに選定した箇所を合わせて285か所になりました。

さらに、県と熊本市は、昨年12月末、共通の政策課題を協議する県・市調整会議を開催、熊本都市圏で慢性化する交通渋滞の短期対策で、熊本市の東部エリアやセミコンテクノパーク周辺を中心に、３年以内に30か所の交差点を改良すると発表しました。昨日の質問にも同じ内容がありました。

さらに、主要な渋滞箇所のうち、約80か所を10年以内に改善することも発表されました。また、インフラ整備だけではなく、公共交通機関のさらなる利用促進や官民一体となった時差出勤の拡充対策なども推進することなども発表されました。

私は大変重要な方向性を示したと理解しますが、ただ、今日の状況を憂う方の中には、もう少し時間の短縮はできないのかと、不満を抱く方も少なくないと思います。また、もう一つの都市圏渋滞対策の目玉である「10分・20分構想」の軸となる高規格道路３路線について、本当にできるのか、いつ頃になるのかと尋ねられることも多々あります。辛口の意見では、今熊本に企業の進出やインバウンドの増加が見られるときに、そのタイミングを外せば意味がないとの意見も寄せられます。

この高規格道路３路線について、過日、大西熊本市長は、本年中には大まかなルート案を示したいと言われているので、注目したいと思います。

そこで、第１点目についてお尋ねします。

昨日の渕上議員の渋滞対策関連の質問で、熊本都市圏の主要渋滞箇所は短期的で、中九州横断道路等と「10分・20分構想」の高規格３路線は中長期的な計画でと述べられました。予算を考えた答弁だと思いますが、高規格道路３路線の発表時

は、もっとスピード感があったような気がします。

例えば、民間資金の活用や有料道路化の案など話題となりました。ルート案が本年度中に発表されても、実現するのが20年、30年先の話となれば、空港アクセスの時間短縮は失望に変わるのでないかと心配します。

そこで、県に関係する事業でもありますから、いつ頃完成を目指す想定なのか、お尋ねをします。

第２点目に、県や市は、これまで時差出勤の取組を積極的に進めてこられました。また、今後も民間企業の協力も求めながら進めると言われていますが、そこで疑問に思うのが、時差出勤の第一の目的は、通勤時の交通混雑を緩和する狙いがあると思いますが、もともと、公共交通機関やバイク、自転車、徒歩の方が時差出勤しても交通混雑に影響は少ないと思います。私の調査では、もともと車通勤でない職員の時差出勤の方が約半分以上いるようですが、正確な数字はどうなのでしょうか。目的からすれば、時差出勤者は車通勤者を対象に行うべきと思いますが、時差出勤の在り方について、以上２点、木村知事にお尋ねをいたします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事（木村敬君）　議員御質問の熊本都市圏３連絡道路は、都市圏に定時性と速達性を兼ね備えた道路ネットワークを形成するとともに、中九州横断道路、熊本西環状道路などと一体的になって、渋滞解消に大きな効果を発揮するものであり、必要不可欠な社会基盤であると考えています。

現在、国の技術支援をいただきながら、住民生活や環境影響を考慮したルート帯や主な道路の構造など、概略設計の決定に向けて有識者委員会を設置し、住民参加型の道路計画検討に取り組んでおります。

第２回有識者会議委員会の開催に向けて、企業ヒアリングで把握した交通課題の分析や意見聴取の方法などの検討も行っています。

あわせて、この道路を早期に実現するための手法として、有料道路事業の活用も検討しているところです。

これらの検討を同時並行的に進めている段階であり、現時点で３連絡道路の完成時期の目標をお示しする段階にはございませんが、渋滞解消などに最も効果を発揮する箇所から供用し延伸していくことで、県民の皆さんにその効果を実感していただけるものと考えております。

今後も引き続き、国の絶大な御協力をいただきながら、熊本市とも緊密に連携し、住民参加型の道路計画検討を主体的に進め、早期の事業着手につなげてまいります。

次に、２点目の時差出勤の在り方についてお答え申し上げます。

昨年９月に、渋滞緩和を目的として、県と熊本市合同で時差出勤等を実施し、目標の4,000人を達成いたしました。県庁の参加者は1,551人で、そのうちの約46％、711人が車通勤、残りの54％、840人が公共交通機関の利用者や自転車、徒歩などでございます。

確かに、車以外の通勤手段の職員が時差出勤を行うことによる直接的な渋滞緩和の効果は小さいです。しかしながら、通勤手段に関わらず、県庁と熊本市役所という大組織に所属する全ての職員で取り組むということに意義があると考えて、この運動への参画を働きかけたことで、職場の理解も進み、多くの職員の実施につながりました。実際、この取組の結果、県庁付近の交差点では、朝ピーク帯の交通量が約10％減少いたしまして、２キロ以上の渋滞発生回数も前年に比べて半減する

という効果が見られております。

この取組だけでも効果が見られたことから、近隣の自治体や経済界にも取り組んでもらうため、早速、今年年始の経済団体との会合において、私自身が大西熊本市長と一緒に協力依頼を行い、経済界からも力強い賛同をいただいております。今後もこの取組を県民運動としての展開に広げ、より一層渋滞緩和を実現してまいります。

〔城下広作君登壇〕

○城下広作君　時差出勤に関して、これは県ではないんですけれども、窓口業務の方が時差出勤をして、誰もいないのに早く来て、８時半から人が来て、その１時間前に来ても誰も来ないと。そして、夕方になると、一番忙しい時期に早く帰ると、ちょっと目的が違うんじゃないかという話を聞いたことがあるものですから、これはまた時差出勤の目的とちょっと角度が違うのかなという感じもありますので、この辺はちょっと注意しとかなきゃいけないかなというふうに思います。

次に、失われる農地の新たな確保の進捗状況についてということで確認をさせていただきます。

昨年６月の代表質問において、菊陽町をはじめ、合志市や大津町、菊池市では、これまで農地であったところが県や市町の工業団地への用途変更や民間企業の申請、いわゆる、農地法第５条申請で農地から宅地などに用途変更されたことで、農地が164ヘクタール減少しているとの現状を示し、地域の営農継続に向け、失われた農地の確保策について、農地確保の手だてとして、中山間地や山林などを対象に、農地整備を新たに推進する必要があると訴えました。

あれからおよそ１年たちました。その後、同様な申請で農地から宅地などに用途変更された土地がどれくらいあるのか調べましたところ、昨年、令和６年12月までで75ヘクタール増え、トータルで239ヘクタールに膨れ上がっていました。ただ、これ以降も、申請中や予定を含めますと、この数値は今後さらに増えることが予想されます。

こうした中、昨年８月23日に、ＪＡ中央会、経済連、果実連、酪連、畜連の会長または専務らが出席され、半導体関連企業進出に伴う代替農地確保等による営農継続に関する緊急要請を行われました。

具体的な要請項目を見てみますと、１つ、農地確保対策への特別な支援、２つ、畜産農家の営農継続に対する特別な支援でありますが、これだけの団体の皆様が一堂に会して県に要望されるということは、関係者としては、それだけ危機的な状況にあるということだと思います。

これに対して、県は、菊池地域４市町の関係農家への影響、意向把握のためのニーズ調査などを実施し、マッチング支援に取り組んでいるようですが、大変厳しい状況と聞いています。

本年１月１日付で、九州農政局長に熊本出身の緒方和之さんが就任されたと報道で聞きました。就任会見では「食料基地九州の持続的発展に向け、家畜伝染病対策やスマート農業の普及に取り組む」と抱負を語られ、熊本県内への半導体企業の進出に伴う農地の減少については、遊休農地を使った対策を挙げ、農地整備へ国の補助を活用してほしいと述べられたそうです。

農業を取り巻く環境が厳しい中、特に農水省で農村振興局整備部長などを歴任されていることから、熊本にとりましては、まさにチャンス到来の人事ではないかと歓迎したいと思います。

私は、昨年６月の代表質問でも述べました。失われた農地確保に向けては、林地なども含め、農地整備を進めたらどうかとお尋ねしました。そこで、営農継続に向けた代替農地確保の現状の認識と今後の決意について、千田農林水産部長にお尋

ねをいたします。

〔農林水産部長千田真寿君登壇〕

○農林水産部長（千田真寿君）　半導体関連企業等の進出に伴い、菊池地域では、農地の転用面積が増加しており、農家の営農継続に必要な農地の確保は、現在も喫緊の課題です。

県では、代替農地の確保に向けて、農家と農地のマッチングと基盤整備に取り組んでいます。

まず、マッチングについては、菊池地域の４市町及び周辺６市町の約2,100筆の貸借可能な農地について、周辺道路等の耕作環境を含めた現地情報の調査を踏まえ、データベースの構築を行いました。このデータベースを基に、代替農地を希望される農家と農地のマッチングを進めており、農家同士のマッチングと併せて56ヘクタールの代替農地が確保されています。

次に、基盤整備では、昨年８月、国に対して行った営農継続に係る緊急要望に対応して、国庫補助事業における農家負担の軽減に向けた制度拡充の検討が行われているところです。

県としては、菊池地域周辺で代替農地として整備が可能な候補地は限られる中、全国でも事例のない短期間での林地を含めた代替農地の整備に向け、まずは県がモデル的に基盤整備に取り組むこととしており、現在、作付希望者との調整を行っています。

また、今後の代替農地の整備を加速させるため、市町村向けに林地を含めた基盤整備に関する手引書の作成を進めています。

さらに、これまで耕作放棄地を中心に行ってきたマッチングについて、本年３月までに市町村が策定する地域計画の情報を熊本水土里ＧＩＳに取り込み、将来規模縮小や離農を予定されている農家の農地情報を見える化し、より多くのマッチングの成立に向け改良を図ります。加えて、代替農地となり得る林地を含む候補地の広域的な調査など、あらゆる方策を講じてまいります。

農業県である本県としましては、関係市町村や農業団体等と緊密に連携を図りながら、営農継続に向けた代替農地の確保に向け、農家に寄り添った対策を全力で進めてまいります。

〔城下広作君登壇〕

○城下広作君　ぜひ、失われたといいますか、なくなった分だけの農地、全部とはいきませんでしょうけれども、できるだけ確保していただければというふうに思います。

では、次に行きます。

スフィア基準の対応についてということでございます。

昨年11月の臨時国会と12月11日の衆議院本会議の所信表明演説で、石破総理は、災害発生後の避難所で確保すべき生活環境を指標として定めた国際基準、スフィア基準について触れられ、発災後、早急に全ての避難所で同基準を満たすことができるよう事前防災を進めると表明。内閣府は、同基準を参考に、避難所運営に関する自治体向け指針を12月に改定されました。

スフィア基準の正式名称は、人道憲章と人道対応に関する最低基準。アフリカの難民キャンプで多数の死者が出たことを踏まえ、1997年にＮＧＯグループと国際赤十字・赤新月運動が策定したものです。

同基準は、１人当たりの居住スペースは3.5平方メートルを確保、大体畳２畳分ぐらいで、飲料水と生活用水は１日最低15リットル、トイレは避難者の20人当たりに１基、男女比は、女性用が男性用の３倍などの指標が定められています。

日本では、平成23年の東日本大震災を機に注目され、28年に策定された内閣府の避難所運営ガイドラインで、参考にすべき国際基準と紹介されて

います。

だが、その後の災害でも、被災者が避難所に密集し、雑魚寝するようなケースがあり、体調の悪化が進み、関連死の増加や心身への影響などが懸念されています。

総理は、能登半島地震や豪雨災害で被害を受けた石川県内の避難所でも同基準を満たすよう指示され、坂井学防災担当相は、11月15日の記者会見で、いずれの避難所も基準を満たしていたことを確認したと説明した上で、来るべき災害への備えも重要で、48時間以内に同基準が満たされるよう、避難所の環境改善の取組を進めると述べられました。

そこで、県は、今年度予算案でも、新規事業として災害発生時の避難所体制整備や県有施設の防災力強化策を計上されました。避難所運営は、原則市町村の責務でありますが、大規模な災害が発生した場合においては、県立高校や県有施設も避難所になることもあります。県もスフィア基準を無視するわけにはいかないと私は考えます。

そこで、県下の市町村のスフィア基準の取組に対する認識とその支援を行う県のスフィア基準の取組についての決意を木村知事にお尋ねをいたします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事（木村敬君）　能登半島地震の検証を踏まえ、国が昨年末に改定した指針には、議員御指摘のとおり、避難所の質の向上の指標となるスフィア基準の引用が随所に見られます。この指針には、同基準を満たすことができるよう、市町村は避難所等で必要な物資を確保することなども新たに追加されました。

また、本年１月には、全国自治体の災害用物資機材等の備蓄状況に関する調査結果が公表されました。県内市町村の備蓄状況を見ると、食料や飲料水などは一定量確保されているものの、快適なトイレや温かい食事の提供、ベッド、プライバシーの確保などは十分とは言えない状況です。

国からは、今般の経済対策において、避難所の環境改善に必要な物資を確保するための新たな交付金による支援が示され、県からも、県内市町村にこの交付金の積極的な活用を働きかけました。その結果、18市町村において購入計画が作成されましたが、さらなる取組の充実強化が必要であると認識しております。

次に、県のスフィア基準の取組についてお答えいたします。

県としましても、スフィア基準は、被災者の生活の質の向上、ひいては災害関連死の防止にもつながる大変重要なものと考えております。

国の指針には、県の役割として、市町村の備蓄状況を踏まえた広域的な備蓄の確保も追加されました。

これを踏まえ、今定例会では、国の経済対策を活用し、災害時の避難所の体制整備や県有施設の防災力強化などに係る予算を計上させていただきました。

これは、国の動きに迅速に対応し、被災者支援をより充実させたいという私の決意の表れでございます。

今後も、県が率先してスフィア基準に沿った避難所の質の向上に取り組んでまいります。

〔城下広作君登壇〕

○城下広作君　災害の多い我が国でございます。どうしても避けられませんけれども、そのとき、避難所というのは、一番大事なところでございます。そこで、東日本とか熊本地震のときは、大変多くの方がいるから、一時的には、快適な環境はなかなかできませんけれども、こういうスフィア基準という形で、国際的にも統一して、しっかり

配慮していこうということがありますので、できるだけ、このことをしっかりと対応できるように、平時のときに、いろんな形で、どうすればできるのか、どういうものが足りないのか、そして、どういう形で分散すると、ある意味では、その環境も改善できるのか、いろいろと考えていただければというふうに思います。

では、次に、県立高校の在り方検討と不登校児童生徒の対応についてでございます。

県教委は、県立高等学校のあり方検討会を、昨年10月から、県立高校が所在する市町村、県内25か所程度で、地域意見交換会を開催しました。

目的は、人口減少が進む中、令和７年以降の県立高校の在り方について、おおむね10年先を見据えた検討が必要との考えから、教職員、児童生徒、ＰＴＡ、行政職員など、誰でも参加できる意見交換会でした。ここで議論した様々な意見は、本年夏頃に検討会から提出される提言書の参考にされるとのことです。

私も、１月20日、県防災センターで開催された地域意見交換会in熊本市に参加させていただきました。会場では高校生が多数参加しており、活発な意見も出て、熊本市内ならではの意見として、大変参考になりました。

また、私は、定員割れの多い郡部での意見交換会で、今後の存続についてどのような意見があるのか大変興味がありましたが、残念ながら今回は参加できず、後日郡部であった意見交換会の話を伺うと、少人数の学校だから子供が通えた、地域のことを詳しく学べるようにしてほしい、過疎地域だから学級を減らすのはおかしい、熊本市内の学級数も減らすという、以前の再編時の約束が守られていないなどの様々な意見が出たようです。

私は、こうしたたくさんの意見の中で、特に共感したのが、熊本市内の公立高校の学級減の問題でした。私は、前回の高校再編の議論が行われていたときに、この議会で全く同じことを質問しました。それはなぜかといいますと、郡部の中学生が地元の高校を選ばず、熊本市内の高校を選ぶ傾向が強かったからであります。

ちなみに、今年度の公立高校の入試出願状況は、県内52校中37校が定員割れでした。理由として考えられることは、以前より偏差値の高い熊本市内の高校に合格しやすくなったことや、自分の学びたい環境ややりたいスポーツの存在などの要因もあるようです。よって、熊本市内の受入れが多ければ、それだけ地元志向の低下にも直結しかねません。そこで熊本市内の学級減を訴えたのですが、その際は、公立高校だけでなく、熊本市内にある約１万4,000名の私立高校の定員も併せて考えるべきだと訴えました。

ある郡部の中学校では、約７割近くが熊本市内の公立、私立の高校に通っているそうです。これでは地元公立高校の定員割れはなくなるわけがありません。逆に、熊本市内の生徒が郡部の公立高校に通っているケースも増えています。

結論から言えば、今ある高校が地元からなくなると、小中学校が廃校もしくは統合により学校が激減し、これに高校がなくなれば、地域はますます寂れ、地域の活力を心配する声は住民誰もが抱いていますし、経済の影響にも心配されています。

県が訴える、郡部の高校の魅力化づくりで募集人数を増やすと言いますが、そう簡単にいかないとの声も上がっています。こうした意見を酌み上げることが重要と考えますが、県立高校の在り方を検討する中で、熊本市内の公立高校の学級減についてどう対応されるのか、まず白石教育長にお尋ねをします。

次に、角度は全く違いますが、本来高校生とし

て学ぶべき生徒が、小中学校時の不登校により高校に進学しない生徒も一部にいると思います。この不登校を減らすために、やはり早い段階からの不登校対策の充実しか手だてがないと思いますが、今回県の取組の中に、オンライン教育支援センターの開設を試行するとしていますが、この取組で、勉強に興味を持ち、学校に行くきっかけになればと期待したいと思います。

私が参加した意見交換会では、ある高校生が、中学校時代は不登校であったが、あるきっかけで高校受験を決意、今高校生として頑張っているとの体験を語っていたことがとても印象に残っています。

今回のオンライン支援センターの開設で、一人でも前向きになればと思いますが、この事業に対する期待される効果について、白石教育長にお尋ねをいたします。

〔教育長白石伸一君登壇〕

○教育長（白石伸一君）　まず、県立高校の在り方検討についてお答えいたします。

これまで２回の検討会を開催しておりますが、その検討会では、今後の生徒数の減少と定員割れの将来予測を行い、県立高校の学級減等募集定員の見直しや通学区域などについて議論しているところでございます。

特に、学級減等募集定員の見直しに関しましては、県全体の中学校卒業予定者数が令和９年度から10年間で約4,500人減少するという厳しい見込みとなっており、特に熊本市を含む旧熊本学区においても、約1,070人減少し、県立高校のクラス数で言えば19クラス分の減少が見込まれています。

昨年10月から開催しました地域意見交換会の中でも、熊本市内の大規模校の学級を減らすべきではないか、募集定員の見直しに当たっては、私立高校との調整を行ってほしいなどの意見をいただいております。

県教育委員会といたしましては、このような状況も踏まえ、県立高校あり方検討会において、熊本市内の学級減を含む募集定員の見直しについて、しっかりと議論してまいります。

次に、不登校対策とオンライン教育支援センターの試行についてお答え申し上げます。

これまで、県教育委員会では、スクールカウンセラー等の専門家による早期対応や教育支援センターの設置支援など、不登校児童生徒への多様な支援を行ってまいりました。

しかし、不登校児童生徒の置かれた状況は様々であり、家庭で過ごすしかない子供や家庭から外に出て他者と交流することに抵抗を感じている子供などもいます。そのような児童生徒にとっては、まずは、他者とのコミュニケーションを図ることに対する抵抗感を和らげるとともに、学校等での学習活動への参加意欲等を醸成していくことが将来の社会的自立に向けて大変重要であると考えています。

そこで、県教育委員会としましては、主に家庭で過ごす児童生徒への支援として、インターネット上の仮想空間であるメタバースを活用した支援を試行し、その効果を検証する予算を今定例会に提案しているところでございます。

具体的には、児童生徒が自分の分身であるアバターを介して、メタバース上での学校生活を疑似体験し、そこで他者との交流や学習活動等を行うことで、活動意欲や自己有用感が高まり、学校への登校や教育支援センター等の利用につながっていくと考えています。

今後も、誰一人取り残さない学びの保障の実現に向けて、不登校児童生徒の個々の状況に応じた支援を行ってまいります。

〔城下広作君登壇〕

○城下広作君　私が急がせたばかりに、教育長が原稿をちょっとばたばたとするという形になって、被害を受けてしまい、すみませんでした。

しっかりと、熊本市内の方にとってみれば、定員をそのままにしてもらって、我が子が入りやすいようにと思うかもしれませんけれども、郡部の高校がだんだんなくなっていくという現状も、大きい目で見ると、考えていただきたいという思いから、本当になくなってしまえば大変なことになるということで、そのバランスを考えなきゃいけない、そのときは、県立高校も私立も一緒に考えるということを、人口減少は今から来るわけですので、考えていただきたいというふうに思います。

次に、闇バイト対策について質問します。

今、我が国で起こる犯罪の中で、過去においてあまり例を見なかった一つに、犯罪実行者情報、いわゆる闇バイトがあると思います。

短時間で高額の報酬を得る内容のアルバイト募集、特に若者を中心に、こんなに好条件のバイトもあるのかと半信半疑でＳＮＳに投稿すると、見知らぬ相手の巧みな誘導で、個人情報を入力、その後は、皆様御承知のとおり、後戻りできない状況に陥らされ、強盗や殺人まで犯してしまう。このような異常な行動をごく普通の若者が起こしてしまうことなど、冷静に考えれば起こり得ない犯罪が、全国的に起きているということは、ある意味恐怖でしかありません。

昨年秋、県内の高校生が関係する闇バイト事案が発生しました。最初の報道を知ったときは、まさか高校生が、それも本県でと驚きを隠せませんでした。県警察もこの事案を重く見て、県内の高校生を対象に、闇バイトに関与しないよう注意喚起する非行防止教室を緊急で実施し、昨年12月末までに、全日制の高校73校全てで実施し、現在も継続実施中とのことです。私は大変よい取組だと思います。

県警察は、過去においても、少年の非行が社会問題化したとき、また、薬物乱用が問題化したときなど、警察本部生活安全企画課の肥後っ子サポートセンターや県内の全ての警察署、23では、学校や教育委員会等と連携して、学校等において非行防止教室を実施してきました。

しかし、県内には、高校以外にも、若者が通う大学や専門学校など多数存在します。

既に非行防止教室の実施の要請を申し出ているところもあると聞いていますが、新たに巻き込まれる若者を生み出さないためにも、より多くのところで実施していただきたいと思いますし、犯罪の低年齢化も心配されることから、中学校などでも積極的に活動してはと思いますが、いかがでしょうか。

一方で、国では、現在、「闇バイト」による強盗事件等から国民の生命・財産を守るための緊急対策が推進されており、防犯カメラや青パトの整備のための自治体への交付金や犯罪者を逃さないための対策である仮装身分捜査の導入、資機材の充実などが盛り込まれていると聞いています。

また、匿名・流動型犯罪グループに対する取締りの強化などのための警察官の増員要求もなされているとのことであり、早期の実現を国に強く望みたいと思います。

そこで質問ですが、このように若者が巻き込まれている現状を踏まえ、人員増等による体制の充実を含めた県警察の闇バイト対策について、宮内警察本部長にお尋ねをいたします。

〔警察本部長宮内彰久君登壇〕

○警察本部長（宮内彰久君）　インターネットを通じて詐欺や強盗などの犯罪実行者を募集します、

いわゆる闇バイトにつきましては、本県におきましても、昨年、高校生が闇バイトに関与する事案が発生したところでございまして、闇バイトへの対策は喫緊の課題であると認識しているところでございます。

このため、県警察におきましては、県内の全ての全日制の高校73校に対して、緊急の非行防止教室を実施したところでございますが、これまでに一部の中学校や専門学校におきましても同様の非行防止教室を実施しますとともに、大学に対しても実施を計画しているところでございまして、引き続き、こうした非行防止教室を積極的に実施してまいります。

また、県警察におきましては、闇バイトの募集や詐欺などを組織的に行っています匿名・流動型犯罪グループに対する取締りを強化しているところでございまして、これまでに、その取締りに当たる捜査員を増員するなどの体制強化を進めてきましたほか、現在、その集中的な取締りを進めているところでございます。

県警察としましては、引き続き、こうした匿名・流動型犯罪グループに対する取締りを強力に進めてまいります。

〔城下広作君登壇〕

○城下広作君　闇バイトの部分で、単純に思うんですけれども、１日短時間で５万円、10万円とかという案内があったときに、それがまともかというと、おかしいと一般的には気づくかなと思うんです。それにいい話だと応募するということの感覚がちょっと私にはなかなか分からないんですけれども、それを信じ込む、また、その後がやっぱり抜けられない、断れないようにするという、そういう人たちは、そういうのが上手なんでしょうね。

今、タイですかね、ミャンマーだったですかね、国境に、あそこには10代の、いわゆる高校生の年代の方もいるとかという話だけれども、どういうルートで、どういう形で行ったんだろうかなと、よく分かりませんけれども、本当に、低年齢化すると、大変深刻な問題になるというふうに考えます。ぜひ頑張っていただきたいというふうに思います。

いよいよ最後でございます。本当は、もっと時間を割って、残り時間ゼロだったんですけれども、ちょっと安心して、最後まで質問でき、知事はゆっくりと答弁できるというふうに思います。

太陽光パネルの今後の対応についてでございます。

本県における太陽光パネルの普及は、2012年７月にスタートした、事業者や一般家庭が再エネで発電した電気を、電力会社が一定の期間、一定の価格で買い取る国の制度、再生可能エネルギーの固定価格買取制度、いわゆるＦＩＴ制度の運用開始から進み出しました。

例えば、事業用太陽光は20年、住宅用太陽光は10年など、長期にわたって固定価格で買い取られるため、事業の収益性が高まり、新たな再エネの大幅な導入促進や設備の増加に伴うコスト低減が図られ、その結果、ＦＩＴ制度が始まる前と開始後の再エネ発電導入量では、約４倍になったとも言われています。

その再エネ設備の発電容量の約87％は太陽光が占めているそうです。ただ、太陽光発電の普及が進むにつれて、設備価格や設置費用が安くなり、それに伴い、ＦＩＴの買取り価格も引き下げられてきました。

例えば、太陽光発電、地上設置の１キロワット当たりの買取り価格は、2012年度に40円であったのが――これは税抜きでございますけれども、毎年３円から４円程度引き下げられ、2024年には、

発電出力に応じ９円程度までに低減しています。

こうした状況の中、参入しやすく、様々な事業者が取り組み、また、事業主体が変更しているものもある中で、事業用太陽光発電の20年の買取り期間の折り返しを迎える今日、2032年以降、いわゆる卒ＦＩＴとなった後、放置、不法投棄されるのではないかと懸念されています。

ただ、発電をやめた設備の廃棄処理については、太陽光発電事業者が廃棄費用を確保することは当然の責務であります。そこで、国は、これまで実際に廃棄費用等を積み立てる事業者が少なかったことから、2022年４月に施行された改正再エネ特措法において、廃棄等費用の積み立てを担保するために、10キロワット以上の事業用太陽光設備の廃棄等費用積立制度が導入されましたが、導入が遅れたため、十分な廃棄等費用を積み立てできるか心配になりますし、それよりも、ＦＩＴ導入以前の事業者には、この制度がなかったことから、廃棄等費用の確保が心配になります。

現に、全国では、事業者の経営破綻により、太陽光発電の放置が問題になっているところもあります。これは、本県においても対岸の火事ではないことです。

そこで、本県の事業用太陽光発電の20年の買取り期間の折り返しを迎える中で、今後の太陽光パネルをめぐる懸念への適切な対応について、県はどのようなことを課題として認識し、また、どのような対策を考えておられるのか、木村知事にお尋ねをいたします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事（木村敬君）　事業用太陽光発電については、20年のＦＩＴ期間終了後、発電事業の廃止や太陽光パネルの大量廃棄、さらには、撤去されずに放置されることを大変懸念しており、太陽光ＦＩＴ後放置ゼロに向けた取組をしっかりと進める必要があると考えております。

事業後の撤去資金については、議員御紹介のとおり、ＦＩＴ制度の中で廃棄等の費用の積立制度が導入されていますが、その積立額は、制度設計時に必要とされた標準的な金額ですので、物価高騰などにより、実際の撤去時には費用が賄えない可能性があります。

このような資金不足による放置を防止するために、積立制度だけに頼らず、積立てを計画的に行っていただけるよう、事業者等に対し、撤去等に必要な額をためるという要請、啓発が必要だと考えています。

また、再生可能エネルギーを確保するためには、ＦＩＴ期間終了後も使える設備はしっかり使うということも重要です。太陽光パネルは、管理状況次第で30年以上の発電が可能とされています。再エネを安定して供給し、太陽光パネルの廃棄時期の集中を緩和するためにも、長期活用を促す必要があります。

また、現在国では、使用済み太陽光パネルのリサイクル義務化に向けた法制度の検討も進められています。これらを踏まえて、ＦＩＴ期間満了までの残された期間を有効活用して、撤去資金をためる、そしてＦＩＴ期間終了後も使う、撤去時にはリサイクルをするという３つの行動の徹底を取り組んでまいりたいと考えております。

議員御懸念のような野放しにされる太陽光パネルが生じないよう、太陽光ＦＩＴ後放置ゼロに向けて、熊本県として、全国に先駆けた取組を国、市町村と連携しながら進めていきたいと考えております。

以上でございます。

〔城下広作君登壇〕

○城下広作君　スタート直後は残り時間がゼロということでもともと予定していたんですけれど

も、２分余ってしまいました。大分急ぎ足でしゃべったので、私も喉が痛くなりまして、知事も大変エンジン全開で頑張っていただきましてありがとうございました。教育長は度々本当にすみませんでした。急がせてしまいまして。

これで私の用意した12項目、無事質問が終わりました。御清聴本当にありがとうございました。（拍手）

○議長（山口裕君）　以上で通告されました代表質問は全部終了いたしました。

これをもって代表質問を終結いたします。

昼食のため、午後１時まで休憩いたします。

午前11時39分休憩

午後０時59分開議

○議長（山口裕君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第２　一般質問

○議長（山口裕君）　次に、日程第２、一般質問を行います。

発言の通告があっておりますので、これより順次質問を許します。

なお、質問時間は１人60分以内の質疑応答でありますので、さよう御承知願います。

岩下栄一君。

〔岩下栄一君登壇〕（拍手）

○岩下栄一君　皆さん、こんにちは。自由民主党・熊本一区の岩下栄一です。

なお、本日は、山口議長の御配慮、また、議会運営委員会の皆さんの御配慮によりまして、また、ドクターＦこと藤川ドクターの御配慮、御指導いただきまして、私、車椅子に乗車して質問させていただきます。大変御無礼と思いますけれども、どうぞお許しください。

まず最初に、木村県政を推し進める上での土台となる令和７年度の当初予算についてお尋ねします。

昨年４月に木村県政が誕生し、早いもので、もう１年がたとうとしています。前知事の時代からのよき流れを引き継ぎ、その流れをより強く、より大きなものにするために奔走された１年だったのではないかと拝察いたします。

木村知事は総務省の出身でありますから、鳥取県の財政課長や本県の総務部長、あるいは副知事などを歴任され、これまで数多くの予算編成に関わってこられました。それぞれの知事、仕えた方々の方向性を見極めながら予算をつくり上げてこられたと思いますけれども、今回は、知事として自分が先頭に立って予算を編成されたことと思います。そこでどのような予算を編成されるのか、それはまさに将来の熊本県をどうつくっていくかということに直結いたします。

そこで、知事としてどのような立場で、どのような思いを持ってくまもとの新時代に向けた令和７年度当初予算を編成されたのか、その特色とカラーについてお尋ねいたします。

次に、今後の県の財政運営についてお尋ねいたします。

このテーマについては、これまでいろいろ論議されてまいりましたけれども、木村知事に改めてお尋ねいたします。

御承知のとおり、本県は、平成28年の熊本地震、令和２年の豪雨、新型コロナの発生といった大きな災害を乗り越えて、災害からの復旧、復興に目に見える形で平時を取り戻してまいりました。

一方、県の当初予算については、地震前後がおおむね7,000億円台でありましたけれども、令和７年度は、当初予算は約8,500億円と、高い水準

ではないかと感じているところです。地震や豪雨の復興関係の予算や昨今の急激な物価高騰を背景にした公共工事単価の上昇、職員人件費等の増加、さらにはＴＳＭＣ進出に伴う環境整備といった新たな需要への対応もありますので、やむを得ないとは思いますが、果たして身の丈に合った規模であるかどうかと懸念しています。

予算規模が全てを表しているとは思いませんが、県債の発行額や残高も増加しているのではないかなと思っています。ＴＳＭＣなどの半導体企業の集積による税収効果など、歳入の増加も期待しているところでありますけれども、将来世代への負担が大きなものになるのじゃないかなと懸念しています。

そこで、現状の本県の財政運営をどのように捉え、今後どのような財政運営を行っていかれるのか、併せて知事にお尋ねいたします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事（木村敬君）　岩下議員から御質問いただきました。

まず、くまもと新時代に向けた予算についてお答え申し上げます。

本議会に提案しております当初予算は、私が知事になって初めて編成するものでございます。昨年11月定例会で御議決いただきましたくまもと新時代共創基本方針を踏まえ、スピード感を持って本県の飛躍に向けた挑戦を続けていくための予算といたしました。

私は、昨年４月の知事就任以降、現場主義の実践を掲げ、お出かけ知事室や地域未来創造会議など可能な限り地域を訪問し、多くの県民の方々の声に耳を傾け、意見交換を行ってまいりました。

編成に当たっては、いただいた様々な御意見を反映することを意識するとともに、日頃から人を育てるための教育と福祉を充実させていくことが不可欠であると考えていることから、今回の予算では、将来を担う人材を育てる教育の充実に注力しております。特に、九州初となる教員業務支援員の全校配置で、教員をサポートする教員業務支援員を公立の小学、中学、高校、特別支援学校の全校に配置拡充するとともに、県立学校の入試にウェブ出願システムを導入するなど、教員の働き方改革をしっかりと進めます。

このほか、子育て支援や不登校児童への対応、交通渋滞対策、親元就農の推進を含めた農業の担い手確保、育成などなどの喫緊の課題に対応するための予算も計上しております。基本方針を踏まえた取組を力強く推進することで、本県の持つ日本一の伸び代を最大限引き出してまいります。これが来年度当初予算案における私のカラーと言えると思います。

次に、今後の財政運営についてお答え申し上げます。

議員御指摘のとおり、物価高騰の影響や災害への対応もある中、現環境下における当初予算の規模感としては、おおむね妥当な水準と私は考えております。また、本県の財政運営は、その健全性を客観的に示す指標上の問題は現在のところございません。財政調整用４基金も、当初予算編成後において前年度並みの80億円を確保させていただいております。

とはいえ、災害関連や国土強靱化関係の県債償還が今後本格化していく中、物価高騰や公共施設等の老朽化対応など必要不可欠な歳出も増加する一方で、半導体産業の集積に伴う県税収入を含めた一般財源の総額は、直ちに、大幅に伸びることは期待しづらいことから、今後の財政運営は決して楽観できるものではないと思っております。

そのような中にあっても、くまもとの新時代を県民の皆様とともにつくっていくため、必要とな

る施策にはしっかりと前向きに取り組んでいけるよう、スクラップ・アンド・ビルドを徹底するとともに、財源の確保と将来負担を考慮しながら、今後とも適切な財政運営に努めてまいります。

以上でございます。

〔岩下栄一君登壇〕

○岩下栄一君　ありがとうございました。

昨日の、また、今日の各党の代表質問に対する知事の答弁を聞きながら、現場主義ということで、非常に積極的な県政をこの積極的な財政運営の中で展開されているわけでございまして、心から期待を申し上げたいと思います。

現場主義といえば、もとより熊本県の先人である加藤清正公がまさに現場主義で、1588年、天正16年に肥後に入国されたときに、土木、河川、治山問題、そして産業振興に相当力を入れられた。

木村知事も現場主義で、お出かけ知事室をはじめ、意欲的な活動を展開されているわけでありまして、まさに清正公様、加藤清正公の再来にも等しいなと期待をしているところです。

加藤清正公は、他県人です。愛知県出身でありましたけれども、熊本を第二のふるさととして頑張られて、こういう言葉を残しています。後の世のため、次の世代の人たちが本当に幸せになることを望みながら、産業振興等に邁進されまして、例えば、熊本県特産のイグサとか、イグサの栽培やいろいろな農産の普及に全力を尽くされたわけでありまして、であるがゆえに、肥後の大恩人と言われています。木村知事も、やがて100年先、熊本の大恩人ということになるように、私たちは活躍を期待したいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

そこで、次の問題に入りますが、改めて地球温暖化対策についてお尋ねいたします。

地球温暖化問題は、古くて新しいテーマになっておりますけれども、熱波、干ばつ、豪雨災害、特に、昨今のアメリカ・ロサンゼルスの森林火災、そして今回、岩手県大船渡市の森林火災は、まさに地球温暖化の影響を受けた異常気象であることは疑う余地がありません。温暖化対策、カーボンニュートラルは世界的な課題であり、また、我が国においても、熊本においても大きな課題であると思います。

熊本県は、蒲島県政４期目の最後に、2050年CO_2排出実質ゼロを目指し、対策を打ち出しました。令和３年度からの第六次熊本県環境基本計画における重要テーマとして、ゼロカーボン社会の推進をうたっており、2050年度ゼロカーボンに向けて、省エネルギーの推進、エネルギーシフト、電気のCO_2ゼロ化、その他のCO_2の実質ゼロ化の４つの戦略を位置づけております。

さらに、この中間目標として、2030年度における削減目標を、県で見通しを立てた削減量40％と国のさらなる追加施策による削減量10％を合わせた50％としています。

そこで、計画策定から約４年を経た現在において、この成果をどう評価されているのか、お尋ねいたします。

続いて、もう一つ、次に、世界に目を向けると、2030年の世界のCO_2排出量は571億トンに及び、過去最高となっており、世界の平均気温は上昇中であります。このような背景にあって、国際社会はお互いのCO_2排出規制の在り方について話し合うことになり、それが国連気候変動枠組条約締約国会議となりました。世界各国が危機感を共有し、対策強化を打ち出そうというわけです。

日本では、いち早くＣＯＰ３、カンファレンス・オブ・ザ・パーティーズ３、いわゆる京都会議が開催され、京都議定書が採択されており、これが現在のパリ協定へとつながっています。

私は、たまたま国会議員在職中に環境委員でおりましたので、このＣＯＰ３京都会議にオブザーバーとして参加した経緯がありますので、この上もない思い入れがございます。

このような中で、アメリカのトランプ大統領は、１期目でパリ協定を脱退し、そして、今回も再びパリ協定を脱退、世界を困惑と失望に陥れています。

また、我が国も、日本では、脱炭素社会に向けた産業の転換などを議論するのは、それをグリーントランスフォーメーション実行会議を首相中心に開催しています。日本も国際社会における役割を果たそうと取り組んでおりますが、本県は今後どのように対応されるのか、先ほどの質問と併せて、環境生活部長にお尋ねいたします。

〔環境生活部長小原雅之君登壇〕

○環境生活部長（小原雅之君）　地球温暖化対策についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、地球温暖化の進行や異常気象の多発など、地球規模の様々な問題が顕在化しています。

本県に甚大な被害をもたらした令和２年７月豪雨も、地球温暖化の進行に伴う影響が示唆されています。水俣病や大規模災害を経験した本県だからこそ、率先して地球温暖化対策に取り組んでいく必要があると考えています。

現在、県では、2021年７月に策定した第六次熊本県環境基本計画において、2030年度の温室効果ガス削減目標を基準年度である2013年度から50％削減すると掲げています。最新のデータである2022年度の実績では23.3％の削減となっています。

まず、これまでの取組の成果に対する評価ですが、家庭部門では、地球温暖化問題に対する県民の意識が向上し、省エネ家電への買換えが進んだことにより、比較的順調に温室効果ガスが削減できています。

一方、産業部門では、ボイラーなど、大量のCO_2を排出する設備が多く、しかも大型設備は一旦導入されると長期間使用されるといった事情等から、削減が容易ではないケースがあります。

現在、熊本県地球温暖化の防止に関する条例に基づく事業活動温暖化対策計画書制度により、事業者にはＣＯ2排出状況や削減目標、排出量が多い設備やそれらの更新時期の可視化、見える化を行っていただくなど、産業部門のCO_2削減に取り組みやすい環境づくりを行っています。

なお、県自らの取組として、国の交付金等を活用し、大きなエネルギーを消費する空調等の省エネ設備等への転換や初期投資ゼロモデルによる再生可能エネルギーの導入、公用車への電動車導入などを積極的に推進しております。

2030年度の目標である50％削減に向け、今後さらに各分野における対策を強化し、しっかり取り組んでいく必要があると考えています。

次に、今後の対応についてお答えいたします。

先月、国は、新たな温室効果ガス削減目標について、2013年度比で2035年度に60％削減、2040年度に73％削減することを目指すとして国連に提出いたしました。

来年度は、本県の環境基本計画の改定を予定しています。現計画策定後の各種統計等を反映した将来推計を行い、世界や国、先進的な取組を行っている他県の動向等も踏まえながら、目標達成に向け必要な取組を整理してまいります。

また、課題の一つである産業部門の温室効果ガス排出量の削減を促進するため、さきに述べました計画書制度に加え、設備更新時における省エネ設備等への転換に向けた技術面、金融面でのサポート体制を構築するなど、より実効性を高める取

組を進めてまいります。

2050年ゼロカーボンは非常に高い目標で、県民、事業者、行政など県全体で取り組むことが不可欠です。

今後とも、県が率先してゼロカーボンに取り組むとともに、県全体でゼロカーボンに向けた行動が着実に前進するよう、全力で取り組んでまいります。

〔岩下栄一君登壇〕

○岩下栄一君　ありがとうございました。

もう一点、再生可能エネルギーの導入推進についてお伺いいたします。

2050年度のCO_2排出実質ゼロの目標に向けたエネルギーシフトや電気のCO_2ゼロ化を進めるために、再生可能エネルギーの導入拡大は不可欠であります。これまで、地熱開発とかいろんな観点からこの問題を取り上げましたけれども、この再生エネルギーの中で、太陽光発電が世界的に導入拡大が進み、脱炭素を進める上での主力電源となりつつあることは御承知のとおりです。

我が国でも、2012年に固定買取り制度、いわゆるＦＩＴ、先ほど公明党の城下議員の質問にありましたけれども、開始されて以降、太陽光発電の導入拡大が進んでおり、電源構成全体に占める割合は、2013年度実績で1.2％に対し、2022年度では9.2％と７倍以上の伸びを示しています。

本県でも、固定買取り制度の対象となっている太陽光発電が、昨年６月時点で約2,013メガワットとなっており、瞬間的な発電能力だけで言えば、苓北火力発電所の約1.6倍に相当する量が導入されています。

一方で、太陽光発電をめぐっては、近年、地域との共生の課題が顕在化し、地上設置による土地の制約が生じている現状は御承知のとおりです。

そういう中で、太陽光発電のさらなる活用を可能とする次世代型太陽電池が注目されています。

その代表格とされるペロブスカイト太陽電池は、軽量で柔軟という特徴を有しており、これまで設置が困難であった場所にも導入が可能、また、原材料になるヨウ素は、日本が世界第２位の産出国であり、原材料を含め国内での強力なサプライチェーンを形成し、産業基盤を確立することが期待されているところです。

この導入に向けた一歩として、今年度開催される予定の大阪・関西万博では、交通ターミナルのバスシェルターにペロブスカイト太陽電池が設置され、夜間照明などの電力として活用される予定と聞いています。

県では、第二次熊本県総合エネルギー計画において、再生可能エネルギーの導入推進を掲げ、積極的に取り組んでいることを承知していますけれども、このペロブスカイトのような次世代型太陽電池の導入について、県としてはどのように取り組んでいかれるのか、お考えを商工労働部長にお尋ねいたします。

〔商工労働部長上田哲也君登壇〕

○商工労働部長（上田哲也君）　2050年県内CO_2排出実質ゼロの実現に向けては、さらなる再生可能エネルギーの導入が必要です。

特に、議員御紹介のペロブスカイト太陽電池は、軽量で柔軟という特徴があり、これまで設置が進んでいなかった既存建物への導入など、様々な可能性があると期待をしています。

屋根置き型の太陽光発電設備については、新築の建物に比べ、既存建物への導入が進んでいません。事業者に確認したところ、新築と比較して、足場の設置や建物に合わせた設備の調整等が必要なことから、費用が割高になることに加えて、熊本地震で被災した家屋等では、重い太陽光発電設備を屋根に設置することに耐震面での不安が強い

ということでした。

こうした不安の声に対し、ペロブスカイト太陽電池は、従来の設備の10分の１程度の重さとなることが、国の次世代型太陽電池戦略においても報告されています。

設備の軽量化により耐震上の不安が解消されることで、熊本地震で被災した建物も含め、より多くの建物に太陽光発電設備が導入されると見込んでいます。

また、これまで、事業用太陽光発電の多くは郊外で開発されていましたが、今後、ペロブスカイトを活用することにより、工場やビルの屋根だけではなく、窓や壁面など、様々な場所に発電設備を設置することが可能となります。市街地や工業地帯など電力を使用する地域での発電が増加することによって郊外の開発が抑制されるなど、熊本の自然、景観の保全と再エネの活用の両立にもつながるものと期待されます。

このため、県では、ペロブスカイト等の次世代型太陽電池の導入に向けて、まずは、熊本地震の影響を受けました既存の県有施設を用いて、設置できる場所や範囲などの可能性調査を行う予定としております。

また、今後の中長期的な脱炭素の取組を検討するため、次世代型太陽電池による県内への再エネ導入可能量を把握する取組を進めたいと考えております。

地熱、風力など、地域の特性を生かし、従来から取り組んでおります再エネの導入推進に加え、次世代型太陽電池などの新たな技術も活用し、2050年県内CO_2排出実質ゼロの実現に向け、さらなる取組を進めてまいります。

〔岩下栄一君登壇〕

○岩下栄一君　ありがとうございました。

ペロブスカイトというのは言いにくいですね、何となく。ちょっと皆さん言ってみてもらっていいですか。

パリ協定を脱退したドナルド・トランプという人には、本当に驚きますね、毎日毎日。今年は昭和100年ですけれども、私はまっぽし昭和の人です。昭和時代のアメリカといえば、ケネディでした。

昭和の人たちはいますか、この中に。知事は昭和の人ですかね。昭和時代は、ケネディ大統領がアメリカの大統領と思ってました。トランプなんて変な人は出ていませんでした。そのケネディが、こう言ったんですね。

アスク　ノット　ワット　ユァ　カントリー　キャン　ドゥ　フォ　ユウ　アスク　ワット　ユウ　キャン　ドゥ　フォ　ユァ　カントリー。

国が皆さんに何をしてくれるかを問うてはならない、皆さんが国に対して何ができるかを問いたまえと、参加民主主義を訴えました。そしてその後に、こう言ったんです。

いろんなものが山積して簡単にはできない、世界平和の達成、貧困の克服、疾病、感染症の撲滅、地球環境の保護、宇宙開発、海底探査、私たちのやるべきことはたくさんある、でも、すぐにはできない、10年、30年、いや、100年かかるかもしれない、でも、今すぐ始めましょう、レッツビギンという言葉で締めくくりました。

昭和時代はよかったなという思いが時々するのはそういうところです。

世界平和、この後どうなっていくのかなというのは、本当、毎日毎日懸念しています。世界の情勢なんて余計なことだったけれども、やっぱり気になりますね。これが昭和の人間の発言でした。

次に、高齢化社会への対応についてお尋ねいたします。

２つあります。

まずは、介護人材の確保について。

長寿、権門、富裕は、人生三大目標と昔から言われてきました。我が国は、平均寿命が男81.09歳、女性87.14歳と、世界有数の長寿国であります。

本県では、令和６年10月時点で、100歳以上の高齢者が1,689人、75歳以上の後期高齢者が約30万6,000人、65歳以上74歳未満の前期高齢者が24万7,000人であり、全国的に同じく超高齢化社会に突入しているということは言えると思います。

そのような中で、本県の要介護認定者数は、令和５年の段階で10万7,000人に達しており、平成12年の数と比較すると、約５万8,000人増加しています。また、第１号被保険者に占める65歳以上の認定者の割合は19.3％となっており、これは全国を0.3％上回っています。

ここで、1956年の深澤七郎の文学作品である「楢山節考」を振り返ってみたいと思います。70歳に達した老人を山に捨てる、あるいは置き去りにするという、いわゆるうば捨て山の話であります。社会的な役割を失い、厄介者となったお年寄りを子が山に捨てるという悲しい話であり、映画化され、森繁久弥が主演しました。お芝居にもなりました。

本来、社会を築いてきた高齢者が尊重され、見守られ、保護されるべき存在でありながら、これが社会の大きな役割であることは明らかでありますけれども、そうでない時代があったということです。

本県における介護職員数は、令和５年度現在で約３万1,000人であり、将来必要な介護職員数の推計は、令和８年度で約３万7,000人であります。今後、不足する介護人材の数が大きくなっていく見込みであり、多様な人材が必要とされています。そこで、介護資格取得者に対する当面の支援策として、マッチング機能の強化、相談体制の整備、職員の定着促進、職員の負担軽減、キャリアアップの支援などが求められています。

現在、介護現場の最大の課題は人材不足でありますけれども、県は、介護職員の確保や職場環境の改善についてどのように取り組まれているのか、お尋ねいたします。

次に、引き続いて、認知症施策についてお伺いいたします。

令和７年の認知症有病者数は、推計で全国が471万6,000人、本県が７万2,000人であり、令和22年度の推計では、全国が584万2,000人、本県が８万2,000人となると予想されています。また、本県における65歳以上の人口比率の推計は、令和７年で12.9％、令和22年で14.9％と増加していく見込みであり、そこで、いま一つ、文学作品をひもといてみたいと思います。

1972年に刊行された有吉佐和子の「恍惚の人」です。200万部に到達する空前のベストセラーとなり、恍惚という言葉は、認知症と同じ意味を持つようになりました。

作中にこのような会話がありました。「お父さん、私は誰か分かりますか」「あなたはどなたでしたっけ」「あなたの娘ですよ」「私の娘はそんな年じゃありませんよ」そういうくだりです。有吉佐和子の「恍惚の人」です。

このように増加の一途をたどる認知症に対し、医師、看護従事者、県民の認知症対応力向上、認知症サポーターの活動など、認知症高齢者が地域で安心して暮らせるために、県としてどのような施策に取り組まれるのか、先ほどの質問と併せて、健康福祉部長にお尋ねいたします。

〔健康福祉部長下山薫さん登壇〕

○健康福祉部長（下山薫さん）　まず、介護人材の確保についてお答えします。

議員御指摘のとおり、介護人材の確保は喫緊の課題であると認識しており、現在、県では、多様な人材の参入促進、介護職員の定着促進、給料などの処遇改善の３つを柱に取組を進めています。

具体的には、介護分野への就職希望者を対象にした就職フェアの開催や外国人介護職員を雇用する事業所に対する家賃の助成、介護ロボットやＩＣＴといった介護テクノロジー導入事業所への補助、新たな処遇改善加算に係る相談支援などに取り組んでいます。

また、介護テクノロジーの導入や業務改善に取り組む事業者をワンストップで支援する相談窓口を来年度新たに設置するため、今定例会に関連予算を提案しています。相談窓口では、専門家の派遣や介護ロボットの展示、貸出しなどを行う予定であり、介護現場の課題に応じた職場環境の改善をしっかり後押ししてまいります。

さらに、働きやすい職場づくりに取り組まれている事業所や生き生きと働く介護職員のインタビューなどを動画にまとめ、ＳＮＳや県ホームページなどにより、広く発信しています。

今後も、介護現場の意見を丁寧に伺いながら、市町村や関係団体などと連携して、人材確保や職場環境の改善に向け、粘り強く取り組んでまいります。

次に、認知症施策についてお答えします。

本県では、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、医療、介護、地域支援の３つの体制整備を柱に、認知症施策を進めてまいりました。

具体的には、認知症疾患医療センターとかかりつけ医等との連携による認知症医療体制の構築をはじめ、質の高い認知症ケアを提供するための介護従事者等への研修や、15年連続日本一となる認知症サポーターの養成などに取り組んでいます。

このような中、昨年１月に施行された認知症基本法及び12月に策定された国の認知症施策推進基本計画においては、認知症の人の尊厳を守るという観点から、認知症の人御本人の声をしっかり聴くことの重要性が示されました。

このため、県としては来年度から、認知症カフェなど様々な場を利用して、直接御本人や御家族と意見交換をし、認知症の人の視点に立った施策の推進に生かしていくとともに、認知症基本法の理念を広く周知していくこととしています。

今後、高齢化の進展に伴い、認知症高齢者の増加が見込まれる中、県民一人一人に認知症への理解をさらに深めていただくことが何より重要だと考えています。

県としましては、引き続き、市町村をはじめ、医療・介護従事者、関係機関等と密接に連携を図りながら、認知症の方々が住み慣れた地域で希望を持って暮らすことができるようしっかりと取り組んでまいります。

〔岩下栄一君登壇〕

○岩下栄一君　ありがとうございました。

認知症の人、あるいは要介護の人が、私たちの社会で皆さんとともに同じ立場で生きていけるような状況をぜひ社会全体につくってほしいというふうに念願いたします。

健康福祉部におかれては、ぜひその点頑張っていただきますようにお願いいたします。

次に、就職氷河期世代に対する支援についてお尋ねいたします。

いわゆる就職氷河期世代とは、バブル経済崩壊後の1990年代から2000年代の雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った世代であります。その中には、希望する就職ができず、現在も、不本意ながら不安定な仕事に就いている、無業の状態にある、社会参加に向けて支援を必要とする状態にあ

るなど、様々な課題に直面している方が多数いらっしゃいます。

このような世代は、学校卒業時に不安定な就労であったことや職に就けなかったこと、または就職できたとしても、本来希望していた業種や企業に就職できなかったことによる早期退職などにより、十分な職務経歴を積むことができなかったというケースが多いようです。

また、不安定な就労状態にある場合、収入が低く、将来にわたる生活基盤やセーフティーネットも脆弱な傾向にあり、この世代が抱える問題は、当事者個人の問題にとどまらず、国の経済や社会全体に対しても大きな影響を与えることになると思います。

昨今、初任給の引上げや春闘を通じた賃上げが活発化する中、賃金の上昇は若年層に偏り、おおむね就職氷河期世代に当たる中高年の人々の賃金は、停滞または減少し、世代間格差が発生しているという報道もあります。

このような状況下において、就職氷河期世代の方々の活躍の場を広げることは、この世代が抱える困難を解消するのみならず、人手不足解消が喫緊の課題となる中、人材活用という観点からも大変有意義であると考えます。

そこで、こうした就職氷河期世代の方々の就労を支援するため、県としてどのような取組を行っておられるのか、商工労働部長にお尋ねいたします。

〔商工労働部長上田哲也君登壇〕

○商工労働部長（上田哲也君）　就職氷河期世代への支援については、令和元年５月策定の厚生労働省就職氷河期世代活躍支援プランに基づきます国や県、経済団体など、官民協働によるプラットフォームにおいて、令和２年２月、くまもと就職氷河期世代活躍支援プランを策定しています。県では、このプランに沿って、様々な支援に取り組んでいるところです。

まず、国と連携して県内３か所に設置している地域若者サポートステーション、通称サポステでは、氷河期世代を含む方々への就労支援を行っております。キャリアコンサルタントや臨床心理士等による個別相談のほか、コミュニケーション能力やビジネスマナー習得のための講座、仕事に踏み出すための就労体験など、伴走型の支援に取り組んでおります。このサポステの支援が必要な人に届くよう、市町村や社会福祉協議会等と連携し、周知にも力を入れているところでございます。

また、ハローワークと一体的に運営しております水道町にあるくまジョブや県内10か所の各広域本部、地域振興局に設置しているジョブカフェ・ブランチにおいても、ハローワークなどと連携し、カウンセリングや適性診断、企業に対する求人開拓によるマッチング支援など、きめ細やかに支援を行っているところでございます。

さらに、外出やコミュニケーションが苦手な方向けには、オンライン相談やeラーニング講座、ウェブ適性検査など、オンラインでの支援も行っているところです。

あわせて、県では、正社員化や安定雇用につながるよう、ウェブデザイン技術の習得や介護資格の取得などのための職業訓練も実施しています。

県関係支援機関において、令和２年度から令和７年１月末までに就労につながった方の合計は1,200名を超えていますが、各支援機関には同じ世代の相談が続いている状況です。

就職氷河期世代の方々が活躍の場を広げ、安定的に就労することは、本人やその御家族はもちろん、喫緊の課題である人手不足対策の観点からも重要であると考えております。

今後も、就職氷河期世代の方々に寄り添いながら、関係機関と連携をして伴走型で必要な支援を行ってまいります。

〔岩下栄一君登壇〕

○岩下栄一君　ありがとうございました。

就職氷河期世代の人々に対する手厚い支援、いろいろと今御説明ありましたけれども、ぜひ、仕事の安定が社会の安定につながるわけでございますので、ぜひとも、この就職氷河期世代の立場に今満足されてない方々の在り方をよく御理解いただいて、御支援いただきますようにお願いいたします。

最後の質問になりました。まだ時間は十分あるようでございます。

コロナ禍においては、行動制限等があり、観光産業にとって大変厳しい時期だったと思います。熊本県旅行助成事業などの観光需要喚起策や、あるいは感染症法上の位置づけが５類感染症に変更されたことなどの影響で、ようやく観光客が回復し、令和５年度の熊本県の延べ宿泊者数は過去最高となりました。

しかしながら、観光庁が発表した最新の宿泊者統計によると、インバウンド客は台湾を中心に好調であるものの、国内客は減っているとのことです。

そのような中で、先般、ＪＲグループ６社と県、市町村、地元の観光事業者などが協力して、全国規模で集中的に観光宣伝販売活動を行う熊本デスティネーションキャンペーン、これも言いにくかですね、デスティネーションキャンペーンを実施することが発表されました。

デスティネーションキャンペーンは、毎年四半期ごとに全国各地で実施され、九州においても、令和６年の４月から６月にかけて、福岡県、大分県共同で実施されました。

本県でも、過去に５回実施されており、前回は、熊本地震からの復興を掲げて、令和元年の７月から９月に行われました。

前回のキャンペーンでは、期間中、お盆やシルバーウイークという稼ぎ時に悪天候に見舞われ、九州各県、そろって宿泊者数が減少する中、本県だけは増加に転じ、約66億円の経済効果を生み出すなど、一定のキャンペーン効果があったと聞いています。

その一方で、このキャンペーンは、ＪＲグループと連携したキャンペーンであることから、ＪＲ沿線以外の地域においては十分なメリットがなかったのではないかと。また、多くの観光客に熊本を楽しんでいただくことを期待しているものの、キャンペーン期間中だけの効果にとどまるのではないかというような懸念もあります。

私としては、観光産業が地域経済を支える基幹産業として大きく成長していくことを期待しておりますので、そのためには、阿蘇と天草のみならず、豊富な観光資源を有する県内各地にキャンペーン効果を波及させてもらいたいと考えております。一過性のイベントに終わることなく、持続的に観光客を呼び込むことができるようなものであってほしいと願っているのです。

そこで、県として、今回のデスティネーションキャンペーンにどのように取り組んでいかれるのか、観光文化部長にお尋ねいたします。

〔観光文化部長倉光麻里子さん登壇〕

○観光文化部長（倉光麻里子さん）　先日、観光庁が発表した宿泊旅行統計調査の速報値によると、本県の令和６年の宿泊者数は、インバウンド観光客が過去最高を記録するなど好調であるものの、全宿泊者数797万人の約８割を占める国内観光客は、前年から12％程度減少しました。議員御指摘のとおり、観光産業を地域経済を支える基幹産業

とするためには、国内客を安定的に誘客することが極めて重要であると考えています。

そのような中、熊本地震から10年の節目、令和８年夏に実施する国内最大規模の観光誘客プロモーション、熊本デスティネーションキャンペーン、いわゆる熊本ＤＣは、国内客を本県に呼び込む絶好の機会となります。

熊本ＤＣでは、キャンペーン効果を県内全域に波及させるため、県内各地で新たな観光素材の発掘に努めるとともに、ＪＲをはじめとする交通事業者等と連携した大規模なプロモーションや旅行商品の造成、積極的なセールス活動を展開します。さらには、ＪＲ沿線以外の地域にも観光客が訪れやすくなるよう、移動手段の利便性向上にも力を入れていきます。

特に、被災によりＪＲ肥薩線が不通となっている人吉・球磨地域については、ＪＲ九州やバス事業者との連携を深め、周遊切符の開発や定期観光バスの運行など、二次交通の確保に努めてまいります。

ＤＣは、期間中に多くの観光客を集め、地域に経済効果をもたらす大規模なプロモーションという印象が強いですが、ＤＣをきっかけに生まれた観光コンテンツや新たな販路など、後年に多くのものを残しています。

例えば、令和元年の前回ＤＣで、観光素材として掘り起こし、磨き上げた高森町の上色見熊野座神社や天草市の倉岳神社には、現在、国内外から多くの観光客が訪れています。

また、ＤＣに向けて立ち上げた体験型旅行商品販売プラットフォーム、「くまもっと旅行社」は、今も、交通アクセスつき旅行商品を中心に、国内だけでなく海外の観光客にも広く利用されています。

このようにＤＣには、持続可能な地域産業の育成、交流人口、関係人口の増大につながる基盤構築という大きな側面もあります。今回の熊本ＤＣにおいても、創造的復興に向かう熊本の姿を強力に発信するとともに、ＤＣ終了後も熊本が選ばれ続ける観光地となるよう、しっかりと取り組んでまいります。

〔岩下栄一君登壇〕

○岩下栄一君　ありがとうございました。

インバウンドというか、入り込む客の増加が経済の浮揚の大きな原動力であることは言うまでもないのです。多くの人たちが熊本にやってきて、熊本で経済活動を行っていただきたい、熊本の未来のために。ぜひそのようにお願いしたいと思います。

以上で私の質問は終わりましたけれども、このような状態で、お見苦しい点をおわび申し上げます。議会事務局にも大変御迷惑をおかけしました。立てないわけじゃないんですけれども、どたっと落っこちたりする可能性がないとは言えぬもんですから、こうやって車椅子から質問させていただきました。大変ありがたいことだと思っています。

議長をはじめ議会関係者、心からお礼を申し上げ、また、今日いろいろ真摯に御答弁いただいた知事並びに執行部各位に心から敬意と感謝を申し上げて、また、傍聴いただき――議場におられた同僚議員の皆さんに心から感謝を申し上げて、私の質問を終わります。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（山口裕君）　以上で本日の一般質問は終了いたしました。

明７日は、午前10時から会議を開きます。

日程は、議席に配付の議事日程第５号のとおりといたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後１時57分散会

第　５　号

（３月７日）

令和７年　熊本県議会２月定例会会議録　第５号

令和７年３月７日(金曜日)

議事日程　第５号

令和７年３月７日(金曜日)午前10時開議

第１　一般質問(議案に対する質疑並びに県の一般事務について)

本日の会議に付した事件

日程第１　一般質問(議案に対する質疑並びに県の一般事務について)

出席議員氏名(47人)

星野愛斗君
髙井千歳さん
住永栄一郎君
亀田英雄君
幸村香代子君
杉嶌ミカさん
立山大二朗君
斎藤陽子さん
堤　泰之君
本田雄三君
岩田智子君
南部隼平君
前田敬介君
坂梨剛昭君
荒川知章君
城戸　淳君
西村尚武君
池永幸生君
竹﨑和虎君
吉田孝平君
中村亮彦君
髙島和男君
増永慎一郎君
前田憲秀君
松村秀逸君
岩本浩治君
河津修司君
楠本千秋君
橋口海平君
緒方勇二君
髙木健次君
髙野洋介君
内野幸喜君
山口　裕君
岩中伸司君
城下広作君
西　聖一君
鎌田　聡君
渕上陽一君
坂田孝志君
溝口幸治君
池田和貴君
吉永和世君
松田三郎君
藤川隆夫君
岩下栄一君
前川　收君

欠席議員氏名(１人)

西山宗孝君

説明のため出席した者の職氏名

知事　木村　敬君

副知事	竹内信義君
副知事	亀崎直隆君
知事公室長	内田清之君
総務部長	小金丸健君
企画振興部長	富永隼行君
理事	阪本清貴君
理事	府高隆君
健康福祉部長	下山薫さん
環境生活部長	小原雅之君
商工労働部長	上田哲也君
観光文化部長	倉光麻里子さん
農林水産部長	千田真寿君
食のみやこ推進局長	辻井翔太君
土木部長	宮島哲哉君
会計管理者	川元敦司君
企業局長	深川元樹君
病院事業管理者	平井宏英君
教育長	白石伸一君
警察本部長	宮内彰久君
人事委員会事務局長	城内智昭君
監査委員	藤井一恵君

事務局職員出席者

事務局長	波村多門
事務局次長兼総務課長	本田敦美
議事課長	富田博英
議事課長補佐	岡部康夫

午前10時開議

○副議長（髙木健次君）　これより本日の会議を開きます。

日程第１　一般質問

○副議長（髙木健次君）　日程に従いまして、日程第１、昨日に引き続き一般質問を行います。

岩中伸司君。

〔岩中伸司君登壇〕（拍手）

○岩中伸司君　おはようございます。新社会党の岩中伸司です。

今議会では、代表質問がもう既に昨日、一昨日と行われました。その中で、大まか私の質問、かぶっているなという感じがします。しかし、皆さん方には、ぜひ前向きな姿勢でお聞きいただきたい、このように思います。

今の情勢を考えると、非常に大変な時期だなと。例えば、今日もニュースで大船渡の火災の問題がありました。自然の雨で一応火は消えたようですけれども、まだ鎮火した状況にはないということで、避難命令はそのまま出された状況ですね。大変な災害が、そこだけに限らず、至るところで自然災害が起こってきているし、これまでも起こってきています。私たちは、自然に対しては、もう少しこの自然を大切にする姿勢で臨んでいかなければならない、このように考えています。

春夏秋冬と四季あったんですが、今は冬と夏だけになったなと。今朝も、もう３月ですけれども、私が家を出るときには、車の温度は２度でした。荒尾です。荒尾で２度ですね。大変寒い今日になっています。

だけでなくて、政治の動き、自然と同じように、政治の動きもちょっとやっぱり心配な面もあります。

諸外国の動きも、マスコミで報道されていることを聞けば、もう少し仲よく話ができないのかな、こんな思いを持っているところです。

国内でも、一つ心配なのは、具体的には、投票率がかなり下がって――選挙の投票率ですね。地方自治体の選挙でも５割を切るというふうな、無関心、無関心と言うと失礼かもしれませんけれど

も、そんな人たちが増えている。もっとやっぱり政治に関心を持って、国や県や市町村、その動きがどうなのか、政治が大事なんだぞということを一人一人に広げていかなければならないというふうに思います。その任務は、私たち議員には一番課せられていることではないでしょうか。

ぜひ、皆さん方も、私もそうですけれども、一生懸命地域の中で政治の大切さを認識していただいて、投票所に足を向けるような人たちが多く増えていくような、そういう環境をつくり上げていかなければならない、このように考えているところです。

ぜひ、皆さんと一緒にこの県政も盛り上げながら、木村知事、就任されて１年、しっかり代表質問で答弁をされました。まあ、これは言ってはいけませんが、そういうお疲れでしょうから、もう今日は知事に対する質問はありませんけれども、失礼します。よろしくお願いします。

それでは、早速質問に入りたいと思います。

まず、有機農業の推進についてお尋ねをいたします。

熊本県は、農業産出額が全国第５位、農業県としてさらに農業の振興に力を入れていかなければなりません。

農林水産省が昨年末に発表した2023年の全国農業産出額によると、熊本県は、前年比7.0％増の3,757億円で、４年連続で増加しています。農林水産省の発表を見るだけでは、熊本県の農業も安心して見ることができるようですが、農業を取り巻く現状には不安な面もあります。

食料自給率が、この数年、38％前後で推移し、全く上がっていません。その大きな原因の一つは、大企業の輸出産業を優先させてきた政府の政策で、貿易摩擦を解消する見返りとして農畜産物輸入を拡大してきたことにあるのではないでしょうか。

さらには、日本の気候や地形、土壌、環境などを無視して大規模機械化農業を優先し、国土の70％を占める中山間地農業を軽視してきたことも要因の一つと思います。

その結果、山は荒れ、農地は減少し、獣害の拡大、限界集落や集落崩壊の増加など、農山村の疲弊は人口減少が示すとおりです。

2023年の県内新規就農者数は402人と、前年度より24人減っており、担い手の減少や高齢化の進展など、農業を取り巻く情勢は厳しさを増す一方です。

こうした中、国は、有機農業の推進に関する法律を2006年12月に施行し、その第１条では、目的として「有機農業の推進に関する施策を」「講じ、もって有機農業の発展を図る」こととし、第２条では、有機農業とは「化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと」や「遺伝子組換え技術を利用しないことを基本」とした農業をいうとされています。

また、2021年には、みどりの食料システム戦略が策定され、化学肥料や化学農薬の削減に加え、2050年までに有機農業を耕地面積の25％に拡大する目標も掲げられています。世界的にも環境問題への意識が高まる中、農作物生産においても、環境に配慮した取組が重要と考えています。

熊本県では、全国に先駆けて環境保全型農業に取り組み、くまもとグリーン農業として有機農業を含む環境に優しい農業の推進を図ってきており、全国的に見ても有機農業の面積が多いと聞いています。

しかし、有機農業は、農薬を使用しないこともあり、除草をはじめとした栽培管理に労力がかかることや病害虫の発生により生産が不安定になるなど、苦労が多いことに加え、個人販売が多く、

販路の開拓が難しいとも聞いています。

そこで、有機農業の推進に当たり、県として何が課題だと考えているのか、今後どのように進めていくのか、農林水産部長に伺います。

〔農林水産部長千田真寿君登壇〕

○農林水産部長（千田真寿君）　県では、平成２年度の土づくり・減農薬運動を皮切りに、平成17年度から、くまもとグリーン農業として、国に先駆けて地球に優しい環境保全型農業を推進してきました。これにより、化学肥料と化学農薬の使用量は、平成元年に比べ約７割が削減されています。

有機農業は、化学的に合成された肥料や農薬を使わない環境に配慮した農業であり、高い志を持った生産者とともに取り組んでまいりました。

県では、有機農業をグリーン農業の最上位に位置づけて推進しており、令和４年度の面積は1,240ヘクタールで、このうち有機ＪＡＳの認証を受けた面積は、全国３位の721ヘクタールとなっています。

しかし、県の耕地面積に占める割合は1.2％にとどまっており、一般的な栽培方法からの転換や有機農業に取り組む新規就農者の定着が進まない状況です。

その生産面の要因として、生産者が点在し、相談や情報共有が難しい上、独自にノウハウが構築されてきたため、技術が標準化されておらず、生産が不安定になりやすいことが上げられます。加えて、除草などの負担の増加もハードルとなっています。

また、流通、消費面の要因として、小規模生産かつ個別販売が多く、量販店などからの需要に十分に対応できていないこと、消費者の求める価格と生産者の希望する価格に差があることが上げられます。

これらに対応するため、生産面では、オンライン等で助言を行う技術サポート体制の構築、相談窓口となる指導者の育成、生産者の経営の参考となる指標や栽培マニュアルの作成に取り組んでまいります。あわせて、近年開発が進んでいる水田用除草ロボットなど、スマート技術の導入を支援し、省力化を進めてまいります。

また、流通、消費面では、有機農業者のネットワーク化による集出荷拠点の設置など、供給体制の構築を進めるとともに、収穫体験等、生産者との交流を通した消費者の理解の醸成を図ってまいります。加えて、くまモンを起用したグリーン農業マークを活用し、ＳＮＳ等での周知、ＰＲによる認知度向上を進めてまいります。

これらの取組を、まずは有機農業での生産が多い水稲を重点品目として進めるとともに、国の事業でモデル地区となっている山都町や南阿蘇村、菊池市と連携して県全体に波及させ、有機農業に取り組む生産者の増加と面積の拡大につなげてまいります。

〔岩中伸司君登壇〕

○岩中伸司君　千田部長から御答弁いただきました。

有機農業に対する具体的な県の積極的な進め方、これが述べられたというふうに思います。

一昨日の渕上議員の代表質問でしたけれども、木村知事は、食料安全保障に３つの取組が欠かせないとして、１つ目が、担い手の確保、育成、２つ目が、環境に優しい農業の推進として４つの柱を立て、くまもとグリーン農業の推進を上げられ、有機栽培での取組状況で特に多い水稲を重点的に進めていく、さらには、化学肥料、それから化学農薬の削減等、有機農業の拡大をさらに努力していくという答弁がなされています。

部長答弁で、本日はさらに詳しく、この有機農業の育成について県として推進をしていくという

ことが述べられたことに、非常に私としては、いいなと、よかったなというふうな思いでいます。

県の具体的な取組、さらにこれから進めていただくことをお願い申し上げながら、次の質問に移させていただきます。

熊本県民体育祭の開催についてお尋ねをいたします。

私は、社会人になる前は、どちらかというとスポーツが苦手なほうでしたが、就職した職場の駅伝チームづくりで仕方なく選手メンバーになり、練習を重ねる中で走ることの楽しさを知りました。フルマラソン大会にも出場しましたが、今ではマラソンから少し遠ざかってはいるものの、健康維持のために５キロのウオーキングを実践し、おかげさまで同年代の方よりも少しは足腰が強いほうだと自負しています。

人生を楽しむためには、まず健康体であることが最重要であり、そのためにも広くスポーツに親しむことは欠かせないと考えます。

さて、熊本県民体育祭は、広く県民にスポーツを普及し、県民の健康増進とスポーツ精神の高揚を図り、明るく豊かな県民生活の進展に寄与することを目的とするスポーツ大会として開催されてきましたが、来年の熊本市の開催が最後になると聞きました。

県内の市町村を10ブロックに分けて輪番制で開催されてきましたが、これまでの地域輪番制として開催した場合、過去数年に開催された大会の競技会運営費を平均すると、約3,000万円が必要となり、それは主に総合開会式、閉会式、それらの式典費用や各競技会の会場使用料、スタッフの人件費、入賞メダルの経費などに充てられています。

このような財政面での負担は大きく、昨年の市町村アンケートでは、45市町村のうち40市町村から輪番制の廃止を要望されているようです。

次に、財政面以外で地域輪番制が廃止された理由としては、これまでの地域輪番制による開催では、開催地となる市町村の多額な開催経費の負担があり、それ以外にも、人口減少の自治体では、マンパワーの不足による負担も大きいところがあります。また、近年の異常気象により、空調設備がある屋内競技会場の確保が難しいことなども主な理由として上げられています。

これからの高齢化社会において、健康寿命を延ばすためにも、県民体育祭は大変意義ある大会であり、ぜひ存続をお願いしたいと考えますが、今後の県民体育祭開催について、県としての考えを教育長に伺います。

〔教育長白石伸一君登壇〕

○教育長（白石伸一君）　県民体育祭は、長年にわたり、県民の健康増進とスポーツ精神の高揚を図ってきた県内最大の総合スポーツ大会で、本県が目指すスポーツによる人が輝く豊かなくまもとづくりにおいても、重要な大会と考えています。

現在、県内10ブロックの地域輪番制で開催されている県民体育祭は、開催地の事務負担や開催経費等の課題が生じています。

そこで、県民体育祭を主管する県スポーツ協会は、昨年度から各市町村や競技団体と協議を重ね、本年９月の熊本市大会で輪番制を終了し、令和８年度から新たな方法での開催を目指すとの方向性を、本年２月の県スポーツ協会の理事会で報告されました。

この方向性を踏まえ、県教育委員会といたしましても、県スポーツ協会とともに、各種競技団体、市町村と連携しながら、令和８年度以降の開催経費や競技会実施方法など、新たな大会運営の在り方について検討を進めております。

引き続き、関係団体との連携を深めるととも

に、選手ファーストの視点に立った持続可能な大会運営を目指して、しっかり検討を行ってまいります。

〔岩中伸司君登壇〕

○岩中伸司君　答弁をいただきました。

県民体育祭の開催について、これからも審議が行われるということですので、まだ――今まで取られてきた輪番制ということにはならないかもしれませんけれども、ぜひ、県内のスポーツの振興に対する一つの大きな取組でしたので、先ほど質問の中でも言いましたけれども、ぜひスポーツを県内の皆さん方に広げていく、特に、今、後期高齢者多くなっている時期に、その高齢者も含めて、このスポーツが楽しくできるような、そういう環境をつくっていくというのは、やっぱり県としての役割の一つではないかというふうに思うところです。

なかなか日頃は交流が少なくて、こういうスポーツに関わるということがだんだん少なくなっているような気がしますので、それは地域の中から盛り上げていきたい、このように思います。

ぜひ、県民体育祭についても、いろんな、形は変わるかもしれません。種目別のそれぞれの競技になるかもしれませんけれども、それはそれで大事にしながら、県内全体の県民が本当に楽しく過ごせるような体育祭を企画していただければ幸いだと思います。これから、審議、深まるようですので、ぜひ、そういう意味を込めて、県としての主張をお願いしたいというふうに思います。

それでは、続きまして、下水道管の現状と安全、安心のための対策について伺います。

今年１月28日、埼玉県八潮市で、管の直径4.75メートル、年数が42年経過した下水道管が破損をし、それに起因すると考えられる道路の陥没事故が発生をしています。

陥没したところに大型トラックが転落し、70歳代の運転手は、いまだに救助されることなく、行方不明の状態となっておられます。２次災害を防ぐことも大切ですが、現在の救助体制の弱さを強く感じているところです。

この事故を受け、下水道を所管する国土交通省は、全国の自治体に適切な施設管理の徹底を依頼しています。あわせて、都道府県に対して、１日当たり最大処理量30万立方メートル以上の大規模な流域下水道に接続する直径２メートル以上の下水道管路について、緊急点検の実施を要請しましたが、県内に該当する規模の施設はないということです。

八潮市の県道陥没事故の原因は、下水道管の腐食によると見られ、国土交通省が公表している資料では、2022年度に全国で発生した道路陥没は、合計１万548件で、うち13％が下水道施設を要因とするとされています。

また、公表資料によりますと、下水道施設以外の道路占用物件や道路施設などを要因とする陥没も相当あるようです。身近なところでは、１月31日に、熊本城内の通路で深さ2.5メートルの空洞が、また、２月10日には、熊本市西区で道路の陥没が見つかっています。

道路の陥没は、その大小にかかわらず重大事故の原因となりますので、私たちの社会生活に大きな影響を与えることになり、道路管理の視点からもしっかりとした対応が求められます。

そこで、県内の下水道管の現状と八潮市の事故を受けての対応及び道路管理における県民の安全、安心のための対策について、土木部長に伺います。

〔土木部長宮島哲哉君登壇〕

○土木部長（宮島哲哉君）　まず、県内の下水道管の現状についてお答えします。

県内の下水道管の総延長は8,100キロメートルあり、このうち約４割の3,100キロメートルが損傷等の不具合が起こりやすくなる供用後30年を超え、特に300キロメートルは、一般的な耐用年数の50年を超えています。

今後、耐用年数を超える下水道管の急速な増加が見込まれることから、平成23年度以降、県及び市町村では、長寿命化計画に基づく補修や改築など、予防保全による機能維持を図っています。

具体的には、国のガイドラインに基づいて、管の大きさや構造など、重要度に応じて適切な頻度で点検しており、異状箇所については、損傷の程度に応じて、修繕による機能回復や管の内面の補強による耐用年数の延伸等を行っているところです。

次に、八潮市の事故を受けた対応についてお答えします。

議員御紹介のとおり、県内には、国が要請した緊急点検に該当する施設はありませんが、今回のような事故の発生による社会的影響の重大性を考慮して、県が管理する流域下水道については、管径80センチメートル以上で供用後30年以上経過した管路、または腐食のおそれが大きい管路の約９キロメートルについて、カメラを用いて緊急点検を行いました。

その結果、管渠の異状は確認されませんでしたが、マンホール１か所の内壁に腐食による鉄筋の露出が見られたことから、速やかに補修に向けた設計に着手したところです。

また、県の取組内容を市町村にも共有し、速やかな緊急点検の実施を指導しています。

さらに、道路には、下水道のほか、上水道、ガスなど多くの占用物件が埋設されているため、改めて占用物件の適切な維持管理の徹底を各事業者に通知したところです。

最後に、道路管理における県民の安全、安心のための対策についてお答えします。

県が管理する道路においては、道路施設や占用物件の損傷が原因と考えられる陥没が年間約40件発生しています。

道路陥没による事故の発生を未然に防ぐためには、路面の異状を見逃すことなく、早期に発見することが重要です。

そのため、日々の道路パトロールによる目視点検や県民の皆様から道路の異状を通報していただく道路緊急ダイヤル、シャープ9910の活用に加え、昨年７月からは、車載カメラとＡＩを活用した路面点検システムの運用を開始したところです。

そして、陥没の疑いがある路面異状が発見された場合は、技術職員が直ちに現地に出向いて、道路の損傷状況とその原因を確認し、道路利用者の安全を確保するための応急対策や道路修復に係る必要な措置を速やかに行っております。

県民の安全、安心の向上に向けては、引き続き、路面点検システムの改善による道路パトロールの精度向上や道路緊急ダイヤルの普及に取り組み、路面異状の早期発見に努めてまいります。

また、占用物件に起因する道路陥没の発生時には、事業者との連携が不可欠であることから、事前に連絡体制や対応手順を定めるなど、管理体制の構築に取り組んでまいります。

〔岩中伸司君登壇〕

○岩中伸司君　御答弁いただきました。

下水道管の問題については、熊本県でも約40件が、年間そういう陥没の件数があるということでした。さらには、道路パトロールを強化しながら、そういうことに対応する努力もしっかりやっていくということで、今の部長の答弁を聞けば、熊本県内では、非常に八潮市のようなとんでもな

い事故は起こらないのかなということですが、これは安心しておられないと思います。

継続、もう何年にもなって、それぞれの地下に埋まっている管は、腐食をしていることも結構あるというふうに思いますので、今後も緊張を持って、ぜひそういう点検については力を入れていただきたいし、特に、県が直接担当じゃないかもしれませんので、自治体や関係するところに、その徹底をよろしくお願いをしたいというふうに思います。

次に、阿蘇ソフトの村用地の利活用についてお尋ねをいたします。

先日、バブル期にソフトウエア関連企業の誘致を目指して熊本県が買収をし、30年以上も活用されないままだった高森町にある阿蘇ソフトの村計画用地の売却が決まったと報道されました。

マスコミの報道によれば、熊本県では、細川護熙元首相が熊本県知事だった1987年、非常に古い時代ですけれども、阿蘇ソフトの村実施計画が策定され、1990年度に約19.2ヘクタールの用地を買収したとのことです。

県の用地取得の目的は、当時、キーテクノロジーの一つとして重視されていたソフトウエア関連企業の誘致を目指したものでしたけれども、近隣で民間企業のリゾート開発案が浮上していたこともあり、積極的に事業を推進されました。

当該計画実施に向けた用地取得に約２億3,800万円、利子や事務費を含めた総額は、約４億8,000万円に上り、県費から支出されています。

その後、バブル経済が崩壊し、景気が冷え込み、進出する企業は１社も現れることなく、計画は頓挫してしまいました。また、用地が一部買収できず、虫食い状態になったまま30年以上活用されない状態となっていました。

そのような中、ＴＳＭＣの熊本県進出に伴い、人流拡大やコロナ禍を経て、ワーケーションといったビジネススタイルの広がりなど、販売への環境が整ったとして、2024年４月、県は、現時点での不動産鑑定による適正価格での公募を開始されました。

公募には５件の申込みがあり、選定委員会での審査を経て、株式会社マリーゴールドホールディングスを売却先として決定されたと発表がありました。

今回の売却金額は約1,249万円であり、これまでの県の投資額が約４億8,000万円であったことを考えると、長年にわたり活用できなかった土地の利活用が見込まれる状況になったとはいえ、多大な損失を生じることになったのは事実です。

そのような中で、事業者は、５年以内には開業することとされているとのことですが、厳しい経済状況の中で、転売されずに事業が計画どおりに実施されるのか、大変心配をしています。

売却という県の大きな決断が成功であったとするには、事業者の取組が新たな地域活性へとつながっていくことが不可欠と考えます。

そこで、県の認識やお考えについて、２点お伺いいたします。

まず、１点は、売却先の決定についてです。

株式会社マリーゴールドホールディングスに売却と決定した決め手となったのはどのような点だったのでしょうか。

次に、２点目は、予定されている事業に対し、県としてどのような期待をされているのか、商工労働部長に併せてお伺いいたします。

〔商工労働部長上田哲也君登壇〕

○商工労働部長（上田哲也君）　まず、売却先として株式会社マリーゴールドホールディングスに決定した理由についてお答えします。

県では、昨年４月、阿蘇の豊かな自然環境を活

用した地域振興の核としての新しい拠点づくりを開発理念と定め、その実現に向けて、企業活動の場、余暇活動関連の場、地域活性化に資する場とする当該土地の利用計画の公募を開始いたしました。

その結果、議員御紹介のとおり、５件の申請があり、このうち株式会社マリーゴールドホールディングスの提案が、最も開発理念に合致する計画で、地域振興の核となる実現可能性が高いと判断したことから、売却先として最適であると決定いたしました。

具体的な決定理由としましては、豊かな自然を生かしたデイキャンプ、グランピング施設、アスレチックなどの集客力が高い野外活動施設の整備が予定され、森林環境や水源涵養機能を保全するなど、地域環境への配慮もなされていたことです。

加えて、同社は、ウェディング事業や雲仙天草国立公園内の上天草市にありますリゾートホテルの開発実績もあり、同社の有する各事業との連携などでさらなる集客が見込め、持続的な事業展開が期待できます。

また、詳細な現地調査に基づきます事業提案や地元への事前説明も予定されるなど、地域との融和を大切にされています。

なお、議員が懸念されておられます転売につきましては、10年以内は県の承認なしには転売できない契約とすることとしています。

次に、本事業に対する県の期待についてお答えいたします。

この土地は、ソフトウエア関連企業等へのアプローチや関係者との協議を行ってきたにもかかわらず、30年以上も利活用が進まなかった土地です。今回、自然環境を生かした実現性の高い事業提案をいただいたことで、高森町の新たな地域振興の核となるものと考えております。

さらに、阿蘇地域全体の魅力向上につながりますとともに、九州各地からの集客の可能性も秘めています。

この土地の近隣には、鍋の平キャンプ村、サクラミチ、上色見熊野座神社など、数多くの観光スポットがございます。これらの魅力的な地域資源との相乗効果が発揮され、様々な付加価値が創出されることも期待をしています。

県としても、事業計画が着実に進むよう、高森町とともに事業者と密に連携して取り組んでまいります。

〔岩中伸司君登壇〕

○岩中伸司君　御答弁ありがとうございました。

阿蘇ソフトの村の活用ですけれども、今最後にもおっしゃられましたけれども、これから高森町等々といろんな打合せを進めながら、事業計画が着実に進むようにするということです。

私が一番心配するのは、この用地の転売がどうなのかということですけれども、この転売については、契約において10年以内の転売ということですが、これはまだ確定したことではないようですので、ぜひ、よろしかったらやっぱり転売、10年という期限を持たないで、転売をしないようにですね。これは公費を使っています。公費の金額も４億6,700万円、これが公費として使われたことになっていますので、転売の心配が非常に私も強くあります。

30年近くそのままにしていたところですけれども、今は１年、２年あっという間に過ぎますし、10年に延ばすという答弁がございましたけれども、10年というのもあっという間だというふうに思います。

ですから、もう転売しないで、その事業をやっぱり絶対に進めていくというその立場を――今、

そういう立場でいらっしゃるというふうに思いますけれども、そのことを強く信念を持って進めていただきたい、このように思います。

公有地を簡単に転売をして、それも安く転売していくという事情も今までもあったようですので、そういうことにならないように、ぜひ努力をお願いしたいというふうに思っているところです。

それでは、５番目の教育現場の実態と教員の長時間労働の改善について、このことも代表質問やいろんな機会で皆さんから質問されている中身だというふうに思いますけれども、よろしく御答弁をお願いしたいというふうに思います。

小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等、教育現場で教員の長時間労働が問題になっています。

本県において、時間外在校等時間が月45時間を超える教職員は、2025年度のデータでは、県立学校で23％、市町村立学校で30％となっています。

現場の教員からは、生徒が帰った後の時間は、休憩も取れず、次の日の授業の準備にかかるが、学校での時間だけでは足らず、家へ持ち帰って仕事をすることになる、さらに、授業や授業準備だけでなく、部活動指導や不登校傾向の児童生徒への対応あるいは保護者への対応など様々な苦労があるなどなど、授業以外に時間を取られ、長時間勤務になって負担が重くなっているとの声も聞きます。もっとゆとりを持った教育ができないかと考えているところです。

教員は、民間企業と異なり、超過勤務手当が支払われず、一律４％の教職調整額が支給される仕組みです。この４％の支給率を上げていくのが国の方針ですが、本当にそれだけで教員の負担軽減や長時間勤務の改善につながるとは考えられません。

私は、教員の定数やサポーターを増やすことが重要と考えます。しかし、財政的な面が必要です。また、教員の長時間労働の是正については、即効性のある取組が必要になります。

教育現場が、働きがいのある職場として存続し、学校の充実と子供たちの成長に欠かせない機関として重要視されることを強く望みます。

そこで、教育長に伺います。

長時間勤務を改善し、ゆとりを持った教育環境をつくるためにどのような対策が必要なのか、教育長の見解を伺います。

〔教育長白石伸一君登壇〕

○教育長（白石伸一君）　教員の長時間勤務の改善に向けた取組についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、教員は、授業以外にも様々な業務があり、教材研究や教科指導等の教員の主たる業務に加え、部活動や校務分掌に関する業務などを時間外に従事している実態があります。

時間外在校等時間が月45時間を超える教職員の割合は、年々減少しているものの、減少幅は鈍化傾向となっており、長時間勤務を改善することは喫緊の課題と認識しております。

こうした状況も踏まえ、県教育委員会では、昨年11月に第２期公立学校における働き方改革推進プランを策定し、長時間勤務の改善に向け、さらなる働き方改革の取組を進めているところでございます。

例えば、部活動に関しては、部活動休養日の徹底や部活動指導員の配置、中学校部活動の地域移行等を進めています。また、オンライン会議やペーパーレス化など、ＩＣＴを活用した取組や学校閉庁日の拡大、ノー残業デーの設定など、教職員の意識改革につながる取組を積極的に進めています。

さらに、教員の負担を軽減するため、全公立学

校に教員業務支援員を配置するための予算を今定例会に提案しているところでございます。

県教育委員会といたしましては、教員の健康を守り、日々生き生きと児童生徒に接することができるよう、引き続き、長時間勤務の改善に向け、取り組んでまいります。

〔岩中伸司君登壇〕

○岩中伸司君　教育長から答弁をいただきました。

教員業務支援員を配置する等々、予算も拡充をされているようですけれども、今、現場は、教職員にとっては大変な現状があるだろうというふうに思います。ぜひ、この問題については、積極的に改善をしていただきたい、このように思います。

いろいろ先生方に話を聞いたら、大変な事情の中に、それぞれの教科ごとの先生の分担の多さもあるようです。ある国語の先生は、担当をたくさん持っていて、授業が終わった後、翌日の授業を計画するのに時間がかかり過ぎるということで――その教科次第で、何もしないでいい先生もいらっしゃるということも聞きました。そういう矛盾があるようですので、そういうこともないように、教育現場の充実については力を入れていただきたい、このように思います。

全体的に時間が物すごく今日は余りますが、もっともっと質問を深めたいなというふうな思いでいますけれども、最後に要望として、高齢者に係る施策についてお願いをしたいと思います。

高齢者、私も後期高齢者になったんですが、こういう状況で、以前は議場の中でわいわい、がやがや激論をするぐらいのやじが飛んでいた時代を紹介したことがありますけれども、最近はおとなしくなって、スムーズな質問で、身近な、簡単な質問をしているので、こういう時間の配分になったのかなというふうに思っているところですが、それでもしっかり今後は頑張っていかなければならないというふうに思っているところです。

高齢者に係る施策について、これは本来質問をしたかったんですけれども、要望ということに代えていきたいというふうに思います。

人口減少が続く中で、高齢化率はますます拡大される現状にあります。

昨年10月の熊本県内の人口は169万6,144人ですが、65歳以上の人口は55万2,759人で、32.6％を占めています。

高齢者に対する国の施策の充実を図っていかなければならないのは当然ですが、医療、介護、年金など、厳しい現状となっています。

医療は、75歳以上の医療費の窓口負担は原則１割、現役並みの所得者は３割の２段階から、2022年10月から、単身では、課税所得28万円以上かつ年収200万円以上の人など２割に引き上げられ、医療費負担が３段階になっています。

収入200万円といえば、税金、社会保険料等を差し引けば、可処分所得はさらに低い人であり、さらに厳しい生活に追い込まれます。

介護については、民間調査機関の調査結果によると、介護事業所の廃業、倒産、撤退に追い込まれている事業所が増加しており、2024年の介護事業所の倒産は全国で172件です。介護保険制度が始まってから最多となっています。

熊本県内では７件で、全国で６番目と聞いています。介護保険料は払っていても、介護サービスが受けられない事態が懸念されます。

公的年金、この金額は、2025年度予算では1.9％引き上げられると言われているものの、物価高騰の中で暮らしはさらに悪化するものと思われ、健康で文化的な生活を保障すべきです。

県としては、人生100年時代の充実に向けた体

制づくりとして、医療、福祉、介護等に具体的な予算が計上され、さらに、地域共生社会の実現に向けて、市町村への支援等にも力を入れてもらっている現状です。

各地域では、老人クラブ等の活動として、グランドゴルフ大会、囲碁、将棋、体操などを通じて会員の交流を深め、日常の生活を楽しくすることや、友愛訪問など地域を豊かにする社会活動等が取り組まれていますが、会員の減少や役員の成り手がないなど、運営の厳しさがあるようです。

老人クラブ等は自主的な組織ですが、高齢者の組織に対して、県としてのさらなる支援を強めていただくことを要望します。

この高齢者問題については、地域の中から、老人クラブのある人から要望もありました。老人クラブとしての活動をずっと進めているんですが、なかなか財政的な面でも自由にお金が使えないような状況もあると、他人との交流が薄れているのが現状です。高齢者だけでなくて、隣近所との交流が少なくなっているのも、最近の特徴ではないでしょうか。

人と人とのつながりをもっともっと深めていく、このことが大事であるんですが、残念ながらこの時代は逆行をしています。高齢者で、健康で、医療も介護も要らないような状況の人たちがグループをつくって、それぞれ楽しく余生を送っていくということは、非常に大切なことですし、それを支えていくのは、主にやっぱり地方自治体だと思うんですが、県も関わりながら、ぜひ高齢者対策についても目を向けていただきたい、このように思うところです。

ぜひ、この社会をもっと、生きづらい社会でなくて、楽しい社会にすることを、心から県の取組をお願いして、質問を終わりたいというふうに思います。

本日は、大変時間が余りまして、皆さん方の御協力のおかげです。よろしくお願いします。

ありがとうございました。（拍手）

○副議長（髙木健次君）　この際、５分間休憩いたします。

午前10時51分休憩

午前11時２分

○副議長（髙木健次君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

星野愛斗君。

〔星野愛斗君登壇〕（拍手）

○星野愛斗君　皆さん、こんにちは。熊本維新の会・熊本市第二区・星野愛斗です。今回、３回目の質問になります。

早いものでもう２年がたとうとしておりまして、相変わらずこの場に立つと、非常に緊張しております。まだまだちょっと言葉に詰まるところがあるかもしれませんが、御容赦いただければと思います。

それから、今回の質問、先ほどの岩中議員、ちょっと同様に、観光と県有地の考え方とそれからＳＮＳの考え方と、多分に重複している部分があるかと思いますが、その辺りちょっと皆さん、御容赦いただけたらというふうに思います。少し切り口を変えて質問に臨みたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、１つ目、質問に入らせていただきます。

熊本の観光振興についてです。

２月９日の熊日新聞に、民間企業の調査結果として、熊本県の2023年度の外国人旅行者が、コロナ禍前の２倍を超え、全国一の伸びであることが報じられました。

このすばらしい成長を支えている要因の一つとして、県庁前のルフィ像をはじめ、県内10か所に

設置されたワンピース像が上げられています。

ワンピース像は、多くの観光客を引き寄せ、今や熊本の観光名所としての地位を確立しました。その影響力は計り知れず、海外の様々な国や地域から、多くの旅行者がこの像を目当てに熊本を訪れています。

中には、この10か所全てのワンピース像をタクシーで回り、制覇をしようという外国の方もおり、円安の影響もあり、１周５万円ほどで回っているとの話も耳にしています。大変ありがたい話で、この熊本の宝とも言える観光資源を有効に使わない手はありません。

しかし、現状を見ますと、観光客の多くは、像を見て、写真を撮るだけで、その後の買物や食事などの滞在型観光にはあまりつながっていないという課題もあるのではないでしょうか。

観光資源を最大限に活用し、地域経済の活性化を図るためにも、県庁舎やその周辺のプロムナード等をもっと活用することが重要であると考えます。例えば、観光客が訪れた際には、さらに楽しんでもらえるような取組として、『ONE PIECE』関連のグッズ販売や県内の特産品を使った飲食メニューの提供などが考えられます。

来年は、ONE PIECE熊本復興プロジェクトが10年目を迎え、この節目のタイミングを逃すことなく、さらなる観光振興につなげるための具体的な施策が今後の鍵を握ります。

さらに、熊本には、ワンピース像以外にも、各地域にそれぞれ魅力的な観光資源が豊富に存在しています。これらの資源を相互に補完し合いながら、県内全体で、また九州各県とも連携をしながら、官民一体となって熊本の観光の魅力を最大限に引き出すことが求められると思います。

そこで、以下についてお尋ねします。

近年の熊本県の観光動向について、延べ宿泊者数、延べ入り込み客数、観光消費額、観光消費単価など、コロナ後の５年間の推移を踏まえ、県としてどのように分析をしているのか。特に、コロナ禍の影響を受けた後の回復が遅れている分野があれば、どのように捉えているのか。国内観光客及びインバウンドの動向は、どのように変化をしているのか。

次に、それらの分析を踏まえ、今後の観光戦略として、来年のONE PIECE熊本復興プロジェクト10年目を迎えるタイミングで、好調な観光地のさらなる充実策や観光消費単価の向上に向けた施策をどのように考えているのか。

最後に、熊本県の観光振興において、九州各県との連携や県内の自治体、民間との協力体制について、観光ルートの設定や広報活動の取組の現状をお伺いします。

以上３点、県の観光振興施策の現状や考え方について、観光文化部長にお尋ねします。

〔観光文化部長倉光麻里子さん登壇〕

○観光文化部長（倉光麻里子さん）　まず、本県の観光動向の概要とその受け止めについてお答えします。

本県の令和５年の延べ宿泊者数は約840万人と過去最多、観光消費額も約3,733億円と過去最高額となりました。また、令和６年の観光庁統計速報値によりますと、外国人延べ宿泊者数は約144万人となり、過去最多を更新しています。

これら好調の要因は、令和２年に発生した新型コロナウイルス感染症と豪雨災害により激減した観光客数が、旅行需要喚起策や魅力ある観光地域づくりに加え、ＴＳＭＣ進出、国際線の充実、国際スポーツ大会の開催等、好機を捉えた国内外でのＰＲにより回復したものと認識しています。

一方、好調なインバウンド需要とは対照的に、令和６年の日本人延べ宿泊者数は、昨年より12％

減少し、約653万人となりました。加えて、県内各地の観光客の回復に差が生じていることから、引き続き、地域の特性に合わせた誘客対策の実施や二次交通の充実、特別な体験を提供する観光の高付加価値化などを推進していきたいと考えています。

次に、ONE PIECE熊本復興プロジェクトに関するさらなる施策についてお答えします。

県内10か所に設置した麦わらの一味の銅像は、多くの観光客、特にインバウンド客を誘引しています。

議員御指摘のとおり、これらの銅像と周辺観光地が今後さらに連携、相互補完することで、観光消費の拡大、滞在型観光の促進など、その効果を最大化していく必要があると認識しています。

そのため、清和文楽や南阿蘇鉄道などの地域資源とのコラボレーションや銅像周辺店舗におけるお土産品の販売等を推進するとともに、銅像へのアクセスや周辺観光地を紹介するガイドブックも作成し、訪れる方に長く滞在していただけるよう取り組んでいるところです。

さらなる取組として、麦わらの一味の銅像を中心に、周辺観光地も周遊する２日間のバスツアーを交通事業者との連携により造成し、来月26日から運行を開始することとしております。ツアーでは、銅像の制作秘話の紹介や物産館等での買物、熊本地震震災ミュージアムへの訪問など、豊富なメニューを含む内容となっています。

最後に、九州各県や市町村、民間との協力体制についてお答えします。

新たな観光資源の発掘や観光ルートの設定については、地元市町村や観光協会、旅行会社などと協働して取り組んでいます。また、滞在時間、移動距離が長いインバウンド客に対しては、九州観光機構を中心に、九州各県と連携を図りながらプロモーションを行っています。

令和８年夏には、ＪＲグループをはじめ、官民一体となって熊本デスティネーションキャンペーンを実施します。この好機を逃さず、より効果的な誘客施策を展開できるよう、オール熊本で取り組んでまいります。

〔星野愛斗君登壇〕

○星野愛斗君　観光文化部長の御答弁を伺い、熊本県の観光が順調に回復をし、特に外国人観光客の増加が顕著であることを改めて認識しました。

一方で、日本人宿泊者数の減少や地域による観光客の回復の差については、重要な課題として引き続きしっかり取り組んでいただきたいと考えます。

また、ワンピース像をはじめとする観光資源のさらなる活用や新たに運行されるバスツアーの開始など、観光消費の拡大や滞在時間の延長を意識した施策が進められている点は、大変心強く感じます。

と同時に、ワンピース像の中でも目玉であるルフィ像がある県庁は、特に休日は県庁が閉まっていることも影響し、観光客がせっかく訪れても、その後の行動につながらず、先ほどの繰り返しになりますが、そのまま帰ってしまうというような状況も多々見受けられますので、これは非常にもったいないことでありますので、今後は、県庁そのものを観光資源の一つとして捉え、プロムナード等のスペースを活用した観光施策に取り組むことも考えられるのではないかと思います。

ちなみに、本日の熊日新聞では、外国人の消費単価がお隣福岡県に比べて半額以下との記事がありました。これは、課題であると同時に、強みともなり得ますので、この辺りもうまく生かしながら取組を進めていただけたらというふうに思います。

さらに、九州各県との連携により、広域的な観光ルートの設定やインバウンド向けのプロモーションが進められていること、熊本が九州観光の中核としてさらに存在感を高められるよう、引き続き取り組んでいただきますとともに、御答弁にもありましたとおり、令和８年の熊本デスティネーションキャンペーンは、熊本の観光をさらに飛躍させる絶好の機会となりますので、この機運を最大限に生かし、県内各地の観光資源をより一層磨き上げ、訪れた方々がまた来たいと思えるような仕組みづくりに期待をしたいと思います。

次の質問に移ります。

２つ目、県営住宅についてです。

近年、日本全国で公営住宅の在り方が問われています。少子高齢化が進み、住民ニーズが変化する中で、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与するという本来の公営住宅の役割を十分に果たしているのか、適正な管理が行われているのかが重要な課題となっています。特に、空室対策、老朽化した住宅の再編、ペット飼育の可否等が、各自治体において議論されています。

本県においても、県営住宅の空室率に課題があります。県内平均の入居率は約80％ほどですが、熊本市内の人気エリアでは100％で常に埋まっている住宅もある一方で、７割程度しか埋まっていない物件も存在しています。特に、一般的には古い住宅は敬遠されがちであり、こうした住宅の再編や活用についても検討が必要とされています。

これらの問題に対処するために、一部の地域では、空室の多い住宅に対し、従来の年２回の募集から常時募集を導入する試みも行われ、内覧後に入居できるということで一定の好評を得ていると伺っていますが、依然として空室問題は解決されていません。

全国的に見ても、公営住宅の入居率の低下が課題とされ、都市部ではほぼ満室の住宅もある一方、地方の住宅では空室率が高いケースもあり、やはり地域による格差が顕著になっています。

こうした中、自治体によっては、空室を減らすための施策として、ペット可の公営住宅の試験導入や高齢者向けのバリアフリー改修を進めるなどの対応を模索しています。例えば、兵庫県神戸市では、ペット共生住宅として、一部の市営住宅で小型犬や猫の飼育を許可する制度を導入しており、また、大阪の府営住宅では、原則としてペットの飼育は禁止ですが、入居世帯の８割以上がペットの飼育に同意していることに加えて、飼育ルールの策定やペットクラブの結成等を条件に、一部の住宅でペットの飼育が認められています。

また、ＵＲ都市機構、旧住宅公団でも、ペットと共生できる住宅を提供する動きがあり、ペット共生型住宅の需要は全国的に増えているように見えます。しかしながら、公営住宅においては、まだまだペット可の事例は極めて少ない状況です。

熊本県では、災害公営住宅の整備が進んでおり、これらの住宅の一部ではペットの飼育が許可されているケースもあります。しかし、それは時限的で限定的な例であり、やはり県営住宅においては、原則ペット禁止はいまだに変わっておりません。

ペットとの共生は、単なる生活の快適さだけでなく、社会的、健康的なメリットも期待されています。特に、高齢者の増加が進む中で、ペットの存在は認知症予防や孤独感の軽減に寄与するとされており、多くの自治体がこの点に注目しています。ペットを飼うことで、定期的な散歩や地域での交流が促されることにより、健康の維持や地域社会との結びつきを強める効果も期待されています。このため、県営住宅でのペット飼育を認めることは、高齢者福祉の向上や県民の生活の質の向

上に資する可能性があると考えられます。

このような背景の下、本県では、木村知事が動物愛護日本一を掲げ、ペットに関する施策を積極的に進めてくださっております。木村知事のマニフェストにもありました、原則禁止の県営住宅でのペット同居可への転換、この点に期待する声は、この１年で何度も耳にいたしました。

こうした状況を踏まえ、熊本県の県営住宅に関して、次の点についてお伺いしたいと思います。

１点目、県営住宅の空室対策について。

県営住宅の入居率は、県内平均で８割とのことですが、市内では100％埋まっている住宅がある一方で、７割程度しか埋まっていない物件も存在しています。一般的に古い住宅には人気がない傾向があると思いますが、これらの空室対策について、どのような施策を検討されているのでしょうか。

特に、常時募集を導入した地域での効果や今後の募集方法の見直しの予定があれば、併せてお教えください。

２点目は、県営住宅におけるペットとの同居について。

災害公営住宅では、ペット可の事例があるが、県営住宅ではどのような課題があると考えられるのか。

また、住民のニーズ調査やペット同居可とした場合の管理体制など、様々な検討が必要だと思われますが、具体的にどのような対応を想定しているのか。

以上２点、土木部長に伺います。

〔土木部長宮島哲哉君登壇〕

○土木部長（宮島哲哉君）　県営住宅は、住宅に困窮する方に、所得等に応じて低廉な家賃で賃貸することを目的として整備しており、入居希望者の多様なニーズに応えられるよう、改善を重ねながら運営しています。

まず、１点目の空室対策についてお答えします。

県営住宅の空室については、近年少しずつ増加し、令和７年１月末時点で全体8,524戸の約２割に当たる1,700戸余りが空室になっていますが、ユニバーサルデザイン仕様での改修や令和３年度から導入した常時募集等の入居促進対策により、空室の増加に歯止めがかかりつつあります。

常時募集の効果については、随時申込みが可能となり、事前に室内の確認もできることが入居の促進につながり、令和６年11月末までに募集を行った317戸に対して、286戸の入居があっています。

一方、議員御指摘のとおり、立地条件や部屋の仕様が入居希望者の意向に合わず、入居が進まない住宅もあります。

このため、通学や買物など生活の利便性がよく、より多くの入居希望者が見込まれる住戸から優先して改修工事を実施しています。さらには、新たに子育て世代に対応した住戸仕様を導入することとしており、これらに必要な予算を今定例会に提案しています。

また、募集方法の見直しについては、特に子育て世代の入居を促進するため、入居申込みの際の優遇措置の対象とする子供を小学校卒業前の子から18歳未満の子に変更するなど、改善を行ったところです。

今後も、入居者や入居希望者の意向、課題を継続して把握し、ハード、ソフトの両面から空室の解消に取り組んでまいります。

次に、２点目のペットとの同居についてお答えします。

県営住宅では、現在、動物アレルギーがある、またはペットが苦手な入居者に配慮して、ペット

との同居を禁止しており、やむなく入居を断念する方もおられる状況です。

ペット同居は、県営住宅においても対応が必要なニーズの一つであり、入居者の健康に配慮しつつ、お気持ちを受け止めながら検討を進めることが非常に重要であると考えています。

そこで、まずは他の自治体や民間の共同住宅における取組について、情報収集を行ってきました。

近年、民間の共同住宅においては、動物愛護に対する意識の高まりを受け、ペット同居が可能な物件の供給が増加傾向にあります。

また、県内の市町村においては、議員御紹介のとおり、新しく建設した災害公営住宅などで、被災者に寄り添う観点からペット同居を認めた事例があります。

加えて、東京都健康長寿医療センターの報告によると、ペットとの同居は、高齢者にとって認知症の予防や介護費の抑制に効果があることが公表されています。

その一方で、県外の既存の公営住宅でペット同居を試行した結果、入居者から、ふん尿の不始末や鳴き声に関する多くの反対意見があり、理解が得られなかった事例もあります。

今後は、自治会や団地入居者の意向をしっかりと把握し、関係機関と連携しながら、必要なルールづくりや入居者の合意形成の手法、ペットを受け入れてもらうための自主的な活動などについて、検討を行ってまいります。

引き続き、住宅に困窮する方に寄り添いながら、健康で安全に、安心して生活できる県営住宅を提供できるよう、取り組んでまいります。

〔星野愛斗君登壇〕

○星野愛斗君　土木部長に御答弁いただきました。

空室対策として、常時募集が数値的に大きな成果を上げている点は、非常によい取組だと感じました。今後のユニバーサルデザインへの改修についても、着実に進めていただきたいと思います。

また、人口減少が進む一方で、高齢者の増加に伴い、県営住宅の需要も変化していくことが予想されます。そのため、県住宅マスタープランを軸にしつつも、状況に応じた柔軟な対応をお願い申し上げます。

次に、ペットとの同居についてですが、御答弁のとおり、様々な課題があり、簡単には進められないとのことでした。

しかし、実際に私の元には、ペット可の県営住宅の件はどうなったのかと、そういった声が度々寄せられます。ちょうど１年前の県知事選の選挙期間中に、あれがあるから木村候補に投票したよというような声も実際にありまして、県民のその投票行動にまで影響を与えております。それだけに、知事の一声は、県民にとっても大きな意味を持つものと感じております。

ですので、御答弁にありました取組に加え、他の自治体の成功事例等を着実に、具体的に分析をしていただき、その上で知事の強力なリーダーシップの下で課題を乗り越えていただきたくお願いを申し上げまして、次の質問に移ります。よろしくお願いします。

３つ目、県民に開かれた県政についてお尋ねします。

民主主義の根幹は、国民が政治に参加し、意思決定のプロセスに関与できることにあると思います。そのため、行政がどのような判断を行い、どのような施策を進めているかといった情報を、国民が知ること、知ることができることが重要になります。そして、行政の情報は、本来国民のものであることから、情報の透明性を確保すること

が、行政の信頼を高め、政策の正当性を担保することにつながります。

このことは地方自治においても同様で、県においては、情報の透明性を高め、さらに、地域住民の声を反映させながら政策が決定、執行されていくことが求められています。そのため、住民が県政の実態を正しく理解し、議論し、意見を表明できる環境を整備し、県民が参加しやすい県政を目指す必要があると考えます。

こうした開かれた県政を目指すための重要な施策として、情報公開制度があります。熊本県の情報公開条例の第１章第１条には、「県政に関する県民の知る権利を尊重し、」――一部中略しますが、「県民の県政に対する理解と信頼を深め、県政への参加を促進するとともに、開かれた県政の推進に資することを目的とする。」とうたわれています。

この情報公開制度は、県民が主体となり、県政に参加するための重要な仕組みですが、この制度が適切に行われていなければ、県民は県政の情報を正しく知ることができず、県の判断を検証する機会を失い、結果的に県政に対する信頼を損なうことにもつながります。

本県における令和５年度情報公開条例に基づく開示請求、開示申出に対する決定等の件数は869件で、前年度の644件よりも225件増加しています。それだけ県政への関心が高まっていることの表れかと思いますが、一方で、制度を利用した方からは、不開示や不存在の情報が多い、開示までの時間がかかり過ぎるとの声も聞こえています。

また、開示請求に対する開示、不開示等の決定に不服がある場合に行う審査請求については、令和４年度の６件から、令和５年度には15件に増加をしています。

実際に、審査請求から裁決に至るまでの期間については、熊本県情報公開・個人情報保護審議会に諮問する必要もあるため、１年以上かかるケースもあるようですが、審査請求件数の増加を踏まえ、期間の短縮や審議会委員の負担軽減を図る観点からも、改善策の検討が必要ではないのでしょうか。

次に、県民の意見を施策に反映するための重要な制度として、パブリックコメントや県への提案があります。

まず、パブリックコメント制度については、県政の透明性を高め、県民への説明責任を果たし、県民の積極的な参画と多様な意見を反映した施策の質的向上を目指すという目的の下、県の施策等をホームページで公開し、広く県民の意見を募集する取組であり、これまでも制度の運用を通じて県民の声を施策に反映させる努力が続けられてきました。

しかし、検索エンジンでヒットする古いページでは、最新の意見募集状況が一部反映されていないケースが見られることや、掲載方法が分かりにくく、案件の検索機能もないため、意見募集案件の存在に気づかず、結果的に提出されたコメントが０件という案件も多いという声があります。

また、掲載されている資料についても、県の実施要領や要綱の要旨に沿った分かりやすい形で十分な情報が提供されているのか、疑問を感じる案件も見受けられます。そのため、県民が意見を提出する機会を十分に生かし切れていないケースがあるのではないかと考えます。

本来の目的である県民の声を施策に反映するという点をより実効性のあるものにするため、例えば、改善に向けてアイデアを募集する等の積極的な工夫が求められるのではないでしょうか。

次に、県への提案制度について、県民の皆様からの県政に関する率直な意見や提案を募り、今後

の県政運営に生かしていくというすばらしい取組で、木村知事御就任直後の、従来の知事への直行便を引き継ぐ形で、2024年の４月から、今年度から開始された制度であります。

意見の多かった内容については、公表もされております。しかし、公表される数はごく一部に限定されており、全てが公開されているわけではありません。

また、県民の方からの提案に対し、回答を希望される場合は県から回答をしているのですが、根拠を示すことなく、結論のみの回答であったり、文字数制限があるために提案を分けて送ると、総論として１つの回答が大ざっぱに返ってくるなど、説明が不十分である旨の御意見を県民の方からいただきました。

せっかくのすばらしい取組を始められたのに、このような運用状況が続けば、県民は意見や提案を出す意欲を失い、県としても貴重な意見を取り入れる機会を逸することになります。

そして、こうした県民の意見を県政に生かしていく取組を十分に活用しなければ、知事が掲げる熊本の新しい時代を県民の皆様とともに切り開き、地方創生の完成形を目指す県民が主人公の県政という理念の実現も困難になるのではないでしょうか。

そこで、県民に開かれた県政の実現のために重要な以下の３つの施策について伺います。

１つ目、情報公開制度について。

情報公開制度の円滑な運用は、県民が県政に参加するための前提条件となりますが、現在の開示請求の処理状況について、迅速かつ適正に対応できていると考えているのか、県の御見解を伺います。

また、審査請求の増加について、県としてどのように分析をし、対応策を講じていくのか、総務部長に併せて伺います。

２つ目、パブリックコメントについて。

県民の意見を県政に反映させるためには、パブリックコメント制度の適正な運用が求められますが、県のホームページにおける意見募集のページの分かりにくさや検索機能の不備が指摘されています。分かりやすさ向上のため、改善を検討するべきではないかと思います。一例としては、ページ内の検索機能を追加で実装するだけでも見やすくなると思いますが、県の御見解を伺います。

また、パブリックコメントの掲載資料が県の実施要領や要綱に沿って分かりやすく作成されているかを検証し、必要な改善を行うべきではないかと考えますが、県の御見解を企画振興部長に併せてお伺いします。

最後に、県への提案について。

意見を送っても、きちんと回答が得られない、意見が公表されないという県民の意見がありますが、こうした声を受けて、運用の改善を図る考えがあるか、県の御見解を知事公室長に伺います。

合わせて３点、伺います。

〔総務部長小金丸健君登壇〕

○総務部長（小金丸健君）　県民に開かれた県政についての３点のお尋ねのうち、まず、情報公開制度についてお答えします。

情報公開制度については、県民参加による県政を推進するため、積極的に情報を開示するとの原則に立ち、速やかに、かつ適切に運用しています。

昨年度、開示請求に対する決定件数が大幅に増加した主な理由は、請求内容が複数課にわたるものや、請求された文書が膨大で、段階的な決定が必要となる包括的な請求及び類似の内容の請求が繰り返し多数なされたためです。

近年、こうした開示請求が頻繁に行われてお

り、決定件数の増加が顕著になっています。審査請求においても、同様の傾向が見られます。

このため、昨年10月から、情報公開・個人情報保護審議会の開催回数を増やし、審議の迅速化を図るとともに、委員増員の検討も進めているところです。

県としては、情報公開制度が広く県民の皆様の知る権利に資するものとなるよう、引き続き適正な制度運用に努めてまいります。

〔企画振興部長富永隼行君登壇〕

○企画振興部長（富永隼行君）　パブリックコメントについてお答えします。

この制度は、より透明性の高い県政、そして県民の皆様の県政への積極的な参画の推進を目的としています。

この点を踏まえ、まず、１点目のホームページの改善についてお答えします。

県では、これまで、企画課のページにおいて、意見募集中の案件に加え、既に意見募集が終了した案件についても、その結果を掲載し、県民の皆様への周知を図ってまいりました。

しかし、トップページからこのページにたどり着くためには、複数の階層があり、県民の皆様からも改善を求める御要望をいただいております。

そこで、県では、新たにパブリックコメント専用の特設ページを設けるとともに、トップページからリンクできる改変を、本年２月に行いました。

これにより、意見募集の情報を求める県民の皆様が、よりスムーズに情報検索できる環境が整いました。今後も、適宜改良を加えてまいります。

次に、２点目のパブリックコメントの掲載資料についてお答えします。

パブリックコメントの実施においては、その手続を定めた実施要綱等の規定により、意見募集の対象となる計画等の素案に加え、県民の皆様により分かりやすくするために、素案を策定した趣旨、背景やその他の関連資料で構成される素案の概要を付して意見募集を行うこととしています。

今後、パブリックコメント制度の主管課である企画課において、改めて制度趣旨や具体的な実施方法を全庁的に周知徹底するとともに、これに則した運用が各所属で行われているかを確認する仕組みを導入してまいります。

パブリックコメントの制度趣旨を踏まえ、この制度が適切に運用されるよう、継続的な改善に努めてまいります。

〔知事公室長内田清之君登壇〕

○知事公室長（内田清之君）　県への提案制度についてお答え申し上げます。

県では、くまもと新時代共創基本方針の下、県民が主人公の県政の推進に向け、現場に出向き、県民の皆さんや市町村、関係団体の方々の声を聴き、政策に反映する現場主義を実践しております。

広く県民の御意見を聴く公聴事業といたしましては、知事が県内市町村に出向き、県民の皆様と直接意見交換を行うお出かけ知事室、県民の皆様から県政に対する御提案や御意見をいただく県への提案制度、さらに、県政全般についての相談を受ける県民行政相談室がございます。

その中で、県への提案制度は、県民の皆様から、いつでもホームページやお手紙などで県政に対する御提案や御意見をいただく制度であり、いただいた内容を県政運営に反映することを目的といたしております。

県民の皆様からは、日々様々な御提案や御意見をいただいておりますが、そのうち回答を御希望される方には、現状や県の方針を踏まえ、できる限り丁寧な回答に努めております。

なお、多くの方から同様の御意見をいただくような県民の皆さんの関心が高い事柄につきましては、県政の動きを広く発信する観点から、御意見の概要と県からの回答をホームページに公表しているところでございます。

県民が主人公の県政を推進するため、様々な広聴の機会を県民の皆様に知っていただくことは大切なことであり、しっかり周知を図っていくとともに、県民の皆様の声を聴き、政策に生かしてまいります。

〔星野愛斗君登壇〕

○星野愛斗君　まず、情報公開制度について、総務部長から、県が積極的に情報開示に取り組んでいること、また、増加した開示請求に対応するため、審議会の回数増加や委員の増員の検討が進められていることについて御答弁いただきました。

一方で、開示請求が増加し、請求内容が複数課にわたるという現象については、その背景には、開示請求に至るまでのやり取りが円滑に進んでいないことが影響しているのではないかと考えます。そのため、開示請求に至るまでの経緯を丁寧に精査し、複数課が横断的に連携できる仕組みを構築することが重要だと思います。

県への提案や県内各地で行われている住民説明会等についてもそうですが、そうしたふだんからの県民とのやり取りの円滑化が開示請求の増加という現象に対する本質的な解決につながると思いますので、そういった観点も踏まえて、今後とも御努力いただければと思います。

次に、パブリックコメント制度について、企画振興部長から御答弁いただきました。

現在では、御答弁のとおり、県のトップページからパブリックコメントのページに飛べるようになっていて、募集中の案件も以前より見やすくなっておりまして、大変ありがたく、感謝をしております。引き続き、改善に努めていただきますよう、お願い申し上げます。

また、掲載資料については、御答弁にもありましたとおり、企画課から各課へよくよく周知をされているとは思います。御答弁のとおりに周知、実行されていれば、見やすく、分かりやすいパブリックコメントが出来上がる実施方法であろうと思います。

しかし、パブリックコメントの実際のページを見てみると、それぞれの各所管課がそのとおりに運用しているのか疑問があるため、結果として各担当課への問合せや県への提案、それでもうまくいかなければ情報開示請求の増加など、そういったものにつながる負の連鎖となってしまうため、これは本当に難しいとは思いますが、御答弁にありました各部署への運用確認の仕組み、ぜひ進めていただきたいと思います。

最後に、県への提案について、知事公室長より御答弁いただきました。

様々取り組まれている中で、県への提案についても、丁寧に対応をされているとのことでした。実際に、真面目にしっかりと取り組んでおられると思います。

その上でですが、しかしながら、県のホームページに公表されているものが、令和６年度上期分で10件ほどです。2024年の応募の総数にはなりますが、約400件ほどと伺っております。もちろん、この10件というのも、集約したものですから、実際の件数はもっと多いと思いますが、それでもやはりかなり限られた公開状況となっていると感じます。

広聴と、広く聴くこともちろん重要ですが、主な案件としてこの10件発信をされているのは、やはり広く発信をする広報の観点も当然重要視されているからこその取組だと思います。

大阪府やお隣の福岡県では、府民の声や県民の声というページを通じて同様の施策が展開されております。県民からの意見や担当課からの回答が詳細に見れる、公開されている仕組みになっております。

個人情報への配慮はもちろん重要ですが、本県への提案についても、投稿フォームに公開可否の選択肢を加え、可能な限り多くの意見や回答を公表し、県民に知っていただくことが、県政の透明化を進め、県民が主人公の県政へと近づく大きな一歩になると考えます。他県の事例も参考にし、公表の観点からも、情報の見える化、分かる化を進めていただきますよう、要望いたします。

次の質問に移ります。

４つ目、県有地管理の考え方についてです。

ちょっとこれは先ほどの岩中議員とかぶるんですけれども、御容赦いただけたらと思います。

県有地管理について。

近年の熊本県内では、ＴＳＭＣの進出をはじめとする大規模な開発プロジェクトが相次いでおり、県経済に多大な影響を及ぼしています。

2024年の九州フィナンシャルグループの試算によると、2022年から2031年の10年間で、県内への経済波及効果は累計で11兆1,920億円と推計されており、県内総生産への影響額は約５兆1,182億円と見込まれています。

また、ＴＳＭＣの第１工場は、1,700人の直接雇用が予定をされており、関連産業を含めた雇用効果は全体で7,500人に上るとされています。

これらの開発に伴い、地価の高騰やインフラ整備の必要性など、地域社会への影響も顕著に現れています。県内各地で土地の取得競争が激化し、地域住民の生活環境にも変化が及んでいます。

そのような中で、先月のニュースで飛び込んできたのが、高森町の阿蘇ソフトの村用地の売却問題でした。

阿蘇ソフトの村用地は、県がソフトウエア関連企業の誘致と地域活性化を目的として、高森インテリジェントバレー構想を掲げ、多額の投資を行い、整備をしようとした区画でした。

しかし、結果的に用地買収はうまくいかず、最終的な投資額約４億8,000万円に対し、その38分の１である1,249万円という、極めて低い価格で民間に売却される予定です。

加えて、この地域は、土砂災害の警戒区域にも指定をされており、安全面での課題も指摘されています。災害リスクの高い地域において、適切な対策が講じられていないまま土地が売却されたとすれば、今後の開発や土地利用計画において、大きな問題になる可能性があります。

また、売却後の転売による投機の懸念や最終的にソーラーパネルが設置されるのではないかという不安も耳にします。県有地の売却に当たって、適切な用途や将来的な土地利用計画が十分に考慮されていたのか、疑問が残るところです。

このような状況下で、県有地の売却や事業開発における適正価格での取引、そして、県民への公平性と透明性の確保が一層重要であり、適切な基準とプロセスの策定、運用を通じて県民の信頼を得ることが求められると思います。

そこで、以下の点についてお伺いします。

１つ目、県有地の売却価格の算定基準はどのように決定されているのか。また、今後見直す予定はあるのか。

２つ目、災害警戒区域内の土地を売却する際のリスク評価はどのように行われているのか。

３つ目、売却後の土地利用について、転売や用途変更による投機的利用を防ぐため、県はどのように取り組んでいるのか。売却後の土地所有者に対し、監視や指導を行っているのか。

これらの点について、県の方針と今後の対応について、総務部長に伺います。

〔総務部長小金丸健君登壇〕

○総務部長（小金丸健君）　まず、県有地の売却価格の算定基準と今後の見直しについてお答えします。

売却価格の算定基準として、用地等の評価に関する基準に基づく不動産鑑定評価を行い、その評価額を売却予定価格として算定しています。

また、不動産鑑定評価から一般競争入札の告示までに時間を要した場合には、最寄りの公示地の公示価格または県基準値の基準価格の年間変動率に基づき、時点修正を行った上で売却予定価格を決定しています。

一般競争入札への応札がなかった場合は、先着順による売却を公告し、それでも応札がなかった場合、売却予定価格を補正して、再度の一般競争入札を実施するなど、売却できるよう努めています。

このように、現在の算定基準は、市場動向等を踏まえつつ、柔軟に売却予定価格の評価が可能な仕組みであり、売却を円滑に進めることができる基準と考えています。

現時点での見直しの予定はありませんが、今後も社会情勢及び経済状況等を注視しつつ、適切に対応してまいります。

次に、災害警戒区域内の土地売却の際のリスク評価についてお答えします。

売却予定の県有地については、ハザードマップや県有地が所在する市町村への聞き取りにより、自然災害のリスクを事前に把握しています。

その上で、売却予定価格の基礎となる不動産鑑定評価においては、自然災害を含めたリスクを考慮し、原則として減額した評価が行われます。その評価額を基に売却予定価格を決定し、リスクを反映する仕組みとしております。

最後に、売却後の投機的利用の防止のための監視や指導についてお答えします。

県有財産の売却に当たっては、契約締結の日から10年間、売買物件を暴力団の事務所等の用に供し、または供されることを知りながら、第三者へ所有権を移転もしくは転貸してはならないこととしております。

また、随意契約の場合、県有財産売買契約書において、用途指定の条項を必ず設けることとし、契約締結の日から10年間は、県が指定した用途で使用するよう定めています。

こうした義務の履行を確認するために、県は、随時実地調査を実施し、または買受け者に対して所要の報告を求めることとしています。

なお、こうした義務に買受け者が違反した場合、買受け者は県に違約金を支払うことになり、県は売買契約を解除することができるものとしています。

県としては、今後とも、市場のニーズや地域特性、リスク等を踏まえつつ、適正かつ柔軟なルールの下での県有地の管理、運用に努めるとともに、売却等を通じた有効な利活用を推進してまいります。

〔星野愛斗君登壇〕

○星野愛斗君　総務部長に御答弁いただきました。

まず、県有地の売却価格算定基準について、不動産鑑定評価を基に価格を決めているとのことでした。

基準はしっかりとしていて安心をしましたが、その前提として、購入時に宅地として算定をし、売却時に林地として算定をするような背景があり、今回の阿蘇ソフトの村のような価格差になってしまったと思いますので、土地の取得や管理、

その後の方針をしっかりと思い描きながら、この土地について取り組んでいただきたいと思います。

次に、災害区域のリスク管理や県有地売却後の投機的利用の防止の仕組みについては、引き続き取り組んでいただくとともに、売却後の土地利用に関して、地域住民にとって重要な課題であることを再確認し、適切な監視や指導を徹底していただきたいと思います。

最後に、ＳＮＳを利用した犯罪から子供たちを守るためにという要望をいたしたいと思います。

これは、いわゆる闇バイトについてですが、昨日の城下議員の話と多分に重複する部分がありますが、警察というよりは教育の分野で要望をしたいと思います。と言いつつ、警察にも少しかぶりますので、ちょっと御容赦いただけたらと思います。

ＳＮＳを利用した犯罪から子供たちを守るために、近年、いわゆる闇バイトという言葉が広く浸透し、ＳＮＳを通じた犯罪勧誘が深刻な社会問題となっています。例えば、高額報酬や簡単なお仕事といった甘い誘い文句に乗せられ、知らぬ間に犯罪に関与し、人生を狂わせる事例が後を絶ちません。

特に、ＳＮＳを利用した犯罪の巧妙さが増し、若者が安易な気持ちで闇バイトに応募した結果、現在は特殊詐欺等の実行役に10代、20代の若者が多く関与するようになっています。彼らの多くは、最初は軽い気持ちで関わったものの、後戻りできなくなり、最終的には犯罪組織の一員として摘発されるケースが増えています。

このような状況の背景には、ＳＮＳを通じた犯罪の勧誘が巧妙化し、若者がリスクが少ないと錯覚してしまうことがあります。また、情報モラルの知識不足により、犯罪の危険性を正しく理解しないまま関与してしまうケースも少なくありません。さらに、家庭や学校とのつながりが希薄になり、相談できる大人がいないことで、１人で判断しやすい環境が生まれていることも影響していると考えられます。

警察庁の統計によると、全国の刑法犯の認知件数は、2022年以降、３年連続で増加をし、2024年は約73.8万件に達しました。特に、特殊詐欺やＳＮＳ型投資・ロマンス詐欺の被害額は1,989.5億円と過去最悪を記録しており、その中でも闇バイトを通じた強盗等の凶悪犯罪の発生が深刻な問題となっています。

県内においても、闇バイトのリクルーターとして少年３名が検挙された事案が報道されており、10代や20代の若者たちが闇バイトの危険にさらされていることが懸念されます。

このような状況を踏まえ、子供たちが正しい知識と判断力を身につけ、犯罪の未然防止へとつなげるために、学校現場における非行防止教育や情報モラル教育のさらなる充実を、また、県警察におかれましては、青少年への犯罪防止対策の一層の強化を図られますように要望をいたします。

また、学校現場におかれては、保護者が学校に任せきりにするのではなく、家庭での防犯教育の徹底や異変を感じたら速やかに警察へ通報するという姿勢を持ってもらえるような助言、啓発を行っていただきますよう、併せて要望をいたします。

以上で私の質問と要望が終わりましたが、ちょっと時間が余りましたので、今の闇バイトについての補足をさせていただきたいと思います。

闇バイトの実際の手口として、さっき言ったように、５万円とか10万円、そんなおいしい話はないぞと、これも引っかかってしまう方もいらっしゃるからなくならないとは思いますが、その闇バ

イトの導入としては、例えば１万円とか5,000円からの案件もあると聞いています。

まずは、ＳＮＳで家の周りの猫の写真を撮ってほしいとか、それで5,000円とかそういう少額ですね。これは、結局、簡単な案件を通じて、まずはその指示役との信頼の獲得とその実行役の個人情報を得ることが目的でありますので、まずはそういった安全な案件から、とにかく学生証や保険証、それから自宅の玄関までの動画を提出するようにと、そういうもので逃げられないようにして徐々に徐々に、例えば、夜、明かりのついている家、ついていない家の調査等、徐々に怪しい方向に持っていくケースがあると聞いています。

昨日の警察本部長の御答弁にもありましたとおり、いわゆる今おとり捜査のようなものの取組が始まっていると聞いております。これにより、より実態に即したケースの情報も今後蓄積されると思いますので、そうした情報も随時教育現場や広く県民の皆様に公表をいただき、これ以上の闇バイトの被害拡大に歯止めがかかりますよう、引き続き取り組んでいただきますようお願いを申し上げます。

以上で私の今回の質問、要望について、終わりたいと思います。

御清聴いただきまして、誠にありがとうございました。（拍手）

○副議長（髙木健次君）　昼食のため、午後１時５分まで休憩いたします。

午前11時58分休憩

午後１時３分開議

○議長（山口裕君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

前田敬介君。

〔前田敬介君登壇〕（拍手）

○前田敬介君　皆さん、こんにちは。荒尾市選出の前田敬介でございます。今回６回目の質問になりますが、まだまだこの場に立つと緊張しております。体に似合わず小心者ですが、寛大な気持ちで質問を見守っていただければと思います。

今回、知事が就任後初の質問ですが、知事への質問はございません。今日１日、午前中からこの質問まで答弁はありませんので、少しいつもの疲れを癒やしていただければと思います。

知事は、県北から県南まで走り回って頑張っていらっしゃいます。実は、先週、事務所に相談に来られた方がいらっしゃいまして、そのときに一言お話がありましたが、この前玉名の温泉に入りに行ったとよと、そして、知事によく似た人がおらしたと、公衆温泉におるわけないよなと思って見てみたら、知事だったそうです。玉名なんですけれども、知事ですかと聞いたら、知事ですというお言葉をいただいて、こんな公衆温泉に入ってくれる知事は初めてだと、すごく喜んでおりました。

なので、僕も、ちゃんとその方に、庶民派で、県北まで足を運んで現場の声ばしっかり聞いて、自分の目で、そして肌で感じて取り組まれている知事だけん、熊本のこれからば期待してくださいと、めちゃめちゃ知事を褒めておきました。

それでは、発言通告に従い、質問させていただきますので、執行部の前向きな答弁をよろしくお願いいたします。

防災機能強化に向けた取組について質問いたします。

本県の防災機能のさらなる強化に向けて、現行の広域防災拠点構想を具体的にどのように進めているのか、また、被災直後から十分な被災者支援を行うための支援物資の備蓄にどのように取り組んでいるのか、以上２つについてそれぞれお尋ね

したいと思います。

まず、広域防災拠点についてお尋ねします。

県におかれましては、令和４年８月に、新たな九州を支える広域防災拠点構想を取りまとめられました。熊本地震や令和２年７月豪雨という未曽有の災害を経験した本県は、九州の中心に位置するという地理的優位性からも、九州の防災拠点としての役割を担うことが期待されているところです。

南海トラフ地震等広域的な災害が発生した際、甚大な被害を受ける隣県の支援を行うことは、熊本地震並びに令和２年７月豪雨で全国各地から受けた支援への恩返しにもつながります。

しかしながら、一方では、自らも被災県でありながら、隣県に対する支援をどれだけ現実的なものとして具体化し、実行していけるかは、大きな課題でもあろうかと思います。

災害に対する備えとしては、自助、共助、公助、それぞれの観点から充実に向けて取り組んでいくことが必要です。

自助については、それぞれの世帯で、被災直後から公的な支援が届くようになるまでの間、自ら生活できるだけの食料などの備蓄をしておくことがテレビＣＭなどでも啓発されています。私自身も、自宅に防災グッズを準備し、また、３日間の食料、そして１週間分の水を確保しています。

共助については、隣保班、自治会、学校区などにおける防災機能の強化が必要です。地域防災力の向上に向けて、地域の消防団との意思疎通を図り、日頃から地域内で防災発生時の避難ルートの確認やハザードマップの共有などの取組が望まれます。

プライバシー意識の高まりにより、隣近所への声かけなど、地域コミュニティーのよさである人のつながりが希薄になりつつある中でも、大規模災害などの非常時には、人と人とが手を携え、助け合うための備えも重要であろうと思います。

また、県の広域防災拠点構想における隣県への支援という取組は、共助の概念を県レベルまでに広げ、九州全体の防災機能向上を目指すという高い理念を持つものです。

そして、熊本地震及び令和２年７月豪雨で全国各地から受けた支援への恩返しとして、誤解を恐れずに言うならば、隣県に対しておせっかいな県であろうとする積極的な支援意思が必要です。御恩を忘れないからこそ、何かあったら必ず助ける、被災地とともに歩むという思いを常に持ちながら、非常時に備える心構えが求められます。

そこで、大規模災害発生時における隣県への支援を、本県が被災県でありながらも具体的に実行していくため、現状での取組を踏まえて、今後どのように支援力を高めていくのか、知事公室長にお尋ねします。

次に、備蓄物資の充実についてお尋ねします。

昨年の元旦に発生した能登半島地震では、津波や地割れ、土砂崩れなどにより道路が寸断され、孤立した地域や集落が多数発生し、物資の運搬にも支障を来したとの報道に接しました。また、寒さが厳しい中での長期間による避難生活で体調を悪化させた避難者も多数発生したようです。

大規模災害は、いつ、どこで起こるか分からないものであるため、政府のプッシュ型支援により物資が円滑に届くまでの期間、すなわち３日間から１週間程度については、たとえ道路が寸断などにより物資輸送の支援が滞るようなことがあっても、その期間は各避難所において十分な対応が取れるよう、日頃から、物資の購入等を含めて、備蓄を心がけておくことは、極めて重要な視点であると思います。

現在、政府の経済対策において、備蓄物資の追

加購入等に対する財政支援が本格化している状況と聞いております。

物資の備蓄を進めるに当たっては、１、必要な物資が必要な量確保されているべきこと、２、食料のみならず、段ボールベッドやトイレ、キッチンといった避難者の生活支援に欠かせないものを十分に確保すべきこと、３、緊急時の対応とは別に、物資によっては平時にも日常利用ができる場合があり、汎用性のあるものの備蓄に努めるべきことなどの観点での備えが必要だと考えます。

また、災害の発生規模によっては、近隣の市町村同士で物資を融通するなどの対応をあらかじめ見込んでおくことで、備蓄をしておくことも重要です。

さらに、県の立場としては、県内市町村における物資の備蓄状況を把握しつつ、必要な量を各市町村が確保しているか点検するとともに、県としての物資備蓄についても、足りないものを市町村に対して緊急的に補充し得るだけの備えが必要であると考えます。

そこで、今回の経済対策に基づいて、現在、市町村が備蓄物資の追加購入等を検討している段階と考えますが、県が把握している市町村の取組状況について、また、県としての備蓄物資の追加購入等の検討状況について、健康福祉部長にお尋ねします。

〔知事公室長内田清之君登壇〕

○知事公室長（内田清之君）　広域防災拠点についてお答えいたします。

本県においては、九州が広域的に被災した場合に備え、九州を支える広域防災拠点構想を策定しており、九州の中央に位置するという地理的優位性などを生かした支援体制の強化を図っているところです。

本構想に基づき、今年度は、支援部隊の活動拠点となる県民総合運動公園に非常用発電設備を整備するとともに、県外への応援に特化した訓練を実施するなど、拠点機能のさらなる充実を図っております。このような訓練の実施は、全国的にも珍しく、本県のこうした取組や姿勢は、国や他県からも高い評価をいただいているところでございます。

そういった中、南海トラフ地震などの広域的な大規模災害の発生を想定しますと、議員御指摘のとおり、県内の災害対応を行いながら、より被害が大きい隣県等を支援する必要性が生じることが予想されます。

このため、県外応援訓練の実施に当たりましては、県内の被害に対応しつつ、他県を応援するための体制の確保や手順の確認を行うほか、応援本部行動マニュアルを作成し、円滑に対応できるよう、支援体制の整備を図っているところです。

他県を支援するためには、本県内の被害を最小限に抑えることも重要です。県民の安全確保を最優先としつつ、他県を支援できるよう、今年度、南海トラフ地震等に起因する津波の到達時間を調査、公表し、住民の確実な避難を促すとともに、住民参加の避難訓練を実施するなど、取組を進めているところでございます。

今後とも、訓練での成果や課題を踏まえ、支援能力の向上を図ってまいります。

また、国においては、全国各地への迅速かつ確実なプッシュ型支援を可能とするため、新たに全国７か所の拠点に国の災害用備蓄物資を分散して備蓄することとされ、今般、九州地域の拠点として県消防学校の備蓄倉庫が選定されたところです。

大規模災害が発生した場合に、本県内に備蓄される国の物資をいち早く被災地に送り、早期の被災者支援ができるよう、国との緊密な連携体制を

構築してまいります。

現在、南海トラフ地震が、今後30年以内に発生する確率が80％程度となるなど、大規模災害のリスクが高まっています。

このような大規模災害が発生した際に、本県が九州における広域防災拠点としての機能を十分に発揮できるよう、今後も引き続き、国や九州各県など関係機関との連携を図りながら、必要な取組をしっかりと進め、全国の防災力強化に貢献してまいります。

〔健康福祉部長下山薫さん登壇〕

○健康福祉部長（下山薫さん）　備蓄物資の充実に向けた取組についてお答えします。

県や市町村による災害用物資の備蓄は、被災者の生命、健康を守るため、極めて重要なものであると認識しています。

まず、市町村の取組状況についてですが、本年１月に公表された全国自治体の災害用物資の備蓄状況では、県内市町村における快適なトイレや温かい食事の提供、ベッド、プライバシーの確保などは十分とは言えない状況です。

このような中、県としては、今般の国の経済対策を災害用物資を充実させる好機と捉え、県内市町村に対し、避難所の環境改善に有用な物資の導入事例を周知するなど、補助制度の積極的な活用を働きかけました。

その結果、県内では、18市町村で簡易トイレ、キッチンカー、段ボールベッド、入浴設備等を購入する準備が進められています。

次に、県の対応状況ですが、広域的な視点で市町村の準備を補完するため、トイレトレーラー、炊き出しセット、段ボールベッド、パーティションを購入する費用を、先月28日に議決いただきました補正予算において計上しています。これにより、県全域に一定の災害用物資が確保されることになります。

また、これらの物資については、いざというときにスムーズに使えるようにしておくことが重要です。県において、その使用方法の動画等の作成を進め、市町村や関係団体との訓練を通じて実効性を確保してまいります。

さらに、災害時の様々な事態への備えとして、備蓄以外の複数の調達手段を確保できるよう、関係団体との協定の締結等を進めてまいります。

あわせて、県全体で災害用物資が十分に活用されるよう、県が主導して、広域的に市町村間で物資を融通する仕組みの構築にも努めます。

今後とも、市町村、関係団体と連携しながら、災害用物資の充実を図り、被災者の生命、健康を守るために必要な生活環境の確保に向けて、しっかりと取り組んでまいります。

〔前田敬介君登壇〕

○前田敬介君　知事公室長から、広域防災拠点構想に関する取組について御答弁いただきました。

共助の概念を県レベルに引き上げるという防災機能の強化に向けた取組は、熊本地震や令和２年７月豪雨を体験し、国はもちろんのこと、他県からの多大なる支援があったことをいつまでも忘れない、受けた御恩を必ず返すという、思いやりが深くて義理堅い県民性を発揮したものであると思います。

この取組を高く評価するとともに、大規模災害発生時に、被災自治体においては、まず何をすべきかを、本県の被災経験を通して得た教訓などを踏まえながら、他県と共有していく活動が今後も望まれます。

支援をしたい自治体やボランティア団体などは多数ありますが、支援を受け入れる側の体制整備は、目の前の対応に追われるため、どうしても遅れがちになるものです。

大規模災害が発生したら、国をはじめ多くの自治体が支援に駆けつけますが、支援を必要としているところに、確実に、かつ効率的に支援を届けていくためには、各自治体であらかじめ受入れ体制を整備しておくことも必要です。大規模災害発生を想定して、その際の受入れ体制整備もあらかじめ仕組んでおけば、被災自治体の受援力が高まり、九州地域の防災力も強化されていくのではないでしょうか。

本県では、台風や津波、地震など、様々な大規模災害の発生を想定しての本番さながらの厳しい実践訓練を積んでおられると聞いております。災害は、いつ、どこで起こるか分からないからこそ、日頃からの防災意識、心構えが大変重要であることは言うまでもありません。

自助レベルであっても、日頃からの準備は大切な取組です。大規模災害発生時には、ペットボトルの水をはじめ生活必需品の買い占めなど、パニックが生じる可能性があります。非常時の混乱を最小限にとどめるため、自助の部分における私たち一人一人の心がけについても、改めて肝に銘じておかないといけないと思います。

それから、備蓄物資について、健康福祉部長から御答弁いただきました。

備蓄物資を十分に確保していくことが、円滑な避難所運営には必要不可欠であります。現地で何が必要となるのか、大規模災害を経験した熊本県だからこそ、他県よりも先進的に取り組める分野であると思います。

災害は、いつ、どこで起こるか分からないという観点からは、夏場における暑さ対策としての冷房機や冬場における寒さ対策としての暖房機の設置のほか、少なくともプッシュ型支援では、移動式の冷暖房機を搬送できるような体制整備が必要だと思います。

要配慮者に対する個別の支援は、各市町村においてきめ細かく対応するとしても、大規模災害の発生直後には、多くの避難者が避難所に殺到することが想定されるところです。災害の備えにはゴールはありません。これで安心というレベルがない以上、備蓄物資が最低限必要であるというときの最低限という概念も、備え方によって異なってくるものと考えます。

今後も、適宜点検を重ねながら、県民の安心、安全のために、物資の備蓄に努めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、県の競技力向上を図る強化支援策について質問いたします。

昨年、パリオリンピックでのメダル獲得をはじめ、国民スポーツ大会の躍進など、本県関係アスリートの活躍が多く見られました。

荒尾市出身で言えば、清里小学校の後輩であります車椅子ラグビー、乗松聖矢選手、荒尾市バレーボール協会も全力で応援しました宮浦健人選手をはじめ、県関係者アスリートの活躍は、県民に大きな感動と活力を与え、併せて子供たちに夢と希望をもたらすものでありました。

近年では、ジュニアの世代から国際大会等へ出場し、活躍する選手が増えてきています。１月10日、熊日新聞にも掲載されておりましたが、荒尾第三中学校２年荒木祷聖選手が、２月にプエルトリコで開催されました12か国で争うアンダー18国際野球大会に出場されました。

このように、世界で活躍するジュニア世代がいる一方、近年の物価高騰の影響もあり、海外への遠征のためには、非常に高額な遠征費が必要となる状況があります。

国際大会への出場が決まった選手の関係者は、物販など様々な努力を行い、遠征費の捻出をしていると聞いております。各所属チームや関係者の

努力だけでは限界があると思います。努力の末につかんだチャンスを、金銭的な問題で諦めてしまうジュニアアスリートを生んではいけないと考えております。

ジュニアアスリートの競技力向上は、これからの本県競技力の向上につながるものと考えます。市町村によっては補助金などの支援がありますが、ぜひ県としての支援もお願いしたいと考えます。

国際大会等での活躍を目指すジュニアアスリートへの支援をはじめ、県の競技力向上を図るための強化支援策について、県としてどのように取り組んでいるのか、教育長にお尋ねします。

〔教育長白石伸一君登壇〕

○教育長（白石伸一君）　オリンピックをはじめとする国際大会において活躍する県関係のトップアスリートは、多くの県民に夢や感動を与える存在となっています。そのような選手を輩出し続けるためには、次世代を担うジュニア世代からの戦略的な発掘、育成、強化が不可欠です。

県教育委員会では、これまで、国際大会等で活躍する次世代アスリートを輩出する取組として、くまもとワールドアスリート事業を行ってまいりました。将来性豊かな才能を持った小学生を発掘し、中学、高校、大学、社会人の各年代における競技実績を踏まえた育成強化を図るもので、これまで178名を指定し、延べ23名がオリンピックに出場しています。

一方で、議員御指摘のとおり、国際大会等で活躍を目指すアスリートにとっては、育成強化に最も効果的な遠征や合宿に要する経費負担が、近年の物価高騰の影響等もあり、課題となっています。また、県スポーツ協会や各競技団体と連携し、将来性のある選手を継続的に強化する一貫した取組の充実も必要です。

そこで、県教育委員会では、各競技団体等と連携、協力しながら、ジュニア世代をはじめ、それぞれの段階に応じた取組を充実し、世界で活躍するトップアスリートのさらなる輩出につなげるために、予算を拡充し、今定例会に提案しているところでございます。

具体的には、選手が遠征や合宿等を行う費用を補助する強化費を増額するとともに、くまもとワールドアスリート事業においては、中学、高校、大学生を重点に、指定している選手の枠を拡充し、支援してまいります。

また、県スポーツ協会や各競技団体と連携し、ジュニア世代の能力測定会の実施や指導者の育成、環境整備等、選手の計画的な発掘、育成強化に向けた取組のさらなる充実を図ってまいります。

引き続き、各競技団体や選手等のニーズを踏まえながら、国際大会で活躍できるジュニアアスリートの育成をはじめ、本県の競技力向上に取り組んでまいります。

〔前田敬介君登壇〕

○前田敬介君　教育長に御答弁いただきました。

トップアスリートが世界大会等で活躍する姿に、私も感動を覚えました。バレーボールをしていた私なので、パリ・オリンピックのバレーボール日本代表の宮浦健人選手が活躍するところを見て、また私も減量をしてアタックを打てるようになりたいなと、本当に思ったところでした。子供たちも、あんなふうになりたいなと、荒尾市でも協会がジュニアクラブを設立して、30人近くの学生がバレーボールを始めました。

ジュニア世代をはじめ、それぞれの段階に応じ取組を充実し、世界で活躍するトップアスリートの輩出につなげるために、県では、競技力向上に係る事業予算を拡充し、本県議会に提出されてい

ます。

選手が遠征や合宿等を行う費用を補助する強化費を増額するとともに、くまもとワールドアスリート事業においては、中学、高校、大学生を重点に指定している選手の枠を拡充し、支援する取組には、大変感謝しているところです。

しかし、ワールドアスリート事業において、中高大学を重点に指定している選手の枠を拡充し、支援するということですが、指定選手以外はどうなるのかという点が気がかりです。

というのも、小中高校生の世代は、日々の成長が著しく、日頃の努力が実り急成長したり、運よくスカウトの目に留まったりすることもあります。今回の荒木祷聖くんは、熊本県に住み、熊本県の学校に通い、県境に住んでいるため、県外ではあるものの、隣町のチームで練習しています。こうしたことから、協会団体がその子のことをタイムリーに把握できないことなどの事情により、潜在したままのジュニアアスリートが必要な支援を受けられないといったケースが考えられます。

そういう子たちも、将来が有望視されるアスリートたちです。前年度までの実績のみで支援の対象者を絞り込むと、前年度からは見違えるような活躍をし、競技力を急成長させたような子が、その伸び代を失うことになりかねません。ぜひ、そのような子供たちに対しても、経済的負担を軽減できるような環境をつくっていただきたいと考えます。

県関係アスリートの活躍は、子供たちのみならず、県民全ての人たちに希望をもたらすものです。世代を超えて、夢が連鎖するということです。才能にあふれ、努力もいとわないジュニアアスリートを応援することは、次の世代に夢をつないでいくためにも必要な取組です。

今世界で活躍する日本人アスリートは、ジュニア時代においては、誰もが目標とする選手や目標とする国際大会などがあって、厳しい練習を重ね、努力してきたはずです。ジュニアアスリートが世界に羽ばたくために、今県としてできる支援の在り方については、引き続き前向きに検討を重ねていっていただきたいと思います。

なお、世界に羽ばたく前段階となる県代表として全国大会に出場するような高いレベルにある競技団体や選手に対する支援についても、もしよろしければ御検討いただければと思います。

今は、インバウンドの影響もあり、航空費や宿泊費が高騰しています。スポーツ振興の未来を担うジュニアアスリートへの支援について、幅広く議論を重ね、しっかりと検討を進めていただきますよう、よろしくお願いいたします。

次に、岱志高校の魅力化に向けた教職員荒尾第二住宅の利活用について質問いたします。

県内には、多くの教職員住宅がこれまで建設されていますが、交通網の発展などに伴い、遊休化している住宅もあると聞いています。

このような中、定員割れが続く岱志高校は、スポーツコースがあり、野球部については、県外からの入学者を含め約21名の部員を誇るなど、運動部活動が活性化している兆しがあります。このことは、今後の岱志高校の魅力化に向けても、大きな可能性を秘めているものと考えます。

また、元日本代表の流大選手が所属していたラグビー部は、2015年と2016年に２年連続で花園出場を果たすなど、県内屈指の強豪校でもありました。しかしながら、その後、県外からの生徒を獲得することも難しくなり、部員が徐々に減少し、令和６年度から部活動が休止に追い込まれるなど、大変残念な状況が続いています。

スポーツを通じて広く県内外から部員の募集を行うことは、地元から進学している生徒にとって

も、中学時代とは違う新しい仲間との出会いの中で、競技力を互いに切磋琢磨し合える貴重な機会にもつながります。

また、福岡との県境に位置する岱志高校の地理的な特徴を生かすことは、多様な人材を呼び込み、岱志の魅力化を磨いていく上でも重要な取組であると考えます。

そのためには、県外生徒の生活の拠点となる場所が必要不可欠であると考えますが、県の厳しい財政状況から勘案しますと、新たな学生寮などの建設は、事実上困難であると考えざるを得ません。

そこで、その代替策として、学校のすぐ近くにある教職員荒尾第二住宅を活用し、県外からの入学希望者の住宅として使用することはできないものでしょうか。学生寮を新たに建設することはできなくても、今ある遊休資産を活用することで、県外や県内の遠方からの入学生を呼び込めれば、岱志高校のさらなる魅力化や部活動の充実に向けて、大きな期待が持てることとなります。

岱志高校近くにある教職員荒尾第二住宅の利活用に向けた検討を前向きに進めることができないか、教育長にお尋ねします。

〔教育長白石伸一君登壇〕

○教育長（白石伸一君）　岱志高校の魅力化に向けた教職員荒尾第二住宅の利活用についてお答えいたします。

岱志高校は、福岡県との県境に位置し、地域の協力を得ながら、魅力ある教育活動の充実に取り組んでいます。特に、同校は、スポーツコースも設置していることから、野球部をはじめ、県外からの入学者も増加しています。ただ、高校の寮をはじめ、近隣に下宿などもなく、生徒の生活環境の確保が課題となっている状況です。

教職員荒尾第二住宅については、交通網の発展などによる入居者の減少により、令和６年６月にその用途を廃止しており、今後、その利活用について検討を行う必要があります。

議員御提案の県外からの入学希望者の住居としての利用は、生徒の生活環境の確保や県有財産の有効活用といった面からも効果が期待されると考えています。

今後、学校や同窓会など関係者との協議を行うとともに、施設の管理運営主体や費用負担など課題を整理しながら、前向きに検討してまいりたいと考えております。

〔前田敬介君登壇〕

○前田敬介君　学校や同窓会など関係者との協議を行うとともに、施設の管理運営主体や費用負担など課題を整理しながら、前向きに検討していくというお答えでした。とてもうれしい答弁です。

先日、岱志高校から車で３分で行ける有明高校の卒業式に参加させていただきました。有明高校は、皆様御存じのとおり、荒尾地域の私学です。校門に入ってすぐのところに送迎バスが何台も並び、校舎横に新築の寮が完成間近でした。

国政レベルでは、高校教育の無償化が議論されており、来年度以降、段階的に無償化に向けた制度の運用が本格化する可能性が色濃くなってきています。正直、突破口が見えないところが出てきているかなと思っております。

私学を無償化することで、例えば郡部の生徒が熊本市内の私学に通学するようになると、郡部の県立高校への入学者は、今後ますます減少していくことが懸念されます。私の母校である旧荒尾高校、現在の岱志高校についても、事情は同じです。子供を高校までは地元に通わせたいという保護者の思いも、これからは変わっていくのではないかと思います。

そもそも、荒尾地域は、福岡県と隣接してお

り、大牟田市や柳川市、久留米市などにある私学とも競合せざるを得ない環境です。スポーツについても、競技種目によって各校が魅力を発揮し、受験生確保に動いてきた歴史があります。

今後、地方の県立高校がますます厳しい状況になっていくことが見通される中で、魅力化に向けてできることは全てやるという気概を持って取り組まれないと、県立高校の再編や統合が再び始まり、地元の高校に通う若者がいなくなることで、地元の空洞化が深刻化することになりかねません。

今回は、岱志高校の事例について、前向きな検討をお願いしましたが、私学と違い、県立高校の場合は、教育委員会の中でも、機動性に欠ける面が否めないと思います。議論や検討をしているうちに、私学の取組に遅れることになってしまっては、郡部の県立高校が厳しい状況に悪化します。

今回の岱志高校に近い類似の事例についても、地元からの要望があれば、前向きに取り組んでいただきたいと思います。

また、地域によって、県立高校の魅力化に向けての取組は様々であり、課題も違うはずです。できないことの説明ではなく、できることを地元市町村や県が一体となって考え、知恵を出していく時代ではないかと思います。私も、一議員として、今後も県立高校の魅力化に向けて、何が足りなくて、何で勝負できるかを、執行部の皆さんと考えていきます。

現在、県立高校の魅力化に向けて、執行部も県議会も共に頑張っておりますので、ぜひスピード感を持って取り組んでいただければと思います。

あわせて、これを皮切りに、県内のほかの地域にも、遊休化している職員住宅等があり、利活用のニーズがあれば、同様に取組を前に進めていっていただきたいと考えます。よろしくお願いします。

次に、特別支援教育支援員に係る市町村への支援について質問いたします。

現在、県教育委員会では、多様な学びの場整備事業において、インクルーシブの教育システムの構築に向け、学びの場を検討するための考え方の整理や通級による指導の充実、担い手である先生方の特別支援教育に係る専門性の向上に取り組まれていると認識しています。

障害のある児童生徒の可能性や持てる力を最大限に引き出すためには、一人一人の特別な教育的ニーズに対応する特別支援教育の質的な充実を目指さなければならないのではないかと考えます。

現在、市町村によっては、義務教育段階における障害のある児童生徒に対し、食事、排せつ、教室の移動補助等、学校における日常生活動作の介助を行ったり、発達障害の児童生徒に対し、学習活動上のサポートを行ったりする特別支援教育支援員の設置を積極的に行っていきたいとの意向を持っているものの、市町村の財政負担が大きくなるため、支援を手厚くすることができない、財源不足という課題を抱えているとお聞きします。

特別支援学級に籍を置く児童生徒の中には、場面や状況によって個別的な対応が必要になることがあるため、担任に加え、特別支援教育支援員による支援は欠かせないものです。一人でも多くの特別支援教育支援員を配置することができれば、一人一人の特別な教育的ニーズに対応した合理的配慮の提供が充実することは明らかであります。

しかしながら、市町村の財政負担での対応となると、当然ながら一定の制約の下で特別支援教育支援員を配置せざるを得ないという状況が県内市町村で見られます。私の地元荒尾市でも、同様の課題を抱えています。

特別支援教育支援員は、日常生活動作の介助や

学習活動上のサポートを目的としているため、教員免許を必要とせず、既に定年を迎え、第２の人生を歩もうとされている高齢者など、これまでのキャリアを生かしている人材や担い手は多いとのことです。しかしながら、市町村の財政事情のため、現場が必要とする特別支援教育支援員の数を確保できない状況であります。

特別支援教育支援員の担い手は十分にいる中で、特別支援教育の充実に今こそ力を入れるべきときに、市町村において、学校現場に対して支援を広げることができないままでは、今後のインクルーシブ教育の円滑実施にも支障が伴うことになるのではないかと危惧されているところです。

そこで、特別支援教育の推進に向けて、特別支援教育支援員の地方財政措置額の拡充を引き続き国へ要望することが必要であることはもちろんですが、そのほか、県として市町村への支援を様々に検討することはできないのか、教育長にお尋ねします。

〔教育長白石伸一君登壇〕

○教育長（白石伸一君）　特別支援教育に係る市町村への支援についてお答えします。

現在、県教育委員会では、特別支援学校による巡回相談支援や特別支援学級等の担当者の専門性向上のための研修を実施するなどして、市町村立の学校現場における特別支援教育の支援に努めているところでございます。

一方、議員御指摘のとおり、特別支援教育支援員の配置につきましては、国の地方財政措置を活用し、市町村教育委員会が各学校の実情に応じて配置しており、市町村によっては財政の負担が大きくなっているとのお話もお聞きしております。

県教育委員会といたしましては、これまでも国に対し、支援員に係る地方財政措置額の拡充を、市町村分も含め、繰り返し求めてまいりました。令和７年度の国の当初予算案では、令和６年度に比べ、小学校と中学校合わせて全国で3,500人分の増加が行われる見込みでございます。

このように、国の措置額は年々拡充されておりますが、より一層の拡充が図られるよう、引き続き国に対して要望してまいります。

また、今後、支援員に係る各市町村の配置や運用の状況、課題等について、実態を把握し、県としてどのような支援ができるのか、検討してまいります。

〔前田敬介君登壇〕

○前田敬介君　教育長の答弁にありましたように、まずは実態把握にしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

特別支援教育支援員の充実が図られれば、インクルーシブ教育の推進にもつながるはずです。今後は、通常学級で学びたい子が、本人の希望や保護者の意向などを踏まえ、その願いがかなえられるような時代になっていくのではないでしょうか。

一方で、支援学級で学びを深めたい子もいるのは事実です。まずは、市町村における特別支援教育の課題などを丁寧に聞き取りながら、実態を把握していただくことに努めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

次に、有明海沿岸道路の建設促進について質問いたします。

有明海沿岸道路は、熊本県熊本市から佐賀県鹿島市に至る高規格道路で、現在39.2キロメートルが開通しています。将来的には、主要な都市や重要な空港、港である九州佐賀国際空港及び三池港を連絡するなど、高速自動車国道を含め、これと一体となって九州の広域道路ネットワーク計画の一翼を担う高規格道路として機能していくこととなります。

荒尾市では、人がつながり、幸せをつくる快適未来都市の実現を目指す荒尾ウエルビーイングスマートシティ実行計画を掲げて取り組んでおられます。

この計画は、さらなる人口減少や少子高齢化、医療・介護給付費の増加など、荒尾市の社会問題に対して、荒尾競馬場跡地に道の駅や保健福祉施設を兼ね備えた南新地ウェルネス拠点が整備されています。

これらの施設と連携しながら、心身ともに健康で幸せな状態を表すウエルビーイングをコンセプトに、スマートシティーサービスを実装することで計画の実現を目指されています。

この荒尾ウエルビーイングスマートシティ実行計画では、有明海沿岸道路の荒尾北インターチェンジの整備を念頭に、計画の実現に向けて取り組まれており、地域の本道路に対する期待は非常に高いものであります。

昨年度は、荒尾北インターチェンジから南側2.2キロメートルの荒尾道路が事業化され、長洲から玉名市区間の第１回計画段階評価が開催されました。

見た目でも、地元荒尾市の競馬場跡地において、大島高架橋の橋脚が20基近く建っており、三池港インター付近の用地買収も始まり、地元の期待はさらに高まっております。

昨年11月18日、東京のホテルグランドアーク半蔵門にて、有明海沿岸道路建設促進大会が開催されました。木村知事はじめ、地元の西野太亮代議士をはじめとする熊本県選出の国会議員の皆様、国土交通省出身の参議院議員の佐藤信秋先生、本県の社会資本整備の推進に御尽力していただき、昨年末、不慮の事故により御逝去された足立敏之先生、有明海インフラ整備促進議員連盟顧問の前川收議員、会長の内野幸喜議員や委員の県議、有明海沿岸道路建設促進期成会会長の大西熊本市長、副会長の浅田荒尾市長をはじめ、沿線自治体の委員、首長の皆さん、議長の皆さん、経済団体の皆さんが勢ぞろいで、盛会に大会が開催されました。国土交通省からも、道路局長をはじめ、九州地方整備局の局長や道路部長も参加していただきました。

道路局長からは、有明海沿岸道路を一日も早くつないでいくことが必要であり、そのためにもしっかりと必要な予算を確保し、早期完成に向けて努力してまいりたいと、大変期待の持てる御発言があったところです。

予算面では、昨年12月に成立した国土強靱化予算等により、三池港インターチェンジ連絡路においては、国の当初予算約19億円に約６億円が増額補正されました。荒尾道路においては、調査、設計が進められており、本事業においても、当初予算7,000万円に３億円が増額補正されるなど、事業の加速化が期待されます。

議員連盟の一員である私としても、今後も、周辺自治体と一致団結して、有明海沿岸道路の建設促進に向けて、引き続き取り組んでまいります。

そこで、有明海沿岸道路の現状の進捗状況と早期整備に向けてどのように取り組まれていくのか、土木部長にお尋ねします。

〔土木部長宮島哲哉君登壇〕

○土木部長（宮島哲哉君）　有明海沿岸道路は、佐賀、福岡、熊本をつなぐ九州の循環型高速交通ネットワークの形成に不可欠な路線であり、荒尾・玉名地域をはじめとする有明海沿岸地域はもとより、県全体の発展に寄与する大変重要な道路であると認識しています。

まず、１点目の現在の進捗状況についてお答えします。

県境をまたぐ三池港インターチェンジ連絡路に

ついては、荒尾市大島地区の高架橋工事が着実に進捗し、下部工29基のうち19基が完成しました。また、仮称荒尾北インターチェンジからの退出路となる橋梁の上部工工事にも着手されたところです。

さらに、補正予算により大島地区の改良工事に着手されるなど、事業の加速化が図られています。

そして、連絡路が接続する荒尾競馬場跡地周辺では、令和８年６月の開業に向けて、荒尾市ウェルネス拠点施設の整備も着々と進められております。

また、連絡路の南側に接続する荒尾道路については、現在、測量や地質調査等が進められており、補正予算を活用し、高架橋の設計にも着手される予定と聞いております。

さらに、長洲―玉名間については、昨年度、国において、事業化に向けた手続の一つである計画段階評価に着手されました。その後、道路交通や地域の課題などについて、地域住民や企業等への意見聴取が行われ、現在は、これらを踏まえた第２回計画段階評価に向けた準備が進められています。

このように、有明海沿岸道路の整備推進に向けた取組は、大きく進展しております。

次に、２点目の早期整備に向けた取組についてお答えします。

有明海沿岸道路については、議員御紹介のとおり、昨年度から、東京都内で建設促進大会を開催し、チーム熊本として一丸となって、事業中区間の早期整備や未事業化区間の早期事業化などを直接国に対して訴えることで、強力な要望活動につながっているものと考えています。

今後も、これらの取組をより一層加速化させるため、引き続き、県議会、県選出国会議員のお力添えをいただきながら、沿線自治体や地元期成会の皆様とともに、あらゆる機会を捉えて国への要望活動を行い、有明海沿岸道路全線の早期整備につなげてまいります。

〔前田敬介君登壇〕

○前田敬介君　土木部長から、大変心強い御答弁をいただきました。

令和３年７月の九州地方新広域道路交通計画で、熊本市から長崎県諫早市を有明海沿岸道路に位置づけられており、佐賀空港から三池港、熊本港の利便性の向上等が目的とされております。

何年かで荒尾市の区間は工事が終了すると思いますが、私も、熊本港まで、全身全霊、議員として頑張ってまいりますので、これからも、部長、よろしくお願いいたします。

これで本日用意した一般質問は、全て終了させていただきました。荒尾の岩中県議から始まり、本日は、私、荒尾の前田で終わりました。県北のことばっかりが多かったと思いますけれども、県北の発展と、そして熊本県の発展のために、これからも全力で頑張っていきます。どうぞよろしくお願いいたします。

これで私の一般質問を終了させていただきます。御清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（山口裕君）　以上で本日の一般質問は終了いたしました。

明８日及び９日は、県の休日のため、休会でありますので、次の会議は、来る10日午前10時から開きます。

日程は、議席に配付の議事日程第６号のとおりといたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後２時散会

第　６　号

（３月10日）

令和７年　熊本県議会２月定例会会議録　第６号

令和７年３月10日（月曜日）

議事日程　第６号

令和７年３月10日（月曜日）午前10時開議

第１　一般質問（議案に対する質疑並びに県の一般事務について）

本日の会議に付した事件

日程第１　一般質問（議案に対する質疑並びに県の一般事務について）

出席議員氏名（48人）

星野愛斗君
髙井千歳さん
住永栄一郎君
亀田英雄君
幸村香代子君
杉嶌ミカさん
立山大二朗君
斎藤陽子さん
堤　泰之君
本田雄三君
岩田智子君
南部隼平君
前田敬介君
坂梨剛昭君
荒川知章君
城戸　淳君
西村尚武君
池永幸生君
竹﨑和虎君
吉田孝平君
中村亮彦君
髙島和男君
増永慎一郎君
前田憲秀君
松村秀逸君
岩本浩治君
西山宗孝君
河津修司君
楠本千秋君
橋口海平君
緒方勇二君
髙木健次君
髙野洋介君
内野幸喜君
山口　裕君
岩中伸司君
城下広作君
西　聖一君
鎌田　聡君
渕上陽一君
坂田孝志君
溝口幸治君
池田和貴君
吉永和世君
松田三郎君
藤川隆夫君
岩下栄一君
前川　收君

欠席議員氏名（なし）

説明のため出席した者の職氏名

知事　木村　敬君

副知事	竹内信義君
副知事	亀崎直隆君
知事公室長	内田清之君
総務部長	小金丸健君
企画振興部長	富永隼行君
理事	阪本清貴君
理事	府高隆君
健康福祉部長	下山薫さん
環境生活部長	小原雅之君
商工労働部長	上田哲也君
観光文化部長	倉光麻里子さん
農林水産部長	千田真寿君
食のみやこ推進局長	辻井翔太君
土木部長	宮島哲哉君
会計管理者	川元敦司君
企業局長	深川元樹君
病院事業管理者	平井宏英君
教育長	白石伸一君
警察本部長	宮内彰久君
人事委員会事務局長	城内智昭君
監査委員	藤井一恵君

事務局職員出席者

事務局長	波村多門
事務局次長兼総務課長	本田敦美
議事課長	富田博英
議事課長補佐	岡部康夫

午前10時開議

○副議長（髙木健次君）　これより本日の会議を開きます。

日程第１　一般質問

○副議長（髙木健次君）　日程に従いまして、日程第１、７日に引き続き一般質問を行います。

立山大二朗君。

〔立山大二朗君登壇〕（拍手）

○立山大二朗君　皆様、おはようございます。自由民主党・山鹿市選出の立山大二朗です。質問の機会をいただきました先輩議員や同僚議員に感謝申し上げ、通告に従い、質問に入りたいと思います。

７日金曜日の一般質問におきましては、岩中議員また前田敬介議員、チーム荒尾ですね。そして星野議員の心温かな御高配により木村知事の答弁がなかったということで、今日は思う存分知事に御答弁いただければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。そして、執行部におかれましても、ぜひ前向きで力強い御答弁を賜りますようお願い申し上げて、早速質問に移りたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

木村知事が就任されて間もなく１年、本議会に上程されている議案にも木村カラーが多々反映されていますが、昨年の９月定例会にて観光文化部新設の条例改正案を提出され、早々に立ち上がりましたことは、木村知事の観光と文化に対する高い御見識の表れと存じ、観光と歴史、文化の町である山鹿市選出の私としても大変うれしく存じております。

令和２年５月には、文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光を推進し、文化の理解を深める機会の拡大及び国内外からの観光客の来訪促進、そして豊かな国民生活の実現と国民経済の発展に寄与することを目的とした文化観光推進法が施行され、文化庁も、令和５年に京都へ移転、文化観光推進本部を立ち上げ、文化財を活用した文化観光の推進による地方創生パッケージに取り組まれています。

特徴的なのは、文化財活用推進事業として、文化庁や専門家による伴走支援、高付加価値化され

た文化財への改修・整備促進事業、文化財多言語解説整備事業の３点で、文化財の保存と活用の両面で、地域経済の活性化と利益の文化への再投資を促しているところにあるものと存じます。

国としても、地方創生のカードとして、文化と観光の融和と活用を推進している状況下において、新しく本県に立ち上がった観光文化部をはじめ、観光文化にかける思い、そして具体的な施策を木村知事に伺います。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事（木村敬君）　立山議員の御質問にお答え申し上げます。

観光文化への私の思いについてお答えいたします。

本県には、阿蘇や天草、球磨川などの自然、県内各所で湧き出る温泉、熊本ならではの食文化に加えて、国内外から多くの来訪者を集める熊本城、万田坑、三角西港、﨑津集落といった世界文化遺産など、世界に誇れる観光資源が数多くございます。

観光は、地方創生の核となる産業と考えております。私自身、他の県で観光課長をした経験もあり、知事就任直後から、熊本の観光のポテンシャルをさらに磨き上げたいと強く思ってまいりました。

私は、観光とは、字のごとく、その土地の光を見るものであり、文化は、その光を有するものであると捉えております。また、文化は、その地域に根差していて、常にその地域、各地にある、存在するものでございます。

ですので、観光は、一過性のイベントとかキャンペーンにだけ頼るのではなく、文化というその普遍的な価値を生かして、文化と観光を一体的に推進することで、高付加価値な観光地に成長して、それが未来にわたって持続されていくものと確信しております。

こうした思いから、知事就任半年という短い期間ではございましたが、時期を逸することなく、昨年10月に観光文化部を新設させていただきました。

これまでも文化を生かした観光振興に取り組んできたところではございますけれども、これからは、その文化で人がさらに呼び込めるように、文化のポテンシャルをしっかりと磨き上げていくことにも注力したいと考えております。

具体的には、今活況を呈しているインバウンドに向けまして、文化財の特別観覧ですとか、伝統工芸品の特別体験など、文化、歴史を活用したストーリー性や希少性の高い高付加価値な観光メニューの造成に取り組むこととしております。

また、各分野の学術、専門的な視点から、地域に根差す文化や歴史の魅力をしっかりと再発見するための調査を行うとともに、それらを観光資源へと磨き上げる取組も推進してまいります。

このように、文化と観光の一体的な施策を積極的に推進し、さらなる誘客の促進、リピーターの確保に取り組んでまいりたいと考えております。そのためにも、例えば永青文庫とか、本県の持つ豊かな文化の振興、そして文化財の保存活用にも努めてまいります。

熊本県は、日本一伸び代がある県と考えております。本県独自の文化を観光資源として磨き上げ、訪れるたびに新しい発見や感動のある観光地、そして地域が誇れる観光地となるよう、本県の持つ日本一の伸び代を最大限に引き出してまいります。

〔立山大二朗君登壇〕

○立山大二朗君　知事の観光文化への思いを伺い、改めて心強く感じております。

とりわけ、地域に根差す文化、歴史の魅力を再

発見するための調査に言及していただいたことは大変ありがたく、文化・歴史資産が持続可能であるために、観光という切り口からも息の長い取組に着手していただければと存じます。

また、永青文庫にも触れていただきました。熊本大学永青文庫研究センター長の稲葉継陽先生の御尽力により調査研究がかなり進み、また、県立美術館の細川コレクション永青文庫展示室も来月から再開を予定されています。

このような資源の保存調査と活用の両面で、本県の観光文化振興を推進していただきますようお願い申し上げます。

続けて、文化の中核となる施設、熊本県立劇場について質問します。

熊本県立劇場が昭和57年に開館して以来、42年間にわたって様々な公演で活躍してきたスタインウェイのグランドピアノがこのたび更新され、金子三勇士さんによるお披露目のリサイタルが２月２日に開催されました。私も妻や母と伺い、大変な熱量の演奏を拝聴して感動したところです。

木村知事も、プログラムに、劇場が提供する文化芸術価値をさらに高めるもの、また、未来のアーティストたちがより創造的な活動に取り組むための刺激にもなるとのメッセージを寄せられました。

クラウドファンディングも活用して導入いただいたスタインウェイにより、内外の一流のアーティストを招聘し、また、若い方々に一流の楽器と触れる機会を提供していただくことに感謝申し上げます。

さて、改めて、文化施設とは、文化芸術の創造、交流、発信の拠点として、また、地域住民の身近な文化芸術活動の場として、国、地方公共団体、民間が設置している施設と定義されます。

これらの文化施設においては、芸術家や芸術団体等による多様な文化芸術活動が行われており、県立の文化施設、県立劇場、県立図書館、県立美術館、県立装飾古墳館等は、これまで熊本県の文化振興の主たる役割を担ってきました。

本県では、この文化振興に取り組む県の姿勢と決意を示すため、昭和63年12月、熊本県文化振興基本条例を制定。さらに、平成元年11月に熊本県文化振興基本方針を策定し、長期的、継続的な文化振興施策の運営を図っていくこととしています。

一方で、平成29年に成立した文化芸術基本法では、文化芸術に関する施策の推進に当たり、関連する分野との有機的な連携が図るよう配慮されなければならないと明記され、具体的な分野として、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他が挙げられており、文化政策の対象は拡大しています。

このような動きの中で、県の文化施設は、地域における文化振興への期待を受け、関連する分野とのさらなる連携が求められていますが、そこで、熊本県文化振興基本方針に基づく、文化を全ての人が享受できる環境を整え、地域に根づいた熊本ならではの多彩な文化を継承、発展させるとともに、個性ある新たな文化を創造する県の文化施設、中でも熊本県立劇場の在り方について、観光文化部長に見解を伺います。

〔観光文化部長倉光麻里子さん登壇〕

○観光文化部長（倉光麻里子さん）　文化の発信拠点としての熊本県立劇場についてお答えします。

熊本県立劇場は、昭和57年の開館以来、コンサートと演劇の２つの専用ホールを有する劇場として、県民に質の高い実演芸術を提供しています。

また、運営方針に掲げる文化芸術の継承、発展に加え、県民の創造性や生きる絆の形成につなげていくため、近年、様々な分野との連携にも積極

的に取り組んでいます。

その一つが、教育と連携した演奏家派遣アウトリーチ事業です。県内各地の小中学校等にクラシック音楽や邦楽の演奏家を派遣し、子供たちが文化芸術に触れる機会を提供することで、子供たちの創造性や表現力を育む一助となっています。

また、観光や地域振興との連携の一例が、漫画『ONE PIECE』をモチーフとした清和文楽の創作です。県立劇場で初披露し、現在は、清和文楽館で定期的に上演しています。世界的に人気のある漫画と地域に根づく伝統文化の融合は、インバウンドを含めた誘客につながり、地域ににぎわいを創出しています。

さらに、県立劇場が注力するのが、文化芸術による国際交流です。

ローカルからグローバルへのスローガンの下、文化芸術でアジア各国との交流を深めるシアターアジア構想を掲げ、現在、様々な企画の検討を進めています。

この具体化の一つとして、台湾との文化交流を進めることとしており、本年１月、まず、姜尚中館長が高雄市文化センター長を、続いて、２月には知事が高雄市長を訪問し、意見交換を行いました。

今後、両劇場間の文化交流を通じて、互いの国の文化の理解を深め、多文化共生社会の実現を目指すことにしています。

文化芸術は、人々に共感をもたらし、相互の理解を深める力も有しています。

これからも、県では、熊本県立劇場を拠点として、県民が心豊かに充実した生活を送れるよう、文化芸術の振興に取り組んでまいります。

〔立山大二朗君登壇〕

○立山大二朗君　ローカルからグローバル、グローバルからローカルというところで、県立劇場が非常に中核となるようなお話をいただきましたが、その県劇は、多彩なジャンルの公演や文化活動に活用され、音響面でも様々なアーティストから高く評価されています。ちなみに、知事が敬愛されるさだまさしさんも、何度か公演されています。私は「男は大きな河になれ」が好きです。

感動した公演は枚挙にいとまがないのですが、平成６年、31年前の今日、３月10日、20世紀最高の巨匠と言われるウクライナ出身のピアニスト、スヴャトスラフ・リヒテルの最後の来日公演、また、平成８年、山鹿にルーツを持つ日系３世の世界的指揮者、ケント・ナガノとハレ管弦楽団による公演などは、特に印象に残っております。

平成元年の中江岩戸神楽三十三座を22時間にわたって演じられた完全復元徹夜公演をはじめ、県劇は郷土の伝統芸能や文化を保存する取組にも活用されてきましたし、御答弁にありましたように、『ONE PIECE』と清和文楽とのコラボなど、新しい文化の創出にも御貢献いただいております。それをまたローカルにもしっかりと還元していただいているというのは大変ありがたいところです。

また、劇場外でも若手芸術家の育成などを御支援いただいており、今月18日にテルサで開催予定の若手芸術家海外チャレンジ事業成果発表会などは、その好例だと存じます。

木村知事や姜尚中館長のリーダーシップの下、予定されている改修を経て、本県の観光文化のみならず、シアターアジア構想により、東アジアの文化発信の拠点となることを御期待申し上げ、次の質問に移ります。

昨日、熊本大学で開催された鞠智城跡「特別研究」成果報告会に出席しまして、鞠智城に代表される古代山城の役割や特色について、意欲的で興味深い発表に、歴史愛好家の一人として知的興奮

を味わいました。

また、くまもと文学・歴史館館長の佐藤信先生と熊本大学教授の小畑弘己先生の講評を伺い、気候変動と米不足、有事の際の防災倉庫としての役割など、現代社会の課題に通じる古代史研究についても理解を深めたところです。

さて、山鹿市には、県立装飾古墳館とその分館である鞠智城温故創生館がございます。日本初の装飾古墳専門の博物館である装飾古墳館ですが、そもそも装飾古墳は、全国に765基、九州に435基、熊本県内では全国の約３割に当たる212基、その中でも131基が菊池川流域に集中していることから、調査研究と学習の核となる装飾古墳館が山鹿にあることは大変意義深いものと存じます。

また、建物は、昨年に、こども本の森熊本を設計、寄贈いただいた安藤忠雄氏による設計で、くまもとアートポリス作品の一つであり、建築ファンの方も多数お見えになります。

地域に根差した施設の装飾古墳館は、勾玉作りをはじめとする古代体験教室や学芸員が出向いて行う移動体験教室など、講座やイベントが楽しめる体験参加型の博物館でもあり、今は「装飾古墳の終焉と古代」と題し、菊池川中流域における古代律令社会の成立についての展示が行われています。これは、日本遺産にも認定されている菊池川流域の2,000年にわたる米作りをつまびらかにするものでもあります。

また、山鹿市と菊池市にまたがる鞠智城は、７世紀後半の飛鳥時代、いわゆる大化の改新の頃に築かれた古代山城であり、ガイダンス施設として、装飾古墳館の分館である歴史公園鞠智城・温故創生館も設置されています。

昭和42年度からの県の発掘調査により貴重な遺構が相次いで発見され、平成６年度から、八角形鼓楼など４棟の復元建物をはじめ、歴史公園として整備を進められ、続日本紀などの歴史書にも記述のある国の重要遺跡として、平成16年には国史跡に認定されています。

さて、先ほどの質問でも伺いましたように、本県が観光と文化の融合による施策を推進される中で、装飾古墳館と鞠智城のさらなる活用と調査研究の両面の支援について伺ってまいります。

装飾古墳館は、鹿央物産館が近隣に、鞠智城は、少し離れて、農産物直売所や大型遊具などでにぎわう菊鹿・あんずの丘があります。これら地元施設と連携したイベントや誘客が推進できれば、双方にメリットがあるものと拝察します。

また、それぞれの館内においても、図録や紀要など調査研究の資料、さらにはグッズ類の販売などにも注力することは可能でしょうか。

先日、福岡県立の九州歴史資料館へ、装飾古墳館や山鹿市も資料出品の協力をした「筑紫君一族史」特別展に伺いましたが、オリジナルグッズなどを展開され、歴史ファンへのアピールや収益性の向上に寄与しているのを拝見し、このような取組が本県においてもあればと考えたところです。

装飾古墳館ではこだい君、鞠智城ではころう君というキャラクターを作られ、特にころう君は、ミュージアムキャラクターアワード2020年で全国１位、ゆるキャラグランプリ御当地部門2019年全国３位と、全国的に人気のあるキャラクターです。記念品として、こだい君のステッカーを配布されたり、また、温故創生館の隣の売店でころう君グッズを販売されたりしているのは承知しておりますが、ぜひ、博物館の魅力向上のためにも、より一層の展開を御検討いただければと存じます。

また、特に伺いたいのが、鞠智城の特別史跡指定への運動です。

国の歴史書に記された古代山城を、特に朝鮮式

山城と呼称し、福岡県の大野城、佐賀県と福岡県にまたがる基肄城、長崎県の金田城は、国の特別史跡に指定されています。

一方で、同じく朝鮮式山城である鞠智城は、本県の御理解や御支援によって、最も調査と整備が進んでいるにもかかわらず、国指定史跡にとどまっているのが現状です。

地元では、国が管理を行う都市公園として、国土交通大臣が設置する国営公園化を目指して期成会などの活動に取り組んでいますが、まずは特別史跡の指定に向けた運動推進が肝要かと存じます。学術的価値が高く、また、周辺環境とともに良好な形で後世に伝えていくために、ぜひ本県を挙げて特別史跡への昇格を推進していただければと存じます。

これまでにも、本県や教育委員会におかれましては、鞠智城シンポジウムや若手研究者による特別研究成果報告会など、学術的にも意義のあるイベントを例年開催していただき、どのイベントも毎回満員御礼となるように、関心の高まりを醸成していただいていることに感謝しております。

とりわけ、若手研究者に対する助成は、鞠智城の研究を深化させるのみならず、研究資金に乏しい若手の研究者に多くの道を開いてきたすばらしい事業です。これらも、特別史跡の指定に向けた投資として、引き続き御支援を賜りたく存じます。

以上、県立装飾古墳館、鞠智城温故創生館の現状と活用について、教育長に伺います。

〔教育長白石伸一君登壇〕

○教育長（白石伸一君）　装飾古墳館、温故創生館の活用についてお答えいたします。

まず、地元施設との連携でございますが、鹿央物産館レストランの人気メニューであります、いわゆる古墳カレーの開発には、装飾古墳館がアイデアを提供しております。

また、かつて温故創生館では、イベント時にあんずの丘と連携し、互いのイベントを周知することにより、多くの参加者を得ることができていました。

地域の観光客数もコロナ禍前に戻りつつありますので、今後、地元施設と連携した取組を改めて検討してまいります。

次に、装飾古墳館と温故創生館での研究資料やグッズ類の販売ですが、現在、両館で刊行した図書類は販売しておりませんが、多くの方に利用していただけるよう、全てインターネットで公開しています。

また、こだい君やころう君のグッズにつきましては、これまでも来館記念やイベントでの配布を行っているところであります。

今後、書籍やグッズの販売などを含め、館の魅力向上につながるよう検討してまいります。

また、鞠智城の特別史跡の指定につきましては、議員御指摘のとおり、これまでも、鞠智城の学術的価値の向上のため、鞠智城シンポジウムと若手研究者による鞠智城跡特別研究事業を継続して実施してきました。中でも、特別研究事業は、鞠智城研究の裾野を広げる役割を果たしてきたと考えております。

なお、昨年、鞠智城来場者に行ったアンケートでは、訪れたきっかけについて、約２割の方がころう君と回答されており、鞠智城の認知度向上に一定の効果があることを確認しております。

今後、ころう君を活用した県内外の新たなイベントへの出演やＳＮＳなどを通じ、幅広い年代層に向けて鞠智城の魅力の発信を強化してまいります。

引き続き、鞠智城の学術的価値及び認知度向上のための取組を推進し、鞠智城の特別史跡の指

定、ひいては将来の国営公園化を目指し、積極的に取り組んでまいります。

〔立山大二朗君登壇〕

○立山大二朗君　装飾古墳館周辺の古墳や鞠智城は、日本遺産の構成資産にもなっています。先ほど観光文化について知事より御答弁をいただきましたように、磨き上げによって地元経済に資することも視野に入ってくるものと存じます。

また、先ほどの県劇に関する質問で、シアターアジア構想について御答弁をいただきましたが、チブサン古墳の装飾壁画や江田船山古墳の出土品と朝鮮半島の古墳の出土品には共通項が見られ、また、鞠智城の出土品には７世紀後半の朝鮮半島製と考えられる百済系銅像菩薩立像があり、韓国側も失われた百済文化が残る遺跡として注目していることからも、装飾古墳館と鞠智城は、歴史と文化、そして観光における東アジアとの交流促進にも大いに寄与するものと考えます。

周辺施設や近隣自治体とも連携し、シンポジウムや研究助成などを通じて、さらなる活用に向けて御尽力いただきますよう、改めてお願い申し上げます。

さて、昨年の12月５日、我が国の伝統的酒造りがユネスコの無形文化遺産に登録されました。

熊本県酒造組合連合会の本田雅晴会長は、テレビのインタビューに、日常生活と密接に結びついているお酒の文化全体が評価された、日本の酒のよさを広める大きなきっかけになるとコメントされ、また、木村知事も祝杯にオンライン参加されて、熊本酵母のシンボルマークがデザインされたおちょこを手に、これからも県産酒をどんどん飲んでいきましょうと気勢を上げられました。

これを契機として、山鹿市と県鹿本地域振興局は、千代の園酒造の日本酒、菊鹿ワイナリーのワイン、山鹿蒸留所のウイスキー、キラリブルワリーのクラフトビールと４つの酒造所がそろう山鹿市をＰＲするお酒プロジェクトを開始され、第１弾のバスツアー、やまが酒巡りは募集開始からすぐに定員に達したとのことです。

早田市長と上塚局長は、県市共同の記者会見において、４種の酒造所が一つの自治体にそろうのは全国的にもまれ、お酒を活用した地域づくりに取り組みたいと意気込まれたと、各種メディアでも好意的に取り上げられており、時宜を得た素早い取組に心から感謝申し上げる次第です。

御紹介しました山鹿市はもとより、本県には、ユネスコに認定された日本酒や焼酎などの伝統的酒造り以外にも、ビールやワイン、ウイスキーなど多彩な酒造りの事業者がおられます。

また、皆様御承知のとおり、平成30年には、県議会において、くまもと県産酒で乾杯条例を制定し、県を挙げて経済の活性化及び郷土愛の醸成に取り組まれています。

これまでの取組に加えて、ユネスコ無形文化遺産の登録を契機として、豊かな熊本のお酒とその文化を内外に発信し、また、経済活性化のために販売チャネルや営業の拡大に取り組んでいく絶好の機会が到来していると考えます。

ここで資料を御覧ください。（資料を示す）

こちらは、過去５年間の日本産酒類の輸出動向を示したグラフです。

ここ２年間、令和５年、６年は金額ベースで横ばいですが、令和２年より、国内から海外への日本産酒全体の輸出額は増えています。

品目ごとに見ますと、特に、清酒、焼酎、ワイン、ビール等が増加しています。また、国別では、韓国、台湾の伸びが目立っています。

一方、熊本の出荷量は、日本酒は４年間で横ばい、焼酎は減少傾向であり、また、中小規模の酒蔵にとっては、海外輸出の障壁、例えばコンテナ

をどのように埋めるか、仲介業者の選定、また、関税など様々な制約があり、多彩な県産酒のラインナップに対して、どのように効果的な営業戦略を描いていくかも課題となっています。

台湾をはじめ海外との交流が盛んな今、インバウンドのお客様に県産酒を味わっていただく機会の提供も重要です。

さらに、昨今の米価高騰により酒米も大幅に値上がりし、酒蔵の経営を圧迫している厳しい現状もあります。山形県では、県産の酒米４品種を使用する場合には、値上がり分の半額を酒蔵に補助する事業を始める方針とのことで、新たに4,000万円を計上しているとのことです。

県産酒には、このように好機と課題が併存していますが、酒米の田植にも参加され、お酒への造詣も深い木村知事に、県産酒の今後の展開にかける意気込みと具体的な施策を伺います。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事（木村敬君）　本県では、平成30年に議員提案により制定されましたくまもと県産酒で乾杯条例、これを踏まえまして、全国に誇る名水と豊かな大地、そして人々の技と心意気がつくり出す県産酒を県民の宝と位置づけ、その振興に取り組んでまいりました。

このたび、伝統的酒造りのユネスコ世界無形文化遺産登録というううれしい出来事に際し、私も、蔵元の皆様と一緒に、その決定の瞬間に立ち会うことができました。私も、長年、国酒である日本酒、焼酎を愛飲してきたこともあり、今回の登録を大変感慨深く感じております。

この登録によって、我が国が誇る酒文化が全世界へと発信されることになります。この絶好の機会を逃すことなく、全世界に向けて熊本の県産酒の情報発信、販路拡大を進めることが重要だと考えております。

県では、ユネスコ無形文化遺産登録に合わせて県産酒をＰＲするため、酒造組合と連携し、私も個人的に旧知の仲であります酒場詩人の吉田類さんをお招きしてのトークイベントやテレビ、ラジオ番組の制作などを実施してまいりました。

また、東京、大阪、福岡など大都市圏で行っている熊本フェアにおいて、百貨店や飲食店の協力の下、県産酒をＰＲしており、これらの取組を継続かつ拡大して、広く県産酒の認知度向上と販路拡大に取り組んでまいります。

海外輸出については、事業者の現地商談、そして展示会への出展など輸出拡大に向けた取組や、香港、台湾での球磨焼酎案内人養成講座の開催なども支援しております。

先般、私がタイに渡航した際にも、企業訪問や物産フェアなどで県産酒をトップセールスさせていただきました。

これからも、海外のニーズを踏まえた商品開発など、新たな取組もしっかりとサポートしてまいります。

加えて、原料米の価格高騰などコスト上昇に苦しんでおられる酒蔵に対しまして、県産酒の消費喚起を図る取組を支援する補正予算を今定例会に上程し、御議決いただいたところでございます。酒蔵の経営力強化に向けてしっかりと支援してまいります。

なお、山鹿市では、議員御紹介のとおり、日本酒、ワイン、ウイスキー、クラフトビールの酒造所がそろう地域特性を生かして、県鹿本地域振興局とともに、山鹿４種のお酒プロジェクトに取り組んでおります。今後、県産酒振興のモデルとなることを期待し、県としても引き続き連携してまいります。

本県には、全国の酒造りの発展にも大きく貢献され、県近代文化功労者でもあられる酒の神様野

白金一博士、そしてまた、同氏によって開発された熊本酵母、さらには500年の歴史を有する球磨焼酎といった、世界に誇るべき酒文化があります。

このたびのユネスコ無形文化遺産登録を機に、県産酒全体の魅力を全世界にしっかりと発信し、私自身が先頭に立って県産酒のさらなる高みを目指してまいります。

もちろん、酒は百薬の長と言える範囲で健康に留意し、飲み過ぎることがないよう県産酒の振興に貢献してまいります。

以上でございます。

〔立山大二朗君登壇〕

○立山大二朗君　県産酒の振興については、本当に知事の熱い熱い思いを伺い、大変頼もしく存じております。本当に酒は百薬の長でございますが、薬も過ぎると毒になりますので、私も飲み過ぎないようにしっかりと楽しんでいきたいと思います。

また、知事は、食のみやこ熊本も推進されておられます。熊本の豊かな食材と料理、そして、その合わせるマッチングのお酒を内外に向けて発信されており、今後の展開をとても楽しみにしております。

一方で、先ほど言及もございましたが、日本酒では、県オリジナル品種「華錦」などの酒米の将来的な数量確保にもちょっと懸念がございまして、米価高騰や後継者不足など、そういった要因で酒米耕作をやめる農家もこれから出てくるのではと危惧しています。

また、焼酎造りなどにも共通する点で、今後は、酒蔵の設備投資、特に既存施設の更新にも支援が求められてくるものと存じます。

御答弁いただいた販路拡大、認知度向上と並行して、力強く本県の酒造産業と文化の発展をお支えいただくようお願い申し上げまして、次の質問に移りたいと思います。

さて、本県を舞台とする作品、映像作品ですとか、いろいろ数多くございます。近年では、金栗四三をモデルとした大河ドラマ「いだてん」が放映され、直近では天草を舞台としたドラマ「TRUE COLORS」が、本年秋には、小泉八雲と妻のセツをモデルとするＮＨＫ連続テレビ小説「ばけばけ」も放映が予定されています。

そして、漫画やアニメの分野でも、例えば、先日星野県議からも御質問ございましたが、県内各地にある『ONE PIECE』のキャラクター像を求めて、また、人吉には「夏目友人帳」、芦北は「放課後ていぼう日誌」と、こういったいろんな作品のファンが、聖地巡礼と称してたくさんお見えになっています。

さらに、岩田議員の代表質問でも御紹介いただきましたように、山鹿市では、灯籠祭りをモチーフとする映画「骨なし灯籠」が制作され、木村知事にも上映会にお越しいただきました。熊本での上映は、異例のロングランとなり、全国各地での上映も続き、５月には東京の上映も決定しています。

加えて、国際線での機内放映として、ブリティッシュ・エアウェイズ、ルフトハンザ航空、スイス航空、オーストリア航空、オマーン航空、エジプト航空などでも乗客の方々に御覧いただき、山鹿や熊本の宣伝に多大なる貢献をしていただいております。

これまでに御縁のなかった方も様々な作品やコンテンツを通じて熊本に来訪され、観光を楽しまれたり、何度もお越しいただいたりするうちに町のファンとなられたりして、関係人口の増加にも寄与するところがあり、映像作品として取り上げていただくことは、本当に息の長い宣伝にもつな

がることであるのは論をまちません。

ところで、その作品の制作においては、取材や撮影などのスタッフと地元地域をつなぐ役割として、フィルムコミッションの役割が大きくなっています。

特定非営利活動法人ジャパン・フィルムコミッションによるフィルムコミッションの定義を御紹介しますと、フィルムコミッションとは、映画、テレビドラマ、ＣＭといった映像作品のロケーション撮影が円滑に行われるための支援を行う団体で、撮影支援を行うことによって、地域活性につなげる目的で活動しているもので、１、非営利公的機関である、２、撮影支援の相談に対してワンストップのサービスを行っている、３、作品内容を選ばないの３要件を満たす公的機関を指すそうです。

ロケ地の紹介にとどまらず、撮影の協力、例えば宿泊や移動手段のお手伝い、さらには宣伝やグッズ展開などの多岐にわたる支援を行うのが今日のフィルムコミッションの役割ですが、本県で設置されているくまもとフィルムコミッションの活動や取組の状況はどのようになっているでしょうか。

特に、先ほど挙げた３要件のうち、２番目のワンストップサービスについて、地域内の撮影支援に関して、情報の集約やトラブルの把握などについて一元的な相談窓口となっているか、そのために地域内の公的施設等の使用に係る許認可権を持つ部局との協力体制があるか、地域内の企業、団体、住民等との信頼関係を持ち、民間施設に係る撮影支援要請を仲介できる体制があるかが、撮影を成功させ、コンテンツの価値を高める上で重要視されているようなんですが、くまもとフィルムコミッションの現状、そして、今後の展開について、観光文化部長に伺います。

〔観光文化部長倉光麻里子さん登壇〕

○観光文化部長（倉光麻里子さん）　本県では、平成24年に県観光連盟に設立したくまもとフィルムコミッションを通じて、映画を中心にロケ地誘致や撮影支援を行ってまいりました。

議員御指摘のとおり、フィルムコミッションにおいては、新たなロケ地誘致にもつながるワンストップサービスの確立が大変重要であると認識しております。

くまもとフィルムコミッションでも、ロケ候補地やイベントなどの情報提供、各種許認可、申請手続に関する情報提供、宿泊施設、ロケ弁当、ロケバスなど撮影関連事業者の紹介、エキストラの手配協力などを活動の中核としています。

その対応に当たっては、撮影が円滑に進むよう、撮影時の注意事項等をお伝えしたり、必要に応じて市町村のフィルムコミッションを紹介するなど、きめ細かなサポートに努めています。

特に許認可関係については、各種法律の関係上、申請の代行を行えず、仲介という形にはなりますが、繰り返しロケが行われる地域の担当者と日頃から顔の見える関係を築きながら、一日でも早い許認可につながるよう申請をサポートしています。

近年、アニメの劇場版や漫画、アニメを原作とした実写版の映画が、国内邦画作品興行収入の上位を多数占めています。このような作品には、原作に多くのファンがついていることから、コラボレーションが実現すると、継続的な誘客や関連グッズの購入などによる経済効果も期待できます。

そのような効果発現を視野に入れ、本県では、令和２年度からコンテンツ担当班を設置し、版権元との信頼関係を着実に構築しながら、漫画、アニメの作品と連携したイベントやコラボ商品等の企画を実現してまいりました。

今後は、版権元とのつながりを大切にしながら、県、観光連盟一体となって、映画やドラマのロケ地だけでなく、漫画、アニメ等の舞台やモデル地などの誘致にも積極的に取り組んでまいります。

さらに、作品公開後も、継続的に作品と連携したプロモーションを行うことで、熊本の魅力をより多くの人に届け、聖地巡礼など、ファンをはじめとした交流人口の拡大と地域活性化につなげてまいります。

〔立山大二朗君登壇〕

○立山大二朗君　御答弁いただきましたように、撮影の支援だけではなくて、結構、その放映された後ですね。しっかりそこをお支えいただいて、きちんとその制作者にも還元されていくとか、地域経済に落とし込んでいくというところがとても大事なんだと思います。

そのためにも、日頃から、やっぱり制作会社との関係性の構築であったり、また、地元でのどういった盛り上げをやっていくかというところのお支えであったり、そういったところも本当に目を向けていただければと思うところです。

昨今のインバウンド需要が高まる中、全国各地で観光客の誘客も激化する一方で、対応能力を超えた数の観光客が来訪されるオーバーツーリズムも今課題となっています。映像や漫画、アニメコンテンツによる誘客は、これまで観光客の少なかった地方や施設などが舞台となることで、観光客の増加のみならず、分散化にも貢献するといったメリットがあるそうです。渕上議員の代表質問でも御指摘がありましたが、インバウンドの恩恵を県内全域に及ぼすことにも寄与するものと存じます。

例えば、県内在住の漫画家で鹿子木灯さんていらっしゃいますが、「今日どこさん行くと？」や「のら旅。」という作品で登場した場所や店舗は、特にＳＮＳなどで拡散され、ファンの方々が本当に県内外から様々な地域、店舗にお越しいただいているとのことです。

ロケ地の紹介から取材、制作まで包括するフィルムコミッションの役割は、海外戦略を含め、ますます重要性を増すものと存じます。さらなる取組を御期待申し上げ、次の質問に移ります。

自衛官の募集と協力連携体制ですね。

本年の１月、自民党熊本県連青年局で、市ヶ谷の防衛省や熊本の健軍駐屯地、高遊原駐屯地などの視察に伺いました。国防の最前線にある自衛隊の重要性はもちろんのこと、隊舎内の訓練や隊員の方々の生活環境を拝見し、我々としても自衛隊を後方支援する必要性を本当に痛感したところでございます。

昨今、各種メディアでは自衛隊の訓練や装備品などを好意的に取り上げることが増えています。令和５年に内閣府から発表された自衛隊・防衛問題に関する世論調査によりますと、自衛隊によい印象を持っている人の割合は90.8％に対し、悪い印象を持っている人は5.0％と、圧倒的に好印象を持つ方が多い情勢となっています。

東日本大震災から明日11日で14年、熊本地震は来月で９年目、令和２年豪雨からはやがて５年目を迎えますが、自衛隊の災害派遣での活躍に対する評価が大きいものと、さきの報告書にも示されています。しかしながら、自衛隊の募集状況は厳しさを増しているのが現状です。

資料を御覧ください。（資料を示す）

過去５年間の本県、熊本県の募集状況です。志願総数や入隊実績は、令和２年に微増したものの、そこからは大幅な減少傾向が見られます。

我が国の人口が減少する中で、自衛官の応募、採用者数も大幅に減少しており、特に２等陸士な

どとして入隊する自衛官候補生、一般曹候補生の採用が極めて厳しくなっているほか、試験種目別では、主に大学生及び専門学校生を受験対象とし、将来の幹部自衛官となることが期待される幹部候補生の志願、入隊者数が特に低調です。

令和５年度においては、一般曹候補生の採用計画に対して採用人数の比率が69％、自衛官候補生においては30％と、計画数を満たさない状況が続いています。民間企業の採用が好調なこともあり、公務員全体の募集環境が厳しくなる中、国際情勢の悪化に加え、離島や僻地を含め、引っ越しを伴う転勤の多い自衛官の採用は極めて困難な状況にあります。

そこで重要になってくるのが、募集に関する地方公共団体、本県や県内市町村との連携です。

例えば、自衛隊地方協力本部とのイベントなどの連携、また、募集に関するツール、グッズなどの製作に当たっての支援、加えて、候補者の面接や筆記試験の対策を行うスペースの確保などについて、本県や市町村と自衛隊との協力連携の体制はどのようになっているのか、現状と今後の展開について総務部長に伺います。

〔総務部長小金丸健君登壇〕

○総務部長（小金丸健君）　高い士気と強固な組織力により、国家の平和と安全を守り、災害時には最前線で救援活動を行う自衛隊は、我々国民の安心な暮らしに大きく寄与しています。

特に近年、大災害が頻発した本県にとって、自衛隊の活躍が早期の復旧、復興につながったことは、県民の記憶にも強く残っているものと思います。

こうした自衛隊の活動を担う自衛官の人材確保は重要な課題であることから、県では、自衛隊法などに基づき、自衛官募集が円滑に進むよう、自衛隊や市町村とともに各種取組を行っています。

毎年３月頃、県内各地で開催される新規入隊者激励会に際し、末永く活躍していただきたいという気持ちを込めた知事からのビデオメッセージをお送りしています。

毎年５月頃には、市町村担当者を対象に自衛官募集会議を開催し、県や自衛隊から募集事務への協力要請を行っています。

この会議では、事務的な説明だけでなく、駐屯地の見学会の実施などを通じ、住民から相談を受ける立場の市町村担当者に自衛隊への理解を深めてもらっています。

このほか、各広域本部、地域振興局や市町村においても、自衛官の採用試験や説明会開催に当たり、受験者の利便性向上のため会場を提供するなど、自衛隊の各地域事務所と連携した取組なども行っています。

今後も、これらの取組に加え、議員から御提案のありました自衛隊の活動をＰＲする機会の創出や、各地域の実情に合わせたさらなる協力体制の構築等についても、自衛隊の御意見を伺いながら、県庁各部局や市町村と連携し、しっかりと取り組んでまいります。

〔立山大二朗君登壇〕

○立山大二朗君　今月の２日に西部方面隊創隊69年式典が開催され、木村知事は、御祝辞で、熊本は、西部方面隊や第８師団など国防の重要な拠点であること、また、多発する大規模災害に自衛隊が必要不可欠であること、そして県が民間と自衛隊のかけ橋となることをお話しされました。

また、昨日、山鹿市でも新規入隊予定者の激励会がございましたけれども、そこにビデオメッセージをお寄せいただいて、特に令和２年豪雨だったり、いろいろな災害のときにも、自衛隊の方から力と安心をいただいたというメッセージをお寄せいただきました。

本年は、戦後80年の節目の年ですが、日本をめぐる安全保障環境は、戦後最も厳しい状況にあると言われており、いわゆる防衛３文書により安保政策を転換、防衛費を大幅増額しています。

その中で、防衛省としては、自衛官の処遇改善と生活、勤務環境の改善に取り組まれ、とりわけ熊本１区選出の木原代議士が防衛大臣であられたときに大幅な改革を実現されました。

防衛省としても、自衛官として質の高い人材確保のための取組や自衛官の貢献に対する国民の幅広い理解を得るための取組を強化し、最近は、女性自衛官に対する配置制限の撤廃など、体制の整備に当たられています。ぜひ、本県としても、さらなる協力体制の構築をお願い申し上げるところです。

では、本日最後の質問として、保護司の活動支援について伺います。

日本の犯罪発生数は減少傾向にありましたが、令和４年には、刑法犯認知件数が20年ぶりに増加し、令和５年もさらに10万件余り、約17％の大幅増加となっています。なお、本県においては約25％増とのことです。

城下議員の代表質問でも言及されましたように、ＳＮＳを通じた匿名・流動型犯罪や闇バイトなどの新種の犯罪も発生しており、令和４年の警察庁による国民アンケート調査では、ここ10年で治安が悪くなったと回答した方が67％にも上ったとのことで、肌感覚としての治安悪化を憂える声に具体的に応えていく必要があるものと存じます。

令和５年12月には、刑法等の一部改正に伴う改正更生保護法が施行され、刑務所出所者など、個々に様々な問題を抱え、社会で孤立や孤独、生きづらさを感じている人たちに、これまで以上に息の長い支援を充実させ、刑法犯検挙人員の約半数を占める再犯を防ぎ、犯罪や非行のない安全、安心な地域社会づくりに貢献する更生保護を目指すこととされています。

また、保護観察所が犯罪をした者等の改善更生や犯罪の予防のため、地域住民または関係機関等からの相談に応じ、情報の提供や助言等の必要な援助を行うこととなり、そのためには、地域の支援に円滑につなぐことを可能とする地域支援ネットワークの構築が不可欠とされています。

そこで、地域社会で罪を犯した人の立ち直りをボランティアで支援するのが保護司制度ですが、昨今は担い手の減少や高齢化が課題となっています。

また、昨年の５月には、滋賀県大津市で、60歳の保護司の方が立ち直り支援をしていた保護観察中の男に殺害されるという痛ましい事件が発生しました。

保護司をめぐる環境は厳しさを増していますが、犯罪に関わった人たちの共通点としては、身近に相談できる人がいなかったというケースがあるようで、それだけに地域社会での接点となる保護司の重要性は一層の高まりを見せているものと拝察します。

先ほど、犯罪の約半数が再犯者によるものと申しましたが、本県においては、検挙者に占める再犯者の割合が令和５年で43.2％となっています。

再犯者を減らすことが、新たな被害者の発生を防止することに直結するため、平成28年12月には、再犯防止推進法が施行され、再犯の防止等に関する施策について基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯防止施策の基本となる事項を定めています。

そして、令和５年３月には、再犯防止の取組のさらなる進化、推進を目的として策定された第二次再犯防止推進計画が閣議決定されています。そ

こでは、都道府県に対しても、広域自治体として、各市区町村での再犯の防止等に関する取組が円滑に行われるよう、必要な支援や域内ネットワーク構築に努めること、市区町村が単独で実施することが困難と考えられる就労、住居の確保に向けた支援や罪種、特性に応じた専門的支援などの実施に努めることが求められており、国、都道府県、市区町村の役割が明確化されています。

本県においても、第二次熊本県再犯防止推進計画が令和６年３月に策定され、様々な施策に取り組んでいただいていますが、この計画内でも言及されているように、令和５年の保護司数は979人、保護司法の定数に対する充足率は93.9％と、決して低くはありませんが、満たしてはいない状況です。

また、犯罪や非行の防止、更生保護への理解促進などを目的とする法務省主唱の社会を明るくする運動の行事参加者数も、令和元年の約２万5,000人から、新型コロナ禍により行事が制限された令和２年は約5,600人、令和４年に１万5,000人となっており、回復傾向にはありますが、さらなる後押しが求められています。

そこで、令和３年に、総務省地域力創造審議官と法務省保護局長の連名で、各都道府県知事や各市区町村長に対し、保護司活動に対する一層の御理解・御協力についての依頼通知があっているように、本県においても市町村による地方再犯防止推進計画の策定が課題となっています。

地域に貢献する更生保護の環境実現のためにも、県から市町村に対して働きかけが必要かと存じますが、どのようにお考えでしょうか。

また、保護司活動を行うに当たり、対象者との面談の際には、各地の更生保護サポートセンターで行うことがありますが、地理的条件や開所時間の制約から使いにくい場合もあり、保護司の自宅やプライバシーを確保できる環境を手弁当で準備するケースも多々あり、先述の事件なども鑑みて、可能であれば、公共施設などを夜間、休日も含めて保護観察対象者との面接場所として利用可能とすることについて見解を伺います。

加えて、保護司の人材確保に向けた県の協力、支援についてどのように考えるか。

以上３点、環境生活部長に伺います。

〔環境生活部長小原雅之君登壇〕

○環境生活部長（小原雅之君）　県では、新たな被害者を生まない安全、安心な社会を実現するため、令和６年３月、第二次熊本県再犯防止推進計画を策定し、各種施策を推進しており、国や市町村、保護司会等の民間団体と連携し、刑を終えて出所した方が、地域社会に円滑に復帰できる環境づくりに取り組んでいます。

まず、地方再犯防止推進計画を策定するよう、県が市町村に働きかけることの必要性についてお答えいたします。

令和６年４月時点で、県内で計画を策定しているのは５市町村と少ないことから、働きかけを行っていく必要があると認識しております。

そのため、市町村を対象にした研修や情報提供、地域住民の方々の理解促進につながる講演会の開催等を行い、市町村による計画の策定を支援してまいります。

次に、保護司の面接場所確保についてお答えいたします。

現在、宇城地域振興局をはじめ、市町村の庁舎や公民館など多くの公共施設を利用いただいておりますが、夜間や土日などは利用できないという制約があること、また、面接場所として御自宅を利用する際の御不安から、もっと利用できる施設を増やしてほしいとの要望があることも承知しています。

県としては、今後とも国や市町村と協力し、保護観察所や保護司会の御意向に応じて、必要な情報提供や調整など、丁寧に対応していきたいと考えています。

最後に、保護司の人材確保に向けた協力、支援についてお答えいたします。

現在、まずは県職員の間で理解が進むよう、庁内イントラネットでの制度紹介、退職予定者への資料配付など、周知を図っているところでございます。

あわせて、県民の皆様にも保護司活動の意義が広く伝わるよう、長年活動された方々へ知事の感謝状を贈呈するなど、今後も様々な機会を捉えて、さらなる制度周知に努め、人材確保を支援してまいります。

社会奉仕の尊い精神の下、罪を犯した人や非行少年の立ち直りを支える保護司の皆様は、安全、安心でよりよい地域を実現する上で欠くことのできない存在です。

県としては、今後とも、国、市町村、関係機関と連携し、保護司による更生保護活動を支援してまいります。

〔立山大二朗君登壇〕

○立山大二朗君　私自身も保護司として活動しておるんですけれども、やはり地域ぐるみの再犯防止体制というものが求められていることを大変痛感しております。

なかなか、保護司単独で動いていても、やっぱりなかなか調整が難しい部分でもあったりしますし、そういったところをやっぱり行政ともしっかりと連携していかないと、本当の再犯防止体制というのが築かれないなというのを日々感じておるところでございます。

環境整備をはじめ、市町村との連携が進むように、ぜひ本県としてもいろいろな形でのお力添えをいただければありがたいと思うところです。

加えて、本県におかれましては、先ほど、いろいろ募集のところでも御協力いただくようなお話を賜りましたけれども、例えば保護司確保に協力した事業者に対する入札の参加資格審査等における優遇措置、こういった考え方もあるということで、そういった施策も併せて御検討いただければ大変幸いに存じます。よろしくお願いいたします。

ということで、以上、予定していた質問を全て終わりました。

今回、特に前半のほうで、文化、歴史、芸術に関する本県の取組などを伺いました。

今、スポーツ施設やアリーナの話など、大変議論がたくさんございますけれども、観光文化部にもスポーツ交流企画課ということで設けていただいてますが、ぜひ、これまでの既存の文化施設などもしっかりと続けて御支援賜りますようお願い申し上げます。

チャーチルの言葉に、現代に生きる人間は、それに先立つ幾世代の文化によって育てられた果実にほかならないとあります。偉大な先人たちによって伝承された歴史や文化から、現代を生きるための知恵を学び取り、また、それらを将来世代に受け渡すことも我々の使命と存じます。

くまもと新時代共創基本方針にありますように、子供たちが笑顔で育ち、世界に開かれ、活力あふれ、いつまでも続き、県民の命、健康、安全、安心が守られる熊本の創造に向けて、私も議員として取り組むことをお誓い申し上げて、以上で私の一般質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

○副議長（髙木健次君）　この際、５分間休憩いたします。

午前11時休憩

午前11時10分開議

○副議長（髙木健次君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

増永慎一郎君。

〔増永慎一郎君登壇〕（拍手）

○増永慎一郎君　皆さん、おはようございます。上益城郡区選出・無所属・増永慎一郎でございます。今日は、こういう機会をいただきまして、ありがとうございました。

まず最初に、おわびを申し上げたいと思います。

昨年の２月議会で質問する予定でございましたけれども、体調の不安定さ、また、いろんな件で皆さん方にお騒がせをしました。議員の皆さん方、また、執行部の皆さん方、そして、特に自民党県議団の皆さん方には、大変御迷惑をおかけしました。この場を借りておわびを申し上げたいと思います。すみませんでした。また気持ちを入れ替えて、一から出直すつもりで今議会に臨んでおります。

また、今日は質問ということで、特に私の地元である上益城のことを中心に、５項目質問をさせていただきたいと思いますので、どうか最後までよろしくお願い申し上げます。

それでは、まず最初に、上益城地域の県における位置づけと今後の振興への取組についてお尋ねをいたします。

私の選挙区である上益城地域は、御船町、益城町、甲佐町、嘉島町、山都町の５町あり、約８万5,000人の人々が生活をしています。

平成28年４月の熊本地震では、益城町を中心に大きな被害を受けましたが、益城町の県道熊本高森線４車線化や土地区画整理事業の一部を除いて、創造的復興を遂げようとしています。

人口減少が社会問題になる中、地震後一時的に人口が減った時期もございましたが、嘉島町、益城町、御船町では、熊本都市圏ということもあり、また、創造的復興による様々なインフラの整備が進みつつあり、さらには商業施設や物流などの企業が幾つも進出しており、人口が増加をしています。

しかし、その反面、中山間地の人々は、生活利便性を求めて、平たん地に移住されるなど、県内で人口減少率が２番目に大きい山都町では、人口減が深刻な問題となっています。分かりやすく言うと、上益城全体では、人口増は平たん部に集中しており、逆に中山間地においては、人口が大幅に減っていると言えると思います。

さて、蒲島前知事時代に、上益城を県央東部地域と位置づけ、そのビジョンを描かれていました。

内容は、平たん地域を中心とした移住、定住の促進を図る、創造的企業誘致を進める、拠点性を高める、中山間・県境地域における交流人口増大を図るために観光客を呼び込み、また、都市との新たな交流を生み出す、農林業の高付加価値化を図り、新たな力を取り込むなど、バランスの取れた内容で、そのビジョンに基づきながら、県におかれては様々な施策を進められてきました。

そのような中、熊本にＴＳＭＣが進出し、徐々にその波及効果が平たん部に及んできているように感じます。

また、九州中央自動車道山都通潤橋インターチェンジ開通により、山都町の利便性が大きく高まり、通潤橋も国宝に指定されるなど、交流人口も増えつつあります。

私は、平たん部と中山間地域のそれぞれの強みを生かしながら、上益城全体が発展していくことが重要と考えています。しかし、人口が増加して

いる平たん地と大幅な人口減少に悩む中山間地を抱える、こうした上益城独自の状況にどう対応し、どう活性化していくべきか、どのような政策を提言していくか、非常に悩んでいるところです。

先日、上益城で地域未来創造会議が行われました。この会議は、それぞれの地域の未来像を描き、各地域の個性を生かした地域振興等を推進することを目的にしていると理解しているところです。私は、農林水産常任委員会の管外視察と重なり、出席することがかないませんでしたが、木村知事と上益城５町の各町長及びオブザーバーとして住永議員が出席され、活発な意見交換が行われたと聞いております。

会議の中では、人口増減に関する問題や上益城が九州中央に位置する強み、スポーツ施設の連携、台湾との交流、県立高校魅力化等の教育の問題などに関して議論され、また、このことについて、各町と県が今後の展開を検討していくことになったと伺っています。

また、知事におかれましては、上益城のポテンシャルやこれからの伸び代、上益城に対する熱い思いを述べられたと聞いています。

私も、自分が生まれ育った、また、現在生活の基盤でもあるこの上益城については、大きなポテンシャルを持ちつつ、さらにきちんとした政策を実現していけば、無限大の伸び代があると感じております。

そこで、地域未来創造会議で述べられたことと重複する部分もあるかもしれませんが、上益城地域の県における位置づけと、今後の上益城地域の振興への取組にかける知事の思いをお聞かせいただきたいと思います。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事（木村敬君）　増永議員から、上益城地域の県における位置づけと今後の振興への取組について御質問いただきました。

上益城地域は、西に熊本市、東は宮崎県に隣接し、熊本県の、かつ九州の中央に位置するエリアでございます。また、阿蘇くまもと空港を擁する本県の空の玄関口でもあり、九州中央自動車道の山都通潤橋インターチェンジまでの開通に伴い、九州の中央部を東西に結ぶ要衝となっています。

熊本市のベッドタウンでもあります御船町、嘉島町、益城町は、熊本地震で被災しながらも、住宅分譲などの取組を積極的に進められ、人口が増えています。この３町と、豊かな自然景観、農村景観に恵まれた甲佐町及び山都町の５町が連携し、私が大変気に入っています「ちょうどいい田舎」をキャッチコピーに、県とともに振興に取り組んでおられることを心強く思っているところでございます。

また、県内で２番目に国宝となりました通潤橋、清和文楽、甲佐町やな場、御船町恐竜博物館、浮島神社など、歴史的、文化的な観光スポットが点在するほか、九州各地からお客様が訪れる商業施設もあり、地域の魅力創出に尽力する注目される地域づくり団体も数多くおられます。さらに、地形と冷涼な気候を生かした数多くの上質な農産物を産出する本県を代表する名産地の一つでもあります。

御指摘いただきましたように、１月23日に開催した上益城地域の地域未来創造会議では、首長の皆様方と私とで意見交換をさせていただきましたが、互いを尊重しながら一体感のある議論が展開され、大変有意義な会議となりました。

会議では、中山間地を中心とした人口減少や少子高齢化が課題であることを念頭に置きつつ、九州の中央であることの強みを生かした観光振興や企業誘致、そして、移住、定住により一層取り組

むとともに、議員も御指摘いただきましたが、特に面白かったのが、各町のスポーツ施設を相互に利用して、広域的なスポーツ振興をしていこうといった、非常に前向きな話が出されまして、私も大いに共感したところでございます。

上益城地域は、もともとポテンシャルが高い上に、各町の結びつきが非常に強く、まだまだ大きな可能性があると感じております。

県としては、首長の皆様方の御意見やニーズを丁寧に伺いながら、現在行われている観光振興、移住、定住推進をはじめとする各種施策を力強く後押しするとともに、地域の特性に応じた取組を５町と一体となって進め、上益城地域のさらなる振興に努めてまいります。

以上でございます。

〔増永慎一郎君登壇〕

○増永慎一郎君　知事より答弁をいただきました。

今回初めて知事が就任されて質問をさせていただきましたけれども、知事の上益城に対する思いを聞かせていただき、また、地域の特性に応じた取組を一緒になって進め、一緒に進んでいくということで、また、上益城のさらなる振興に努めてまいりたいという今後の振興についての意気込みを熱く答弁していただいたと思います。ありがとうございました。

知事におかれましては、知事選で、山都町を筆頭に、上益城はかなり高い得票率だったというふうに思っています。それだけの人気と期待を背負って、今度知事になられたということで、ぜひとも頑張っていただきたいと思います。

また、上益城にも、まあ県内そうでしょうけれども、知事は、いろんなところにキーマンをつくられています。また、人脈もいっぱい持っていらっしゃいます。これまでも、知事になる前から、上益城の発展にはいろいろ尽くされてこられて、成果も出されておられます。

今後も、上益城について、一生懸命に後押しをしていただきたいというふうにお願いを申し上げます。

続けて、次の質問に移らせていただきます。

消防広域化による消防力強化についてお尋ねいたします。

この質問につきましては、先日の総務常任委員会で松田議員のほうからお尋ねがあったとお聞きしました。委員長報告でも報告がありまして、大分重なる部分があるみたいですが、もともと準備していた質問でございますので、そのまま質問をさせていただきます。

熊本地震や令和２年豪雨災害など、大災害を経験した我が県のみならず、昨年は、元旦に能登地方を中心とした能登半島地震が発生するなど、毎年当たり前のように全国各地で大規模災害が発生しています。一たび災害が発生しますと、未曽有の人的、物的被害をもたらします。私たちは、大規模災害が、いつ、どこで起きてもおかしくないという認識を持っていなければならないと思っています。

また、一方では、最近よく取り上げられますが、全国的に救急車による搬送回数が非常に増加しており、一つの社会現象となっています。特に過疎地域においては、人口が減少しているにもかかわらず、救急車の搬送回数は増加傾向が続いています。

さて、消防広域化について、我が県では、国の基本指針に基づき、平成20年に熊本県消防広域化推進計画を策定し、県がリーダーシップを取る形で広域化を進めてきたと認識をしています。これは、当時、県内に13あった消防本部を、城北、中央、城南、天草の４ブロックでの広域化を目指す

というものでありました。そして、現在では、県一での広域化を目指されています。

この国の基本方針については、これまで３度延長され、令和11年４月１日が推進期限となっています。そして、それには、広域化だけではなく、市町村の消防の連携、協力に関する基本指針も追加されているところです。

また、県では、国の基本指針の改正等を受け、消防指令の共同運用などの連携、協力の取組も盛り込んだ熊本県消防力強化推進計画を令和元年９月に策定しています。

ここで、本県の消防力を考えてみることにします。

県内には、12の消防本部が設置されています。そのうち６消防本部が管轄10万人未満の小規模消防本部となっています。さらに、小規模消防本部のうち、山鹿市、上益城、上球磨、水俣芦北の消防本部は、消防吏員100人以下の準特定小規模消防本部となっています。広域化して基盤を強固にしなければならなかった消防力が、ほとんど以前と変わっていないこの状況では、近年の災害の大規模化や急激な環境変化の中にあって、消防が持つべき住民の生命、身体及び財産を守る責務を全うすることはできなくなるのではないかと考えます。

小規模では、財政面の制約により、人員の確保、施設設備の維持、通信指令施設や車両の更新なども難しい上、隊員のスキルもなかなか上がってこないのではないかと考えます。また、人員不足により、きちんとした救急搬送体制が取れないような状況も出てくるのではないかと危惧をしています。

広域化にはそれぞれの市町村の事情もあり、いろいろ懸念される要因があると聞いていますが、少子高齢化が進み、さらには消防団員も減少している中、広域化を含む消防力の強化は、住民の生命、身体、財産を守るという消防本来の責務において、喫緊の課題であると考えます。

そこで質問ですが、県における消防広域化による消防力強化についての認識とその取組状況についてお尋ねします。

また、全体的な広域化はハードルが高く、なかなか難しいのであれば、隣接する地域の各消防本部において、例えば事務系統や指令系統を連携させるとか、救急搬送体制を連携させるとか、そういった部分的な広域連携を組むことも可能なのではないでしょうか。そのことについても併せて総務部長にお尋ねします。

〔総務部長小金丸健君登壇〕

○総務部長（小金丸健君）　消防広域化は、スケールメリットを生かした効率化等による消防本部の体制強化につながるものであり、高齢化や人口減少、頻発する大規模災害などに的確に対応するため、地域の消防力強化に極めて有効な方策であると考えています。

そのため、県では、令和元年９月に、熊本県消防力強化推進計画を策定し、県内一消防本部体制とする広域化や、全県一区での消防指令の共同運用などの連携、協力により、消防力強化に取り組むこととしています。

広域化の実現には、組織の統合に向けた調整など、多くの事項を整理していく必要があるため、まずは、現場要員の増強や整備費の削減、大規模災害時の初動対応の向上に大きな効果が見込まれる消防指令の共同運用の検討を進めてきました。

一方、広域化や連携、協力を進めるためには、消防行政の主体である市町村のコンセンサスが不可欠です。県として将来的な姿は目指しつつ、並行して、地域単位の消防指令の共同運用や広域化の機運が高まったところから、重点地域として指

定し、取組を後押ししているところです。

その結果、令和４年10月に、連携協力対象市町村として指定した人吉・球磨地域の10市町村においては、本年４月から、人吉下球磨、上球磨の両消防本部の消防指令の共同運用が本格的に運用開始される予定です。

県では、こうした地域単位での協議への助言をはじめとして、消防指令の共同運用や広域化の検討など、消防力強化の取組に活用できる交付金による支援を行っています。

県としては、引き続き、地域単位の連携、協力や広域化の取組を支援し、機運醸成を図りながら、将来の県内一体制による消防広域化を見据え、消防力の一層の強化を図ってまいります。

〔増永慎一郎君登壇〕

○増永慎一郎君　総務部長より答弁をいただきました。

引き続き、地域単位の連携、協力や広域化の取組を支援し、機運醸成を図りながら、県内一体制による消防広域化を見据え、消防力の一層の強化を図ってまいるというふうな答弁だったと思います。

私がいつも感じているのは、郡部のほうでは、いわゆる田舎のほうなんですけれども、消防団活動が非常に盛んでございます。地元の人に聞くと、やっぱり消防というと、消防力というと消防団というイメージが非常に強く感じられます。

今、そういう中で、消防団の減少が非常にどこでも問題になっております。いろんな待遇の面とか、そういった部分を改善すればという話もございますけれども、若い人たちのライフスタイルも変わっていますし、本当に考え方も変わっておりますので、なかなか、今から先、増強していくというのは難しいのではないかなというふうに思っております。

いわゆる消防団というのは、共助の部分でございますので、それをやっぱり補っていくためには、今後、公助の部分である消防署等の消防力強化は、必須なことであるというふうに私は思っております。

進まなかった要因には、いろいろ、各自治体消防本部とのコンセンサス形成がなかなか図れなかったとか、そういった問題があるというふうに聞いておりますし、また、首長さんたちからもそういう話も聞いております。しかし、尻に火がついた状態でございまして、やっぱり県が音頭を取って、なるべく――さっき、共同でいろんなことをやるというふうな形で、例えば人吉、球磨のような形でやるということでございますので、そういった部分から少しずつやっていただきたいなというふうに思っております。

また、救急車ですけれども、なかなか、本当に山の奥の人たちというのは、救急車が来るのかどうかというのを心配されています。

今、上益城消防組合で、山都消防署の移転に伴い、旧蘇陽の支署、今の山都町の蘇陽支所の近くにあった消防の支署ですね。これを吸収させるという話が出ております。今のところ、５年ぐらい延長されるということだったんですけれども、もともと蘇陽町というのは、旧阿蘇郡でございまして、阿蘇の消防組合がきちんと面倒を見ていたところで、今上益城消防組合になっています。そういう方々が、南阿蘇のほうから来ていただいたほうが早く消防車は来るのに、それがなくなればですね。ですから、そういったことを連携させていけば、非常に財政面とかで厳しい消防組合においても、連携を図っていけば、何とか今からも活動ができるのではないかというふうに感じておりますので、なかなか、消防組合だけで話し合っても、なかなか難しいことでございますので、でき

れば県が中に入っていただいて、そういった連携も取っていただきたいというふうに思っております。

消防というのは、いろんなことを含めて、やっぱり防災の要としてきちんとやっておかなければいけない部分でございます。住民の安全、安心のために、これからもどうか強化に向けて、県のほうでは頑張っていただきたいというふうに思っております。

続いて、次の質問に行かせていただきます。

熊本都市圏南部地域の渋滞解消に向けた道路整備についてお尋ねします。

熊本都市圏における渋滞は、３大都市圏を除いた政令指定都市の中でワーストと言われており、私も含めて、これまでも数多くの議員の皆さんが質問をされています。

先日の代表質問においても、自民党の渕上議員や公明党の城下議員が質問されましたように、渋滞問題解決は、熊本県が最優先に取り組むべき重要課題の一つであるということは言うまでもありません。

県におかれましては、現在、時差出勤の奨励や信号の見直し、交通規制などのソフトの部分、また、交差点の改良、車線の増設など、ある程度すぐに取り組めるハードの部分など、熊本市と連携を取りながら、様々な対策を実施されているところであります。

また、長期的な対策として、10分・20分構想を基に、新しい高規格道路、熊本３連絡道路が計画されており、今年中に大西市長がルート案を公表されるということで、その実現もいよいよ現実味を帯びてまいりました。

私も、この道路が完成すれば、熊本市内において、かなりの渋滞が解消されることは間違いないと思いますが、果たしてそれだけで十分なのでしょうか。

私は、日頃より、新しい高規格道路に合わせて、そこにつながっていく現在使用している道路についても、きちんと整備していくことが重要であると考えています。

そこで、今回は、熊本都市圏南部の渋滞対策、特に県道小川嘉島線の未開通部分の整備、また、県道六嘉秋津新町線の整備についてお尋ねをいたします。

私の選挙区である上益城郡では、特に平たん部において、慢性的な渋滞が発生しています。

熊本都市圏南部においては、宅地化の拡大やコストコ、イオンモール熊本をはじめとする大型店舗などの影響に加えて、地理的要因として、東西方向に流れる緑川や加勢川水系の支川が交通の障害となり、車両が一部の道路に集中してしまうことが渋滞の原因だと考えることができます。

皆さん方も御存じのように、国道266号を嘉島町から緑川をまたいで熊本市城南町へ向かう著町橋は、朝から夕方まで一日中渋滞しているような状態です。これは、著町橋の迂回ルートとなり得る県道小川嘉島線に未開通部分があり、著町橋へ多くの車両が集中するためだと考えられます。また、矢形川、木山川、秋津川を渡る県道六嘉秋津新町線も、朝夕は非常に渋滞が激しい箇所となっています。

現在、益城町、嘉島町、御船町では、大規模な宅地開発や様々な開発が行われています。また、ＴＳＭＣ進出などの影響も加わり、通勤通学の車両が大幅に増え、渋滞の状況は年々厳しくなってきています。

冒頭でも申しましたが、様々なソフト対策中心に渋滞解消を試されていますが、根本的な渋滞解消には至ってないのが現状です。

一方、道路を利用している人からは、別の視点

においても道路整備の必要を求められています。それは、災害時にきちんとした道路網が機能できるのかという点です。

平成28年熊本地震においては、緑川や御船川、また、加勢川やその支川に架かる橋梁及び周辺道路が通行不能となり、災害支援や応急復旧等に遅れなどの影響が出ました。こういったことも考えれば、防災面からも道路の整備は必要であると考えます。

さて、熊本都市圏南部の渋滞対策は、熊本都市圏総合交通戦略の実施施策として位置づけられています。しかし、これまで具体的な対策が示されていないのが現状です。ソフト対策だけに頼るのではなく、きちんとした道路ネットワーク整備が不可欠であると考えます。

沿線の自治体である宇城市、嘉島町を中心とした県道小川嘉島線整備促進期成会からも、未開通部分の供用及び六嘉秋津新町線と一体となった整備を切望されているところです。

以前より、県におかれましては、熊本都市圏南部の交通の円滑化、強靱化を図るために、県道小川嘉島線の未開通部分の供用や六嘉秋津新町線のバイパス整備が必要と認識されていると存じますが、現在、先ほど述べたように、ＴＳＭＣ進出などの影響で交通量が増加していく要因が増していく中、対策は待ったなしの状況に来ていると考えます。

そこで、熊本都市圏南部地域の渋滞解消に資する県道小川嘉島線の未開通部分の供用及び六嘉秋津新町線のバイパス整備についてどのように考えられているのか、また、現時点でどのような取組をされているのか、土木部長にお尋ねします。

〔土木部長宮島哲哉君登壇〕

○土木部長（宮島哲哉君）　熊本都市圏南部地域では、南北に向かう車が国道266号に集中し、熊本市城南町の物産館火の君マルシェ付近から中の瀬橋までの３キロメートルの区間に主要渋滞箇所が８か所も連なるなど、慢性的な渋滞が発生しています。

周辺の自治体からは、様々な機会を通じて、国道266号などの幹線道路の渋滞が深刻化していることや、渋滞により通学路や生活道路に進入する通り抜け車両が増加し、住環境が悪化していることなど、切実な声をいただいており、広域的な道路ネットワークの整備を担う県として、大変重く受け止めています。

このように、都市圏南部地域の交通渋滞は喫緊の課題であり、その対策については、熊本都市圏総合交通戦略に基づいて、熊本市と協議し、道路計画の具体化に向けた調整、検討を進めています。

まず、これらの渋滞解消に資する道路整備の考え方についてお答えします。

道路計画の検討においては、議員御指摘のとおり、都市圏南部の交通の円滑化はもとより、開発等に伴う交通需要への対応や災害時の代替性確保など、道路ネットワークを強化する観点が重要と考えています。

これまでの調査で、熊本市城南町の県道小川嘉島線から六嘉秋津新町線を経由して熊本高森線に接続するルートを整備することで、著町橋周辺の交通量が約２割削減され、都市圏南部地域の渋滞の緩和や熊本市東部へのアクセス向上の効果が高いことを確認しており、このルートの早期実現に向けて、未開通区間の接続や現道拡幅、バイパスを組み合わせた道路整備が必要であると考えています。

次に、現時点での取組についてお答えします。

現在、県で作成した概略設計案や概算事業費、交通推計結果などを提示し、この道路が担うネッ

トワーク上の機能、役割や整備効果、事業性などについて、熊本市と認識を共有するため、協議を重ねているところです。

昨年12月の県・市調整会議では、都市圏南部地域の慢性的な渋滞に協力して対応していくとの方針を改めて確認しており、熊本市からも、交通推計の内容や周辺道路への影響など、様々な観点から多くの意見をいただき、闊達な議論を行っています。

今後も、周辺市町の意向もしっかりと受け止めながら、熊本市との協議を時間的緊迫性を持って進め、小川嘉島線や六嘉秋津新町線の早期整備に向けて取り組んでまいります。

〔増永慎一郎君登壇〕

○増永慎一郎君　土木部長より答弁をいただきました。

この道路の整備については、概略設計や概算事業費の算定、また、交通推計調査など、県でしっかり実施されておられるということで、また、そういうことをやれば２割車両が減るということで、しっかりやられているという、前に進んでいるなという感じがしました。

この道路の整備をしなければならない箇所は、実は熊本市に集中をしております。熊本市というか、城南町に未開通部分があるんですけれども、そこはもともと熊本市ではございませんでした。以前、質問でも紹介しましたけれども、県道小川嘉島線整備促進期成会というのがございまして、熊本市が政令市になる前は、熊本市も会員でございました。ですから、熊本市も一緒になって、ここを開通させてくださいという要望をやっていたわけでございますけれども、政令市になったと同時に、期成会から離れられて、そして今オブザーバー的な位置づけをされておられます。そしてまた、道路整備の事業主体となった途端に、声が非常に小さくなったということで、県は頑張ってるけれども、熊本市がというような感じが、私個人的にはしております。

12月の県・市調整会議では、熊本市より様々な観点から多くの意見をいただき、闊達な議論が行われたということでございます。闊達というと、小さなことにこだわらず、大きな心ということでございますので、そういう議論をされたということは、熊本市も少しは前向きになられたのではないかなというふうに感じております。

ぜひ、この機を捉えて、協調しながら、素早く整備を実施してほしいというふうに思っております。

また、先ほど一体化という話をしました。実は、この道路は、小川嘉島線と言いますけれども、御船にほとんど近いところでございます。また、六嘉秋津新町線というのは、六嘉というのは、ちょうど高速のインター口で、御船町に本当に近いところ、御船町と言っていいところに起点があります。ですから、小川秋津新町線という認識で、一体化した道路整備にこれからも取り組んでいただきたいと思います。

いろんな開発が進んでおりまして、いろんな道路の整備は、地域住民、非常に切望されておられますので、熊本市を説得しながら、熊本市と連携をしながら、ぜひ頑張っていただきたいというふうに思っております。よろしくお願いします。

次の質問に移らせていただきます。

県立矢部高校の魅力化の取組についてお尋ねいたします。

県立高校の魅力化については、今後の県立高校の在り方を考える上で、非常に重要なものだと考えております。また、私は、日頃から、県立高校の充実は、子供たちの教育のみならず、その高校が所在する地域の発展にもつながっていくものだ

と考えています。

さて、今月４日、５日に熊本県公立高校の後期選抜試験が実施されました。いわゆる一般入試でございますけれども、最終的な倍率は確定していませんが、競争率は0.9倍と７年連続で１倍を下回っています。全体的には0.92倍と１倍に近く、非常に健闘しているように見えますが、学校別では、倍率の差が２倍以上、学科、コース別では、約４倍と高校間のばらつきがあり非常に大きく、私の地元の矢部高校においては、後期選抜に応募した生徒は誰もおらず、ゼロ名と衝撃的な結果になりました。

定員120名に対して、前期選抜で37名が合格していますし、また、13日には２次募集の試験がございますので、最終的には何名の生徒が入学するか分かりませんが、定員に対しての充足率がかなり低くなることは必至でございます。

昨年、県内では、定員割れした県立高校が、合計39校104学科ありました。定員の充足率は、熊本市内の高校の97.6％に対し、その他の地域では68.3％と、圧倒的に熊本市以外の地域を中心に定員割れが進んでいる状況です。大変憂慮すべき数字であると感じています。過疎地域では、特に中学を卒業する生徒数が減少しているという社会的要因があるとはいえ、熊本市以外の高校の充足率低下は深刻であり、喫緊の課題であります。

さて、このような状況の中、県では、県立高校の魅力化を推進されていますが、一部の高校では、学校だけで取り組むのではなく、地元自治体の支援を得ながら様々な取組がなされ、魅力化、特色化を図っておられます。

先ほど御紹介した県立矢部高校ですが、入学者を増やすため、令和２年度入学生から、高校と山都町が一体となって、地域みらい留学という制度を利用して、全国から生徒を募集する取組が始まりました。それに合わせて、山都町では、県外から入学した生徒が安心して矢部高校で学ぶための住環境整備として、商店街の有志がＮＰＯ法人を立ち上げて、寮の整備をされています。また、それに対して、町も財政的支援を行っています。

ところで、なぜ県が設置している県立高校の魅力化に対して、町がこれだけ熱心に取り組むのでしょうか。それは、各自治体において、県立高校がその地域の核となり、地域の発展に寄与してきた経緯があるからだと思います。高校の存在が、単なる高校生の教育の機会の提供にとどまらず、地域の活性化や地方創生という点で不可欠になっているからだと言えます。

県立高校の再編整備の際に、高校の存続について、地元から、反対をはじめ、いろんな声が上がったのは、まさしく、地元の高校がなくなってしまう、イコール、その地域が疲弊してしまうという考えの表れだと思います。

令和６年度の入試も終わろうとしています。先ほど御紹介した地域みらい留学などを利用しても、入学希望者は一向に増えません。当然、地元の生徒たちに対する矢部高校への進学の呼びかけは熱心に行われています。

地元の方々からは、老朽化した寮の整備や学校でのカリキュラムの見直しなど、もっと県が積極的に関与していただきたいとの声が多く上がっています。

県立高校の魅力化については、県も様々な取組をされているところですが、その取組状況や成果は、それぞれの地域によって様々だと思います。

そこで、今回は、先ほどから御紹介した地元の県立矢部高校についてお尋ねします。

まず、矢部高校の魅力化について、これまでどのような取組をされてきたのでしょうか。また、その取組の成果は上がっているのでしょうか。さ

らに、地域みらい留学制度に対し、地域の方々から要望として上がっている老朽化した寮の整備やカリキュラムの見直しなど、今後どのように対応していかれるのか、教育長にお尋ねします。

〔教育長白石伸一君登壇〕

○教育長（白石伸一君）　まず、矢部高校の魅力化の取組とその成果についてお答えいたします。

矢部高校は、令和元年度の学科改編以降も、少子化や過疎化の影響等もあり、募集定員120名に対し、40名前後の入学者数となっているなど、議員御指摘のとおり、充足率も低く、厳しい状況にあります。

このような状況を踏まえ、同校では、地域や企業、大学と連携した魅力化の取組が積極的に行われています。

具体的には、食農科学科と県立農業大学校とが連携し、イチゴの有機栽培に挑戦したり、山都町の農産品を生かした加工品の開発にも取り組んでいます。また、林業科学科では、認知症の予防等にも効果が見られるオリジナル木工パズルの開発、さらには地域貢献を目的としたニホンミツバチの研究など、様々な取組が行われています。

このような学びを通して成長した生徒は、令和４年度日本学校農業クラブ全国大会や令和５年度全国がんばる林業高校生表彰などで最優秀賞を受賞するとともに、卒業生の進路についても、国家公務員や地方公務員をはじめ、県内企業や県立大学等に就職、進学するなど、継続して成果が出ております。

また、全国唯一の部活動である二輪車競技部では、国際交通安全学会から特別表彰をいただくなど、少ない生徒数ではありますが、子供たちは生き生きと輝いており、大変心強く思っております。

次に、地域みらい留学制度に係る寮の整備やカリキュラム見直しなどの今後の対応についてお答えいたします。

全国から生徒を募集する地域みらい留学制度について、県教育委員会では、今年度から、地元と協働して、その経費の一部を負担し、首都圏や関西圏への働きかけを強化するとともに、同制度実施の全５校、５市町に対して、効果的な生徒募集を行うための情報交換会等も実施しています。

来年度からは、新たに山都町とともに、学校と地域との協働体制を構築する魅力化コンソーシアム設置に向けた取組を行うこととしています。本コンソーシアムでは、地域とともに協議しながら学校のグランドデザインを作成し、その中でカリキュラムの見直しや寮整備の在り方などについても検討する予定でございます。

今後も、学校、地元市町村などと十分に連携しながら、地域に根差した高校教育の充実を図るとともに、魅力ある学校づくりに向けてしっかりと取り組んでまいります。

〔増永慎一郎君登壇〕

○増永慎一郎君　矢部高校の現状を御説明いただきまして、また、県が取り組んできたこと、さらに、今後、今年度町と連携しながら魅力化について取り組んでいく、学校のグランドデザインを作成し、その中でカリキュラムの見直しや寮整備の在り方などについても検討する予定であるということで、そういう答弁だったというふうに思っております。

山都町は、平成17年に合併をしまして、今年で20周年を迎えました。主に矢部高校に行く生徒というのは、山都町の子供たちでございます。人口が２万人いたのが、今は１万3,000人、7,000人ぐらい減りました。

その中で、今年、山都町の成人式に参加させていただきました。82名の方が参加をされておられ

て、私たちのときには、それこそ何百人も――旧矢部町でございましたけれども、その中でも何百人もいたけれども、３町合併しても、たった82名しかいませんでした。そのときに、今年生まれた子供たちは何人いるんですかと聞いたら、40名足らずということで、非常にこの先危惧をしておる次第でございます。

当然、矢部高校にも、その山都町で生まれた子供たちの半分が行っても、20名ぐらいしか行かないということになりますし、そうなってくれば、やっぱり廃校という形にならざるを得ないような状況でございます。どっかと統合するとか、そういった方法が取られるとは思いますけれども、やっぱり高校の存続というのは、先ほども申しましたけれども、やっぱり地域と一体となって発展してきていますし、高校を卒業した子供たちが、地元で働いたり生活をしていくというのが、やっぱり町の基本になってくるというふうに思っております。その点、地域みらい留学制度というのは、よそから連れてこられるということと、あとまた、そういう子たちが地元に居着いていただける、また、その地元の応援をしてくれる人たちになるということで、非常にいい制度だというふうに思っております。

しかしながら、令和２年から始まりましたけれども、入学者数は、令和２年が４名、３年が１名、令和４年が３名、５年が５名、６年が１名と、本当に成果があんまり出ていません。何で成果が出ていないかというのは、きちんと検証をしていかなければいけないと思いますけれども、やっぱりＮＰＯ法人さんが運営している寮では、やっぱり親からしてみれば、心もとないという部分もございます。

また、カリキュラムの内容も、新しいことをテーマに研究させるというよりも、私は、地元の農家とか林業家とか人手不足で困ってらっしゃいます、カリキュラムの中に、例えば、１週間のうちに１回ぐらい実地研修ということで、農家の助けをしながら、農家は、ちゃんとそこにお金、アルバイト賃みたいなのは出しながら、そういった形で実体験できるような、何かそういった新しいカリキュラムをつくっていただければ、もうちょっと魅力が出るのではないかなというふうに思っております。そういった部分は、コンソーシアムでいろいろ話し合っていただきたいと思います。

一番言われるのは、やっぱり寮のことでありまして、何で県は加勢せぬという話がございました。なかなかそういった部分、私も難しいとは思います。

何か今度地方創生交付金がちょっと増額されるということで、その中に地域の地方創生の拠点整備交付金がひょっとしたらできるんじゃないかということで、それを見据えて、もしひょっとしたら、それを使えば寮整備ができるのではないかというふうな期待がございますので、そういった部分、目を光らせながら、できれば今後も御紹介していきたいなというふうに思っております。

矢部高校だけではなくて、県内のいろんな学校がこういう状態だというふうに思っておりますので、教育委員会におかれましては、ぜひともこれからもきちんと手を入れながら、高校が存続していくように頑張っていただきたいというふうに思っております。

最後の質問になります。

献血の現状と取組についてお尋ねいたします。

献血については、私も経験がございますが、ここにいらっしゃる皆様方の多くが経験されたことがあると思います。また、いろんな病気やけがで輸血をされた方もいらっしゃるのではないでしょうか。

先日、友人から、この献血について、献血者が減少し、大変厳しい状況になっているという話を聞きました。

そこで、今回、我が県の献血の現状と取組について質問したいと思います。

血液から製造される医薬品については、病気やけがに係る手術等の治療を必要とする患者さんのために必要不可欠なものです。

その原料となる血液は、いまだ人工的に製造することができず、健康な方々から自発的かつ無償で提供いただく善意に基づく献血により支えられています。

そして、その中には、有効期間が非常に短いものがあることから、必要な血液を十分に確保するためには、絶えず多くの方々からの献血への協力が必要であると言われています。

さて、日赤発祥の地と言われている我が熊本県は、かつて献血率日本一でありましたが、現在は５位になったということで聞いております。

最近では、昨年12月24日から26日の３日間に加え、２月３日にも、県庁プロムナードで、移動採血車、いわゆる献血バスと呼ばれていますが、その献血に多くの県職員の皆様方が協力されたという話を聞きました。ここにいらっしゃる皆様方も、直接献血ルームに伺って献血されるよりも、こうした献血バスが企業等やイベントを訪問するタイミングで献血されることが多いのではないかと思います。

こういった献血バスの取組は、献血者を増加させるためには、非常に重要であると認識しています。

そこで、１つ目の質問ですが、県内では必要な献血量は確保できているのか、また、県内の献血バスの現状と稼働実績についてお尋ねいたします。

次に、若年層に対する献血の取組についてお伺いいたします。

先日、新聞で、成人の日に、はたちの献血キャンペーンが行われ、熊本市のＣＯＣＯＳＡの献血ルーム前で、学生たちが献血への協力を呼びかけたという記事を見ました。こうしたイベントは、成人の日を中心に、全国各地で実施されているということを聞いていますし、テレビＣＭでも放送されているところです。

しかし、そういう取組をされているにもかかわらず、現在、県内の若年層の献血者数は減少傾向にあると聞いています。

ここでスライドを御覧ください。（資料を示す）

このスライドは、平成25年度から令和５年度までの本県における年代別献血者数の推移を表したものです。

平成25年度と比較した場合、令和５年度の献血者数は、50代から60代の年代においては約１万1,000人増加しています。

一方、それ以外の年代においては減少しており、10代から40代の各年代を合わせると、約１万6,000人減少しています。

ただいまのスライドで、若年層の献血者数が減少しているのがお分かりいただけたと思います。

さて、献血を受ける方々の約85％は50歳以上の方々であり、また、血液から製造される医薬品の多くは、高齢者の医療に使われていると伺っています。

一方では、献血は69歳までしか行うことができません。そのため、若年層が献血を支えることが重要になってきますが、実情では40歳以上が県内献血者全体の約70％を占めています。

今後、少子高齢社会が進むにつれ、さらに若年層の献血者の減少に拍車がかかれば、医療に重大な支障を来すおそれがあるのではないでしょう

か。

そこで、２つ目の質問ですが、今後、若年層の献血者をどのように増やしていくのか、その取組について、先ほどの質問と併せて、健康福祉部長にお尋ねいたします。

〔健康福祉部長下山薫さん登壇〕

○健康福祉部長（下山薫さん）　議員御紹介のとおり、本県は、平成12年まで献血率が全国１位でした。その後も、上位に位置しており、直近の令和５年度は全国５位となっています。

まず、１点目の献血量の確保についてお答えします。

冬場は、寒さや感染症等の影響で、献血者が一時的に少なくなる傾向にありますが、年間目標として熊本県献血推進計画に定める献血量は、おおむね達成している状況です。

次に、献血バスについてですが、まず県内の献血は、常設の日赤プラザ献血ルーム、下通献血ルームとお尋ねの献血バスで実施されています。献血バスは、県内に４台配置されており、令和５年度の稼働実績としては、延べ658回出動し、これにより、県内献血者数全体の45.8%に当たる３万4,000人の協力を得ることができました。

一時的に血液が不足する場合等には、熊本県赤十字血液センターと連携し、企業等に対して臨時的に献血バスを受け入れていただくための協力依頼等を行っています。

２点目の若年層の献血者数を増やす取組についてお答えします。

高齢社会の進展により、血液製剤の需要の増加が見込まれる中、将来にわたって安定的に血液を確保していくことが重要であると認識しています。

現在、県及び血液センターでは、高校、大学等を対象に、献血バスの派遣やセミナーの実施を通して、献血に関する理解促進や機運醸成を図るとともに、はたちの献血キャンペーンなど、機会を捉えた様々な普及啓発活動を実施しているところです。

今後は、対象校の活動拡大に努めるとともに、学生の協力を得ながら、同世代に対する効果的な啓発手法を検討するなど、若年層が献血に触れる機会を増やし、新たな献血者の確保に努めてまいります。

また、繰り返し献血に協力いただくための取組も重要です。先月18日には、日赤プラザ献血ルームが21年ぶりにリニューアルしました。より快適な環境の中で、多くの方に利用いただけることと期待しています。

県としましても、血液センターをはじめ関係機関と連携し、新たな献血者の確保と定着を推進することにより、血液の安定的な確保に努めてまいります。

〔増永慎一郎君登壇〕

○増永慎一郎君　健康福祉部長より答弁をいただきました。

血液量の確保は、おおむね目標を達成しているということで、また、献血バスが４台稼働し、献血全体の45.8%を占めているということでございます。半分近くを献血バスで占めていることに対して、少し驚いたわけでございますけれども、献血バス、よく見ますけれども、かなり貢献しているということで、ありがたいなというふうに思った次第でございます。

また、若年層の献血については、様々な取組をされており、今後、対象校の拡大や学生の協力を得ながら、新たな献血者数の確保を進める一方、今までしてこられた方に繰り返し献血に協力してもらう取組も重要というふうに考えていらっしゃって、その一つとして日赤プラザ献血ルーム

をリニューアルされたということでございます。

私も、たまに献血しますけれども、実は私、献血を400ミリすると、ちょっとショック状態になって、頭がぼうっとしてふらふらになるような感じがするので、たまにしかやらないんですけれども、そういった機会を捉えて、やっぱり皆さん方で協力して、いつお世話になるか分からないという気持ちで、ぜひ献血には協力していただきたいというに思っております。

また、若年層の献血について、高校での献血なんですけれども、学校によって受入れ体制にばらつきがあるということでございました。一応高校の同意を取ってやるわけでございますけれども、進学校ですね。いわゆる進学校と呼ばれる高校は、何か学習に影響があるということで、なかなか学校の先生方が受け入れてくれないそうでございます。進学校は、結構高校でも学生数が多いところでございますし、献血の必要性、献血を通じての社会貢献ということをきちんと理解していただければ、また、学習に影響があるかどうかよく分かりませんけれども、そういうことをきちんと訴えれば、まだ献血をしていただけるのではないかなというふうに思っておりますし……

○副議長（髙木健次君）　残り時間が少なくなりましたので、発言を簡潔にお願いします。

○増永慎一郎君（続）　また、私も、そういったことに対して、一緒に協力して献血をするように、献血が余計集まるように頑張っていきたいというふうに思っております。

大事な献血、さっき言いましたけれども、いつお世話になるか分からない血液でございますので、皆さん方にも協力していただければというふうに思っておる次第でございます。

これで用意した質問を全て終わらすことができました。

来月からは、新年度に替わります。私、仕事をしていたときには、２月の決算でございましたから、３月が新しいスタートだというふうに感じておりましたけれども、こういった議員の仕事をして、執行部の皆さん方と付き合い始めて、やっぱり新年度というのは、新しく変わる年というか、節目でございます。リニューアルというか、自分をリセットしながら、また新年度に向けて一生懸命に頑張っていきたいというふうに思っております。

どうも長い間御清聴ありがとうございました。（拍手）

○副議長（髙木健次君）　昼食のため、午後１時15分まで休憩いたします。

午後０時10分休憩

午後１時13分開議

○議長（山口裕君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

杉嶌ミカさん。

〔杉嶌ミカさん登壇〕（拍手）

○杉嶌ミカさん　皆さん、こんにちは。熊本市第一選挙区・自由民主党の杉嶌ミカです。本日、２回目の質問の機会を与えていただき、本当にありがとうございます。

先日、知事のお話の中にもありましたように、熊本聾学校の卒業式に出席させていただいた際、小学校の頃から少しだけ学んでいた手話を使い、議長の代理で祝辞を述べさせていただきました。

卒業式では、生徒の皆様が手話を使い、校歌や国歌を歌われる姿や、送辞や答辞を相手の目を見て、分かりやすく丁寧に、一生懸命気持ちと言葉を伝えておられる姿を見て、日頃忘れがちになっている伝えるという大切なことを、生徒たちの姿から教えていただきました。

本日も、このことを大切にしながら、質問をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、早速質問に移らせていただきます。

熊本県伝統工芸館の改修について質問させていただきます。

私は、これまで、アーティストとして熊本で活動する中で、多くの熊本の伝統文化や芸術に関わる皆様と御縁をいただいてきました。

先日は、郷土民謡民舞全国大会において、家族対抗グランプリ部門で日本一に輝き、さらに参議院議員賞を受賞された熊本県在住の河邉家の皆様と、その指導者である民謡歌手の田中祥子先生とともに、知事へ表敬訪問をさせていただき、受賞の報告をする機会をいただきました。

この郷土民謡民舞全国大会は、これまで64回の歴史があり、全国の民謡愛好家たちにより継承されてきた大会でありますが、もっと幅広い年齢層へも民謡を広め、継承していくための新たな取組として、家族対抗グランプリ部門が創設されたと聞いています。私は、今後、このような新たなチャレンジが、分野にこだわらず、どんどん進められるような社会であってほしいと思っています。

今回の表敬訪問では、大会でグランプリを受賞した五木の子守唄を披露していただき、改めて、この伝統文化、芸術が今なお継承されていることに加え、民謡を通して熊本のすばらしさを多くの皆様にアピールしていただいていることに感動いたしましたし、伝統文化、芸術の重要性を強く感じたところでもあります。

また、昨年、文化議連の視察で永青文庫を初めて訪問し、細川家に伝わる歴史的な文化財や美術品が県内外を問わず多くの方々に大切にされている様子や、今もなお文化財等の研究も進められており、過去には知られていなかった事柄が現代において解明されるなど、新たな熊本の歴史と価値が磨かれ続けていることを知り、大きな学びをいただきました。

改めて、熊本のすばらしい伝統文化や芸術が熊本でしっかりと継承されていくためにも、子供たちや県民の皆様が、もっと身近に感じ、触れることができる環境づくりは、本当に大切であると思います。

熊本の文化芸術を守り、発展させていくための拠点として、熊本県には県立劇場や美術館などがありますが、熊本県の伝統工芸の拠点である熊本県伝統工芸館においては、県が認定した伝統的工芸品を、見て、触れて、知って、そして実際に使ってもらうことをコンセプトに、様々な事業に取り組まれております。

令和４年度は、開館40周年を迎えたものの、コロナ禍で大きな取組ができない状況でしたが、県伝統工芸協会や技能士会、県内の工芸家さんたちと連携をして、子供から大人まで取り組めるワークショップやくらしの工芸展など、様々な企画展を実施されており、令和５年度は、入館者は７万7,000人まで回復をして、工芸品の売上げは、目標を上回る3,300万円まで伸ばされています。

昨年５月に伝統工芸館で開催された熊本い草工芸展においては、熊本のイグサの歴史、イグサ商品の展示販売、イグサを使った遊びや商品製作体験等といった複合型のイベントが企画され、多くの皆様にお越しいただいたと聞いています。

このような取組は、現在増加している外国からの来訪者にもイグサの魅力を伝え、手に取っていただける機会にもなると思います。

現在、熊本のイグサが消滅の危機にあることを知りました。イグサだけではなく、私は、熊本の宝である伝統ある文化や芸術を守り、持続可能な形で次世代に継承していくための取組は、今後ま

すます必要であると考えます。

しかし、本年度より、伝統工芸館施設の長寿命化を図る大規模な改修工事のため、１年以上にわたる長期の休館となることを知りました。

そこで、観光文化部長に２点質問いたします。

１点目は、熊本の伝統工芸館の休館は今しばらく続き、休館中においても様々な取組が考えられていると思いますが、休館中の取組について、どのように進められるのかをお尋ねいたします。

２点目は、施設リニューアル後の伝統工芸館での取組について、どのようなお考えを持っておられるのかをお尋ねいたします。

〔観光文化部長倉光麻里子さん登壇〕

○観光文化部長（倉光麻里子さん）　熊本県伝統工芸館は、都道府県立の工芸館としては石川県と本県にしかない、全国的にも貴重な施設です。

県では、この伝統工芸館を核として、本県の伝統工芸の魅力を広く発信し、作り手と使い手のつなぎ役となる取組を行ってきました。

そのような中、議員の御質問にありましたとおり、開館から42年を経過した伝統工芸館では、さらなる長寿命化を目指し、昨年９月に大規模改修工事に着手しました。再開は、令和８年春を予定しており、休館期間は１年を超えることになります。

まず、この休館中の取組についてお答えします。

県としては、休館期間を新たな顧客獲得の好機と捉え、これまで伝統工芸に触れる機会が比較的少なかった若年層もターゲットに加え、熊本市中心市街地の商業ビルの一角で仮店舗を運営しています。

あわせて、県内の商業施設等を巡回する出張展示、販売やＳＮＳ等を活用した情報発信なども行っており、これらの取組を通じて、休館中も切れ目なく、本県の伝統工芸の魅力を広くお伝えしていきます。

次に、改修後の伝統工芸館の姿と伝統工芸の取組についてお答えします。

伝統工芸がこれからも持続可能なものであるためには、現代の暮らしや利用者のニーズに応じた新たな魅力を備えることも重要です。

このため、改修においては、直接ニーズを酌み取れるよう、工芸家と来館者の接点を増やすことにしています。

具体的には、来館者に館全体を回遊していただけるよう動線を工夫するとともに、展示が主となっていた従来のレイアウトを見直し、工芸家が自由に企画、発表できる貸し会場のスペースを拡張します。

また、工芸家の経営基盤の安定化を図ることで持続可能なものとし、伝統工芸を継承していくことも極めて重要です。

そこで、県では、国内外で購入可能なＥＣサイト等を活用した伝統的工芸品の販路拡大、そして、若者や生活者の視点など、利用者ニーズを踏まえた魅力ある伝統的工芸品の開発、これら相互の好循環を生み出すことで、伝統工芸の継承、発展を図っていきたいと考えています。

伝統工芸館は、１年半の休館期間を経て、新しく生まれ変わります。来館するたびに新しい発見があり、何度も訪れたくなる施設として、国内外を問わず、さらなるファンを獲得し、本県の伝統工芸の継承と発展にしっかりとつなげてまいります。

〔杉嶌ミカさん登壇〕

○杉嶌ミカさん　御答弁いただきました。

伝統工芸館は、今回の改修で新しく生まれ変わるとのことで、大変楽しみにしております。熊本城の麓という立地条件を生かし、将来を担う子供

たちだけではなく、国外の方々への文化の発信も大いに期待しているところです。

今回郷土民謡民舞全国大会でグランプリを受賞された河邉さんは、関東の御出身でありますが、御結婚を機会に熊本に住み、熊本を第二のふるさととして生活される中で民謡に出会い、今回、熊本だけにとどまらず、全国を代表する民謡の継承者として見事グランプリを受賞されました。五木の子守唄を選んでいただいたことも、本当にうれしく思います。

現在、私は、インターンの大学生３名の受入れをしていますが、その３名の学生に、畳の原料はイグサであり、それが熊本で生産されていることを知っているかと質問してみました。答えは、３人そろって知りませんということで、私も衝撃を受けました。

熊本の農産物、工芸品、文化、歴史、偉人など、県外や海外からも高く評価されている熊本の宝を、熊本に住んでいる、熊本で育っている子供たちが知らないというのは、とても残念なことだと思いました。

まだまだ熊本には、ふだん当たり前になっていて気づかない、また、知られていない文化や伝統があるのではないでしょうか。知ってもらうことが目的というわけではなく、私たちが文化を受け継いで継承していくためにも、知るということで、その価値や魅力が磨かれていくものと思います。熊本の未来を担う子供たちには、ぜひ、教室の中だけでなく、実際の体験を通して体感する機会を、環境をたくさんつくっていただきたいと願います。

子供たちには無限の可能性があると知事もおっしゃっています。私もそのとおりだと思います。学習指導要領にある学びだけではなく、幅広いジャンルの学び、特に、なかなか目を向けられない文化についても取り入れていただくことや、音楽に例えると、クラシックとポップスの融合というように、新しい組合せをすることで、興味、関心の幅を広げるというようなアイデアを新しい時代への継承の形として期待したいと思います。そして、このことは、熊本の未来を守り、発展させていくことにもつながることと思います。ぜひよろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。

県立高校の在り方について質問いたします。

私は、子育ての当事者として、出産から育児、そして現在中学３年生の息子の進路選択に至るまで、母親としても多くの学びを得てきました。小学校に入れば親子の関わりは薄れるかと思っていましたが、実際には親子のつながりは途切れることなく、成長とともに、より深い関わりが求められることを実感しています。

現在、息子は受験を控え、学校のサポートや友人、地域の方々との情報交換を通じて進路を模索していますが、自分の夢や将来が明確に見えているわけではありません。

こうした出産から子育ての経験から、学校は、学業だけでなく、様々な経験、人間関係の構築や地域とのつながりを通して、人生をより豊かにしてくれる重要な場所であることを改めて感じています。

現在、学校の在り方について様々な議論が交わされていますが、全ての子供たちに学びが保障され、今求められている学校の姿を示し、実現していくことこそが、未来を担う子供たちにとって、とても重要であると考えます。

令和２年度に設置された県立高等学校あり方検討会では、全ての高校生が夢に挑戦できる魅力ある県立高校を実現するために、14の具体的な取組が提言されました。今年度は、この取組の最終年

度であり、昨年６月には、その検証も行われています。

取組の成果として、全ての県立高校でスクールミッションを掲げ、各校の特色を明確化したこと、また、熊本スーパーハイスクール構想に基づき、イノベーションハイスクールやスーパーサイエンススクールの指定を行うなど、各校の魅力化、特色化事業が実施されました。また、高森高校のマンガ学科、菊池高校の未来探究コース、地域探究コース、天草工業高校の情報技術科、水俣高校の半導体情報科の設置など、最先端の学びや探求的な学びの導入も進められており、一部では入学志願者数の増加という成果も見られています。

しかしながら、多くの成果があった一方で、課題もあります。既に認識されております少子化による中学校卒業生の減少による課題は、止まることなく深刻化しています。このような現状で、定員充足率を改善することにはかなり無理があります。

現在、熊本市の定員充足率は90％台後半で推移していますが、熊本市外は70％前後と大きな乖離が見られます。今後も、中学校卒業者数は、令和10年には１万6,000人を下回り、令和20年には、そこからさらに4,500人も減少すると予測されています。この数字を踏まえると、県下の高校を現状維持することは非常に困難であると考えられます。

しかし、全ての高校生が夢に挑戦できる魅力ある県立高校の実現を目指す県立高校の新しい在り方こそ、これから最も必要とされる視点であり、地域社会に求められていることであると思います。

私は、特に地方の高校の魅力をさらに高め、地域社会と連携して課題を共有し、子供たちの夢の実現を後押しする教育環境をみんなで充実させていくことが、熊本県の未来を明るいものにすることができると思っています。

今年度は、県立高校魅力化地域意見交換会が25市町村で実施され、多くの参加者から有意義な意見交換がなされたと聞いています。このことを踏まえ、現在示されている７つの方向性や14の取組が、子供たちや地域のニーズと一致しているかどうかを改めて確認する必要もあるのではないかと考えます。

そこで、教育長に質問いたします。

昨年６月の県立高校学校あり方検討会で示された検証結果や県立高校魅力化地域意見交換会の実施を踏まえて、令和７年度以降の新たな方針を検討していると伺っていますが、現在の検討状況と今後の取組に対する考えをお聞かせください。

〔教育長白石伸一君登壇〕

○教育長（白石伸一君）　まず、現在の県立高等学校あり方検討会の検討状況についてでございますが、県立高校の魅力化や今後の方向性の検討を行うため、昨年７月に県立高等学校あり方検討会を立ち上げ、これまで２回会議を行っております。

この２回の会議において、これまでの魅力化の取組の検証、令和５年に実施した県内の全ての中学生と県立高校生等を対象に行ったアンケート結果の報告を行い、その上で、県立高校の現状と課題について協議を行っていただきました。

その検証、協議の中では、高校の魅力化には自治体の協力が欠かせない、地域の方に対する高校魅力化の見える化が必要といった様々な意見をいただきました。

その後、これらの意見を踏まえ、10月から地域意見交換会を県内25か所で28回開催しております。

地域意見交換会では、子供たちや地域のニーズ

を把握するため、10年後、この地域にあってほしい高校の姿をテーマに、地元自治体をはじめ、保護者や同窓会、高校生など参加の下、ワークショップ形式で実施したところでございます。

今後の取組についてでございますが、３月以降にあり方検討会を３回程度開催し、今後の県立高校の目指す姿と取組の基本的方向性について議論を深めていただき、令和７年度末を目途に新たな方針を策定する予定としています。

また、来年度から学校と地域との協働体制を構築する魅力化コンソーシアムモデル事業の予算を今定例会に提案しており、これまでの魅力化の取組を加速化させていくこととしています。

引き続き、本県の未来を担う子供たちの高校での学びの充実を図るため、地域と一体となって、県立高校の在り方についてしっかり検討してまいります。

〔杉嶌ミカさん登壇〕

○杉嶌ミカさん　教育長に御答弁いただきました。

県立高校の在り方は、熊本県において、これまでも幾度となく議論をされてきたことでもあり、また、今回は、渕上議員の代表質問から始まり、たくさんの学校に関する質問が上がっていて、皆様の鋭い視点で質問されており、本当にすばらしいなと思って勉強させていただいておりました。

私の質問も重複するところがたくさんあって、質問を諦めようかとも思いましたが、それでも、今回、私の息子も４月から高校に進学をするという保護者の立場からも質問させていただきました。

教育長には、これまでのあり方検討会の検証と協議をしっかりと進めていただき、各地域の皆さんの意見を踏まえ、ぜひ、子供たちが心から行きたいと思うような魅力ある、そして選ばれる高校づくりを目指して、各自治体とさらに連携を深めて進めていただきたいと思います。

今後取り組まれる魅力化コンソーシアムモデル事業についても、しっかりと取り組んでいただきますようにお願いいたします。

次の質問に移ります。

こどもまんなか政策について、部局横断的施策に係る知事のお考えについて質問いたします。

私は、若い人が熊本で夢をかなえづらい状況や、私自身が成長してきた環境や子育ての経験から、若い世代が夢を描き実現できるよう、熊本をよりよくしたいと思い、政治の世界へ飛び込みました。

政治活動と併せて、アーティストとして学校公演を行う中で、子供たちの進路をよく尋ねますが、熊本を離れる若い人が多く、とても不安を感じています。私が学生時代に感じていたのと同じように、若い人が熊本で夢をかなえづらい状況にある、もしくは、そう感じているのではないかと思います。

また、最近では、部活動の廃止や経済的な格差などで、子供たちがスポーツや文化を学ぶ機会が平等ではないとも感じています。私の息子を見ても思いますが、子供たちにもっといろんな経験をさせて、選択肢を広げてあげたいと思っています。

そのような強い思いから、今回の質問でまず取り上げたかったのが、木村知事が掲げる新時代にふさわしいこどもまんなか熊本の実現です。

政治家になって、私が実感したのは、出産から子育て教育など、子供が成長する中で、行政からは様々な形で支援をいただいておりますが、こういった支援策が、子供の成長とともに、担当部局が変わったり途切れたりして、とても分かりにくいということです。

今回、知事が立ち上げられた「こどもまんなか熊本」推進本部は、これらを解消するような部局横断的に取組を進められていくということで、とても期待をしています。

そのような中、昨年11月に、県では、子ども・子育て会議が開かれ、将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合など、こどもまんなか熊本・実現計画に盛り込む数値目標を示され、計画期間が2025年度から2029年度の５年間とされています。本年度中には、具体策を取りまとめた上で計画を策定されると伺っています。

今後示される具体施策が、数値目標の達成を通じて目指す、幸せに暮らす、成長できる、県民が家庭や子育てに夢を持てることを県民が実感することがとても大切で、それを目に見える形で、県民に分かりやすく、効果や成果などの情報を発信していただきたいとも思います。

そこで、１点目のお尋ねですが、今年度策定予定のこどもまんなか熊本・実現計画について、知事がリーダーシップを発揮して県庁横断的に取り組んでいかれるに当たって、どのような点を大事にされ、今後、計画に掲げられた施策を、どのように展開、実行して、数値目標を達成していかれるのか、知事のお考えをお尋ねいたします。

次に、知事は、お出かけ知事室や地域未来創造会議等を実施し、市町村とのコミュニケーションを大切にしていただいているものと思います。私も、様々な皆様からの感想を聞いているところです。その中で、学校のことも話題に上がっていると聞いています。

こどもまんなかの観点から、学校についてもお尋ねします。

昨年11月に、こどもまんなか熊本の実現に向けた数値目標、指標が県から提示されました。その中で、大学の進学率や県内高校の県内就職率などが指標として示されています。

私は、音楽大学を卒業しましたが、それは小さい頃からの夢である音楽に関わる仕事をしたいという思いと、その音楽を誰よりも学びたいと思ったからです。

子供たちには、大学に進学することを目標にするのではなく、小中高校時代の教育を通じて、将来何をしたいのか気づいてもらうことも大切で、県は、その教育にしっかりと取り組んでいってほしいと思います。

多くの方が経験があると思いますが、中学校を卒業して、どこの高校を目指すのか、多くの子供にとって、とても大きく、人生で最初の決断となります。それは、人生を大きく左右する選択でもあります。

そのためにも、子供たちの夢の実現、個性を最大限引き出してあげられるような、可能な限り選択肢を広げてあげられるような、多くの魅力ある高校が一つでも多く存在し続けてほしいと願っています。

そこで、２点目の質問ですが、現在、県内の子育て世代の関心事の一つに、県が行っている県立高校の魅力化が挙げられます。この検討会では、県立高校の数を減らすことを目的としているのではないかとの不安の声が各地域から出ていますが、こどもまんなかの視点からも、知事としてどのようにお考えか、併せてお尋ねいたします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事（木村敬君）　杉嶌議員から、こどもまんなか政策の中でも、特に、部局横断施策に係る私の思いについてということで御質問いただきました。

私は、こどもまんなか熊本を県政の最重要課題の一つに位置づけて、取組を進めております。

こどもまんなか熊本の実現のためには、教育、

福祉、労働、農業など複数の部局が関わりながら、横断的な連携体制の下で、共通の目標を持って取組を推進することが極めて重要であると考えております。

そのためには、まずもって、私がリーダーシップを取り、検討、実行を指示していくことが大事であると考えて、知事就任直後に、私をトップとし、部長級のメンバーで構成する推進本部を立ち上げて、これまで検討を重ねてまいりました。

部局横断的な対応が必要な課題というのを挙げてみますと、１つに、例えば支援が必要な家庭の子供たちに対しては、その家庭環境によって教育の格差が生じないように、福祉と教育の両方の分野、両面からのサポートをしていく必要がございます。いじめの問題や不登校の子供たちへの対応についても、学校と家庭の両方の側面から支援が必要だというふうなことが重要だと思っています。

また、子育てしながら働きやすい、そうした環境の整備には、労働分野での企業の育児休業、柔軟な働き方の推進、そうしたことに加えて、保育環境や放課後の居場所づくりなど、福祉、教育の分野の取組も労働分野に加えて必要になってきます。

このような問題認識を踏まえて、来年度以降も全庁一丸となって、こどもまんなか熊本・実現計画に掲げた施策をしっかりと実行していくとともに、並行して次なる具体施策の検討も進めてまいります。

計画の中に具体施策編というのがございます。これについては、毎年秋頃に、次年度の取組を中間整理して予算案をまとめて、そしてまた議会にお諮りしながら、春頃に改定を進めると、そういう形でのローリングをしていきたいと思っております。

また、市町村はもちろんのこと、民間企業、各種業界団体との連携強化も不可欠です。今年度、県内市町村との連携会議ですとか、推進本部の各部局が所管します業界とも、それぞれ意見交換を行いましたが、今後も引き続きしっかりと継続してまいりたいと考えております。

そして、こどもまんなか熊本の実現に向けた数値目標として掲げる、将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合、そうした目標をしっかりと達成することに向けて、全庁を挙げて取組を進めてまいります。

次に、県立高校の魅力化についてお答え申し上げます。

県教育委員会で設置しております県立高等学校のあり方検討会は、少子化が急速に進展し、郡部を中心に、残念ながら定員割れが進む中、現在の高校をそのまま維持することは困難ではないかという課題がまずある一方で、高校は地域になくてはならない存在であるという、その相反する課題を踏まえて、県立高校の魅力化や今後の方向性を検討することを目標に、現在開催しているものでございます。

先ほど教育長から御答弁していただきましたが、現在、県立高校の募集定員の見直しや通学区域などの具体的なテーマを含めて、各高校の魅力化について真剣な議論がなされています。また、地域意見交換会、先ほど議員からも御指摘いただきましたが、そちらにおいては、25か所、全28回、そして延べ約1,700名もの地元住民の方々に御参加いただいて、10年後、地域にあってほしい高校の在り方について、大変熱心な議論を交わしていただいております。大人のみならず、当事者である高校生などからも、様々な御意見、御提案をいただいていると聞いております。

今後、これらを踏まえて、子供たちに選ばれる

魅力ある県立高校づくり、県立高校の魅力化に向けて、丁寧な議論が行われることを期待しております。

引き続き、全庁一丸となって、全ての子供、若者が幸せに暮らし、成長できる熊本、県民の皆様が家庭や子育てに夢を持てる熊本の実現を目指して、頑張ってまいります。

以上でございます。

〔杉嶌ミカさん登壇〕

○杉嶌ミカさん　知事に大変丁寧に御答弁をいただきました。ありがとうございます。

私の思い出がたくさん詰まった母校、小学校、中学校、高校は全てなくなってしまいました。これから熊本で育っていく子供たちには、そのような寂しい思いをさせたくありません。それが私の一番の願いです。

熊本は今、ＴＳＭＣの進出を契機として大きな可能性が広がる中、交通渋滞や農地、環境などの課題もあり、木村知事が就任をされて、スピード感を持って取り組まれています。

そういった中であっても、今回、木村知事が、県政の最重要課題として、こどもまんなか政策にしっかりと目標数値を掲げ、予算化し、全庁挙げて取り組まれるとの御答弁をいただくことは、子供たちや子育てに関わる皆様にしっかりと向き合って進めていただけるものと、本当にうれしく感じました。私も、県議会議員の一人として、しっかり取り組んでいきたいと思います。

また、高校の在り方についても、今回取り組んでいただいている地域意見交換会には1,700名もの皆様に御参加いただいたということですが、これも県民の皆様の関心の高さの表れであると思います。木村知事が地域の声をしっかり聞いて進めてくださるとのことで、こちらも心強く思いました。

ただ、質問でも触れましたが、今後も、県民に分かりやすく、効果や成果などの情報を継続して発信していただきたく思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。

熊本県社会的養育推進計画の改定について。

私は、これまでの活動を通して、社会的養育を必要とする子供たちが熊本県にも多くいることを知りました。現在、熊本県内で取り組まれている里親の制度を啓発する活動等にも参加をさせていただき、学ばせていただいているところです。

令和４年の児童福祉法改正により、子育て世代及び養育環境の整備に係る支援の強化や子供の権利擁護が図られた児童福祉施策を推進するための措置を講ずること等が示されたことで、子供が権利の主体であることを基本とした福祉施策のさらなる推進が期待できるものと思います。

熊本県においても、国から新たに示された都道府県社会的養育推進計画の策定要領に基づき、熊本県社会的養育推進計画の改定が進められています。

ここでスクリーンを御覧ください。（資料を示す）

これは、計画の改定案の概要をまとめたものです。この計画の重点事項として５つの項目が上げられておりますが、その中でも子供たちや家庭と最も近い市町村の取組はとても重要であると思います。県内全ての市町村にこども家庭センターを設置する目標が掲げられていますが、設置することだけが目標ではなく、しっかりと機能させていくことが重要であると考えます。

また、本県では、心理療法担当職員などの専門スタッフが児童や家庭に関する相談に対応する児童家庭支援センターが、県内の８つのエリアで設置されています。これは、これまでの取組をしっ

かりと進めていただいている成果だと思います。今後ますます市町村などの関係機関と連携をして、困難を抱える児童や子育て家庭の支援に力を発揮していただくことを期待しているところです。

続いて、次のスクリーンを御覧ください。（資料を示す）

図中の２、本県の社会的養育の現状についてです。

まず、代替養育が必要な子供の数が減少していることが示されていますが、代替養育を主に担ってきた児童養護施設においては、施設の老朽化や人材不足等が課題となっているという話も耳にするところです。

また、里親への養育委託については、家庭養育優先の理念が規定された平成28年の児童福祉法の改正以降、全国でその推進が図られているところです。本県でも、児童相談所と関係団体の連携、協力により、委託率が上昇しているものと受け止めています。しっかりと取り組んでいただいていることに感謝をいたします。

続いて、次のスクリーンを御覧ください。（資料を示す）

図中の３、里親委託率の目標についてです。

令和11年には46.2％という驚くような目標が掲げられております。現在も相当頑張っていただいて、20.2％という数値ですから、これから５年間で倍以上の46.2％を達成するためには、相当な努力が必要になるのではないでしょうか。

次のスクリーンを御覧ください。（資料を示す）

図の右下に示されている主な評価指標になります。

現在の県内の里親登録数296世帯を、令和11年には597世帯に増やす目標が掲げられていますが、受皿となる里親等の確保はもとより、子供と里親の適切なマッチングの実施、委託後の子供と里親家庭への支援の強化など、様々な取組が必要になるものと思います。

昨年度、県内の児童相談所における児童虐待相談対応件数は2,739件に上り、10年前の約4.6倍となっており、対応する児童相談所の業務負担も相当大きくなっているのではないでしょうか。

加えて、今年６月から、虐待が疑われる子供を児童相談所が一時保護する際、保護者が一時保護に同意しない場合には、児童相談所が裁判所に一時保護状を請求する司法審査の仕組みの運用が始まるとの報道がありました。この司法審査手続には１件当たり８時間もの時間を要するとも言われており、児童相談業務の現場における業務負担のさらなる増加も予想されますので、私としては、児童相談所における迅速な対応をどのように維持していくのか心配に思うところがあります。

これらのことを踏まえ、これから５年間、どのようにこの社会的養育推進計画に沿った取組を進めていかれるのか、健康福祉部長にお尋ねいたします。

また、前回の質問にて、子供の権利擁護についてお伺いをいたしましたが、本年度から、熊本県においても、子供たちの権利や主張を代弁するアドボカシー制度の本格的な取組が開始されていると聞いています。その現状も併せて伺います。

〔健康福祉部長下山薫さん登壇〕

○健康福祉部長（下山薫さん）　社会的養育推進計画については、平成28年の改正児童福祉法を踏まえ、令和11年度までの10年間を計画期間として、令和２年３月に策定いたしました。

今年度は、計画策定から５年の中間年に当たり、家庭養育優先という法の理念を踏まえ、里親委託等のさらなる推進と、児童養護施設等を含む様々な社会資源の活用を基本的な考え方として、

計画の中間見直しを行いました。その中で、市町村のこども家庭センターの設置、里親への委託、その受皿となる里親登録数など、様々な数値目標や指標を掲げています。

こども家庭センターについては、母子保健と児童福祉の機能を統合し、妊娠期から出産、子育て期に至るまで、切れ目のない支援が期待されています。

県としては、こども家庭センターにおいて、早い段階から課題を抱える家庭に寄り添い、適切な支援がなされるよう働きかけるとともに、必要な財政支援を行ってまいります。

次に、里親委託率等については、議員御指摘のとおり、現状を踏まえますと、大変高い目標を掲げていると認識しています。里親への委託を推進するため、里親支援センター等の関係機関と連携し、受皿となる里親を増やすとともに、里親に対する支援の充実を図ってまいります。

また、一時保護に係る司法審査手続については、昨年国が実施した導入前の試験的な運用に、本県の児童相談所も全国15の自治体とともに参加いたしました。ここで得られた知見や経験を踏まえ、国から示されたマニュアルを参考に、熊本地方裁判所等と協議しながら、本格実施に向けた準備を進めています。あわせて、司法審査制度の導入が児童相談所の業務負担の増加につながらないよう、デジタル技術も活用し、業務全体の効率化を進めてまいります。

最後に、子供の権利擁護の取組については、子供が大人に意見を伝えることをサポートする支援員の派遣先を、今年度から全ての児童養護施設等に拡大しました。今年度は、１月末時点で、延べ222人の子供たちの声を直接聞き、必要な支援を実施いたしました。

今後も、当事者である子供たちの声に耳を傾けるとともに、市町村などの関係機関と連携、協力し、子供たちが、安全に安心して健やかに成長できる環境の確保に向けて、社会的養育推進計画に基づく取組を全力で進めてまいります。

〔杉嶌ミカさん登壇〕

○杉嶌ミカさん　御答弁いただきました。

今回の社会的養育推進計画の策定の見直しには、私はとても期待をしております。御回答いただきました計画について、家庭センター、里親への委託など、具体的に目標数値を掲げていただき、県民に分かりやすく進めていただけるものと期待しています。

しかし、この目標数値は決して簡単に実現できるものではないと思います。今後、新しく導入される一時保護の制度についても、早めに関係団体との協議に取り組んでいただくなど、今後しっかりと進めていただきますようお願いいたします。

また、社会的養育に至るまでの早い段階からの対策が必要であるとの御説明をいただきました。とても大切なことだと思います。ぜひ、子供たちが生まれてきた家庭の中で安心して暮らせるように、市町村や関係団体と連携を図りながら進めていただきたいと思います。

子供の権利擁護についても、アドボケイトの派遣など積極的に進めていただき、事業に取り組まれていることを御説明いただきました。引き続き、子供たちの権利を守りながら、よりよい取組になるようお願いをいたします。

それでは、最後の質問に参ります。

アニマルフレンズ熊本開所後の成果と課題について質問いたします。

約１年前となる昨年の３月26日、熊本県動物愛護センター、アニマルフレンズが、念願の開所式を迎えました。

このセンターは、第３次熊本県動物愛護推進計

画に基づき、「命を大切にし、やさしさあふれる人と動物が共生するくまもと」の実現を目指すため、動物愛護センターの在り方を検討した結果、動物愛護の拠点となる施設整備が必要との提言を受け、建設されました。

私は、昨年５月のオープン記念イベントにも参加をさせていただいた際に、これまで県内になかった温かみのある先進的な動物愛護の拠点ができたことにわくわくしたことを思い出します。

オープンしてからも機会あるごとにアニマルフレンズを訪問しておりますが、熊本県の動物愛護の拠点として、ＳＮＳを活用した情報発信、動物愛護の啓発、保護犬、保護猫の譲渡会、飼い主のいない猫の避妊去勢手術事業、ＴＮＲ活動など、ボランティアの皆様や県民の皆様、そして職員の皆様がつながり、多岐にわたる活動を展開されていることに、木村知事が掲げる「動物愛護・日本一」の熊本、そして新しい熊本共生社会を実現する一つの拠点として、心からの期待をしています。

しかしながら、昨年末には、保護猫の収容率が100％に達し、12月から今年１月にかけて、緊急で新たな飼い主の募集を行わなければならない事態が発生してしまいました。この背景には、猫の多頭飼育の崩壊があると聞いています。

この多頭飼育については、特に社会的支援が必要な方が飼い主である場合が多く、避妊、去勢にかかる費用の負担や野良猫への餌やり等が課題ではありますが、行政やボランティア団体が把握していても、容易に介入できない状況に加え、飼育の状況がなかなか表面に見えてこないということが課題であるとされています。

最近のケースでは、飼い主の突然の死亡や、独り暮らしや高齢者の飼い主が入院し、地域のケアマネジャーの支援を受けることで、多頭飼育が発覚した事例もありました。今後早急に、この多頭飼育を未然に予防する取組が必要であると考えます。

また、保護猫が増加している状況の中、熊本県においては、積極的に猫の譲渡会を開催していただいておりますが、なかなか譲渡に至っていないという要因の一つに、譲渡の条件が厳しいとの声も上げられております。

現在の譲渡においては、高齢者世帯では譲渡された動物の終生飼育に不安があるため、万一、面倒を見られなくなった場合に備え、代わりに世話をする後見人等の同意がなければ、譲渡が認められないなどの条件が設けられています。

しかし、現在あふれている保護猫たちをどうにかしなければならないことを前提として、高齢者にとって、心の支えや生きがい、またはセラピー効果を期待できるなどの側面もあります。他県では、高齢により飼育できなくなったときには、またボランティアが引取り手を探すような取組も始まっていると聞いています。

さらに、群馬県においては、動物愛護に関する条例が改正され、飼い猫を屋内で飼育すること等が努力義務化されたことを受けて、大泉町においては、飼っている猫と飼い主の情報を町に登録するマイニャンバー制度という取組も導入されています。

このような先進事例を検証し、熊本県においても、高齢者へのサポート体制を整えながら、様々な視点から譲渡の仕組みや制度を見直し、動物愛護を推進していくことが重要であると思います。

そこでお尋ねいたします。

アニマルフレンズがオープンして約１年がたちますが、どのような成果があったか、また、課題についてどのようにお考えでしょうか。健康福祉部長の御見解をお伺いいたします。

〔健康福祉部長下山薫さん登壇〕

○健康福祉部長（下山薫さん）　動物愛護センター、アニマルフレンズ熊本は、昨年３月の開所後、本県の動物愛護の拠点としての役割を果たせるよう、新たな取組にも果敢に取り組んできました。その中で、１年間の成果と見えてきた課題についてお答えします。

まず、主な成果ですが、１点目は、動物愛護の啓発、教育についてです。

動物愛護団体と連携したイベントや犬のしつけ方教室、さらにはセンターをより知ってもらうためのバックヤードツアー等の開催を通して、これまでに約8,000名の方に御来場いただきました。また、幼少期から命の大切さを学ぶいのちの教室では、動物の飼育に関わる仕事を体験できるプログラムなどが関心を集めまして、約1,400名の子供たちの参加がありました。

これらの取組によって、県民の動物愛護に対する機運が着実に高まってきたと感じているところです。

２点目は、保護犬、猫の譲渡についてです。

ＳＮＳを活用した動画配信や月１回の休日譲渡会の開催など、これまでの取組を強化するとともに、譲受け希望者の不安解消のために行うお試し飼育制度の導入により、旧センターに比べて、犬は２倍、猫は３倍を超える譲渡数となりました。

次に、課題についてお答えします。

１点目は、多頭飼育崩壊の問題です。

議員御指摘のとおり、昨年末から猫の収容率が100％を超えることもありますが、これは多頭飼育崩壊が大きな要因となっています。

この問題には、飼い主の生活困窮や社会的孤立といった背景があるため、福祉関係者等と連携した多頭飼育の早期探知が何より重要です。

このため、県で作成した多頭飼育問題に関するリーフレット等により、市町村や民生委員等の福祉関係者に対して、広く協力を依頼しているところです。

今後も、様々な機会を通して、関係機関との連携を強化し、多頭飼育崩壊の未然防止に取り組んでまいります。

２点目は、飼い主のいない猫の問題です。

県に寄せられる猫に関する悪臭等の苦情は、センター開所後も増加傾向にあり、生活環境の悪化による住民間のトラブルの増加も引き起こしています。

県としては、飼い主のいない猫を増やさないために、今年度からセンターで開始した無料の避妊去勢手術を今後も継続して実施していきます。さらに、地域で猫を適切に管理する地域猫活動を行っている団体の取組の周知や、無責任な餌やりをしないよう、県民への啓発の強化にも取り組んでまいります。

なお、議員御提案の高齢者への譲渡に当たっての条件緩和については、まずは、他自治体の先進事例を調査し、動物愛護団体の意見も伺いながら、適切な譲渡の仕組みづくりを検討してまいります。

今後も、人と動物が共生できる「動物愛護・日本一」の熊本を目指して、アニマルフレンズ熊本を拠点とした取組を強化してまいります。

〔杉嶌ミカさん登壇〕

○杉嶌ミカさん　御答弁いただきました。

これまで、熊本県においては、蒲島前知事が掲げられた殺処分ゼロの目標達成に向けて進められてきたことを、引き続き、木村知事におかれましては、「動物愛護・日本一」を掲げられており、積極的に取り組んでいただいている中に、熊本県民の一人としても感謝申し上げます。

答弁にありましたように、アニマルフレンズへ

の来場者が約8,000人ということで、大変多くの方に必要とされていることに本当にうれしく思います。私も、行った方々から、気軽に入りやすく、きれいで印象もよいという声もたくさん聞いております。

私は、この動物愛護の取組は、決して動物が好きな人のためだけの取組ではなく、動物が苦手な人やアレルギーがある人のためでもあり、そのほか、ペットとして飼われていた動物が逃げたりすることにより野生化し、地域に起こり得る鳴き声や臭いなどの様々な問題に対し、人も動物もみんなが住みやすい地域をつくっていくための施策であると考えます。まさしく、木村知事が掲げておられる共創社会にとても重要であると考えます。

現在、この事業には、多くのボランティア団体、県民の皆様に関わっていただき、官民連携の取組が進められており、アニマルフレンズ熊本を拠点として、今後も進められていくものと期待をするところであります。

今回、私が取り上げさせていただいた多頭飼育とその崩壊については、そこに至るまで様々な要因があり、決して政策やルールだけで解決できるものではないと思います。

また、御答弁にもありましたが、飼い主の意識の向上や幼少期からの命の教育など、非常に大切だと思いますので、積極的に取り組んでいただき、引き続き、ボランティアの皆様や県民の皆様とのつながりを大切にしながら、人も動物も共に住みやすい環境づくりを実現していくために、地域全体を巻き込んでしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

最近では、地域猫という猫の居場所づくりの取組を実施している市町村が増えてきています。ＴＮＲだけだと、野良猫の生殖能力をなくしただけで、餌場もなければ、いろんなところに入ってごみをあさる、寝るところがなければ、物置に入り込んで物を壊すということもあります。

先日、メディアで、住民たちが協力して地域猫を見守る事例が紹介をされていました。ＴＮＲを終えた猫たちが、地域で安心して過ごせるよう、団地や住宅の庭などに約20か所のトイレや餌場を設置し、決まった場所をつくることで、ふん尿被害、臭いやアレルギーなど、猫に関する地域トラブルが激減する様子が取り上げられていました。

最初は、自治会においては、地域猫活動を一緒にやる必要がないという意見が多数でしたが、それではトラブルは解決しないとの協議が交わされ、住民たちが協力して取り組まれている事例だと思います。

一方で、地域猫活動には多くの労力や経費もかかるため、いかにして住民全体の理解を得るかが大事であり、地域猫活動の目的と効果をみんなに理解してもらうことが必要だと思います。

また、熊本市では、同じようなトラブルで悩む自治会を対象に、地域猫活動の成功事例を情報共有するシンポジウムを開いているほか、地域猫活動に積極的な地域を地域猫活動支援対象組織として登録する制度が開始されたと聞いています。

このような地域猫の理解や活動を広げることは、トラブル解決だけではなく、殺処分ゼロを目指すことにもつながっていくものであると思います。

現在では、動物たちの飼い方や地域での認識が大きく変わってきています。ぜひ、県や市町村、ボランティアの皆様、県民の皆様との連携で、より人と動物が暮らしやすい熊本を目指し、取組を進めていただくことを期待したいと思います。

県議会でも、内野議員を中心としてどうぶつ愛護推進議員連盟が創設されており、私も、その一員として全力で取り組んでいきたいと思います。

以上で私が準備いたしました一般質問が全て終わりました。

今後も、大好きな熊本のために、全力で取り組んでまいりたいと思います。

御清聴、誠にありがとうございました。（拍手）

○議長（山口裕君）　以上で本日の一般質問は終了いたしました。

明11日は、午前10時から会議を開きます。

日程は、議席に配付の議事日程第７号のとおりといたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後２時12分散会

第　７　号

（３月11日）

令和７年　熊本県議会２月定例会会議録　第７号

令和７年３月11日(火曜日)

議事日程　第７号

令和７年３月11日(火曜日)午前10時開議

第１　一般質問(議案に対する質疑並びに県の一般事務について)

第２　議案等に対する質疑(第36号から第91号まで)

第３　知事提出議案の委員会付託(第36号から第91号まで)

第４　請願の委員会付託

第５　休会の件

本日の会議に付した事件

日程第１　一般質問(議案に対する質疑並びに県の一般事務について)

日程第２　議案等に対する質疑(第36号から第91号まで)

日程第３　知事提出議案の委員会付託(第36号から第91号まで)

日程第４　請願の委員会付託

知事提出議案の上程(第92号から第118号まで)

日程第５　休会の件

出席議員氏名(48人)

星　野　愛　斗　君
髙　井　千　歳　さん
住　永　栄一郎　君
亀　田　英　雄　君
幸　村　香代子　君
杉　嶌　ミ　カ　さん
立　山　大二朗　君
斎　藤　陽　子　さん
堤　　泰　之　君
本　田　雄　三　君
岩　田　智　子　君
南　部　隼　平　君
前　田　敬　介　君
坂　梨　剛　昭　君
荒　川　知　章　君
城　戸　　淳　君
西　村　尚　武　君
池　永　幸　生　君
竹　﨑　和　虎　君
吉　田　孝　平　君
中　村　亮　彦　君
髙　島　和　男　君
増　永　慎一郎　君
前　田　憲　秀　君
松　村　秀　逸　君
岩　本　浩　治　君
西　山　宗　孝　君
河　津　修　司　君
楠　本　千　秋　君
橋　口　海　平　君
緒　方　勇　二　君
髙　木　健　次　君
髙　野　洋　介　君
内　野　幸　喜　君
山　口　　裕　君
岩　中　伸　司　君
城　下　広　作　君
西　　聖　一　君
鎌　田　　聡　君

渕　上　陽　一　君
坂　田　孝　志　君
溝　口　幸　治　君
池　田　和　貴　君
吉　永　和　世　君
松　田　三　郎　君
藤　川　隆　夫　君
岩　下　栄　一　君
前　川　　収　君

欠席議員氏名（なし）

説明のため出席した者の職氏名

知事	木村　敬　君
副知事	竹内信義　君
副知事	亀崎直隆　君
知事公室長	内田清之　君
総務部長	小金丸　健　君
企画振興部長	富永隼行　君
理事	阪本清貴　君
理事	府高　隆　君
健康福祉部長	下山　薫　さん
環境生活部長	小原雅之　君
商工労働部長	上田哲也　君
観光文化部長	倉光麻里子　さん
農林水産部長	千田真寿　君
食のみやこ推進局長	辻井翔太　君
土木部長	宮島哲哉　君
会計管理者	川元敦司　君
企業局長	深川元樹　君
病院事業管理者	平井宏英　君
教育長	白石伸一　君
警察本部長	宮内彰久　君
人事委員会事務局長	城内智昭　君
監査委員	藤井一恵　君

事務局職員出席者

事務局長	波村多門
事務局次長兼総務課長	本田敦美
議事課長	富田博英
議事課長補佐	岡部康夫

午前10時

東日本大震災による犠牲者に対する黙祷

○副議長（髙木健次君）　開会に先立ち、東日本大震災で犠牲となられました方々に対しまして、哀悼の意を表するため、黙禱を行います。

御起立願います。

〔起立〕

○副議長（髙木健次君）　黙禱。

〔黙禱〕

○副議長（髙木健次君）　黙禱を終わります。

御着席願います。

〔着席〕

午前10時開議

○副議長（髙木健次君）　これより本日の会議を開きます。

日程第１　一般質問

○副議長（髙木健次君）　日程に従いまして、日程第１、昨日に引き続き一般質問を行います。

池永幸生君。

〔池永幸生君登壇〕（拍手）

○池永幸生君　自民党・合志市出身の池永でございます。よろしくお願いいたします。

14年と、あっという間に過ぎました。10年前に南三陸町に行くことができました。やはりあの惨状を見るならば、本当に心痛むんじゃなかろうかな。隣の能登市だったですかね……（発言する者あり）登米市からちょうど峠を越えたところが南

三陸町で、そこのお世話で入ることができたんですけれども、本当にやっぱりひどいな、ひどい惨状だなと強く心を打たれました。

能登半島地震から１年が経過しました。現地では、昨年９月に豪雨災害も発生し、二重の被災を余儀なくされました。能登半島では、復旧が遅々として進んでいないとの報道もあります。熊本地震や令和２年７月豪雨など大規模災害を経験した県民の一人として、私自身も能登の現状に心を痛めているところです。能登半島をはじめ石川県の一日も早い復興を心から祈念し、私の立場でできることについても、引き続き取り組んでいきたいと考えています。

さて、本県では、昨年末にＪＡＳＭ第１工場が稼働を開始し、国内外で注目を集めています。この状況は、熊本にとって千載一遇のビッグチャンスです。今こそ、インフラ整備など、ハード面の強化にも力を注ぐときではないかと思います。

全国の地方都市では人口減少が進んでいます。そのような中、この熊本においては、若者の県外流出を防ぎ、さらに県外からも若者が集うような、むしろ人口が増加する、そんな活気に満ちた都市となるよう取組を進めていくことが必要だと考えます。

この機会を逃さず、知事が的確なリーダーシップを発揮され、近い将来には、全国から羨望のまなざしでたたえられるような熊本県へと成長していくものと私は確信をしております。

一言で魅力ある地域づくり、まちづくりと言いましても、その取組は様々です。人々は、にぎわいがあること、人的交流が盛んなこと、産業があり、雇用があり、暮らしやすさがあることなどに魅力を感じ、そこに集います。私の地元合志市では、そのような地域づくり、まちづくりに向けて力強く取り組んでおり、私もこれまでにも増して応援していきたいと考えています。

ここ熊本にあふれる個性ある地域が、それぞれ持てる可能性を最大限に生かしながらその魅力を発信していくこと、そのことにより県全体がさらなる発展を遂げることを心から願いつつ、今回の一般質問に入らせてもらいます。

まず最初に「食のみやこ熊本県」を支える担い手の確保、育成について伺います。

ＴＳＭＣが菊池地域に進出し、昨年末から、ＪＡＳＭ第１工場が本格稼働を開始しました。ＴＳＭＣの進出を「170年ぶりの黒船」と表現する報道もあり、全国的に大きな話題となっています。菊池市、合志市、大津町、菊陽町の２市２町から成る菊池地域の土地の一部は、工業用地や住宅用地として買い上げられており、このため、土地価格は急騰し、全国ニュースでも土地バブルとして取り上げられるほどの加熱ぶりとなっております。

これに伴い、菊池地域における農地の減少も顕著です。昨年６月議会では、ＴＳＭＣの進出が決まった2021年10月以降、菊池地域の農地約164ヘクタールが別の用途に転用されたことも明らかになりました。

半導体関連産業の集積は今後も進むことが見込まれる中で、菊池地域の農地を守り続けることができるのかと、地域農業の将来を懸念する声があります。そもそも農地減少の要因は、半導体関連産業の集積だけではありません。農業従事者の高齢化や後継者不足に伴う耕作放棄地の増加は、以前から深刻な問題となっていました。特に後継者不足は、円滑な事業承継のボトルネックそのものです。現在の規模のまま本県農業を維持させていくために必要な担い手を、新たに確保し続けるための努力をこれからも続ける必要があります。

そのほかにも、農業を取り巻く環境は厳しい状

況が続いています。気候変動に対応した農作物生産への転換やスマート農業の推進など、地元の難局を打開する様々な取組が生産者を含め関係者間で続けられています。

昨年12月に県が策定したくまもと新時代共創基本方針では、世界に開かれた活力ある熊本を実現するため「農林畜水産業の振興については、豊かな食文化を活かし」「「食のみやこ熊本県」を創造」すると打ち出されました。

また「食のみやこ熊本県」の創造に向けた具体的な取組については、くまもと新時代共創総合戦略に記載があり「半導体関連企業の進出等に伴う農地減少に対しては、市町村と協力し、農地の確保や生産支援などの対策を進め、意欲ある農業者の営農継続を支援」すると表明されています。

地域農業において健全な営農継続を図るためには、担い手の確保、育成が欠かせません。地元合志市には、農業大学校があり、農業研究センターがあり、そして農業公園があります。農業県熊本を長年支えてきた教育機関や研究施設など、合志に集中していることは、菊池地域が農業生産の重要な基盤であることのあかしでもあります。これからも本県農業を振興していくため、着実に担い手の確保、育成を図っていくことは、食のみやこ熊本県を創造する上でも必要不可欠な取組であることは当然であります。

本県は、豊かな水と肥沃な土地に恵まれ、長らく農業県としての歴史を築いてまいりました。担い手不足や企業進出などにより、今後さらに、厳しい情勢になると予想されます。

そこで、本県農業の未来を担い、食のみやこ熊本県を支える上で重要な担い手の確保、育成について、具体的に今後どのように取り組んでいかれるのか、農林水産部長に伺います。

〔農林水産部長千田真寿君登壇〕

○農林水産部長（千田真寿君）　県では、就農者の確保に向け、啓発から相談、研修、就農、定着の各段階に応じて切れ目のない支援に取り組んできており、毎年400名程度の新規就農者を確保してきました。しかし、近年、他産業との競合もあり、特に新規学卒者の獲得は厳しい状況で、担い手の確保、育成は喫緊の課題です。

知事からの担い手対策強化の指示を受け、若手農家へのアンケート調査やＪＡ青壮年部との意見交換などを実施しました。その中で、親元就農者は、地域への愛着が強く、親の経営基盤の継承がその後の経営安定につながっていること、農業を職業として選んだ理由の約５割が、農業が好きであることや頼れる地域の仲間や先輩の存在が支えになっていることなどの現状が分かりました。また、就農後の学ぶ機会の必要性や子供への継承を見極める時期などの課題も明らかになりました。

これらを踏まえ、関係機関が一体となり、親元就農に対する支援の強化を中心に就農支援策の検討を進め、その柱となる新しい熊本農業のリーダーズ共創事業などの関連予算を、今定例会に提案しています。

具体的には、中学生向けバスツアーの強化による若年層へのさらなる魅力発信や、新たなおせっかい先輩農家制度による相談体制の強化、学びの場として親元就農者向け中期研修の新設や、４Ｈクラブの活動支援による若手農業者のネットワークの強化など、これまでの就農支援策をより強化して取り組んでまいります。

さらに、円滑な経営継承に向け、新規就農支援センター、農業経営継承支援センター、農業経営相談所の３つの機関を統合し、令和７年４月から、新たに熊本県農業経営・就農支援センターとして発足します。窓口の一本化により利便性向上を図り、複雑化、多様化する案件に迅速に対応す

るとともに、新たに親族間の継承コーディネーターを設置し、継承に向けた計画作成の支援など、取組を強化してまいります。

加えて、国の経済対策で、親族間での継承においても、施設や機械の修繕や撤去が対象となる支援策が創設されました。県も歩調を合わせて補助を行うこととしており、親と別作物への取組要件が緩和された国の新規就農者向けの給付金も含め、最大限活用してまいります。

このように、親元就農の推進を中心に支援策の充実を図り、農業の未来を支える担い手の確保、育成を強力に進めてまいります。

〔池永幸生君登壇〕

○池永幸生君　従来から論議されたことでありますが、農業そのものの魅力を行政や関係団体などが積極的に発することで、意欲ある若者がチャレンジし、担い手として育ってほしいとの思いを新たにしたところでございます。

稼げる農業と言いますが、実際に、自ら技術を磨き、工夫を重ね、投資もして、高い売上げを誇る若手農家の方はたくさんいらっしゃいます。これからも、生産者の皆さんの熱意と誠意で農業を盛り上げていっていただきたいと思います。

また、国への支援金、補助金の申請が複雑だ、申請から交付までの時間が長過ぎるなどの声も聞いております。これらなども、例えば、県が仮払いを行い、後から国の補助金を受け取る仕組みを導入することで、資金繰りに困ることなく、必要な支援を受けられるようになるでしょう。こうした制度の整備により、より多くの人が安心して支援を活用できることを期待しています。

そして、我々消費者も、ふるさと熊本の豊かな食を支える生産者の方々への感謝と敬意をもって、地産地消を基本とした消費行動を心がけたいものです。地元の米、地元の野菜などを我々がおいしくいただくことが、生産者の方々を何よりも勇気づけ、応援していくことにつながります。米の価格が高騰している中で、これまでの価格がそもそも適正だったのかという議論もあっています。一概には言えませんが、農作物を買いたたくのではなく、買い支えるという視点、農林畜水産業を守っていくという視点も、我々消費者には求められている時代ではないかと思います。

食のみやこ熊本県の創造のためには、何よりも、まずは地産地消が不可欠であることを再認識したいと思います。

私は、幼い頃から植木町の農家に育ちました。スイカ畑で農作業のお手伝いもしてまいりました。当時から植木スイカはブランド品で、よくつくり、よく売れて、本当に農業が元気な時代だったと思い出されます。昔、農業に少なからず関わってきた者としては、これからの熊本の農業を、意欲ある若者がどんどん引っ張っていってくれることを心から願うものです。

地元合志市は、古くから農業地域です。稲作をはじめ畜産も盛んです。これからの産業を振興することは大事ですが、そのために、これまでの基幹産業が、農地不足の問題など、厳しい状況にさらされることを見過ごすわけにはまいりません。

知事が提唱される食のみやこ熊本県の一翼を担える人材を積極的に掘り起こしながら、農業県熊本の名をこれからも守り続けていただきたいと思います。

次に、中小企業省力化投資補助金の活用について。

これにつきましては、昨年９月の定例県議会において、我が党の城戸議員から詳細な質問がなされたところです。

この補助金は、中小企業や小規模事業者の人手不足や賃上げ支援策の一環として、国の令和６年

度補正予算で新たに事業化され、令和８年度までの３年間の予定で、国が直接実施している補助金です。その最大の特徴は、カタログ注文型という点で、申請手続が簡素化され、迅速に補助金を受けられる点で大きなメリットがあります。

この補助金は、様々な産業分野において、省力化やデジタル化を促進する国の方針に基づき制度設計されたもので、当初、カタログ製品の種類は限られていましたが、現在では、カテゴリーごとの登録製品や対象業種が拡大されています。また、公募の要領も、事業者が申請しやすいよう、随時見直しが行われているとのことです。

もちろん、効果的な人材不足対策としては、外国人労働者の活用、若者やシニア世代の活躍促進、働き方改革の推進といった取組も必要ですが、これらは即効性のある現実的な取組というよりも、やや理念型の掛け声にとどまる面もあるように感じます。

一方で、中小企業省力化投資補助金は、人手不足という課題を抱える事業者にとっては、現実的な迅速対応が可能となる、即効的な支援策であると考えられます。このため、当該補助金を活用した事業者の成功事例も少しずつ出てきており、企業や事業者のこの補助金への関心は、今後ますます高まっていくものと考えられます。

ある自治体では、事業所の労働力不足解消や運用コストの軽減を目的に、この補助金を活用する事業者に対する独自の助成金を創設するなど、この補助金が地方自治体のさらなる取組の呼び水になっている面もあります。

また、製造業におけるロボットやロボットアームの活用、小売業におけるセルフレジの導入、サービス業における顧客管理のシステム化などは広く社会に浸透しつつあり、これからも、各事業所の省力化にはまだまだ伸び代があると感じています。

さらに、省力化投資による事業者の経営改善に向けた取組は、事業の成長、拡大を後押しし、金融市場における信用力を向上させる面もあるため、資金調達の円滑化にも資することになります。

このように中小企業省力化投資補助金は、人手不足に悩まされる地域経済にとって、経済活性化に向けた大きな起爆剤となり得るものです。この補助金を活用して、県内の企業や事業者が省力化投資を着実に進めることが大いに期待されますが、現時点では、補助金の活用が十分に進んでいないという声も聞いています。

そこで、補助金の積極的な活用を促すためには、県内の企業や事業者に対し、補助金そのものの周知を含め、補助金申請に必要な手続やその手順についても十分に、かつ丁寧に周知していくこと、また、この補助金の活用を検討している事業者を後押しするような県独自の支援が大変重要になると考えますが、県として具体的な取組について、商工労働部長にお尋ねいたします。

〔商工労働部長上田哲也君登壇〕

○商工労働部長（上田哲也君）　中小企業省力化投資補助金は、国が中小企業、小規模事業者の売上拡大や生産性向上を後押しするため、ＩｏＴやロボット等の設備を導入する費用を支援するものです。

議員御紹介のとおり、本補助金は、昨年６月の募集開始以降、随時運用の改善が行われており、例えば、補助上限額に達するまでの複数回の応募やリースによる導入もできるようになりました。さらには、設備をリストから選ぶカタログ注文型に加え、個別の現場や事業内容に合わせ、オーダーメイドで設備導入が可能となるなど、徐々に事業者が活用しやすい環境が整備されていま

す。

本県としても、事業者における省力化の取組は、あらゆる業種の喫緊の課題である人手不足の解消や生産性の向上に極めて有効であると考えています。

そこで、本補助金をより多くの事業者に知っていただき、積極的な活用を促すため、今年度から新たに県ホームページへの掲載や事業者向けセミナーで紹介を行うなど、様々な機会を捉えて、周知を図っているところでございます。

また、本補助金の申請等の手続に関しても、商工会、商工会議所の経営指導員による事業者訪問や中小企業診断士等の専門家の派遣を通じて、事業者に寄り添いながら、しっかりとサポートしてまいります。

さらに、関連する補正予算を今定例会において、さきに議決いただきましたが、本補助金を活用する事業者の負担軽減のため、県独自の支援策として、１件当たり200万円を上限に自己負担額を10分の１まで引き下げます。

本県としても、引き続き、事業主体である国や商工団体等と連携しながら、本補助金の活用について事業者に分かりやすく丁寧に周知をし、事業者の省力化、生産性向上の取組をしっかりと後押ししてまいります。

〔池永幸生君登壇〕

○池永幸生君　省力化投資補助金の活用推進に向けた新しい取組も御紹介いただきました。

県内に事業者はたくさんありますが、意欲あるところこそ知恵や工夫が生まれるものです。人手不足について、どこも同じ課題を抱えていますが、この局面を打開するために、県内各事業所におかれましては、補助金を積極的に活用して、ＤＸなどの省力化に努めていただきたいと思います。

残業規制などの働き方改革の波にのまれて、地域経済が沈んでしまうことは決してあってはならないことです。まだ補助金を活用していない事業所の経営者の方は、ぜひこの機会に地域の商工会や市町村の窓口に出向いて、活用事例を聞いたり、具体的に補助金申請手続の相談をしていただきたいと思います。

即効性がある省力化投資が促進され、中小企業、事業者の付加価値額や生産性向上が図られれば、その先には、持続的な賃上げなどが広がり、地域経済の好循環も現実的なものとして見えてくるのではないでしょうか。省力化投資を中小零細の事業所にも広く普及させることで、地域経済を盛り上げていく足がかりにしたいものです。

一方、中小・小規模事業者は、コロナ禍の影響が長期化し、さらに物価高騰などによって利益が縮小するなど、大変厳しい経営環境の中にあるのも事実です。

御承知のとおり、人手不足も深刻です。人手不足の解消のためには、多様な働き方改革を受けられるシステムを構築することも事業者には求められます。フルタイム勤務が難しい主婦層や副業・兼業人材を雇用するために、どんな設備や制度を導入すればよいかなど、一事業者だけではアイデアが生まれないこともあるでしょう。事業者が省力化投資補助金を活用するまでは、アイデアの提供や活用事例の紹介など、相談窓口でのＰＲが欠かせません。

将来的に大きな果実を得るために、今こそ省力化投資により、地域経済の足腰を強くしておく必要があると私は考えています。

地域の経済を支えているのは、いつの時代も中小零細の事業所であり、ぜひ県には、省力化投資補助金の積極活用について、引き続き周知していただき、県内経済の持続的発展に資する支援を展

開していただきたいと思います。

他県では、補助率を高く設定したところもあるように聞いています。県としても、他県を参考にしていただき、考慮されることをお願いいたします。

続いて、物流拠点の整備について伺います。

本県においては、中九州横断道路の建設が進んでいますが、これに伴う物流拠点の整備の必要性についてお尋ねします。

中九州横断道路の開通により、今後、熊本が九州経済において様々な重要な役割を果たし、大分、宮崎との物流や人の流れも活発になることは確実だと思われます。

特に、ＪＡＳＭの操業開始やＪＡＳＭ第２工場、ソニーの第２工場の建設により、関連企業のさらなる進出も見込まれ、経済活性化が進む中、九州自動車道に接続する新たなインターチェンジの活用や合志市内の２つの新規インターチェンジ建設を見越した物流拠点の整備は、九州の東西と南北を結ぶ交通の要衝として非常に重要な戦略と考えられます。

さらに、トラックドライバーの労働時間規制の開始などに伴う、いわゆる2024年問題に対応していくためにも、物流業界においては、デジタル化の推進や配送形態の見直しなどに加え、配送業務の効率化を実現するために、物流拠点を整備することが不可欠だと思います。

千葉県流山市では、東日本の大動脈である常磐自動車道の流山インターチェンジに隣接する共同ターミナルに加え、飲食施設なども兼ね備えた大規模な物流拠点が整備され、6,000人以上の雇用が生まれています。

昨年４月には、大津西から大津までの区間が事業化されるなど、中九州横断道路の整備が着々と進む中、特に、合志市内の２つの新規インターチェンジを軸とした地域における物流拠点の整備には、大きな意義があると考えられます。

また、こうした物流拠点の構築は、県内の若年層の流出を防ぐ新たな雇用創出など、地域経済の発展にも大きく寄与する可能性があります。

したがって、県としても、国交省や関連省庁と協議を行い、この地域における物流拠点整備に積極的に取り組むべきとの私の提案は、熊本の発展にとって極めて重要であり、十分検討に値するものではないかと思います。

そこで、地域経済を支える重要な社会インフラである物流の機能を維持発展させていくためにも、合志市内の２つの新規インターチェンジを軸とした地域における物流拠点の整備の必要性についてどのような認識をお持ちか、企画振興部長にお尋ねいたします。

〔企画振興部長富永隼行君登壇〕

○企画振興部長（富永隼行君）　物流は、経済を回す血液とも言われ、それが円滑に機能することにより、我が国経済が持続的に成長し、安定的な国民生活が維持されます。

多くの物が行き交う物流の拠点整備は、幹線輸送と地域配送の円滑な接続など運送業務の効率化に加え、新たな雇用創出、ドライバーの労働環境改善にも貢献します。

本県に物流拠点を整備することは、世界に誇る農林畜水産業、そして近年の半導体関連産業の集積という強みを生かし、国内向け、さらには世界に向けた国際ビジネスの展開にも大きく資するものです。

また、九州の中央に位置する本県の地理的優位性が最大限に生かされ、新生シリコンアイランド九州の実現、さらには、熊本がアジアの半導体サプライチェーンの中心的役割を担っていく上での足がかりとなり得るものと考えております。

現在、日本通運株式会社が益城町に半導体産業向けの倉庫を増設するなど、民間による物流拠点整備の動きも見られるように、本県には、九州における物流のハブとなり得る大きなポテンシャルがあります。九州全体の経済を支える経済の道でもある中九州横断道路に新設される合志市内の２つのインターチェンジを軸とした地域は、九州を支え、ひいては世界へとつながる物流のハブとなる可能性があると考えております。

そのため、県としては、今後、民間の動きや国の物流拠点の今後の在り方に関する検討会において進められている議論を注視しながら、地域経済の発展に資する物流拠点の在り方を検討してまいります。

〔池永幸生君登壇〕

○池永幸生君　次に、運転免許をめぐる県民の利便性向上について伺います。

県民の利便性向上や行政の効率化等を目的として運用が開始されたマイナンバーカードについては、各市町村の努力等もあり、熊本でも多くの県民が保有し、普及が進んでいる状況にあると認識しております。

このマイナンバーカードにつきましては、これまでも健康保険証との一体化が進められているところでありますが、本年３月24日から運転免許証との一体化が始まると承知しています。

今回新たに始まる運転免許証との一体化については、デジタル社会の実現に向けた重要な取組となりますが、県民の中には、まだ制度の概要等を十分に御存じない方も多いように感じております。マイナンバーカードと免許証が一体化した、いわゆるマイナ免許証のメリットについて御説明いただくとともに、マイナ免許証の導入に向けて、県警察が取り組んでいる施策等がありましたら、警察本部長に御紹介いただければと考えているところです。

また、県警察におきましては、本年１月から運転免許手続の一部について事前予約制を導入していると伺いましたが、その導入経緯と期待される効果等についても併せて説明していただきたいと思います。

〔警察本部長宮内彰久君登壇〕

○警察本部長（宮内彰久君）　議員に御紹介いただきましたとおり、本年３月24日から、運転免許センターや警察署においてマイナンバーカードに免許情報を記録することによりまして、マイナンバーカードを免許証として利用できるようになります。

こうした、いわゆるマイナ免許証につきましては、あくまで希望する方が持つことができるようになるものでございまして、免許証の保有の形態としましては、従来の免許証のみ、マイナ免許証のみ、または両方の３つの形態から選ぶことができるようになります。

マイナ免許証のメリットとしましては、マイナ免許証のみを保有する方につきましては、住所変更等の際に自治体に届け出るだけで警察署等での変更手続が不要になりますほか、免許更新の際の更新時講習をオンラインで受講できたり、更新手数料が安くなったりするなどのメリットがあります。

県警察におきましては、マイナ免許証への免許情報の記録等の手続が円滑に行われるようにするため、運転免許センター内における専用ブースの設置や担当職員の体制強化を進めますとともに、県警ホームページなどを通じまして、制度の概要やマイナ免許証のメリット、必要な手続などについて周知を図っているところでございまして、引き続き、こうした取組を着実に進めてまいります。

次に、運転免許手続の事前予約制についてですが、本年１月14日から、運転免許センターにおいて行う免許更新の際の更新時講習や学科試験などにつきまして、県警ホームページを通じたウェブ予約を開始しております。

この予約制度につきましては、これまで、時期や曜日、時間帯によっては、運転免許センター内や駐車場が著しく混雑していましたので、来庁者数を平準化させて混雑を緩和し、手続に要する時間を短縮させることにより、県民の皆様の利便性の向上を図ることとしたものでございます。

具体的な予約の方法につきましては、例えば、免許更新の際の更新時講習につきましては、更新通知はがきに記載されていますＩＤ、パスワードを入力し、希望する講習枠を予約していただくというものでございまして、本年３月24日以降の更新時講習を対象としてウェブ予約の受付を開始していますが、現在までのところ順調に推移しているところでございます。

県警察としましては、こうした予約制度が混雑緩和や手続時間の短縮という効果につながるよう、引き続き、県民の皆様への周知を図ってまいります。

〔池永幸生君登壇〕

○池永幸生君　警察本部長に答弁をいただきました。

総務省の公表によりますと、令和７年１月末時点でのマイナンバーカード普及率は、全国で77.6％、熊本県は、これを上回り79.6％に達しています。マイナンバーカードが普及した背景には、マイナポイントの付与による取得促進の取組などもあったものと承知しております。

全国的にマイナンバーカードがある程度普及したため、今後は、その利便性について実感できる具体的な政策が必要になってくるものと思います。

マイナンバーカードを利用して、市町村が発行する証明書をコンビニで取得できるサービスも随分普及してきました。確定申告も、自宅にいて、スマホでできる時代になりました。

マイナ保険証も普及しつつあります。警察本部によるマイナ免許証の取組もその一つであろうと思います。特に、従来型の免許証も選択できることや従来型の免許証とマイナ免許証の両方を取得することができるなどは、多様なドライバーのニーズに応じたきめの細かい対応であり、高く評価できる点だと思います。

ただ、外国人の免許取得も考えられるのではないでしょうか。言葉の違いもありますでしょうけれども、ぜひその辺の取組もよろしくお願いします。

従来型の免許を廃止するのではなく、ドライバーの選択肢を増やすという施策は、広く県民の皆様に受け入れられるものと期待できます。ぜひこの機会に、マイナ免許証の取得について県民の皆様が検討できるよう、そのメリットについて丁寧に説明をし、周知していただきたいと思います。

免許センターでの更新時講習が事前予約制になることも大変スマートな取組であり、利便性向上につながると思います。今までは、長い行列に並んで混雑している中で講習を受けておりましたが、今後はかなり改善されるのではないでしょうか。更新手続に伴う煩わしさが軽減できる警察本部の取組を歓迎したいと思います。

ちなみに、私は常に安全運転を心がけており、その結果、ゴールド免許証を所持しています。このため、これまでも免許更新時の講習時間は短く、そもそもスマートでありました。

一方、議員としての活動は、まだまだ先輩方に追いつかない状況ではございますが、議員としま

しても、県民の皆様から、いつかゴールド免許をいただけるようになるよう努力してまいりたいと思います。

最後に要望に入ります。

働き方改革についてですけれども、これまで2024年問題に関する様々な議論が進められる中で、2019年４月以降、いわゆる働き方改革関連法が順次施行されてきました。また、施行に伴う猶予期間も終了し、法に基づく働き方改革は本格化しています。

私は、これまでも申し上げてきましたが、この法律に基づく働き方改革は、従来型の日本経済の姿を一変するものであり、地方経済にとっては、マイナスの影響も少なからずあると考えてきました。特に、運送業や建設業の現場において汗を流している労働者の方々には、様々な影響を及ぼすものではないかと思います。日本国内の企業、事業者は、全てにおいて重大な影響を受けざるを得ないような状況にあるのではないでしょうか。

以前、私は一般質問の場でも申し上げましたが、働き方改革関連法に基づく制度が今後広く社会に浸透していけば、従来まで道徳とされてきた日本人の勤勉さに対する働き手の意識も変わっていくと考えています。そして、そうなった先には、日本経済の停滞という悪影響が発生することも現時点において十分に懸念されるところです。

特に、物流業界に対するマイナスの影響は大きいものがあります。ネットショッピングの日常化など、国民の消費生活が多様化する中で、これを縁の下で支え続けてきたのが、物流業界の定時性、速達性でした。日本経済の屋台骨と言っても過言ではない物流業界の発展に、働き方改革は水を差すような面があるように感じざるを得ません。

どの業界においても人手不足が当たり前の状況で、働き手の確保には苦慮しています。このような中にありながらも、物流における納期や建設工事における工期などは、契約上明記されており、当然に遵守義務もあります。実際、ＪＡＳＭ第１工場の建設現場におきましても、工期内に工事を完了すべく、ゴールデンウイーク中や土曜、日曜、祭日に加え、夜間作業も実施されていたと聞きました。

現在、私は合志市の商工会長を務めていますが、これからの地域経済を担う商工会青年部に所属する若手経営者の方々からも、働き方改革に対する疑問の声を多く聞くことがあります。コロナ禍におけるゼロゼロ融資の返済が始まっていることや人手不足が慢性的であることなどから、中小零細企業のリーダーたちは、働き方改革が経営改善にとって、むしろ足かせとなっているとの意見もありました。

現在の取組のままでは、日本経済の将来を担う若手経営者の方々の意欲をそいでしまうような一面があるということを、働き方改革の名の下に軽視してしまうのは本末転倒ではないでしょうか。

働き方改革は、日本経済の維持発展に資するために施行されたものであり、この趣旨に沿った改革を続けていくことが肝要であり、そのための軌道修正、微修正は適宜図られなければなりません。

残業規制につきましても懸念があります。残業代は、額に汗を流して働くという美徳に対する報酬であった面も否めません。働き方が多様化することは是としても、意欲ある就労者の労働意欲を阻害してしまうのは、やや行き過ぎた改革のように感じられます。

そういった意味で、現在の働き方改革については、地域経済を支えている中小零細の事業者などの意見に耳を傾けながら、改善や見直しを行って

いくことが早急に求められていると思います。

県におきましても、商工界における様々な角度からの意見を丁寧に聞きながら、現在の働き方改革の課題を洗い出し、機会を捉えて国に改善を要望するなど、地域経済の維持発展のために必要不可欠な取組を継続していただくようお願いいたします。

以上、ここに要望いたします。

私からの質問、要望は以上となります。

県政が今抱えている課題や今後発生する可能性のある問題について、私なりの立ち位置から質問をさせていただきました。

もちろん、これらの課題が一朝一夕に解決するとは思っておりません。しかし、これらを地域住民と我々議員や関係市町村、そして県庁が共通の問題や話題として認識し、共有することで、状況が少しずついい方向に変わっていくのではないかと期待しています。私自身も、地元や関係者の皆様方とともに汗をかき、知恵を絞り出していきたいと考えています。

知事は、昨年12月に策定したくまもと新時代共創基本方針の中で、県政運営に当たっては、なかなか声を上げられない方、困難な環境にある方へもしっかりと寄り添い、県民が主人公の県政を推進しますと言われました。まさに現場を最重視した知事のお考えの表れではないかと拝察いたします。

私も、県議会に身を置く者として、知事と同様、現場の皆様と語り、いろんな方のいろんな意見や要望などに一つ一つ耳を傾けていきたいとの思いを新たにしたところです。

知事は、熊本は日本一伸び代がある県であると確信しているともおっしゃっています。そのような前向きな気持ちで県政のかじ取りをしていただけることを大変心強く感じております。

これから、ますます知事にリーダーシップを発揮していただき、様々な県政の重要課題を解決すべく、果敢に取り組んでいただきたいと願っています。

知事に熱いエールを送り、締めの挨拶とします。

昨日、３人の質問者がありました。３人を合算すれば149歳、今日、私の次に、あと２人登壇されますけれども、合算すれば221歳、年寄りのざれごとと思わずに、年寄りには年寄りなりの意見があることを心に留めて、私たちの意見を聴いてもらえるならばと思います。

これで終わります。（拍手）

○副議長（髙木健次君）　この際、５分間休憩します。

午前10時49分休憩

午前10時59分開議

○副議長（髙木健次君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

河津修司君。

〔河津修司君登壇〕（拍手）

○河津修司君　阿蘇郡選出・自民党の河津修司でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

先ほど黙禱をささげていただきましたが、今日は、14年前に起きた東日本大震災発生の日であります。２万2,000人を超える多くの犠牲者が出まして、心からお悔やみとお見舞いを申し上げます。

それから、これから質問します件につきまして関係がございますので、お見舞いを申し上げたいと思います。

それは、一昨日行われました阿蘇の原野を維持するための阿蘇地域の野焼きにおきまして、お１人の方が大やけどを負いまして入院をされまし

た。早い快方に向かいますことを、そして無事退院されることを心から願っております。お見舞いを申し上げます。

木村知事は、就任後、もうすぐ１年を迎えますが、いつ休んでいるのかと思うくらい土曜、日曜日も、お出かけ知事室などで、県下全域を飛び回っておられまして、また、食のみやこ熊本など政策実現のために、県庁内の組織を改編したり積極的に行動され、活躍しておられます。

それでは、１問目の質問に入らせていただきます。

知事の阿蘇に対する思いと阿蘇の草原維持について、蒲島前知事をはじめ、これまで、歴代知事には、阿蘇は大変愛されてきました。そして、阿蘇に対して様々な振興策を実施していただき、今日の阿蘇地域の姿があります。東京からの帰りの飛行機から見た３月の壮大な野焼きを見て、阿蘇の観光振興のために、阿蘇の火まつりを提案し、開発から阿蘇の環境資源を守る数々の政策を打ち出されました知事もおられました。

蒲島前知事は、阿蘇の世界農業遺産登録に導かれましたし、平成24年７月の九州北部水害や熊本地震で壊滅的な被害を受けた阿蘇の復旧のために、チーム熊本のリーダーとして、国会議員による被災地への視察を挙行され、早期の復興へつながれました。

これまで、歴代知事は、阿蘇への思いを観光や自然、環境保全等、あるいは世界遺産への対応等を進めてこられました。木村知事も、県庁職員時代や副知事時代には、阿蘇の市町村を訪れ、田植えや稲刈りなど農作業体験をしたり、住民と語り合うなどして、それを政策に生かしていると聞いています。

そこで、木村知事の阿蘇に対する熱い思いをお聞きしたいと思います。

今、ＴＳＭＣ進出を受けて、熊本県は全国的にも注目されています。それと同時に、地下水も人々の関心事の一つです。一昨年から昨年にかけて、阿蘇市選出の岩本議員も私も、阿蘇地域を水源とする地下水や白川を流れる水が熊本地域の地下水保全にも大きな役割を果たしているという趣旨の質問を繰り返してきましたが、県庁内の人には理解してもらえませんでした。

そのような中、木村知事が就任してから、阿蘇地域の市町村長の要望にも耳を傾けていただき、阿蘇の草原維持に取り組むことが熊本地域の地下水涵養にもつながることを承認していただき、ありがたく思っております。

熊本地域の森林、田畑、そして草原の持つ水源涵養機能を守り育てていくことが、下流に住む人たちに対する私たち阿蘇地域に住む者の責務ではないかと考えております。そして、阿蘇谷や南郷谷に広がる壮大な田畑、小国や高森地区に植栽された森林を維持管理、保全していくことが重要と考えております。特に、阿蘇の草原、原野を維持していくのは、農畜産農家の高齢化や減少で野焼きが難しくなってきており、危機的な状況です。

それを打開するためには、新たな支援が必要ではないでしょうか。そのために九州各県を巻き込んでのシステムを固めつつあると聞きますが、どのような仕組みを考えているのか、阿蘇に対する思いと併せて、知事にお尋ねします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事（木村敬君）　河津議員から御質問いただきました。

まず、議員から、一昨日、野焼きで大やけどを負われた事故が発生したとのお話がありました。私からもお見舞い申し上げるとともに、野焼きを含めた私の阿蘇に対する思い、草原維持についてにお答え申し上げたいと思います。

国内外から多くの観光客が訪れる阿蘇のすばらしい自然、その中でも、日本一の面積を誇る阿蘇の草原は、放牧や野焼きなど、1,000年以上の長きにわたる人々の営みによって維持されてきました。

また、阿蘇は６本の一級河川の源流域であり、九州の水がめとして約500万人の人々に水の恩恵を与えている阿蘇に広がる雄大な草原は、水源涵養をはじめとする多面的な機能を持ち、未来へ引き継がれるべき人類の宝だと私は認識しております。

私は、知事選に立候補した際のマニフェストで、世界に誇るこの阿蘇の文化的景観を確実に後世に伝えるため、阿蘇の草原を維持、再生するとともに、世界文化遺産への登録を推進することなどを掲げました。

知事就任後は、昨年10月に、私が会長を務める阿蘇世界文化遺産登録推進協議会ほか３つの関連団体で、持続可能な阿蘇の実現に向けた共同宣言、これを行うとともに、推進体制強化のために、県庁内に阿蘇草原再生・世界遺産推進課を新設しまして、取組を進めています。必ずや阿蘇の世界文化遺産登録を実現させたい、そう思っております。

一方で、人口減少や高齢化の進行に伴う担い手不足、農畜産業の形態の変化などを背景として、野焼きなどによる阿蘇の草原を維持してきたこのコミュニティーが崩壊寸前と言っても過言ではない状況に現在ございます。

県では、地元市町村や関係自治体等と連携して、草原面積の減少を食い止めるための取組を続けております。平成25年度から開始した野焼きの再開支援では、令和５年度までに19か所、478ヘクタールの野焼きが再開され、また、野焼きに係る賠償責任保険が創設されるなど、一定の成果は出ているものと思っております。

しかしながら、私がこれまで、選挙戦なども含めて、阿蘇を歩いて聞いたお声は、より厳しい現実でございました。阿蘇の草原の維持活動をさらに持続可能なものとするためには、これまでの取組をより強化した新たな仕組みの構築が必要であると考えるに至りました。

阿蘇の草原に加えて、森林や水田などが水源に果たす役割に着目し、そして、下流域の受益者である企業や住民、流域自治体などによって、阿蘇の草原等を守る活動を支援する仕組みづくりを目指します。その実現に向けて、既に関係機関と協議を進めております。

具体的には、また新たな支援の受皿となる基金を阿蘇の草原等の維持に取り組んでいる団体と連携して設置するよう調整を行っております。その上で、企業などからの支援のインセンティブとなるように、そうした企業の支援の貢献度を定量化して証明するための評価の指標を県が整備することとしまして、本定例会に関連予算を提案させていただいたところでございます。

この仕組みの本格運用は、令和８年度の開始を目指しておりますが、特に喫緊の課題である草原維持については、この令和７年度中も先行して支援の受付の開始ができるように関係機関とも連携して取り組んでまいりたいと考えております。

さらには、これまで明確でなかった九州の水がめとして、阿蘇を源とする水が福岡や大分など九州各県にどの程度貢献しているのかを科学的に整理した上で、白川水系以外の５つの一級河川の受益者などに広く支援を求めることも視野に、検討を進めてまいります。

白川を通じて熊本地域の水循環の一端を担う阿蘇の草原などは、熊本都市圏100万人の生活と産業を支える貴重な宝です。阿蘇管内の市町村や流

域市町村など関係機関としっかり連携して、白川だけでなく、九州の水がめを育む阿蘇の草原等を守る活動が持続可能なものとなるようしっかりとした仕組みを県として構築してまいります。以上でございます。

〔河津修司君登壇〕

○河津修司君　知事の阿蘇に対する熱い思いが感じられた答弁でした。

阿蘇の草原を維持、再生するとともに、阿蘇の世界文化遺産登録推進のために、阿蘇草原再生・世界遺産推進課を新設し、取組を進めるとのことでしたが、世界文化遺産も、日本が推薦する暫定リストの数が減ってきておりまして、来年度から見直しが行われるのではないかと期待をされています。頑張っていただきますよう、しっかりと応援を私たちもしていきますので、よろしくお願いいたします。

草原の維持については、地元の牧野組合員は有畜農家が減ってきて、無畜農家や農業以外の仕事をしている人が多くなっています。その人たちが野焼きをしているのは、阿蘇の原野を守る責任感みたいなものではないでしょうか。今、この牧野組合員の人たちを支援して野焼きを続けなければ、阿蘇の原野は消滅してしまいます。そうしますと、阿蘇の壮大な景観も見えなくなり、貴重な動植物もいなくなります。そして、川の水や地下水にも大きな影響を与えるでしょう。

そうならないために、県内のみならず、阿蘇を源とする川が流れる福岡、大分、宮崎の各県を巻き込んでの寄附を集める仕組みを広げる考えは、環境問題を重視する企業からも称賛していただけるものと思っております。しっかりと説明して協力を得てほしいと思っております。この取組が早く動き出し、成果が上がることを期待しております。

続きまして、２番目の質問に入らせていただきます。

阿蘇地域の農業における高温対策について質問します。

昨年８月の南小国町の最高気温32.7度、平均気温は26.1度、そして20年前の2004年の最高気温は30.3度、平均気温が24.4度でしたので、最高、平均ともに２度ほど上がっております。これは日陰の気温であり、ひなたやハウスの中では、人間の体温を超えるところもあるのではないでしょうか。皆さん方が住む平地のほうはもっと暑いかと思いますが、ふだん涼しい阿蘇に住む人たちにとっては酷暑としか言いようのない気温であり、サウナに入ったのではないかと錯覚するような暑さでした。

阿蘇地方は、数年前までは、高冷地気候を利用して、夏季の夏場の大根、キャベツ、ホウレンソウ、米栽培をして収益を得ていました。ところが、ここ数年、稲作は、いかに温度を下げるかに気をつけていますし、ホウレンソウの種をまいても芽が出ない状況です。このまま地球温暖化が進めば、生態系の変化や異常気象、感染症の蔓延、農作物、水産物への打撃など、私たちの生活にも大きく影響を及ぼす危険があります。

さらに、追い打ちをかけるように、農業に必要な資機材や肥料の高騰と、農業をめぐる情勢は厳しいものがあります。

稲作では、高温障害でせっかく実った米が白くなる白未熟粒の発生や米に亀裂が入って割れやすくなる胴割れ粒等が発生し、低い等級米となります。また、野菜では、トマトが32度、キュウリが35度以上で、野菜の熱中症とも言える高温障害が発生し、花落ち、果実の変形、色づき不良が発生し、売り物にならない野菜となってしまいます。

この対策として、稲作では、温度を下げるため

に、植付け時期の変更や水管理で温度を下げていますが、その年によって気温が大きく変化し、温度が下がり過ぎれば冷害も考慮しなければならず、難しい判断となります。もはや阿蘇地域は高冷地とは言えない状況であります。

ついては、効果が発揮できる６月以降の稲の分けつ期の水管理や施肥の対策、野菜栽培では、温度管理やかん水管理、また、遮光ネットの設置等の対策が重要であり、これらの対策は、農家のみでは対応が困難ではないかと思っております。

つきましては、稲作や野菜づくりの高温対策を重視していただき、農家への適宜な栽培指導が重要であると思われます。

このため、県は、今後、酷暑に対処した栽培方法や暑さに強い品種開発など、高温対策にどう対応していくのか、農林水産部長にお尋ねします。

〔農林水産部長千田真寿君登壇〕

○農林水産部長（千田真寿君）　近年、地球温暖化の進行が農産物の生産に大きな影響を及ぼしており、県では、高温に強い品種の作付面積の拡大や品質低下防止のための遮光資材の普及などに取り組んできたところです。

しかし、令和６年の記録的な猛暑では、阿蘇地域においても、主力品種であるコシヒカリの白濁による等級の低下や夏秋トマトの結実不良、ホウレンソウの発芽率の低下など、多くの品目で高温障害が見られました。

このため、県では、関係機関と連携して、米、野菜など部門ごとに高温対策プロジェクトチームを立ち上げ、短期的な対策と中長期的な対策に分けて検討を行っています。

まず、短期的な対策では、国や他県の優良事例を含めてこれまでの知見を整理し、県の普及指導員が講習会などで生産者に技術情報を周知するとともに、３月末をめどに県ホームページに掲載し、市町村やＪＡに情報提供を行うことで対策の普及を図ることとしています。また、遮光資材の導入が速やかに進むよう、高温対策用資機材の導入に対する支援を実施します。

阿蘇地域においては、米について、肥料の散布方法の改善、収穫間際までの水管理など、基本的な栽培技術の徹底を図るとともに、夏秋トマトやホウレンソウなどの園芸作物では、高温に耐性がある品種の導入を進めてまいります。

次に、中長期的な対策としては、新しい高温対策技術に関する現地試験を実施し、効果が確認できたものについては随時周知を図ってまいります。また、農業研究センターにおいては、国の研究機関や民間とも連携し、地球温暖化対策を重点研究課題として位置づけ、新しい品種の開発、選定や品質、収量の低下を防止する技術開発などを進めてまいります。

あわせて、高温障害も含め経営リスクの軽減には、セーフティーネットとしての収入保険などへの加入が重要であることから、来年度においても引き続き加入促進を図ることとしています。

県としましては、引き続き、情報収集や品種、技術の開発に努め、農産物を安定して生産できる対策の充実を図りながら広く普及することで、稼げる農業を実現してまいります。

〔河津修司君登壇〕

○河津修司君　農家の皆さんは、昼間の暑い時間帯はビニールハウスに入らず、屋内の涼しいところで選別などの作業をして、夕方、日が傾いた頃、外の作業をするなど工夫していますが、昨今の暑さは身にこたえます。

阿蘇地域のほとんどが中山間地であり、零細な農家が多く、高齢者の農家も多いため、当然、長年作り慣れた作物を作ろうとする傾向にあります。あと何年作れるだろうかと心配しています。

若手農家にしても、夏場のホウレンソウ栽培は難しいので、諦めようかと思っている者もおりました。でも、そういう高齢者や若者がいてこそ地域を支えているのではないでしょうか。

ぜひとも新しい品種、技術の開発をしていただき、農産物を安定して生産し、稼げる農業を実現していただきますよう願っております。

続きまして、畜産の振興について質問いたします。

阿蘇地域は、広大な草原を生かした畜産業が盛んです。肉用牛の飼育農家数は県内で最多であり、特にあか牛の繁殖雌牛は、県内の約７割が阿蘇地域で飼養されています。

酪農に目を向けますと、私の地元小国郷では、古くからジャージー牛乳の産地として知られていますし、熊本地震で大きな傷を負った西原村の酪農家の方々も、持ち前の強い団結力で見事に復旧、復興を果たされました。

観光資源としても、畜産関係の資源は豊富で、牧野で放牧されている牛たちを写真に収めようとする観光客の姿をよく見かけます。また、阿蘇市・内牧の食堂が始めたあか牛丼が評判で、広がりを見せています。観光客をターゲットにした飲食店で大変人気があるようで、多くの店で、それぞれ趣向を凝らしたあか牛丼が提供されています。

このように、地元阿蘇では非常になじみが深い、観光資源としても人気があるあか牛ですが、畜産団体に聞いてみたところ、国内のみならず、国外からもあか牛の肉を取り扱いたいという需要があるのですが、全てに対応できていない状況とのことでした。せっかくの追い風なので、生産者や農業団体などの関係者に尋ねてみましたが、現在、畜産、酪農を取り巻く情勢は非常に厳しいようです。令和２年の秋頃から飼料価格が高騰したと記憶していますが、現在も高止まりしていると聞いています。

国の配合飼料価格安定制度では、価格が急激に上昇した場合に補塡金が支払われるとのことですが、高止まりが続いている状況では補塡金が出にくく、多くの畜産農家から、購入飼料費が経営を圧迫しているとの声が聞こえているところです。

また、最近では、黒毛和種の繁殖雌牛を大規模に飼育する比較的若い繁殖農家が、あか牛も飼い始めている事例があると聞いています。一個々の経営のリスク分散としては有効だと思うのですが、あか牛の子牛価格は黒毛和種よりも10万円程度高い上に、長引く飼料価格の高止まりで経営体力が失われている畜産農家にとっては、新たな投資は非常にハードルが高く、結果的に生産基盤がなかなか拡大できていないのではないでしょうか。

そこで、あか牛の生産基盤を効果的に維持強化するためにどのように取り組んでいくのか、また、畜産、酪農業が直面している購入飼料費の高騰に対し、県としてどのように取り組んでいくのか、農林水産部長の考えをお尋ねします。

〔農林水産部長千田真寿君登壇〕

○農林水産部長（千田真寿君）　まず、あか牛の生産基盤の維持強化についてお答えします。

あか牛は、阿蘇地域を中心に県内で約１万7,000頭が飼養されています。平成24年度には１万4,000頭まで減少したところですが、県や農業団体が一体となって増頭に取り組み、この10年間で約3,000頭の回復を見せています。

一方、あか牛に対する需要の高まりから子牛価格が上昇したため、増頭の意欲はあるものの、経営環境の厳しさから、新規の導入に踏み切れない生産者がおられることも承知しています。

そこで、県では、生産者がより増頭に取り組み

やすくなるよう、高い能力を持つ多数の母牛を短期間に確保するため、新たに性選別技術と受精卵移植技術を組み合わせた増頭事業による支援を実施することとしています。これにより、農家にとって導入コストを抑えた増頭が可能となり、あか牛の生産基盤のさらなる強化につながるものと期待しています。

次に、購入飼料費の高騰対策についてお答えします。

県では、生産者の負担軽減に向け、配合飼料価格安定制度に係る生産者積立金の一部助成を行ってきたところです。

来年度もこの措置を継続するとともに、新たに飼料配送コストの低減のための農家の飼料タンクへの残量測定センサー設置に対する支援や酪農家に対する粗飼料価格の上昇分の一部補塡、阿蘇の草原等採草地での自給飼料の収量向上の取組に対する支援を実施します。

県では、これらの施策により、阿蘇地域をはじめとする県内畜産、酪農業のさらなる発展に向け、生産者の皆様に寄り添った支援を行ってまいります。

〔河津修司君登壇〕

○河津修司君　実は、私も26年ほど前まではあか牛を飼っていました。そのときは、黒牛よりか相当安く、子牛１頭当たり12～13万円しかしなかった時代もありました。今では黒牛より高いときもあるそうで、以前とは隔世の感があります。あか牛の評価が上がったのは、畜産農家や関係者の今までの努力が実ったもので、敬意を表したいと思います。もちろん、県の支援もあってのことだと思っております。来年度も畜産振興、酪農振興の予算も計上してあるとのことですが、効果が上がることを期待しております。

続きまして、産山村の大蘇ダムについて質問させていただきます。

熊本県産山村と阿蘇市、大分県竹田市の1,865ヘクタールを受益面積とする大蘇ダムは、国営大野川上流土地改良事業として、昭和54年度に着工し、平成17年２月に完成しました。

大蘇ダムは、完成後、水漏れが確認されたため、平成25年度から浸透抑制対策が行われてきましたが、現在でも地下への浸透が続いていると聞いています。農家の方々は、年間を通じて最も農業用水を必要とする春先にダムに水がたまっているのか毎年不安に感じておられ、私のところにも何とかしてほしいとの不満の声が寄せられます。

私は、今から４年前、想定を大きく上回る浸透量が発生した大蘇ダムに関し、農業用水の供給に支障がないのか等について、この議会で質問を行いました。その際、当時の蒲島知事から、農家が安心して営農できるよう必要な用水を確実に確保され、ダム本体がある産山村をはじめ下流域の皆さんの水位低下に対する不安が払拭されることを九州農政局長に申し入れた、このことが実現するよう引き続きしっかりと対応してまいると答弁をいただきました。

その後、令和４年度から令和６年度の３年間、国において、大蘇ダムの浸透メカニズムを把握するための調査が行われるとともに、調査期間中の用水確保は、国が現地に職員を常駐させ、責任を持って対応されていると聞いており、農家が安心して営農できるよう、これまでは、国や県には可能な限り対応していただいていると思っております。

しかし、国の調査は本年度末で終わることから、来年度以降、大蘇ダムの管理がどうなるのか関係市町村や土地改良区は大変不安を抱えています。現状を踏まえれば、ダムの管理は、浸透の影響を受ける貯水位を見ながら、配水調整を含め施

設を運用していくことになり、地元関係者にとっては大きな負担となります。

さらに、この地域で安心して営農するための農業用水を将来的に確保できるのか、未来永劫不安なく農業を営むことができるのか、農家の方々は不安に思っております。

そこで質問します。

大蘇ダムの現状はどうなのか、今後大蘇ダムに対してどのように対応していくのか、以上２点について、知事にお尋ねいたします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事（木村敬君）　１点目の大蘇ダムの現状についてお答えいたします。

大蘇ダムは、国が阿蘇郡産山村に建設した農業用ダムであり、議員御指摘のとおり、熊本、大分両県にまたがる阿蘇東部地域の受益地1,865ヘクタールに農業用水を供給することを目的としております。

私は、かねてより、この地域で地元農家の方々がダムの水を使って安心して農業を営まれることを期待しておりました。

しかし、大蘇ダムの水は、令和２年４月の供用開始時点においても、想定以上に地下へ浸透しておりました。そのことについて、令和２年11月に竹田市で行われたダムの完工式直前まで、国から本県を含む地元に対しての説明がなく、阿蘇市や産山村の首長、関係者の皆様は、国の説明が不十分として完工式を欠席されました。

私、当時農林担当の副知事で、ボイコットしようかとも思ったんですけれども、あえて地元代表として式典の挨拶に立ちまして、今日は完工式ですが、工事が終わったわけではありません、最終的な浸透対策をしっかり完成させ、安定的に農業が営まれることを切に願っていますと、声を上げたことを思い出します。

そのこともあったのか、これも議員御指摘いただきましたが、国において、令和３年１月からダムに職員を常駐させ、必要な農業用水の確保に努められるとともに、令和４年度から本年度まで、浸透状況を把握するための調査が行われてまいりました。

調査の結果、やはりダムの水は、現在も地下に浸透し続けているとの説明を国から受けております。

なお、ダム本体の安全性については、大規模地震が発生しても、ダムの貯留機能を維持できることがしっかりと示されております。

２点目の今後の対応についてお答え申し上げます。

阿蘇市や産山村、また、阿蘇東部土地改良区から要請を受けまして、営農に必要な安定した農業用水を確保すること、浸透の調査や観測を継続し、対策が必要な場合は国の責任において対応すること、３点目に、特別な技術的配慮が必要なこの大蘇ダムの運用に国直轄管理事業を導入すること、この３点を昨年10月７日に農林水産省の舞立政務官に対して私たちが直接要望したところでございます。

この要望に対し、今月５日、国から説明がございました。令和７年度から用水確保対策と追加の浸透抑制対策を組み合わせ、必要な農業用水を確保すること、そして、それらを全額国費で行われることが示されました。

さらに、令和９年度を目途に、国による直轄管理を開始するということが示されたところでございます。本県が要望していた大蘇ダムの管理を国が直轄して行うことになることによって、地元の負担は大いに軽減されます。

県としては、この国による直轄管理に向けて、用水確保対策と追加の浸透抑制対策が確実に実施

されることによって、地元の農家の皆様のダム水位の低下に対する不安が払拭され、安心して営農ができるよう、今後とも国の対応を注視し、必要な協力を行ってまいりたいと考えております。

大蘇ダムの水と阿蘇東部の冷涼な気候を生かし、稼げる農業が実現できるよう、今後とも引き続き、国や関係市村、土地改良区と連携して、地元農家をしっかりと支援してまいります。

〔河津修司君登壇〕

○河津修司君　木村知事は、令和２年に竹田市で行われましたダムの完工式でも、また、その後も、地元農家のために、国に対して意見を言っていただきました。おかげで、地元農家や自治体が要望した国によるダムの直轄管理に加え、用水確保対策と追加の浸透抑制対策が確実に実施されることになりました。

木村知事と大蘇ダムの何かしらの巡り合わせを感じます。その縁を持ちまして、これからも、産山村やダム利用の農家のために、御支援くださいますようよろしくお願いいたします。

続きまして、台湾との教育交流について質問いたします。

熊本県と台湾は、以前から結びつきが強く、交流が活発に行われてきましたが、ＴＳＭＣの進出決定後、さらに拡大しています。

令和５年熊本県観光統計では、台湾からの宿泊者数は延べ24万人と過去10年で最多となり、コロナ禍以前を上回る観光客が訪れています。また、在留外国人についても、在留外国人統計によりますと、台湾の方は、令和６年６月末時点で1,753人であり、過去10年で最多、前年同時期の511人から大きく増加しております。

このような中、教育面でも、各地で様々な交流が行われています。例えば、阿蘇管内では、1988年から小国町の小国国際交流会が台湾・台北市の士林区にある中国文化大学のホームステイを受け入れるなど、交流を続けています。この縁から、小国町は、昨年２月、台北市・士林区と友好交流協力覚書を締結し、11月には、小国小学校と士林国民小学校が姉妹校の提携協定を結びました。

また、昨年７月には、中国文化大学の学生と教授、合計27名が小国町と南小国町でホームステイし、交流が行われました。11月には、小国小学校が台北市・士林区の三玉国民小学校の児童を教育旅行で受け入れ、教育面での交流を深めています。この交流は、子供たちが国際化を実感し、グローバルな視点を持つきっかけとなったと聞いています。

友好・姉妹都市交流は、熊本県熊本市と高雄市、小国町と台北市・士林区のほかにも、阿蘇管内では、南阿蘇村と屏東県東港鎮が国際交流促進覚書を締結しています。八代市と基隆市、新竹市などが協定や覚書を締結し、また、宇土市、宇城市、美里町が台南市と協定を締結するとの報道が先日なされました。

学校間でも、昨年７月、鹿本農業高校が高雄市の六龜高級中学と、12月には東稜高校が新北市の永平高級中学とそれぞれ姉妹校協定を締結するなど、交流が活発になっています。

先月、熊本県は、台湾の金融グループと包括連携協定を結び、経済や観光、スポーツなどの分野で、交流促進を図ることが報道されました。

ＴＳＭＣ進出後、台湾との交流が活発となる中、教育面での交流は、熊本の子供たちの国際的視野を養い、グローバルな人材を育成することにもつながるものであり、今後教育交流を促進する必要があると考えます。

そこで、台湾との教育交流の現状と今後の取組について、教育長にお尋ねします。

〔教育長白石伸一君登壇〕

○教育長（白石伸一君）　まず、台湾との教育交流の現状についてでございますが、平成29年１月の高雄市との友好交流協定締結を契機に、県内23の市町村立小中学校、県立高校において、高雄市の学校とオンラインや現地の交流が実施されています。

議員御紹介の鹿本農業高校と高雄市立六龜高級中学との姉妹校協定は、交流を重ねる中で締結に至ったものでございます。

また、高雄市以外でも、学校間、市町村間で交流が進んでおり、県立高校では17校が高級中学や大学と姉妹校協定を締結しています。市町村立学校でも、姉妹校協定に基づく交流をはじめ、台湾への渡航、教育旅行の受入れを行うなど、様々な交流が行われています。

さらに、コロナ禍で減少していた台湾への修学旅行について、今年度は県立高校５校が実施しております。

このような教育交流は、子供たちにとって異文化を直接体験し、海外への興味を持つ機会となっています。

次に、今後の取組についてでございますが、昨年11月、私自身、台湾を訪問し、教育交流の担当部局との意見交換や学校視察を行いました。

台湾訪問を通しまして、異文化理解、グローバル人材育成の推進には、つながりのある台湾との教育交流をさらに強化する必要があると改めて認識いたしました。

そのため、県教育委員会といたしましては、台湾の国際教育交流を総合的に担う高級中学以下学校国際教育交流連盟との間で、教育交流協力に関する覚書の締結について合意を得、現在、その時期や内容等の調整を行っているところでございます。

今後も、台湾との教育交流が一層活発になるよう、学校現場や市町村教育委員会のニーズや課題の把握に努め、関係部局との連携を図りながら、しっかりと取り組んでまいります。

〔河津修司君登壇〕

○河津修司君　今後の取組について。

今後、台湾との教育交流が一層活発になるよう、しっかり取り組んでいくということでありますが、小国町など、30年も前から交流があるところもあれば、これから始めるところもあろうかと思います。地域や学校によって期間に差があり、交流団体の体制が十分整っていなかったりして、学校や団体の負担にならないよう、楽しく長く交流が進むよう県からしっかり支援してほしいと思います。

いずれにしても、一時のブームに終わることなく、台湾と熊本の信頼関係が続き、将来にわたり発展することを期待しております。

続きまして、建設産業と連携した地域課題の対応について質問させていただきます。

建設産業は、道路の除草や区画線の引き直し、舗装補修の実施、災害時の対応等、地域の守り手として不可欠な存在であると思っております。

阿蘇地方は、この冬は大変もう本当に寒かったです。昨年の夏が大変暑かったので、冬はもっと暖かいのかなと思っておりましたが、とんでもなく寒かったです。久々に氷点下10度の世界を体験しました。そして、全国的にも記録的な豪雨に見舞われましたが、阿蘇地方も、しょっちゅう雪が降りました。夜中から朝方にかけて雪が降り、所によっては20センチも積もりました。自動車が立ち往生して、町村道もそうですが、国道、県道の通行止めも発生し、住民の生活にも支障が出ました。

このような状況にならないように、建設業の人たちは、極寒の中を朝４時から５時にかけて、除

雪作業や融雪剤をまいて住民の生活を守っていただいておりました。

特に阿蘇地域では、通常の道路維持管理業務に加え、除雪、凍結防止対策や火山活動が活発な場合の降灰対策と頻発する災害への対応など、地域特有の課題があり、その解決に向け建設業が日々尽力しています。どの産業も地域にはなくてはならない産業、仕事でありますが、特に災害復旧作業など、住民生活に密着した仕事と言えるのではないでしょうか。

一方で、建設産業においては、阿蘇地域でも人手不足等が深刻な問題となっておりまして、建設産業の負担軽減を含めた対策が不可欠だと思っております。

こうした中、県においては、地域の課題解決に向けどのように取り組んでいくのか、土木部長にお尋ねします。

〔土木部長宮島哲哉君登壇〕

○土木部長（宮島哲哉君）　建設産業は、インフラ整備や維持管理等の担い手であると同時に、災害時には、最前線で地域社会の安全、安心の確保を担う地域の守り手として、県民の生活や地域経済を支える重要な産業です。

そして、議員御紹介のとおり、阿蘇地域では、道路の除雪や凍結防止剤の散布、火山の噴火に伴う降灰の除去、また、カルデラや火山灰といった独特の地形、地質により頻発する災害への対応も必要です。建設産業は、このような地域特有の課題に対しても、地域の守り手として、しっかりと役割を果たしていただいていると認識しております。

一方で、建設産業では、人材確保が厳しい状況が続いており、県としても、生産性の向上や働き方改革を進めることにより負担軽減を図り、それぞれの地域において、持続可能な建設産業を育成することが重要と考えております。

このため、地域課題への対応に当たっては、建設業団体や関係機関の意見を伺うとともに、工夫を重ねながら様々な取組を行っています。

例えば、阿蘇地域では、広い範囲で積雪や路面凍結による交通障害が発生するため、管内46路線の除雪業務を１路線ごとに分けて委託することで、作業を迅速化し、企業の業務負担の軽減を図っています。

また、噴火による火山灰対策では、使用する頻度が少ない路面清掃車を県が保有し、作業を行う企業に貸し出すことで、企業の負担を軽減しています。さらに、降灰後の雨に伴う土石流の発生に備えるため、組立て式の仮設堰堤に使用する砂防用ブロックを備蓄しておくことで、作業の効率化や安全確保を図っています。

このほか、天草地域における暴風時の天草五橋など、長大橋の交通規制や芦北・球磨地域における積雪や豪雨時の隣県とも連携した交通規制など、地域ごとの課題に対応した取組を行っています。

このような取組は、他の地域においても参考となるものと考えており、同じような課題がある地域振興局にその都度情報提供を行っています。

今後も、建設業団体や関係機関と緊密に連携して、地域の多様な課題に対応するとともに、持続可能な建設産業の育成に取り組んでまいります。

〔河津修司君登壇〕

○河津修司君　阿蘇地域特有の除雪や凍結防止剤散布、降灰除去など、住民生活をサポートする課題につきまして理解していただき、ありがとうございます。

建設産業は、地域の中では数少ない働く場でもあります。地域の守り手として県民の生活や地域経済を支える重要な産業でありますので、県及び

地元自治体と支え合っていけたらいいなと考えております。

最後に、阿蘇地域の道路整備について要望いたします。

常日頃から阿蘇地域の道路整備には御協力を賜り、感謝申し上げます。

特に、熊本地震後、４年半後には、国道57号線の北側復旧ルートと国道57号線現道を４車線化していただき、その後、阿蘇大橋も架け直していただき、住民はスムーズに通行できております。中九州横断道路も滝室坂トンネルを工事しておりまして、令和８年度には開通予定と聞いています。

しかし、阿蘇地域は大変面積が広く、東京都の半分、1,079平方キロメートルあります。地形的にも真ん中に阿蘇五岳がそびえ立ち、その周りに阿蘇谷、南郷谷が広がり、その外側には、標高900メートル級の外輪山が連なって取り囲んでおります。その北側には小国郷、産山村、そして東側に高森町、南側には南阿蘇村、西原村が広がっております。

その急傾斜の外輪山が通行を大変難しくしておりまして、同時に、曲がりくねった道しか造れず、道路建設を困難にしております。それでも中九州横断道路など東西に延びる道路は、国の努力のおかげで延伸工事が進められております。

しかし、住民は、雪の日も安心して通れる道路の建設を熱望しております。私のところにも住民の皆さんからそういう声が寄せられていますし、先日、高森町で行われましたお出かけ知事室でも、山間部に住む女性から、道路整備を進めてくださいとの要望が木村知事に出されていました。

つきましては、現在、熊本県新広域道路交通計画におきまして構想路線となっております日田阿蘇道路、阿蘇山都道路、阿蘇高千穂道路の早期実現及び主要地方道矢部阿蘇公園線の早期の整備についても、さらなる進展を図られますよう強く要望いたします。

これらの道路につきましては、災害発生のときに役に立つダブルネットワーク機能が強化され、大分県、宮崎県との移動における利便性が向上し、産業、経済、観光の発展、さらには災害常襲地帯と言われている阿蘇地域の主要道が被災した場合の代替道路としての役割を果たすなど、多大な効果が期待されます。

現在、阿蘇地域では、熊本県と一体となり、世界文化遺産登録を目指して活動を続けておりますが、将来の交流人口の増加が見込まれております。熊本県におきましては、ＴＳＭＣの進出効果を引き上げるためのインフラ整備に取り組んでいくこととされておりますが、阿蘇地域の道路は、その進出効果を最大限に生かすためにも必要不可欠であります。

あわせまして、阿蘇地域の各市町村から要望されております県道内牧坂梨線、県道北里宮原線、主要地方道南小国波野線、県道高森停車場線、主要地方道熊本高森線、県道堂園小森線につきましても、引き続きの早期の道路改良、建設をよろしくお願いいたします。

これで私の６つの質問と１つの要望を全て終わらせていただきます。

本当に最後まで御清聴いただきましたことにお礼を申し上げ、私の質問を終わらせていただきます。（拍手）

○副議長（髙木健次君）　昼食のため、午後１時５分まで休憩いたします。

午前11時58分休憩

午後１時３分開議

○議長（山口裕君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

楠本千秋君。

〔楠本千秋君登壇〕（拍手）

○楠本千秋君　皆さん、こんにちは。天草市・郡選出の自民党・楠本千秋、議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせてもらいます。今回で10回目であります。そして、何とトリを務めさせてもらいます。本日まで12名の先輩議員が演壇に立たれ、立派な質問されました。それに負けないように、締めくくりをやりたいと思いますので、よろしく御清聴お願いします。（発言する者あり）ありがとうございます。

本日は３月11日、3.11、朝一番で黙禱をさせていただきましたけれども、黙禱の間、あの津波の映像が浮かんできました。そして、その後、熊本でも熊本地震、川の氾濫、大変な状況、それを全庁挙げて取り組んでいただいていますので、これからもしっかり一日も早く復興をお願いしたいと思います。

１年前の３月７日、熊本県知事選が告示され、17日間の選挙戦を、木村知事は「くまもと新時代、共に未来へ」「県民への10の約束」を掲げられ、見事当選されました。そして、熊本を日本一のふるさとにするため、今後の人生をかけるという覚悟を持って、４月16日に熊本県知事に就任されました。間もなく１年がたとうとしております。

知事は、県民の弱き声、小さき声、そうした声を聞くため、現場主義を実践され、お出かけ知事室を開催、知事自ら県内市町村を訪ね、県民の皆様と直接意見交換され、県政に対する様々な思いを受け止められました。そして、問題解決のため、多くの推進本部、地下水保全、渋滞解消、こどもまんなか熊本、熊本で働こう、外国人人材との共生等など、いち早く立ち上げられました。

また「世界に広がる」「人を育てる」「共に創る」の３つを県政の最重要のキーワードに掲げられ、県民が主人公の県政の実現に向かって頑張っていただいております。

木村知事、この１年、大変お疲れさまです。

知事は、私の大好きな天草と、お話しされることを何度かお聞きしています。今回の質問は、その知事が大好きな天草振興について質問をさせていただきます。

本年１月14日に、知事の音頭で、天草で地域未来創造会議が開催されました。２市１町の首長と天草選出の４名の県議が参加しました。木村知事と市長、町長の間で活発な意見交換があり、大変有意義な会議だったと思います。

意見交換の中では、２地域居住なども取り入れた移住、定住や保育園留学など、都市圏との交流促進についての意見が出たほか、天草市の取組においては、定住率が高い報告や島根県海士町の島留学などを参考に、地元にすし学科をつくり、世界中から人を呼びたいという提案もありました。

これらの食を生かした取組は、知事が、くまもと新時代、共に未来へ、県民への10の約束の中に、食のみやこ熊本の創造を上げられております。ぜひとも積極的に進めるべきだと思います。

高校の魅力化の推進、人材の育成、そういう観点からも、提案のあったすし学科は大変面白く夢のあるテーマだと感じました。

すしのことを考えたときに、天草は物すごく高いポテンシャルを持っていると思います。ミシュランに掲載された店が何軒かあり、豊かな漁場があり、すしの聖地に名のりを上げても問題はないと考えます。

天草の魚はブランド化し、豊洲をはじめ様々な市場において高値で取引されていると聞きます。天草地域には多くの資源があるが、その中で、新鮮で質の高い農林畜水産物は、特に自慢ができる

資源の一つであります。

今回の議論を踏まえ、木村知事におかれては、今後の天草地域の振興について、特に、中でも食を生かした取組について、どのような方向で取り組まれるのかをお尋ねします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事（木村敬君）　楠本議員から御質問いただきました。

議員に御紹介いただきました１月14日の天草地域での地域未来創造会議は、首長の皆様から、食を生かした地域振興、高校の魅力化を含めた人材の育成、２地域居住など、様々なライフスタイルを生かした交流の促進などなど、前向きなアイデアが様々たくさん出まして、将来につながる有意義な意見交換をさせていただきました。

今後、これらのアイデアの具体実現化に向けて、会議で議論した課題や取組を掘り下げて、天草の各市町と検討してまいりたいと思っております。

議員御質問の食を生かした取組は、私が最も力を入れたい分野の一つでございます。昨年10月、食のみやこ推進局を新設しまして、農林水産部と商工労働部の２つの部が連携しながら、部の垣根を越えるからこそできる取組を今全力で進めているところでございます。

現在、県では、農林畜水産物の高付加価値化や豊かな食文化を生かした観光誘客などに取り組むため、食のみやこ熊本県の創造に向けたビジョン、これを策定しているところでございます。２月に開催した有識者会議では、ブランディングの必要性ですとか、料理人の確保など貴重な御意見をいただきまして、６月頃までにこのビジョンを取りまとめる予定でございます。

天草地域は、もう皆さん御承知のとおり、この豊かな自然が育んだマダイやクルマエビなどの海の幸をはじめ、天草晩柑、天草大王など、魅力ある農林畜水産物が大変豊富で、これらを生かしたグルメも数多くあり、非常に高い食のポテンシャルのある地域だと認識しております。

これまで県では、東京や大阪にある有名ホテルやレストランのシェフを産地視察にお招きして、天草地域の食材を使用した熊本フェアの開催につなげるなど、認知度向上や販路拡大につながる支援を行ってまいりました。

また、天草地域内の商工業者や観光業者の皆様方と連携しながら、魅力ある食材を生かした新商品やメニューを開発するなどの新たな取組を通じて、食の発信と交流人口の拡大等を図ってきております。

高校の魅力化に当たっても、食は積極的に活用したい地域資源の一つでございます。議員御紹介どおり、地元からのすし学科の設置といった御提案もございましたが、県教育委員会においては、人材育成の観点から、地域一体となって様々な可能性について検討していただきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

県といたしましては、各市町や地元の皆さんとともに……（発言する者あり）いや、大事ですよ、この点。食のさらなる高付加価値化や未来を担う人材の確保、育成などの取組、そして、天草ならではの特色や強みを生かして地域振興に努めてまいります。

以上でございます。

〔楠本千秋君登壇〕

○楠本千秋君　知事に御答弁いただきました。

知事は、豊かな食文化を生かした高付加価値で稼げる農林畜水産業を実現のため、食のみやこ熊本の創造を掲げられ、推進局を発足させられました。

今議会に、世界に羽ばたく志ある人材を育成す

るため、地域と力を合わせた県立高校の魅力化を進めるコーディネーターの配置や、地元企業と連携した特色ある学びの実現に向けた学習環境を整備する予算が計上されております。

天草出身のすし職人さんで、ニューヨークの一等地で、すし店、Shion 69を開店されている人がおいでになります。その人は、天草の小学校、中学校、高校を卒業され、釣りが大好きで、高校時代は近くの魚屋でバイトをされたそうです。卒業後に有名和食店に就職、魚の見方や締め方を心得ていたことで、その人は異例の速さで出世されています。20代の若さで、ニューヨークにShion 69という店を開店されています。開店３か月で、ミシュランの１つ星を獲得されたと、ニューヨーク・タイムズ誌にも紹介されております。紹介の中で、最初の刺身から最後の握りに至るまで、厨房に入ってくる魚介類の化学的性質や筋肉の構造などを熟知しているようだとあります。そして、７月はウニの旬の時期だ、ふるさとの天草から２種類のウニが届いており、オレンジ色の大きなムラサキウニは後味が口に広がる、このウニは手に入れるのがとても難しい、私はそこの出身なので手に入れるんですと彼は言ったとあります。天草の土地が、その人のすし職人としての大事な部分を育てたと考えられ、今もなお天草から魚を仕入れられているほどです。

世界に羽ばたく志ある人材を育成するため、地域と力を合わせ、県立高校の魅力化に取り組んでいただきますようお願いしまして、次の天草の観光、クルーズ船についてお話をさせていただきます。

天草の大きな課題は、観光振興であると思います。宝の島天草の持つポテンシャル、知事に答弁いただきました食も、大きな大きな財産ですが、イルカウオッチングや下田温泉、天草西海岸の夕日、﨑津天守堂を含む﨑津集落など、天草に数多くある観光スポットを大いに生かした取組も観光振興には必要ではないでしょうか。

中でも、美しい自然とキリシタンの隠れ家という文化的背景を持つ﨑津集落は、2018年に、長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産として、世界遺産に登録されました。

集落には、キリスト教の教会と日本の伝統の神社が混在するなど、独特の雰囲気を持った空間が広がり、日本人のみならず、海外の方にも大変魅力的な観光スポットです。実際に、世界遺産に登録された翌年は、﨑津集落を訪れる観光客の数が倍増したと伺っております。

そして、令和４年12月の一般質問で、蒲島知事から、フランス、ポナン社の豪華クルーズ船が天草市の﨑津港と上天草の前島港に寄港するといううれしい発表をされ、大満足してもらえるよう、受入れに向けた準備をしていきたいと力強く答えられておりました。

知事のお話どおり、昨年４月23日、５月１日、５月６日の３回、天草市の﨑津港に寄港が実現しました。地元では大変な盛り上がりを見せ、寄港当日、集落は歓迎ムード一色に包まれ、おいでいただいた多くの観光客の方々をおもてなしされたと伺っております。

そこで、県と天草市では、どのような体制で対応されたのか、また、おいでいただいたお客様の状況や反応について、観光文化部長にお尋ねします。

それから、本年も、４月の16日と20日に寄港が予定されると伺いました。昨年の経験を生かした県と天草市の取組の意気込みを併せてお聞かせください。

〔観光文化部長倉光麻里子さん登壇〕

○観光文化部長（倉光麻里子さん）　議員御紹介の

とおり、昨年４月から５月にかけ、フランスの富裕層向けクルーズ船「ル・ジャック・カルティエ」の初寄港が実現しました。これは「九州の大自然・歴史と信仰の島々」というテーマのツアーで、乗船客は各回約150名、国籍別には、フランス、日本、オーストラリア、ベルギーといった国の方々を中心としたものでした。

県では、この天草地域における初の国際クルーズ船寄港に合わせ、天草市、上天草市、観光協会、漁協等と一体となって、様々なおもてなしを実施しました。

まず、午前中の﨑津港への寄港に合わせ、港で大漁旗を掲げ、中学生を含む地元の方々とともに歓迎しました。また、ポナン社の協力の下、﨑津教会をはじめ、﨑津諏訪神社、寺院の普應軒を紹介する訪問記念帳を乗船客に提供し、﨑津の魅力である異なる宗教が共存する集落内の散策を促しました。

加えて、通訳ガイドによる潜伏キリシタンの歴史案内や畳敷きの教会で地元の古楽器音楽家グループの演奏も披露したところ、﨑津独自の景観や文化に感銘を受けられた様子で、さらには、散策中には軒先で地元住民との交流もあり、﨑津ならではのおもてなしを大変楽しまれていました。

また、午後には、上天草市の前島港に移動し、晩柑やウエルカムドリンクによる地元女将会の歓迎を皮切りに、イルカウオッチングへの案内や舞踏団花童による天草四郎をテーマとした踊りなどを披露しました。

﨑津港から前島港へ向かう船内では、﨑津のすし職人による地元鮮魚を使ったすしの振る舞いや県産焼酎の飲み比べを行ったところ、行列をなすほど大好評でした。また、天草の鮮魚、和牛、天草大王などを使った料理の提供もあり、地元食材のＰＲにもつなげることができました。

天草観光のポテンシャルはもとより、今回の県、地域一体となったおもてなしに対するポナン社の評価は大変高く、本年４月16日、20日の﨑津港への再寄港が実現しました。

県、天草市では、今回の寄港に合わせ、﨑津をより知ってもらうウオークツアーの実施や、地元の方々と触れ合えるハイヤ踊りの披露、体験など、新たな企画の準備も進めています。

富裕層向けクルーズとして世界トップクラスのポナン社の動きは、他のクルーズ船社の関心事でもあり、天草寄港に関する問合せも増えています。

引き続き、ポナン社の寄港を通して培った知見や経験を生かし、天草へのクルーズ船誘致強化を図り、県、地域一体となって、天草地域のさらなる観光振興に取り組んでまいります。

〔楠本千秋君登壇〕

○楠本千秋君　観光文化部長に御答弁いただきました。

大漁旗での出迎えをされたと。﨑津教会、神社、寺院を紹介する訪問記念帳の配布、異なる宗教が共存する集落の散策、これは、﨑津集落の持つ﨑津ならではの体験だと思います。船内では、すし職人によるすしの振る舞いや焼酎の飲み比べ、それに、天草の鮮魚、和牛、天草大王など、地元の食材の料理も提供されたそうで、天草を堪能されたことと思います。本年の再寄港には、ハイヤ踊りの披露も体験も含まれている、そういう企画があるとお聞きしました。

ポナン社は、世界のトップクラスです。天草寄港がうまくいけば、他のクルーズ船も可能性があると本当に思います。どうかしっかりした対応をよろしくお願いいたします。

それでは、次の国道389号下田南工区についてお尋ねをします。

天草管内の道路事情の一つとして、天草が熊本都市圏と県内主要圏域を90分で結ぶ、いわゆる90分構想の唯一の未達成地域であることが上げられますが、県におかれては、日夜頑張っていただいております。特に熊本天草幹線道路の取組では、一昨年の天草未来大橋の開通に続き、本渡道路Ⅱ期約2,800メートルの中心くい打ち式を昨年12月１日、木村知事、金子代議士、九州地方整備局長など多くの関係者を迎え、開催していただきました。

また、先月の２月24日には、大矢野トンネル925メートルの貫通式が執り行われ、一歩一歩前進していると思います。感謝を申し上げますとともに、道のりは遠くともしっかり進めていただきますようお願いいたします。

天草管内の道路事情の２つ目が、国道389号下田南工区の道路改良事業が上げられます。天草地域の生活基盤であるとともに、天草の観光の目玉であり、天草の宝であるイルカウオッチング、800年の歴史を持つ下田温泉、西海岸の夕日、世界文化遺産登録の天草の﨑津集落、それにつながる国道389号下田南地区には小田床隧道、桑ノ木隧道と２か所の交通難所があり、大型バスは通れず、大変危険な状況であります。令和３年には、小田床隧道に代わる３号トンネル386メートルが完成し、一般道路への取付工事完了を受けて、令和６年７月20日に無事バイパス区間が開通をいたしました。

残るは、難所の桑ノ木隧道に代わる周辺関係の道路です。下田地区の生活道路であり、多くの観光客が訪れる通称天草西海岸サンセットライン、大変重要な道路、国道389号下田南工区道路工事の今後の見通しについて、土木部長にお尋ねをいたします。

〔土木部長宮島哲哉君登壇〕

○土木部長（宮島哲哉君）　国道389号は、天草地域の幹線道路網を形成し、地域の日常生活を支える道路であるとともに、多くの観光客が訪れる下田温泉、世界文化遺産の﨑津集落などをつなぐ、観光振興においても重要な道路と認識しています。

下田南地域は、急峻な山や崖が海にせり出す変化に富んだ海岸線と天草灘が織りなす雄大で多彩な自然景観を有する一方、議員御指摘のとおり、その沿岸部を走る国道389号は、小田床隧道や桑ノ木隧道をはじめ、見通しが悪く、車両の擦れ違いが困難な区間が多くを占める交通の難所となっていました。

そのため、平成14年度から、４つのトンネルと２つの橋梁を含む約3.5キロメートルの道路改良に取り組んできました。

これまで、少しでも早く道路を安全に利用いただけるよう、工事の進捗に合わせて、段階的に供用区間を延ばし、昨年７月までに小田床隧道を迂回するバイパスを現道に取り付け、下田温泉方面から南へ約2.5キロメートルを供用したところです。

残る約１キロメートルについては、トンネルと２つの橋梁によるバイパス工事を進めており、まずは、観光バスをはじめとする大型車両の通り抜けを可能とするため、隘路となっている桑ノ木隧道を迂回する約800メートルの区間を令和９年までに供用したいと考えています。

引き続き、下田南工区の安全で快適な走行環境の実現と天草西海岸地域のさらなる魅力向上、ひいては天草地域の振興につながるよう、最終区間となる高架橋約200メートルを含む全線の早期完成に向けて、しっかりと整備を進めてまいります。

〔楠本千秋君登壇〕

○楠本千秋君　宮島土木部長に御答弁いただきました。

これまで大変な努力で取り組んでいただいており、感謝を申し上げます。

部長も認識していただいている下田南工区は、海岸線のすばらしい景色の一方で、見通しが悪く、車両の擦れ違いが困難な区間もあります。

天草地域のように半島地域における災害時の交通アクセス確保については、昨年１月１日の能登半島地震でも、その重要性が取り沙汰されております。

国道389号は、緊急輸送道路にも指定されている道路でありますので、天草地域の防災機能の強化のためにも、一日も早い全線開通に向け努力していただきたいと思います。

残る約１キロの桑ノ木隧道を迂回する800メートル区間にも、うれしい答弁をいただきました。令和９年頃の部分供用で、大型観光バスなどの通行が可能との御答弁いただきました。ありがとうございます。どうぞ引き続きよろしくお願いいたします。

次の御所浦の振興についてお尋ねをします。

まず、知事、島あじマラソン参加、ありがとうございました。馬場市長とリレーマラソンで参加されたと。知事の白いシャツには、胸に「知事」と真っ赤なゼッケンや「がんばれ、馬場市長」のたすき、そういう颯爽たる格好で走られたと伺いました。お疲れさまでした。

御所浦振興について部長にお尋ねをします。

御所浦地域の振興につきましては、交通、医療、福祉、教育、地域経済の各分野で様々な施策を実施されてきました。

診療所の建設により医療体制の充実が図られ、住民の利便性が向上し、健康維持につながっております。

また、交通施策として、旅客船の運賃をバス並みに抑える支援や、住民や観光客の利便性を向上させました。さらに、小学校、中学校、高校の移動支援として、部活動や社会体育クラブ参加時における海上タクシーの活用を進めることで、子供たちの就学環境の改善に取り組んでいただきました。

加えて、今定例会では、燃料価格の高騰に係る海上タクシーの運航支援に関する補正予算が先議で可決され、事業者の負担軽減と交通利便性の確保が期待されます。

これまで実施された振興策は一定の成果を上げていますが、島の人口減少には歯止めがかからず、依然として離島地域の課題は多く、さらなる振興策の強化が求められています。

３月にリニューアルオープンした恐竜博物館を中心に、多くの来訪者が訪れるようになりました。博物館の近くには、化石発掘体験ができる広場も整備されておりますが、現状では、体験用の石材を御所浦の砕石場から船で持ち込んでいるのが実態であり、さらなる観光振興のためには、本物の化石現場を活用した発掘体験のバージョンアップが必要であります。

御所浦・大浦地区の東側海岸には採石場跡地があり、本物の化石が多数含まれた岩砕が存在すると確認されております。このエリアを発掘体験の場として整備し、観光資源として活用することは、地域の魅力をさらに引き出す大きな機会となるのではないでしょうか。

しかし、このエリアへアクセスする手段は船のみであり、陸路の道は整備されておりません。新たな地域振興策として、自転車道の整備を通じたサイクルツーリズムの導入を前提に、風光明媚な御所浦の自然環境を生かしながら、自転車での移動を可能にすることで、観光客が島内を周遊しや

すく、滞在時間の延長や地域経済の活性化にもつながり、交流人口や関係人口の拡大につながると考えます。

御所浦の振興については、これまでも進められており、感謝しておりますが、これまでの振興策を振り返り、コロナ禍後の社会変化や人の流れ、新たな観光の在り方などを踏まえた今後の振興の方向性を集約し、御所浦の地域資源を生かした御所浦の振興策に結びつけることが不可欠であります。

そこで、企画振興部長にお尋ねします。

これまでの御所浦の振興に関する取組状況をどのように評価されているのか、また、今後の方向性として、化石発掘体験エリアへの利便性の向上やサイクルツーリズムの導入といった新たな視点を加えた地域振興策についてどのようにお考えか、お聞かせください。

〔企画振興部長富永隼行君登壇〕

○企画振興部長（富永隼行君）　御所浦の振興は、地元住民の方々の要望を踏まえ、様々な取組を進めており、一定の成果を上げていると認識しております。

例えば、交通分野では、離島のハンディキャップを解消するため、海上交通事業者への支援や定期航路の運賃割引等に取り組み、航路の維持や経済負担の軽減を図っています。

地域経済活性化の分野については、今年で10回目の開催となった島あじマラソンが、募集開始後９時間で定員に達するなど好評を博しています。また、島内の絶景スポットである烏峠のトレッキング情報をターゲット層に効果的に発信したことで、登山者が３年前に比べ約５倍に増えるなど、交流人口の拡大につながっています。

県が配置した地域おこし協力隊は、空き家の実態調査や地域資源を生かしたイベント実施のほか、島唯一のハンバーガー店、恐竜グルメテラスをオープンさせるなど、様々な事業に率先して取り組んでいます。

また、景観整備と島内の周遊性を高める仕掛けとしてチェーンソーアートの制作を支援し、現在、26体が設置され、これらのアートは来島者を楽しませるだけでなく、地元住民の憩いの場となっています。

議員御提案の化石発掘体験エリアへの利便性の向上やサイクルツーリズムの導入といった新たな視点を加えた地域振興策は、滞在時間の延長や島内の周遊性を高め、交流人口や関係人口の拡大につながるものと認識しております。

現在、採石場跡地での化石発掘体験については、船を活用した化石採集クルージングツアーを実施しており、これまでに約2,900名の参加がありました。来年度は、新たなコンテンツとして島の清掃活動を加えるなど、ツアーの充実を図っていく予定です。

サイクルツーリズムについては、御所浦地域におけるサイクルアイランド計画を進める天草市や天草地域サイクルツーリズム推進協議会と連携し、サイクルラックの導入支援や情報発信等を行っています。

今後も引き続き、天草市や地元の皆様とともに豊かな地域資源を生かした効果的な事業に取り組むとともに、必要となる環境整備に努めてまいります。

〔楠本千秋君登壇〕

○楠本千秋君　企画振興部長に御答弁いただきました。

烏峠の登山者が５倍に増えたということ、それと、僕の言った化石発掘はクルーズ船で対応されているということですけれども、ありがとうございます。

御所浦の移動、来島者の島内移動は自転車がいいかなと。できたら電動自転車がいいのかなと考えます。

牧島の公園では、地域づくりの10数名の方がボランティアで、子供の遊び場として、マウンテンバイクのコース造りに取り組まれております。島内移動、観光等の途中にマウンテンバイクのコースや天草市で進められているチェーンソーアートを楽しむことができます。

しかし、県で進められているサイクルツーリズムのコースに御所浦地域は含まれていないのが現状です。ぜひ、天草市や天草地域サイクルツーリズム推進協議会と連携いただき、御支援をいただきますようお願いいたします。

それから、今取り組まれ、子供たちの体験学習に人気のある化石発掘も、これからは必要な道路整備で実際現地で発掘できるような取組も新たな視点として支援していただくことが必要ではないでしょうか。

知事の大好きな天草、御所浦も好きになっていただき、新たな視点、新たな方向性を加えた御支援をよろしくお願いいたします。

次の八代・天草シーライン構想についてお尋ねをします。

知事が建設促進協議会の会長を務められている八代・天草シーライン構想についてお尋ねをいたします。

八代・天草シーライン構想については、昨年９月の一般質問で坂田議員が質問されておりますが、今回、知事が国への要望活動を行われたということで、再度取り上げさせていただきました。

この構想は、昭和60年代から、熊本都市圏と県内主要都市を90分で結ぶ、いわゆる90分構想や八代―松島間の自動車専用道路建設構想が出されたことを契機として打ち出されたものと伺っております。

関係者の御尽力により、令和３年６月に、熊本県新広域道路交通計画において構想路線に位置づけられ、同年７月に、国が策定した九州地方新広域道路交通計画においても構想路線に位置づけられております。

八代・天草地域は、南九州西回り自動車道や熊本天草幹線道路の高速ネットワークが整備されており、構想路線である八代・天草シーラインと併せた道路ネットワークが一体として機能することにより、当該地域と都市間の交流が広がり、地域産業や観光のポテンシャルがさらに高まることが期待されます。

本構想の実現は、県南・天草地域の連携を強め、新たな経済圏や観光ルートの創出、交流人口の拡大など、地方創生につながるプロジェクトであります。

また、自然災害の大規模化、頻発化を踏まえ、県南―天草間の既存の道路が不通になった場合の代替ルートとして、国土強靱化の一環をなす本構想の実現は必要不可欠であると思います。

昨年１月１日に発生した能登半島地震においても、天草地域と同じ半島地域で災害が発生した場合の避難ルートや救助、支援物質輸送ルートの確保など、交通アクセスの問題が取り上げられており、改めて天草地域における八代・天草シーラインの必要性を再認識させられたところです。

知事は、本年の２月３日、八代・天草シーライン建設促進協議会会長として、国土交通省に対して、構想の早期実現に向けた要望活動を行われました。１年前、６年の２月７日、蒲島知事も会長として国土交通省に要望され、そのときの感触が大変よかったとお話しいただきました。

要望活動の成果として、令和６年３月28日には、県庁において第１回の八代・天草シーライン

に関する勉強会が開催され、メンバーは、国、県、八代市、上天草市で構成、八代・天草地域の現況、道路の現状、今後の進め方などを協議されたと伺っております。

今回、木村知事自ら要望活動の先頭に立たれ、御尽力いただきました。昨年からの流れや状況の中、要望活動の感触や今後の取組について、知事にお尋ねをします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事（木村敬君）　お答えいたします。

八代・天草シーライン構想は、交通や物流の要衝である八代と観光に大きなポテンシャルを持つ天草をつなぐことで、県南・天草地域全体で新たな経済圏や観光ルートを創出する大きな可能性に満ちたものでございます。

また、大規模災害時における命の道としても重要な役割を果たし得るものと考えております。

県としては、この構想の実現に向け、令和３年２月に県知事を会長とした八代・天草シーライン建設促進協議会を設立し、地元と連携の上、毎年、構想推進大会や国への要望活動を実施しております。

昨年12月に八代市で開催した構想推進大会では、地元選出国会議員や国土交通省九州地方整備局長をはじめ、これまでで最も多い約450名が参加し、私も参加して会場に赴きましたが、地元でのこの機運の盛り上がりを私自身肌で感じたところでございます。

さらに、本年１月31日には、国、県、八代市、上天草市による第２回の勉強会を開催いたしました。

構想対象地域を八代・天草地域のみならず、人吉・球磨地域や水俣・芦北地域まで広げ、より広域的な観点で、現状や課題の整理を行いました。

今後は、この勉強会において、地域の目指す全体像、シーラインに求められる機能、その必要性、整備による経済効果の整理、そして既存の海峡横断道路事業などとの比較検討、比較研究など、しっかりと進めてまいります。

また、議員御紹介のとおり、２月３日には、地元選出の金子衆議院議員をはじめ議員連盟、県議会では山口議長、坂田県議、そして吉永県議をはじめとする議員連盟の皆様、そして地元市長に加えまして、今回からは、地元民間期成会の皆様にもお越しいただき、合同で、国に対して構想の早期実現を要望してまいりました。

国土交通省の高橋副大臣、吉岡事務次官、山本道路局長には、お忙しい中、丁寧に話を聞いていただきまして、シーラインの必要性や地元の強い期待をしっかりと受け止めていただきました。近年の地元の機運の盛り上がりや熱意が十分伝わったものと考えております。

もちろん、構想実現には、まだ高いハードルはございますが、関係者が一丸となって、地元の機運をさらに高めながら、その熱意を国に伝え続け、早期実現に向けた取組を着実に、そして力強く推進してまいります。

〔楠本千秋君登壇〕

○楠本千秋君　知事に御答弁いただきました。

昨年12月の八代の大会、450名の参加で大変盛り上がったと、八代・天草地域の盛り上がりが実感できたかなと思います。

知事におかれても、八代・天草シーライン構想は、県南・天草地域全体で、新たな経済圏や観光ルートを創出する大きな役割を果たしているものとお話しいただきました。

国交省での感触は、お忙しい中、丁寧にお話を聞いていただき、シーラインの必要性や地元の強い期待をしっかりと受け止めていただいたと。

本年１月31日には、２回目の勉強会を開催、構

想の対象地域を人吉・球磨地域や水俣・芦北まで広げ、より広域的な視点で、現況や課題を行ったとあります。

第１回大会が６年の３月28日に開催されて、そのときは、対象地区は５市２町で協議をされています。そして、今お話にあった今年の２回会議、１月31日には、対象地域を７市９町５村、21市町村に広げて会議を開かれると。多くを巻き込み、あるいはまた、宮崎、鹿児島まで巻き込んだところで、ぜひ八代・天草シーラインを進めていただきたいと思います。

構想の実現には、まだ高いハードルがあると思います。関係者一丸となり、早期実現に向けて取組を着実に力強く進めていただくと、知事がお話をされました。

そこで、３回目が間もなく開催されるようなお話ですけれども、その中に、新たな研究課題で、既存の海峡横断道路の事業の研究というのが上げられております。余分なことかもしれませんけれども、できたら不知火海、熊本県で独自の調査というのも、何か現実味を少しでも早める効果のある対応かなと思いますが、いかがでしょうか。どうぞよろしくお願いします。

八代・天草シーラインの推進は、県南・天草地域の連携を強め、新たな経済圏や観光ルートの創出、交流人口の拡大など、すばらしい事業効果が期待されます。どうぞよろしくお願いいたします。

最後に、本渡港港湾計画についてお尋ねをいたします。

本渡港は、町山口川の河口にあった港が、約100年前の大正11年に指定港湾となり、昭和12年より港湾施設の整備充実が進められてきました。

瀬戸海峡の開削工事が昭和36年に完了し、有明海と不知火海を結ぶ航路が確保されたことに伴い、人や物の流れの拠点として発展してきた港です。

しかし、現在は、人口減少や道路交通網の発達、フェリー航路の廃止等、社会情勢の変化に伴い、港が持つ活気が薄れてきて、寂しい状況になっております。

そのような中、令和５年２月に熊本天草幹線道路の本渡道路が開通したことから、本渡港にも変わった状況が現れました。天草下島の玄関口としての重要性が増したのではないかと考えます。

また、本渡港は、中心市街地に隣接しており、天草市のまちづくりを進める上で重要な役割を担っております。今後、本渡道路と併せて、中心市街地と一体となった港づくりが必要だと思います。

天草市では、昨年４月に、市全体のまちづくりの起爆剤として本渡港を交流、交通の拠点と位置づける本渡港周辺環境整備基本計画を策定されています。その内容は、飲食や商業、宿泊など多様な機能を官民連携で整備し、周辺のあましんスタジアムや本渡歴史民俗資料館といった文化・スポーツ施設と中心市街地との回遊性を持たせることが盛り込まれております。

その上で、昨年９月には、市から、本渡港周辺環境整備基本計画の実現に向けての要望書が県に提出されております。要望書の中では、本渡港を海の玄関口にふさわしい観光・交流拠点として整備すること等、市が進めるまちづくり計画の内容に合わせ、本渡港港湾計画に反映するよう求めております。

さらに、令和６年１月の能登半島地震を受け、道路が少なく交通アクセスが限られている半島地域の防災について、新たな課題も浮かび上がったところです。

県においても、能登半島と環境が似ている天草

地域で、地域全体が孤立したことを想定した大規模な防災訓練が行われています。この訓練の中では、孤立した住民の避難や支援物資の運搬など確認されていますが、道路の断絶が想定される地域では、海上輸送の重要性が再認識されたところです。この防災について県が策定した防災計画にも、熊本港、八代港とともに、本渡港にも優先的に耐震強化岸壁の整備を進めるものと記されております。

このように、本渡港を取り巻く環境がこれまでと大きく変わり、本渡港に求められる役割も変化していると私は考えています。

そのような中、県は、本渡港の港湾計画の改定について、本年１月に開催された地方港湾審議会に諮問し、２月末には計画の改定がなされたと聞いております。

そこで､本渡港の港湾計画の改定内容について、土木部長にお尋ねをいたします。

〔土木部長宮島哲哉君登壇〕

○土木部長（宮島哲哉君）　本渡港港湾計画の改定内容についてお答えします。

本渡港は、平成７年に当初の港湾計画を策定し、その後、３度の軽易な変更を行い、今回、初めての抜本的な改定を行いました。

今回の改定は、近年の取扱貨物量の動向や本渡道路の開通により、本港が天草市の陸と海の玄関口となったことを踏まえ、市が策定したまちづくり計画と整合し、港湾の利用目的を物流から人流へと転換を図るものです。

計画の策定に当たっては、まちづくりのテーマである「港から始まるまちの再生」において、本渡港が果たすべき役割や必要な機能について、天草市と丁寧に協議を重ね、まちづくりにも寄与するものとしました。

具体的には、あましんスタジアムがある大矢崎地区とフェリー乗り場等がある本渡地区を２つの連絡路でつなぎ、回遊性を高めます。その中間にある海側の埠頭用地には、新たに親水エリアとなる緑地を位置づけ、憩いや安らぎ、海辺へ親しむ空間を創造します。

さらに、国土強靱化の取組として、能登半島地震で浮き彫りとなった半島地域における防災機能の強化に向け、大規模災害時、緊急物資の受入れや地域住民の輸送等における安全確保のため、天草地域で初めてとなる耐震強化岸壁を位置づけました。

このような内容を１月に開催した地方港湾審議会に諮問し、２月末に港湾計画の改定の公示を行ったところです。

今後の取組としては、まず、令和７年度に２つの連絡路の調査設計に着手することとしています。

港湾計画では、目標年次をおおむね15年後としていますが、実施に当たっては、引き続き、天草市のまちづくりと連携しながら、優先度の高いものから段階的に供用できるよう整備を進め、早期完成を図ってまいります。

〔楠本千秋君登壇〕

○楠本千秋君　土木部長に御答弁いただきました。

まず一番最初に、うれしいお話ですけれども、令和７年というと、もう今年ですよね。連絡路の調査設計に取り組むと。ありがとうございます。

今回の策定に当たっては、天草市と協議を重ねられ、実情に即した港湾の利用目的を物流から人流に転換されたことと伺いました。また、天草市が本渡港を交流、交通の拠点と位置づけ、人の流れをあましんスタジアムや本渡歴史民俗資料館といった文化・スポーツ施設と中心市街地との回遊性を持たせる連絡路の調査設計に取りかかること

や、防災機能の強化のため、耐震強化岸壁も位置づけていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

宮島部長には、大変長い間、熊本県の土木行政に御尽力いただきましてありがとうございました。深く感謝申し上げます。

また、この３月で定年退職される県庁職員の皆様、これまで県民の福祉向上のため御尽力いただき、お礼を申し上げます。これからは、よき県民として健康で御活躍されることをお願いいたします。

これで準備いたしました私の６項目の一般質問終わりました。

昨年２月の質問で、夜間中学、ゆうあい中学校の開校前の状況をお尋ねしました。質問の最後に、年齢も国籍も違う生徒さんが入学されると聞き、入学された生徒さんが一日も早く触れ合い、一日も早く仲間づくりができるよう、フォークダンスの効果をお話をしました。おかげさまで、時間をつくっていただき、当日は、多くのマスコミの取材もあり、楽しい時間をつくることができました。

今回の目玉は、すし学科の誕生であります。今回も、願いがかなうよう祈りながら質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（山口裕君）　以上で通告されました一般質問は全部終了いたしました。

これをもって一般質問を終結いたします。

日程第２　議案等に対する質疑（第36号から第91号まで）

○議長（山口裕君）　次に、日程第２、目下議題となっております議案第36号から第91号まで等に対する質疑を行いますが、ただいままで通告はありません。よって質疑なしと認めます。

日程第３　知事提出議案の委員会付託（第36号から第91号まで）

○議長（山口裕君）　次に、日程第３、目下議題となっております議案第36号から第91号までにつきましては、さきに配付の令和７年２月熊本県議会定例会議案各委員会別一覧表（令和７年度当初関係）のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託して審査することといたします。

〔各委員会別一覧表は付録に記載〕

日程第４　請願の委員会付託

○議長（山口裕君）　次に、日程第４、今期定例会において受理いたしました請願は、議席に配付の請願文書表のとおりであります。

これを経済環境常任委員会に付託して審査することといたします。

〔請願文書表は付録に掲載〕

知事提出議案の上程（第92号から第118号まで）

○議長（山口裕君）　次に、お諮りいたします。

知事提出議案第92号から第118号までが提出されましたので、この際、これを日程に追加し、一括して議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口裕君）　御異議なしと認めます。よって、知事提出議案第92号から第118号までを日程に追加し、一括して議題とすることに決定いたしました。

知事提出議案第92号から第118号までを一括して議題といたします。

第92号　教育長の任命について

第93号　監査委員の選任について
第94号　海区漁業調整委員会委員の任命について
第95号　海区漁業調整委員会委員の任命について
第96号　海区漁業調整委員会委員の任命について
第97号　海区漁業調整委員会委員の任命について
第98号　海区漁業調整委員会委員の任命について
第99号　海区漁業調整委員会委員の任命について
第100号　海区漁業調整委員会委員の任命について
第101号　海区漁業調整委員会委員の任命について
第102号　海区漁業調整委員会委員の任命について
第103号　海区漁業調整委員会委員の任命について
第104号　海区漁業調整委員会委員の任命について
第105号　海区漁業調整委員会委員の任命について
第106号　海区漁業調整委員会委員の任命について
第107号　海区漁業調整委員会委員の任命について
第108号　海区漁業調整委員会委員の任命について
第109号　海区漁業調整委員会委員の任命について
第110号　海区漁業調整委員会委員の任命について
第111号　海区漁業調整委員会委員の任命について
第112号　海区漁業調整委員会委員の任命について
第113号　海区漁業調整委員会委員の任命について
第114号　海区漁業調整委員会委員の任命について
第115号　海区漁業調整委員会委員の任命について
第116号　海区漁業調整委員会委員の任命について
第117号　海区漁業調整委員会委員の任命について
第118号　海区漁業調整委員会委員の任命について

○議長（山口裕君）　お諮りいたします。

ただいま議題といたしました議案に対する提出者の説明は省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口裕君）　御異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定いたしました。

日程第５　休会の件

○議長（山口裕君）　次に、日程第５、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。

明12日は、各特別委員会開会のため、13日、14日及び17日は、各常任委員会開会のため、18日は、議事整理のため、それぞれ休会いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口裕君）　御異議なしと認めます。よって、明12日から14日まで、17日及び18日は休会することに決定いたしました。

なお、15日及び16日は、県の休日のため、休会であります。

○議長（山口裕君）　以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の会議は、来る19日午前10時から開きます。

日程は、議席に配付の議事日程第８号のとおりといたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後２時散会

第　８　号

（３月19日）

令和７年　熊本県議会２月定例会会議録　第８号

令和７年３月19日（水曜日）

議事日程　第８号

令和７年３月19日（水曜日）午前10時開議

第１　各特別委員長報告　質疑

第２　各常任委員長報告　質疑　討論　議決

第３　閉会中の継続審査の件

第４　常任委員の改選

第５　議会運営委員の改選

第６　特別委員の所属変更及び選任の件

第７　有明海自動車航送船組合議会議員の選挙

本日の会議に付した事件

日程第１　各特別委員長報告　質疑

特別委員会の付託調査事件の変更の件

日程第２　各常任委員長報告　質疑　討論　議決

日程第３　閉会中の継続審査の件

知事提出議案（第92号から第118号まで）　質疑　討論　議決

知事提出議案の上程（第119号）　質疑　討論　議決

知事提出議案の上程（第120号）　質疑　討論　議決

議員提出議案の上程（第１号から第４号まで）　質疑　討論　議決

委員会提出議案の上程（第１号及び第２号）　質疑　討論　議決

議長辞職の件

議長選挙の件

副議長辞職の件

副議長選挙の件

日程第４　常任委員の改選

日程第５　議会運営委員の改選

特別委員辞任の件

常任委員辞任の件

日程第６　特別委員の所属変更及び選任の件

日程第７　有明海自動車航送船組合議会議員の選挙

指定都市都道府県調整会議の構成員の選挙の件

出席議員氏名（48人）

星　野　愛　斗　君
髙　井　千　歳　さん
住　永　栄一郎　君
亀　田　英　雄　君
幸　村　香代子　君
杉　嶌　ミ　カ　さん
立　山　大二朗　君
斎　藤　陽　子　さん
堤　　泰　之　君
本　田　雄　三　君
岩　田　智　子　君
南　部　隼　平　君
前　田　敬　介　君
坂　梨　剛　昭　君
荒　川　知　章　君
城　戸　　淳　君
西　村　尚　武　君
池　永　幸　生　君
竹　﨑　和　虎　君
吉　田　孝　平　君
中　村　亮　彦　君
髙　島　和　男　君

増　永　慎一郎　君
前　田　憲　秀　君
松　村　秀　逸　君
岩　本　浩　治　君
西　山　宗　孝　君
河　津　修　司　君
楠　本　千　秋　君
橋　口　海　平　君
緒　方　勇　二　君
髙　木　健　次　君
髙　野　洋　介　君
内　野　幸　喜　君
山　口　　裕　君
岩　中　伸　司　君
城　下　広　作　君
西　　聖　一　君
鎌　田　　聡　君
渕　上　陽　一　君
坂　田　孝　志　君
溝　口　幸　治　君
池　田　和　貴　君
吉　永　和　世　君
松　田　三　郎　君
藤　川　隆　夫　君
岩　下　栄　一　君
前　川　　收　君

欠席議員氏名（なし）

説明のため出席した者の職氏名

知事	木村　敬	君
副知事	竹内信義	君
副知事	亀崎直隆	君
知事公室長	内田清之	君
総務部長	小金丸　健	君
企画振興部長	富永隼行	君
理事	阪本清貴	君
理事	府高　隆	君
健康福祉部長	下山　薫	さん
環境生活部長	小原雅之	君
商工労働部長	上田哲也	君
観光文化部長	倉光麻里子	さん
農林水産部長	千田真寿	君
食のみやこ推進局長	辻井翔太	君
土木部長	宮島哲哉	君
会計管理者	川元敦司	君
企業局長	深川元樹	君
病院事業管理者	平井宏英	君
教育長	白石伸一	君
警察本部長	宮内彰久	君
人事委員会事務局長	城内智昭	君
監査委員	藤井一恵	君

事務局職員出席者

事務局長	波村多門	
事務局次長兼総務課長	本田敦美	
議事課長	富田博英	
議事課長補佐	岡部康夫	

午前10時開議

○議長（山口裕君）　これより本日の会議を開きます。

日程第１　各特別委員長報告

○議長（山口裕君）　日程に従いまして、日程第１、各特別委員会に調査を付託中の事件について、各特別委員長から調査結果の報告があっておりますので、これを一括して議題といたします。

ただいまから、各特別委員会における調査の経過並びに結果について、各特別委員長の報告を求めます。

まず、高速交通ネットワーク整備推進特別委員長の報告を求めます。

緒方勇二君。

〔緒方勇二君登壇〕

○緒方勇二君　高速交通ネットワーク整備推進特別委員会に付託されました調査事件につきまして、委員会における調査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会は、高速交通体系に関する件及び熊本都市圏交通に関する件について、本年度におきましては、これまで委員会を４回開催し、審議を行ってまいりました。

昨年11月には、香川県高松市において、国土交通大臣の認定を受けた鉄道事業再構築実施事業の実施状況の調査のため、高松琴平電気鉄道株式会社を訪問し、新駅設置や複線化、安全輸送設備更新等の利用者利便の確保に向けた取組に対しての財政支援の状況について、情報収集や意見交換を行ってまいりました。

また、徳島県徳島市の徳島河川国道事務所及び兵庫県神戸市の大阪湾岸道路西伸部出張所においては、渋滞対策等のために整備されている高規格道路、環状道路等の情報収集及び意見交換を行うとともに、現地調査を行ってまいりました。

それでは、本委員会に付託されました調査事件の審議の内容を要約して御報告申し上げます。

まず、高速交通体系に関する件について、執行部から、高規格幹線道路の整備、航空路線の利用促進、阿蘇くまもと空港の運営の民間委託、空港アクセス改善の状況について説明がありました。

これに対し、委員から、阿蘇くまもと空港について、空港の運用時間の延長について状況はいかがか、また、アウトバウンドの部分について、熊本だけでは厳しい状況にあると思うが、大分や宮崎、鹿児島、福岡等とのプロモーション等も含め、どう強化していく考えかとの質疑があり、執行部から、空港の運用時間の延長については、九州各空港と比べ、運用時間が１時間短いという話も含め、地元との１周目の個別ミーティングを終えた、今後も、運営会社と連携しながら、地元区長との話合いや周辺自治体との協議会を開催し、空港の現状や騒音の問題についても理解を求めていく、また、アウトバウンドについては、例えば、南九州の３県とは空港関係でコミュニケーションを取っている状況のため、連携して取り組むことや、目的地としてだけでなく、トランジットとしての可能性などについて検討し、アウトバウンド率の向上、安定就航につなげていきたいとの答弁がありました。

次に、委員から、ＪＲ豊肥本線輸送力強化について、菊陽町が土地区画整理事業を計画しており、複線化のための用地確保がしやすい状況と思う、県、沿線市町、ＪＲ九州を含め、空港アクセス鉄道も踏まえた輸送力強化に向けた協議の状況や県のスタンスを教えていただきたいとの質疑があり、執行部から、ＪＲ豊肥本線輸送力強化については、ＪＲ九州が実施主体と考えているが、ＪＲ豊肥本線全体における輸送力強化の効果や二次交通の在り方など、沿線市町とも連携し、令和７年度にさらに検討を深めていきたいとの答弁がありました。

次に、委員から、県民総合運動公園アクセス改善対策実証事業について、対策に係る費用負担に課題があるということであり、関係者にも渋滞対策費用の負担を求めていくと思うが、県のコスト負担についてどのように考えているのかとの質疑があり、執行部から、実証事業の取組の中で、来園者数に応じた対策を実施していくが、実証事業は県の負担で実施したところであり、今後の予算の中でどこまで負担できるか等が課題となってい

るとの答弁がありました。

また、委員から、県が負担できる部分は公共性を持って負担し、事業者や営利事業として行っているプロスポーツ等による負担など、バランスを取って考えていただきたいとの要望がありました。

そして、熊本都市圏交通に関する件では、執行部から、熊本都市圏交通施策の主な取組について説明がありました。

これに対し、委員から、セミコンテクノパーク周辺の道路整備について、県で整備を進めている合志インターチェンジアクセス道路及び大津植木線の多車線化の完成目標が令和10年度中と伺っているが、進捗状況はどうかとの質疑があり、執行部から、現在、調査設計、用地買収等を行っている段階である、渋滞なども考慮しながら工事を進めていく必要があるが、令和10年度完成できるよう、しっかりと取り組みたいとの答弁がありました。

これに対して、委員から、進捗管理をしっかりと行い、目標に向けて努力してほしいとの意見が出されました。

次に、委員から、パーソントリップ調査について、昭和48年の結果と比較すると、自動車の利用割合が倍になり、公共交通の割合が６割減っている、なぜこうなったのかとの質疑があり、執行部から、熊本都市圏の北東部方向、市街化調整区域の人口の伸び率が大きく、公共交通が脆弱な区域、したがって、車の利用率は必然として大きくなっている、公共交通についても、運転手不足による減便など、厳しい環境にあり、前回の調査と比べて減っている状況、特に公共交通に関しては大きく強化していく必要があると思っており、そのような部分の議論を、新たな都市交通マスタープランの策定において展開していきたいと考えているとの答弁がありました。

次に、委員から、熊本都市圏の渋滞解消の取組について、熊本県庁と熊本市役所で時差出勤、テレワークに取り組まれたということだが、実際に渋滞が数値として減ったのか、また、今後どう取り組むのかとの質疑があり、執行部から、時差出勤の取組については、保田窪北、水道町、浄行寺の交差点での交通量を推計し、保田窪北交差点において7,000台のうち131台が減少したとの結果であった、現在、渋滞にどのように寄与したのか、鋭意作業を進めている、また、経済団体からも協力するという意見をいただいているので、広めていきたいとの答弁がありました。

これに対し、委員から、時差出勤、テレワークの取組と併せ、公共交通へのシフトもぜひ進めていただきたいとの意見がありました。

また、委員から、熊本都市圏の渋滞解消の取組について、渋滞解消に向けて、抜本的な道路整備などをなるべく早く進めていかなければならないが、一方で、この過程で交通渋滞を起こさないようにしていくことも必要、そういう意味で、土木部と県警本部の双方向の連携が大切と考えるがどうかとの質疑があり、執行部から、土木部としては、これまでも警察本部と連携して渋滞対策に取り組んできた、また、今後もこれまで以上に密に連携していきたいと考えている、さらには、市町村道や国道といった県が管理する道路以外の道路管理者とも情報を共有しながら、警察本部と一体となって取り組んでいきたいと考えているとの答弁がありました。

以上が本年度審議された主な内容でありますが、議員各位におかれましては、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げまして、高速交通ネットワーク整備推進特別委員長の報告を終わります。

○議長（山口裕君）　次に、海の再生及び環境対策特別委員長の報告を求めます。

橋口海平君。

〔橋口海平君登壇〕

○橋口海平君　海の再生及び環境対策特別委員会に付託されました調査事件につきまして、委員会における調査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会は、有明海、八代海の環境の保全、改善及び水産資源の回復等による漁業の振興に関する件、2050年県内CO_2排出実質ゼロに向けた取組に関する件並びに再生可能エネルギー導入促進に関する件について、本年度におきましては、委員会を４回開催し、審議を行ってまいりました。

昨年11月には、長崎県壱岐市において、漁協でのサワラのブランド化及び高付加価値化などの取組、陸上養殖場の水素実用化実証システムによる実証実験の取組について調査を行い、また、長崎県対馬市において、イスズミの加工利用や持続的な藻場保全活動の取組を調査するとともに、海岸漂着物削減のための普及啓発、情報発信の取組、回収された海ごみの再資源化の取組について調査を行ってまいりました。

それでは、本委員会に付託されました調査事件の審議の内容を要約して御報告申し上げます。

まず、有明海、八代海の環境の保全、改善及び水産資源の回復等による漁業の振興に関する件では、執行部から、対応状況や取組についての説明がありました。

これに対し、委員から、アサリの資源回復について、関係４県がアサリ母貝団地を増やすための取組を行っているが、他県と連携した取組について教えてほしいとの質疑があり、執行部から、有明海沿岸４県は一体となって母貝団地の整備、浮遊幼生調査を実施しており、アサリ資源は徐々に増えてきているとの答弁がありました。

次に、委員から、八代海湾奥部における土砂堆積シミュレーションの状況はどうかとの質疑があり、執行部から、今年度はシミュレーションに必要なデータを収集しており、結果は来年度９月の委員会までに示したいとの答弁がありました。

次に、委員から、漁船漁業で魚が捕れないと聞く中、共同放流が効果的であると思うが、成果が出ている魚種については、県がもっと力を入れて主体的に取り組んではどうかとの質疑があり、執行部から、関係市町や漁協の要望を踏まえた放流計画に基づき取り組んでおり、新たな資源管理や漁場整備、藻場の造成などと併せて共同放流に取り組んでいきたいとの答弁がありました。

次に、委員から、プラスチックを使う人の意識を醸成していく必要があり、県民の意識調査も必要ではないかとの意見があり、執行部から、今年度廃棄物に関する実態調査及び県民アンケートを行っており、その中で意識調査も含め調査しており、引き続きチラシ配布等を継続し、意識の醸成を図りたいとの答弁がありました。

関連して、委員から、くまもとプラスチックスマート活動の登録に対するインセンティブはないのかとの質疑があり、執行部から、表彰やポイントの付与などが考えられるが、限られた人員で事業を実施する中で、費用対効果を考えながら効果的な手法を検討しているとの答弁がありました。

また、プラスチックスマート活動はまだ認知度が低いため、広く知ってもらう工夫を検討してもらいたいとの要望がありました。

次に、2050年県内CO_2排出実質ゼロに向けた取組に関する件では、執行部から、対応状況や取組についての説明がありました。

これに対し、委員から、県民向けの普及啓発について、省エネ家電についても補助金制度がある

のかとの質疑があり、執行部から、省エネ家電及び断熱改修の補助メニューについて、啓発資料の２次元バーコードで国等の補助金情報を掲載している、啓発は絶え間なく継続していく必要があるとの答弁がありました。

関連して、委員から、子供に対する環境教育や教育現場での普及啓発活動は行っているのかとの質疑があり、執行部から、環境センターにおいて環境全般の教育を行っているほか、環境出前講座で職員が学校に出向き啓発活動を行っているとの答弁がありました。

次に、委員から、再造林について、県内の再造林率は50％程度であるが、どれだけ再造林を行えばCO_2吸収量がプラスになるのかとの質疑があり、執行部から、CO_2吸収量確保の観点から、必要な再造林率について試算したものはないが、できる限り再造林を推進してまいりたい、また、伐採された木材についても、CO_2固定の観点から建築材料として積極的に利用していくとの答弁がありました。

関連して、再造林については、獣害等もあり、思うように進んでないと認識している、県産材の利用促進もしかり、もっと推進してもらいたいとの要望がありました。

次に、再生可能エネルギー導入促進に関する件では、執行部から、対応状況や取組についての説明がありました。

これに対し、委員から、エネルギーを県庁でつくる発想はないか、ソーラーパネルではなく、ガラスに貼って発電するなど、災害に備えてエネルギーを県が生み出すという発想はないかとの質疑があり、執行部から、ペロブスカイト太陽電池という新しい太陽電池がある、今までの太陽光発電と違い、軽く、曲がるため、様々なところで設置が可能で、熊本地震で被災した建物でも設置可能と考えている、県庁舎ではスペースが限られるが、新たな技術にも注目しており、特に壁面等を有効活用できそうなスペースは今後検討していきたい、また、再生可能エネルギー由来の電力についても追求していきたいとの答弁がありました。

次に、委員から、今後設立される地域エネルギー会社について、県庁舎や県有施設へ電力を供給する計画はあるかとの質疑があり、執行部から、地域エネルギー会社の電力を供給することになれば、CO_2排出係数がゼロになり、県としての取組が進む、再エネ調達量の確保や技術面での調整が必要になるが、今後、県有施設や公共施設へ供給できるよう体制を整えていくとの答弁がありました。

以上が本年度審議された主な内容でございますが、議員各位におかれましては、本委員会決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げまして、海の再生及び環境対策特別委員長の報告を終わります。

○議長（山口裕君）　最後に、地域活力創生特別委員長の報告を求めます。

松村秀逸君。

〔松村秀逸君登壇〕

○松村秀逸君　地域活力創生特別委員会に付託されました調査事件につきまして、委員会における調査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会は、デジタル田園都市国家構想に関する件及びＴＳＭＣ進出に係る県内波及効果に関する件について、本年度におきましては、これまで委員会を４回開催し、審議を行ってまいりました。

昨年11月には、岡山県において、子育て支援等を通じて地域創生を図る取組や移住、定住の推進を図る取組、また、兵庫県では、姫路城を核としたインバウンド獲得等の取組、さらに、三重県に

おいては、近隣自治体と連携したデジタル技術を活用した取組や地域の拠点施設でのＤＸの実証フィールドとしての取組等について調査を行ってまいりました。

それでは、本委員会に付託されました調査事件の審議の内容を要約して御報告申し上げます。

まず、デジタル田園都市国家構想に関する件であります。

地方創生関係、ＤＸ関係、移住、定住関係の施策を中心に審議を進めました。

地方創生関係については、各定例会を通して、執行部から、今後の県政の指針となるくまもと新時代共創基本方針及び総合戦略の内容について説明があり、ＤＸ関係については、県のデジタル化、ＤＸ関係施策の状況、産学行政の連携、市町村ＤＸの支援などについて説明があり、移住、定住関係では、移住定住推進本部の協議の状況、移住、定住の促進に向けた各施策の状況について説明がありました。

これに対し、委員から、ＤＸに関して、エリア・データ連携基盤の取組について、参画する市町村が広がっていない理由は何かとの質疑があり、執行部から、データ連携基盤が完成していない中で、具体的な活用方法の検討が進まなかったことや負担金が必要となることなどから、県と13市町村での今年度からの運用開始となった、基盤完成後も活用事例を含め市町村への説明を進めており、県内全市町村の参画に向けて引き続き取り組むとの答弁がありました。

次に、委員から、熊本版ＣＯＲＥハイスクール・ネットワーク事業について、教員不足の中、教科によっては遠隔授業での対応をこの実証事業で検証できると思うが、どのように考えているかとの質疑があり、執行部から、遠隔授業については、文部科学省の規定にのっとって実証を進め、不登校や病気で授業が受けられないなどの個別の案件についても、学校、保護者の要望に対して遠隔授業の取組等で柔軟に対応しているとの答弁がありました。

次に、委員から、県へのサイバー攻撃について、根本からブロックしていくことも大事だが、何かあったときの県庁の体制整備も大事であり、県庁だけでなく、専門家を交えて議論すべきと思うがいかがかとの質疑があり、執行部から、県庁内部での体制を整備し、外部機関を交えた訓練、研修なども行っている、サイバー攻撃対策のさらなる強化に向けて、いただいた意見を含めて検討していきたいとの答弁がありました。

次に、委員から、移住、定住関係について、大阪圏、福岡県との間の社会減が拡大になっている一方、東京圏との間の社会増減に大きな変化はないとのことだが、この傾向や要因等は把握しているかとの質疑があり、執行部から、全国的には、東京圏の転入超過が約２割増加している状況の中、本県は、移住施策の効果かＴＳＭＣの効果かは明確ではないが、東京圏との間については、社会増減数を維持している状況であるとの答弁がありました。

次に、委員から、県内高校卒業生への情報発信事業で、公式ＳＮＳの登録者数を増やさなければならない、高校を卒業するほぼ全ての生徒に登録してもらえるような施策が必要だが、来年の卒業に向けてどのように取り組むのかとの質疑があり、執行部から、登録者数も少しずつ増えているが、効果的な周知の在り方について、現在協議を進めており、今年度はさらなる登録者の増加を目指すとともに、発信内容の充実も図ってまいるとの答弁がありました。

次に、委員から、他県から熊本に移住された方が、熊本の何に魅力を感じて移住したのかが分か

る調査はあるのかとの質疑があり、執行部から、移住者を対象としたアンケート調査では、熊本に昔住んでいた方や熊本に関心を持たれた方など、多くは熊本と何らかの関わりを持っている方が移住されているとの答弁がありました。

次に、ＴＳＭＣ進出に係る県内波及効果に関する件であります。

各定例会を通して、執行部から、ＴＳＭＣ進出に伴う対応状況、企業誘致等の状況、半導体関連を含む人材育成、確保、台湾からの誘客、交流の推進について説明があり、審議を行いました。

これに対して、委員から、ＪＡＳＭ第３工場の誘致に関して、知事も誘致に前向きな姿勢を示しているが、県民の不安の声に対応しながら、企業側の進出への要望に対応していかなければならない、企業集積に向けての戦略をどのように考えているのかとの質疑があり、執行部から、ＴＳＭＣ進出を契機に、さらなる半導体関連企業を集積させるため、菊池、合志、八代の３か所に工業団地の整備を計画している、まずは、ＪＡＳＭの第１、第２工場が円滑に操業できるよう受入れ体制を整備することが次につながると考えているとの答弁がありました。

次に、委員から、各市町村がそれぞれ工業団地等の整備をしているが、企業誘致先を分散させることにならないか心配している、過去にも、県が造った工業団地が売れ残ったことがあり、過剰投資にならないように取り組むべきではないかとの質疑があり、執行部から、県内各地に様々な産業の集積ができるように、地元市町村と十分に意見を交換しながら、しっかり取り組んでまいるとの答弁がありました。

次に、委員から、台湾相談ホットラインの相談件数は206件とのことだが、寄せられる主な相談内容はどのようなものがあるかとの質疑があり、執行部から、当初は、子供の教育や日本語の学習等、熊本に住み始めてすぐの悩み事が多かったが、最近は、例えば、家族の滞在期間の延長や両親を熊本に呼び寄せるための手続など、幅広い相談が寄せられており、フェーズが変わったという認識で受け止めているとの答弁がありました。

以上が本年度審議された主な内容でございますが、議員各位におかれましては、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げて、地域活力創生特別委員長の報告を終わります。

○議長（山口裕君）　以上で各特別委員長の報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口裕君）　質疑なしと認めます。

特別委員会の付託調査事件の変更の件

○議長（山口裕君）　次に、お諮りいたします。

この際、特別委員会の付託調査事件の変更の件を日程に追加し、議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口裕君）　御異議なしと認めます。よって、特別委員会の付託調査事件の変更の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

特別委員会の付託調査事件の変更の件を議題といたします。

お諮りいたします。

地域活力創生特別委員会の付託調査事件のうち、デジタル田園都市国家構想に関する件を新たな地方創生に関する件に変更いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口裕君）　御異議なしと認めます。よっ

て、そのように取り計らうことに決定いたしました。

日程第２　各常任委員長報告

○議長（山口裕君）　次に、日程第２、去る11日の会議において審査を付託いたしました議案第36号から第91号まで及び請願について、各常任委員長から審査結果の報告があっておりますので、これを一括して議題といたします。

ただいまから、各常任委員会における審査の経過並びに結果について、各常任委員長の報告を求めます。

まず、厚生常任委員長の報告を求めます。

髙島和男君。

〔髙島和男君登壇〕

○髙島和男君　厚生常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係４議案及び条例等関係８議案であります。

まず、予算関係議案の概要について申し上げます。

今回提出された健康福祉部の令和７年度当初予算は、こどもまんなか熊本の実現に向けた施策の推進に要する経費等で、予算総額は、一般会計、特別会計合わせて3,516億2,200万円余であります。

あわせまして、債務負担行為の設定であります。

病院局の令和７年度当初予算は、県立こころの医療センターの管理運営や設備の更新に要する経費等で、予算総額は、収益的収支と資本的収支を合わせて22億200万円余であります。

次に、条例等関係議案についてでありますが、熊本県民生委員定数条例の一部を改正する条例の制定について外７議案であります。

議案の審査の過程において論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、介護福祉士修学資金等貸付事業費補助について、このような事業に取り組んでいる一方で、介護現場では人手が不足しているという状況があるが、当事業の現状を教えてほしいとの質疑があり、執行部から、この事業は、県社協を通じた貸付事業であるが、その実績は近年減少傾向にある、また、県社協では、貸付事業のほか、就職相談会やマッチング事業等も行っているが、相談件数等も前年よりも減少している、今後は、県社協や事業者、国とも連携しながら、介護人材の確保に向け、しっかりと取り組んでいきたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、介護現場の人手不足については、抜本的に介護人材を増やしていく取組を再構築していく必要がある、これは県だけで解決できる問題ではないので、国とも連携を取りながら、介護職員が働きやすい環境づくりに取り組んでほしいとの要望がありました。

次に、委員から、認知症診療・相談体制強化事業について、以前、認知症の方の診療の場を増やし、身近な地域で暮らせるような取組を進めていくと聞いたが、認知症の方の診療体制の現状を教えてほしいとの質疑があり、執行部から、まずは、身近なかかりつけ医に診てもらうことが第一歩と考えている、あわせて、認知症を専門的に診る認知症サポート医の数を増やしている、次の段階として、二次医療圏ごとに設置する認知症疾患医療センターで難しい症例の鑑別診断などを行い、身近な地域で認知症を早期診断、診療できる体制を構築しているとの答弁がありました。

関連して、委員から、高齢者と若年性の認知症は質が違うと思うが、若年性認知症をメインとし

た支援の場が現時点で県内にあるのか、また、若年性認知症の方同士でコミュニケーションが取りやすい場所を増やすことが必要であり、そこから就労へと結びつけていくことが大事であると考えるが、支援の現状はどうなっているかとの質疑があり、執行部から、若年性認知症の方の支援として、医療面では、主に認知症疾患医療センターが担っている、また、介護、生活面では、若年性認知症の方の受入れを行う介護施設や事業所を増やす取組を行っている、あわせて、若年性認知症の自立支援ネットワークの中で、関係者が集まり、情報交換しながら、就労や生活面での支援に取り組んでいるとの答弁がありました。

次に、委員から、自殺予防等対策推進事業について、本県の自殺者数の状況及び具体的な予防対策を教えてほしいとの質疑があり、執行部から、自殺者数については、若干の減少傾向となっている、予防対策については、県精神保健福祉センターや民間団体等において、電話相談やＳＮＳによる対応に取り組んでいるほか、必要な支援につなぐゲートキーパーの養成に取り組んでいる、また、子供、若者の自殺予防も重要と考え、現在策定中のこどもまんなか熊本・実現計画にも、その対策を盛り込んでいるとの答弁がありました。

以上が論議されました主な内容でありますが、本委員会に付託されました議案については、全員賛成をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

最後に、本委員会所管事務の継続審査事件については、議席に配付のとおり決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げまして、厚生常任委員長の報告を終わります。

○議長（山口裕君）　次に、経済環境常任委員長の報告を求めます。

西山宗孝君。

〔西山宗孝君登壇〕

○西山宗孝君　経済環境常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係９議案、条例等関係９議案及び請願２件であります。

まず、予算関係議案の概要について申し上げます。

今回提出された環境生活部の令和７年度の当初予算は、地下水保全推進本部の取組をはじめとするくまもと新時代共創総合戦略に沿った取組に要する経費等で、予算総額は、一般会計、特別会計合わせて160億8,500万円余であります。

商工労働部の令和７年度の当初予算は、ＴＳＭＣ進出の経済波及効果を最大化するための半導体サプライチェーン参入の支援をはじめとするくまもと新時代共創総合戦略に沿った取組に要する経費等で、予算総額は、一般会計、特別会計合わせて638億8,400万円余であります。

観光文化部の令和７年度の当初予算は、令和８年夏に実施する熊本デスティネーションキャンペーンに向けた取組をはじめとするくまもと新時代共創総合戦略に沿った取組に要する経費等で、予算総額は、38億3,600万円余であります。

企業局の令和７年度当初予算は、電気事業、工業用水道事業及び有料駐車場事業の運営や、有明工業用水道の未利用水を半導体関連企業に供給する新規工業用水道事業等に要する経費で、３事業会計の支出予算総額は、収益的収支、資本的収支合わせて80億3,700万円余であります。

労働委員会の令和７年度の当初予算は、委員報酬、労使紛争の審査、調整、あっせんに要する経費等で、予算総額は、１億2,400万円余でありま

す。

あわせまして、各部局等関係の債務負担行為の設定であります。

次に、条例等関係議案についてでありますが、熊本県環境影響評価条例の一部を改正する条例の制定について外８議案であります。

議案の審査の過程において論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、「外国人材に選ばれる熊本」推進事業について、県内の企業においては独自のルートで外国人材を受け入れていると思うが、この事業はどのようなものかとの質疑があり、執行部から、この事業は、企業からの在留資格等受入れに関する相談に対応する熊本県外国人材受入企業支援センターを通じた受入れ支援と、企業が行う日本語教育等へ補助する等の定着支援を主な内容とするものであるとの答弁がありました。

次に、委員から、地下水利用の影響の最小化に向けた涵養拡大事業について、営農のみに頼らない地下水涵養対策として、大津町の大久保調整池を活用するとのことであるが、水利権など法的な課題をクリアする見込みはあるのかとの質疑があり、執行部から、この事業では、周辺から流れ込む雨水による涵養を想定しており、河川から新たに水を引き込む場合に発生する水利権を取得することは考えていないとの答弁がありました。

次に、委員から、戦略的ポートセールス推進事業に関連して、食品関係の貨物のほとんどが博多港から輸出されている、本県の港が窓口になれば取扱量も増えると期待できるが、対応できる施設はあるのかとの質疑があり、執行部から、八代港には農水産物の輸出に利用できるＣＦＳ倉庫もあるので、今後取扱量を増やせるよう取り組んでいくとの答弁がありました。

次に、委員から、くまもと県内就労応援事業について、女性が働きやすい環境整備への支援とあるが、その具体的な取組内容は何かとの質疑があり、執行部から、企業に対して、女性を採用する際に企業がどのような対応を行えば女性がそこに就職したいと思ってもらえるのかなどを企業に理解していただくためのセミナーを開催する予定であるとの答弁がありました。

さらに、委員から、本県においても、女性の県外流出を防ぐことが人口減少を止めるために一番大事であり、そのためにも女性が働きやすい環境をつくっていくことが特に重要である、この事業は、男女参画・協働推進課で実施を予定している起業支援とも連携して取り組んでほしいとの要望がありました。

次に、委員から、地下水保全の取組について、地下水保全の熊本版はスタートしたところだが、ＪＡＳＭ第１工場が稼働を開始したということに伴う県民の不安を解消するため、県として今後どのようなことを実施するのかとの質疑があり、執行部から、県では、地下水保全の様々な取組を行い、資料をホームページに掲載しているが、その取組を県民に知っていただくだけでなく、そういった情報をホームページに掲載していることを県民に周知していくことも我々の役割だと考えている、情報発信を通じて、県民の不安を少しでも解消できるよう取り組んでいくとの答弁がありました。

以上が論議されました主な内容であります。

本委員会に付託されました議案については、全員賛成をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

なお、請願については、議席に配付の請願委員会審査報告一覧表のとおりであります。

また、地方消費者行政に対する財政支援交付金等の継続・拡充を求める意見書を別途御提案申し

上げます。

最後に、本委員会所管事務の継続審査事件については、議席に配付のとおり決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げまして、経済環境常任委員長の報告を終わります。

○議長（山口裕君）　次に、農林水産常任委員長の報告を求めます。

吉田孝平君。

〔吉田孝平君登壇〕

○吉田孝平君　農林水産常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係３議案及び条例等関係２議案であります。

まず、予算関係議案の概要について申し上げます。

今回提出された農林水産部の令和７年度当初予算は、農林畜水産業の担い手確保、育成や熊本地震、令和２年７月豪雨災害からの創造的復興に要する経費等で、一般会計、特別会計合わせて743億3,700万円余であります。

あわせまして、債務負担行為の設定であります。

次に、条例等関係議案についてでありますが、熊本県林業研究・研修センター条例の一部を改正する条例の制定について外１議案であります。

議案の審査の過程において論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、六次産業化などの高付加価値化による食のみやこ熊本県の取組が動き出すが、具体的な事業内容やイメージを教えてほしいとの質疑があり、執行部から、これまでの六次産業化の事業は、個別の生産者や事業者へ支援が集中しがちであったが、今回は、地域全体が発展、成長していけるよう、生産者、生産者団体、市町村、事業者等によるコンソーシアムを組織し、そのコンソーシアムが行う県産農林畜水産物の高付加価値化への取組を支援するものとの答弁がありました。

さらに、委員から、この取組を進めるに当たり、ぜひ、生産者が価格転嫁できる手法により、生産者の所得を向上させるという視点を意識してもらいたいとの要望がありました。

次に、委員から、代替農地基盤整備候補地調査事業に関連して、菊池地域では、民民の間での代替農地の確保が進んでいるが、当地域では畜産農家が多く、耕種農家と比べ営農機械が大きいため、現状の進入路では機械が通らず、代替農地確保の支障となっている、このため、進入路の拡幅など、きめ細かな支援があれば、代替農地の確保がさらに進むと思うが、県としてはどのような対応を考えているのかとの質疑があり、執行部から、民民間での代替農地確保の際に支障となっている具体的な内容について、現在、関係市町と連携し、全体的なニーズの把握に努めており、これまで確認している内容は、農地への進入路の拡幅や畦畔の除去といった簡易な基盤整備が主なものである、この問題には国の補助事業で対応が可能と考えており、今後関係市町と協議を進めていきたいとの答弁がありました。

次に、委員から、高校、農大、地域連携による就農促進事業について、担い手確保のために配置されるコーディネーターは、高校の教員だけでなく、農業普及指導員など、県の農林水産部の職員を配置できないかとの質疑があり、執行部から、県職員の人員にも限りがあり、県職員をコーディネーターとして配置することは難しいが、将来、就農を希望する高校生が農業大学校へ進学できる

よう、同大学校と農業高校との連携をこれまで以上に強化していきたいとの答弁がありました。

次に、委員から、有機農業生産拡大加速化事業について、有機農業は収益を上げることが難しいのではないかと思うが、この事業の内容を具体的に教えてほしいとの質疑があり、執行部から、有機農業は、技術力や環境、土壌の状況なども加味しながら指導する必要があるので、この事業では経営的に安定するよう技術指導者の育成や相談窓口の設置などに取り組むとの答弁がありました。

以上が論議されました主な内容でありますが、本委員会に付託されました議案については、全員賛成をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

最後に、本委員会所管事務の継続審査事件については、議席に配付のとおり決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げまして、農林水産常任委員長の報告を終わります。

○議長（山口裕君）　次に、建設常任委員長の報告を求めます。

竹﨑和虎君。

〔竹﨑和虎君登壇〕

○竹﨑和虎君　建設常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係５議案及び条例等関係１議案であります。

まず、予算関係議案の概要について申し上げます。

今回提出された土木部の令和７年度当初予算は、熊本地震及び令和２年７月豪雨からの創造的復興のほか、幹線道路ネットワークの整備、熊本都市圏の渋滞対策、建設産業における人材の育成、確保に要する経費等で、予算総額は、一般会計、特別会計等合わせて1,225億400万円余であります。

あわせまして、債務負担行為の設定であります。

次に、条例等関係議案についてでありますが、熊本県特定都市河川浸水被害対策法施行条例の制定についてであります。

議案の審査の過程において論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、来月で熊本地震から９年目となり、県としては、これまでも災害に強い県土づくりに向けた各種事業を行ってきたと思うが、現状をどのように評価しているのか、また、今後の課題についてはどのように考えているのかとの質疑があり、執行部から、本県では熊本地震や令和２年７月豪雨災害を経験し、災害からの復旧、復興を進めてきたが、いまだ県土は脆弱な状態にあり、また、インフラの老朽化への対応も不十分な状況であるため、防災・減災、国土強靱化対策について、さらに加速化して取り組んでいかなければならないと認識している、そのため、国で策定中の国土強靱化実施中期計画においては、現在の水準を超える規模の事業費が必要であると考えており、本県ならではの経験を踏まえ、具体例を交えながら、その必要性を国に申し入れているところであるとの答弁がありました。

さらに、委員から、石破首相は、施政方針演説において、次の国土強靱化実施中期計画については、現行の５か年加速化対策を上回る事業規模で、６月をめどに策定するという方針を明らかにしている、予算確保に向けては議会も頑張るので、しっかり取り組んでほしいとの要望がありました。

次に、委員から、住宅耐震化緊急促進事業は、

住宅の耐震診断や耐震工事等に対する市町村の補助事業へ県が上乗せ補助を行うものであるが、現在、市町村の取組はどのような状況かとの質疑があり、執行部から、今年度は、５つの市町が先行して実施しており、予定数を上回る申込みがあった自治体もある、来年度はおおむね全市町村で実施される予定となっており、市町村と連携して、県民に対しこの事業の周知等を行っていくとの答弁がありました。

さらに、委員から、県南地域にも日奈久断層帯があり、今後、マグニチュード７クラスの地震が起きる可能性も高いと聞いている、県民の命を守るため、積極的にこの事業へ取り組んでほしいとの要望がありました。

次に、委員から、公営住宅ストック総合改善事業費について、子育て世帯に対応した県営住宅の住戸改善とは、具体的にどのようなことを行うのかとの質疑があり、執行部から、県営住宅への応募状況は、子育て世帯が約３割となっており、一部の住宅において、子育て世帯に対応した仕様として、対面式キッチン、転落防止柵、クッションフロアなどへの改修を計画しているとの答弁がありました。

以上が論議されました主な内容でありますが、本委員会に付託されました議案については、全員賛成をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

最後に、本委員会所管事務の継続審査事件については、議席に配付のとおり決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げまして、建設常任委員長の報告を終わります。

○議長（山口裕君）　次に、教育警察常任委員長の報告を求めます。

中村亮彦君。

〔中村亮彦君登壇〕

○中村亮彦君　教育警察常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係３議案及び条例等関係５議案であります。

まず、予算関係議案の概要について申し上げます。

今回提出された教育委員会の令和７年度当初予算は、第４期熊本県教育振興基本計画に基づき、変化の激しい時代に対応した質の高い教育の推進に要する経費等で、予算総額は、一般会計、特別会計合わせて1,341億1,700万円余であります。

あわせまして、債務負担行為の設定であります。

警察本部の令和７年度当初予算は、喫緊の課題である交通渋滞対策の加速化や被害が高止まりしている電話で「お金」詐欺への対処に要する経費等で、予算総額は、451億1,300万円余であります。

次に、条例等関係議案についてでありますが、熊本県立高等学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について外４議案であります。

議案の審査の過程において論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、高等学校入学学力検査事業について、高校入学選抜の願書をウェブで出願した場合、願書の記載内容の点検はどのようにするのかとの質疑があり、執行部から、ウェブ出願では、従来、中学校において紙で点検を行ってきたものを、ウェブ上で行うことで、点検作業が省力化される、また、高校側も従来紙で受領し、入力してきたものが不要となり、負担軽減されることとなるとの答弁がありました。

次に、委員から、不登校の子供への支援として試行されるオンライン教育支援センターについて、不登校の子供がインターネット上の仮想空間であるメタバースの中で交流や授業を受ける機会ができるようになる一方、ネットに依存した生活になるのではないかという不安もある、今後どのように対応するのかとの質疑があり、執行部から、不登校の子供たちの置かれている状況は様々であり、教育支援センター等が近くになく、家庭で過ごすしかない子供や家庭から外に出て他者と交流することに抵抗を感じている子供などもいる、このような子供たちに、まずはメタバース上で他者とつながる喜びなどを感じてもらいたいと考えている、メタバースやオンライン学習支援ソフトなどを使って、将来的には学校や教育支援センターにつなげていきたいとの答弁がありました。

次に、委員から、ＴＳＭＣが進出している菊陽町の渋滞対策として、信号機の調整や右折レーン等、ハード以外の対策も交通渋滞緩和に一定の効果を上げているとの報告を受けているが、今後、さらに県警として渋滞対策にどのように取り組んでいくのかとの質疑があり、執行部から、令和７年度は、菊陽町光の森やセミコンパークの外周路線の信号制御を高度化するほか、民間のプローブデータを活用した交通渋滞対策支援システムを導入するなど、渋滞対策に取り組む予定であるとの答弁がありました。

次に、委員から、増加が著しい本県在住外国人の犯罪の状況はどのようになっているかとの質疑があり、執行部から、令和６年度中の県内の外国人犯罪は134件で、53人を検挙しているが、過去５年間でそれほど大きく増えているというわけではないとの答弁がありました。

次に、委員から、外国人の増加により、免許センターにおいて外国人免許取得等が増えていると聞いているが、増加する外国人の運転免許の手続への対応はどのようになっているのかとの質疑があり、執行部から、増加する外国人の運転免許の手続に対しては、専従体制の強化や自動翻訳機の整備等により対応することとしているとの答弁がありました。

以上が論議されました主な内容でありますが、本委員会に付託されました議案については、全員賛成をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

最後に、本委員会所管事務の継続審査事件については、議席に配付のとおり決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げまして、教育警察常任委員長の報告を終わります。

○議長（山口裕君）　最後に、総務常任委員長の報告を求めます。

内野幸喜君。

〔内野幸喜君登壇〕

○内野幸喜君　おはようございます。

総務常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係４議案及び条例等関係10議案であります。

まず、予算関係議案の概要について申し上げます。

今回提出された令和７年度一般会計当初予算は、新たに策定したくまもと新時代共創基本方針を踏まえ、全庁一丸となり本県の飛躍に向けて挑戦し、県民の皆様とともにくまもと新時代を創っていくことを目指し、各分野の施策を力強く推進あるいは加速する事業について編成されたもので

あります。

この結果、一般会計当初予算は、前年度と比べ113億5,100万円余、率にして1.3％の減となる8,447億9,600万円余であります。

あわせまして、債務負担行為の設定であります。

次に、条例等関係議案についてでありますが、熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について外９議案であります。

議案の審査の過程において論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、私立高等学校等就学支援金事業について、就学支援金の拡充による支出増は国が負担するのか、また、私立高校の授業料無償化により地元に残る高校生が少なくなるのではとの懸念があるが、県はこの問題にどのように関わっていくのかとの質疑があり、執行部から、就学支援金の原資は全額国費なので、県の負担増はない、また、授業料無償化により公私の差がなくなるため、生徒にとっては自由に高校を選べることになるが、県としては、今後の動きを注視していきたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、国は、公立、私立とも文部科学省所管だが、県でも部署を１つにする考えはないかとの質疑があり、執行部から、全国的に公立学校と私立学校は別々の所管となっている都道府県がほとんどであるが、茨城県では、令和６年１月から私立の部署を教育委員会に移しており、引き続き情報収集していくとの答弁がありました。

次に、委員から、大阪・関西万博自治体催事出展事業について、令和６年６月定例会で阿蘇の草原を万博でアピールをするための補正予算が計上されていたが、それと今回の予算はどう関連しているのかとの質疑があり、執行部から、令和６年６月補正予算では、阿蘇の草原再生をＰＲするためのコンテンツ作成経費を計上した、今回の予算には、万博会場に九州７県が合同出展するための負担金や、合同出展ブース内に設ける本県ブースに６月補正予算で作成したコンテンツを展示するための経費等を計上している、７県が合同で出展することによって、一定規模のブースを確保でき、九州以外の方に対して、各県のそれぞれの魅力を効率的かつ多面的に発信できると考えているとの答弁がありました。

次に、委員から、肥薩おれんじ鉄道関連事業について、肥薩おれんじ鉄道の沿線には魅力的な食材等が豊富にある、肥薩おれんじ鉄道の経営は厳しいと聞いているが、今後、この食材等を活用した利用促進の取組ができないかとの質疑があり、執行部から、肥薩おれんじ鉄道は、魅力ある風景や食を一生懸命ＰＲしている、県としても、現在、肥薩おれんじ鉄道、鹿児島県及び沿線の市町とともに協議会を立ち上げ、地域公共交通計画の作成を進めており、その中で沿線地域の魅力をしっかりと盛り込んでいくとの答弁がありました。

次に、委員から、ＪＲ豊肥本線を含めた熊本都市圏鉄道ネットワーク強化推進事業について、ＪＲ豊肥本線は乗客で大変混み合っており、線路の複線化の話題が上がっているところだが、線路を二階建てにすることについては検討されているのかとの質疑があり、執行部から、線路を二階建てにすることについては、具体的な検討はなされていないとの答弁がありました。

さらに、委員から、この事業をもっと活用して、線路を二階建てにする場合等、いろいろな手法の比較検討を行ってほしいとの要望がありました。

以上が論議されました主な内容でありますが、

本委員会に付託されました議案については、全員賛成をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

最後に、本委員会所管事務の継続審査事件については、議席に配付のとおり決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げまして、総務常任委員長の報告を終わります。

○議長（山口裕君）　以上で各常任委員長の報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口裕君）　質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。

討論の通告があっておりますので、発言を許します。

なお、発言時間は10分以内でありますので、さよう御承知願います。

鎌田聡君。

〔鎌田聡君登壇〕

○鎌田聡君　立憲民主連合の鎌田聡です。

議案第36号、令和７年度熊本県一般会計予算について、会派を代表して、反対の立場で討論を行います。

私たちは、くまもと新時代共創に向けた木村知事就任後初の当初予算である令和７年度一般会計予算案に対して、その全てに反対するものではありません。

今回当初予算に含まれている国直轄事業負担金のうち、新たな流水型ダム、いわゆる川辺川ダム建設に向けてのダム本体設計、地質調査、環境調査、工事用道路などの約14億3,000万円余の支出に対して反対するものです。なぜ反対するか。それは、ダムの着工準備を進める前に、国も県もやるべきことをやっていないからです。

球磨川流域に深い爪痕を残した豪雨災害から４年半の月日がたちました。2020年７月、球磨地方を襲った線状降水帯によって球磨川は未曽有の水害を起こし、大きな被害が発生しました。

その僅か４か月後に、当時の蒲島県知事は、国に対して、旧川辺川ダムと同じ場所に流水型ダムの建設を要請し、国は、2035年本体完成を目指し、手続を強行しています。

当時の蒲島知事は、豪雨災害発災後、30か所だったでしょうか、団体や住民から直接意見を聴く取組を実施したことをよく強調されていましたが、その際にダム建設を求める声がどれだけ上がったのでしょうか。住民が洪水の衝撃から立ち上がり、泥まみれで復旧に取り組んでいるさなかに公表されたダム建設計画であり、その決定に至る過程は、民意が反映されているとは言い難いものです。

川辺川ダムがあれば人吉市の被害の６割は防ぐことができたと、国、県は言っていますが、ダムに洪水防止効果があるのは、ダムの上流に国が想定する量の雨が降った場合のみであり、2020年７月の大水害時には、川辺川上流には大きな雨は降っていません。線状降水帯は、いつも必ず川辺川上流域で大雨を降らすとは限りません。

また、穴空きダムであれば極限まで環境への影響を減らせるという考え方にも理解が得られていません。全国各地に建設された小規模の穴空きダムですら、生態系や環境への影響が明らかになっています。

ましてや、高さ107メートルもの川辺川ダムです。穴空きであっても、水の流れは制限され、ダムの上流には大量の土砂が堆積し、下流の川岸には堆砂がたまり、大雨のたびに濁りが長期化することが懸念されます。国内最大の流水型ダムであ

る川辺川ダムが、日本一の清流川辺川、球磨川に与える影響は計り知れません。

そして、水害被害の状況や拡大の要因について、市民による実態調査が進むにつれ、国土交通省と熊本県の性急さに対して不信感が強まっています。2020年７月の大水で亡くなられた人吉市より下流の犠牲者50名のほとんどは、球磨川の支流の氾濫によるものだったことが市民と専門家による調査で明らかになっています。

その調査結果を基に、球磨川本流より先に支流からあふれて被害が拡大していったと住民が繰り返し指摘をし、国交省と県に共同検証の実施を訴えても、かたくなに拒否し続けています。

加えて、球磨川、川辺川合流地点直下にあったくま川鉄道球磨川第四橋梁が流木によってダム化して被害を拡大したという指摘や、瀬戸石ダムによる被害拡大などの影響についても全く検証しようとしません。

今後の被害を防ぐためには、実際起こったこと、想定される全てのリスクの解消に向けた対策を行った上で、それに応じた治水対策を講じることが極めて有効であるにもかかわらず、住民団体が現地調査して得られた情報に耳を傾けることなく検証すら実施しないまま、まさにやるべきことをやらずに、聞こえのいい緑の流域治水という触れ込みで、ダム本体着工に向けてひたすら突き進むことに予算が執行されることは看過できません。

公共事業に求められる環境保全の優先性、政策決定から実施決定に至る各段階での情報公開の徹底、民主性、透明性、合理性、公正性の確保の全てが、この川辺川ダム計画においては欠落をしていると言わざるを得ません。

したがいまして、川辺川ダムの本体着工に向けた国直轄事業負担金の支出が含まれた令和７年度一般会計予算案には、私たち立憲民主連合は、とても賛成することができないということを申し上げて、私の反対討論を終わります。

○議長（山口裕君）　以上で通告による討論は終了いたしました。

これをもって討論を終結いたします。

これよりまず、議案第37号から第91号までを一括して採決いたします。

ただいまの各常任委員長の報告は、各議案とも原案可決であります。各常任委員長の報告のとおり原案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口裕君）　御異議なしと認めます。よって、議案第37号外54件は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第36号を起立または挙手により採決いたします。

ただいまの各常任委員長の報告は、原案可決であります。各常任委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の諸君の起立または挙手を求めます。

〔賛成者起立または挙手〕

○議長（山口裕君）　起立または挙手多数と認めます。よって、議案第36号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、請願に対する経済環境常任委員会の審査結果は、議席に配付の委員会審査報告一覧表のとおりであります。

これより、請第25号及び第26号を一括して採決いたします。

ただいまの経済環境常任委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口裕君）　御異議なしと認めます。よって、請第25号外１件は、経済環境常任委員長の報

告とおり決定いたしました。

〔委員会審査報告書及び請願委員会審査報告一覧表は付録に掲載〕

日程第３　閉会中の継続審査の件

○議長（山口裕君）　次に、日程第３、閉会中の継続審査の件を議題といたします。

まず、各特別委員会の閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議席に配付の特別委員会付託調査事件変更一覧表の変更後の欄に記載の付託調査事件を閉会中の継続審査事件といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口裕君）　御異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定いたしました。

次に、議会運営委員長及び各常任委員長から事務調査について、議席に配付の閉会中の継続審査申出一覧表のとおり申出があっております。

お諮りいたします。

議会運営委員長及び各常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口裕君）　御異議なしと認めます。よって、議会運営委員長及び各常任委員長から申出のとおり決定いたしました。

〔特別委員会付託調査事件変更一覧表及び継続審査申出一覧表は付録に掲載〕

知事提出議案（第92号から第118号まで）

○議長（山口裕君）　次に、お諮りいたします。

去る11日の会議において提出されました知事提出議案第92号から第118号までを日程に追加し、一括して議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口裕君）　御異議なしと認めます。よって、知事提出議案第92号から第118号までを日程に追加し、一括して議題とすることに決定いたしました。

知事提出議案第92号から第118号までを一括して議題といたします。

第92号　教育長の任命について
第93号　監査委員の選任について
第94号　海区漁業調整委員会委員の任命について
第95号　海区漁業調整委員会委員の任命について
第96号　海区漁業調整委員会委員の任命について
第97号　海区漁業調整委員会委員の任命について
第98号　海区漁業調整委員会委員の任命について
第99号　海区漁業調整委員会委員の任命について
第100号　海区漁業調整委員会委員の任命について
第101号　海区漁業調整委員会委員の任命について
第102号　海区漁業調整委員会委員の任命について
第103号　海区漁業調整委員会委員の任命について
第104号　海区漁業調整委員会委員の任命について
第105号　海区漁業調整委員会委員の任命につ

いて
第106号　海区漁業調整委員会委員の任命について
第107号　海区漁業調整委員会委員の任命について
第108号　海区漁業調整委員会委員の任命について
第109号　海区漁業調整委員会委員の任命について
第110号　海区漁業調整委員会委員の任命について
第111号　海区漁業調整委員会委員の任命について
第112号　海区漁業調整委員会委員の任命について
第113号　海区漁業調整委員会委員の任命について
第114号　海区漁業調整委員会委員の任命について
第115号　海区漁業調整委員会委員の任命について
第116号　海区漁業調整委員会委員の任命について
第117号　海区漁業調整委員会委員の任命について
第118号　海区漁業調整委員会委員の任命について

○議長（山口裕君）　お諮りいたします。

ただいま議題といたしました議案については、委員会付託は省略して会議で議決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口裕君）　御異議なしと認めます。よって、委員会付託は省略して会議で議決することに決定いたしました。

これより質疑に入りますが、ただいままで通告はありません。よって、質疑なしと認めます。

次に、討論に入りますが、ただいままで通告はありません。よって、討論なしと認めます。

これよりまず、議案第92号を採決いたします。

原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口裕君）　御異議なしと認めます。よって、議案第92号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第93号を採決いたします。

原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口裕君）　御異議なしと認めます。よって、議案第93号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第94号から第118号までを一括して採決いたします。

原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口裕君）　御異議なしと認めます。よって、議案第94号外24件は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

知事提出議案の上程（第119号）

○議長（山口裕君）　次に、お諮りいたします。

知事提出議案第119号が提出されましたので、この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口裕君）　御異議なしと認めます。よっ

て、知事提出議案第119号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

知事提出議案第119号を議題といたします。

第119号　監査委員の選任について

○議長（山口裕君）　この際、議案第119号は、議員の一身上に関する事件であり、地方自治法第117条の規定に基づき、除斥が必要でありますので、しばらく松村秀逸君の退場を求めます。

〔松村秀逸君退場〕

○議長（山口裕君）　お諮りいたします。

ただいま議題といたしました議案に対する提出者の説明並びに委員会付託は省略して会議で議決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口裕君）　御異議なしと認めます。よって、議案に対する提出者の説明並びに委員会付託は省略して会議で議決することに決定いたしました。

これより質疑に入りますが、ただいままで通告はありません。よって、質疑なしと認めます。

次に、討論に入りますが、ただいままで通告はありません。よって、討論なしと認めます。

これより、議案第119号を採決いたします。

原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口裕君）　御異議なしと認めます。よって、議案第119号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

松村秀逸君の入場を求めます。

〔松村秀逸君入場〕

知事提出議案の上程（第120号）

○議長（山口裕君）　次に、お諮りいたします。

知事提出議案第120号が提出されましたので、この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口裕君）　御異議なしと認めます。よって、知事提出議案第120号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

知事提出議案第120号を議題といたします。

第120号　監査委員の選任について

○議長（山口裕君）　この際、議案第120号は、議員の一身上に関する事件であり、地方自治法第117条の規定に基づき、除斥が必要でありますので、しばらく吉田孝平君の退場を求めます。

〔吉田孝平君退場〕

○議長（山口裕君）　お諮りいたします。

ただいま議題といたしました議案に対する提出者の説明並びに委員会付託は省略して会議で議決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口裕君）　御異議なしと認めます。よって、議案に対する提出者の説明並びに委員会付託は省略して会議で議決することに決定いたしました。

これより質疑に入りますが、ただいままで通告はありません。よって、質疑なしと認めます。

次に、討論に入りますが、ただいままで通告はありません。よって、討論なしと認めます。

これより、議案第120号を採決いたします。

原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口裕君）　御異議なしと認めます。よって、議案第120号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

吉田孝平君の入場を求めます。

〔吉田孝平君入場〕

議員提出議案の上程（第１号から第４号まで）

○議長（山口裕君）　次に、お諮りいたします。

議員提出議案第１号から第４号までが提出されましたので、この際、これを日程に追加し、一括して議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口裕君）　御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第１号から第４号までを日程に追加し、一括して議題とすることに決定いたしました。

議員提出議案第１号から第４号までを一括して議題といたします。

議員提出議案第１号

熊本県いぐさ・畳の振興に関する条例の制定について

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第１項の規定により提出します。

令和７年３月19日提出

提出者　熊本県議会議員　藤　川　隆　夫
西　　聖　一
城　下　広　作
坂　田　孝　志
髙　野　洋　介
緒　方　勇　二
吉　田　孝　平

熊本県議会議長　山　口　　裕　様

熊本県いぐさ・畳の振興に関する条例

熊本県は、５００年以上のいぐさ栽培の歴史を有する日本一の産地として、畳文化を守り支えており、いぐさといえば熊本県産が代表的なものとして広く認知されている。

いぐさ・畳に関する伝統と文化は、国民の生活に深く浸透し、心豊かな生活の実現に重要な役割を担ってきた。

また、いぐさ畳表の持つ、空気浄化・湿度調整機能及びリラックス・安眠効果などの優れた機能性は、現代においても健やかな生活を提供している。

一方で、国産いぐさ・畳産業を取り巻く状況は、住まいの洋風化志向の高まりなどによる畳需要の減少や外国産畳表及び工業畳表との競合、専用機械の製造中止、資材価格の高騰等により厳しさを増しており、国産いぐさ産地の存続が危ぶまれている。

このような状況の中、熊本県のいぐさ・畳に係る伝統文化を守り、技術を継承していくためには、関係者の自助努力はもちろん、意欲ある生産者や関連事業者を県全体で支援していくことが重要である。

今後、県、市町村、生産者、関係団体、事業者及び県民が一体となっていぐさ産地を守り、畳に関する伝統と文化を将来へ繋いでいくため、この条例を制定する。

（目的）

第１条　この条例は、県産いぐさ・畳産業の振興を図るための措置を講じることにより、本県のい業及びいぐさ・畳に係る伝統文化への理解の増進及び技術の継承を図り、もっていぐさ・畳産業の維持と心豊かな県民生活の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第２条　いぐさ・畳産業の振興は、日本の伝統文化の維持・継承・発展に寄与し、郷土のいぐさ・畳文化への県民の理解を深め、将来へと繋いでいくことを旨として推進されなければならない。

（定義）

第３条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　市町村　県内市町村をいう。

(2)　生産者　県内でいぐさ・畳表を生産する者及びその組織する団体をいう。

(3)　生産市町村　区域内にいぐさ・畳表の生産者が存する市町村をいう。

(4)　関係団体　生産市町村の区域内に存する農業協同組合のほか、い業の振興のために組織された団体をいう。

(5)　事業者　いぐさ・畳表及び畳の流通・販売を行う事業者、い業に必要な資材や専用機械の製造・修理・メンテナンス等を行う事業者、その他いぐさ・畳に関わる事業者及びその組織する団体をいう。

（県の役割）

第４条　県は、基本理念にのっとり、県産いぐさ・畳産業を振興していくため、市町村、生産者、関係団体、事業者及び県民との連携を図るとともに、技術継承及び需要拡大の取組を行うよう努めるものとする。

２　県は、県有施設での県産いぐさ・畳の利用を促進するよう努めるものとする。

３　県は、いぐさ・畳の振興に必要な情報の収集を行い、各種施策を講ずるよう努めるものとする。

４　県は、前項の各種施策の推進に当たっては、生産者、生産市町村、関係団体、事業者及び県民との連携を図り、効果的かつ計画的に行うよう努めるものとする。

５　県は、国と連携して、生産者が安心していぐさ・畳の生産を継続できるよう、その基盤づくりに努めるものとする。

６　県は、国と連携して、各種施策の推進に必要な財政措置を講ずるよう努めるものとする。

７　知事は、毎年度、い業振興に関する必要な施策を取りまとめ、議会に報告するものとする。

（議員の役割）

第５条　熊本県議会の議員は、基本理念にのっとり、県民の代表として、いぐさ・畳産業が郷土の産業であることに誇りを持ち、県産いぐさ・畳の利用及び普及の促進に関する取組に積極的に努めるものとする。

（市町村の役割）

第６条　市町村は、基本理念にのっとり、各市町村有施設での県産いぐさ・畳の利用を検討するよう努めるものとする。

２　生産市町村は、前項に定めるもののほか、県、当該区域内の生産者、関係団体、事業者及び地域住民と連携して、いぐさ・畳の振興を行なうよう努めるものとする。

（生産者の役割）

第７条　生産者は、基本理念にのっとり、生産技術の向上に励むとともに、経営安定に努力を払い、安全で高品質な製品の生産に努めるものとする。

２　生産者は、産地の維持・存続のため一致協力し、生産振興・販売促進等の活動に努めるものとする。

３　生産者は、畳表の品質等に関する情報提供

及び県、市町村、関係団体及び事業者が行う需要拡大等の取組に協力するよう努めるものとする。

（関係団体の役割）

第８条　関係団体は、い業の生産振興及び需要拡大の対策を実施するための計画を相互に連携して策定するよう努めるものとする。

２　関係団体は、基本理念にのっとり、事業の実施や調査、種苗管理や品質検査、海外産との差別化に資する取組など、それぞれの担う役割を果たすとともに、相互に連携して生産振興及び需要拡大の対策を実施するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第９条　事業者は、良質な熊本県産畳表の安定的な生産及び円滑な販売に向けて、生産者や関係団体との連携に努めるものとする。

２　事業者は、基本理念にのっとり、県、市町村及び他の事業者と相互に連携しながら、県産いぐさ・畳の利用及び普及を促進する取組を通じて、地域の活性化に努めるものとする。

（県民の理解と協力）

第１０条　県民は、日本一のいぐさ産地の県民として誇りをもって、いぐさ・畳の歴史及び文化に関心を持ち、県産いぐさ・畳及びい製品の利用を通じて、郷土の産業への理解を深めるよう努めるものとする。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

県産いぐさ・畳産業の振興を図るための措置を講じることにより、本県のい業及びいぐさ・畳に係る伝統文化への理解の増進及び技術の継承を図り、もっていぐさ・畳産業の維持と心豊かな県民生活の実現に寄与するため、条例を制定する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議員提出議案第２号

熊本県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第１項の規定により提出します。

令和７年３月19日提出

提出者　熊本県議会議員　藤　川　隆　夫
西　　聖　一
城　下　広　作
内　野　幸　喜
緒　方　勇　二

熊本県議会議長　山　口　　裕　様

熊本県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

熊本県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和４年熊本県条例第４８号）の一部を次のように改正する。

第２条第１０項中「以下」を「第１２条第５項において」に、「第２条第８項」を「第２条第９項」に改める。

第１２条第５項中「及び第２９条」を削り、同項の表第３８条第１項第１号の項中「第２条第９項」を「第２条第１０項」に改める。

第１７条第２項第１号ア中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第１８条第１項中「議会の保有する」を削る。

第４８条中「特定」の次に「に資する情報の

提供」を加える。

附　則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1)　第２条第１０項の改正規定（「以下」を「第１２条第５項において」に改める部分に限る。）、第１２条第５項の改正規定（「及び第２９条」を削る部分に限る。）、第１７条第２項第１号アの改正規定、第１８条第１項の改正規定及び第４８条の改正規定　公布の日

(2)　第２条第１０項の改正規定（「以下」を「第１２条第５項において」に改める部分を除く。）及び第１２条第５項の改正規定（「及び第２９条」を削る部分を除く。）

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和６年法律第４６号）附則第１条第２号に掲げる規定の施行の日（令和７年４月１日）

（提案理由）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）の一部改正等に伴い、関係規定を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議員提出議案第３号

旧姓の通称使用を拡大する法制度の創設を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第１項の規定により提出します。

令和７年３月19日提出

提出者　熊本県議会議員　藤　川　隆　夫
吉　永　和　世
南　部　隼　平
髙　井　千　歳

熊本県議会議長　山　口　　裕　様

旧姓の通称使用を拡大する法制度の創設を求める意見書

選択的夫婦別姓制度について、現国会で再び導入の是非が議論されている。

現在の議論を見る限り、子の姓の扱いについて議論が足りないと言わざるを得ない。生まれたばかりの子には姓の選択権がない。それどころか、別姓家庭に生まれた子は、父か母いずれかの名字とは異なる「親子別姓」となってしまう。さらに、現行の戸籍法では出生後14日以内に氏名を届け出なければならないため、夫婦間の協議が整わなければ無戸籍児になるリスクが生じる。

また、夫婦別姓を訴える人は個人のアイデンティティーを重視するが、家族の絆やこどもの福祉、家庭の一体感に対する配慮が不十分との指摘もある。さらに、たとえ日本独自の制度と指摘されても、各国の多様な氏制度と同様、日本の夫婦同姓制度もその歴史や文化の一側面として尊重されるべきである。

一方で女性の社会進出が進む中、婚姻後も旧姓の通称使用を希望する人が増えている。平成24年から令和４年までの10年間で就業者数は約370万人増加し、現代の働く女性のニーズは多様化している。この社会情勢を受け、令和２年12月に閣議決定された第５次男女共同参画基本計画では、婚姻による改姓で不利益を被らないよう、旧姓の通称使用の拡大が明記されている。既に免許証やパスポートでの旧姓併記措置

も進んでいるが、法律整備が十分でないため、民間資格や金融機関の手続きで不便を感じる事例も散見される。

以上の背景を踏まえると、国としては、旧姓の通称使用を拡充するための法整備を優先し、家族の一体感やこどもの福祉、そして女性の社会的活躍を支援する現実的な制度整備に取り組むことが望まれる。

よって、国におかれては、これらのことを踏まえ、下記の事項について措置されるよう強く要望する。

記

１　旧姓の通称使用が拡大される現状における課題を解決するため旧姓の通称使用を拡充する法制度の創設を講ずること。

２　国民の見解・認識を正確に把握することの重要性に鑑み、改めて慎重に国民の真意を把握すること。さらに分析・研究が不十分なこどもへの影響を調査する等、専門家委員会の設置等の措置を講ずること

以上、地方自治法99条の規定により意見を提出する。

令和　年　月　日

熊本県議会議長　山　口　　裕

衆議院議長　額賀福志郎　様
参議院議長　関口昌一　様
内閣総理大臣　石破　茂　様
法務大臣　鈴木馨祐　様
内閣府特命担当大臣（こども政策　男女共同参画）　三原じゅん子　様
女性活躍担当大臣　三原じゅん子　様

議員提出議案第４号

くまもと県産酒で乾杯条例のさらなる推進に関する決議

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第１項の規定により提出します。

令和７年３月19日提出

提出者　熊本県議会議員　藤川隆夫
西　聖一
城下広作

熊本県議会議長　山　口　　裕　様

くまもと県産酒で乾杯条例のさらなる推進に関する決議

本条例は、県産酒による乾杯の推進を通じて県産酒の普及の促進と県民の協働を図り、もって本県経済の活性化及び郷土愛の醸成に寄与することを目指し、平成30年12月に公布・施行された。制定当時は、女子ハンドボール世界選手権大会など国際スポーツ大会の開催直前であり、大会を通じて県産酒を県内外に発信するとともに、県民一人一人の絆を紡ぎながら、熊本地震からの創造的復興にもつながるよう取組が推進されていた。

その後、令和２年から始まった新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で、懇親会などの会合が激減し、県産酒で乾杯を行う機会も減少した。新型コロナウイルス感染症が５類感染症に位置づけられて以降、懇親会などの開催は増えてきているものの、県産酒で乾杯する機運は戻っていない状況にある。

また、令和２年７月豪雨により、球磨焼酎の蔵元が大きな被害を受けており、昨今では酒造用原料米の価格高騰などコスト上昇により、蔵元の酒造りも大変厳しい状況に置かれている。

一方で、ＴＳＭＣの本県への進出や阿蘇くまもと空港の国際線増便など、熊本は「世界に広がる存在」となりつつあり、海外との往来も活発となっている。あわせて、令和６年12月に我

が国の「伝統的酒造り」がユネスコ無形文化遺産に登録され、日本酒や焼酎などこうじを用いた国産酒が注目を集めており、県産酒を国内外に向けてＰＲする絶好の機会が到来している。

よって、熊本県議会は、くまもと県産酒で乾杯条例のさらなる推進に向け、下記の事項について県民と協働して取り組んでいくことで、県産酒を愛飲する機運を醸成し、本県経済の活性化及び郷土愛の醸成を期するものである。

記

１　酒席では、必ず県産酒による乾杯を行い、杯を交わすことで県民一人一人の絆をつなぐよう努めること。

２　本県経済の活性化に寄与している県産酒を愛飲し、国内外に広く発信するよう努めること。

３　郷土の自然から生まれ、多くの先達により育まれてきた本県の酒文化をめでること。

以上、決議する。

令和　年　月　日

熊　本　県　議　会

○議長（山口裕君）　お諮りいたします。

ただいま議題といたしました議員提出議案第１号については、委員会付託は省略し、第２号から第４号までについては、議案に対する提出者の説明並びに委員会付託は省略して会議で議決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口裕君）　御異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定いたしました。

これより、議員提出議案第１号に対する提出者の説明を求めます。

坂田孝志君。

〔坂田孝志君登壇〕

○坂田孝志君　自由民主党の坂田孝志でございます。

ただいま上程されました議員提出議案第１号、熊本県いぐさ・畳の振興に関する条例の制定につきまして、立憲民主連合、公明党及び自由民主党を代表して、提案理由の御説明を申し上げます。

本県のイグサは、1505年、永正２年、現八代市千丁町太牟田上土において、当時の上土城城主、岩崎主馬守忠久公により、農村の将来を思い、この地にイグサの栽培を奨励されたのがその起源であり、実に520年の年月を迎えようとしております。

本県にとって、イ業は極めて重要な産業であり、全国の97％を作付しており、イグサ畳表の原料となるイグサの生産量も98％を誇る、まさに全国一の産地となっております。

平成元年の全盛期には、作付面積6,630ヘクタール、生産農家戸数5,460戸、畳表生産枚数も2,800万枚と、他県を寄せつけない勢いでありました。

その後、中国産畳表が大量に輸入され、平成16年には、輸入量が2,530万枚に達し、価格の低迷、生活様式の洋風化などに伴う畳需要の減退などにより、昨年、令和６年の作付面積319ヘクタール、農家戸数266戸、畳表生産枚数も141万枚となり、全盛期の20分の１以下まで激減し、まさに風前のともしび、惨たんたる状況であります。

これまで、国、県、市町村の手厚い数々の御支援、ＪＡや各種団体の御指導、御支援、各生産農家の必死の御努力で今日まで頑張ってこられましたが、まさに産地が生き残れるかどうか、危急存亡のときであります。

私どもい業振興議員団として、これまで、農林水産省をはじめ政府に対して、また、本県選出国

会議員、国の畳産業振興議員連盟の先生方に、再三にわたり、国において、イ業振興の特別立法の制定をお願いしてまいりましたが、その願いかなわず、今日に至っております。

そのような中、昨年12月、生産農家、ＪＡ、事業者等のイ業に関わる関係団体が一体となって、本県知事、議長に対して、法律に準ずる制度の確立を求める要望書が提出されました。

事ここに至っては、いつ取りかかってくれるのか分からない国の動きを待っておっては、イグサ農家が消えうせてしまうとの悲壮感の下、我々議員が、本県のイ業、日本の伝統文化の原点である畳文化を守り、将来にわたり、イグサ・畳産業が維持存続、発展していくための制度を確立することが焦眉の急と判断し、ここに議員提案として、熊本県いぐさ・畳の振興に関する条例案を提出するものであります。

条例案では、イグサ・畳産業の振興を図るため、県、市町村、生産者、関係団体、事業者、県民、そして議員の役割をそれぞれ規定しております。これらが一体となって、イグサ産地を守り、畳に関する伝統と文化を将来へつなげていくことで、心豊かな県民生活の実現に寄与することを目的としております。

なお、本条例案につきまして、本年２月20日から３月13日までの22日間、パブリックコメントとして意見募集を行いましたところ、県内はもとより、国内外から計119件の御意見をお寄せいただきました。その数の多さにびっくりしたところであり、関心の高さをひしひしと感じました。

何点か御紹介を申し上げます。

まず、京都市在住の女性の方から、イグサ産業の復興に関する条例ができるかもしれないという情報を聞き、応援したくて御連絡を差し上げました。畳の香りを嗅ぐたびに日本人に生まれてよかったと感じます。日本の文化の主軸である畳をこれからも残していきたいです。

次に、名古屋市の畳屋さんから、ぜひ国産イグサと畳産業の振興に向けた条例を制定し、まずは産地が安心して仕事を続けられる環境を整えていただきたいと強く願います。熊本県産の畳表が大好きです。これからも熊本県産の畳表で畳を作り続けたいです。何とぞよろしくお願い申し上げます。

さらに、海外在住の女性の方から、日本の魂でもある畳、畳なくしては日本家屋は成り立たないと思います。イグサのような日本の文化に根づくものは、皆で守っていかねばならないと信じております。

最後に、地元八代市の農家の方から、このような条例ができると、イグサ農家としてもとてもありがたいです。生産意欲にもつながります。また、産地を守ることが日本の和の文化を後世に残す第一歩だと思いますので、ぜひともよろしくお願いします。

このように、イグサ産地の存続と畳文化の継承に対する熱い応援メッセージが海外を含む全国各地から多数寄せられており、いただいた御意見の全てが本条例に賛同するものであります。

議員各位におかれましては、どうぞ本条例の趣旨を御理解くださいまして、何とぞ御賛同を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（山口裕君）　これより質疑に入りますが、ただいままで通告はありません。よって、質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。

討論の通告があっておりますので、発言を許します。

なお、発言時間は１人10分以内でありますの

で、さよう御承知願います。

西聖一君。

〔西聖一君登壇〕

○西聖一君　立憲民主連合の西聖一でございます。

議員提出議案第３号、旧姓の通称使用を拡大する法制度の創設を求める意見書に対する反対討論を行います。

世界経済フォーラムが公表している日本のジェンダーギャップ指数は、2024年で146か国中118位と極めて立ち後れています。その象徴として夫婦で同じ姓を名のることが強制され、別姓が選択できないことがあります。

国連の女性差別撤廃委員会は、日本に対して繰り返し選択的夫婦別姓制度を導入するよう求めています。

しかし、日本政府は、この求めに応じようとせず、その合理的な理由すら示していません。2018年に外務省が国連から受け取った文書に至っては、日本語訳もせず、担当の内閣府男女共同参画局にも送らないまま数年間放置されていたことも明らかになりました。

このような政府の姿勢は、日本に対する国際社会の信頼を低下させるとともに、ジェンダーギャップによる当事者の不利益や日本社会の後進性を放置するものです。

国際的には、夫婦同姓としていた国が次々と法改正を実施し、現在、婚姻時に夫婦同姓しか選択できない国は日本のみとなっています。

このようなことから、昨年、2024年10月には、女性差別撤廃条約に基づく国連女性差別撤廃委員会から再度の選択的夫婦別姓制度を導入するよう勧告を受けています。

一方、経団連では、国際競争が厳しくなる中、企業のレジリエンスを高める上で必要なＤＥＩ、ダイバーシティー、多様性、エクイティー、公平性、インクルージョン、包摂性、この頭文字を取ってＤＥＩと言いますが、ＤＥＩはイノベーションの源泉であり、社会、経済のサステーナブルな成長に欠かせない要素であるとして、ＤＥＩの推進を通じたイノベーションを喚起し、各社の取組を加速する活動を展開しています。

とりわけ、人口の半分を占める女性のエンパワーメントにおいて、我が国は世界に大きく立ち後れており、取組の加速が急務とされています。

この状況を打破するため、2021年３月に、2030年まで女性役員比率30％以上を目指す2030年30％へのチャレンジを開始しています。

この中で、女性活躍を阻害する社会制度の課題に上げられているのが、婚姻時に夫婦いずれかの姓を選択しなければならない夫婦同氏制度です。

夫婦同氏制度は、ＤＥＩの本質に照らし、時代とともに変化し、多様化していく価値観や考え方、社会実態に合わせて、一人一人の選択肢を増やす観点からも見直しが必要とされています。

内閣府の世論調査でも、選択的夫婦別姓を導入してもいいという回答は、2012年に実施した際は35.3％で賛否が拮抗していましたが、2018年に公表した世論調査では、導入してよいと考える人は過去最高の42.5％となり、導入の必要はないという回答の29.3％を上回っています。

特に、若い女性で選択的夫婦別姓を望む声が大きくなっています。

旧姓使用は、以前と比べれば国内では定着してきましたが、国際的には通用しません。

例えば、研究者は、論文や特許の取得時に戸籍上の氏名が必須であり、婚姻により姓が変わることによって、キャリアの分断や不利益が生じています。同様に、国際機関で働く場合、公的な氏名での登録が求められるため、姓が変わると別人格

として扱われ、キャリアの分断や不利益が生じているからです。

また、海外へのビジネスや旅行時にはパスポートが必要ですが、パスポートには旧姓は併記されないために、出入国時の本人確認のトラブルが起きることや、セキュリティーが厳しくなる今日、公的施設や民間施設でもパスポート名とビジネスネームが違うことからゲート通過を拒否される事例が起きるなど、旧姓使用は世界では通用しません。

このような障壁がある中で、旧姓使用の国内法の整備をしても、これから世界で活躍していく日本女性の応援をできる社会を実現する観点から見れば、無駄な経費と時間をかけるだけだとしか言いようがありません。

意見書には「現行の戸籍法では出生後14日以内に氏名を届け出なければならないため、夫婦間の協議が整わなければ無戸籍児になるリスク」という記載がありますが、子供が生まれるまでには半年以上もかかるわけで、その間に夫婦間の協議を十分行う時間はあります。

また、親子別姓に問題があるような記載もありますが、夫婦別姓が認められている全ての国で、両親が別姓であることが理由で子に不利益が起こっているような事例があるのでしょうか。夫婦別姓が原因で家族が崩壊して同性に戻した国なども実在していません。一方で、日本では、夫婦、親子が同じ姓であっても崩壊している家庭は幾つも見られます。

家族みんな同じ姓だから絆を感じると考える人は、同様にすればいいわけですが、一方で、これまで生まれ育った家族と同じ姓にしておきたいと、これまでの家族との絆を大切にする人のことも考えていくべきです。

姓を変えることに抵抗を感じる人が婚姻をためらうことがないよう、夫婦同姓制度を維持するために旧姓使用を拡充するのではなく、夫婦別姓が選択できるように民法を変えるべきです。

そもそも、選択的夫婦別姓を望む当事者は、旧姓を公的書類に併記してもらいたいのではなく、根本的に生まれ持った氏名を旧姓になどせずに生きていきたいのです。

旧姓の通称使用に法的な根拠を持たせるよりも、選択的夫婦別姓で別姓に法的な根拠を持たせるほうが、費用面においても、運用面においても、これまで抱えてきた問題の解決につながります。

さて、３月８日は世界女性デーということは、議員各位御存じだと思いますが、当日の熊日新聞で、地域からジェンダー平等研究会が公表した47都道府県の男女平等を政治、行政、教育、経済の４分野で数値化した指数では、本県では、行政、経済の分野では改善しているものの、政治、教育の分野では男女間格差が大きいとして報道されました。

今回の意見書を県議会から提出することは、まさに政治の分野でジェンダー意識が低い議会ということを裏づけるようなものです。

女性の活躍を推進する立憲民主連合会派の立場としては、ジェンダー平等問題の根本的な解決に至らない法整備を求める意見書を熊本県議会から国に提出することには賛同できません。

議員各位におかれましては、熊本の女性が世界で活躍できるような社会づくりを思考していただき、この意見書提出に反対していただくことを切にお願い申し上げて、私の反対討論を終わります。

○議長（山口裕君）　髙井千歳さん。

〔髙井千歳さん登壇〕

○髙井千歳さん　参政党の髙井千歳です。

旧姓の通称使用を拡大する法制度の創設を求める意見書について、賛成の立場で討論させていただきます。

選択的夫婦別姓制度について、今国会で再び導入の是非が議論されています。しかし、議論を見る限り、夫や妻のアイデンティティーばかりに固執し、弱い立場にある子供への影響を軽んじ、子供の姓の扱いについて議論が足りないと言わざるを得ません。

選択的夫婦別姓制度の下で別姓を選択した夫婦の子供は、父か母どちらかの親と必然的に親子別姓となります。夫婦は互いが合意の下で別姓を選択するという権利を行使できますが、生まれてくる子供にとっては、一方の親との別姓を強制されることになります。

ちなみに、子供の姓を統一することなく、生まれるたびに夫婦どちらかの姓をつけるという案もありますが、親子別姓ばかりでなく、兄弟の姓もばらばらになるということになります。家族の姓が分かれることで、社会の最小単位である家族の一体感や絆が弱まり、特に親子が別姓となる場合には、疎外感を感じる子供が出てきてもおかしくありません。

令和３年12月の内閣府の調査によると、夫婦の名字、姓が違うことによる夫婦間の子供への影響の有無についてどのように思うかと尋ねたところ、69％の方が、夫婦の異なる姓が子供に好ましくない影響を与えると回答をしています。

また、最も喜ばしい子供の誕生時に、どちらかの姓を子供に付与するかをめぐって争いが生じる可能性もあります。子供の姓を、いつ、誰が決めるのか、決まらなかった場合どうするのかという問題も生じかねません。現行の戸籍法では、出生後14日以内に氏名を届けなければならないため、夫婦間の協議が整わなければ無戸籍児になるリスクもあります。

そもそも、今多くの国民が選択的夫婦別姓制度を望んでいるのかは疑問が残るところです。令和３年12月の内閣府による選択的夫婦別姓制度を導入することについての意識調査によると、夫婦同姓維持が27％、夫婦同姓維持の上で旧姓の通称使用についての法制度を設けるが42％、合わせて69％の方が夫婦同姓を支持しています。一方で、夫婦別姓導入は約29％にとどまっており、最近の世論調査でも、おおむね同様の結果となっております。

また、ある新聞社が今年初めに公開した全国の小学４年生以上を対象に実施し、中学生約1,800人、小学生約150人から回答を得た調査によると、夫婦別姓で両親や兄弟姉妹と違う名字になることの是非を子供たちに問うと、反対49％、賛成16％、親が決めたのなら仕方がないので賛成18％、よく分からない15％で、反対がほぼ半数を占める結果となっています。

選択的夫婦別姓を論じるに当たり、夫婦同姓は日本独自の制度だと指摘されることがあります。しかし、各国の多様な氏制度と同様に、日本の夫婦同姓制度も、その歴史や文化の一側面として尊重されるべきです。

そして、私たちが忘れてはならないのは、夫婦別姓制度の導入は、将来的に現行の戸籍制度の変質を招く可能性があるということです。専門家の指摘によれば、現行の戸籍制度では夫婦別姓に対応ができず、制度が導入されれば、将来的に戸籍制度そのものが崩壊するリスクがあるとのことです。我が国の戸籍制度は、世界でもまれであり、身分の法的安定性を確保する重要な役割を果たしています。治安や社会全体の安定という面においても慎重に議論すべきです。

一方で、夫婦別姓を導入すべき理由の一つとし

て、仕事上の姓と戸籍上の姓の不一致による不利益や仕事上のリスクが上げられます。しかし、この問題を解決するために、拙速に夫婦別姓を導入する必要はなく、まずは旧姓使用の具体的な法整備を進めるべきです。

内閣府男女共同参画局によれば、令和６年６月の時点で、320の国家資格、免許などのうち、317で資格取得時から旧姓が使用できるようになっています。残る３つの資格も、資格取得後に姓を変えた場合、旧姓使用ができるとなっており、旧姓使用ができないものはゼロとなっております。マイナンバーカード、運転免許証、パスポートも既に旧姓併記ができるようになっています。

しかしながら、法律の整備が十分でないため、民間資格や金融機関での手続で不便を感じる方もいらっしゃるようです。

以上の背景を踏まえますと、国としては、現時点では弊害の多い選択的夫婦別姓を拙速に導入するのではなく、旧姓を希望する人々の利便性を確保しつつ、より現実的な解決策を講じるべきだと考えます。

議員各位におかれましても、よろしく御賛同賜りますようお願いを申し上げまして、旧姓の通称使用を拡大する法制度の創設を求める意見書について、賛成の立場での討論を終わらせていただきます。

○議長（山口裕君）　以上で通告による討論は終了いたしました。

これをもって討論を終結いたします。

これよりまず、議員提出議案第１号、第２号及び第４号を一括して採決いたします。

原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口裕君）　御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第１号外２件は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議員提出議案第３号を起立または挙手により採決いたします。

原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立または挙手を求めます。

〔賛成者起立または挙手〕

○議長（山口裕君）　起立または挙手多数と認めます。よって、議員提出議案第３号は、原案のとおり可決いたしました。

委員会提出議案の上程（第１号及び第２号）

○議長（山口裕君）　次に、お諮りいたします。

委員会提出議案第１号及び第２号が提出されましたので、この際、これを日程に追加し、一括して議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口裕君）　御異議なしと認めます。よって、委員会提出議案第１号及び第２号を日程に追加し、一括して議題とすることに決定いたしました。

委員会提出議案第１号及び第２号を一括して議題といたします。

委員会提出議案第１号

熊本県議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第２項の規定により提出します。

令和７年３月19日提出

提出者　議会運営委員会

委員長　　内　野　幸　喜

熊本県議会議長　山　口　　裕　様

熊本県議会会議規則の一部を改正する規則

熊本県議会会議規則（平成３年熊本県議会会議規則第１号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「出産」の次に「(配偶者の出産を含む。)」を、「介護」の次に「、看護」を加える。

第９９条中「議場」の次に「及び傍聴席」を加える。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

（提案理由）

今後、議会における多様な人材の参画を推進していくに当たり、会議の欠席事由を追加する等関係規定を整備する必要がある。

これが、この規則案を提出する理由である。

委員会提出議案第２号

地方消費者行政に対する財政支援(交付金等)の継続・拡充を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第２項の規定により提出します。

令和７年３月19日提出

提出者　経済環境常任委員会

委員長　　西　山　宗　孝

熊本県議会議長　山　口　　裕　様

地方消費者行政に対する財政支援(交付金等)の継続・拡充を求める意見書

消費者被害・トラブル額は、令和５年１年間で約8.8兆円と言われている。

これらの消費者被害を防止・救済するためには、相談体制を確保することをはじめとした地方消費者行政の継続・強化が非常に重要である。全ての地域において専門の相談員による相談を受けられる体制を確保するためにも、地方公共団体が消費者行政を推進していくことが喫緊の課題となっている。

そのためには、地方消費者行政に係る経費について、将来にわたり、継続して国が担っていくことが不可欠である。しかしながら、現在の国の交付金制度において、地方公共団体が消費生活相談員の人件費等に活用している地方消費者行政強化交付金の推進事業分には活用期限があり、実際、既に一部の地方公共団体では活用期限を迎えたことにより体制の縮小を余儀なくされていると聞く。また、当県内市町村を始め、多くの地方公共団体で令和７年度末に活用期限を迎えることは大きな課題である。このままでは消費生活相談員の配置ができなくなる等、地方消費者行政が後退するおそれがある。さらに、消費者教育や啓発、高齢者等の消費者被害防止のための見守りネットワーク活動、適格消費者団体等に対する活動支援、多重債務者へのセーフティネット貸付を含む生活再生支援等の高度・専門的な消費者問題に対応する先駆的取組等、地方消費者行政が交付金を活用して行ってきた取組が衰退するおそれがある。

このことは、地方公共団体だけの問題ではない。地方支分局を持たない消費者庁が全国的に消費者政策を展開させるためには、地方公共団体が消費者行政を行う必要があり、地方消費者行政の後退や衰退は、国民生活の安定が脅かされることにつながるものである。

よって、国におかれては、国民生活の安定の基礎を担っている地方消費者行政を安定的に推進させるために、地方消費者行政に対し必要な財源措置を行うよう下記の事項について強く要望する。

記

１　国において、地方消費者行政を安定的に推進させるための恒久的な財源措置(消費生活相談員人件費に活用できる新たな制度の創設を含む。)を行うこと。恒久的な財源措置制度創設までの間は、地方消費者行政強化交付金(推進事業分)の活用期限の撤廃又は延長もしくは相当の予算措置を行うこと。

２　消費者教育・啓発、高齢者等の消費者被害防止のための見守りネットワーク活動、適格消費者団体等に対する活動支援、高度・専門的な消費者問題対応等の先駆的取組等、地方公共団体が地方消費者行政強化交付金(推進事業分)を活用して行ってきた取組が後退・衰退することがないよう、国において、新たな財政措置を行うこと。新たな財政措置制度創設までの間は、地方消費者行政強化交付金(推進事業分)の活用期限の撤廃又は延長もしくは相当の予算措置を行うこと。

３　１及び２に当たっては、既に活用期限を迎えた地方公共団体に対する配慮を十分に行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和　年　月　日

熊本県議会議長　山　口　　裕

衆　議　院　議　長　額　賀　福志郎　様
参　議　院　議　長　関　口　昌　一　様
内　閣　総　理　大　臣　石　破　　茂　様
財　　務　　大　　臣　加　藤　勝　信　様
内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全)　伊　東　良　孝　様

○議長(山口裕君)　お諮りいたします。

ただいま議題といたしました議案に対する提出者の説明は省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山口裕君)　御異議なしと認めます。よって、議案に対する提出者の説明は省略することに決定いたしました。

これより質疑に入りますが、ただいままで通告はありません。よって、質疑なしと認めます。

次に、討論に入りますが、ただいままで通告はありません。よって、討論なしと認めます。

これより、委員会提出議案第１号及び第２号を一括して採決いたします。

原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山口裕君)　御異議なしと認めます。よって、委員会提出議案第１号外１件は、原案のとおり可決いたしました。

○議長(山口裕君)　昼食のため、午後１時まで休憩いたします。

午前11時46分休憩

午後０時58分開議

○副議長(髙木健次君)　休憩前に引き続き会議を開きます。

議長辞職の件

○副議長(髙木健次君)　次に、お諮りいたします。

議長山口裕君から議長の辞職願が提出されましたので、この際、議長辞職の件を日程に追加し、議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(髙木健次君)　御異議なしと認めます。よって、議長辞職の件を日程に追加し、議題とす

ることに決定いたしました。

議長辞職の件を議題といたします。

この際、地方自治法第117条の規定に基づき、除斥が必要でありますので、しばらく山口裕君の退場を求めます。

〔山口裕君退場〕

○副議長（髙木健次君）　ただいまから、議長の辞職願を事務局長に朗読させます。

○事務局長（波村多門君）

辞　　職　　願

私儀

今般一身上の都合により議長の職を辞任いたしたいのでお聞き届けの上お許しくださるようお願いいたします

令和７年３月19日

熊本県議会議長　山　口　　裕

熊本県議会副議長　殿

○副議長（髙木健次君）　お諮りいたします。

山口裕君の議長の辞職を許可することに賛成の諸君の起立または挙手を求めます。

〔賛成者起立または挙手〕

○副議長（髙木健次君）　起立または挙手多数と認めます。よって、山口裕君の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

山口裕君の入場を求めます。

〔山口裕君入場〕

○副議長（髙木健次君）　この際、前議長山口裕君から退任の御挨拶があります。

山口裕君。

〔山口裕君登壇〕

○山口裕君　私の辞職願を御承認賜り、誠にありがとうございました。退任に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

昨年の３月４日、第93代議長に就任して以来本日まで、職務を全うすることができましたのは、ひとえに、髙木副議長、先輩議員、同僚議員の皆様、議会事務局の皆様、そして、昨年４月に就任された木村知事並びに執行部の皆様の御協力のおかげであり、心から感謝申し上げます。誠にありがとうございました。

私の議長就任は、16年ぶりに県のトップが交代する、そして、４月には木村知事が就任し、県政のかじ取りをスタートされる、本県にとって大変重要な時期での就任となりました。

令和２年７月豪雨からの復旧、復興と緑の流域治水の推進はもちろん、球磨川水系河川整備計画に基づく復興をはじめ、様々な取組が前進するよう、木村知事をはじめとする執行部と議論を重ねてまいりました。

また、熊本都市圏の渋滞対策については、十分とは言えないにも、一定の成果をお示しすることができましたが、半導体関連産業の集積への対応や地下水保全の取組をはじめ、空港アクセス鉄道、水俣病対策や有明海、八代海の再生、さらには、地方創生の取組など、県政にとっての重要課題は山積しております。

この１年を振り返り、改めて議長の経験を通じて感じましたことは、100年に１度のビッグチャンスを真に実現させるためには、そして熊本の未来の可能性を大きく広く伸長させるには、これまで以上の取組が必要であると考えます。

産学官金、そして県民の皆様と一体となって、国家戦略として日本国の新たな仕組みをふるさと熊本から描く、そんな取組が必要だと思いますし、その気概を持って、木村知事には、今後も果敢に挑戦して県政運営に当たっていただきたいと思うところです。

今後は、一議員として全力で職務を遂行してまいりますので、引き続き御指導を賜りますようお

願い申し上げ、退任に当たっての御挨拶といたします。

本当にありがとうございました。（拍手）

議長選挙の件

○副議長（髙木健次君）　次に、お諮りいたします。

ただいまの議長の辞職に伴い、議長の職が欠員となりましたので、この際、議長選挙の件を日程に追加し、直ちにこれを行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（髙木健次君）　御異議なしと認めます。よって、議長選挙の件を日程に追加し、直ちにこれを行うことに決定いたしました。

これより議長の選挙を行います。

ただいまから議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○副議長（髙木健次君）　ただいまの出席議員数は48人であります。

会議規則第31条第２項の規定により、立会人に中村亮彦君、前田憲秀君を指名いたします。

ただいまから投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○副議長（髙木健次君）　投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（髙木健次君）　配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○副議長（髙木健次君）　異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

ただいまから点呼を命じます。

〔氏名点呼〕

〔各員投票〕

○副議長（髙木健次君）　投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（髙木健次君）　投票漏れなしと認めます。

以上で投票を終了いたします。

ただいまから開票を行います。

立会人の立会いを願います。

〔開票〕

○副議長（髙木健次君）　これより選挙の結果を事務局長に報告させます。

○事務局長（波村多門君）

選挙結果報告

投票総数　48票

有効投票　48票

無効投票　０票

有効投票中

髙　野　洋　介　君　43票

西　聖　一　君　５票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は12.00票であります。

○副議長（髙木健次君）　ただいまの報告のとおり髙野洋介君が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○副議長（髙木健次君）　ただいま議長に当選されました髙野洋介君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第２項の規定による告知をいたします。髙野洋介君、御承諾願います。

議長選挙投票者の氏名

星野愛斗君	髙井千歳さん
住永栄一郎君	亀田英雄君
幸村香代子君	杉嶌ミカさん
立山大二朗君	斎藤陽子さん
堤　泰之君	本田雄三君
岩田智子君	南部隼平君
前田敬介君	坂梨剛昭君
荒川知章君	城戸　淳君
西村尚武君	池永幸生君
竹﨑和虎君	吉田孝平君
中村亮彦君	髙島和男君
増永慎一郎君	前田憲秀君
松村秀逸君	岩本浩治君
西山宗孝君	河津修司君
楠本千秋君	橋口海平君
緒方勇二君	髙野洋介君
内野幸喜君	山口　裕君
岩中伸司君	城下広作君
西　聖一君	鎌田　聡君
渕上陽一君	坂田孝志君
溝口幸治君	池田和貴君
吉永和世君	松田三郎君
藤川隆夫君	岩下栄一君
前川　收君	髙木健次君

○副議長（髙木健次君）　ただいまから議長の御挨拶があります。

髙野洋介君。

〔髙野洋介君登壇〕

○髙野洋介君　議長就任に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

ただいま、議員各位多数の御推挙により、第94代議長に御選任いただきました。

議長という重責を担いますことは、誠に身に余る光栄であり、その責任の重さに、身の引き締まる思いでございます。

木村知事は、本定例会の冒頭、重要な３つのキーワード「世界に広がる」「人を育てる」「共に創る」と、その取組について表明されました。

知事が目指す「県民みんなが安心して笑顔になり、持続的で活力あふれる熊本」へとつながるよう、我々県議会議員も、しっかりと各地域や現場の声を吸い上げ、議会としての存在感を発揮し、これからの熊本を共につくっていかなければなりません。

もとより大変微力ではございますが、県民の皆様の負託に応えることができますよう、誠実に議会運営に当たる所存でございます。議員各位並びに木村知事をはじめ執行部各位におかれましては、一層の御協力と御鞭撻を賜りますようお願いいたします。

最後に、円滑な議会運営に努めてこられました山口前議長の御功績と御労苦に深甚なる敬意と謝意を表しまして、簡単ではございますが、就任の挨拶といたします。

皆様、どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

〔副議長退席、議長着席〕

副議長辞職の件

○議長（髙野洋介君）　次に、お諮りいたします。

副議長髙木健次君から副議長の辞職願が提出されましたので、この際、副議長辞職の件を日程に追加し、議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙野洋介君）　御異議なしと認めます。よって、副議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

副議長辞職の件を議題といたします。

この際、地方自治法第117条の規定に基づき、除斥が必要でありますので、しばらく髙木健次君の退場を求めます。

〔髙木健次君退場〕

○議長（髙野洋介君）　ただいまから、副議長の辞職願を事務局長に朗読させます。

○事務局長（波村多門君）

辞　　職　　願

私儀

今般一身上の都合により副議長の職を辞任いたしたいのでお聞き届けの上お許しくださるようお願いいたします

令和７年３月19日

熊本県議会副議長　髙　木　健　次

熊本県議会議長　殿

○議長（髙野洋介君）　お諮りいたします。

髙木健次君の副議長の辞職を許可することに賛成の諸君の起立または挙手を求めます。

〔賛成者起立または挙手〕

○議長（髙野洋介君）　起立または挙手多数と認めます。よって、髙木健次君の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

髙木健次君の入場を求めます。

〔髙木健次君入場〕

○議長（髙野洋介君）　この際、前副議長髙木健次君から退任の御挨拶があります。

髙木健次君。

〔髙木健次君登壇〕

○髙木健次君　副議長退任に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

このたび、副議長の職を辞任することにつきまして御承認をいただき、ありがとうございます。

昨年３月４日に第102代副議長に就任して以来、山口前議長の補佐役として、議会運営に携わる機会を得ましたことは、私にとって大変貴重な経験となりました。

また、木村新知事による新たな県政のスタートに、執行部との両輪を担う議会のかじ取りに、微力ながらも戮力協心できましたことは、この上ない光栄なことでございました。

これも、議員各位の御支援並びに執行部の皆様の御協力のおかげであり、深く感謝を申し上げます。

今後も、木村県政が掲げるくまもと新時代に向け、執行部とともに熊本の未来をつくるべく、精いっぱい努力してまいります。

皆様方には、変わらぬ御指導を賜りますよう心からお願いを申し上げまして、退任の挨拶といたします。

誠にありがとうございました。（拍手）

副議長選挙の件

○議長（髙野洋介君）　次に、お諮りいたします。

ただいまの副議長の辞職に伴い、副議長の職が欠員となりましたので、この際、副議長選挙の件を日程に追加し、直ちにこれを行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙野洋介君）　御異議なしと認めます。よって、副議長選挙の件を日程に追加し、直ちにこれを行うことに決定いたしました。

これより副議長の選挙を行います。

ただいまから議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（髙野洋介君）　ただいまの出席議員数は48人であります。

会議規則第31条第２項の規定により、立会人に中村亮彦君、前田憲秀君を指名いたします。

ただいまから投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（髙野洋介君）　投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙野洋介君）　配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（髙野洋介君）　異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

ただいまから点呼を命じます。

〔氏名点呼〕

〔各員投票〕

○議長（髙野洋介君）　投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙野洋介君）　投票漏れなしと認めます。

以上で投票を終了いたします。

ただいまから開票を行います。

立会人の立会いを願います。

〔開票〕

○議長（髙野洋介君）　これより選挙の結果を事務局長に報告させます。

○事務局長（波村多門君）

選挙結果報告

投票総数　48票

有効投票　48票

無効投票　０票

有効投票中

緒方勇二君　39票

岩田智子君　５票

城下広作君　３票

橋口海平君　１票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は12.00票であります。

○議長（髙野洋介君）　ただいまの報告のとおり緒方勇二君が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（髙野洋介君）　ただいま副議長に当選されました緒方勇二君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第２項の規定による告知をいたします。緒方勇二君、御承諾願います。

副議長選挙投票者の氏名

星野愛斗君	髙井千歳さん
住永栄一郎君	亀田英雄君
幸村香代子君	杉嶌ミカさん
立山大二朗君	斎藤陽子さん
堤　泰之君	本田雄三君
岩田智子君	南部隼平君
前田敬介君	坂梨剛昭君
荒川知章君	城戸　淳君
西村尚武君	池永幸生君
竹﨑和虎君	吉田孝平君
中村亮彦君	髙島和男君
増永慎一郎君	前田憲秀君
松村秀逸君	岩本浩治君
西山宗孝君	河津修司君
楠本千秋君	橋口海平君
緒方勇二君	髙木健次君
内野幸喜君	山口　裕君
岩中伸司君	城下広作君
西　聖一君	鎌田　聡君
渕上陽一君	坂田孝志君
溝口幸治君	池田和貴君
吉永和世君	松田三郎君
藤川隆夫君	岩下栄一君
前川　收君	髙野洋介君

○議長（髙野洋介君）　ただいまから副議長の御挨拶があります。

緒方勇二君。

〔緒方勇二君登壇〕

○緒方勇二君　副議長就任に当たり、一言御挨拶申し上げます。

ただいまの副議長選挙におきまして、議員各位多数の御推挙により、第103代副議長に御選任いただきました。身に余る光栄であり、心から御礼を申し上げます。

もとより微力ではございますが、髙野議長の補佐役として、県民の皆様の負託に応えることができるよう、誠心誠意その責務を全うする所存であります。

議員各位並びに木村知事をはじめ執行部各位におかれましては、一層の御指導と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、円滑な議会運営に努めてこられました山口前議長、髙木前副議長の御功績に対し、心からの敬意と感謝を表しまして、簡単ではございますが、就任の御挨拶といたします。

何とぞよろしくお願い申し上げます。（拍手）

日程第４　常任委員の改選

○議長（髙野洋介君）　次に、日程第４、常任委員の改選を行います。

常任委員の選任については、委員会条例第５条第１項の規定により、議席に配付の選任一覧表のとおり指名いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙野洋介君）　御異議なしと認めます。よって、常任委員は、議席に配付の選任一覧表のとおり選任することに決定いたしました。

〔選任一覧表は付録に掲載〕

日程第５　議会運営委員の改選

○議長（髙野洋介君）　次に、日程第５、議会運営委員の改選を行います。

議会運営委員の選任については、委員会条例第５条第１項の規定により、議席に配付の選任一覧表のとおり指名いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙野洋介君）　御異議なしと認めます。よって、議会運営委員は、議席に配付の選任一覧表のとおり選任することに決定いたしました。

〔選任一覧表は付録に掲載〕

〔議長退席、副議長着席〕

特別委員辞任の件

○副議長（緒方勇二君）　次に、お諮りいたします。

髙野洋介君から地域活力創生特別委員を辞任したい旨の申出があっておりますので、この際、委員会条例第10条の２の規定により、特別委員辞任の件を日程に追加し、議題といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（緒方勇二君）　御異議なしと認めます。よって、特別委員辞任の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

特別委員辞任の件を議題といたします。

お諮りいたします。

髙野洋介君の地域活力創生特別委員の辞任を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（緒方勇二君）　御異議なしと認めます。よって、髙野洋介君の地域活力創生特別委員の辞

任を許可することに決定いたしました。

常任委員辞任の件

○副議長（緒方勇二君）　次に、お諮りいたします。

髙野洋介君から、委員会条例第９条の規定により、総務常任委員を辞任したい旨の申出があっておりますので、この際、常任委員辞任の件を日程に追加し、議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（緒方勇二君）　御異議なしと認めます。よって、常任委員辞任の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

常任委員辞任の件を議題といたします。

お諮りいたします。

髙野洋介君の総務常任委員の辞任を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（緒方勇二君）　御異議なしと認めます。よって、髙野洋介君の総務常任委員の辞任を許可することに決定いたしました。

〔副議長退席、議長着席〕

日程第６　特別委員の所属変更及び選任の件

○議長（髙野洋介君）　次に、日程第６、特別委員の所属変更及び選任の件を議題といたします。

お諮りいたします。

各特別委員の所属変更及び選任については、委員会条例第５条第１項及び第３項の規定により、議席に配付の特別委員所属変更及び選任一覧表のとおり、それぞれ所属変更及び選任をいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙野洋介君）　御異議なしと認めます。よって、各特別委員は、議席に配付の特別委員所属変更及び選任一覧表のとおり決定いたしました。

〔特別委員所属変更及び選任一覧表は付録に掲載〕

日程第７　有明海自動車航送船組合議会議員の選挙

○議長（髙野洋介君）　次に、日程第７、有明海自動車航送船組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第２項の規定により、議長の指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙野洋介君）　御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、議長の指名推選によることに決定いたしました。

ただいまから指名いたします。

同組合議会議員に

城　下　広　作　君　　内　野　幸　喜　君

竹　﨑　和　虎　君　　城　戸　　淳　君

以上４人を指名し、当選人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙野洋介君）　御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました４人の諸君が当選人と決定いたしました。

ただいま当選されました諸君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第２項の規定による告知をいたします。城下広作君、内野幸喜君、竹﨑和虎君、城戸淳君、御承諾願います。

指定都市都道府県調整会議の構成員の選挙の件

○議長（髙野洋介君）　次に、お諮りいたします。

議会選出の指定都市都道府県調整会議の構成員

の辞職に伴い、地方自治法第252条の21の２第３項第６号の規定に基づき、同会議の構成員１人の選出について、知事から依頼があっておりますので、この際、指定都市都道府県調整会議の構成員の選挙の件を日程に追加し、議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙野洋介君）　御異議なしと認めます。よって、指定都市都道府県調整会議の構成員の選挙の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

指定都市都道府県調整会議の構成員の選挙の件を議題といたします。

これより同会議の構成員の選挙を行います。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第２項の規定により、議長の指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙野洋介君）　御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、議長の指名推選によることに決定いたしました。

ただいまから指名いたします。

同会議の構成員に髙野洋介を指名し、当選人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙野洋介君）　御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました髙野洋介が当選人と決定いたしました。

○議長（髙野洋介君）　この際、常任委員、特別委員及び議会運営委員の改選等に伴い、各委員会の委員長及び副委員長互選のため、しばらく休憩いたします。

午後１時48分休憩

午後２時14分開議

○議長（髙野洋介君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（髙野洋介君）　ただいまの常任委員会、特別委員会及び議会運営委員会の委員長及び副委員長の互選の結果は、議席に配付の各委員会構成一覧表のとおりであります。

〔各委員会構成一覧表は付録に掲載〕

○議長（髙野洋介君）　以上で本日の日程及び会期日程の全部を終了いたしました。

これをもって令和７年２月熊本県議会定例会を閉会いたします。

午後２時15分閉会

○議長（髙野洋介君）　本議会の閉会に当たり、議長として一言御挨拶を申し上げます。

本日をもちまして２月定例会も滞りなく無事に全日程を終了することができました。これもひとえに、山口前議長、髙木前副議長の円滑な議会運営はもとより、議員各位並びに木村知事をはじめとする執行部の皆様の御理解と御協力のたまものであり、緒方副議長共々、心から感謝申し上げます。

本定例会では、令和７年度当初予算をはじめ、本県独自の物価高騰対策、賃上げ環境の整備や渋滞・交通アクセス対策の推進など、国の経済対策に呼応した令和６年度補正予算、各種条例案件など、多数の議案が議決されました。

まずは、知事が県政の最優先事項として掲げる令和２年７月豪雨からの復旧、復興と緑の流域治水の取組を着実に力強く進めていかなければなりません。

加えて、半導体関連産業の集積に伴う波及効果

を県全体へと広げることはもとより、交通渋滞の解消や地下水保全の推進をはじめ、空港アクセス鉄道や水俣病対策、さらには、地方創生などの重要課題についても、引き続き取り組んでいく必要があります。

執行部におかれましては、本会議や各委員会での議論を踏まえ、しっかりと関係施策を推し進め、期待される成果を上げられますよう切望するものであります。

今回の当初予算は、木村知事就任後初となる予算編成であり、くまもと新時代共創基本方針に掲げた４つの柱に沿った知事の強い決意が籠もった予算となりました。

就任２年目となる来年度は、知事が熊本に感じたという日本一の伸び代を引き出す、その将来性や可能性を形にしていく重要な年になります。

県議会といたしましても「世界に広がる」「人を育てる」「共に創る」この３つをキーワードとした取組の積み重ねにより、熊本がさらなる発展を遂げることができるよう、執行部とともに様々な課題に精いっぱい取り組んでまいります。

議員各位におかれましては、さらなる県政発展のため、より一層の御尽力と御協力を心からお願い申し上げます。

そして、今年度末をもって退職される職員の皆様におかれましては、長年にわたる県政発展への御尽力に対し、この場をお借りしまして深く敬意を表します。今後は、それぞれのお立場で本県発展のためにお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、議員各位並びに執行部の皆様の御健勝と御活躍を御祈念申し上げまして、閉会の挨拶といたします。

どうもありがとうございました。（拍手）

午後２時19分

付　　録

熊本県議会常任委員会委員選任一覧表

（令和７．３．19）

委員会名	総　務	厚　生	経済環境	農林水産	建　設	教育警察
定　数	9	8	8	8	8	8
委　員	池田和貴 西　聖一 渕上陽一 髙野洋介 増永慎一郎 橋口海平 中村亮彦 前田敬介 堤　泰之	岩下栄一 藤川隆夫 内野幸喜 岩本浩治 岩田智子 荒川知章 亀田英雄 立山大二朗	岩中伸司 松田三郎 鎌田　聡 髙木健次 髙島和男 吉田孝平 南部隼平 髙井千歳	前川　収 城下広作 山口　裕 河津修司 松村秀逸 池永幸生 西村尚武 幸村香代子	吉永和世 坂田孝志 楠本千秋 西山宗孝 城戸　淳 本田雄三 住永栄一郎 斎藤陽子	溝口幸治 緒方勇二 前田憲秀 竹﨑和虎 坂梨剛昭 杉嶌ミカ 星野愛斗
備　考						欠１

熊本県議会議会運営委員会
委　員　選　任　一　覧　表

（令和７．３．19）

定　　数	12　人
委員	前　川　　収
	藤　川　隆　夫
	城　下　広　作
	松　田　三　郎
	吉　永　和　世
	池　田　和　貴
	溝　口　幸　治
	坂　田　孝　志
	西　　聖　一
	山　口　　裕
	髙　木　健　次
	橋　口　海　平
備　　考	

熊本県議会特別委員会委員所属変更及び選任一覧表

（令和７．３．19）

委員会名	高速交通ネットワーク整備推進	備　考	海の再生及び環境対策	備　考	地域活力創生	備　考
定　数	16		16		16	
委　員	前川　収	留任	岩下栄一	留任	松田三郎	留任
	岩中伸司	(旧地域)	城下広作	(旧地域)	溝口幸治	〃
	藤川隆夫	留任	吉永和世	留任	西　聖一	〃
	鎌田　聡	〃	坂田孝志	〃	渕上陽一	〃
	池田和貴	〃	山口　裕	選任	内野幸喜	(旧海環)
	髙木健次	〃	楠本千秋	(旧高速)	増永慎一郎	(旧高速)
	前田憲秀	(旧海環)	西山宗孝	留任	緒方勇二	(　〃　)
	橋口海平	(　〃　)	吉田孝平	〃	河津修司	(旧海環)
	松村秀逸	(旧地域)	竹﨑和虎	〃	岩本浩治	留任
	髙島和男	留任	西村尚武	〃	岩田智子	〃
	中村亮彦	〃	荒川知章	〃	池永幸生	〃
	城戸　淳	(旧地域)	前田敬介	(旧地域)	本田雄三	(旧高速)
	坂梨剛昭	留任	堤　泰之	(　〃　)	亀田英雄	(旧海環)
	南部隼平	〃	幸村香代子	留任	斎藤陽子	(旧高速)
	立山大二朗	(旧地域)	住永栄一郎	(旧高速)	髙井千歳	(旧海環)
	星野愛斗	留任	杉嶌ミカ	(旧地域)		
備　考					欠１	

熊本県議会各委員会構成一覧表（常任委員会・議会運営委員会）

（令和７．３．19）

委員会名	総　務	厚　生	経済環境	農林水産	建　設	教育警察	議会運営
定　数	9	8	8	8	8	8	12
委員長	中村亮彦	岩本浩治	髙島和男	河津修司	西山宗孝	竹﨑和虎	髙木健次
副委員長	前田敬介	荒川知章	南部隼平	池永幸生	城戸　淳	坂梨剛昭	橋口海平
委　員	池田和貴 西　聖一 渕上陽一 増永慎一郎 橋口海平 堤　泰之	岩下栄一 藤川隆夫 内野幸喜 岩田智子 亀田英雄 立山大二朗	岩中伸司 松田三郎 鎌田　聡 髙木健次 吉田孝平 髙井千歳	前川　收 城下広作 山口　裕 松村秀逸 西村尚武 幸村香代子	吉永和世 坂田孝志 楠本千秋 本田雄三 住永栄一郎 斎藤陽子	溝口幸治 緒方勇二 前田憲秀 杉嶌ミカ 星野愛斗	前川　收 藤川隆夫 城下広作 松田三郎 吉永和世 池田和貴 溝口幸治 坂田孝志 西　聖一 山口　裕
備　考	欠１					欠１	

熊本県議会特別委員会構成一覧表

（令和７．３．19）

委員会名	高速交通ネットワーク整備推進	海の再生及び環境対策	地域活力創生
定　　数	16	16	16
委員長	橋口海平	楠本千秋	内野幸喜
副委員長	松村秀逸	吉田孝平	岩本浩治
委　　員	前川　　収 岩中伸司 藤川隆夫 鎌田　　聡 池田和貴 髙木健次 前田憲秀 髙島和男 中村亮彦 城戸　　淳 坂梨剛昭 南部隼平 立山大二朗 星野愛斗	岩下栄一 城下広作 吉永和世 坂田孝志 山口　　裕 西山宗孝 竹﨑和虎 西村尚武 荒川知章 前田敬介 堤　　泰之 幸村香代子 住永栄一郎 杉嶌ミカ	松田三郎 溝口幸治 西　　聖一 渕上陽一 増永慎一郎 緒方勇二 河津修司 岩田智子 池永幸生 本田雄三 亀田英雄 斎藤陽子 髙井千歳
備　　考			欠　1

令和７年２月定例会議案議決件名一覧表

議案番号	件名	議決月日
知事提出議案　第　1　号	令和６年度熊本県一般会計補正予算(第８号)	２月28日 原案可決
〃　第　2　号	令和６年度熊本県中小企業振興資金特別会計補正予算(第１号)	〃
〃　第　3　号	令和６年度熊本県収入証紙特別会計補正予算(第１号)	〃
〃　第　4　号	令和６年度熊本県立高等学校実習資金特別会計補正予算(第１号)	〃
〃　第　5　号	令和６年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算(第４号)	〃
〃　第　6　号	令和６年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計補正予算(第３号)	〃
〃　第　7　号	令和６年度熊本県用地先行取得事業特別会計補正予算(第１号)	〃
〃　第　8　号	令和６年度熊本県育英資金等貸与特別会計補正予算(第２号)	〃
〃　第　9　号	令和６年度熊本県林業改善資金特別会計補正予算(第１号)	〃
〃　第　10　号	令和６年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算(第１号)	〃
〃　第　11　号	令和６年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計補正予算(第２号)	〃
〃　第　12　号	令和６年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計補正予算(第１号)	〃
〃　第　13　号	令和６年度熊本県公債管理特別会計補正予算(第１号)	〃
〃　第　14　号	令和６年度熊本県国民健康保険事業特別会計補正予算(第２号)	〃
〃　第　15　号	令和６年度熊本県下水道事業会計補正予算(第３号)	〃
〃　第　16　号	令和６年度熊本県電気事業会計補正予算(第４号)	〃
〃　第　17　号	令和６年度熊本県工業用水道事業会計補正予算(第	

				２号)	２月28日 原案可決
知事提出議案	第	18	号	令和６年度熊本県有料駐車場事業会計補正予算(第２号)	〃
〃	第	19	号	令和６年度熊本県病院事業会計補正予算(第４号)	〃
〃	第	20	号	専決処分の報告及び承認について	２月28日 原案承認
〃	第	21	号	熊本県手数料条例等の一部を改正する条例の制定について	２月28日 原案可決
〃	第	22	号	工事請負契約の締結について	〃
〃	第	23	号	工事請負契約の締結について	〃
〃	第	24	号	工事請負契約の変更について	〃
〃	第	25	号	工事請負契約の変更について	〃
〃	第	26	号	工事請負契約の変更について	〃
〃	第	27	号	工事請負契約の締結について	〃
〃	第	28	号	工事請負契約の変更について	〃
〃	第	29	号	工事請負契約の変更について	〃
〃	第	30	号	工事請負契約の変更について	〃
〃	第	31	号	工事請負契約の締結について	〃
〃	第	32	号	専決処分の報告及び承認について	２月28日 原案承認
〃	第	33	号	専決処分の報告及び承認について	〃
〃	第	34	号	専決処分の報告及び承認について	〃
〃	第	35	号	専決処分の報告及び承認について	〃
〃	第	36	号	令和７年度熊本県一般会計予算	３月19日 原案可決
〃	第	37	号	令和７年度熊本県中小企業振興資金特別会計予算	〃
〃	第	38	号	令和７年度熊本県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算	〃
〃	第	39	号	令和７年度熊本県収入証紙特別会計予算	〃
〃	第	40	号	令和７年度熊本県立高等学校実習資金特別会計予算	〃
〃	第	41	号	令和７年度熊本県港湾整備事業特別会計予算	〃
〃	第	42	号	令和７年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計予算	〃
〃	第	43	号	令和７年度熊本県用地先行取得事業特別会計予算	〃
〃	第	44	号	令和７年度熊本県育英資金等貸与特別会計予算	〃
〃	第	45	号	令和７年度熊本県林業改善資金特別会計予算	〃

知事提出議案	第	46	号	令和７年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計予算	３月19日原案可決
〃	第	47	号	令和７年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計予算	〃
〃	第	48	号	令和７年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計予算	〃
〃	第	49	号	令和７年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計予算	〃
〃	第	50	号	令和７年度熊本県公債管理特別会計予算	〃
〃	第	51	号	令和７年度熊本県国民健康保険事業特別会計予算	〃
〃	第	52	号	令和７年度熊本県下水道事業会計予算	〃
〃	第	53	号	令和７年度熊本県電気事業会計予算	〃
〃	第	54	号	令和７年度熊本県工業用水道事業会計予算	〃
〃	第	55	号	令和７年度熊本県有料駐車場事業会計予算	〃
〃	第	56	号	令和７年度熊本県病院事業会計予算	〃
〃	第	57	号	熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	〃
〃	第	58	号	熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び熊本県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
〃	第	59	号	熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
〃	第	60	号	熊本県情報公開・個人情報保護審議会条例の一部を改正する条例の制定について	〃
〃	第	61	号	熊本県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例の制定について	〃
〃	第	62	号	熊本県税条例の一部を改正する条例の制定について	〃
〃	第	63	号	熊本県税災害減免条例の一部を改正する条例の制定について	〃
〃	第	64	号	熊本県税条例及び熊本県税災害減免条例の一部を改正する条例の制定について	〃
〃	第	65	号	熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正	

				する条例の制定について		３月19日 原案可決
知事提出議案	第	66	号	熊本県民生委員定数条例の一部を改正する条例の制定について		〃
〃	第	67	号	熊本県一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の制定について		〃
〃	第	68	号	熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について		〃
〃	第	69	号	熊本県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例等の一部を改正する条例の制定について		〃
〃	第	70	号	熊本県環境影響評価条例の一部を改正する条例の制定について		〃
〃	第	71	号	熊本県少年保護育成条例の一部を改正する条例の制定について		〃
〃	第	72	号	熊本県産業技術センター条例の一部を改正する条例の制定について		〃
〃	第	73	号	熊本産業展示場条例の一部を改正する条例の制定について		〃
〃	第	74	号	熊本県立劇場条例の一部を改正する条例の制定について		〃
〃	第	75	号	熊本県林業研究・研修センター条例の一部を改正する条例の制定について		〃
〃	第	76	号	熊本県阿蘇みんなの森条例の一部を改正する条例の制定について		〃
〃	第	77	号	熊本県特定都市河川浸水被害対策法施行条例の制定について		〃
〃	第	78	号	熊本県立高等学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について		〃
〃	第	79	号	熊本県警察職員定数条例の一部を改正する条例の制定について		〃
〃	第	80	号	熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について		〃
〃	第	81	号	財産の無償貸付けについて		〃

知事提出議案	第　82　号	財産の無償貸付けについて	３月19日 原案可決
〃	第　83　号	財産の無償貸付けについて	〃
〃	第　84　号	財産の処分について	〃
〃	第　85　号	財産の減額貸付けについて	〃
〃	第　86　号	熊本県産業成長ビジョンの改定について	〃
〃	第　87　号	包括外部監査契約の締結について	〃
〃	第　88　号	権利の放棄について	〃
〃	第　89　号	権利の放棄について	〃
〃	第　90　号	訴えの提起について	〃
〃	第　91　号	権利の放棄について	〃
〃	第　92　号	教育長の任命について	３月19日 原案同意
〃	第　93　号	監査委員の選任について	〃
〃	第　94　号	海区漁業調整委員会委員の任命について	〃
〃	第　95　号	海区漁業調整委員会委員の任命について	〃
〃	第　96　号	海区漁業調整委員会委員の任命について	〃
〃	第　97　号	海区漁業調整委員会委員の任命について	〃
〃	第　98　号	海区漁業調整委員会委員の任命について	〃
〃	第　99　号	海区漁業調整委員会委員の任命について	〃
〃	第　100　号	海区漁業調整委員会委員の任命について	〃
〃	第　101　号	海区漁業調整委員会委員の任命について	〃
〃	第　102　号	海区漁業調整委員会委員の任命について	〃
〃	第　103　号	海区漁業調整委員会委員の任命について	〃
〃	第　104　号	海区漁業調整委員会委員の任命について	〃
〃	第　105　号	海区漁業調整委員会委員の任命について	〃
〃	第　106　号	海区漁業調整委員会委員の任命について	〃
〃	第　107　号	海区漁業調整委員会委員の任命について	〃
〃	第　108　号	海区漁業調整委員会委員の任命について	〃
〃	第　109　号	海区漁業調整委員会委員の任命について	〃
〃	第　110　号	海区漁業調整委員会委員の任命について	〃
〃	第　111　号	海区漁業調整委員会委員の任命について	〃
〃	第　112　号	海区漁業調整委員会委員の任命について	〃
〃	第　113　号	海区漁業調整委員会委員の任命について	〃
〃	第　114　号	海区漁業調整委員会委員の任命について	〃

知事提出議案	第 115 号	海区漁業調整委員会委員の任命について	３月19日 原案同意
〃	第 116 号	海区漁業調整委員会委員の任命について	〃
〃	第 117 号	海区漁業調整委員会委員の任命について	〃
〃	第 118 号	海区漁業調整委員会委員の任命について	〃
〃	第 119 号	監査委員の選任について	〃
〃	第 120 号	監査委員の選任について	〃
議員提出議案	第 1 号	熊本県いぐさ・畳の振興に関する条例の制定について	３月19日 原案可決
〃	第 2 号	熊本県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
〃	第 3 号	旧姓の通称使用を拡大する法制度の創設を求める意見書	〃
〃	第 4 号	くまもと県産酒で乾杯条例のさらなる推進に関する決議	〃
委員会提出議案	第 1 号	熊本県議会会議規則の一部を改正する規則の制定について	３月19日 原案可決
〃	第 2 号	地方消費者行政に対する財政支援(交付金等)の継続・拡充を求める意見書	〃

令和７年２月定例会

議　長　諸　般　の　報　告

２月定例会における議長からの諸般の報告

第１　末松直洋君の退職の報告について

第２　会派所属構成人員変更の報告について

第１　末松直洋君の退職の報告について

県議会議員末松直洋君は、令和７年２月２日宇城市長選挙立候補に伴い退職されましたので報告します。

令和７年２月19日

熊本県議会議長　山口　裕

第２　会派所属構成人員変更の報告について

自由民主党熊本県議会議員団団長藤川隆夫君から会派所属議員異動届（２月３日届出）がありましたので、報告します。

自由民主党熊本県議会議員団構成人員　35人

（末松直洋君　退職のため）

令和７年２月19日

熊本県議会議長　山口　裕

令和７年２月熊本県議会定例会議案各委員会別一覧表
（令和６年度２月補正関係）

□ 総務委員会関係　（知事公室・総務部・企画振興部・出納局・議会事務局
選挙管理委員会・人事委員会事務局・監査委員事務局）

○議案第　１　号
令和６年度熊本県一般会計補正予算（第８号）……（　１　）
第１表　歳入歳出予算補正
歳入全部……（　２　）（事項別明細書　2）
歳　　出
１　議　会　費
１　議　会　費……（　６　）（　〃　79）
２　総務費のうち
１　総務管理費のうち……（　６　）（　〃　81）
２　企画費のうち……（　６　）（　〃　87）
３　徴　税　費……（　６　）（　〃　90）
４　市町村振興費……（　６　）（　〃　92）
５　選　挙　費……（　６　）（　〃　94）
６　防　災　費……（　６　）（　〃　95）
７　統計調査費……（　６　）（　〃　98）
８　人事委員会費……（　６　）（　〃　101）
９　監査委員費……（　６　）（　〃　103）
７　商工費のうち
１　商業費のうち……（　８　）（　〃　178）
２　工鉱業費のうち……（　８　）（　〃　182）
10　教育費のうち
１　教育総務費のうち……（　９　）（　〃　211）
６　大　学　費……（　９　）（　〃　227）
12　公債費のうち……（　10　）（　〃　241）
13　諸支出金のうち……（　10　）（　〃　242）
第２表　繰越明許費補正のうち……（　12　）
第３表　債務負担行為補正のうち……（　16　）（　〃　256）
第４表　地方債補正……（　24　）
○議案第　３　号
令和６年度熊本県収入証紙特別会計補正予算（第１号）……（　32　）（　〃　272）
○議案第　11　号
令和６年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計補正予算（第２号）……（　63　）（　〃　311）
○議案第　13　号
令和６年度熊本県公債管理特別会計補正予算（第１号）……（　71　）（　〃　320）
○議案第　20　号
専決処分の報告及び承認についてのうち……（　87　）
○議案第　21　号
熊本県手数料条例等の一部を改正する条例の制定について……（条　１　）

□ 厚生委員会関係　（健康福祉部・病院局）

○議案第　１　号
令和６年度熊本県一般会計補正予算（第８号）……（　１　）
第１表　歳入歳出予算補正
歳　　出
３　民生費のうち
１　社会福祉費のうち……（　６　）（事項別明細書 104）
２　児童福祉費のうち……（　７　）（　〃　113）
３　生活保護費……（　７　）（　〃　118）
４　災害救助費……（　７　）（　〃　120）
４　衛生費のうち
１　公衆衛生費……（　７　）（　〃　121）
２　環境衛生費のうち……（　７　）（　〃　125）
３　保 健 所 費……（　７　）（　〃　132）
４　医　薬　費……（　７　）（　〃　134）
10　教育費のうち
１　教育総務費のうち……（　９　）（　〃　211）
12　公債費のうち……（　10　）（　〃　241）
13　諸支出金のうち……（　10　）（　〃　242）
第２表　繰越明許費補正のうち……（　12　）
第３表　債務負担行為補正のうち……（　16　）（　〃　256）
○議案第　14　号
令和６年度熊本県国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）……（　75　）（　〃　325）
○議案第　19　号
令和６年度熊本県病院事業会計補正予算（第４号）‥（　86　）（　〃　374）
○報告第　１　号
専決処分の報告について……（条 17　）

□ 経済環境委員会関係　(環境生活部・商工労働部・観光文化部・企業局・労働委員会事務局)

○議案第　１　号
令和６年度熊本県一般会計補正予算（第８号）……(　１　)
第１表　歳入歳出予算補正
歳　　出
２　総務費のうち
１　総務管理費のうち……(　６　)(事項別明細書　81)
２　企画費のうち……(　６　)(　〃　87)
３　民生費のうち
１　社会福祉費のうち……(　６　)(　〃　104)
２　児童福祉費のうち……(　７　)(　〃　113)
４　衛生費のうち
２　環境衛生費のうち……(　７　)(　〃　125)
５　労　働　費
１　労　政　費……(　７　)(　〃　137)
２　職業訓練費……(　７　)(　〃　139)
３　労働委員会費……(　７　)(　〃　143)
６　農林水産業費のうち
１　農業費のうち……(　７　)(　〃　144)
４　林業費のうち……(　８　)(　〃　162)
７　商工費のうち
１　商業費のうち……(　８　)(　〃　178)
２　工鉱業費のうち……(　８　)(　〃　182)
３　観　光　費……(　８　)(　〃　187)
11　災害復旧費のうち
２　商工災害復旧費……(　９　)(　〃　237)
13　諸支出金のうち……(　10　)(　〃　242)
第２表　繰越明許費補正のうち……(　12　)
第３表　債務負担行為補正のうち……(　16　)(　〃　256)
○議案第　２　号
令和６年度熊本県中小企業振興資金特別会計補正予算（第１号）……(　28　)(　〃　265)
○議案第　12　号
令和６年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計補正予算（第１号）……(　66　)(　〃　314)
○議案第　16　号
令和６年度熊本県電気事業会計補正予算（第４号）‥(　81　)(　〃　347)
○議案第　17　号
令和６年度熊本県工業用水道事業会計補正予算（第２号)……(　83　)(　〃　357)
○議案第　18　号
令和６年度熊本県有料駐車場事業会計補正予算（第２号)……(　85　)(　〃　368)

□ 農林水産委員会関係　（農林水産部）

○議案第　１　号
令和６年度熊本県一般会計補正予算（第８号）……（　１　）
第１表　歳入歳出予算補正
歳　　出
６　農林水産業費のうち
１　農業費のうち……（　７　）（事項別明細書 144）
２　畜 産 業 費……（　７　）（　〃　154）
３　農地費のうち……（　８　）（　〃　158）
４　林業費のうち……（　８　）（　〃　162）
５　水産業費のうち……（　８　）（　〃　171）
11　災害復旧費のうち
３　農林水産業災害復旧費……（　９　）（　〃　235）
13　諸支出金のうち……（　10　）（　〃　242）
第２表　繰越明許費補正のうち……（　12　）
第３表　債務負担行為補正のうち……（　16　）（　〃　256）
○議案第　９　号
令和６年度熊本県林業改善資金特別会計補正予算
（第１号）……（　56　）（　〃　299）
○議案第　10　号
令和６年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計補正予
算（第１号）……（　60　）（　〃　306）
○議案第　22　号
工事請負契約の締結について……（条　３　）
○議案第　23　号
工事請負契約の締結について……（条　４　）
○議案第　24　号
工事請負契約の変更について……（条　５　）
○議案第　25　号
工事請負契約の変更について……（条　６　）
○議案第　26　号
工事請負契約の変更について……（条　７　）
○報告第　２　号
専決処分の報告について……（条 18　）
○報告第　３　号
専決処分の報告について……（条 19　）
○報告第　４　号
専決処分の報告について……（条 20　）
○報告第　５　号
専決処分の報告について……（条 21　）
○報告第　９　号
一般社団法人熊本県果実生産出荷安定基金協会の経
営状況を説明する書類の提出について……（条 25　）

□ 建設委員会関係　（土木部）

○議案第　１　号
令和６年度熊本県一般会計補正予算（第８号）……（　１　）
第１表　歳入歳出予算補正
歳　　出
４　衛生費のうち
２　環境衛生費のうち……（　７　）（事項別明細書 125）
６　農林水産業費のうち
３　農地費のうち……（　８　）（　〃　158）
５　水産業費のうち……（　８　）（　〃　171）
８　土　木　費
１　土木管理費……（　８　）（　〃　189）
２　道路橋りょう費……（　８　）（　〃　192）
３　河川海岸費……（　８　）（　〃　195）
４　港　湾　費……（　８　）（　〃　199）
５　都市計画費……（　８　）（　〃　201）
６　住　宅　費……（　８　）（　〃　204）
11　災害復旧費のうち
３　土木災害復旧費……（　９　）（　〃　238）
12　公債費のうち……（　10　）（　〃　241）
13　諸支出金のうち……（　10　）（　〃　242）
第２表　繰越明許費補正のうち……（　12　）
第３表　債務負担行為補正のうち……（　16　）（　〃　256）

○議案第　５　号
令和６年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算
（第４号）……（　37　）（　〃　277）
○議案第　６　号
令和６年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計補
正予算（第３号）……（　44　）（　〃　287）
○議案第　７　号
令和６年度熊本県用地先行取得事業特別会計補正予
算（第１号）……（　47　）（　〃　291）
○議案第　15　号
令和６年度熊本県下水道事業会計補正予算（第３号）
……（　79　）（　〃　337）
○議案第　27　号
工事請負契約の締結について……（条　８　）
○議案第　28　号
工事請負契約の変更について……（条　９　）
○議案第　29　号
工事請負契約の変更について……（条　10　）
○議案第　30　号
工事請負契約の変更について……（条　11　）
○議案第　31　号
工事請負契約の締結について……（条　12　）
○議案第　32　号
専決処分の報告及び承認について……（条　13　）
○議案第　33　号
専決処分の報告及び承認について……（条　14　）

○議案第　34　号
　専決処分の報告及び承認について……(条 15　)
○議案第　35　号
　専決処分の報告及び承認について……(条 16　)
○報告第　６　号
　専決処分の報告について……(条 22　)
○報告第　７　号
　専決処分の報告について……(条 23　)

□ 教育警察委員会関係　（教育委員会・警察本部）

○議案第　１　号
令和６年度熊本県一般会計補正予算（第８号）……（　１　）
第１表　歳入歳出予算補正
歳　出
９　警　察　費
１　警察管理費……（　９　）（事項別明細書 206）
２　警察活動費……（　９　）（　〃　210）
10　教育費のうち
１　教育総務費のうち……（　９　）（　〃　211）
２　小 学 校 費……（　９　）（　〃　217）
３　中 学 校 費……（　９　）（　〃　219）
４　高等学校費……（　９　）（　〃　221）
５　特殊支援学校費……（　９　）（　〃　225）
７　社会教育費……（　９　）（　〃　228）
８　保健体育費……（　９　）（　〃　233）
11　災害復旧費のうち
４　教育災害復旧費……（　10　）（　〃　240）
第２表　繰越明許費補正のうち……（　12　）
第３表　債務負担行為補正のうち……（　16　）（　〃　256）
○議案第　４　号
令和６年度熊本県立高等学校実習資金特別会計補正
予算（第１号）……（　35　）（　〃　276）
○議案第　８　号
令和６年度熊本県育英資金等貸与特別会計補正予算
（第２号）……（　52　）（　〃　294）
○議案第　20　号
専決処分の報告及び承認についてのうち……（　87　）
○報告第　８　号
専決処分の報告について……（条 24　）

令和７年２月熊本県議会定例会議案各委員会別一覧表
（令和７年度当初関係）

□ 総務委員会関係　（知事公室・総務部・企画振興部・出納局・議会事務局
選挙管理委員会・人事委員会事務局・監査委員事務局）

○議案第　36　号
令和７年度熊本県一般会計予算……（　1　）
第１表　歳入歳出予算
歳入全部……（　2　）（事項別明細書　2）
歳　　出
1　議　会　費
1　議　会　費……（　6　）（〃　111）
2　総務費のうち
1　総務管理費のうち……（　6　）（〃　114）
2　企画費のうち……（　6　）（〃　126）
3　徴　税　費……（　6　）（〃　129）
4　市町村振興費……（　6　）（〃　132）
5　選　挙　費……（　6　）（〃　134）
6　防　災　費……（　6　）（〃　137）
7　統計調査費……（　6　）（〃　141）
8　人事委員会費……（　6　）（〃　144）
9　監査委員費……（　6　）（〃　147）
7　商工費のうち
1　商業費のうち……（　8　）（〃　254）
2　工鉱業費のうち……（　8　）（〃　260）
10　教育費のうち
1　教育総務費のうち……（　9　）（〃　306）
6　大　学　費……（　9　）（〃　329）
11　災害復旧費のうち
1　総務災害復旧費……（　9　）（〃　340）
12　公債費のうち……（　10　）（〃　349）
13　諸支出金のうち……（　10　）（〃　351）
14　予　備　費……（　11　）（〃　364）
第２表　債務負担行為のうち……（　12　）（〃　376）
第３表　地　方　債……（　21　）
○議案第　39　号
令和７年度熊本県収入証紙特別会計予算……（　36　）（〃　430）
○議案第　47　号
令和７年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計
予算……（　64　）（〃　495）
○議案第　50　号
令和７年度熊本県公債管理特別会計予算……（　75　）（〃　522）
○議案第　57　号
熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部
を改正する条例の制定について……（条 26　）
○議案第　58　号
熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び熊
本県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正
する条例の制定について……（条 89　）
○議案第　59　号
熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する
条例の一部を改正する条例の制定について……（条 91　）

○議案第　60　号
熊本県情報公開・個人情報保護審議会条例の一部を
改正する条例の制定について……(条 92　)
○議案第　61　号
熊本県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条
例の制定について……(条 93　)
○議案第　62　号
熊本県税条例の一部を改正する条例の制定について‥(条 94　)
○議案第　63　号
熊本県税災害減免条例の一部を改正する条例の制定
について……(条 96　)
○議案第　64　号
熊本県税条例及び熊本県税災害減免条例の一部を改
正する条例の制定について……(条 97　)
○議案第　65　号
熊本県行政手続における特定の個人を識別するため
の番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利
用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改
正する条例の制定について……(条 99　)
○議案第　87　号
包括外部監査契約の締結について……‥(条 142　)

□ 厚生委員会関係　（健康福祉部・病院局）

○議案第　36　号
令和７年度熊本県一般会計予算……（　1　）
第１表　歳入歳出予算
歳　　出
３　民生費のうち
１　社会福祉費のうち……（　6　）（事項別明細書 149）
２　児童福祉費のうち……（　7　）（　〃　160）
３　生活保護費……（　7　）（　〃　167）
４　災害救助費……（　7　）（　〃　169）
４　衛生費のうち
１　公衆衛生費……（　7　）（　〃　170）
２　環境衛生費のうち……（　7　）（　〃　176）
３　保 健 所 費……（　7　）（　〃　185）
４　医　薬　費……（　7　）（　〃　187）
10　教育費のうち
１　教育総務費のうち……（　9　）（　〃　306）
12　公債費のうち……（　10　）（　〃　349）
13　諸支出金のうち……（　10　）（　〃　351）
第２表　債務負担行為のうち……（　12　）（　〃　376）
○議案第　38　号
令和７年度熊本県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算……（　32　）（　〃　422）
○議案第　51　号
令和７年度熊本県国民健康保険事業特別会計予算……（　79　）（　〃　530）
○議案第　56　号
令和７年度熊本県病院事業会計予算……（　90　）（　〃　619）
○議案第　66　号
熊本県民生委員定数条例の一部を改正する条例の制定について……（条 100　）
○議案第　67　号
熊本県一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の制定について……（条 101　）
○議案第　68　号
熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について……（条 112　）
○議案第　69　号
熊本県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例等の一部を改正する条例の制定について……（条 113　）
○議案第　81　号
財産の無償貸付けについて……（条 136　）
○議案第　82　号
財産の無償貸付けについて……（条 137　）
○議案第　83　号
財産の無償貸付けについて……（条 138　）
○議案第　88　号
権利の放棄について……（条 143　）

□ 経済環境委員会関係　(環境生活部・商工労働部・観光文化部・企業局・労働委員会事務局)

○議案第　36　号
令和７年度熊本県一般会計予算……(　1　)
第１表　歳入歳出予算
歳　出
２　総務費のうち
１　総務管理費のうち……(　6　)(事項別明細書 114)
２　企画費のうち……(　6　)(　〃　126)
３　民生費のうち
１　社会福祉費のうち……(　6　)(　〃　149)
２　児童福祉費のうち……(　7　)(　〃　160)
４　衛生費のうち
２　環境衛生費のうち……(　7　)(　〃　176)
５　労　働　費
１　労　政　費……(　7　)(　〃　192)
２　職業訓練費……(　7　)(　〃　194)
３　失業対策費……(　7　)(　〃　199)
４　労働委員会費……(　7　)(　〃　200)
６　農林水産業費のうち
１　農業費のうち……(　7　)(　〃　202)
４　林業費のうち……(　8　)(　〃　229)
７　商工費のうち
１　商業費のうち……(　8　)(　〃　254)
２　工鉱業費のうち……(　8　)(　〃　260)
３　観　光　費……(　8　)(　〃　268)
11　災害復旧費のうち
３　商工災害復旧費……(　10　)(　〃　344)
13　諸支出金のうち……(　10　)(　〃　351)
第２表　債務負担行為のうち……(　12　)(　〃　376)
○議案第　37　号
令和７年度熊本県中小企業振興資金特別会計予算……(　29　)(　〃　413)
○議案第　41　号
令和７年度熊本県港湾整備事業特別会計予算のうち……(　42　)(　〃　445)
○議案第　42　号
令和７年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計予算のうち……(　46　)(　〃　460)
○議案第　48　号
令和７年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計予算……(　67　)(　〃　499)
○議案第　49　号
令和７年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計予算……(　71　)(　〃　509)
○議案第　53　号
令和７年度熊本県電気事業会計予算……(　85　)(　〃　563)
○議案第　54　号
令和７年度熊本県工業用水道事業会計予算……(　87　)(　〃　583)
○議案第　55　号
令和７年度熊本県有料駐車場事業会計予算……(　89　)(　〃　604)
○議案第　70　号
熊本県環境影響評価条例の一部を改正する条例の制定について……(条 117　)

○議案第　71　号
熊本県少年保護育成条例の一部を改正する条例の制定について……(条 118　)
○議案第　72　号
熊本県産業技術センター条例の一部を改正する条例の制定について……(条 119　)
○議案第　73　号
熊本産業展示場条例の一部を改正する条例の制定について……(条 120　)
○議案第　74　号
熊本県立劇場条例の一部を改正する条例の制定について……(条 122　)
○議案第　84　号
財産の処分について……(条 139　)
○議案第　86　号
熊本県産業成長ビジョンの改定について……(条 141　)
○議案第　89　号
権利の放棄について……(条 144　)
○議案第　90　号
訴えの提起について……(条 146　)

□ 農林水産委員会関係　（農林水産部）

○議案第　36　号
令和７年度熊本県一般会計予算……(　1　)
第１表　歳入歳出予算
歳　出
６　農林水産業費のうち
１　農業費のうち……(　7　)(事項別明細書 202)
２　畜 産 業 費……(　8　)(　〃 216)
３　農地費のうち……(　8　)(　〃 223)
４　林業費のうち……(　8　)(　〃 229)
５　水産業費のうち……(　8　)(　〃 242)
11　災害復旧費のうち
２　農林水産業災害復旧費……(　9　)(　〃 341)
12　公債費のうち……(　10　)(　〃 349)
13　諸支出金のうち……(　10　)(　〃 351)
第２表　債務負担行為のうち……(　12　)(　〃 376)
○議案第　45　号
令和７年度熊本県林業改善資金特別会計予算……(　58　)(　〃 483)
○議案第　46　号
令和７年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計予算……(　61　)(　〃 490)
○議案第　75　号
熊本県林業研究・研修センター条例の一部を改正す
る条例の制定について……(条 129　)
○議案第　76　号
熊本県阿蘇みんなの森条例の一部を改正する条例の
制定について……(条 130　)

□ 建設委員会関係　（土木部）

○議案第　36　号
令和７年度熊本県一般会計予算……（　1　）
第１表　歳入歳出予算
歳　　出
４　衛生費のうち
２　環境衛生費のうち……（　7　）（事項別明細書 176）
６　農林水産業費のうち
３　農地費のうち……（　8　）（　〃　223）
５　水産業費のうち……（　8　）（　〃　242）
８　土　木　費
１　土木管理費……（　8　）（　〃　270）
２　道路橋りょう費……（　8　）（　〃　275）
３　河川海岸費……（　8　）（　〃　280）
４　港　湾　費……（　8　）（　〃　286）
５　都市計画費……（　8　）（　〃　290）
６　住　宅　費……（　8　）（　〃　295）
11　災害復旧費のうち
４　土木災害復旧費……（　10　）（　〃　345）
12　公債費のうち……（　10　）（　〃　349）
13　諸支出金のうち……（　10　）（　〃　351）
第２表　債務負担行為のうち……（　12　）（　〃　376）
○議案第　41　号
令和７年度熊本県港湾整備事業特別会計予算のうち‥（　42　）（　〃　445）
○議案第　42　号
令和７年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計予算のうち……（　46　）（　〃　460）
○議案第　43　号
令和７年度熊本県用地先行取得事業特別会計予算……（　50　）（　〃　468）
○議案第　52　号
令和７年度熊本県下水道事業会計予算……（　82　）（　〃　543）
○議案第　77　号
熊本県特定都市河川浸水被害対策法施行条例の制定について……（条 131　）

□ 教育警察委員会関係　（教育委員会・警察本部）

○議案第　36　号
令和７年度熊本県一般会計予算……(　1　)
第１表　歳入歳出予算
歳　　出
9　警　察　費
1　警察管理費……(　9　)(事項別明細書 298)
2　警察活動費……(　9　)(　〃　304)
10　教育費のうち
1　教育総務費のうち……(　9　)(　〃　306)
2　小 学 校 費……(　9　)(　〃　314)
3　中 学 校 費……(　9　)(　〃　316)
4　高等学校費……(　9　)(　〃　319)
5　特別支援学校費……(　9　)(　〃　326)
7　社会教育費……(　9　)(　〃　330)
8　保健体育費……(　9　)(　〃　336)
11　災害復旧費のうち
5　警察災害復旧費……(　10　)(　〃　347)
6　教育災害復旧費……(　10　)(　〃　348)
13　諸支出金のうち……(　10　)(　〃　351)
第２表　債務負担行為のうち……(　12　)(　〃　376)
○議案第　40　号
令和７年度熊本県立高等学校実習資金特別会計予算‥(　39　)(　〃　434)
○議案第　44　号
令和７年度熊本県育英資金等貸与特別会計予算……(　54　)(　〃　475)
○議案第　78　号
熊本県立高等学校の授業料等に関する条例の一部を
改正する条例の制定について……(条 133　)
○議案第　79　号
熊本県警察職員定数条例の一部を改正する条例の制
定について……(条 134　)
○議案第　80　号
熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一
部を改正する条例の制定について……(条 135　)
○議案第　85　号
財産の減額貸付けについて……(条 140　)
○議案第　91　号
権利の放棄について……(条 147　)

令和７年２月定例会提出

常任・議会運営委員会付託請願文書表

内訳	
委員会名	件数
総務	
厚生	
経済環境	２
農林水産	
建設	
教育警察	
議会運営	
計	２

	経済環境常任委員会
令和７年２月25日受理	請　第　25　号

件　名	「地方消費者行政に対する財政支援（交付金等）の継続・拡充を求める意見書」の提出を求める請願

紹　介　議　員	提　出　者　　住　所　　氏　名
藤　川　隆　夫 池　田　和　貴 内　野　幸　喜 橋　口　海　平 南　部　隼　平	

（要　旨）

国民生活の安定の基礎を担っている地方消費者行政を安定的に推進させるための国の恒久的な財源措置と、その制度創設までの間の現行交付金に係る活用期限の制度撤廃又は延長若しくは相当の予算措置を行うよう、国会及び政府に対して、意見書を提出されるよう請願する。

（理　由）

消費者被害・トラブル額は、令和５年の１年間で約8.8兆円に上り、デジタル化の進展に伴いインターネット通信販売に関連するトラブルも増加している。熊本県消費生活センターにおいても、副業や投資の儲け話に関する相談が増加し、高齢者を狙った詐欺的商法や若者が副業に関する情報商材等の代金として高額な請求を受けたケースも多発している。

これらの被害を防止・救済するためには、地方消費者行政の充実・強化が非常に重要である。令和５年度は熊本県消費生活センター及び県内14市の消費生活センターで約４億円の被害回復が実現しており、相談体制が充実・強化したらより多くの救済が可能となる。

しかしながら、現在、地方消費者行政は、後退の岐路に立たされている。

現行の地方消費者行政強化交付金は、全国で500を超える自治体が、県内でも７自治体が令和７年度末に活用期限を迎えるため、消費生活相談員の人件費支出に深刻な影響が出るおそれがある。地方消費者行政の後退、衰退、消滅を防ぐためには、国が恒久的な財源措置を行うべきであり、それまでの間は、地方消費者行政強化交付金の推進事業分の活用期限の撤廃又は延長若しくは相当の予算措置を行うことが必要である。

さらに、地方公共団体が相談員人件費以外で地方消費者行政強化交付金の推進事業分を活用して行っている消費者教育・啓発、高齢者等の見守りネットワーク活動事業等は、国の消費者政策の実現にとっても必要な取組であり、国は、これらの事業を地方公共団体が財政的負担なく推進できる新たな財政措置制度の創設を行うべきである。

地方交付税の基準財政需要額は消費者行政にそのまま活用できるものではなく、地方公共団体が消費生活相談を行うための予算措置は国の責務である。

住民一人ひとりの消費生活相談を、社会に対するパブリックコメントとして捉えて、社会の問題点を消費者の視点から改善することは、国民生活安定の基礎づくりに必要不可欠であり、国民生活の安定の基礎を担っている地方消費者行政を安定的に推進させるため、国会及び政府に対して地方自治法第99条により、「地方消費者行政に対する財政支援（交付金等）の継続・拡充を求める意見書」を提出されるよう請願する。

	経済環境常任委員会
令和７年２月25日受理	請　第　26　号

件　名	「地方消費者行政に対する財政支援（交付金等）の継続・拡充を求める意見書」の提出を求める請願

紹　介　議　員	提　出　者　　住　所　　氏　名
藤　川　隆　夫 池　田　和　貴 内　野　幸　喜 橋　口　海　平 南　部　隼　平	

（要　旨）

国民生活の安定の基礎を担っている地方消費者行政を安定的に推進させるための国の恒久的な財源措置と、その制度創設までの間の現行交付金に係る活用期限の制度撤廃又は延長若しくは相当の予算措置を行うよう、国会及び政府に対して、意見書を提出されるよう請願する。

（理　由）

消費者被害・トラブル額は、令和５年の１年間で約8.8兆円に上り、デジタル化の進展に伴いインターネット通信販売に関連するトラブルも増加している。熊本県消費生活センターにおいても、副業や投資の儲け話に関する相談が増加し、高齢者を狙った詐欺的商法や若者が副業に関する情報商材等の代金として高額な請求を受けたケースも多発している。

これらの被害を防止・救済するためには、地方消費者行政の充実・強化が非常に重要である。令和５年度は熊本県消費生活センター及び県内14市の消費生活センターで約４億円の被害回復が実現しており、相談体制が充実・強化したらより多くの救済が可能となる。

しかしながら、現在、地方消費者行政は、後退の岐路に立たされている。

現行の地方消費者行政強化交付金は、全国で500を超える自治体が、県内でも７自治体が令和７年度末に活用期限を迎えるため、消費生活相談員の人件費支出に深刻な影響が出るおそれがある。地方消費者行政の後退、衰退、消滅を防ぐためには、国が恒久的な財源措置を行うべきであり、それまでの間は、地方消費者行政強化交付金の推進事業分の活用期限の撤廃又は延長若しくは相当の予算措置を行うことが必要である。

さらに、地方公共団体が相談員人件費以外で地方消費者行政強化交付金の推進事業分を活用して行っている消費者教育・啓発、高齢者等の見守りネットワーク活動事業等は、国の消費者政策の実現にとっても必要な取組であり、国は、これらの事業を地方公共団体が財政的負担なく推進できる新たな財政措置制度の創設を行うべきである。

地方交付税の基準財政需要額は消費者行政にそのまま活用できるものではなく、地方公共団体が消費生活相談を行うための予算措置は国の責務である。

住民一人ひとりの消費生活相談を、社会に対するパブリックコメントとして捉えて、社会の問題点を消費者の視点から改善することは、国民生活安定の基礎づくりに必要不可欠であり、国民生活の安定の基礎を担っている地方消費者行政を安定的に推進させるため、国会及び政府に対して地方自治法第99条により、「地方消費者行政に対する財政支援（交付金等）の継続・拡充を求める意見書」を提出されるよう請願する。

令和７年２月25日

議長　山口　裕　様

総務常任委員長　内野幸喜

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、会議規則第84条の規定により報告します。

議案番号	議案名	議決結果
第　１号	令和６年度熊本県一般会計補正予算（第８号）	原案可決
第　３号	令和６年度熊本県収入証紙特別会計補正予算（第１号）	原案可決
第　１１号	令和６年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計補正予算（第２号）	原案可決
第　１３号	令和６年度熊本県公債管理特別会計補正予算（第１号）	原案可決
第　２０号	専決処分の報告及び承認についてのうち	原案承認
第　２１号	熊本県手数料条例等の一部を改正する条例の制定について	原案可決

令和７年２月25日

議長　山口　裕　様

厚生常任委員長　髙島和男

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、会議規則第84条の規定により報告します。

議案番号	議案名	議決結果
第　１号	令和６年度熊本県一般会計補正予算（第８号）	原案可決
第　１４号	令和６年度熊本県国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）	原案可決
第　１９号	令和６年度熊本県病院事業会計補正予算（第４号）	原案可決

令和７年２月25日

議長　山口　裕　様

教育警察常任委員長　中村亮彦

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、会議規則第84条の規定により報告します。

議案番号	議案名	議決結果
第　１号	令和６年度熊本県一般会計補正予算（第８号）	原案可決
第　４号	令和６年度熊本県立高等学校実習資金特別会計補正予算（第１号）	原案可決
第　８号	令和６年度熊本県育英資金等貸与特別会計補正予算（第２号）	原案可決
第　２０号	専決処分の報告及び承認についてのうち	原案承認

令和７年２月26日

議長　山口　裕　様

経済環境常任委員長　西山宗孝

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、会議規則第84条の規定により報告します。

議案番号	議案名	議決結果
第　１号	令和６年度熊本県一般会計補正予算（第８号）	原案可決
第　２号	令和６年度熊本県中小企業振興資金特別会計補正予算（第１号）	原案可決
第　１２号	令和６年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計補正予算（第１号）	原案可決
第　１６号	令和６年度熊本県電気事業会計補正予算（第４号）	原案可決
第　１７号	令和６年度熊本県工業用水道事業会計補正予算（第２号）	原案可決
第　１８号	令和６年度熊本県有料駐車場事業会計補正予算（第２号）	原案可決

令和７年２月26日

議長　山口　裕　様

農林水産常任委員長　吉田孝平

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、会議規則第84条の規定により報告します。

議案番号	議案名	議決結果
第　１号	令和６年度熊本県一般会計補正予算（第８号）	原案可決
第　９号	令和６年度熊本県林業改善資金特別会計補正予算（第１号）	原案可決
第　１０号	令和６年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第１号）	原案可決
第　２２号	工事請負契約の締結について	原案可決
第　２３号	工事請負契約の締結について	原案可決
第　２４号	工事請負契約の変更について	原案可決
第　２５号	工事請負契約の変更について	原案可決
第　２６号	工事請負契約の変更について	原案可決

令和７年２月26日

議長　山口　裕　様

建設常任委員長　竹﨑和虎

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、会議規則第84条の規定により報告します。

議案番号	議案名	議決結果
第　１号	令和６年度熊本県一般会計補正予算（第８号）	原案可決
第　５号	令和６年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算（第４号）	原案可決
第　６号	令和６年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計補正予算（第３号）	原案可決
第　７号	令和６年度熊本県用地先行取得事業特別会計補正予算（第１号）	原案可決
第　１５号	令和６年度熊本県下水道事業会計補正予算（第３号）	原案可決
第　２７号	工事請負契約の締結について	原案可決
第　２８号	工事請負契約の変更について	原案可決
第　２９号	工事請負契約の変更について	原案可決
第　３０号	工事請負契約の変更について	原案可決
第　３１号	工事請負契約の締結について	原案可決

議案番号	議　　案　　名	議決結果
第　３２号	専決処分の報告及び承認について	原案承認
第　３３号	専決処分の報告及び承認について	原案承認
第　３４号	専決処分の報告及び承認について	原案承認
第　３５号	専決処分の報告及び承認について	原案承認

令和７年３月13日

議長　山口　裕　様

総務常任委員長　内野幸喜

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、会議規則第84条の規定により報告します。

議案番号	議案名	議決結果
第　３６号	令和７年度熊本県一般会計予算	原案可決
第　３９号	令和７年度熊本県収入証紙特別会計予算	原案可決
第　４７号	令和７年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計予算	原案可決
第　５０号	令和７年度熊本県公債管理特別会計予算	原案可決
第　５７号	熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	原案可決
第　５８号	熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び熊本県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
第　５９号	熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
第　６０号	熊本県情報公開・個人情報保護審議会条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
第　６１号	熊本県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
第　６２号	熊本県税条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決

議案番号	議　　案　　名	議決結果
第　６３号	熊本県税災害減免条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
第　６４号	熊本県税条例及び熊本県税災害減免条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
第　６５号	熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
第　８７号	包括外部監査契約の締結について	原案可決

令和７年３月13日

議長　山口　裕　様

厚生常任委員長　髙島和男

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、会議規則第84条の規定により報告します。

議案番号	議案名	議決結果
第　３６号	令和７年度熊本県一般会計予算	原案可決
第　３８号	令和７年度熊本県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算	原案可決
第　５１号	令和７年度熊本県国民健康保険事業特別会計予算	原案可決
第　５６号	令和７年度熊本県病院事業会計予算	原案可決
第　６６号	熊本県民生委員定数条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
第　６７号	熊本県一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の制定について	原案可決
第　６８号	熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
第　６９号	熊本県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	原案可決
第　８１号	財産の無償貸付けについて	原案可決
第　８２号	財産の無償貸付けについて	原案可決

議案番号	議　　案　　名	議決結果
第　８３号	財産の無償貸付けについて	原案可決
第　８８号	権利の放棄について	原案可決

令和７年３月13日

議長　山口　裕　様

教育警察常任委員長　中村亮彦

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、会議規則第84条の規定により報告します。

議案番号	議案名	議決結果
第　３６号	令和７年度熊本県一般会計予算	原案可決
第　４０号	令和７年度熊本県立高等学校実習資金特別会計予算	原案可決
第　４４号	令和７年度熊本県育英資金等貸与特別会計予算	原案可決
第　７８号	熊本県立高等学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
第　７９号	熊本県警察職員定数条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
第　８０号	熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
第　８５号	財産の減額貸付けについて	原案可決
第　９１号	権利の放棄について	原案可決

令和７年３月14日

議長　山口　裕　様

経済環境常任委員長　西山宗孝

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、会議規則第84条の規定により報告します。

議案番号	議案名	議決結果
第　３６号	令和７年度熊本県一般会計予算	原案可決
第　３７号	令和７年度熊本県中小企業振興資金特別会計予算	原案可決
第　４１号	令和７年度熊本県港湾整備事業特別会計予算のうち	原案可決
第　４２号	令和７年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計予算のうち	原案可決
第　４８号	令和７年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計予算	原案可決
第　４９号	令和７年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計予算	原案可決
第　５３号	令和７年度熊本県電気事業会計予算	原案可決
第　５４号	令和７年度熊本県工業用水道事業会計予算	原案可決
第　５５号	令和７年度熊本県有料駐車場事業会計予算	原案可決
第　７０号	熊本県環境影響評価条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決

議案番号	議　　案　　名	議決結果
第　７１号	熊本県少年保護育成条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
第　７２号	熊本県産業技術センター条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
第　７３号	熊本産業展示場条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
第　７４号	熊本県立劇場条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
第　８４号	財産の処分について	原案可決
第　８６号	熊本県産業成長ビジョンの改定について	原案可決
第　８９号	権利の放棄について	原案可決
第　９０号	訴えの提起について	原案可決

令和７年３月14日

議長　山口　裕　様

農林水産常任委員長　吉田孝平

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、会議規則第84条の規定により報告します。

議案番号	議案名	議決結果
第　３６号	令和７年度熊本県一般会計予算	原案可決
第　４５号	令和７年度熊本県林業改善資金特別会計予算	原案可決
第　４６号	令和７年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計予算	原案可決
第　７５号	熊本県林業研究・研修センター条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
第　７６号	熊本県阿蘇みんなの森条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決

令和７年３月14日

議長　山口　裕　様

建設常任委員長　竹﨑和虎

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、会議規則第84条の規定により報告します。

議案番号	議案名	議決結果
第　３６号	令和７年度熊本県一般会計予算	原案可決
第　４１号	令和７年度熊本県港湾整備事業特別会計予算のうち	原案可決
第　４２号	令和７年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計予算のうち	原案可決
第　４３号	令和７年度熊本県用地先行取得事業特別会計予算	原案可決
第　５２号	令和７年度熊本県下水道事業会計予算	原案可決
第　７７号	熊本県特定都市河川浸水被害対策法施行条例の制定について	原案可決

特別委員会付託調査事件変更一覧表

令和７年３月19日

付託調査事件 委員会名	変　更　前	変　更　後
高速交通ネットワーク整備推進特別委員会	１　高速交通体系に関する件 ２　熊本都市圏交通に関する件	同左
海の再生及び環境対策特別委員会	１　有明海・八代海の環境の保全、改善及び水産資源の回復等による漁業の振興に関する件 ２　2050年県内CO_2排出実質ゼロに向けた取組に関する件 ３　再生可能エネルギー導入促進に関する件	同左
地域活力創生特別委員会	１　デジタル田園都市国家構想に関する件 ２　ＴＳＭＣ進出に係る県内波及効果に関する件	１　新たな地方創生に関する件 ２　ＴＳＭＣ進出に係る県内波及効果に関する件

令和７年２月定例会提出

閉会中の継続審査申出一覧表

総務常任委員会
1　行財政に関する件
2　私学振興に関する件
3　防災、消防に関する件
4　国際交流に関する件
5　企画推進及び土地利用対策・地域政策に関する件
6　球磨川流域復興に関する件

厚生常任委員会
1　県民の健康及び衛生に関する件
2　県民の社会福祉に関する件
3　病院事業に関する件

経済環境常任委員会
1　環境保全及び公害対策に関する件
2　県民の生活に関する件
3　商工業の振興に関する件
4　労働行政の推進に関する件
5　観光、文化、物産及び貿易の振興に関する件
6　公営企業の経営に関する件

農林水産常任委員会
1　農林水産業の振興に関する件
2　農山漁村の振興に関する件

建設常任委員会
1　道路、都市計画、景観及び下水環境に関する件
2　河川、港湾及び砂防に関する件
3　建築、営繕及び住宅に関する件

教育警察常任委員会
1　学校教育及び社会教育の振興に関する件
2　芸術・文化の振興に関する件
3　体育・スポーツの振興に関する件
4　治安基盤の整備に関する件

議会運営委員会
1　議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する件
2　次期定例会の会期日程に関する件
3　その他議会運営に関する件

請願委員会審査報告一覧表

閉会中の継続審査申出一覧表

委員会名	内訳				
	採択	不採択	撤回許可	継続審査	計
総務					
厚生					
経済環境	2				2
農林水産					
建設					
教育警察					
議会運営					
高速交通ネットワーク整備推進					
海の再生及び環境対策					
地域活力創生					
計	2				2

経　済　環　境　常　任　委　員　会						
受理年月日 番　　号	件　　名	紹　介　議　員	提出者　　住所　　氏名	結　果		継続審査
				採択	不採択	
７・２・25 請第25号	「地方消費者行政に対する財政支援（交付金等）の継続・拡充を求める意見書」の提出を求める請願	藤　川　隆　夫 池　田　和　貴 内　野　幸　喜 橋　口　海　平 南　部　隼　平		○		
７・２・25 請第26号	「地方消費者行政に対する財政支援（交付金等）の継続・拡充を求める意見書」の提出を求める請願	藤　川　隆　夫 池　田　和　貴 内　野　幸　喜 橋　口　海　平 南　部　隼　平		○		